日本语言·文化·传播丛书

古代日本人の名前の研究

——日本古代人名研究

潘蕾 著

中国传媒大学出版社

本書は、古代日本人の名前（個人名）について、その歴史的展開をたどり、個人名の日本的な特徴を考察したものである。本書を読む中国の読者は、日本人の名前の実例を通して、日本文化の特徴を考える手がかりを各所に見いだすであろう。太古以来の母系社会の伝統は端々に色濃く現れている。名前においても男女の差が少なく、女性の地位は相対的に高かったのである。親や先祖の名前の一字を子に付ける通字命名法が現在の日本でもよく行われていることも、世代間の秩序を厳格に区別する中国の系字と対照されるとき、日本人の考え方をよく示しているであろう。

——はしがきより

建议上架：日本语言文化

ISBN 978-7-5657-0447-5



定价：58.00元

古代日本人の名前の研究

——日本古代人名研究

潘蕾 著

本书承蒙日本国际交流基金赞助出版

中国传媒大学出版社

图书在版编目(CIP)数据

日本古代人名研究/潘蕾著.—北京:中国传媒大学出版社,2012.3

ISBN 978-7-5657-0447-5

Ⅰ.①日… Ⅱ.①潘… Ⅲ.①姓名-研究-日本-古代 Ⅳ.①K833.13

中国版本图书馆 CIP 数据核字(2012)第 037550 号

古代日本人の名前の研究——日本古代人名研究

著　　者　潘　蕾

策　　划　冬　妮

责任编辑　张　旭

责任印制　张　玥

封面设计　大鹏工作室

出 版 人　蔡　翔

出版发行　中国传媒大学出版社

社　　址　北京市朝阳区定福庄东街1号　　邮编:100024

电　　话　86-10-65450532 或 65450528　　传真:010-65779405

网　　址　http://www.cucp.com.cn

经　　销　全国新华书店

印　　刷　北京中科印刷有限公司

开　　本　730×988 mm　1/16

印　　张　22.25

版　　次　2012年5月第1版　2012年5月第1次印刷

书　　号　ISBN 978-7-5657-0447-5/K·0447　　定　价　58.00元

はしがき

本書は、古代日本人の名前(個人名)について、その歴史的展開をたどり、個人名の日本的な特徴を考察する。考察の対象とされる時代は飛鳥時代から院政時代までであるが、本書の仮説は、院政時代こそが日本の個人名の歴史において画期をなす時代であり、この時代に名前の日本的な特徴が確立されたとする。飛鳥時代以降、中国の影響を受けながら徐々に日本的特質を持つように展開してきた日本の個人名の歴史は、院政時代に集大成期を迎え、その後の鎌倉時代以降現代に至るまでの歴史はその院政時代の基盤に基づいて展開してきた。この仮説に基づき、本書ではまず院政時代の名前の特質を明らかにし、その完成されたあり方に照らして、時代を遡り、各時代のあり方を考察する。その際社会的身分との関連づけ、中国人名との比較の視点を取り入れて考察を行っている。

飛鳥・奈良時代には、国家の統一にともない中国からの影響を受け始めるが、単なる盲従ではなく、日本古来の身分制度・家族制度を反映している。

平安時代前期は、中国文化の全盛の時代であり、嵯峨天皇の大改革が行われ、中国の系字も導入されたが、なお前代以来の同母の兄弟関係重視は日本風として残された。

摂関時代には、中国との交流が減少し、日本文化の成熟とともに、祖名の継承から通字命名法が現れ、実名敬避も制度としてのそれから習俗としてのそれへ深まった。女性名が発達した。

院政時代には、各種の名前の役割が明確になり、整然と体系づけられ、漢字表記・和訓読みという形式が定着し、祖名の継承が一般的になり、系字の機能を併せ持つ通字が普及する。実名が重要になり、集団全体の象徴として継承され、名実一体観

に基づく実名敬避も確立されたのである。

本書を読む中国の読者は、日本人の名前の実例を通して、日本文化の特徴を考える手がかりを各所に見いだすであろう。太古以来の母系社会の伝統は端々に色濃く現れている。名前においても男女の差が少なく、女性の地位は相対的に高かったのである。親や先祖の名前の一字を子に付ける通字命名法が現在の日本でもよく行われていることも、世代間の秩序を厳格に区別する中国の系字と対照されるとき、日本人の考え方をよく示しているであろう。

本書は、日本国東京都町田市の桜美林大学大学院に提出された博士課程学位論文が基になっている。論文審査において、本研究は以下のように高く評価された。

・個人名の研究は、歴史的資料に残された膨大な名前を収集し、分類・整理し、意味を見出していくことに大変な困難が伴うことから、従来研究は散発的、断片的にしかなされず、趣味的内容にとどまることが多かったが、本研究は学術的な手続きを踏んだ、本格的な日本の個人名研究として他に類を見ないものである。

・日本の文献の調査を丁寧に、幅広く行うのみならず、中国の文献を博捜し、中国の人名との比較を行うことにより、従来の日本人の研究ではなしえなかった新しい知見を随所に示している。

・中国の系字の機能を生かしながらの通字による祖名継承などの日本的特徴が明確に浮き彫りされている。

論文の審査員として学外から加わっていただいた、日本人の名前の研究の第一人者であった故奥富敬之先生も本研究を高く評価してくださった。

私は修士課程から博士課程にかけて6年半の間研究指導を担当したが、潘蕾さんが大変な努力を積み重ねて論文を完成されたことを見てきた。日本人学生にとっても難しい、日本の古代の文献を地味にこつこつと読み続けて、誠実に研究に打ちこむ姿に、自ずから頭が垂れる思いであった。留学生として異境の地に一人でご苦労されたことが立派に結実し、この度本書が中国で出版される運びになったことに、心からお祝い申し上げたい。

桜美林大学教授 倉澤幸久

2012年2月

序

本书的作者潘蕾是我们北京日本学研究中心的一名青年教师。潘蕾于北京外国语大学日语系本科毕业后，赴日本樱美林大学国际学研究科攻读硕士和博士学位，师从仓泽幸久教授。在日留学期间，潘蕾以日本人的“名字”为研究对象，先后撰写了硕士和博士毕业论文。其中博士论文《日本古代人名研究》以“历史与人名”、“社会身份与人名”、“与中国人名的对比”为三大研究视角，通过对大量史料的细致、深入的解读，考察了日本自飞鸟时代至平安时代的人名，分析了各个时期的特点，并以此为基础勾勒出日本古代人名体系的构筑过程。由于此前缺少对日本古代人名特别是其中的“名字”(并非“姓”)的系统研究，更缺少“与中国人名的对比”这一研究视角，本论文受到了中日专家的广泛关注与好评。潘蕾通过对日本古代上流社会人名的深入研究，同时也加深了对日本古代政治制度的理解。通过这些研究，可以进一步加深对于中日两国的家族制度的理解。其博士论文即构成了本书的基本内容。

在当今的中国学术界，日本的天皇制是一个备受关注的课题。我国学者普遍认为，以明治维新为界，大致可将日本的天皇制划分为此前的古代天皇制以及此后的近代(包括现代)天皇制。而古代天皇制和近代天皇制作为两大完整的历史过程还可以细分为若干阶段。其中，近代天皇制往往被认为是日本对外侵略战争连绵不断的深层次、制度意义上的原因，研究者众多，也取得了一定的成果。但是潘蕾通过研究认为，为了更进一步地理解近代日本的天皇制，我们有必要聚焦古代的天皇制，追溯天皇家的起源、成立、发展、变迁的历史，分析在这一历史过程中天皇家各个成员所起的作用，思考天皇家族的存在及其对日本人思想的形成所造成的影响。

1946 年 1 月 1 日，日本各大报纸在头版头条刊载了天皇裕仁的“关于新日本建设之诏书”，即通常所说的日本天皇的“人间宣言”。在“宣言”中，裕仁声明天皇不是神，而是人。“人间宣言”宣布日本坚持和平主义，强调天皇与日本国民同在，天皇与国民之间的纽带既非产生于神话和传统，也非来源于天皇是“现世神”的观念或日本民族优越于其他民族等虚构的观念，天皇和国民的关系建立在相互信任和相互尊敬的基础之

上，从而使天皇走下神坛，天皇的地位从"国家元首"变为"国家象征"。那么，日本天皇又是从何时开始登上神坛的呢？又是否如众多中外学者所指出的那样，自平安时代中期以来至明治维新前一直仅仅作为日本民族的精神领袖而存在呢？本书的研究有助于我们理解以上问题，使我们更进一步地了解不同历史时期日本的政治结构以及在各种政治结构中天皇所起的作用，从而更加客观地去理解日本的历史，理解日本人的思想。

2008年，潘蕾从日本樱美林大学毕业，获得博士学位，回国后应聘进入了我们北京外国语大学北京日本学研究中心文化研究室工作。任职以来，潘蕾工作踏实认真，刻苦钻研，先后承担了日本文化专业硕士研究生的《日本文化概论》、《日本文化特殊演习》、《日本文化演习2》等课程的教学工作，并先后指导了7名硕士研究生撰写硕士论文。在教学工作中，潘蕾热爱教学工作，力求做到教书育人，并于2010年获得了北京外国语大学教书育人"园丁奖"。

为了适应当今社会对日语专业高层次人才需求的不断变化，北京日本学研究中心正在筹划对本中心的硕士和博士课程进行改革。作为改革小组的成员之一，潘蕾积极地投身到了这一改革过程中。她多次与在读的研究生进行交流，并在此基础上制定了调查问卷，了解学生们对目前开设课程的意见和建议以及对今后课程设置的希望。问卷回收之后，她能够及时对调查结果进行统计，并将结果提交到改革小组会议上进行分析、讨论，表现出了一个年轻教员所应有的积极、热情、勇于实践的精神。

除了认真参加教学工作以外，潘蕾还积极开展科研工作。近几年来，共参加了13次国际学术研讨会并在部分会议上发表了论文；在国内外期刊共发表了13篇学术论文，其中部分论文还获得了北京外国语大学"卡西欧奖教金"优秀论文奖和北京外国语大学阿含宗"桐山奖教金"优秀论文奖。另外，还主持完成了1个国际合作研究项目、参与了1个国家社会科学基金规划项目和1个北京市哲学社会科学规划项目。

我相信，潘蕾在今后的工作中，一定能将这些研究成果渗透到她日常的教学中去，同时开展更加广泛和深入的研究，一定会在学术研究和教学的殿堂里取得更大的收获。

北京日本学研究中心主任

北京外国语大学教授、博士生导师

徐一平

2011年11月

目 录

第Ⅰ部 個人名の基礎的考察

第Ⅱ部　古代日本の個人名の考察

は譲位後鳥羽殿に移してそこで落飾されたが、第82代後鳥羽天皇も譲位後鳥羽殿に移住してそこで出家されたのである。）する場合は多いが、第96代後醍醐天皇のように、延喜・天暦の世すなわち醍醐・村上両天皇の治世を理想の時代として追慕し、「後醍醐」と自ら選定した例もある。また、第108代後水尾天皇の追号に使われる「水尾」は第56代清和天皇の別称（崩御後京都の水尾に葬られたことに由来する。）であるが、先代の天皇の追号にのみならず、別称にも後を付けて後代の天皇の追号としたのである。なお、第102代後花園天皇（1419～1470）は、はじめ「後文徳」と追号されたが、先代の天皇の漢風諡号（「文徳」は第55代天皇の諡である。）に後の字を加える追号例は曾てないとする反対が出たため、「後花園」（「花園」は第95代天皇の追号である。）と改められたのである。この例から伺えるように、諡号奉上の主旨が生前の徳を褒め称えることにあり、徳には「前」も「後」もない故に、諡に「後」の字が付け加えられるのは甚だ不都合だと見なされた。ところが、生前の徳を褒め称えるのを主旨としない追号は、在位中・譲位後の御在所や崩御後の御陵地などに由来することが多く、先代の天皇と同じ在所や山陵を持つ天皇に「後○○」の追号を奉上することはより個人の識別に資すると考えられる。「後」の含まれる追号は計28例であるが、全体（崩御した124人の天皇の中に、追号が奉上されたのは69人である。）の四割以上をも占めており、よって、「後」が付け加えられるというのは追号の構成上の特徴であると言えよう。

上掲したのは追号の主な類型であるが、そのほかに、少数ながら、二人の天皇の漢風諡号から一文字ずつ採ったり、在世中の元号をそのまま用いたりして追号とすることもある。例えば、第109代天皇（1623～1696）は「明正」の追号を奉られたが、「明」は第43代元明天皇（661～721）から、「正」は第44代元正天皇（680～748）から採ったものであり、この事例の場合、歴史上の女帝たちの諡に使われる文字を組み合わせて後代の女帝の追号としたのである。明正天皇のほかに、第101代天皇（1401～1428）の「称光」（「称」は第48代称徳天皇から、「光」は第49代光仁天皇から）と第112代天皇（1654～1732）の「霊元」（「霊」は第7代孝霊天皇から、「元」は第8代孝元天皇から）も二人の天皇の漢風諡号から一文字ずつ採ったものである。一方、明治時代に「一世一元」が法律によって定められて以来、天皇の在世中の元号をそのまま追号として用いることが行われるようになり、第122代明治天皇（1852～1912）以後の各天皇の追号は皆元号によるものである。

つまり、時代ごとに個人名を考察し、個々の現象それぞれの歴史変遷を明らかにした上で、それらの歴史変遷を総合して日本個人名体系の構築過程を描いていく。さらに、この過程を日本史の中におき、これまでの研究成果(名前の研究は学際的な研究であるため、歴史学、言語学、社会学、文化人類学などの分野の研究成果を援用することが必要不可欠である)を踏まえながら、各種の個人名が各歴史時期に果たした役割について考えてみる。以上の考察をもって、祖名継承をはじめとする日本色の強い諸現象が生起する原因について私論を展開したい。ただし、人名を特定の歴史時期において考える場合、統計学的な研究法はもちろんのこと、人名及びその付け方や使用法などが記載された膨大な数の史料の解読・比較が必要となるため、一冊の著書の中で有史以来すべての歴史時期の人名について考察しようとするのは甚だ無謀なことであり、たとえそのような試みがなされたとしても、考察が皮相的なものに終わってしまうのであろう。日本において、上皇が朝政を主導した院政時代は、荘園公領制の確立、国政での武家の地位の向上などの動きから、日本歴史上の一大転換期とされているが、この言い方は日本人の個人名の歴史においても適用される。というのは、個人名の付け方・構成・使用などの面を総合的に考慮すれば、院政時代を古代日本個人名体系の集大成期と位置づけられるからである。よって、本研究では、院政時代を基準点かつ出発点として、院政時代を古代日本個人名体系の集大成期に比定することの妥当性を論証するために、日本個人名の歴史を摂関時代、平安時代前期、奈良・飛鳥時代へと遡っていった。本論はII部九章からなっているが、第II部の「古代日本の個人名の考察——天皇・貴族の名前を中心として」では、この一番目の視点に基づいて章を分けたのである(第三章から第九章まで)。

(二)社会的身分と人名

二番目は人名をその社会的身分に結びつけるという視点である。

われわれ現代人にとって、個人の名前は時代の風潮に左右されやすいものの一つであるが、古代においては、事情が違ってくる。というのは、古代においても、時代の風潮が個人名に影響を与えているものの、その影響はある許容範囲内にしか力が発揮できなかったのである。つまり、古代社会は身分制社会であり、社会的身分は個人の全生活領域における行為を規定し、個人の標識ともなる名前もその身分に応じて変化しなければならなかったのである。飛鳥時代から院政時代までの日本人

の個人名の変遷を一言にまとめると、名前の種類とその役割分担が徐々に明確化してきた歴史である。個人の識別という名前の基本機能からすれば、一個人の名前の種類が多ければ多いほど、識別に支障をもたらすことになる。にもかかわらず、古代の日本人は何種類もの個人名を同時に持つことに喜びさえ覚えたのである。それは、個人名の数の変化はその社会的地位の変化に直結しているからである。例を挙げると、国家の最高権力者である天皇ともなると、ほかの皇族との地位上の違いを表すために、天皇という地位に相応する新たな符号が必要となる。現代日本においては、年号がそのような役割を担っている。天皇の年号を天皇の名前の種類に数えることについて、まだ検討の余地があると思われるが、先代の天皇のことを昭和天皇と呼んだり書いたりしていること自体は年号が名前視されている証拠であろう。一方、古代においては、天皇の名前の系統がより複雑であり、天皇という地位の象徴となるものには通称や諡や追号といった種類の名前がある。同様に、天皇の座につく前の者と天皇の座から離れた者に対しても、それ相応の名前が用意され、それぞれ幼名と実名、院号と法名（出家した者に限る）である。こうした命名精神は一貫して古代社会に貫かれ、各身分の者がいくら個人名を変化させようとしても、その身分に相応することを大前提としなければならなかったのである。換言すれば、古代日本人の個人名は社会的身分の表示という役割をも兼ねているため、身分の世襲と同時に伝承され、その結果、先祖と子孫の個人名には連続性が認められる。したがって、時代ごとに個人名を考察する際に、名前の持ち主の社会的身分に基づき、天皇家・公家・武家などに分け、それぞれの特徴を捉えてみた。第Ⅱ部の第七章～第九章の中の節の分け方はこの二番目の視点に基づいたものである。

（三）中国人名との比較

三番目は同身分の中国人の同種類の個人名と比較するという視点である。

日本と中国は共に東洋に属し、文化的には日本は中国から多大な影響を受け、文化的伝統や社会及び国民性などには、共通もしくは類似するところが比較的に多く見受けられる。そのため、中国と日本の文化を論じる際に、両者の類似点が強調されすぎる傾向にあり、西洋人研究者の中に、日本文化は中国文化から派生したもので、両者の区別は必ずしも重要ではないと考えている研究者さえいる。しかし、実際のところ、中国から伝来した漢字で表記されている日本の個人名と漢字の本場で

ある中国の個人名一つをとっても、その付け方・構成・使用などの面において、大きな相違が見受けられる。とはいえ、序論と本論の第Ⅰ部で具体的に述べているように、中国においても日本においても自国の人名についての研究がなされてきているものの、他国の人名と比較したものが少なく、中日両国の人名研究は未だに平行線のままであると言える。そんな中、わずかながら中日人名の類似点と相違点を指摘したものもあるが、それらの指摘のほとんどは表面的な現象の比較によるものである。

例えば、中国の楊希枚氏は、「聯名与姓氏制度の研究」(『中央研究院歴史語学研究所集刊』第28本、1957、pp. 671～683)、「論久被忽略的『左伝』諸侯以字為諡之制——兼論生稱諡問題」(中国社会科学院歴史研究所『中国史研究』1987年第4輯、pp. 71～79)といった一連の論文の中で、子孫が父祖の字(あざな)を以って氏名とするという中国の春秋時代によく見られる現象に注目し、それは父子連名制(特にチベット・ビルマ語派に属する彝族及び日本古代の父子連名制)と同質なもので、漢民族の姓氏制度の起源の一つであると論じられている。楊氏の言う日本古代の父子連名制とは、十世紀の前半に始まった通字命名法のことであり、実例として、賜姓皇族(村上源氏)、公家(藤原氏)、武家(上杉氏、徳川氏など)の系図が当該論文の中に引用されている。通字命名法が父子連名制に分類されることの妥当性はさておき、生きた歴史時期も社会的身分も異なる人間の名前をただ集めて、他国の「類似」の現象の傍証にするというような比較の仕方ではやはり説得力に欠けるだろう。比較をもって中日の名前それぞれの特色を提示しようとする場合、「同質のもの」を比較の対象に選定することが前提条件となる。

ただし、ここで言う「同質のもの」とは、名前の持ち主の社会的身分や名前の種類が同じことであり、必ずしも同じ歴史時期に生きた中国人と日本人の名前を指しているのではない。楊氏の言う古代日本の父子連名制(＝通字命名法)のほかに、中国の春秋時代の人名現象に類似する現象は日本の平安時代にも見られ、勧修寺家[藤原高藤(838～900)の通称・勧修寺内大臣による]、小野宮家[藤原実資(957～1046)の通称・後小野宮による]などのように、子孫が父祖の通称をもって「家」の名としたのである。しかも、通字命名法と同様に、この現象が生起したのも平安時代中期であり、両者の時期的一致は単なる偶然ではなく、当時の歴史社会の必然の産物だと考えられる。また、中国の春秋時代にも同様な現象が生起したというのは、その

時代の中国社会には平安時代中期の日本社会と類似する要素が含まれていることの現れでもあろう。ところで、ここで注目したいのは、中国の春秋時代と日本の平安時代との間に千年以上の時間差があることであり、この差は両国の歴史的な過程の相違に由来すると思われる。この相違を見落としてしまうと、たとえ中日人名における様々な現象の比較ができたとしても、それぞれの現象が反映する社会・文化の側面を捉えることはできないのであろう。したがって、本書では、比較の対象を選定する際に、名前の持ち主の生きた歴史時期の一致性よりも、名前の種類や持ち主の社会的身分の類似性を重要視した。とは言え、歴史と人名という第一の視点から離れることはなく、常に中日人名それぞれの歴史的な過程を意識し、一つ一つの現象を比較するためには、なるべく同じ歴史的な過程にある名前から実例を挙げたのである。つまり、中国の子孫が父祖の字を以って氏名とするという現象と日本の子孫が父祖の実名の文字を継承するという現象とを比較する場合、中国の春秋時代の名前例と日本の平安中期の名前例の比較を中心として、他の時代に見られる同様な例はあくまでも補助的なものでしかない。

また、中国の崔世広氏が『日本文化研究方法論』の中で指摘されたように、現在の比較研究は「中国から日本に伝来したものと中国オリジナルのものとを比較するか、あるいは一見して高度の類似性を持つことがわかるもの同士の比較に限定されている。前者の場合は、儒教・仏教・書法・絵画などであり、後者の場合は、近代啓蒙思想などである。そうして、儒教と神道などのように、それぞれの土着的に成長した異質の文化を直接比較することはしない」[①]という。この指摘を中日の個人名の比較研究に当てはめれば、平安時代前期に中国から日本に伝来した系字命名法と中国の系字命名法との比較は前者の方法に、上述した楊希枚氏の研究は後者の方法に属していると言えよう。一方、中国文化が日本に伝来する以前の日本の名前と同じ歴史的な過程にある中国人の名前との比較は、崔氏の言う「それぞれの土着的に成長した異質の文化を直接比較する」ことであろう。本研究では、日本の個人名の特質をより顕在化させるために、前二種の方法のほかに、第三種の比較の方法をも取り入れたのである。

これまで述べてきた通り、本研究では、以上の問題点に十分に注意しながら、古代

---

① 崔世広「日本文化研究方法論」(『日本学刊』1998・3期)、pp. 68～82.

日本人の個人名について論を展開していく際の必要に応じて、中日人名の比較[①]を試みたい。さらに、表面的な現象の相違の背後にある中日文化の相違をも引き出し、名前の観点から、今まで論じられてきた日本文化の一部の特質の妥当性にも触れてみたい。

なお、第Ⅱ部における古代日本人名の具体的な考察の際に、一般的に用いられている古い時代から新しい時代へという順次法ではなく、一番新しい院政時代を出発点として、そこから古い時代へと遡っていくという方法をとる。こうした考察法はこの第三の視点によるところが大きい。というのは、本論が扱う四つの時代の日本人名の中に、最も日本色の強いのは院政時代であり、そして最も中国色の強いのは平安時代前期である。このように、飛鳥・奈良時代に大量に中国の人名文化を移入して、それをベースに日本の個人名の「原型」を創り出した日本人は、独自の文化の発展に伴って徐々にその「原型」を中国色から日本色に染め直したのではなく、常に人名をより広い範囲で捉え、その時々の日本の風土に順応させるようにアレンジしてきたのである。それらのアレンジの中に、時代の流れと共に相次いで行われるものもあれば、一時期中断されて後に再び行われるようになるものもある。とは言え、ほとんどのアレンジについてその源流を求めることができ、それらの源流及び各時代の時々のアレンジの実態を考察するためには、日本的な特徴がより揃っている院政時代を出発点とするのが効果的ではないかと思う。

二、研究対象と研究方法

(一)研究対象

前述した通り、本研究の対象は飛鳥時代から院政時代までの日本人(ここで言う日本人とは歴史的人物のことであり、文学作品などに登場する虚構の人物が含まれない)の名前(＝個人名)[②]である。ところが、一言で個人名と言っても、飛鳥時代か

---

① 前述した通り、本書の研究対象は古代日本人の個人名であり、中国人名との比較という視点を取り入れたのは、日本人名の特色を顕在化させるためである。よって、この比較は中国と日本の個人名を均等に扱い、両者それぞれの特徴を明らかにするものではない。

② 本書では、特別な断りがない限り、名前という言葉はみな「個人名」のことを指している。

ら院政時代までの日本人の個人名には様々な種類があり、本書では、幼名、実名、通称、字、号、諡、追号などを考察の対象とし、出家入道後に授けられる法名は、人間としての人格を捨てて仏となって永遠の仏格を得たことを表すもので、ほかの種類の個人名と性質が異なると思われるので、扱わないこととした。

また、本書は「古代日本人の名前の研究」をタイトルとしているが、厳密に言えば、「古代日本人」という用語は古代を生きた天皇家・貴族・武家といった支配者層のほかに、同時代を生きた庶民という被支配者層のことをも指している。ところが、古代の天皇家・貴族・武家の名前に比べ、古代の庶民の名前を伝える史料は甚だ少なく、管見の限り、わずか『正倉院文書』と『平安遺文』に散見される古代の戸籍・計帳しかないのである。しかも、そうした史料から古代の庶民の名前の構成上の一部の特徴を伺うことができるが、その種類・使用法などを測り知ることは困難である。つまり、天皇家・貴族・武家とは異なり、古代の庶民の名前に関しては、現存の史料からその全体像を把握することはできない。こうした史料の制圧により、古代を生きた各身分の者の名前の全体像を描き出すことを主眼とする本書は、研究の対象を史料が比較的に豊富な天皇家・貴族・武家に絞り、庶民の名前の考察について、他日を期したいと思う。したがって、本研究では、特別の断りがない限り、「古代日本人」という用語は、天皇家・貴族・武家から構成される古代の支配者層のことを指しているのであり、この点を了承していただきたい。

（二）研究方法

本書の執筆にあたっては、先行研究の成果を最大限に活用するかたわら、できるだけ自分で原典資料にあたって名前の実例を収集することに努めた。名前の実例が記載されている文献は主に以下の三種類である。

1. 主に歴史的事実を記述したもの。

いわゆる実録のことであり、古文書、歴史書、古記録などがこの部類に入る。一部の例外を除き、そこに記載されている名前は特定の歴史人物を識別する符号として

実在の人間に「使用」[①]されているのである。この種の文献の中の名前に関する記述の特徴は、名前における様々な現象についての記述(出生、成人、葬儀などについての記録の中によく見られる)が多く、現象についての説明・評論が少ないことである。

2. 歴史的事実を題材にして、作者の創作をも加えたもの。

歴史物語、軍記物語、説話文学、随筆などがこの部類に入り、そこに記載されている名前の大多数は特定の歴史人物を識別する符号として実在の人間に「使用」されているものである。この種の文献の中の名前に関する記述の特徴は、名前における様々な現象のほかに、現象についての説明・評論も多いことである。

また、種々の実録から人名を抽出してその人名を家ごとにまとめあげた家系図は、名前における様々な現象の発生・発展・衰微・消滅の歴史的な過程を探るのに効果的な資料である。ただし、家系図の制作過程においては、史実を一次的に記録するという作業(つまり制作者が当代の人名などを書き記す作業)の前に、これまでに伝わる様々な資料を収集・整理して再編集するという作業(つまり制作者が当代以前の人名などを書き記す作業)をしなければならない。よって、家系図は二次的な記録であり、古文書や歴史書や古記録などの一次的な記録に対して、信憑性に限界があると思われる。この意味では、家系図をこの二番目の種類に入れるべきであろう。

3. ほとんど作者の創作によるもの。

歴史的事実を題材としない作り物語、小説などがこの部類に入り、そこに記載されている名前のほとんどは特定の虚構の人物を識別する符号として、文献に登場する人物にのみ「使用」[②]されているものである。この種の文献の中の名前に関する

---

① 歴史書や日記とは言え、必ずしも歴史的事実を記載しているわけではなく、そこに登場する人物の中に、実在しなくて創作された者もいる。彼らの名前は、歴史人物の名前とは異なり、往々にして個体の識別や交流の手段という個人名の「一次的な機能」の発揮ではなく、何らかの「二次的な機能」(個人名の一次的な機能と二次的な機能については、第一章第二節を参照。)の発揮を命名の動機とするため、歴史人物の名前と同一視することはできない。一方、第2・第3種の文献の中の虚構人物の名前が基本的に出典となる文献に登場する虚構の人物にのみ使用される(使用者は作者である)のに対し、上述した者の名前は実在の人間にも使用されている。この意味では、これらの名前についての記述の分析を通して、各種の名前の使用法の一端を伺うことができると言えよう。

② 登場人物以外に、実在の人間である作者や読者がその名前を読んだり書いたりすることもあるが、その際の名前は「個体の識別」と「交流の手段」という「一次的な機能」しか持たず、物や場所の名前とほぼ同質なものであると考えられる。

記述の特徴は、名前における様々な現象についての説明・評論のほかに、登場人物に対する作者の全体的な評価が名前に隠されていることが多いため、名前の種々の機能を顕在化させていることである。

さて、次は院政時代に生きた歴史人物・源義経（よしつね）(1159～1189)を例にして上掲した三種の文献における名前記述の特徴を見てみよう。この歴史人物を的確に把握することは著しく困難である。なぜならば、孤児として成長し、平氏追討の際に大いに活躍したにもかかわらず、鎌倉政権の承認を経ないで朝廷の任官を受けたため兄・頼朝(1147～1199)の不興を買って追われる身となり、ついに逃れた先の奥州で自害する、という数奇な人生を歩んできた源義経は、悲劇の英雄として多くの日本人に愛され続けてきた。そんな中、実像の義経に寄せた様々な思いが次第に加味されて様々な物語・伝説が生まれ、義経の虚像が肥大化する一方だからである。五味文彦氏は源義経を知るための基本史料として、『吾妻鏡』、『玉葉』、『平安遺文』、『鎌倉遺文』、『尊卑分脈』、『公卿補任』、『源頼朝文書の研究』、『平治物語』、『平家物語』、『延慶本平家物語』、『義経記』、『武蔵坊弁慶物語絵巻』、『曽我物語』を挙げられている[①]。この中に、源義経の生涯を史実に即して記録したのは、九条兼実(1149～1207)の日記『玉葉』と鎌倉幕府の公用の日記『吾妻鏡』だけであるとされている[②]。『吾妻鏡』の義経に関する最初の記事は、治承四(1180)年十月二十一日の黄瀬川の宿の兄弟の出会いであり、当時義経の通算年齢は二十一歳である。そこに「九郎」と「義経」という名前が記載されているが、それぞれの名前についての説明が書かれていない。この記事以後、「九郎」、「義経」のほかに、義経は「判官」、「廷尉」、「左衛門の少尉」、「伊予の守」、「豫州」、「義行」、「義顕」といった名前をも以って『吾妻鏡』に登場するが、「義行」と「義顕」の由来についての簡単な説明[③]以外に、この書から義経の名前に見られる様々な現象についての説明・評論を見出すことはできない。一方の『玉葉』も同様であり、使用する名前(『玉葉』では、「九郎」、「義経」、「頼朝代官」、「大夫の尉」、「義行」、「義顕」が使われている)について、説明・評論を加えていない。

---

① 五味文彦『源義経』岩波書店．2004. p. 199.

② 高橋富雄『義経伝説』中央公論社. 1966. p. 4;渡辺保『源義経』人物叢書(新装版)吉川弘文館. 1986. pp. 1～3;五味文彦『源義経』岩波書店. 2004. p. 2などを参照。

③ 『吾妻鏡』文治二(1186)年閏七月十日条によれば、義経は時の殿三位中将殿・藤原良経と同名であるため、「義行」と改名された。さらに、同年の11月5日条によれば、義行の訓は「よく行く(つまりよく隠れる)」に通じるので、義経が捕まえられなかったと考えられたため、「義顕」と改名されたという。

ところが、『吾妻鏡』と『玉葉』に対し、同じく源義経の生涯を描いた『平治物語』、『平家物語』、『義経記』では、登場した各名前は詳しく説明されている。例えば、「義経」という名前に対して、『平治物語』の巻下の「牛若[①]奥州下の事」には、鞍馬寺を抜け出した遮那王は、京を出て東国に向かう途中の近江の鏡の宿(滋賀県竜王町)で、手ずから髻を結い、懐に所持していた刀をさし、烏帽子をつけて元服を遂げた。その翌朝、「はや御元服候けるや、御名はいかに」と陵助頼重に聞かれると、「烏帽子親もなければ、手づから源九郎義経とこそ名乗侍れ」と答えた[②]という描写がある。この描写は少なくとも、①「義経」は元服の時に義経が自ら付けた実名である、②当時の武家社会においては、実名は普通烏帽子親によって付けられるものである、という情報をもたらしている。この『平治物語』より更に詳しい説明が源義経の一代記『義経記』に載っている。『平治物語』では源義経は鏡の宿で元服したとなっているが、『義経記』では、義経元服の場とされたのは義朝の舅の家であった熱田社の大宮司の家である。元服の儀は熱田大宮司が烏帽子を奉って行われ、義経は「左馬頭殿の子ども、嫡子悪源太、二男進朝長、三男兵衛佐、四[男]蒲殿、五郎はげんじの君、六郎は卿の君、七郎は悪禅師の君、我は左馬八郎とこそ云はるべきに、保元の合戦に叔父鎮西八郎名を流し給ひし事なれば、其跡を継がん事由なし。末になるとも苦しかるまじ。我は左馬九郎と云はるべし。実名は、祖父は為義、父は義朝、兄は義平と申しける。我は義経と云はれん」[③]と自らの実名を決めたという。『平治物語』に比べ、この描写は実名の「義経」の付け方のみならず、「九郎」という通称の由来をも説明し、さらに、「義経」という文字にした所以をも教えてくれたのである。

また、『平治物語』・『平家物語』・『義経記』では、こうした名前の付け方についての説明のほかに、名前が如何に使われていたかを描く場面も多い。例えば、『平家物語』巻第十一の「嗣信最期」の部分に、屋島の戦(文治元(1185)年二月十九日)での名乗りの場面について克明な描写がある。源氏方の大将軍の源義経は、海を隔てて平氏方の軍勢に対し、「一院の御使、検非違使五位尉源義経」と大声で名乗ったが、平氏方の越中次郎兵衛盛嗣は「名のられつるとは聞きつれども、海上はるかにへだゝって、その仮名・実名分明ならず。けふの源氏の大将軍は誰人でおはしますぞ」と聞

① 「牛若」と「遮那王」(共に童名と見なされる)は、『吾妻鏡』と『玉葉』に登場することのない名前である。
② 岸谷誠一校訂『平治物語』岩波書店. 1934. p. 126.
③ 島津久基校訂『義経記』岩波書店. 1939. pp. 34〜35.

き返した。すると、今度は源義経自身ではなく、郎等の伊勢三郎（？～1186）が「こともおろかや、清和天皇十代の御末、鎌倉殿の御弟、九郎大夫判官殿ぞかし」と答えたのである[①]。この部分の描写は少なくとも、①当時の武家社会においては、対陣するにあたって名乗りをする風習があり、その際に通称と実名の併称（自称の場合）が一般的である、②従者の伊勢三郎が主人の代わりに名乗りをする場合、通称（九郎大夫判官殿）のみを称し、実名（義経）を称することはなかった、という情報をもたらしてくれるのであろう。

以上は源義経の名前の様々な「資料」における様々な「様相」を見てきたが、ここでは改めて各資料の性格を考える必要がある。まず、『玉葉』の作者・九条兼実は、義経が八歳の時に内大臣から右大臣に昇り、義経が頼朝に追われる身になった頃には摂政の地位についている京都在住の貴族であり、摂関家の記録となるように、彼は長寛二（1164）年から正治二（1200）年に至る間の政界の様々な出来事をできる限り詳細にしかも客観的に日記に収めたのである。作者が見聞した或いは伝聞したことはほぼそのまま記録されているため、源義経の生きた時代の個人名事情を知るための最上等な史料だと言えよう。また、『吾妻鏡』は、鎌倉幕府がその終わり近くになって種々の史料を収集して編纂した幕府の歴史書であり、『玉葉』に比べ、名前に関する記述が豊富である反面、義経に関する記事がすべてその死後に記録されたゆえに、その名前も「一括管理」されているきらいがある。例えば、本人の意思に関係なく改名（義経・義行・義顕）されたにも関わらず、改名後もとの名前が一切に使われなくなるというように、個々の名前には明確な使用期限があることはその一つの表れである（この点については、第三章で詳述する）。とは言え、『玉葉』と同様に、制作者の感情が名前の記述に入り込むことはほとんど見受けられない。よって、名前の資料としての『玉葉』と『吾妻鏡』は「主に歴史的事実を記述したもの」に分類されよう。

一方、『平治物語』と『平家物語』は鎌倉前期の軍記物語であり、両作品とも作者不明であるが、朝廷に仕えた下級官人の「文士」であったと考えられる。実際にあったことをありのままに記録することに徹した「実録」（『吾妻鏡』など）とは異なり、「物

---

① 梶原正昭・山下宏明校訂『平家物語』（四）岩波書店. 1999. pp. 152～154.

語」[①]は情的感動をモチーフにするから、事実の正確さということは望めない。ただし、軍記物語の場合、実際にあった合戦を主題とするため、そこに登場する一部の人名や地名は実在したものである。そんな中、登場人物の人間像を描きあげるために、名前が利用されることも少なくない。例えば、前にも触れたように、義経の元服について、『吾妻鏡』よりも『平治物語』の記述は詳しく、特に「九郎」という通称・「義経」という実名が付けられるゆえんについて大いに筆を運んだ。その狙いは、史実の正確な記録というよりも、後に源平合戦の際に源氏方の大将軍となる源義経の血筋の正統さを訴えることにこそあるのであろう。つまり、この部分の描写を通して、作者は個人名の「二次的な機能」の中の「社会的分類」と「社会的整合」(この二つの機能については、第一章の第二節を参照。)を働かせたのであると考えられる。とは言うものの、この部分の描写は完全に作者の創作によるものとは考えにくく、義経の元服と命名という記録の少ない史実に対して、作者は読者の感動を呼び起こすように、当時の武家社会における一般的な命名習俗を踏まえてその史実に血肉をかよわせたと思われる。「物語」は作者が当時の社会に対する鋭い洞察のもとに成立したものであるため、場合によっては、実録よりも一層深い真実[②]を伝えることができると考えられよう。

また、義経の元服事情が最も詳しく記述されたのは『義経記』であると前述したが、『義経記』は『平治物語』や『平家物語』よりも遅く室町時代初期に成立した準軍記物語である。『義経記』は源義経の一代記であり、そこには義経が平家追討の大将として活躍した時期の事跡(つまり実録に記載されている事跡)がほとんど書かれておらず、幼少期と平家滅亡後に兄の頼朝に追われて自殺するまでの逸話(つまり実録には記述されていない事跡)が主な内容となっている。そのため、『平治物語』や『平家物語』とは異なって『義経記』は「哀れ」の義経像を描き出したのであり、その哀れに同情した人々の間に判官贔屓の風潮が形成され、やがて弱者に対する同情や悲劇性をはらんだ人物に惹かれる日本人特有の優しさと相俟って、判官贔屓は次第に肥大化していった。この意味では、日本人の中の「薄命の英雄」という一般的な義経

---

① ここでは、広義の物語の概念をとり、作り物語や歌物語のほかに、歴史物語、説話物語、軍記物語のことをも「物語」とする。

② 例えば、『平治物語』や『平家物語』の中の義経元服についての描写は、義経個人の元服事情というよりも、義経が生きた及び両物語が成立した時代の武家社会全体の元服事情を伝える好資料となっている。

像の確立に拍車をかけたのが『義経記』であると言えよう。この作品においては、主人公の名前についての記述の中に、「薄命の英雄」という義経像を際立たせるような描写も見られる。元暦二年(1185)年五月、鎌倉政権の承認を経ないで朝廷の任官を受けたので、兄・頼朝の不興を買って鎌倉入りを拒まれ、腰越にとどまった義経は、自分の無実を訴えるために、別当・大江広元(1148〜1225)宛に「腰越状」を送ったが、その全文は『吾妻鏡』(元暦二年五月二十四日条)にも『義経記』(巻第四・腰越の申状の事)にも引用されている。両者を比較すると、名前の記述には異なる部分があり、つまり、書状の冒頭及び文末の署名のところは、『吾妻鏡』は「左衛門少尉源義経」となっているのに対し、『義経記』は単に「源義経」と記している。むろん、義経が「腰越状」を書かなければならない境地に立たされたのは、元暦二(1184)年八月六日

あり、その先駆者的役割を果たしたのは国学者の本居宣長である。ここでは、宣長以来の古代日本人名研究の歴史を振り返ってみたい。

(一)本居宣長(1730〜1801)の研究

本居は『古事記伝』(二十之巻)の中で、古代の天皇家の名前について論及した。その内容をまとめると、以下の通りになる。

(1)古代の天皇家の名前の由来について、①物の名を取ったもの、②居所の名に因んだもの、③功績を讃えたもの(美称)に分類し、なお、例外として生母に因んだ名のあることを付記した。

(2)大海人皇子(第40代天武天皇)以後は、乳母の氏の名によって命名する慣習が生じたことを指摘した。

(3)第52代嵯峨天皇以後、乳母の氏の名に因んだ名前が見られなくなり、皇子の名前には系字が付けられるようになったことを指摘した。

(4)実名の敬避についても論及し、それは中国伝来のものであり、日本固有のものではなかったと主張した。

全体の流れを描き、古代天皇家人名研究の基礎を築いたというのは本居説の評価される点である。一方、個々の人名の意味の解明につとめたが、通称と実名を混同するなど、各人名の性質と役割に対する考察が欠けている。

(二)栗田寛(1835〜1899)の研究

幕末の水戸藩の学者で、晩年東京帝国大学の教授でもあった栗田寛博士は、在来の研究を参酌しながら、六国史・類聚国史・逸史・東大寺文書・正倉院文書などを資料として、古代日本の人名を考察し、明治二十二(1889)年に『古人名称考』(『栗里先生雑著』巻九所収)を発表した。

(1)一次・二次史料に残されている古代日本の人名を集め、その意味を考察し、十六の類型に分けた。

(2)これまでの各学者の研究と照らし合わせながら、各類型に解説を加えた。

(3)特に庶民の兄弟姉妹の名前の関連性に注目し、後に正倉院文書の戸籍を活用して、「兄弟姉妹人名略表」(『栗里先生雑著』巻九所収)を発表した。

栗田説の評価される点は以下の通りである。

①これまでの各研究者の断片的な研究を集め、それを類型ごとに整理した。

②庶民の名前についても論及し、これまでに論じられてきた天皇家や貴族の兄弟姉妹の名前の関連性に対し、庶民の名前に見られる同様な現象を挙げ、両者の音・漢字の使用における相違を考えた。音や漢字の使用の相違は単に命名者の文化教養の深浅に由来するのではなく、名前の性質や役割の相違が根底にあるので、各階層の名前の種類とそれぞれの役割の整理に資する論考だと言えよう。

(三)『古事類苑』の編纂と刊行

明治十二(1879)年に『古事類苑』の編纂が着手されたが、姓名部が刊行されたのは明治三十三(1900)年であった。その第八(「名上」)、九(「名中」)、十編(「名下」)には群書から渉猟した日本の人名に関する多数の資料が収録されており、古代日本人名の研究の貴重な資料集となっている。

名前の意味に基づくというこれまでの分類方法のほかに、名前の性質に基づいて、日本人の名前を幼名、仮名、実名、諡などと分類したという点は評価すべきである。

(四)穂積陳重(1856～1926)の研究

家族法の研究の必要から日本の人名に深い関心を抱いていた穂積陳重博士は、大正十五(1926)年に『実名敬避俗研究』を発表した。

(1)記紀に載っている神や天皇家の名前に対して綿密な分析をし、本居宣長の「実名敬避は日本固有のものではない」という説を否定した。

(2)実名敬避の習俗の存在が複名の現象をもたらしたと指摘した。

穂積説の評価される点は次の二点である。

①意味に対する考察から出発して、個々の名前の性質を考え、古代の日本人は性質の異なるいくつかの名前を同時に持ち、実生活でそれらの名を使い分けていたと論証した。さらに、このような現象に潜んでいる古代日本人の考え方を探ろうとした。名前自体ではなく、その持ち主である人間の名前に対する使い方、考え方に焦点を絞ったのは、古代日本人名の研究にとって画期的である。

②日本人名における上述の現象を解明するために、中国における同様な現象をも考察し、人名の比較研究を試みた。特に、実名の敬避を「触接のタブーの延長」と見

なす穂積氏は、習俗としての敬避と礼制としての敬避との相違に注目し、両者を分けて考えたため、「同質のもの」を比較の対象に選定できたのである。こうした比較法の導入は、人名の比較研究にとって大変意味のあることだと言えよう。

（五）渡辺三男氏（1908〜）の研究

第二次世界大戦後、駒澤大学教授の渡辺三男博士は、昭和三十三（1958）年に『日本人の名まえ』を発表した。

（1）栗田寛以来の意味による古代人名の分類法を受け継ぎ、六国史に登場する全人名を考察し、栗田博士の挙げた十六の類型を増補改編した。

（2）人名を歴史の中において考え、各歴史時期における日本人名の特徴をまとめた。

（3）古代の人名については、その中国模倣の面を強調し、さらに、両国人名の比較を通して、模倣時に意図的な取捨選択があったことを指摘した。

日本の人名を時代ごとに考察したため、その移り変わりが一層鮮明となった。同時に、人名を歴史と照らし合わせて考えるという研究方法を提示した。

（六）角田文衛氏（1913〜2008）の研究

平安博物館館長兼教授の角田文衛博士は、早くから日本の女性名に注目し、研究を重ね、昭和五十五（1980）年から昭和六十三（1988）年にかけて『日本の女性名』（上・中・下）を発表した。

（1）時代ごとに日本の女性名を考察し、各時代の特徴を挙げた。

（2）同時代の女性の名前を考える際に、幾つかの階層に分け、各階層の特徴を挙げた。

（3）同時代、同階層の男性名との比較をも行った。

（4）上の考察に基づいて、日本の女性名の特徴をまとめ、それを外国の女性名と比較した。

角田説の評価される点は以下の二点である。

①これまであまり光の当たらなかった女性の名前に注目した。

②縦に歴史的な移り変わりを描き、横に各階層の間にある格差を提示し、人名の研究としては極めて系統的なものである。

（七）奥富敬之氏（1936～2008）の研究

日本医科大学教授の奥富敬之氏は日本人名の姓の部分と名の部分との両方を考察し、平成十一（1999）年に『日本人の名前の歴史』を発表した。名についての論考の中に、興味深い指摘がある。

（1）史料に残されている幼名を集め、その歴史の変遷を考察した。

（2）幼名の歴史変遷と実名の歴史変遷とを比較し、両者は同様な道を辿ってきたと論じた。

（3）日本人名における系字と通字の歴史について考察し、その役割として、一族の絆を深めるということを挙げた。

奥富説の評価される点は以下の通りである。

①角田文衛氏の女性名中心の名前研究に対し、男性の名前を主に扱い、両論考の読み比べは古代日本人名の研究にとって有益であろう。

②名前を通して、「家」の問題を提起し、名前と「家」に関するさまざまな課題を提示した。一例を挙げると、天皇家の名前を考察する際に、第71代後三条天皇以後、「仁」の字が天皇家の通字となり、現代にまで続くことになると述べた後、皇位に即くことが最初は期待されていなかった皇子には「仁」が付けられなかったことを指摘した。「継承される名」の天皇家における具体的なあり方を提示し、天皇家の成立時期を裏付けている。

（八）星田晋五氏（1899～1975）の研究

星田言氏は父・星田晋五氏の名前に関する研究を整理し、平成十四（2002）年に『名前の研究』を発表した。

（1）名前の分類にあたっては、一つの角度からではなく、いくつかの角度（内容や型など）から試みた。

（2）日本人名におけるさまざまな現象を考える際に、日本の実例を挙げるかたわら、中国や朝鮮半島の同様な例をも挙げた。

外国の同様な例を挙げることにより、日本人名におけるさまざまな現象のルーツ探しを可能にしたと言えよう。ただし、星田氏の挙げた外国の実例の中に、種類や持ち主の社会的身分が異なるものも少なくなく、厳密な比較とは言いがたいが、も

しそれらの実例を分類整理すれば、各個別の現象の歴史的な過程の一部が見えてくるのであろう。その上、同様な現象が各国で異った歴史変遷を引き起こしたことから、各国の歴史情勢を考察するにあたっても資するところ大であろう。

ほかにも、古代日本の人名に対する論考が見られるが、断片的なものがほとんどであるため、ここでは一々挙げることはしない。後掲した参考文献表を参照していただきたい。

以上見てきたように、古代日本人名の研究に関しては、業績が散発的に出ており、最近の研究も少ない状況にある。このことは必ずしも現代人が名前に関心を持っていないことを意味するのではなく、姓名判断の本や感想めいたエッセーなどが書店に出回っていることは現代人の名前への関心の高さを示している。ただし、それらの研究は実用的な分野に偏ってしまって、趣味的なものに属し、学術価値が低い。よって、本書の執筆にあたっては、先行研究の成果を最大限に活用するかたわら、できる限り自分で原典資料にあたって名前の例を集め、前述した三つの視点に基づいて古代日本人の個人名を分析したのである。

第Ⅰ部

個人名の基礎的考察

第一章　個人名の伝える情報と果たす機能

第一節　個人名の伝える情報

人名の研究者である日本の渡辺三男氏は、その著書『日本の人名』のまえがきの部分で、自分自身の「名まえ」についての基本的な考え方を「人の『名まえ』は、人間の工夫した最短最小の詩[①]である」とまとめられている。筆者は「人の名まえ」を「詩」に喩えたことの適切さに感心している。詩には字面から受け取る表面的な意味と鑑賞によって会得する深い意味とがあるように、人の名前も二種類の情報を世の中に伝えている。この二種類の情報とは、個別の人名に使われる言語の意味の解読から得られる情報と個別の人名と複数の関係人名との比較を通して得られる情報である。ここでは、日本の古文書研究の際に使われる分類法[②]を借用して、前者つまり人名自体が伝える情報を「実体情報」と、後者つまり個別の人名が複数の関係人名と

---

①　渡辺三男『日本の人名』毎日新聞社. 1967. p. 3.

②　富田正弘氏は、東寺百合文書の整理・調査研究に携わってきた自分自身の経験や文書館学の研究動向を踏まえて、文書が文字以外にも様々な情報をもっていると指摘し、文書情報を様式的情報、形態的情報、機能的情報、構成的情報、関係的情報に類別した[富田正弘「中世史料論」『岩波講座日本通史』(別巻 3). 岩波書店. 1995]。この富田氏の提言を承けた村井章介氏は、文書情報を「実体情報(中に文字列情報、形態的情報、様式的情報が含まれる)」と「関係情報(中に関係的情報、構成的情報、機能的情報が含まれる)」と整理し直した[村井章介「中世史料論」.『古文書研究』(五十). 1999]。史料のもつ情報を可能の限り引き出そうとするこうした方法は、史料の一種にも数えられる人名の研究にも有効であろう。しかも、人名は文書以上に各情報間の相互関連があり、複雑な様相を呈する。そこで、筆者は人名の持つ情報を「実体情報」と「関係情報」との二種に分類した。

一緒に並べられることによって初めて伝える情報を「関係情報」と呼ぶ。

一、実体情報

人名自体が伝える情報をさらに細分化すると:次の三種になる。

1. 音声情報:使われる音声から得られる情報。

2. 文字列情報:使われる文字の解読から得られる情報。

3. 様式的情報:文字の位置関係や表記法などの様式から得られる情報。

「もも子」という個人名を例にすると、「momoko」という音声から、われわれは日本語であることが分かり、日本人の名前であろうと推測することができる。また、「もも子」という文字表記から、漢字とひらがなの両方が使われているため、日本人の名前の可能性が極めて大きいと判断することができる。さらに、もも(momo)という部分は、われわれにあのバラ科の落葉小高木を連想させ、春に咲くその鮮やかな花は女性の美しさを表しているかのようである。その上、子は日本の女性名に多く使われる漢字であり、よって、この名前の持ち主は恐らく日本の女性であろうとわれわれは判断する。ほかに、この名前は「平仮名」+「漢字」という表記法をとっており、このことから、平仮名が創出された以後のものであると判断することができる。このように、名前以外の資料がまったくない状況の中で、われわれは、名前の持ち主の国籍、性別、生きた時代などをある程度推測することができる。これらの推測によって得られる情報は名前の実体情報である。

二、関係情報

個別の人名が複数の関係人名と一緒に並べられることによって初めて伝える情報を細分化すると、次の二種になる。

1. 同一人物の複数の名前を比較することによって得られる情報。

2. 複数人物の同一種類の名前を比較することによって得られる情報。

例えば、「三郎」、「隆基」、「至道大聖大明孝皇帝」、「玄宗」という四つの名前はともに同じ人物のことを表している。われわれはそれぞれの個人名から名前の持ち主の国籍、性別、同一世代における順位、生きた時代、社会的地位、行跡、社会的評価に

ついてある程度の推測をすることができるが、その中のどれかだけを以って名前の持ち主を特定することはできない。しかし、それぞれの名前から読み取る情報を総合すると、これらの名前はみな中国の唐代の6代目の皇帝(685〜762)のことを指していることが分かる。また、これらの名前の使用の時間的前後順序を図示すると、

三郎 ⇒ 隆基 ⇒ 至道大聖大明孝皇帝・玄宗

になる。この一連の名前の変化から持ち主の社会的地位の変化が伺える。つまり、幼名の「三郎」というのは、同一世代の中の三番目の男子という意味であり、唐の時代の中国では階層に関わらず、男子名によく使われていたものである[①]。実名の「隆基」というのは、基礎を隆盛にするという意味であり、命名者の期待が感じられ、どの階層にもありそうな名前である。しかし、諡号の「至道大聖大明孝皇帝」となると、使われる文字の数からしても、また意味からしても、皇帝のものであることが分かる。唐代までの中国歴代の帝王は、死後に一・二文字からなる諡が奉られたのであるが、唐の高宗・李治(628〜683)の上元元(694)年から加諡、つまり、先代の皇帝の諡に新たな諡字を付け加えてより賛美の意を高めることが頻繁に行われるようになった。その結果、次の政権の権力者によって殺された最後の皇帝・李柷(892〜908)を除き、唐代の皇帝の諡は皆四文字以上からなっている。これに対して、宗室、百官、庶民の諡は二文字を上限としていた[②]。また、「至道大聖大明孝」は、名前の持ち主の「徳」を讃えているが、聖という文字に堪えられる者は、前漢の初めに儒教が国教となって以来次第に神格化された孔子(前551〜前479)[③]のほかに、封建社会の帝王しかいない。よって、この諡からわれわれは名前の持ち主の社会的地位をほぼ断定することができる。この判断を裏付けているのは「玄宗」という廟号であり、中国においては、廟号は封建社会の帝王にしか贈られないものである。

これまでの分析を整理してみると、同一世代の三番目の男子として生まれた「三

---

① 中国の「〇郎」型の名前は、『舊唐書』、『新唐書』、『資治通鑑』、『全唐詩』といった中国側の資料に残されているばかりでなく、円仁の『入唐求法巡礼行記』などの日本側の資料にも記されている。

② 中国歴代の給諡方法については、汪受寬氏の詳細な研究(汪受寬. 諡法研究. (中国伝統文化研究叢書)上海古籍出版社. 1995)があるため、それを参照されたい。

③ 孔子の諡に初めて「聖」の文字が付けられたのは、北魏の孝文帝の太和十六(492)年であり、「文聖尼父」という諡が贈られた。以後、「玄聖文宣王」(北宋の大中詳符元(1008)年)、「大成至聖文宣王」[元の成宗大徳十一(1307)年]といった聖の含まれる諡も贈られた。儒教では、「聖」は最高の才学と道徳水準を持って「君子」をも超える人のことを指し、『論語』述而の中に記されている「聖人、吾不得而見之矣、得見君子者、斯可矣」という孔子の嘆きがこのことを裏付けている。

郎」は、基礎を隆盛にするという先代の期待を背負い、「隆基」として社会に入って皇帝となり、「至道大聖大明孝」という「徳」をもって政治を行い、死後宗廟に祭られて「玄宗」と呼ばれるようになったのである。このように、同一人物の何種類かの名前を比較することによって、われわれは名前の持ち主の生涯をある程度把握することができる。これこそ、名前の伝える関係情報である。

一方、複数人物の同一種類の名前の比較を通して得られる情報も関係情報の類に入る。再び「隆基」を実名とする唐の6代目の皇帝を例にすると、彼と同一世代の同父兄弟の実名はそれぞれ「憲(本名は成器)」、「撝(本名は成義)」、「範(本名は隆範)」、「業(本名は隆業)」、「隆悌(早卒)」である。われわれはこれらの名前から以下のような情報を得ることができよう。

①隆基と早卒の隆悌を除く四人は、皆一度の改名を経験したことから、彼らの世代においては、改名はよくあることで、何らかの意味を持っていたと考えられる。

②改名する前の名前は皆二文字からなっており、しかも同じ字が含まれていることから、彼らの世代では系字命名法が使われていたことが分かる。

③改名する後の名前は皆一文字からなっていることから、彼らの所属する集団では二字名から一字名への移行という傾向があったことが伺える。

このように、複数人物の同一種類の名前の比較を通して、われわれはその種類の名前の特徴をまとめたり、特定の集団の特定の歴史時期における動きを描き出したりすることができる。実は先ほど「もも子」を女性の名前と推測した際にも、「至道大聖大明孝」や「玄宗」を中国の皇帝(しかも二代目以後の皇帝)のものに比定した際にも、こうした関係情報が大いに働いたのである。つまり、「子」は日本人の女性名によく使われるものである、唐代の皇帝の諡は皆四文字以上からなっている、宗室・百官・庶民の諡は二文字を上限としていた、廟号は封建社会の帝王にしか贈られなかった、というのはここで言う関係情報である。

実体情報と関係情報は相互補完の関係にあり、関係情報の獲得は実体情報の積み重ねを頼りにし、実体情報の真偽は関係情報によって確かめられる。

第二節　個人名の果たす機能

以上は個人名の伝える情報について見てきたが、ここで煩いを厭わずにその情報

を細かく分類したのは、伝える情報の種類によって、個人名の機能が一次的なものと二次的なものに分けられるからである。つまり、筆者は、実態情報を伝える際に果たしているのは名前の「一次的な機能」(基本機能)であり、関係情報を伝える際に果たしているのは名前の「二次的な機能」(派生機能)であると考えている。

従来の研究においては、個人名の機能として様々なことが挙げられている。その中に、同じ機能が異なる言い方で表現されたため、異なる機能として扱われるものも少なくない。ここでは、筆者自身の研究を基にしながら、これまでの日本と中国の研究成果をも踏まえた上で、個人名の果たす機能を「個体の識別」、「交流の手段」、「社会的分類」、「社会的整合」、「社会的分類と整合による制御と支配」、「社会的記憶の創出と補充」、「自民族の名詞システムの構築と補完」の七つにまとめてみた。中に、「個体の識別」と「交流の手段」は人間が個人名に付与する「一次的な機能」(基本機能)であり、この二つの機能さえ果たせれば、名前は天命を全うすることになる。この場合、真実はともあれ、名前が何らかの情報を提供してくれたことにこそ意味があり、その情報はつまり実体情報である。一方、複数の名前は関係情報をも提供してくれるが、関係情報の伝達の際に働いているのは名前の「二次的な機能」(派生機能)である。ここで「二次的」という言葉を使っているのは、これらの機能は基本機能(一次的な機能)から派生したものであり、命名者や名前の使用者に共通的に認識されることはなく、名前を特定の時間・空間の中に(言い換えると、名前を何らかの「関係」の中に)おいて考える際に初めて意識されるようになる機能だからである。「社会的分類」、「社会的整合」、「社会的分類と整合による制御と支配」、「社会的記憶の創出と補充」、「自民族の名詞システムの構築と補完」という五つの機能は個人名の「二次的な機能」であると思う。

一、基本機能(一次的な機能)

(一)個体の識別

個体の識別は個人名の最も基本的な機能である。渡辺三男氏の言う「識別性」[①]、

① 渡辺三男『日本の人名』毎日新聞社. 1967. p. 23.

高梨公之氏の言う「名の意味は実体の象徴と識別にある」①、寿章岳子氏の言う「指示機能」②、王泉根氏の言う「符号意義」③、納日碧力戈氏・何暁明氏の言う「個体を表す」④などは皆この機能のことを指していると思われる。

再び「もも子」を例にすると、「momoko」という音声と「もも子」という文字表記は、名前の持ち主が置かれている言語環境を示し、それをもってその所属する国家・民族を表しているのである。また、「もも」という部分は、名前の持ち主の何らかの情報を伝えるためのものであり、ここで考えられるのは、性別(鮮やかな桃の花から女性の美しさが連想されることによる)、出生の時期(桃の開花・実る時期が一般的に認識されていることによる)、生きた大体の時代(仮名が使われるようになった時代についての共通認識による)などである。そして、「子」という部分も名前の持ち主の性別を表すためのものであろうと推測できる。このように、この人間の工夫した最短最小の「詩」には多くの個人情報が含まれており、これらの情報の伝達とそれによって実現された個体の識別こそ個人名の命である。

(二)交流の手段

中国の現存する最古の字書『説文解字』では、「名」という漢字は口の部に分類され、その形義が次のように解釈されている。

「自命也。从口夕。夕者冥也。冥不相見。故以口自名。」⑤(「自ら命ふなり。口に従ひ夕に従ふ。夕なるものは冥なり。冥くして相見ず。故に口を以て自ら名いふ。」)

『説文解字』は後漢の学者・許慎(生没年未詳)が撰したものであり、彼は当時最も公式の字体であった「小篆」を親字とし、漢字の構成(すなわち「六書」)に従ってその原義を論じることに試みた。小篆の字体に基づいて、許慎は名の字を「口」と「夕」に分解し、二つの部分は共に意味を表している会意字と見なした。ところが、この解釈は後に批判されるようになり、その中の代表的な説を挙げると、中国の清代末期

---

① 高橋公之『名前のはなし』東京書籍. 1981. p. 213.

② 寿岳章子『日本人の名前』大修館書店. 1990. pp. 103～104.

③ 王泉根『中国人名文化』団結出版社. 2000. pp. 14～16.

④ 納日碧力戈『姓名』中央民族大学出版社. 2000. p. 14;何暁明『姓名与中国文化』人民出版社. 2001. pp. 6～10.

⑤ 漢・許慎撰. 清・段玉裁注『説文解字注』上海古籍出版社. 1988. p. 56.

の学者・李慈銘(1829～1894)は、許慎の言う「夕に従う」というのは「卩に従う」ことの誤りであり、「卩」が信の義ありとし、人に命ずるに信を以てする意であるという(『越縵堂日記』)。また、中国の近現代の学者・馬叙倫氏(1884～1970)は、名と明を同じ字だと見なし、窓より光を受ける意であるという(『説文解字六書疏證』巻三)。さらに、日本の現代学者の白川静氏は名の金文の字形に基づき、「夕」に従わず、上部は肉の象形で、下部は載書祝冊の器である。すなわち、「名」は肉を薦めて祖廟に告げることを表すものであり、特にこれを名字の名に用いるのは、命名・告名の儀礼に際してこの儀が行われたからであるという①。『儀礼』内則や『儀礼』士冠礼などに詳しく記されているように、古代中国では、人は生まれて三ヶ月にして初めて命名され、その名が家廟に報告されたのである。

このように、「名」という漢字の原義について、学界では異論が多くて未だに共通した見解には至っていない。とは言え、われわれは上掲した許慎の説を通して、暗くて相手の顔がはっきり見えない夜に、人々は音声を頼りに名前の交換を以って個人を識別していたという古代中国人の生活風景を伺うことができる。つまり、顔立ち、体型、声、服装などと同じく、名前には人間の視覚・聴覚などで感知できる表象としての機能があり、交流の手段の一つとされたのである。人間は社会生活を営んでいくためには、親戚・知り合いをはじめとする様々な個人と交流しなければならない。そんな中、時間と空間の制限で、実際に相手と対面して直接に交流する機会が限られており、多くの場合、何らかの媒介を必要とする。例えば、今この世にいない歴史上の人物を知るためには、その人物のことを記録した資料(文字記録、音声記録、映像記録など)を頼りにするしかないが、特に文字記録の場合、最初に登場してくるのは大抵その人の姓名(ここで姓名という言葉を使ったのは、序章で述べた通り、本書では特に断りがない限り、名前は個人名のことを指しているからである。)である。姓名の後ろにその人の経歴が記録されるのが一般的であるが、戸籍、系図などのような姓名(個人名のみの場合もある)しか記録されていない資料も数多く存在している。すると、その中の人物との有効な交流の手段は姓名の認知である。われわれは「もも子」という名前を目にしたり耳にしたりしてその名前の表そうとしている意味についてあれこれと推測する段階から、もも子との交流を始めたので

---

① 白川静『説文新義 1』(白川静著作集別巻)平凡社. 2002. pp. 261～263.

あり、つまり、人的交流の第一歩は姓名の認知からである。この交流は一方的なものではなく、許慎が言うように、人間の名付けという行動は人的交流を想定した上のものである。

寿章岳子氏は名前の機能として、見出し機能と表情機能とを挙げられているが、これらを交流の手段にまとめられることができよう。見出し機能について、寿章氏は、一個の名前が何某の存在を表現するに留まらず、他に予想外に幅広いことを自ずと示している。時代、性別、地域、年齢などを名前のあり方が表すことができ、表そうとしなくても自ずと現れることが多いと述べられている①。命名者の意識に関わらず、名前が自ずと情報を伝えることができたのは、名前の認知は単なる個体の識別ではなく、人的交流の一環ともされたためであろう。また、表情機能②という言い方も名前の表象としての役割に注目したものであり、やはり交流の手段の類に入るのであろう。

ほかに、王泉根氏が言う名前の「心理意義」とは、符号としての名前が人間の感覚器官（視覚・聴覚）に作用すると、人間はその人名の音声・形式・意味について連想をし、その結果、心理的暗示が与えられるということである③。これも名前の表象としての役割に注目した言い方だと言えよう。

以上は個人名の「一次的な機能」を見てきたが、次は個人名の「二次的な機能」について考えたい。

二、派生機能（二次的な機能）

（一）社会的分類

個人名の二次的な機能の中に、最も顕在化しているのは「社会的分類」の機能である。構造人類学の立場から命名や名前と親族組織に注目したフランスのクロード・レヴィ＝ストロース氏は、名前にはその人間の集団帰属を確認する「身分規定の認識としての名前」と、命名者自身の主観的状態を表現する「自由な創造物として

---

① 寿岳章子『日本人の名前』大修館書店, 1990. p. 104.
② 同上, pp. 104～106。
③ 王泉根『中国人名文化』団結出版社, 2000. pp. 16～19.

の名前」との二種があると主張し、前者について、「ある一定の規則を適用することにより、名づけられる個人が、先定されているあるクラス(体系の中にある社会集団の一つ、身分組織の中にある生得身分の一つ)に帰属する」[①]ための名前であると解釈されている。つまり、クロード・レヴィ=ストロース氏は命名行動の動機の一つとして、帰属を表すことを挙げられているが、このような動機のもとに付けられた名前は、個人の識別と同時に、社会的分類の機能をも果たすようになると考えられよう。

再び唐の6代目の皇帝の「三郎」、「隆基」、「至道大聖大明孝皇帝」、「玄宗」といった名前を見ると、名前の文字表記は彼を漢字文化圏に、音声は彼を現在「中国」と呼ばれている国に、「郎」は彼を男の部類に、「聖」や「宗」は彼を天子の部類に、「至道大聖大明孝」は彼を有徳者の部類に分類したのである。これらの分類は、社会生活を営んでいる人間の認知の必要に応じたことであり、多彩で変化に富む世界をわれわれが把握できる規模のものに縮小してくれることこそ分類の行動である。名という漢字本来の意味からも分かるように、命名の行動が始められた当初に想定された名前の使用範囲はそれほど広いものではなく、面識のある者の間に限られている。その場合、個人の特徴さえ名前に含ませれば、識別が実現される。しかし、人間社会の多様化に伴って、人的交流の範囲は個人と個人との交流から、家と家、民族と民族、国と国との交流へと拡大され、個人の特徴が含まれるだけでは識別の機能を十分に発揮できない名前が増えてくる。すると、名前の持ち主の所属する集団(家、民族、国など)の情報が個体の識別にとって有効となり、所属する集団は何かというのに留まらず、その集団の社会における位置づけをも表す個人名が登場するようになる。渡辺三男氏の言う「名前の階級性」[②]、田中克彦氏の言う「名づけから発する『自分はどこかに所属している或いは所属せざるを得ない』という原理」[③]、納日碧力戈氏・何暁明氏・坂田聡氏の言う「身分秩序を表す」[④]、納日碧力戈氏の言う「族属を表す」、「血縁関係を弁別する」[⑤]、などは皆名前の社会的分類の機能に注目したものだと思われる。

---

① クロード・レヴィ=ストロース著.大橋保夫訳『野生の思考』みすず書房.1976.p.217.

② 渡辺三男『日本の人名』毎日新聞社.1967.p.99.

③ 田中克彦『名前と人間』岩波書店.1996.p.13.

④ 納日碧力戈『姓名』中央民族大学出版社.2000.p.20;何暁明『姓名与中国文化』人民出版社.2001.pp.10~12;坂田聡『苗字と名前の歴史』吉川弘文館.2006.p.182.

⑤ 納日碧力戈『姓名』中央民族大学出版社.2000.p.20.

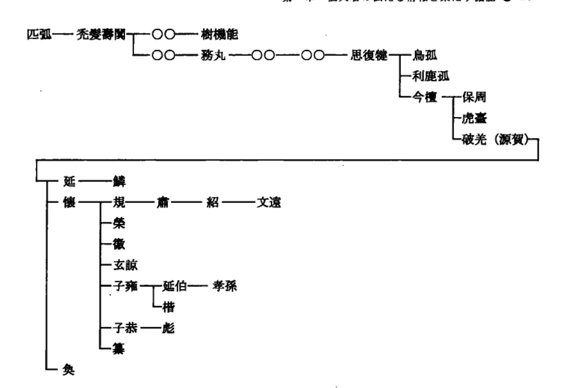


図１　禿髪部と源賀一族の略系図

注：この図の作成にあたって、『魏書』巻九十九・列伝第八十七にある「禿髪烏孤伝」と巻四十一・列伝第二十九にある「源賀伝」の中の記述をもとにした。ただし、源氏と賜姓されて以来、個人名の記述が複雑となり、諱と字とを混同するケースが増えた。ここでは、諱と思われるもののみを挙げ、字と思われるものを省略した。

名前の社会的分類の機能をよく表している例として、中国の南北朝時代の北魏の源賀(407～479)とその一族の名前が挙げられる。源賀の話は、日本の源姓の由来と深く関わっているとされるため、日本でもよく知られている。「秉燭譚」(『古事類苑』(姓名部)所引)に「北魏ノ時、源賀ニ始テ源姓ヲ賜フ、源賀ハ本魏ノ皇族ニテ、源ヲ同フスルニ因テ、始テ源姓ヲ賜フコト、源賀ガ伝ニ在リ、本朝ニテ源氏ハ、皆皇族ヨリ出ヅ、同一義ナリ」とあり、この記述の中の源賀への賜姓の部分は『魏書』の巻四十一・列伝第二十九の「源賀伝」をもとにしている。『魏書』の「源賀伝」によれば、源賀は河西王・禿髪今檀の子で、父の敗戦によって魏の世祖・拓跋燾のもとに来た

時、「卿與朕源同，因事分姓，今可爲源氏。」[①](郷と朕とは、源を同じうす。事に因りて姓を分かつ。今より「源」を氏とすべし。)として源の姓を賜った。さらに、一連の役で手柄を立てた源賀に対し、世祖は「人之立名，宜其得實，何可濫也。」[②]として、本名の「破羌」を改めて「賀」の名を賜ったという。禿髮部と拓跋部は共に鮮卑族[③]から出た部族であり、禿髮部の建てた南涼(397〜414)が滅ぼされて拓跋部の建てた北魏に属しようとする「禿髮破羌」にとって、「源」という姓はまさに北魏の帝王からもらった「入部許可証」のようなものである。この時点で彼の社会的所属は禿髮部から拓跋部へと移行したと言えよう。その所属の変化を一層明確なものにしたのは「賀」という個人名であり、禿髮部及び禿髮破羌即ち源賀以来「源」を姓とする一族の名前と拓跋部の名前とを比較してみると、このことが明らかになる。

前掲した図1は禿髮部と禿髮破羌即ち源賀以来「源」を姓とする一族の個人名を系図化したものであり、この図から、禿髮部と源賀一族の個人名は共に漢字で表記されているものの、禿髮部の名前には鮮卑族の命名習俗が色濃く残されているのに対して、源賀一族の名前には漢民族の命名法が多く取り入れられていることが分かる。例を挙げると、図1が示している通り、禿髮部に比べ、源賀一族の名前に使われる文字数がやや少ないのである。このような現象は、禿髮部の名前では、漢字は「表音文字(phonogram)」(ここでは鮮卑族の発音を表している)として使われ、二・三の漢字が時に一つの意味しか表していないのに対し、源賀一族の名前では、漢字は漢字本来の姿である「表語文字(logogram)[④]」として使われ、一つの漢字が一つの意味を表していることに由来するのであろう。このほか、禿髮部の中に、「弧」が含まれる名前が三例(匹弧・鳥弧・利鹿弧)あり、この三人は祖先と子孫の関係にある(匹弧は鳥弧・利鹿弧兄弟の八世祖である)。中国の漢民族の間では、早く周の時代

---

① 北斉・魏収撰『魏書』中華書局. p. 919.

② 同上，p. 920。清末の学者・李慈銘は、この記述と『北史』巻二十八・列伝第十六の源賀伝の記述とを比較して、「宜其得實」の部分は「宜得其實」であるはずだと述べている。

③ 『後漢書』巻九十・列伝第八十の「烏桓・鮮卑列伝」によれば、鮮卑は戦国時代に栄えた東胡の分枝であり、別れて鮮卑山に拠ったので、これに因んで部族の号にした。その風俗は、勇健で闘争や訴訟を処理し得る人物があれば、推戴して大人とした。邑落には、おのおのの小帥がおり、数百・千の邑落が自ずから一部を形成した。大人が部衆を召集する時は、木に刻み目を入れて記しとした。文字はなかったが、部衆は決して違犯しなかったという。

④ 通説によれば、漢字は他の古代文字と同じく意味を表す「表意文字(ideograph)」の段階にあるという。しかし、より厳密に言えば、漢字は表意文字というよりも、むしろ意味と音声の両方を表す「表語文字(logograph)」であるというべきである。(藤堂保明『漢字の起源』現代出版. 1983)

から避諱の制度が始められ、前漢の学者・戴聖が編纂した『礼記』の曲礼上・第一にその詳細が記されている。その記述によれば、避諱の対象となるのは亡くなった直系尊属、主君、上官の諱(実名)[①]であり、漢から中華民国成立までの歴代の避諱はこの『礼記』の記述を本元としたため、子孫にとっては、直系尊属の実名に使われる音声や文字がタブーであった。一方、多くの人名研究者が指摘したように、中国にある諸民族の中に、父子・母子・祖孫などの連名制を取っているものが少なくなく[②]、これらの民族においては、直系尊属の名前に使われる音声や文字はタブーにはならないばかりでなく、その尊属との関係を示す大事なシンボルとなっているのである。『後漢書』巻九十・列伝第八十の「烏桓・鮮卑列伝」によれば、漢の時代の鮮卑族においては、氏姓として定まったものはなく、大人や勇健なる人の名や字を以って姓としたという。匹弧・鳥弧・利鹿弧という例は、南北朝時代の禿髮部においてこの伝統の名残で先祖の名がタブーにはならなかったことを物語っている。一方、同じく鮮卑族から出た拓跋部においては、早くから姓名の漢風化が進み、その結晶として現れたのは、魏の高祖・拓跋(元)宏(467～499)の実施した「朝廷における胡語使用の禁止及び胡語の姓名を漢語の姓名に改める[③]」という一連の政策であった。そんな中、漢字は表音文字としてではなく、表語文字として名前に使われ、実名に限って言えば、一字名が圧倒的に多く、漢字の意味が重んじられて具象語より抽象語が好まれ、避諱の制度も取り入れられている(後掲する表1を参照)。これらの特徴は同時代の漢民族の名前にも見られ、唐代以前の漢民族の実名には一字名が圧倒的に多く、漢字の音・形・義が重要視され、しかも避諱が制度として社会に浸透していたのである。再び図1に挙げられている源賀一族の実名を見れば、一文字のものが全体の78.9%(19名中15名)を占め、具象語より抽象語(賀、榮、恭、孝など)が多く使われており、漢風化された鮮卑族拓跋部の名前の特徴が備わっていることが分かる。世祖が破羌を拓跋氏に所属する一員として受け入れたからこそ、賀という拓跋部の個人名系統に合致する名前を与えたのであると看取できよう。世祖の「人之立名，宜其得實」という言葉はまさにこの賜名の真義を語るものであり、名前を付ける行動

---

① 竹内照夫『礼記』(上).新釈漢文大系27.明治書院.1971.pp.47～48.

② 楊寬『古史新探』中華書局.1965.p.178;范玉梅「我国少数民族的人名」(『民族研究』1981(5).pp.63～75);楊希枚「論久被忽略的『左伝』諸侯以字爲諡之制」(『中国史研究』1987年第4期);納日碧力戈『姓名』中央民族大学出版社.2000.pp.47～48;何曉明『姓名与中国文化』人民出版社.2001.pp.418～421など。

③ 『魏書』(巻七・帝紀第七)太和十九(495)年六月己亥条・太和二十(496)年正月丁卯条。

とはつまり名前の持ち主の社会的分類という実を表すことだと見なされたのである。

一方、社会学の観点から名前の研究をなされている上野和男氏は、近世の宗門人別帳や現代の生命保険会社の名前調査などの分析を通して、男子名に比べて女子名は同名者の比率が高いことを明らかにし、それを以って「女性の名前には個別性よりも類別性が強調されている」と結論付けられている[①]。この論考は、名前には男女の社会的地位の差が投影されていることに注目したものであるが、名前には社会的分類の機能があるということの証拠にもなろう。

(二)社会的整合

社会的分類と同時に、個人の名前は社会的整合[②]の機能をも果たしている。両者の関係について、納日碧力戈氏は北米インディアン人の一部の部落に見られる名前の実例[③]を挙げながら、「多くの前工業化社会においては、姓名は重要な社会的分類形式である。命名の儀式は、符号の配分と同時に、各種の利益と権力をも配分するため、社会の再生産に携わり、集団の整合意識を複製したのである。このような社会においては、姓名の整合と区分の機能は矛盾統一の関係にあり、つまり、『集団』という枠の中では主に整合の機能が働き、『集団』の枠を超えると、区別の機能が働き出し始める。(——筆者訳)」[④]と述べられている。

納日碧力戈氏の論述を踏まえて再び源賀の例を見ると、北魏の世祖にとっては、破羌が自分のいる鮮卑族拓跋部の外部にいる者であるからこそ、賀という自分の部族の人名系統に合致した名前は社会的分類の機能を果たすことができたのである。しかし、新しい名前を賜った時点から、源賀は鮮卑族拓跋部内部にいる者となり、賀の果たす機能も社会的整合へと変化した。ただし、整合の対象には源賀本人のほかに、その子孫も含まれる。前述した通り、源賀をさかいに、禿髮部の名前と拓跋部に再分類された禿髮破羌(源賀)及びその一族の名前との間には大きな相違が見られ、

① 上野和男・森謙二編『名前と社会——名づけの家族史』(シリーズ比較家族第Ⅱ期3).早稲田大学出版部.1999.pp.12～13.

② ここで言う「社会的整合」とは、社会集団の行為や観念が、秩序正しく結合された方法で働くように組織化することである。

③ 納日碧力戈氏によれば、北米インディアン人の一部の部落の中では、個人の区分に使われた名前は各部落専有の人名のストックから取られており、名前を見るだけで、名前の持ち主がどの部落に属しているかを判断することができるという。(納日碧力戈『姓名』中央民族大学出版社.2000.p.3)

④ 同上。

このことは、源賀の子孫にとって賀という名前に見られる特徴が命名する際の重要な参考となったことに由来するのであろう。その結果、源賀以来魏の朝廷から名を賜る者が一人(源懐)しかいなかった(『魏書』巻四十一・列伝第二十九にある「源賀伝」による)にもかかわらず、源賀一族の名前には禿髪部の命名習俗ではなく拓跋部の命名法によったものがほとんどとなった。血縁や地縁関係などをもとにして形成された特定の「集団」にとっては、特定の先祖(始祖をはじめとする複数の先祖からなる場合が多い)の何らかの情報が「集団」が結束する原動力となる場合が多いが、個人名もその情報の中に入っている。特定の個人名が時には「集団」の象徴物(姓・氏名や祖名継承の中の祖名など)となり、「集団」内部の姓名の形式を規定するようになる。また、「集団」内部においては、個人の識別と交流の手段という個人名の「一次的な機能」を果たすために、特定の個人の名前によって規定された姓名の基本形をもとにしながら、その基本形に使われる音声・文字に対して常に微調整を行い、「集団」自体の人名系統の構築につとめる。図1を参照すれば分かるように、源賀一族の場合、賀の孫の代から漢字二文字からなる名前が増え始めたが、同様な現象は拓跋部の他の「小集団」の中にも見られる。つまり、源賀一族(「小集団」)内部の動きは拓跋部(「大集団」)の人名の発展に順応したものであり、逆に言うと、この順応は拓跋部に分類された源賀一族にとって必要なものであった。このように、「大集団」内部に対する整合が行われる場合、名前もその整合の対象となり、整合された名前はさらに「大集団」に附属される「小集団」内部において自動的に社会的整合の機能を果たすようになるのである。

前掲した納日碧力戈氏の研究のほかに、名前の社会的整合の機能に注目した研究が少なく、私見の限り、わずか蕭遥天氏の言う「名前の組織性」①しか挙げることはできない。

(三)社会的分類と整合による制御と支配

中国における諡法を専門的に研究する汪受寛氏は、諡法の意義として次の二点を挙げられている②。

①諡法は封建的階級制度を維持するための手段である。

---

① 蕭遥天『中国人名的研究』国際文化出版公司. 1987. pp. 154～155.

② 汪受寛『諡法研究』上海古籍出版社. 1995. pp. 260～266.

②諡法は封建的礼儀と道徳を宣伝する手段である。

汪氏が言う諡法とは、1945年に中国最後の王朝・清の最後の皇帝・溥儀(1906～1967)がソ連軍に捕らえられるまでに中国で行われた制度のことであり、その具体的なやり方とは、帝王・将相などの死後に、その生前の行跡に基づいて後世の者が人物評価をしてから、その評価を明記する称号を死者に与えるというものである。その称号はつまり諡であり、前述した通り、諡は個人名の一種と見なされ、避諱の風習や制度の存在により、実名よりも個人の識別の機能を果す場合も少なくない。汪氏の説に従えば、諡は封建制社会の産物であり、社会的制御と支配に用いられたのである。氏が論拠として挙げられているものの中に、①諡を決定・付与する権力は封建社会の最高統治者に集中されている。②諡に使われる文字の等級に関する規定がある。③諡を獲得できる資格に関する規定がある。などがあるが、この三点に共通しているのは、諡の社会的分類と整合の機能に着目したというところである。

汪氏の論述を踏まえて、再び源賀一族の名前を例にして見ると、『魏書』の源賀伝によれば、正始三(506)年六月に63歳で亡くなった源懐(444～506。源賀の子)に対し、魏の朝廷は司徒・冀州刺史の官職を賜ったと同時に、「恵公」の諡を与えたという。ただし、北魏の王朝においては、給諡の過程は「太常寺議諡・司徒府再議・皇帝詔書定諡」となっているため、源懐の諡は「靖公・穆公・恵公」という過程を経てから決定されたのである。つまり、太常寺は源懐の「體尚寛柔,器操平正」の操行が諡法の「柔直考終曰靖」に合致することを理由に「靖公」の諡を撰進したが、司徒府は源懐の「作牧陝西,民餘惠化,入總端貳,朝列歸仁」といった経歴や社会的評価が諡法の「布徳執義曰穆」に合致するとして「穆公」の諡がより適切であるという意見を示した。しかし、北魏の宣武帝・元恪(483～515)はどちらの意見をも取らずに、「愛民好與曰惠,可諡惠公。」という詔をもって「恵公」の諡を賜ったのである[①]。

漢民族の建てた南朝の諸王朝に比べ、主に少数民族によって建てられた北朝の各王朝[②]においては、諡の獲得資格に関する規定がやや緩やかで諡を贈られた人も多い[③]が、とは言え、諡は決して死んだ者全員に与えるものではなかった。『南史』巻三

---

① 北斉・魏収撰『魏書』中華書局. 1974. p. 928.

② 北朝の各王朝の中に、北魏・東魏・西魏・北周は鮮卑族が建てた王朝であり、北斉は鮮卑族化した漢民族が建てた王朝である。

③ 明の王圻の『諡法通考』の統計によれば、諸臣の場合、南朝の朝廷は計249人に諡を与えたのに対し、北朝の朝廷は計619人に諡を与えたという(前掲汪受寛『諡法研究』. p. 30)。

十三・列伝第二十三の「裴松之伝」の中の記述によれば、東晋から南北朝時代にかけて、諸臣の中に諡を贈られる資格を持っているのは侍中以上の者のみであったという[①]。つまり、諡を賜ったこと自体は、源懐が侍中以上の官職を持ち、百官の中で上層部に属していたことを意味している。また、諡と同時に司徒・冀州刺史の官職をも賜ったことや諡の最終決定権は北魏朝廷の最高統治者・皇帝にあったことなどから、源懐は生前に引き続いて死後も北魏朝廷の臣属に分類されたことが伺えよう。さらに、南宋の鄭樵(1104～1162)はその著『通志』の「諡略」の部分で諡に使われる漢字を210字集め、それらを君親・君子に使われる「上諡」(計131字)、閔傷・無後者に使われる「中諡」(計14字)、殲夷・小人に使われる「下諡」(計65字)の三種に分類した[②]。鄭樵の分類法に従えば、靖・穆・惠が共に上諡の部に入っており、このことから、死後の源懐が君親・君子の部に分類されたことが看取できよう。こうして、死後の源懐は諡を贈られることによって社会的再分類され、この分類を通して、北魏の統治者が彼に対する制御と支配を実現できたのであろう。汪受寛氏が諡法を封建的階級制度を維持するための手段と見なしたのは、諡の社会的分類の機能に注目したからであると思われる。

一方、汪氏は諡法を封建的礼儀と道徳を宣伝する手段とも見なしたが、これは諡の社会的整合の機能に注目したものであろう。というのは、諡の美・平・悪の高下は儒家思想を中心とする封建道徳を基準としているため、封建社会の統治者たちは、生前の行跡を評価して諡を与えることを通して、人々の道徳思想を統合したからである。つまり、封建社会において、人々(特に諡が贈られる資格を有する者)の生存中の行動は常に自分(本人がこれから獲得しようとする諡)と他人の諡に見え隠れする道徳基準に制約されており、その結果、封建統治者の営んでいる社会に自然に整合されてしまうのである。また、諡法の発展に伴い、諡に使われる文字には皇帝専用・皇族専用・諸臣専用という区別ができるようになり[③]、それらの諡字は皇帝・皇族・諸臣の道徳をそれぞれ規定し、諡の整合という視・聴覚に訴えるよう

---

① 唐・李延寿撰『南史』中華書局. 1975. p. 867.

② 『通志』巻第四十六・諡略第一(諡中)(宋・鄭樵著. 明・陳宗夔注『通志略』(冊二). 中華書局. 1965. 諡略第一. pp. 4～5).

③ 汪受寛氏によれば、皇帝・皇族・諸臣の諡における文字使用の区別が明文化されたのは、明の仁宗(1425～1426在位)以後であり、明代では、皇帝・親王用の一字諡が50字、郡王・諸臣・嬪妃用の二字諡が409字、嬪妃専用の四字諡が23字規定されたという(汪受寛『諡法研究』上海古籍出版社. 1995. p. 36)。

な整合から出発して、封建社会内部の「小集団」の全体的な整合につとめたのである。以上見てきたように、名前の分類と整合の機能に注目した中国の封建社会の統治者は、諡を封建制維持の手段としてきたのである。このことは、諡に社会的制御と支配の機能があると認めたからこそはじめて実現できたのであろう。

ところで、名前の社会的分類と整合による制御と支配の機能は、限られた国の限られた者にしか贈らない諡にのみ見られるものではなく、他種の個人名にも見られる機能である。前述したように、栗田寛氏は六国史・類聚国史・逸史・東大寺文書・正倉院文書などを資料として、古代日本人の名前の類型を十六に分けられた。この考察を踏まえた渡辺三男氏は、考察の対象を六国史に登場する名前に限定し、栗田氏の挙げた類型を増補改編された。両氏は共に名前に使われる言葉の意味の分析に重点を置いたため、実例として挙げられた名前の中に、実名(実例全体の大部分を占める)のほかに、幼名・通称なども含まれている。渡辺三男氏の挙げた二十の類型の中に、「人の関係を名としたもの」、「官職を名としたもの」、「職業を名としたもの」、「神・儒・仏・その他学芸に関する語を名としたもの」、「抽象的名辞を名としたもの」などが含まれている①。上の五つの類型を分析してみれば、前の三類型は名前の所有者の所属を表すものであり、後ろの二類型は倫理思想を表すものである。まず所属を表すものについて見ると、息長臣足、大伴兄麻呂、蘇我韓子といった実例から分かるように、渡辺氏の言う「人の関係」とは、君臣関係、親族的続柄、家系などのことであり、これらの関係は、官職、職業と同様に社会的分類と整合の結果できたものである。

また、倫理思想を名とする行為は、命名者の道徳観を示すばかりでなく、被命名者の備えるべき道徳を決めつけようとする行為でもあり、このプロセスの中で、被命名者は社会的分類を経験することとなる。渡辺氏の挙げた実例の中に、高岳五常、伴中庸、源信、丹比礼麻呂といった名前があるが、この中の「五常」、「中庸」、「信」、「礼」は皆儒教用語である。言うまでもなく、日本の個人名におけるこれらの用語の使用は儒教の受容を前提とするが、儒教の受容は、天皇を中心とする中央集権的な官僚制への志向の高まりという動向に順応したものである。記紀には、四世紀末の応神天皇の時に、王仁博士が『論語』十巻、『千字文』一巻を携えて朝鮮半島の百済国

---

① 渡辺三男『日本の人名』毎日新聞社. 1967. pp. 47～57.

から渡来し、太子・菟道稚郎子に学問を教えたこと(応神記・応神十六年二月紀)が記されている。この記述について、『論語』の巻数が多すぎること、そして『千字文』は南朝の梁(六世紀前半)の時に作られたもので、王仁の渡来時期より遅れていることなどから、後世の造作・付会であると考えられている。ところが、中国側の史料(『宋書』、『梁書』などの南朝の歴史書)には、倭の五王時代から大和朝廷は中国の王朝との公式な交渉を始めたことが記されており、これらの記述から、大和時代の日本において、文字を知り典籍の内容を理解しようとする動きがあったことが伺える。七世紀初頭になると、儒教の思想が明確に打ち出されるようになり、聖徳太子が制定したとされる日本最初の成文法『十七条憲法』は儒教の精神を中核としたものである。『十七条憲法』の性格について、渡部正一氏は「全体として政治・道徳・宗教にわたっているが、特に道徳性格の強いものとなっている。」[①]と述べられている。儒教思想の研究史の中で「儒教は宗教か」は常に争論の焦点となっており、この論争について、加地伸行氏は、「表層」の「道徳性」が強調されるあまり、「深層」の「宗教性」が見過ごされてしまっているとの見解を示されている[②]。ここでは「儒教は宗教か」について論じるつもりはなく、いずれにしても、儒教は道徳の教えとしての性格が非常に強いことを認めなければならないのであろう。すると、渡辺氏の論述は『十七条憲法』の儒教色の濃さを強調するものであると考えられ、憲法の制定者が儒教思想を大いに取り入れたのは、儒教の「教え」が国家秩序の維持に立脚していることに注目したからであろう。

儒教の基本的な教義の中に五倫と五常がある。つまり、人間社会のあるべき人倫秩序として、父子・君臣・夫婦・長幼・朋友といった身分的・血縁的な関係(五倫)を挙げ、仁・義・礼・智・信(五常)をこれらの関係を支えるのに必要な道徳とし、家族組織から政治体制まで貫こうとする具体的な規定である。身分・血縁に基づいて人間同士の関係を五つに分けることは社会的分類の行動であり、それぞれの関係を支える道徳を決め付けるのは社会的整合の行動である。これらの行動の最終目的は、分類と整合によって明確になった各人の職分とその職分を表す名称とを一

---

① 渡部正一『日本古代・中世の思想と文化』大明堂. 1980. p. 39.

② 加地氏はこれまでの道徳性優位の儒教研究に対し、儒教には宗教性と道徳性との両方があり、道徳性は宗教性に基づいていると自論を展開されている。(加地伸行『沈黙の宗教——儒教』筑摩書房. 1994)

致させることを通じて国家秩序を維持することにあると考えられる[①]。国家秩序の維持に資するため、儒教の「教え」は前漢の時に中国の王朝支配の体制教学としての位置を獲得し、後にその影響が次第に周辺国家にも及んだ。日本の場合、七世紀初頭に、天皇を中心とする中央集権的な官僚制への志向が次第に高まっていった時に、支配者たちは、日本最初の成文法の中に大いに儒教思想を取り入れたのである。支配者の教え込みにより、五倫・五常などの儒教の「教え」が政治・文化の担い手であった官僚層にのみならず、他の階層の人々の頭にも植え付けられるようになり、その表象の一つとして、個人の符号である個人名にも儒教思想が刻まれていることが挙げられる。つまり、五常、中庸、信、礼といった名前の使用権は名の所有者及びその関係者にあるものの、名に使われる言葉に対する解釈の権利は支配者にあるため、支配者の構築した語義システムにしたがって命名すること自体は、被命名者をある種の支配下に置く行為であると考えられる。ただし、ここで言う支配は必ずしも政治的なもの(君対臣)ではなく、家族組織内部(父対子、夫対婦、長対幼など)の支配もその中に含まれている。例えば、『蜻蛉日記』の作者は実名が残されておらず、「藤原倫寧女」、「藤原兼家妻」、「藤原道綱母」などで呼ばれていたが、これらの通称は彼女がそれぞれ父の藤原倫寧、夫の藤原兼家、子の藤原道綱の「支配」下に置かれていたことを表している。このような「支配」を正当化させたのは、儒教の言う「婦人有三従之義、無専用之道、故未嫁従父、既嫁従夫、夫死従子」[②](婦人に三従の義あり。専用の道無し。故に未だ嫁せざれば父に従ひ、既に嫁しては夫に従ひ、夫死しては子に従ふ。)という「三従」の道徳であると考えられる。

以上述べてきたことをまとめると、社会的分類と整合により、個人名は制御と支配の機能をも果たし、この機能は生前から死後までの様々な種類の名前に見られるのである。この個人名の制御と支配の機能について、タブーの観点からのアプローチも多く、穂積陳重氏の日本における実名敬避に関する先駆的な研究[③]を受け継ぎ、渡辺三男氏は、名前と実体とを同一視することに起源する未開社会の人名タブ

---

① 儒教は貴賤親疎の差別が確定することによって国家の秩序が維持されると主張し、その貴賤親疎の差別が地位を表す名称によって明確にされるから、「名を正す」ことを政治の基本とした。つまり、君、臣、父、子といった名称を是正すれば初めてそれらの名称に相応する職分が見えてくるので、為政者がそれによって「礼」を定めることができるという。

② 漢・鄭玄注.明・金蟠・葛鼒訂『儀礼』(冊二).中華書局.1965.葬服第十一.p.9.

③ 穂積陳重『実名敬避俗研究』刀江書院.1926.

一がひたすら首長の権威保持に利用されたと指摘された[①]。その後、高梨公之氏は、名前と結婚、名簿と服従などの関係に注目し、「名を知れば人を制す」[②]と論じられている。奥富敬之氏は、さらに武家社会における改名、交名注進、偏諱頂戴と一字書出などの実例の分析を通して、これらの事象は主従関係の確立を表していることを主張された[③]。一方、避諱の研究が盛んな中国においては、避諱の対象・方法・影響などに対する考察の積み重ねにより、個人名の制御と支配の機能は早くから注目されてきている。先行研究を踏まえて論を展開した納日碧力戈氏は、中国の封建時代において、臣民が皇帝の姓名に対する避諱を強いられたことは姓名の政治化によってもたらされた社会的制御の表れであると述べられている。その上、中国の歴代王朝の皇帝による賜名・改名・削名・追謚及び少数民族における連名制などの現象にも注目し、これらの場合の個人名は社会的制御と支配の手段として使われたのであると主張されている[④]。

（四）社会的記憶の創出と補充

音声と文字によって世に伝えられている人の名前は、何れの歴史時期においても特徴があり、それらの特徴は人間社会の歴史と文化を反映している。中国社会科学院語言文字応用研究所漢字整理研究室と山西大学コンピューター科学学部との共同調査によれば、1966年6月1日から1976年10月31日までに出生した中国人の中に、文、紅、梅、軍、東、立、斌、衛、兵などを名前とする者が極めて多いという[⑤]。このような現象の背景として、この期間中に起きて全中国を巻き込んだ「プロレタリア文化大革命」が挙げられよう。つまり、文、紅・衛・兵、東などは文革、紅衛兵、毛沢東といった言葉に因んだものであり、「文化大革命」という歴史事件の痕跡が名前にも残されているのである。したがって、名前には社会的記憶の創出と補充の機能もあると考えられる。

楊寛氏は、中国四川省の涼山地域に住む彝族の貴族・黒彝が固持した「家支制度」

---

① 渡辺三男「日本の人名」毎日新聞社. 1967. pp. 40～41.
② 高橋公之「名前のはなし」東京書籍. 1981. p. 189.
③ 奥富敬之「日本人の名前の歴史」新人物往来社. 1999. pp. 203～219.
④ 納日碧力戈「姓名」中央民族大学出版社. 2000. pp. 97～109.
⑤ 中国社会科学院語言文字応用研究所漢字整理研究室編「姓氏人名用字分析統計」語文出版社. 1991. p. 331.

とその制度下にある父子連名制について研究をなされた。独自の言語と文字を持ち、原始宗教を保持する四川涼山彝族社会においては、中華人民共和国成立後もなお奴隷制が続けられ、「家支」と呼ばれる父系氏族集団が政治、経済、社会などの基本単位とされた。その家支集団内部では、奴隷主支配階級の黒彝が統治し、その下に白彝と呼ばれる農民(曲諾)、別居奴隷(安家)、家内奴隷(呷西)が所属する大集団があった。父子連名制の実例として、楊氏は「阿侯・布吉・吉哈・鲁木子」(阿侯は家名で、布吉は支名で、吉哈は父名で、鲁木子は本人を表す名であるという)という名前を挙げ、「この名前から、所有者の貴族の血縁チェーンにおける位置づけを確定することができ、それをもって名の所有者の血統の貴さと地位の高さを示すのである。黒彝のほぼすべての男子は小さい時から世系の暗誦の訓練を受けるため、名前を聞けば、名前の持ち主の身分と地位が分かるからである。(——筆者訳)」[①]と論じられている。この論述を分析してみると、前半部分は名前の社会的分類と整合の機能を、後半部分は名前の社会的記憶の創出と補充の機能を裏付けていると言えよう。家支名を継ぐのが長男に限られるなどの点から、「阿侯・布吉」と漢民族の姓氏とを同一視することは妥当性に欠けると思われ、ここでは「阿侯・布吉・吉哈・鲁木子」を一つの個人名と見なしたい。黒彝の家支の世系が家譜や彝文古籍類に記されているが、彝文字はピーモという占いや祭祀を司る者だけが読めたので、黒彝の男子が世系を暗誦したのである。このように、特に文字の持たない民族或いは文字を持っていてもその認知が普遍性を有さない民族にとっては、父子・母子・祖孫などの連名により、世系の暗誦がスムーズになり、家族の歴史が記憶されることになる。つまり、祖先から子孫へと連なっていく一連の名前は、家族の歴史を連ねる鏈鎖のようなものであり、その家族が途中で幾つかの小家族に分けられてしまうとしても、この鏈鎖がそれぞれの小家族で切れない限り、枝分かれによって忘失されかねない家族の歴史に関する記憶が補充されるのである。連名制についての研究報告が世界各地から寄せられていることから、連名制は古今東西を問わず人名における普遍的な現象であると言えよう。前にも触れたように、楊希枚氏は日本古代の通字命名法をも父子連名制の類に入れられた[②]が、この分類法の妥当性はさておき、日本の通字命

---

① 楊寬『古史新探』中華書局．1965．p．178．

② 楊希枚「論久被忽略的『左伝』諸侯以字為諡之制」(中国社会科学院歴史研究所『中国史研究』1987年第4輯)．

名法による名前にしても、中国の涼山地域の彝族の父子連名制による名前にしても、さらに中国の漢民族をはじめとする諸民族に見られる系字命名法による名前にしても、社会的記憶に対する補充の機能を果たしていると考えられよう。このような機能はたとえ命名者に意識されなくても、自ずから役割を果たしているのである。

一方、社会的記憶の補充のほかに、名前は社会的記憶を創出することもよくある。中国における諡の歴史を総観すれば、王朝が交替されるたびに、新王朝の統治者がしばしば先祖に諡を贈り、これを「追諡」という。汪受寛氏の指摘されたところによれば、前漢以来盛んになって清滅亡まで続いた歴代王朝の追諡は、初代統治者の父・祖・曽祖・高祖の四代を対象とするのが一般的である[①]が、そんな中、北魏の太祖道武皇帝・拓跋珪(371～409)は、天興元(398)年に平城で皇帝位に即くことを機に、父の昭成帝・拓跋什翼犍から遡って成帝・拓跋毛までの計 27 人もの先祖に諡を贈ったのである(『魏書』巻二・帝紀第二・天興元年十二月己丑条[②])。『魏書』の帝紀に登場する「帝」の名前を分類整理すると、表 1になる。その中に、成帝・拓跋毛から獻帝・拓跋隣までの13 人(グループ1)はほとんど行跡が記録されておらず、残りの者(グループ2)も大抵鮮卑族の部落の酋長で皇帝になったことはない。『魏書』のこの追諡の記述について考証を行った清代中期の学者・趙翼(1727～1814)は、諡のみならず、この27 人の諱の大部分もこの時期に付けられたものであると指摘している(『廿二史箚記』巻十四・後魏追諡之濫[③])。趙翼説が成立するかどうかを判断するためには更なる史料考証が必要とされるが、少なくとも行跡が一切記録されていない10 人の諱と諡はやはり疑問視されるべきであろう。

後世の者にとっては、歴史人物の存在を自分の感覚器官で確かめることはできないため、史料を頼りにするしかないが、種々の史料の中に、国家、政府などで編纂した正史は信憑性が一番高いとされている。上述した諱や諡は『魏書』という正史の中に登場している故に、名付けの時期について従来から議論がなされているものの、管見の限り、名前の持ち主の実在について疑問の声があがることはほとんどなかった。このような状況は、諱・諡などの個人名の存在がこれらの名前を所有する人間の実在という社会的記憶を作り出していることによるところ大であろう。『史

---

① 汪受寛『諡法研究』上海古籍出版社. 1995. p. 64.
② 北斉・魏収撰『魏書』中華書局. 1974. p. 34.
③ 趙翼著・長澤規矩也編『廿二史箚記』(和刻本正史別巻之八)古典研究会. 1973. pp. 166～167.

記』に始まり、『漢書』以来踏襲されて中国の正史の体例となった「紀伝体」の歴史書は主に本紀・列伝・志・表よりなっているが、その中に本紀に収められているのが天子の伝記である。『魏書』では、成帝・拓跋毛から昭成帝・拓跋什翼犍までの27人の伝記は「序紀」として「帝紀」に入れられており、このことから、この27人は道武皇帝・拓跋珪(371～409)以後の14人と同様に天子扱いされていたことが伺える。つまり、この27人もの伝記を北魏の帝紀に載せることの意図されるところは、単なる皇帝一族のルーツ探しやそれに伴う先祖の尊崇に留まらず、北魏の歴史を建国前に推し進め、最終的に黄帝の子孫であることを明らかにし、それをもって拓跋氏の皇帝としての血筋の正統性をアピールすることにもある。

表1　北魏皇帝の諱・諡・廟号の一覧表

グループ1				グループ2				グループ3			
	諱	諡	廟号		諱	諡	廟号		諱	諡	廟号
1	毛	成		14	詰汾	聖武		①	珪	道武	太祖
2	貸	節		15	力微	神元		②	嗣	明元	太宗
3	觀	莊		16	砂漠汗	文		③	燾	太武	世祖
4	樓	明		17	悉鹿	章		④	晃	景穆	恭宗
5	越	安		18	綽	平		⑤	濬	文成	高宗
6	推寅	宣		19	弗	思		⑥	弘	獻文	顯祖
7	利	景		20	祿官	昭		⑦	宏	孝文	高祖
8	俟	元		21	猗遠	桓		⑧	恪	宣武	世宗
9	肆	和		22	猗盧	穆		⑨	詡	孝明	肅宗
10	機	定		23	鬱律	平文		⑩	子攸	孝莊	敬宗
11	蓋	僖		24	賀廬	惠		⑪	恭		
12	儈	威		25	紇那	煬		⑫	朗		
13	隣	獻		26	翳槐	烈		⑬	脩		
				27	什翼犍	昭成		⑭	善見	孝静	

注：①この表の作成にあたっては、北斉の魏収が撰した『魏書』(中華書局. 1974. pp. 1～320)の中の記述を根本史料とした。

②太祖・拓跋珪をさかいに、①～⑭は北魏建国後の歴代皇帝の即位順を表し、1～27は北魏建国前の「即位」順を表す。

このような帝紀の書き方は、漢代の司馬遷が『史記』の中で、中国の歴史を黄帝から始めて黄帝以下の顓頊(せんぎょく)[①]・帝嚳(ていこく)[②]・尭・舜及び夏・商・周三王朝の始祖をすべて黄帝の子孫であると説明したことに由来すると考えられる。鮮卑族の拓跋部の建てた北魏政権にとっては、秦・漢以来漢民族に独占されてきた「皇帝」の座が程遠い存在であったため、皇帝として即位することを正当化させるためには、太祖・拓跋珪を黄帝に結び付けることが必要であった。成帝・拓跋毛から昭成帝・拓跋什翼犍までの27人の伝記はまさにその「橋渡し」としての役割を果たしたのである。『魏書』の記述によれば、黄帝の末っ子の昌意は、北部の国土を封ぜられ、封地の中にある「大鮮卑山」に因んで「鮮卑」を国号とした。その後裔の始均は、尭の時に官職をもらい、旱神の追放の功を以って舜の時に農神に命じられた。ところが、夏から漢にかけて、文字を持たなかった始均の子孫は南方の華夏と交流をしなかったため、その歴史が書籍に記録されることはなかったという[③]。魏の太祖・拓跋珪の28代祖の成帝・拓跋毛は始均の68代孫にあたり、前述した通り、『魏書』の帝紀は拓跋毛の伝記より始まっている。天子扱いされた27人の先祖のうちの成帝・拓跋毛から献帝・拓跋隣までの13人の伝記に共通しているのは、即位(「立」)や崩御(「崩」)といった記述があるものの、その具体的な時間が示されていないことである。さらに、名前の記述に関して言えば(表1を参照)、グループ1の中に宣帝・拓跋推寅を除く12人の諱は共に一文字からなっており、この特徴は時間的に近い聖武帝・拓跋詰汾から昭成帝・拓跋什翼犍までの14人の名前(グループ2)には見られないものの、かえって時間的に遠い北魏建国後の皇帝らの名前(グループ3)に見られるのである。また、諱の文字の使用においても、グループ1とグループ3には一つの独立した意味を表す言葉が多用され、しかもそこに使われている漢字の多くは抽象的な意味や良い意味を持っているのであり、より高度な漢字の使用であると看取できる。その一方、グループ2に使われる言葉のほとんどは一つの独立した意味を表すことはできず、その漢字の使用の無造作から漢字が単なる当て字として使われていたことが伺える。

前述した通り、鮮卑族の拓跋部の建てた北魏政権においては、早くから姓名の漢

---

① 顓頊：中国古代の伝説上の天子。黄帝の孫で、帝嚳の先祖にあたるという。
② 帝嚳：中国古代の伝説上の天子。黄帝の曾孫という。殷王朝の始祖とされる。
③ 北斉・魏収撰『魏書』中華書局. 1974. p. 1.

風化が進み、グループ1とグループ3の諱は同時代の漢民族の諱の特徴(一字からなるものがほとんどで、漢字の意味が重要視される)を備えている。これに対し、グループ2の諱は胡風・漢風の名前の特徴を兼ね備えており、胡風から漢風への過度期のものであると考えられる。ところが、時期的には、過渡期のものが過渡後の成熟したものにはさまれているという表1の構図は甚だ不自然であり、この点こそグループ1とグループ2の名前の命名時期について議論が絶えない所以であろう。したがって、われわれは表1の中のグループ1の名前の所有者の実在性を疑問視すべきであろう。ここで「否定」ではなく、「疑問視」という言葉を用いたのは、名前の所有者の実在性に関わらず、史料に記録されている限り、それらの名前が実際に使用されたことが証明され、名前の使用が少なくとも特定の時間・空間に生きる者の何らかの記憶(無論、その記憶の主な内容は、名前の所有者の存在(必ずしも実在ではない)である)を創出してしまうからである。つまり、名前によって作り出されたこうした社会的記憶が時には歴史事実として再記憶されてしまうため、特定の個人名は特定の歴史人物の実在性を考察する際のヒントを提示してくれる反面、その歴史人物の実在について判断を下す際の大きな「壁」ともなっているのである。

(五)自民族の名詞システムの構築と補完

納日碧力戈氏は、人類の姓名が固有名詞に分類されていることに着眼し、「固有名詞とそれが指示する物事とは作用と反作用の関係にあり、固有名詞が人間の指示される物事に対する認知に影響を及ぼし、指示される物事が固有名詞の意味を制約する(——筆者訳)」①と述べ、名詞としての人名の機能に言及されている。名詞とそれが指示する実体との関係について、古くから議論が行われ、中国の場合、その歴史は戦国時代の孔子(前551～前479)の「正名」説と墨子(前470頃～前390頃)の「取実予名」説との対立にまで遡ることができる。孔子・墨子以来の各論説を分析してみれば、主に以下の二つの観点から出発していると思われる(中に、どちらか片方だけの観点を持つ論者もいれば、両方の観点を同時に持つ論者もいる)。

①名詞は指示する物事の反映であり、実体の出現に伴って出現し、実体の変化に伴って変化する。(孔子の「正名説」の系統)

---

① 納日碧力戈『姓名』中央民族大学出版社. 2000. p. 2.

②新しい物事を指示する名詞は一旦確定されれば、その名詞を構成する詞(ことば)本来の意味が指示する物事の「実」を指向する機能を持つようになる。(墨子の「取実予名説」の系統)

上掲した納日碧力戈氏の論述の中の「固有名詞が人間の指示される物事に対する認知に影響を及ぼし」という部分は②の観点を、「指示される物事が固有名詞の意味を制約する」という部分は①の観点を踏まえたものであると看取できよう。

第Ⅱ部の各章で詳しく見ていくが、日本人の名前に限って見れば、漢字が表音文字として使われていた時代は別として、漢字の意味が命名する際の一大決定的要因となってから、美字・佳字が常に人気の個人名用漢字となっている。この変化は、「固有名詞に使用される詞本来の意味が固有名詞の指示する物事の「実」を指向する機能を持つため、人間の認知に影響を及ぼす」ということが明確に意識されるようになってから、はじめて生起するのであろう。一部の日本人にとっては、1993 年に起こった「悪魔ちゃん事件」はまだ記憶に新しいものであろう。東京都昭島市の夫婦が長男に「悪魔」という名前を付けて出生届を出したところ、市役所が「子供の将来に悪影響を及ぼす」として名前を訂正するように求めたため、夫婦が東京家裁八王子支部に不服申し立てをして争った(朝日新聞 1994 年 1 月 14 日)という事件である。ここで問題となっているのは「悪魔」という詞であり、『広辞苑』(第五版)によれば、「悪魔」とは、①仏道を妨げる悪神の総称。魔羅。②悪および不義の擬人的表現。キリスト教のサタン。③残酷・非道な人のたとえ。[①] である。以上の解釈を見れば一目瞭然であるが、「悪魔」は決して良い意味を持つ詞ではない。もしこの詞を個人名にするならば、名前の所有者という「実」の行動が指向されて本当に「悪魔」に近付けかねないばかりでなく、名前の所有者のことが「悪魔」という文字のままに認識されかねないと危惧されたのである。昭島市役所の意見はまさに「固有名詞が人間の指示される物事に対する認知に影響を及ぼし」という納日碧力戈氏の論述を裏付けているものであろう。

一方、指示される物事が固有名詞に対する反作用について、納日碧力戈氏は「指示される物事が固有名詞の意味を制約する」と論じられたが、中国の唐の玄宗(685～762)の名前が氏の論述を裏付ける好例となっている。前述したように、同一世代の

---

① 西村出編『広辞苑』(第五版)岩波書店, 1998. p. 31.

三番目の男子として生まれた唐の玄宗は、幼少時代に幼名の「三郎」で呼ばれ、成人すると「隆基」の実名を以って社会に入り、皇位に就いてからの治世に基づいて死後に「至道大聖大明孝皇帝」の諡が奉られ、さらに死後に祭られた宗廟に因んで「玄宗」の廟号を得たのである。むろん、こうした名前の一連の変化は、所有者の社会的身分の変化に由来するものである。つまり、もし「三郎」が成人を迎えなかったら、「隆基」の実名が付けられることもなかった。また、もし「隆基」が皇位につかなかったら、「隆基」の文字が臣下全員が避称・避書しなければならない国の諱[①]になることもなければ、「隆基」の諡に「至道大聖大明孝皇帝」の文字が選ばれることも「玄宗」の廟号を得ることもなかったのである。さらに換言すれば、もし隆・基といった文字が皇帝の名前に使われなかったら、その意味も使用する範囲もより広いはずであり、「姫(姫と基は同音である。——筆者注)」氏が「周」氏に[②]、「隆州」(地名)が「閬州」に、「大基県」(地名)が「河清」に改められた[③]ことも、「隆昌」(人名)公主が「崇昌」公主と[④]、「隆安」(晋の安帝・司馬徳宗(382～418)の年号)が「崇寧」と書き換えられる[⑤]こともなかった。このように、固有名詞(名前)は、指示する物事の実体(名の所有者)の出現に伴って出現し、実体の変化に伴って変化するため、その意味も物事の実体に制約されるのである。

ところで、「制約する」反面、指示される物事が固有名詞の意味を拡大することもあると筆者は考えている。中国語の中に、「三個臭皮匠,勝如諸葛亮」ということわざがあり、日本語に訳せば、「三人寄れば文殊の知恵」となる[⑥]。中に「諸葛亮」と「文殊」は固有名詞であるが、それぞれを単に中国の三国時代の蜀の丞相(181～234)と仏教の中の菩薩という個体を指示するものとして捉えるのでは、この訳はやや理解に苦しむのであろう。諸葛亮も文殊も知恵で世間に知られている者であり、ここでは両者の名前が共に知恵のある者の代名詞として使われているからこそ、訳が成立できたのである。つまり、「臭皮匠」のようなただの凡人でも三人集まって相談すれ

---

① 例えば、『旧唐書』巻九十五・列伝第四十五の記述によれば、玄宗の同父兄弟・恵文太子は元々「隆範」を名としたが、「隆基」が即位すると、「隆範」は国の諱を避けるために、名を「範」に改めたという。

② 陳垣. 史諱挙例. 中華書局. 2004. p. 10.

③ 同上,p. 120。

④ 同上,p. 21。

⑤ 同上,p. 40。

⑥ 金丸邦三主編『日中ことわざ対照集』燎原書店. 1983. pp. 104～105.

ば、何とかいい知恵が浮かぶものだというのがこのことわざの意味である。

もう一例を見よう。『紅楼夢』は中国の清代の長編小説であり、その第27回の回目は「滴翠亭楊妃戯彩蝶 埋香塚飛燕泣残紅」(「楊妃、滴翠亭にて五色の蝶に戯るること。飛燕、埋香塚にて残んの花に涙すること」①)となっている。ところが、この回に登場した人物の中に、「楊妃」を名とした者も「飛燕」を名とした者もおらず、滴翠亭で五色の蝶に戯れたのは薛宝釵で、埋香塚でしぼみ落ちた花を涙しながら惜しんでいたのは林黛玉である②。すなわち、ここでは、楊妃と飛燕はそれぞれ薛宝釵と林黛玉を指示する代名詞として使われたのである。楊妃とは、唐の玄宗(685～762)の妃・楊玉環(719～756)のことであり、玄宗と楊貴妃との愛と離別を詠った白居易(772～846)の『長恨歌』では、彼女の容姿が「迴眸一笑百媚生，六宮粉黛無顔色(眸を廻らし一笑すれば百媚生じ、六宮の粉黛顔色無し)」、「春寒賜浴華清池，温泉水滑洗凝脂(春寒浴を賜ふ華清の池、温泉水滑らかにして凝脂を洗ふ)」③などと描かれている。これらの描写から、彼女は人並みではない美貌の持ち主(「迴眸一笑百媚生，六宮粉黛無顔色」)でふくよかな体型(「温泉水滑洗凝脂」)であったことが伺える。また、同時代の詩人・李白(701～762)の作品にも楊貴妃の容貌を詠んだものがあり、例えば、『清平調詞』(其二)では、李白は楊貴妃の容貌を艶やかな牡丹の花に喩え、その美しさは化粧したての「飛燕」にも匹敵すると称えている④。李白の言う「飛燕」とは、前漢の成帝・劉驁(前52～前7)の皇后・趙飛燕(?～前1)のことであり、上掲した『紅楼夢』の回目に登場した「飛燕」もこの女性の名前である。李白の描写から伺えるように、趙飛燕も美貌を以って世に知られる女性であるが、その体型について、初唐の文献学者・顔師古(581～645)は、歌舞に優れた彼女が「飛燕」と名づけられたのは、体が軽い事によると考証した⑤。つまり、楊貴妃も趙飛燕も絶世

---

① 曹霑作．伊藤漱平訳『紅楼夢』(上)．中国古典文学大系第44巻．平凡社．1969．p．355．

② 曹雪芹著．馮其庸重校評批『紅楼夢』(上)遼寧人民出版社．2005．pp．423～438．

③ 唐・白居易著．朱金城箋校『白居易集箋校』(二)上海古籍出版社．1988．p．659．

④ 『清平調詞』三首は、玄宗と楊貴妃が興慶宮の沈香亭で亭前の牡丹を見ている様子を詠ったものであり、三首とも牡丹の美しさを楊貴妃の美貌にかけている。中の第二首は「一枝濃艶露凝香、雲雨烏山枉断腸、借問漢宮誰得似、可憐飛燕倚新粧」という四句からなっている。

⑤ 漢・班固撰．唐・顔師古注『漢書』中華書局．1962．p．3988。また、『全唐詩』の中にも、飛燕の体型について触れた詩があり、王言壐の『長信怨』(1471)の「飛燕倚身軽，争人巧笑名」；李白の『陽春歌』(1690)の「飛燕皇后軽身舞，紫宮夫人絶世歌」；鄭錫の『玉階怨』(2912)の「那及軽身燕，双飛上玉楼」；曹鄴の『恃寵』(6864)の「飛燕身更軽，何必恃栄華」などはその例であり、これらの詩では趙飛燕は身の軽い女性として描かれている。

の美女でありながら、体型において全く異なるタイプの女性であった。この相違により、両者がそれぞれ豊満型と繊弱型の美女の代表となり、個人を識別するための符号である両者の名前(ともに通称である)もそれぞれ豊満型と繊弱型の美女の代名詞となったのである。『紅楼夢』の中で、林黛玉の容姿について、作者は男主人公・賈宝玉の目線を借り、

「ひそむるがごとくひそめざるがごとき煙罥ねたる両の眉、よろこぶがごとくよろこばざるがごとき情をたたえし双の眼、両頬の靨に添う愁いは態となり、一身に根をはる病は嬌に見する。涙の光りて点々と、嬌な喘ぎもかそかにて、静かに坐するそのさまはあでやかな花の河水に照りはゆるかと、ゆらゆら歩むその姿はしだれ柳の風まかせ。胸は比干に比するに孔一つ多く、病は西施にくらぶるも三分は重し」(第3回①)

と描いている。ここでは、病弱の彼女のゆらゆらと歩く姿は「風に揺れる柳」に喩えられており、ほっそり型の女性であることが看取できる。一方、薛宝釵の容姿についても、作者は同様に賈宝玉の目線を借り、

「その唇は紅をさしてもいないのに赤く、眉は掃いてもいないのに翠色を呈し、顔は銀の盆のよう、眼は杏を思わせるといった風」(第8回②)

と描き、その上、第30回では、熱がりやであることを訴える薛宝釵に対し、賈宝玉は、

「ははあ、道理でみながお姉さまのことをいま楊貴妃さまだなどと申すわけです。そんなにお肥りでは、自然熱がりにもなられようというものですね」③

とからかったことが描かれている。以上の描写から、薛宝釵は艶やかでふくよかな女性であることが伺える。このように、『紅楼夢』の作者は虚構の人物の容姿を描いた時、読者のイメージを膨らませるために、その容姿を一般的に認知されている歴史人物に喩えるという手法を用いたのであり、その際に、「お姉さま(虚構の人物。——筆者注)のことをいま楊貴妃さま(歴史人物。——筆者注)だなどと申す」のような明喩法のほかに、「楊妃、滴翠亭にて五色の蝶に戯るること」のような暗喩法をも使用した。暗喩の場合、楊妃・飛燕は楊貴妃・趙飛燕本人を指称する固有名

---

① 曹雪作.伊藤漱平訳『紅楼夢』(上).中国古典文学大系第44巻.平凡社.1969.p.44.
② 同上,p.111。
③ 同上,p.409。

詞としてではなく、楊貴妃・趙飛燕のような美人という意味の代名詞として使われるのである。この意味では、何らかの顕著な特徴を持つ者の名前は、それらの特徴を背負いながら、固有名詞の「枠」を超え、新しい言葉として独り歩きすることもあるのだと言えよう。言い換えると、楊貴妃、趙飛燕という名前の所有者(＝指示される物事)は、その身体的特徴を以って、「楊貴妃」、「趙飛燕」(＝固有名詞)の言葉としての性質を変え、その意味を拡大したのである。

上掲した林黛玉の容姿についての描写の中に、「西施」という固有名詞が使用されたが、この詞には代名詞としての用法も見られる。例えば、中国語には、第三者から見れば決して美男美女とは言えなくても、恋する者同士の眼には相手が常に美しく見えるのだということを語ることわざとして、「情人眼里出西施」があるが、ここでは西施は美女の代名詞となっている。代名詞となった歴史人物の名前(ここでは名前の種類を問わない)が他にも多数あり、孔子(中国春秋時代の人名。学問に長じた者・愛書家の代名詞)、魯班(中国春秋時代の人名。ある専門分野の玄人の代名詞)、伯楽(中国春秋時代の人名。目が高い人の代名詞)、華陀(中国後漢時代の人名。名医の代名詞)、梁山伯と祝英台(中国東晋時代の人名。恋人に一筋の男女の代名詞)、程咬金(中国唐代の人名。予期せぬ妨害の代名詞)、雷鋒(中国現代人名。社会奉仕に励む人の代名詞)、弘法(日本平安時代の人名。書道に長じた者の代名詞)、小町(日本平安時代の人名。極めて美しい娘の代名詞)、業平(日本平安時代の人名。好色の美男の代名詞)、弁慶(日本鎌倉時代の人名。強い者の代名詞)、釈迦(世界人名。ある分野の専門家の代名詞)などが挙げられる。

さて、以上のような代名詞の輩出は、各民族の名詞システムに対して、如何なる影響をもたらすのであろうか。以下の例からその一端を伺うことができる。中国の清末の官僚・左宗棠(1812～1885)は、友人に手紙を書く際に、「老亮」と自署して、自分の知恵・才能が諸葛亮にも劣らないと自負したという[①]。「亮」という詞には、本来明るいという意味しかなかったが、あの三国時代の蜀の丞相の符号となったが故に、学・識・智・慧・賢・忠といった言葉だけでは表しつくせない「学識と智謀があって忠誠な者」という新たな意味を持つようになった。これで、一個々々の言葉の含む情報量が増え、民族の言語がより簡潔明瞭且つ生き生きとしたものになった

① 徐珂『清稗類鈔』(姓名類)台湾商務印書館，1983を参照。

のである。代名詞となる人名は歴史人物の命名の素材となるばかりでなく、虚構の人物の命名にも示唆を与えている。その影響を強く受けた文学作品として、中国の元末明初の施耐庵(1296〜1370)が北宋の末から南宋の初めにかけて作られた説話をまとめて書き上げた『水滸伝』が挙げられる。そこに描かれている108人もの豪傑は全員身分に相応する通称をもっており、中に歴史人物の名前に因んだものも多い。例えば、第14回の「赤髪鬼酔臥霊官殿 晁天王認義東渓村(赤髪鬼、酔って霊官殿に臥し。晁天王、義を東渓村に認ぶ。)」に初登場した呉用について、作者は、

「この人は、智多星の呉用、字は学究、道号を加亮先生といって、もともとこの村の人。この呉用の長所をたたえた臨江仙(曲の名)の詞がある。

『万巻の経書曽て読過し、平生機巧(機敏)心霊(怜悧)なり。六韜三略(ともに兵書)究め来って精しく、胸中に戦将を蔵し、腹内に雄兵を隠す。謀略は敢えて諸葛(孔明)を欺く、陳平(漢の高祖の智臣)豈才能に敵せんや。略か小計を施せば鬼神も驚く。字は称する呉学究、人は号ぶ智多星と。』」[①]

と紹介している。呉用の特徴が『臨江仙』という曲にまとめられ、それはつまり学識が豊富なことと知謀に長けていることであるが、この二点はそれぞれ彼の字「学究」と渾名「智多星」に表現されている。ところが、「加亮先生」という道号の意味することについて、『臨江仙』は触れなかったが、以上の特徴を兼ね備えた歴史人物・諸葛亮に因んだものであると容易に想像できよう。ここでは名前の優劣を論じるつもりは毛頭ないが、ただ小説の一読者として、呉用の複数の名前の中に、最も情報量が豊富で生き生きとしているのはこの道号ではないかと思う。強いて言えば、この場合、固有名詞の「亮」は、代名詞として使われ、新たな固有名詞の一部となり、ただ一文字を以って『臨江仙』の曲のような普通何行もの文字が伝える情報量をもたらしてくれたのである。また、同様な用例がほかにも見られ、同じく108人の豪傑に数えられる花栄の渾名は「小李広」であり、これは彼が梁山泊きっての弓の名人で百発百中の腕前を持っていることに由来し、この名前では、騎射に優れた前漢の将軍・李広(? 〜119)[②]の名前が弓に長じた者の代名詞となっている。

---

① 施耐庵作.駒田信二訳『水滸伝』(上).中国古典文学大系第28巻.平凡社.1967.p.168.

② 李広:前漢の武将・李陵の祖父。特に騎射に優れた彼は、文帝の時に匈奴を討って功をたて、武帝の時に北平太守となる。匈奴に「飛将軍」と呼ばれて恐れられた(『史記』巻一〇九・列伝第四十九・李広による)。

『水滸伝』に登場する女性の多くは脇役として存在するため、豊満な人間像を持つ者が少ない。そんな中、容姿から行為、品性まで入念に描かれた女性人物として、潘金蓮が挙げられる。小説の中の彼女は色欲をほしいままにする悪女であり、姦通と夫殺しの罪で夫の弟・武松に処罰されたのである。あまりの淫蕩ぶりであるために、潘金蓮という名前は後に淫婦の代名詞となっている。ところで、この名前について、『水滸伝』の作者はただ「幼名を潘金蓮という」という一言で紹介を済ませている。とはいえ、われわれは『水滸伝』の中の潘金蓮と姦夫・西門慶との挿話を素材とした小説『金瓶梅』の描写から、命名者の意図するところを伺うことができる。『金瓶梅』の第1回の「景陽岡武松打虎 潘金蓮嫌夫売風月（景陽岡で武松が虎を退治すること。潘金蓮が夫を嫌って浮気すること。）」では、潘金蓮が次のように紹介されている。

「（前略）潘金蓮のほうは、南門外の潘仕立屋の娘で、きょうだい順は六番目、小さいときから器量よしで、纏足した足がいたって小さいところから、おさな名を金蓮という。（後略）」①

以上の描写によれば、彼女が金蓮という幼名を付けられたのは、足が小さいからである。中国においては、およそ五代・北宋の時から女性の足を人為的に小さくするという「纏足」の風習が始まり、この風習は清末民初まで続けられたが、纏足した小足が「三寸金蓮」と呼ばれてきた。纏足の起源について、南北朝説・隋唐説・五代説などの諸説があり②、更なる考証を待たなければならないが、女性の足を金蓮に喩えるようになったのは南北朝時代の南朝の斉の廃帝東昏侯・蕭宝巻（483～501）以後であることが明らかである。『南史』巻四・齊本紀下第五・廢帝東昏侯の中の記述によると、東昏侯・蕭宝巻は、黄金で蓮の花を作って地上に敷きつめ、寵愛する潘貴妃にその上を歩かせ、「これ歩歩蓮花を生ずるなり」と満悦したという③。以後、「金蓮」は潘貴妃の通称となり④、この通称に因み、潘貴妃ほどの美しい女性の歩

---

① 笑笑生作・小野忍・千田九一訳『金瓶梅』（上）. 中国古典文学大系第33巻. 平凡社. 1967. p. 10.

② 梁景和『近代中国陋俗文化嬗変研究』首都師範大学出版社. 1998. p. 205.

③ 唐・李延寿撰『南史』中華書局. 1975. p. 154.

④ 『全唐詩』に収録されている詩の中に、「金蓮」という言葉がしばしば使われている。例えば、李群玉の『贈回雪』（6581）の「安得金蓮花，歩歩承羅袜」；羅虬の『比紅児詩』其七（7625）の「当時若遇東昏侯，金葉蓮花是此人」；韓偓の『金陵』（7835）の「彩箋麗句今已矣，羅袜金蓮何寂寥」などでは、「金蓮」は潘貴妃の通称として使われている。

みが「金蓮歩」と、纏足した女性の小足が「(三寸)金蓮」と呼ばれるようになった[①]のである。

潘金蓮という名前の創作意図は単にその足が小さいことに留まらず、潘という姓との組み合わせにこそ、作者の真義が隠されていると筆者は考えている。『南史』の中の潘貴妃についての記述を読むと、本名を兪尼子とした彼女は、初めは王敬則の家妓であったが、東昏侯・蕭宝巻の妃になってから、南朝の宋の文帝・劉義隆(407～453)に潘淑妃がいて30年(424～453)も皇位についたことに因んで姓を潘に改めた。一個170万もする琥珀の腕輪を買ったり、多くの楼壁に男女の猥褻画を描いたりして贅沢・淫蕩を極め、貴妃本人ばかりでなく、その父も彼女の権力に笠に着て横暴に振舞ったという[②]。このように、夫と一緒になって「国造り」ならぬ「国亡ぼし」に熱中していたため、潘貴妃の「金蓮歩」は、後に「亡国の歩」としても戒められたのである。一例を挙げると、晩唐の詩人・李商隠(813～858)は『南朝』の一篇[③]の中で、南朝の宋・斉・梁・陳の亡国の歴史を詠み、それを以って当今の朝廷の統治を批判してその結末を予言した[④]。詩の中で、潘貴妃の金蓮歩は、宋の文帝・劉義隆(407～453)や斉の武帝・蕭賾(440～493)が遊幸で頻繁に訪れた玄武湖・鶏鳴埭、陳の後主・陳叔宝(553～604)が張貴妃と孔貴嬪の美貌を詠った楽曲、陳の後主の女学士・袁大捨等と貴人等との間の贈答詩などと共に、贅沢・荒淫の政治の産物として挙げられ、これらの産物は南朝の各政権の結末を暗示するものであるという作者の見方が伺える。

ここで潘貴妃の人物像と『水滸伝』の中の潘金蓮の人物像とを比較してみると、卑しい出身で淫蕩な振る舞いをし、最終的に夫の非命をもたらしたといった点では共通していることが分かる。『水滸伝』の作者は、潘金蓮という人物を構想する際に、

---

① 例えば、『紅楼夢』の第65回の「賈二舎偸取尤二姨，尤三姐思嫁柳二郎(賈二舎、尤二姨を密やかに娶ること。尤三姐、柳二郎に嫁せんと思うこと)」に、尤三姐について、「(前略)下には緑の褲子、赤い短靴をはき、一対の金蓮は合わさったかと思えば並んだり、一時として行儀よくしておらず、(後略)」(曹霑作．伊藤漱平訳『紅楼夢』(中)．中国古典文学大系第45巻．平凡社．1969．p.400)との描写があり、ここでは金蓮は彼女の小足を指している。

② 唐・李延寿撰『南史』中華書局．1975．pp.154～155；p.1934．

③ 『南朝』という詩は「玄武湖中玉漏催，鶏鳴埭口繡襦迴。誰言瓊樹朝朝見，不及金蓮歩歩来? 敵國軍営漂木柹，前朝神廟鎖煙煤。滿宮学士皆蓮色，江令當年只費才。」(劉學鍇・余恕誠『李商隠詩歌集解』(第三冊)．中国古典文學基本叢書．中華書局．1988．p.1372)の八句からなっている。

④ 楊柳『李商隠評傳——詩人的生死愛恨及其創作藝術』木鐸出版社．1985．pp.358～360．

潘貴妃という歴史人物を念頭に置いたことが推測できよう。かといって、作者は決してもう一人の潘貴妃を描こうとしたのではなく、潘貴妃のような品性を持つ新たな女性像を作り上げるために、足がきれいで淫蕩な女性である潘貴妃の通称を借用して小説の人物の名前にしたのであろう。潘金蓮という名前の使用により、読者は彼女の容姿・品性についての描写を読んでいない段階から、ある程度のイメージを作り上げることができ、その効果は呉用の道号の「加亮先生」、花栄の渾名の「小李広」と同じである。言い換えると、最初に潘金蓮という女性像を浮き彫りにしたのはその名前(幼名)であり、そこには作者の彼女に対する「総合的評価」が書き込められているのである。ただし、『南史』の記述は潘貴妃の「亡国の禍源」としてのイメージを作り上げたのに対し、『水滸伝』の作者は潘金蓮の淫蕩ぶりを迫真に描いて、『水滸伝』の中の「四大淫婦(潘金蓮・潘功雲・閻婆惜・賈氏)の筆頭」としての地位を不動なものにした①ため、小説が世に問われてから、「潘金蓮」は淫婦の代名詞となったのである。一例を挙げると、2001年2月7日付けの中国の『江南時報』の第一版に「可憐老実漢吃下老鼠薬,淫婦姦夫合謀毒殺“武大郎”(正直者の夫、ネズミ駆除薬を飲んで他界へ、淫婦と姦夫、ぐるになって「武大郎」を毒殺す)」(記者:韓東良)をタイトルとする記事が載っており、この記事の中で、間男とぐるになって自分の夫を毒殺した張小梅は現代の潘金蓮と称されている。

潘貴妃以後、纏足した女性の小足が「三寸金蓮」と呼ばれるようになったと前述したが、このことは中国の現代作家・馮驥才(1942～)が纏足を主題とする小説を『三寸金蓮』と命名したことからも伺える。清末の天津を舞台とするこの小説に登場する女主人公の名前は「戈香蓮」であり、彼女の「究極の纏足を求めていっさいの努力を足に注ぎ、天津一の纏足といわれるほどになったものの、時代の転換期を迎えるにつれ、これまでの礼賛が罰声に変わってしまう」②という一生纏足に翻弄される運命を暗示する名前であると言えよう。また、纏足の名人として登場した潘ばあやの名前(姓・潘と年配の女性に対する称呼・ばあやからなる通称である)も偶然に付けられたものとは思えず、「三寸金蓮」という用語の典拠ともなる故事の主人公・潘貴妃のことを意識しての命名であると看取できよう。

以上見てきた「金蓮」という名詞の使用を図示すると、図2になる。この図から分

① 李時人『金瓶梅新論』学林出版社. 1991. p. 62.

② 納村公子「訳者あとがき」(馮驥才作. 納村公子訳『三寸金蓮』亜紀書房. 1988. p. 312)

かるように、本来金でできた蓮の花という意味しか表さない「金蓮」は、人間(潘貴妃)の通称になってから、その人間の何らかな特徴(足が小さくて淫蕩である)を背負いながら一人歩きするようになり、その結果、代名詞の「(三寸)金蓮」や固有名詞の「(潘)金蓮」のような使用例が現れてくる。この場合、(三寸)金蓮も(潘)金蓮も南斉の潘貴妃の通称・金蓮から派生した名詞であるが、これらの名詞からさらに新たな名詞が派生することもあり、淫婦の代名詞となった潘金蓮がまさにそれである。前述したように、人名が代名詞に変身すると、少量の文字を以って多量の情報を伝えることができ、自民族の名詞システムの重要な資源となる。この資源は実在や虚構の人物の命名の際にばかりでなく、土地や物品などの命名の際にも利用され、中国の老年性痴呆・脳機能障害を予防する薬が「華陀再造丸」(広州奇星薬業有限公司製造)と、ダイエット茶が「飛燕減肥茶」(瀋陽興維薬業有限公司製造)と、保健茶が「西施健美茶」(瀋陽興維薬業有限公司製造)と、正面に四つのポケットがある詰襟の服装が「中山装」などと名付けられたのがその実例である。また、たとえ代名詞にならなくても、歴史人物の名前はその持ち主の何らかの特徴を背負いながら、新たに作られた名詞の一部となることもよくあり、こうしてできた歴史人物の名前がまたその持ち主の何らかの特徴を背負いながら、新たな名詞の一部となる。すると、名前に使われる言葉本来の意味が次第に拡大され、姿・形を持つようになり、詩・和歌などのようなよく練れた芸術作品にとって、汲めども尽きない言葉の源泉となっている。この意味では、個人名は民族の名詞システムの構築と補完の機能を持っていると言えよう。

一方、このような個人名は民族・国家を超えて他民族・国家の名詞システムの構築に示唆を与えることもあり、例えば、日本の平安時代の公卿で「一条の摂政」という通称で知られている藤原伊尹(924～972。諡は謙徳公。)の実名・伊尹は中国の商代の名臣・伊尹[①]に因んだものであり、この名前を考察する際に、伊＋尹という詞本来の意味のほかに、この名前の持ち主である歴史人物・藤原伊尹が「伊尹」に付与した新たな意味も合わせて考えなければならない。この命名により、「伊尹」は日本語の名詞システムの資源となり、伊尹の子孫の中に、伊房(1030～1096)を名前とする人がいることはその証である。伊房の「伊」の場合、中国の商代の名臣のみなら

① 伊尹という名前の中に、伊は実名であり、尹は官職名である。

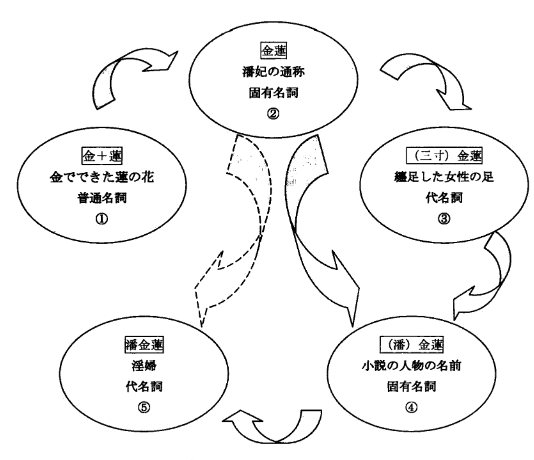


図２　「金蓮」という名詞の使用

注：この図の作成にあたって、『南史』齊本紀下・廢帝東昏侯伝、『全唐詩』、『水滸伝』、『紅楼夢』、『三寸金蓮』の中の実例を基にした。

ず、日本の平安時代の「一条の摂政」の特徴も含まれており、伝える情報量が前の二者より遥かに大きく、姿・形をもって持ち主・藤原伊房に関する何らかの情報を伝えている。藤原伊尹のほかに、衣縫孔子（『続日本紀』）、阿部子路（『続日本紀』）、県犬養老子（『続日本紀』）、孟子内親王（？～901。清和天皇の娘）、源伊渉（918～958。醍

醐天皇の孫)[1]、独眼竜[2]などの例も挙げられる。また、こうした歴史人物の命名のほかに、「孔子に語道」、「孔子の倒れ」や「面々の楊貴妃」などのことわざや「虞美人草」[3]などの物名も現れ、中国の人名が日本語にも入り込み、日本語の名詞システムに新たな養分を与えたのである。

以上は名前の社会的分類と整合の機能、社会的分類と整合による制御と支配の機能、社会的記憶の創出と補充の機能、自民族の名詞システムの構築と補完の機能についてみてきたが、これらの機能を顕在化させるためには複数の関係名前の比較が必要であり、つまり、この五つの機能が伝えているのは名前の関係情報である。

本章では個人名の伝える情報に基づき、個人名の機能について基礎的な考察を行った。名前の実体情報を伝える際に、個人の識別と交流の手段という基本機能(一次的な機能)が働き、名前の関係情報を伝える際に、社会的分類と整合、社会的分類と整合による制御と支配、社会的記憶の創出と補充、自民族の名詞システムの構築と補完という派生機能(二次的な機能)が働くことを提示した。この考察は、院政時代までの各歴史時期の各階層の日本人名の役割を考える際の重要な参照物となると同時に、古代日本人の名前を考察することによってその普遍性を証明することを必要とする。この作業は本論の第Ⅱ部(第三章～第九章)で行うこととする。

---

① 伊渉は中国の商代の人で、伊尹の子である。

② 「独眼竜」は元々中国の唐末の群雄の一人である李克用(856～908)の通称(『新五代史』巻四・本紀第四(唐)・荘宗李存勗(上)によれば、片目が小さい李克用は小さい時から武勇で知られ、出世してから、時の人に「独眼竜」と称されたという)であり、後に片目の英雄の代名詞となった。この詞は日本にも伝わり、日本語において、安土桃山時代の武将・伊達政宗(1567～1636)の通称という特別な意味を持っている。

③ 虞美人草は「ひなげし」の別名であり、この名前は、中国の秦代末期の楚王・項羽(前232～202)の愛姫の通称・虞美人(?～前202)に因んだものである。項羽の前で自殺した彼女は安徽省定遠の東方に葬られたため、この墓に生えた草が後に「虞美人草」と呼ばれるようになったのである。北宋の大文章家・曾鞏(1019～1083)に『虞美人草』をタイトルとする詩があり、日本の近代作家・夏目漱石(1867～1916)の小説にも『虞美人草』を題名とするものがある。

第二章　日本の個人名の構成要素と種類

第一節　日本の個人名の構成要素

固有名詞に分類される人の名前は、往々にして個人に命定されるため、命定する際の自由度が普通名詞より高い。とは言え、命定された固有名詞は「社会に通用する」という条件を満たさなければ、名詞としての機能を果たすことはできない。つまり、日本人の名前である以上、日本社会に通用する言葉・日本語で表さなければならないのである。これはどの民族の人名においても言えることであるが、第二次世界大戦中に朝鮮人と中国の台湾人が日本名を名乗っていたのは、朝鮮と台湾において植民地支配を布いていた日本は、皇民化政策を実施し、日本語の学習と常用を強要した上に、創氏改名をも行ったからである。この場合、日本語が朝鮮と台湾で通用する言葉となっていたからこそ、日本語による名前は成立し得たのである。以上は植民地支配という特殊な歴史を背景に出現した特殊な現象であるが、日本には他言語の使用を強いられた歴史がないため、日本人の名前も一貫して日本語で表されてきたのである。なお、大伴家持(717～785)、藤原道長(966～1027)、北条政子(1157～1225)、一条兼良(1402～1481)、前田利家(1537～1599)、草深かつ(1741～1821。本居宣長(1730～1801)の妻)、佐藤オトミ(1895～1994。中国の文学者・郭沫若(1892～1978)の前妻)、髙橋由伸(1975～)といった古代から現代までの実例から分かるように、日本人の個人名はその家族名と同様に、音声と文字と

の二要素からなっている。次は名前の実例の分析を通して、日本の個人名の二要素の様相と相互関係について考えてみたい。

一、音声

日本人の名前は音声と文字との同時共存であるが、両者が同時に個人名の構成要素となったとは考えられにくく、後漢の許慎が「名」という漢字に対する解釈はこのことを裏付ける好資料となっている。第一章の第一節で述べたように、許慎はその解釈を通じて、暗くて顔がはっきり見えない夜に、人々は音声を頼りに名前の交換を以って個人を識別していたという古代中国人の生活風景を描き出してくれたのである。この場合、人間の口から発せられる「音声」は、暗い夜という環境に制約されずに情報を伝達できるという特性を持つため、音声からなる名前は人的交流の手段となり得たのである。この意味では、音声は名前の最初かつ最大の拠り所であると言えよう。また、いくら高度に発達した言葉を持つ民族であっても、最初は必ず読み書きのしない時代を経験し、その時代の個人名は音声だけのものとなっている。漢字が日本に伝わり、日本人に使用されるようになるまでは日本人の名前も音声だけのものだと思われ、そのため、われわれはそれらを知ることはできない。ただし、一部の天皇や中央・地方豪族の名前が代々の人々に言い伝えられ、後世の知識人によって歴史書に書き留められている。『古事記』と『日本書紀』の中の個人名を見てみよう。

第12代景行天皇の名前は『古事記』では「大帯日子淤斯呂和気命（オホタラシヒコオシロワケノミコト）」と、『日本書紀』では「大足彦忍代別尊（オホタラシヒコオシロワケノミコト）」となっているが、訓みは皆「オホタラシヒコオシロワケノミコト」である①。景行天皇の皇后は『古事記』では「八坂之入日賣命（ヤサカノイリビメノミコト）」と、『日本書紀』では「八坂入媛命（ヤサカノイリビメノミコト）」とそれぞれ記されているが、訓みは皆「ヤサカノイリビメノミコト」である。また、第21代雄略天皇の名前は『古事記』では

---

① 景行天皇の名前は、常陸風土記に「大足日子天皇（オホタラシヒコ）」、播磨風土記に「大帯日子天皇（オホタラシヒコ）」・「大帯日古天皇（オホタラシヒコ）」・「大帯比古天皇（オホタラシヒコ）」と記されており、「オシロワケ」の部分はないものの、前半部分の「オホタラシヒコ」の記述は記紀と一致している。

「大長谷若建命」と、『日本書紀』では「大泊瀬幼武尊」となっており、訓みは皆「オホハツセワカタケノミコト」である。このように、記紀の中の人名の大多数は、訓みが同じであっても、記載する書物により、文字表記が違ってくるのである。以上のような現象は神名の記述にも見られる。例えば、天照大神の弟で、粗野な性格で知られている神の名前は『古事記』では「須佐之男命」と、『日本書紀』では「素戔嗚尊」と表記されているが、訓は皆「スサノオノミコト」となっている。ほかに、「ウマシアシカビヒコジノミコト」については「宇麻志阿斯訶備比古遅神」（『古事記』）、「可美葦牙彦舅尊」（『日本書紀』）と、「クシナダヒメ」については「櫛名田比売」（『古事記』）、「奇稲田姫」（『日本書紀』）とそれぞれ表記している。

ところで、文字表記があれほどかけ離れているにも関わらず、なぜ同一人物であると断定できたのであろう。それは、前掲した人名や神名はそもそも音声だけを拠り所とし、文字表記は後世の人々に歴史記述の便宜のために勝手に付け加えられたものであり、したがって、音声さえ同じであれば、同一人物である可能性が極めて高いと考えられているからである。漢字は表語文字(logogram)であるが、日本に伝わった当初は主に表音文字(phonogram)として使われ、大和言葉を表記していた。以上の名前に使われる漢字も表音の機能を果たすものが多く、そのため、漢字を見るだけではその意味を計り知ることは甚だ困難である。つまり、「オホタラシヒコオシロワケノミコト」が「大帯日子淤斯呂和気命」となったことの最大の原因は音声が近いことにあり①、ほかのより音声の近い漢字(「大足彦忍代別尊」など)に置き換えても、差し支えがなかったはずである。ただし、歴史記述の一貫性を図るために、この表記が後世の人々に襲用され、まるで命名当初から漢字がすでに存在したかのようになっている。このように、古代の日本人は中国伝来の漢字で日本固有の名前を表記する場合、漢字の意味よりも、名前本来の音声を重要視し、なるべくそこから離れないように工夫してきたのである。

---

① 厳密に言えば、「オホタラシヒコオシロワケノミコト」という名前の表記となった「大帯日子淤斯呂和気命」と「大足彦忍代別尊」の中に、音仮名(斯・呂・忍など)の使用を基本としながら、訓仮名(大など)や訓字(彦など)の使用もある。同様な現象は上掲した他の例にも見られる。とは言え、訓字を別として、漢字を音仮名として使用しても、訓仮名として使用しても、名前本来の音声を第一義に考えることは変わりはないのであろう。

八世紀末頃に成立した『続日本紀』には「賀茂朝臣比売（ひめ）」や「紀朝臣比登（ひと）」などの人名が載せられているが、現代日本語の知識をもって「比売」を「比べる、売る」、「比登」を「比べる、登る」と理解すれば、大きな誤りである。この場合でも、「比売」や「比登」は漢字本来の意味をなさず、「ひめ」、「ひと」という大和言葉を表しているだけである。このように、音写の方法は、嘗て主に文字の持つ民族が文字の持たない民族の名前を記録する際、或いは文字の使用を始めた民族が自民族の文字のなかった時代の人名を記録する際に用いられた。ところが、今日において、他民族の人名記録全般に利用されるようになり、例えば、朝鮮半島の現代の人名に対し、漢字の表記があるにも関わらず、日本人はその漢字を使用せずに、「裴勇俊」を「ペ・ヨンジュン」と、「崔智友」を「チェ・ジウ」と称しているのがその一例である。むろん、このような現象の背景には、民族主義的問題などより多くの要素が絡んでいると思われるが、人名における音声の優位性を改めて認識させられる動きでもあると言えるのではないかと筆者が思う。さらに、音写法の逆利用も現代人の命名に見られ、日本の「譲治（ジョウジ。George）」、「樹里（ジュリ。Jury）」、「真理（マリ。Mary）」、中国の「乔治（George）」、「朱莉（Jury）」、「玛莉（Mary）」といった名前はその産物である。ただし、古代日本人とは異なり、漢字の知識をしっかりと身につけた現代日本人は、漢字の表語性をも重視し、外来の言葉を名前に取り入れる際に、その意味も表されるように漢字の選択に工夫している。日本の書店の店頭に並べられている子供の名付け辞典の類を開いてみると、多くの辞典に「英語的な響きを持つ名前の付け方」、「世界に通じる名前の付け方」のような条目が設けられており、中には「伊太郎（イタロウ）」、「栄門（エモン）」、「加麟（カリン）」、「恵音（ケイン）」、「治栄（ジエイ）」、「尚美（ナオミ）」、「優仁（ユージン）」といったサンプルが挙げられている。表2を参照すれば分かるように、一見日本風のこれらの名前は、実は欧米の人名用語を日本風にアレンジしたものであり、漢字が外来の言葉の意味を表しているのである。ところが、漢字の表語性が重視されるようになっても、日本人は欧米風の名前を付ける際に、できる限り漢字の音・訓のいずれかを外来の言葉の音声に近付けようという行動は、やはり音声を第一義に考えているからであろう。

表2　現代日本人の欧米風の漢字名の表記・音声・由来一覧表

漢字表記	音声	由来	付注
伊太郎	イタロウ	イタロウ(Itaro)は、「イタリアの」、「イタリア人」という意味のイタリア語起源の名前である。	イタリアが伊太利亜と音写されるため、「伊太郎」は伊太利亜の男子という意味になる。
栄門	エモン	エモン(Eamon)は、「勇敢の兵士」を意味する古期英語の名前・Eadmundのアイルランド語形である。	勇敢の兵士であれば、家に栄光をもたらすところから、因果関係にあると思われる。
加麟	カリン	カリンは、「幼獣、動物の子供」という意味のケルト語起源の名前である。	麟は想像上の獣・麒麟のメスであることから。
恵音	ケイン	ケインは、「知恵」を意味する古期英語に由来する名前・Keeneのバリエーションである。	恵という字は「知恵」を連想させることから。
治栄	ジエイ	ジエイは、「癒す人」を意味するギリシア語またはラテン語に由来する名前・ジェイソンの愛称型である。	癒すとは不健全な状態を治すという意味であることから。
尚美	ナオミ	ナオミは、元々ヘブライ語起源で「美しい、魅力的な」といった意味の名前である。	尚美は「この上美しい」という意味になる。
優仁	ユージン	ユージン(Eugene)は、「素性がいい」という意味のギリシア語に由来する名前である。	優と仁の文字が素性の良いことを連想させることから。

注：この表の作成にあたって、『人名の世界地図』(21世紀研究会編．文藝春秋．2001)；『人名の世界史』(辻原康夫著．平凡社．2005)；『世界に通じる子供の名前』(加東研・弘中ミエ子著．青春出版社．1999)；『夢いっぱい！イメージで選ぶ赤ちゃんの名前』(秋本花音著．日本文芸社．2004)を参考にした。

一方、漢字が一般的に理解されるようになり、日本の個人名が音声と文字との同時共存になった後も、日本人は引き続き大和言葉の音声を大切にしてきた。第55代文徳天皇の諱の道康(みちやす)(827～858)、藤原彰子(あきこ)(988～1074)、藤原忠実(ただざね)(1078～

1162)、覲子(あきこ)内親王(1181～1252)、上杉清子(きよこ)(?～1342)、足利義満(よしみつ)(1358～1408)、毛利元就(もとなり)(1497～1571)、豊臣秀吉(ひでよし)(1536～1598)、関孝和(たかかず)(1640頃～1708)、本居宣長(のりなが)(1730～1801)、生田花世(はなよ)(1888～1970)、湯川秀樹(ひでき)(1907～1981)などが皆訓で読まれ、このような「漢字和訓」型の名前が日本個人名の基本形となっている。

以上見てきたように、人名が文字の有無にかかわらず人間社会に存在し、文字のない場合、人名にとっては、音声がすべてであり、絶対である。文字のある場合であっても、音声が主導権を握り、時には人名の性格をも決定している。今日においては、中国、日本、韓国三国の名前は皆漢字で表記されているため、同名がある場合、漢字だけでは区別がつかない。しかし、その漢字に発音がついてさえいれば、どこの人名なのかが一目瞭然である。例えば、「蓮」はいずれの国の人名にも使われる漢字であるが、中国人だと「レン」、日本人だと「ハス」、韓国人だと「ヨン」と読むのが一般的であるから、名前の音声から所有者の所属をある程度推測できる。三国に三様の読み方があるのは、皆自国固有の音声で読んでいるからであり、こうして、読み方一つで名前の性格が決められてしまうのである。ここまで見てくると、音声こそ名前の根源的な構成要素だと言えよう。

二、文字

人間が音声だけの言語生活に満足しないのは、音声には時間的と空間的制約があるからである。時間的制約とは、音声が一瞬にして発せられ、一瞬にして消えるものであり、その一瞬にいない人間には伝えることはできないことを指し、空間的制約とは、音声がその伝達される範囲に限りがあり、その範囲にいない人間には伝えることはできないことである。このような欠点を補うために作られたのは文字である。文字によって書かれたものはいつでも残っているし、どこにも持っていけるから、音声より確実に意思を伝達することができる。日本の高等学校の地理歴史科用の日本史Bの教科書を開いてみると[①]、縄文時代の一万年近くの歴史に対する記述がわずか数ページで終わり、それに対し、明治時代の五十年足らずの歴史に対す

---

① ここで使用する教科書は、山川出版社の『詳説日本史』(石井進・五味文彦・笹山晴生・高埜利彦・ほか10名著,2003)である。

る記述が数十ページにも及んでいる。このような結果になったことの最大の原因は、近代を重視する指導要領や編集方針にあると思われるが、縄文時代の歴史を裏付ける資料が比較的に乏しく①、明治時代の歴史を裏付ける資料が相対的に豊かであることもその一因に数えられよう。同様に、縄文時代の人々は必ずしも個人に専属する名前を持っていなかったわけではなく、その存在を証明するものが現れていないため、われわれには知られていないだけである。人名が文字として後世に残るようになってから、われわれは初めてその所有者の「存在」を知ることができたのである。

日本人が最初に使った文字は漢字である。漢字は一世紀の頃すでに中国から日本に伝わったと言われるが、日本人に使われるようになったのは五世紀の頃であり、しかも、前述したように、最初はただ基本的に表音文字として日本の人名や地名などを表記していたのである。漢字が完全に本来の表語の機能を果たし始めたのは平安時代以後だと考えられ、その時から個人名の字面の意味が重んぜられるようになった。大化改新の功臣・藤原鎌足(614～669)の子で、藤原氏の繁栄の基礎を築いた「藤原不比等（ふひと）」(659～720)の名前を例にして見てみよう。

『日本書紀』の中に、不比等は二回しか登場していない。第一回目は、持統天皇三(689)年二月二十六日に判事に任命された時であり、「藤原朝臣史」としてであった②。そして、第二回目は、持統天皇十(696)年十月二十二日に資人を五十人賜わった時であり、「藤原朝臣不比等」としてであった③。第一回目と第二回目との個人名の文字表記は違うものの、発音は皆「ふひと」となるため、同一の人物だと判断できる。『尊卑分脈』の藤氏大祖伝の中の「不比等伝」に「内大臣鎌足第二子也。一名史。斎明天皇五年(659 年。——筆者注)生。公有所避事。便養於山科(山背国宇治郡。——筆者注)田辺史大隅等家。其以名史也。母車持国子君之女。与志古娘也。」④とあることから、「史（ふひと）」という名前は彼の幼時の育った家の姓(かばね)・史

---

① ここで「比較的に乏しく」と断ったのは、この時代に関しては、文献史料が無くとも多くの出土文物があるからである。ただし、文献史料に比べ、出土文物の歴史伝承は間接的なものであり、われわれがそこから歴史を読み取るのにより時間がかかる。

② 坂本太郎・他校注『日本書紀』(下). 日本古典文学大系 68. 岩波書店. 1965. p. 495.

③ 同上, pp. 531～533。

④ 黒板勝美・国史大系編修会編『尊卑分脈』(第一篇). 国史大系第 58 巻. 吉川弘文館. 1966. p. 15.

に由来することが分かる。姓としての「史」の漢字は、単に「ふひと」という音声を表わすための当て字ではなく、その職掌をも明記している。

中国においては、史は殷商の時代に設けられた官職であり、元々は外に駐屯する武官のことを指したが、後に天文・暦法・祭祀を合わせて司る聖なる職として天子の左右に置かれるものとなった。周の時代になると、これまで統括された職務が大史、小史、内史・外史・御史などに分担されるようになり、その中に「御史」は天子の秘書官として勤めた。春秋時代に、外史・左史・南史などがあり、右史が「言」を、左史が「動」をそれぞれ記録した。そして、漢代以後、歴史を編集して文書記録を作成する「史官」が設けられた[①]。このように、中国語の「史」という漢字は、記録を司る官僚という意味を表している。一方、『岩波古語辞典』によれば、「ふびと」は「フミ(文)ヒト(人)」から変化したものであり、上代文書記録の仕事で朝廷に仕える人のことを指しているという。このように、「史(ふひと)」という言葉は、外来の漢字に対する日本人の高度な理解の産物であり、それが使用される個人名は、「御食子(みけこ)」(不比等の祖父の個人名)や「与志古(よしこ)」(不比等の母の個人名)などのような当て字からなるものより一段と「洒落た」ものだったに違いない。にもかかわらず、この「洒落た」名前は後に「不比等」という一見「ダサい」名前に改められてしまうのである。「一見『ダサい』」というのは、三つの音に対して漢字表記も三つあることから、「不比等」は単なる「ふひと」の当て字だと考えられやすく、その上、われわれ現代人の感覚から言えば、「不」という否定の意味を表す漢字は個人名として不都合なものとなるからである。ところが、『大鏡』の作者は、作品の中の主要な語り手の一人である大宅世次(世継)の口を借りて、

「(鎌足の——筆者注)御子の右大臣不比等のおとゞ、實は天智天皇の御子也。されど、かまたりのおとゞの二郎になりたまへり。この不比等のおとゞの御名よりはじめ、なべてならずおはしましけり。『ならびひとしからず』とつけられたまへる名にてぞ、この文字は侍ける。」[②]

---

① この部分の記述にあたって、『古代漢語字典』(張双棣・陳濤主編.北京大学出版社.1998)の中の「史」の項目(pp.723～724)及び『辞海』(辞海編輯委員会編.上海辞書出版社.1999)の中の「史」の項目(p.872)を参考にした。

② 松村博司校注『大鏡』岩波書店.1960.p.229.

と、「不比等」という文字表記の真義を説明してくれたのである。つまり、「不比等」とは、彼に「比」べて同「等」だと言えるような人間は「不」在であるという意味になるのである。この解釈に従えば、育った家の姓に因んだ「史」よりも、「不比等」のほうはずっと意味深くて洒落た名前だったと言えよう。「史」から「不比等」へという個人名の漢字表記の変化は、まさに日本人の漢字に対する理解力・駆使力の向上を象徴しているのではなかろうか。不比等以後の藤原氏の個人名を見ると、「良房」、「忠平」、「道長」、「威子」、「泰子」などのように、命名者の表そうとする意味が表記の漢字にいっぱい詰め込まれている。このような漢字の意味を重視する命名法が次第に日本人の命名法の主流となり、「清盛」、「聖子」、「義貞」、「光秀」、「仁斎」、「直弼」、「実篤」といった意味豊富な個人名が次々と世に出てきた。しかも、以上の名前に使われる漢字の中にプラスの意味を表すものが多く、たとえ一字一字が好字、佳字でなくても、使用される文字をつなげてみれば、「好語」、「佳語」になる場合が多い。

中国伝来の漢字を取り入れた後、日本人は漢字の字形をもとに、日本独特の文字つまり片仮名と平仮名を作り出した。平・片仮名には漢字の複雑さがないため、一般大衆に親しまれやすく、まもなく日本社会に普及した。仮名の出現に伴い、一部の個人名も仮名で表記されるようになったが、その数がさほど多くなく、しかも女性名に限られていた。有名なのは豊臣秀吉の正室の「ねね」(高台院)、前田利家の正室の「まつ」(芳春院)、側室の「チヨ」(東丸殿)などである。そして、明治時代以後、仮名表記の男性名も現れたが、全体から見れば、それは滄海の一粟にすぎない。

さて、平・片仮名という日本人に親しまれやすい表記法が新しく作られたにもかかわらず、日本人は命名する際に漢字にこだわったのはなぜであろう。同じ数の表音文字としての仮名に比べれば、表語文字としての漢字はより豊富な意味内容を伝えることができるからではなかろうか。例えば、「直」の意味を表そうとする場合、漢字なら一文字で済むのに対し、仮名なら「ただ」、「なお」、「じき」、「ちょく」のように二文字続かないと「直」の意味にはならない。しかも、仮名で綴ると、「只」とか「尚」とか「自棄」とか「猪口」とかの意味にとらえられてしまう可能性もあるのである。また、「直義」、「直哉」に含まれる情報量も「ただよし」、「なおや」だけでは表し尽くせないのであろう。

以上見てきたように、日本人の名前は音声と文字との二要素からなっているが、その中に根源的なのは音声である。しかし、科学技術の発達しない時代において

は、音声は瞬間的なものにとどまり、永続することは難しかった。音声だけの名前が忘失されやすいため、日本人は文字で名前を表記するようになり、それで何千年も前の人名が今日に伝わったのである。したがって、音声と文字のいずれかが欠けても、日本人の名前が成り立たないのだと言えよう。「川端安成(やすなり)」でも「川端康成(こうせい)」でも「川端康成(やすなり)」を表せないことの理由はまさにそこにあるのではなかろうか。

第二節　日本の個人名の種類

人間は人生の異なる時期・異なる生活空間において、異なる「社会的身分」を持っており、社会的身分の変化は時には個人名の変化をもたらしてくる。日本人の生涯の様々な節目の中に、常に命名の儀式が伴っているのは、出生と死亡の時である。この意味では、日本人の個人名を生前の名前と死後の名前とに大別できる。また、社会生活を営む日本人にとっては、社会的身分が表される個人名が必要であり、この需要に応じてできた名前は主に「社会」という「公的な場」①に使われ、名前の一次的及び二次的な機能を果たしている。公的な場に使われるものに対し、極限られた人々の間にのみ通用する個人名もあるが、これらの名前は二次的な機能の発揮が求められておらず、私的な名前である。ここでは、平安時代の公卿で歌人の藤原公実(きんざね)とその子・孫を例に、日本の個人名の諸相を一瞥しよう。

図3を参照すれば分かるように、藤原公実(きんざね)(1053～1107)は妻・藤原光子(みつこ)(1060～1121)との間に五人の子女を儲け、名前はそれぞれ通季(みちすえ)(1090～1128)、実能(さねよし)(1095～1157)、実子(さねこ)、公子(きみこ)、璋子(たまこ)(1101～1165)である。璋子(後の待賢門院(たいけんもんいん))は鳥羽(とば)天皇(諱は宗仁(むねひと)。1103～1156。)の中宮となり、天皇との間に、崇徳(すとく)天皇(諱は顕仁(あきひと)。1119～1164。)、禧子(よしこ)内親王、通仁(みちひと)親王、君仁(きみひと)親王、統子(むねこ)内親王(後の上西門院(じょうさいもんいん))、後(ご)

---

① 日本では、公(おおやけ)とは、一般の日本人が小家(こやけ)であるのに対して、皇室を大家(おおやけ)と呼んだことに由来するとされている(中村元.東洋人の思惟方法.)。本書では、天皇家自身の性格を考慮した上、政治活動が付随する場を「公的な場」と、それ以外の場を「私的な場」と分けている。

白河天皇(諱は雅仁。1180～1239。)、本仁親王(後の覚性入道親王)、最忠法親王を儲けた。

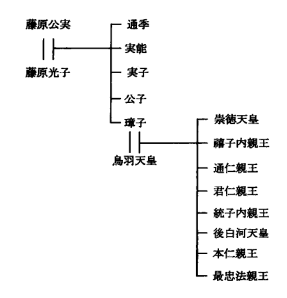


図 3　藤原公実とその子・孫の個人名

注：この図は『尊卑分脈』、『公卿補任』及び他の史料の記述を基にして作成したものである。

上に羅列した個人名を分類すると、まず、公実、光子、通季、実能、実子、公子、璋子、宗仁、顕仁、禧子、通仁、君仁、統子、雅仁、本仁というのは実名(じつめい)であり、つまり生後まもなくあるいは成人の時に付けられる個人の正式の名前で、公的な場にも私的な場にも使われる。次は覚性、最忠であるが、これらは法名(ほうみょう)で、出家入道した者に授けられ、公私ともに使われる。鳥羽と後白河は天皇の崩御後の在所名や山稜名などに因んで奉られる追号(ついごう)で、実名の代わりに公的な場に使われる。また、崇徳というのは諡(おくりな)で、天皇の崩御後にその生前の徳をほめたたえるために奉られ、追号と同じ機能を持つ。待賢門院、上西門院というのは女院号(にょいんごう)で、天皇の生母・准母・三后(太皇太后・皇太后・皇后)・女御その他の後宮・内親王などに贈られ、生前、死

後ともに公的な場に使われる。後に出家して「覚性」の法名を得た本仁親王は「紫金台寺御室(しこんだいじおむろ)」とも称されているが、これは彼が紫金台寺を建立したことに因んだ通称(つうしょう)で、生前、死後とも主に私的な場に使われる(後述するように、律令官職に因んだ通称が公的な場にもよく使われるが、それは通称の因んだもの・律令官職に由来することであり、一種の例外だと言えよう)。このほか、藤原光子は「弁三位(べんのさんみ)」、藤原実子は「大納言乳母(だいなごんのめのと)」とも記されており、これらは父の官職などに因んだ女房名(にゅうぼうな)で、主に宮仕えという公的な場に使われる。

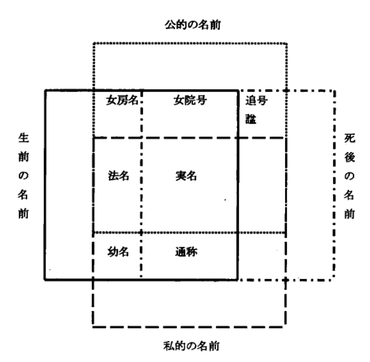


図4　日本人の名前の分類

以上の例から分かるように、命名の時期を基準にすれば、日本人の名前は生前の名(実名、法名、女院号、通称、女房名)と死後の名(追号、諡、女院号、実名、通称)に大別することができ、また、使用の範囲を基準にすれば、公的な名(実名、法名、女院号、女房名、追号、諡)と私的な名(実名、法名、通称)に分けられる(図4を参照)。なお、

当時の支配者層の間では、実名は成人の時に付けられる場合が多く、成人するまでは幼名(ようみょう)あるいは通称で呼ばれていた。例えば、鳥羽天皇の皇后・藤原泰子(やすこ)(1095～1155)の異母の弟・藤原頼長(よりなが)(1120～1156)の幼名は菖蒲若(あやめわか)であり、また、鳥羽天皇と美福門院(びふくもんいん)・藤原得子(なりこ)(1117～1160)との間にできた姝子(よしこ)内親王は十四歳まで実名が付けられておらず、ただ乙姫宮(おとひめみや)と呼ばれていたという。こういった幼少時代の名前は、基本的に持ち主の父母兄弟をはじめとする身近の者にのみ使われ、私的な名の分類に入るのであろう。人生段階や社会的身分に応じて、所持する名前の種類も変化するというのは日本人名の一大特徴となるが、次は命名の時期による分類法をとり、日本人の各種の個人名の具体像を提示していきたい。

一、生前の名前

(一)幼名

幼名(ようみょう)とは、字面の通り幼少時代(つまり成人する前の時代)に使用する名前のことであり、生後まもなく付けられるのが普通である。乳名(にゅうめい)、童名(わらわな)、若名(わかな)、小字(しょうじ)などとも言う。幼名の使用は普通家内部に限られているが、とは言え、決して家内部の人々の言い伝えだけで記憶されることはなく、公の書籍に記録されることも多い。

渡辺三男氏は日本人の幼名の歴史を初代神武天皇の「狭野尊(きののみこと)」まで遡った[①]が、その出典は恐らく『日本書紀』巻第二・神代下の中の彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊(ひこなぎさたけうがやふきあえずのみこと)の子供についての記述の中の「一書曰、(中略)次狭野尊。亦號神日本磐余彦尊。所稱狭野者、是少年時之號也。後撥平天下、奄有八洲。故復加號、曰神日本磐余彦尊。」[②]という一文であろう。しかし、神武天皇の実在が未だに疑問視されている中、只一つの言い伝えとして記録されている(一書曰)この幼名の信憑性も問われるべきであろう。渡辺氏の説に対し、九・十世紀の平安時代前期を日本人の幼名の成

---

① 渡辺三男『日本の人名』毎日新聞社.1967.p.70.

② 倉野憲司・武田祐吉校注『古事記・祝詞』.日本古典文学大系 1.岩波書店.1958.p.187.

立期と見なす見解が一般的であり、中に飯沼賢司氏と奥富敬之氏は『梅城録』に出ている菅原道真(845～903)の「阿呼」を日本最初の幼名と見なしている[①]。幼少時代の符号として幼名のような機能を果した名前は古くから存在したと考えられるが、成人後の名前との区別を明確に認識した上に、幼名を付けるようになったのはこの平安時代前期であろう。菅原道真以後、幼名を付けることは徐々に増えた。よく知られている日本人の幼名を表3に挙げたが、それらの実例から、言葉の使用の面における特徴を以下のようにまとめられよう。

表3 日本人の幼名の挙例

時代	幼名	所有者の氏名	生年	出典
平安時代	阿古	菅原道真	845	『梅城録』
	阿古久曾	紀貫之	868	『尊卑分脈』
	阿視	菅原高視	876	『菅家文草』
	阿満	菅原寧茂	876	『菅家文草』
	小男	菅原業行	未詳	『菅家文草』
	おほつぶね	藤原時平の妻の妹	未詳	『大和物語』
	牛飼	藤原実頼	900	『大鏡』
	御許丸	和泉式部(女房名)	未詳	『中古歌仙三十六人伝』
	大千与ぎみ	藤原道頼	971	『大鏡』
	小千与ぎみ	藤原伊周	974	『大鏡』
	阿古君	藤原隆家	979	『大鏡』
	鶴君・田鶴丸	藤原頼通	992	『大鏡』・『御堂関白記』
	石君・巽葉丸	藤原頼宗	993	『大鏡』・『御堂関白記』
	こけぎみ	藤原顕信	994	『大鏡』
	せや君	藤原教通	996	『大鏡』
	万寿宮	源師房	1008	『栄華物語』
	菖蒲若	藤原頼長	1120	『台記』・『中右記』
	祇王	藤原忠雅の次男	未詳	『山槐記』
	松王	平維盛	1157	『源平盛衰記』
	牛若丸・遮那王	源義経	1159	『平治物語』・『平家物語』

① 飯沼賢司「人名小考——中世の身分・イエ・社会をめぐって」(竹内理三先生喜寿記念論文刊行会編『荘園制と中世社会』竹内理三先生喜寿記念論文集(下巻).東京堂.1984).pp.329～330;奥富敬之『苗字と名前を知る事典』東京堂出版.2007.p.195.

時代	幼名	所有者の氏名	生年	出典
鎌倉時代	金剛	北条泰時	1183	『吾妻鏡』
	三幡	源頼朝の娘	1186	『吾妻鏡』
	千幡	源実朝	1192	『吾妻鏡』
	たづ君	藤原基家	1203	『徒然草』
	駒若丸	三浦光村	1205	『吾妻鏡』
	戒寿	北条時頼	1227	『吾妻鏡』
	市若丸	実名不明	1310頃	『東寺文書抄』
	徳寿丸	佐竹義篤	1311	『太平記』
	玉王	長井孫二郎	1312	『常楽記』
室町時代	春王	足利義満	1358	『大日本史料』
	七聡明・六郎	細川勝元	1430	『大日本史』
	細川系図鶴千代	太田資長(道灌)	1432	『大日本史料』
	八松寿丸	毛利元就	1497	『寛政重修諸家譜』
	勝千代	武田信玄	1521	『甲陽軍艦』
	日吉丸	豊臣秀吉	1541	『太閤記』
	竹千代	徳川家康	1542	『松平記』
	與七	角倉光好(了以)	1554	『寛永諸家系図』
安土桃山時代	三法師主	織田秀信	1580	『豊艦』
	棄丸・鶴松・八幡太郎	豊臣秀吉の長男	1589	『豊艦』
	御ひろい	豊臣秀頼	1593	『豊艦』
江戸時代	長丸・千代松君	徳川光圀	1628	『桃源遺事』
	犬千代	前田綱紀	1643	藤原作太郎編『松雲公小伝』による
	勇之助	柄井正通(川柳)	1718	『日本人名大事典』による
	富之助	本居宣長	1730	『日本人名大事典』による
	正吉	平田篤胤	1776	宮地直一・佐伯有義編『神道大辞典』による
	辰之助・小輔	山県有朋	1838	『日本人名大事典』による
	処之助・升	正岡常規(子規)	1867	『子規全集』
明治時代以後	幸三郎	河井又平(酔茗)	1874	『日本人名大事典』による
	覚	武田泰淳	1912	『日本人名大事典』による

注：この表の作成にあたって、『古事類苑』(姓名部)(神宮司庁編．吉川弘文館．1985)；飯沼賢司「人名小考――中世の身分・イエ・社会をめぐって」(竹内理三先生喜寿記念論文刊行会編『荘園制と中世社会』竹内理三先生喜寿記念論文集(下巻)東京堂．1984)；渡辺三男『日本の人名』(毎日新聞社．1967)；奥富敬之『苗字と名前を知る事典』(東京堂出版．2007)、下中邦彦編『日本人名大事典』(平凡社．1979)などを参考にした。

(1)形式の面から言うと、使用する音声や文字には数の制限はなく、しかも接頭語(阿、小など)や接尾語(丸、君、王など)が付けられることが多い。

(2)使用する言葉の意味から言うと、幼少時代にふさわしく、簡単で親しみやすく呼びやすい言葉が多用されている。

(3)弱くて庇護を要する者への「慈しみ」や「哀れみ」といった親心を表す言葉が多く使われている。例えば、阿、小といった接頭語には「この小さくてかわいいもの」という意味が含まれ、牛、駒、犬といった動物名には命名者の被命名者を小動物のように可愛がるという心情が映し出されている。ほかに、千、万、長、千代、寿、鶴、松、竹、吉、金、剛、王、徳、勝、富、升といった言葉は子供の健康な成長を祈ったり、将来を祝福したりしたものである。

(4)幼名の用語の最も大きな特徴は、本来の表そうとする意味に反する意味を持つ言葉を使用することである。例えば、紀貫之の「阿古久曾」、藤原顕信の「こけぎみ」にはクソ、苔といった不潔なものが含まれており、これらの幼名は、汚い名前の持ち主が大切にされていないと病魔から逃れるためのものである。また、豊臣秀吉(1536～1598)の長男の「棄丸」も同様な意図の下でできたものである。「丸」について、『消閑雑記』には「人の名に、丸という字をつくること。まるは不浄を入れる器なり。不浄は鬼魔のたぐいも嫌うものなり。されば鬼魔の類ちかづかざる心を祝して、名の下につく心なり」とあり、魔除けになる言葉であると窺えよう。一方、「棄」にもこの除魔招福の心理が現れており、天正十七(1589)年、五十三歳にしてようやく第一子を儲けた豊臣秀吉が子の無事な生育を祈って付けた名前である。

以上は用語の面から幼名の特徴を見てきたが、次は使用の面からも少し考えてみたい。幼名は社会に出る前の幼少時代に使用する個人名であるため、その使用範囲はさほど広くはなく、普通は持ち主の成育する家内部に限られている。例えば、鎌倉初期の歌人・藤原定家(1162～1241)は、その日記『明月記』の中で、自分の姉妹のことを実名ではなく、「祇王御前」・「龍寿御前」・「愛寿御前」などのように、子供時代から呼び慣れてきた幼名をもって称したのである。一方、稀ながら、幼名が家外部で使用されることもあり、主に次の二つのパターンである。一つ目は、親しい関係を示すために、目上の人が目下の人の幼名を呼称したり、親友同士が幼名を呼び合ったりするパターンであり、二つ目は、侮辱の意を表すために、敵対する相手の幼名を使用するパターンである。前者の例として、源義朝(1123～1160)に絶えず近侍

した童は主君に「金王丸」と称されている(『平治物語』中(常葉註進並びに信西子息各遠流に処せらるる事・金王丸尾張より馳せ上る事))ことが挙げられ、また、後者の例として、主君・平将門(? ～940)に対して裏切り行為をした駆使は「文部子春丸」と幼名で記されている(『将門記』)ことが挙げられる。

(二)実名

実名(じつめい)とは、通称・仮名といった一時的或いは副次的な名前に対し、その人の正真の名前のことであり、平安前期までは生後まもなく付けられていたが、平安中期以後、成人式が一般的に行われるようになってから、成人式の重要な一環として実名が付与された。本名(ほんみょう)・諱(いみな)・名乗り(なのり)・烏帽子名(えぼしな)・二字(にじ)とも言う。「諱」というのは、本来の中国語の用法では、生前の名をその人の死後、口にすることを忌むべき名として呼んだものであるが、中国においても、日本においても、早くから用法の乱れが現れ、生前の実名をも言うようになったのである。例えば、『続日本紀』の作者が「山部(第50代桓武天皇の実名)」と書く代わりに、実名を避けて「諱」と書いた(『続日本紀』宝亀四(773)年一月二日条[①])のはその一例である。また、実名は他称を禁じても、自称を禁じないものであるため、「名乗り」とも言われるようになった。日本では、古代から近世にかけて、男子の成人式のことを「元服」[②]と言った。元服の儀式では、それまで無帽で頭をあらわにしていたのをやめて初めて冠を被ることになるが、中世の武家社会において、冠の代わりに烏帽子を着けたため、元服のことを烏帽子儀礼とも言い、その際に付与される名前を「烏帽子名」とも言うようになった。さらに、平安前期の嵯峨天皇の人名の大改革以後、実名は主に二字で綴られるようになったため、実名のことを「二字」とも言った。実名は正真の名前である故に、公の書籍に登場する回数も相対的に多い。

平安前期までは実名が生後まもなく付けられたと前述したが、それは実名と幼名・通称との区別が明確に認識されておらず、その果たすべき機能も定まっていな

① 青木和夫・他校注『続日本紀』(四). 新日本古典文学大系 15. 岩波書店. 1995. p. 398.

② 元服の元とは「頭首」の意味で、服とは「著す」の意味で、「頭に初めて冠を着ける」ことであると言われ、また元とは「はじめ」、服とは「きもの」と訓み、「男が成長してはじめて成人服を著する」こととも言われる。文献上では、『続日本紀』に第43代元明天皇(661～721)の和銅七(714)年に第45代聖武天皇(701～756)が皇太子の時元服されたとあるのが最初だとされる。

かったからである。ところが、成人の際に命定されることにより、実名は「成人の名」と意味付けられ、成人の「社会的身分」をも表す「社会的符号」となったのである。幼少時代に比べ、成人した者の生活空間は家庭から社会にと拡大し、社会生活に参与する権利(社会的業務の決議権や結婚・生育の権利など)が与えられるばかりでなく、社会に負う義務(公職に付くことや兵役に服することなど)も強いられる。したがって、「個体の識別」と「交流の手段」という「一次的な機能」のほかに、実名は「社会的分類」、「社会的整合」、「社会的分類と整合による制御と支配」、「社会的記憶の補充」といった「二次的な機能」の発揮をも求められるようになった。例を通して見てみよう。

『北条九代記』八によれば、正嘉元(1257)年二月二十六日、北条時頼(1227～1263)の子・時宗(ときむね)(1251～1284)は、七歳にして鎌倉幕府の6代将軍・宗尊(むねたか)親王(1242～1274)の御所で元服し、幼名の「正壽丸」を捨てて、宗尊親王から「宗」の字を賜って「時宗」を実名としたという。元服後の時宗の経歴を見ると、三年後の文応元(1260)年に初めて小侍所別当という官職に任じられ、さらにその翌年に安達義景(1210～1253)の娘・堀内殿と結婚した。以後、左馬権頭、連署、相模守を歴任し、文永五(1268)年三月に十八歳で執権に就任したのである。このように、時宗にとっては、元服は社会に入るための儀式であり、元服を迎えてから、初めて自分に付与される様々な権利を主張できるようになるが、それらの権利が明示されているのは、「時宗」という実名である。「時宗」の中の「宗」は烏帽子親・宗尊親王から拝領した文字であり、この下賜・拝領によって宗尊親王と北条時宗との主従関係が確立されたのである。一方の「時」の字は北条氏に代々伝わる通字であり、実名に付けられることによって、鎌倉幕府の執権になれるという北条氏の男子特有の権利が付与されたのである。こうして、元服に伴い、かつての正壽丸は時宗という新しい名前を携えて、父・北条時頼と母・北条重時女とからなる「小さい家」から北条氏という「大きな家」に入り、さらに、鎌倉幕府という「公の家」にも入ったのである。この時点では、「時宗」という実名は社会的分類と整合及び分類と整合による制御と支配の機能を果たしたのである。その上、「時」、「宗」の文字は父祖・主君から継承・拝領したものであるため、それが使用・記録されることにより、時宗の父祖・主君のことが社会に再記憶されることになる。「一次的な機能」のみならず、「二次的な機能」の発揮も求められるというのは日本人の実名の最も大きな特徴であろう。

ところで、実名を諱とも言ったことから分かるように、実名は直称・直書するの

を忌むべき名前であった。日本古典文学の最高峰とされる『源氏物語』の作者(生没年未詳)の個人名は「紫式部」と伝えられているが、実名ではなく、後世の呼び名である。また、『源氏物語』と並び、平安女流文学の代表的な作品である『枕草子』の作者(966頃～?)の個人名は「清少納言」であるが、これも実名ではない。このほか、『蜻蛉日記』の作者(935頃～995)は娘時代は「藤原倫寧の女」と、結婚して「藤原兼家の妻」と、子供ができてからは「藤原道綱の母」と呼ばれ、『更級日記』の作者(1008～?)は「菅原孝標の女」と呼ばれたという。多数の傑作を残した平安時代の女流作家たちの実名が未だに明らかになっていないことの原因として、「女性の社会的地位の低下」が挙げられる[①]が、日本には「実名敬避」の習俗があることもその一因だと考えられる。

実名敬避とは、実名の公称を忌避することであり、「秘名(実名を秘密にする)」、「避称(実名の直称を避ける)」、「避書(実名の直書を避ける)」という三つの形態が見られる。例えば、平安時代の女流作家たちの場合は「秘名」であり、伊勢三郎(?～1186)が源義経(1159～1189)のことを実名の「義経」ではなくて「大夫判官殿」と呼んだ(『平家物語』)のは「避称」であり、『続日本紀』の作者が「山部(第50代桓武天皇の実名)」と書く代わりに、実名を避けて「諱」と書いたのは「避書」である。敬避の対象や時期によっては、実名敬避は単なる習俗として存在した場合もあるし、国の制度として存在した場合もある。日本の実名敬避の制度化は第42代文武天皇(683～707)の大宝元(701)年の大宝律令によるものであり、中国の避諱制度の影響だと思われる。制度としての実名敬避は、法令などによる強制的なものであり、政治権力の消長に伴って、その対象・原則・方法なども変化し、一種の「道具」として存在した。つまり、政治権力を握っている者たちに利用され、その統治の安定を維持する道具とされたのである。明治六(1872)年三月二十六日、「複名禁止令」の公布により、実名敬避の制度が廃止された。一方、習俗としての実名敬避は、強制的なものではなく、人間の感情の自然の現れであり、敬避の対象は権力者の実名から一般庶民の名前にわたり、敬避の方法は主に実名を秘密にし、通称をもって指称するというものである。人間の感情の自然の現れである故に、習俗としての実名敬避は今なお

---

① 「三従」の道徳が言うように、古代・中世・近世の女性は常に従属的な地位に置かれ、ひたすら男性に従うべき無人格、無個性な存在とされていた。当然なことながら、彼女たちの名前も男性に従わなければならなかったのである。このことについて、第四章で詳述する。

日本人の心の中に生き続けている。また、制度としても、習俗としても、実名敬避の心理的基盤には変わりはない。その心理的基盤とは、個人名を単なる個体識別の符号としてではなく、個人そのものとして考えるという「名実一体観」である[①]。実名の代わりに、他の種類の個人名が使われ、その結果、実名が次第に忘失されてしまう場合もある。兄弟における順位や縁の地名や律令官職などに因んだ通称、儒学の隆盛と共に普及した字(あざな)、所有者の志を示す場である別号、死後に贈られる諡・追号などよりも、実名の認知度が低いことの根底には、実名の敬避があろう。

なお、前述したように、成人を迎えた者にとっては、実名が付けられることはつまり社会的に分類・整合され、さらにその分類・整合による制御と支配を受けることであり、この意味では、実名に対する敬避はつまり成人に付与される権利及び強いられる義務に対する尊重であると言えよう。古代日本において、女性が男性に個人名を告げることはすなわち結婚の承諾であったため、女性の実名を公に曝すことは恋愛・結婚に際しての女性の選択権に対する侵害にほかならない。それ故、女性である『紫式部日記』の作者は、作品の中で自分の個人名を明かすこともなく、他の女性の個人名の公称をも避けたのである。一次的な機能のほかに、二次的な機能の発揮も求められているからこそ、実名は敬避の対象となったのであろう。実名は一旦決められると、簡単に変えることはできない。死後に諡や追号といった新たな個人名が付与されるケースもあるが、一部の階層に集中しているため、実名は生前・死後に関わらず個人を識別する符号として機能するのは一般的である。

(三)通称

実名は敬避の対象となるため、社会生活を営んでいくためには、直称・直書しても差し支えのない個人名が新たに必要となり、その必要に応じて生まれたのは「通称(つうしょう)」[②]である。通称は社会生活上に常用する私的な個人名であるため、識別性が強くかつ親しみやすいものが好まれ、したがって、兄弟における順位に因んだもの、縁の地名に因んだもの、律令官職に因んだものは日本人の通称の主な類型で

---

① 日本の実名敬避について、潘蕾「日本における実名敬避に関する一考察」(桜美林大学大学院国際学論集. Magis. 第9号. pp. 41～60)を参照されたい。

② 通称という言い方は頗る曖昧な言い方であり、本書では、命名の儀式を経ずに成立して、「個体の識別」と「交流の手段」の機能を果たすようになる個人名のことを指している。この定義について、後に詳述する。

ある。

(1)兄弟における順位に因んだもの

日本人の通称の諸類型の中に、最も一般的なのは兄弟における順位に因んだものであり、所有者の社会的身分に関わらず広く用いられたのである。兄弟における順位に因んだものと言えば、今日の日本人の名前にもよく見られる「○郎」を連想する者が多いのであろう。この「○郎」という通称について、渡辺三男氏は、文献上の初見は『日本書紀』皇極天皇四(645)年条の蘇我入鹿(？～645。飛鳥時代の大臣・蘇我蝦夷の長男。)の「君太郎」であるが、盛んに行われるようになったのは武士の活躍が目立ち始めた平安時代後半以来であり、家系家名尊重の意識がその根底に流れていたと述べられている[①]。つまり、「○郎」というのはあくまでも兄弟の順位に因んだ通称の中の一種類であり、しかも、この種類の通称は最初は普遍性を持たず、ある特定の社会的身分の所有者の間に流行り出したのをきっかけに、他の社会的身分の所有者にも及んだのである。「○郎」に先立ち、兄弟の順位に因んだものはすでに通称として使用され、また、「○郎」が流行り出した後も他の種類のものが使われたが、ここではそれぞれ簡単に見ていきたいと思う。

識別性が顕著な兄弟における順位は通称にのみならず、他の種類の個人名にもよく登場し、平安時代の貴族である藤原道頼(971～995)・伊周(974～1010)兄弟の幼名の「大千与ぎみ」・「小千与ぎみ」や、第24代仁賢天皇・第23代顕宗天皇兄弟の実名の「億計」・「弘計」[②]や、「大宝二年筑前国島郡川辺里戸籍」(『正倉院文書』所収)に記録されている飛鳥時代の庶民の実名の「泥麻呂」・「乎麻呂」、「志許夫売」・「乎志許夫売」、「大水」・「小水売」、「根虫売」・「小虫売」(上掲四組の個人名の所有者はいずれも同母兄弟である)や、そして「複名禁止令」が公布されて一人一名の原則を貫いている近現代に生きる石原慎太郎(1932～)・裕次郎(1934～1987)兄弟の個人名などはその実例である。ところが、平安中期以後、一部の特定した社会的身分の所有者の間では、実名と通称それぞれの機能が明確に認識されて両者の厳格な使い分けが行われるようになり、それに伴って、兄弟における順位は実名に登場することも減少してきた。前述したように、成人の際に付与された実名は、成人が社会生活

---

① 渡辺三男『日本の人名』毎日新聞社. 1967. p. 84.

② 黛弘道氏の注釈によれば、億(オ)は大の義で、弘(ヲ)は小の意であるという(坂本太郎・他校注『日本書紀』(上). 日本古典文学大系 67. 岩波書店. 1967. p. 502)。

を営む際に与えられる権利と強いられる義務を表す「社会的符号」であり、「一次的な機能」のほかに、「二次的な機能」の発揮をも求められる。兄弟における順位は家庭内部における権利と義務を決めるのに重要な意味を持つものの、「社会的分類」、「社会的整合」、「社会的分類と整合による制御と支配」、「社会的記憶の補充」といった「二次的な機能」の発揮にはつながりにくい。したがって、平安中期以後、兄弟における順位は主に家庭生活の際に使用される幼名及び「二次的な機能」よりも「個人の識別」と「交流の手段」という「一次的な機能」の発揮が求められる通称に使われ、特に通称の中に登場する場合が多い。渡辺三男氏が言及した「〇郎」はその一種であり、平安中期から江戸時代にかけて、「〇郎」は盛んに武士の通称に用いられたのである。例を挙げると、平安中期の武将・源頼義(988〜1075)の長男・義家(1039〜1106)は男山八幡宮の社頭で元服したため「八幡太郎」と、次男・義綱(?〜1132頃)は加茂神社の社頭で元服したため「加茂次郎」と、三男・義光(1045〜1127)は新羅明神の社頭で元服したため「新羅三郎」を通称とした。平安末期・鎌倉初期の武将・源行家(?〜1186)は源為義(1096〜1156)の十男として生まれたため、「十郎」の通称を持っていた。安土桃山から江戸初期の大名・細川忠興(1563〜1645)は細川藤孝(1534〜1610)の長男であるため、「与一郎」を通称とした。幕末の教育者・吉田松陰(1830〜1859)は長州藩士・杉百合之助の次男で寅年に生まれたため、「寅次郎」の通称を持っていた。

武士の「〇郎」に対し、貴族の間では、兄弟における順位を表す語が氏姓の略称の後ろに付けて通称とすることが一般的に行われた。例えば、平安初期の学者・滋野貞主(785〜852)は滋野家訳の次男であるため「滋二」と、平安初期の歌人・在原業平(825〜880)は第51代平城天皇の皇子・阿保親王(792〜842)の五男であるため「在五」(『伊勢物語』)と、平安中期の学者で政治家の菅原道真(845〜903)は菅原是善(812〜880)の三男として生まれたため「菅三」と呼ばれたのである。この通称の付け方は後に武士にも及び、例えば、平安末期の武将・源義平(1141〜1160)は源義朝(1123〜1160)の長男であり、久寿二(1155)年に十四歳の若さを以って叔父の源義賢を武蔵に殺害したことで名を揚げたことから、「悪源太」の通称を得たのである。また、武家に生まれた江戸中期の儒学者・佐々木世元(1744〜1800。号は仁里)は「源三郎」を通称としたのである。

さらに、天皇家にも兄弟における順位に因んだ通称が見られ、六世紀から七世紀

にかけて頻繁に用いられた「大兄」はその代表的なものである。『日本書紀』から「大兄」の付く個人名を拾ってみると、第16代仁徳天皇の長男の「大兄去来穂別尊」(第17代履中天皇)、第26代継体天皇の長男の「勾大兄尊」(第27代安閑天皇)、第29代欽明天皇の長男の「箭田珠勝大兄皇子」、四男の「大兄皇子」(第31代用明天皇)、第30代敏達天皇の長男の「押坂彦人大兄皇子」、聖徳太子の長男の「山背大兄王」、第34代舒明天皇の長男の「古人大兄皇子」、次男の「中大兄皇子」(第38代天智天皇)などがある。そして、「大兄」以外の兄弟における順位に因んだ通称の実例を挙げると、第58代光孝天皇(830～887)の三人の皇子の「太郎」・「二郎」・「三郎」や、第74代鳥羽天皇(1103～1156)の皇女の姝子内親王(1141～1176)の「乙姫宮」などがある。

なお、中国では古くから「伯仲叔季(伯は長兄を、仲は次兄を、叔はその次を、季は末弟を表す)」をもって兄弟の順位を表してきた[①]が、この言い方が日本にも伝わり、平安初期の官人・藤原基経(836～891)の次男が「仲平」(875～945)と、平安末期の武将・源義賢(?～1155)の次男が「義仲」(1154～1184)と名付けられたのがその例である。ただし、「伯仲叔季」は実名に使われる場合が多く、通称にはあまり登場しないのである。

(2)縁の地名に因んだもの

兄弟における順位に続き、縁の地名は個人の識別に資するため、日本の個人名によく用られる。平安初期の第50代桓武天皇(737～806)の子女の名前を例にして、日本の個人名における地名使用の一端を見てみよう。室町時代に成立した皇室の系図『本朝皇胤紹運録』によれば、桓武天皇は35人の子女に恵まれ、その35人全員の実名を表4に挙げてみた。この表で明らかになるように、桓武天皇の半数以上の子女の実名には地名が含まれており、それらの地名は名前の所有者の生母や乳母の出身地[②]、本人の出生地や居住地[③]などを表している。天皇家という日本一の「家」で

---

① 「伯・仲・叔・季」が含まれる名前として、春秋時代の思想家・孔丘(前551～前479)の字の「仲尼」、後漢の光武帝・劉秀(前6～後57)の字の「義叔」、三国の魏及び西晋の官僚で地理家の裴秀(224～271)の字の「季彦」、北魏の文人・崔挺(445～503)の三人の子・孝演の字の「則伯」、孝直の字の「叔廉」、孝政の字の「季讓」などの例が挙げられる。

② 例えば、大伴親王の「大伴」は、彼の乳母の出身地・近江国滋賀郡の「大友郷」(現在の滋賀県大津市坂本の辺りにあたる)に因んだものだと思われる(村井章介・佐藤信・吉田伸之編『境界の日本史』山川出版社. 1997. pp. 61～62)。

③ 例えば、賀陽親王の「賀陽」は、彼の邸宅名・賀陽院(平安京西洞院大路の西、大炊御門大路の北にあった)に因んだものである。

社会生活を営む者同士にとっては、こうした地名はお互いに区別するのに大いに役立ったのであろう。

表 4　桓武天皇の子女の実名における地名の使用

親王名	区分	内親王名	区分	賜姓皇族名	区分
安殿親王（平城天皇）	△	高志内親王	★	長岡岡成	△
神野親王（嵯峨天皇）	△	朝原内親王	★	良峰安世	△
大伴親王（淳和天皇）	★	因幡内親王	★		
伊豫親王	★	安濃内親王	★		
葛原親王	△	甘南備内親王	★		
佐味親王	★	大宅内親王	△		
賀陽親王	★	滋野内親王	△		
大野親王	★	伊豆内親王	★		
萬多親王	★	春日内親王	★		
明日香親王	★	高津内親王	★		
葛井親王	★	賀楽内親王	△		
仲野親王	△	菅原内親王	★		
太田親王	★	安勅内親王	★		
坂本親王	★	大井内親王	★		
		紀伊内親王	★		
		駿河内親王	★		
		善原内親王	★		
		池上内親王	△		
		布勢内親王	★		

注：★：縁の地名に因んだもの　△：その他のもの

ところで、上掲した桓武天皇の子女の名前は皆実名として使われたものであるが、地名が古くから日本人の通称にも登場し、特に平安初期の嵯峨天皇の大改革以来、縁の地名に因んだ通称が飛躍的に増えたのである。天皇家の実例を挙げると、第 27 代安閑天皇の通称「勾大兄」の中の「大兄」という部分は彼の兄弟における順位

を表していると前述したが、一方の「勾」という部分は彼が都を大倭国の勾金橋(今の奈良県橿原市曲川町)に遷した(『日本書紀』安閑天皇紀)ことに由来している。第38代天智天皇の子の大友皇子(648～672)は「伊賀皇子」とも呼ばれているが、「伊賀」は彼の生母・伊賀采女の宅子娘の出身地に因んだものである(『日本書紀』天智天皇紀)。第54代仁明天皇(810～850。実名は「正良」)は崩御後深草陵に葬られたので、「深草帝」とも称されている。第59代宇多天皇(867～931。実名は「定省」)は、寛平九(897)年に皇太子の敦仁親王(第60代醍醐天皇)に譲位して太上天皇の尊号を受けた後、朱雀院、仁和寺御室、亭子院、六条院、宇多院などに住んでいたので、「亭子院帝」の通称をも得ている。そして、宇多天皇の皇后・藤原温子(872～907)も亭子院を居所とし、その亭子院が七条坊門北・西洞院西にあったため、彼女は「東七条后」とも呼ばれている。第64代円融天皇(959～991)の皇后・藤原遵子(957～1017)は、住居の所在地(京都市四条通西洞院)に因んで「四条宮」(『尊卑分脈』第二編)とも称された。なお、天皇家においては、平安中期以後も縁の地名を以って通称とすることが行われてきた(例えば、第82代後鳥羽天皇(1180～1239)の妃・藤原重子(1182～1264)は後宮で「二条君」とも呼ばれていたという)が、ここでは一々例を挙げることはしない。

一方、縁の地名は天皇家以外の者の通称にもよく見られ、藤原内麻呂(756～812)の「後長岡大臣」、清原夏野(782～837)の「双岡大臣」、藤原基経(836～891)の「堀川大臣」、源昇(859～918)の「河原大納言」、藤原伊尹(924～972)の「一条摂政」、伊勢の祭主・大中臣輔親(954～1038)の娘の「伊勢大輔」、相模守・大江公資の妻の「相模」(998頃～?)、源顕房(1037～1094)の「六条右大臣」、平清盛(1118～1181)の「六波羅殿」、源行家(?～1186)の「新宮十郎」、近衛家実(1179～1242)の「猪隈関白」、足利義政(1436～1490)の「東山殿」、徳川家康の室・朝日姫(1543～1590)の「駿河御前」、江戸中期の女流歌人・進藤茂子の「筑波子」など、実に枚挙に暇がない。ただし、天皇家以外の者の間では、縁の地名に因んだ通称は平安時代をピークにして徐々に減少し、その代わりに、律令官職名に因んだ通称が増加してきたのである。

(3)律令官職に因んだもの

前掲した縁の地名に因んだものの実例を見ると、律令官職名もよく日本人の通称に登場するのであり、中の「右大臣」・「大納言」・「大輔」などは通称の所有者本人またはその関係者の官職に由来している。むろん、このような通称の多用は律令制の

確立に伴うものであり、いわゆる律令時代にその全盛期を迎えたのである。前述したように、平安時代において実名の直称・直書は憚り多いことであり、たとえ実名が記載されていても、その前か後ろに律令官職名が付随する場合が多かったのである。『紫式部日記』の個人名記述法を例にして見ると、宮廷生活を記録する際の便宜もあり、律令官職に因んだ通称は極めて多く使用されたのである。例えば、藤原道長(966～1027)は「左の大臣殿」と、敦成親王(1008～1036。第68代後一條天皇)の乳母・藤原豊子は「弁の宰相の君」と、源俊賢(960～1027)は「源中納言」と、藤原公任(966～1041)は「四条の大納言」と、藤原教通(996～1075)は「殿の中将の君」と、具平親王(964～1009)は「中務の宮」と、藤原正光(957～1014)は「大蔵卿」と、文室時子は「文室の博士」と記載されたのである。また、日記の作者の名前「紫式部」も律令官職に因んだ通称であり、作者の父・藤原為時(949頃～1029頃)がかつて式部丞に任ぜられたことに由来している。「紫式部」が実名の代わりに一般的に使われてきたことから、律令官職に因んだ通称は宮廷生活にのみ通用するものではなかったと伺えよう。

ところで、貴族の間で流行り始めたこうした通称は、平安後期になると、武士の台頭に伴って、武士にも普及するようになった。平清盛(1118～1181)は保元、平治の乱によって対立勢力を一掃し、仁安二(1167)年二月十一日に従一位太政大臣に昇りつめた(『公卿補任』)ため、「平相国」(相国は太政大臣の唐名である)とも称された。源行家(?～1186)は治承四(1180)年四月に八条院蔵人に補せられたため、「十郎蔵人」・「侍中」(侍中は蔵人の唐名である)とも称された。源義経(1159～1189)は元暦二(1184)年八月六日に後白河法皇(1127～1192)によって左衛門少尉と検非違使少尉(つまり判官である)に任官された(『吾妻鏡』)ため、「判官」とも称された。このような通称の付け方は江戸時代までに続けられたが、よく知られている例を挙げると、長井宗秀(1265～1327)の「酒掃」(酒掃は掃部頭の唐名である)、小早川秀秋(1582～1602)の「金吾」(金吾は衛門督の唐名である)・「丹波中納言」、徳川光圀(1628～1700)の「水戸黄門」(黄門は中納言の唐名である)、浅野長矩(1667～1701)の「内匠頭」、井伊直弼(1815～1860)の「掃部頭」などがある。

以上挙げたのは、皆通称を持つ本人或いはその親・兄弟が実際にその官職についたと思われる例であるが、鎌倉幕府が倒れて南北朝内乱を経た頃から、武士の間では、朝廷の正式の許可を経ずに自分で官職名を名乗ることが始まり、さらに室町後

期になると、この風潮は庶民にまで及んだのである。奥富敬之氏は、宝永五(1708)年三月の相模国西富岡村(神奈川県伊勢原市西富岡)における「水呑」を含む全農家の戸主の名前(『堀江文書』二巻中・近世(1)、一三一)を分類整理し、「～衛門」型と「～兵衛」型の名前の合計が全体の88.4%をも占めていることを指摘された[①]。このように、江戸中期において、律令官職を持たない農民の名前にも「衛門」や「兵衛」などが一般的に使用されたのである。近現代日本の個人名に散見する「～衛門」(木村小左衛門(1888～1952)など)、「～兵衛」(中田兵衛(1967～。現豊島区議会議員)など)、「～すけ(輔・亮・助・佐・介・扶などの漢字が使われる)」(金田一京助(1882～1971)、岸信介(1896～1987)、松坂大輔(1980～)など)などはその名残であろう。

以上は日本人の通称の主な類型について見てきたが、各類型の考察で挙げた実例からも分かるように、兄弟における順位名・縁の地名・官職名の中の何れかを以って通称とすることよりも、三者或いは三者の中の二者を組み合わせて個人の符号とすることが多く行われたのである。『平治物語』の待賢門の軍のところに、敵と対陣する源義平(1141～1160)の名乗りの場面が描かれており、義平は自分のことを「清和天皇九代の皇胤、左馬頭義朝が嫡子、鎌倉悪源太義平と申す者也。」[②]と称したのである。この場合、領地名・鎌倉と兄弟における順位名・太とを並べることによって、義平の個人情報が一瞬にして対陣の相手に伝えられ、個人の識別と交流の手段という個人名の「一次的な機能」が果たされたのである。最も効率よく「一次的な機能」を発揮するというのは、日本人の通称の一番目の特徴である。

一方、前述したように、通称は実名敬避の産物であり、それゆえ、本来は他称用の個人名であった。つまり、『源氏物語』の作者は在世中に自分のことを「紫式部」と称したことはなく、この通称は「一次的な機能」の発揮という目的の下に、他人が本人の父の官職及び本人の書いた作品の主人公の名前に因んで付けて使用したものである。ところが、平安後期になると、こうした通称は自称にも使われ、上掲した『平治物語』の中の源義平の名乗りの場面はその一例である。なお、通称の自称は武士が敵と対陣する際の名乗りの場面に限らず、公・私の文書にも使われ、例えば、『吾妻鏡』の文治三(1187)年七月十九日条に、文治元年(1985)年十二月に源義経(1159～1189)に与同したとして解官・配流の宣旨を下された高階泰経(1130～1201)の出仕

① 奥富敬之『苗字と名前を知る事典』東京堂出版. 2007. pp. 219～221.
② 岸谷誠一校訂『平治物語』岩波書店. 1934. p. 57.

に関する後白河院の宣旨（文治三年七月一日付け）が載せられており、署名の部分は「左中弁」となっている。「左中弁」は院宣を奉じた者・九条光長の官職名であり、ここでは彼の通称として機能しているのである。また、この院宣の宛名の部分は「右兵衛督殿」となっているが、「右兵衛督」は一條能保（1147～1197）の官職名であり、また、兵衛府の唐名は武衛であることから、能保は同日条では「右武衛」とも記されている。この七月十九日条には能保の実名が登場していないため、「右兵衛督」と「右武衛」も通称としての役割を果たしていると言えよう。

従来の研究では、中国伝来の字（あざな）は日本人の通称の一種と見なされてきた①が、筆者はこの見解には賛同できない。というのは、日本の通称も中国の字も実名敬避の産物であり、命名の意図において共通しているものの、後述するように、日本の「字（あざな）」は幾度の変遷を経ており、平安・鎌倉・室町・安土桃山時代に盛んに使用された通称風の字のみ通称としての性格が備わっているからである。日本の通称と中国の字との相違は主に命定と使用の方法にあり、まず命名法について見ると、中国の字は命定の儀式を経て初めて付与されるのが一般的であるのに対し、日本の通称は必ずしも命定の儀式を要せず、誰かが先に使用し始めた一時的な呼び名が広く社会に認められて次第に通称となる場合が多い。それ故、普通一人が一つの字しか持たないのに対し、一人が複数の通称を持つことはよくあり、例えば、前掲した「九郎」と「判官」のほかに、源義経（1159～1189）は、「源九郎主」（『吾妻鏡』）、「九郎冠者」（『玉葉』・『吉記』）、「頼朝代官九郎」（『玉葉』）、「九郎判官」（『平家物語』）、「源廷衛」（『吾妻鏡』）、「大夫判官」（『吉記』）、九郎大夫判官（『平家物語』・『吾妻鏡』）、「大夫尉」（『玉葉』・『吉記』）、「左衛門少尉」（『吾妻鏡』）、「伊豫守」（『吾妻鏡』）、「伊豫大夫判官」（『吾妻鏡』）、「豫州」（『吾妻鏡』）、「伊豫前司」（『吾妻鏡』）などとも称されているのである。また、使用法からすれば、中国において、敬意を払うために、他人のことをその字をもって称するのが一般的であり、自称の際に字を使用するのは傲慢で極めて失礼なことだと見なされてきた。ところが、前述したように、日本人は他人を称

---

① 例えば、渡辺三男氏は、古代日本人の通称は「字」と表記されていたことから、「通称は和風の字であり、字は大陸の通称といっていい」、「従来の中国の人名習俗において、自らなのる時には名をいい、人を呼ぶには字をいったこと、ちょうどわが国の実名と通称との関係に当たる」（渡辺三男『日本の人名』毎日新聞社. 1967. p. 93）と主張されている。また、中世の人名を研究した坂田聡氏は、室町時代の庶民の通称が「字」と称されたことから、中世の通称のことを全部「字」と表記されたのである（坂田聡『苗字と名前の歴史』吉川弘文館. 2006. pp. 62～132）。

する際にのみならず、自称の際にも通称を用い、通称を名乗ることは失礼にはならなかった。よって、必ずしも命定の儀式を要せず、他称にも自称にも使われるというのは日本人の通称の二番目の特徴であると看取できよう。

（四）字

日本の字（あざな）は中国伝来のものであり、『礼記』の曲礼上に、「男子二十，冠而字。（中略）女子許嫁，笄而字。」（男子二十なれば、冠して字す。（中略）女子許嫁すれば、笄して字す。）とあるように、中国語においては、成人の時に付与される個人名のことを「字」と言う。また、同じく『礼記』の檀弓上に「幼名冠字，五十以伯仲，死諡，周道也。」（幼にして名け、冠して字し、五十にして伯仲を以てし、死して諡するは、周の道なり。）という文があり、この文から、「生まれてから成年するまでの間は名を称し、成人すると字を称し、五十を越えると伯仲を以って称し、死んだら諡を称する」というのは周代人の人付き合いの礼儀であったことが分かる。このように、成人に対し、生後まもなく付けられた名ではなく、成人の際に付けられた字で称呼するのは礼儀であり、その原因は「冠而字之，敬其名也」（『儀礼』士冠礼）と説明されている。つまり、成人の「名」は敬避すべきものであったため、名の代用品として「字」が付けられたのであり、この意味では、名に対し、字は補助的な存在であったと考えられよう。名と字とのこのような関係は「字」という漢字の形意からも窺える。

『説文解字』では、「字」は子の部に分類され、その形義は「乳也。従子在宀下。子亦聲。」[①]と解釈されている。つまり、許慎によれば、字の本義は「屋根の下で大切に子供を育て増やす」ことにあるという[②]。その用例として、『山海経』の中山経の中の「其上有木焉名曰黄棘黄華而員葉其實如蘭服之不字」[③]という文が挙げられ、晋の郭璞(276～324)は「字」の意味を「生也」と注釈している。郭璞の注釈に従えば、上の文を「山に木があり、黄棘という名前である。黄色い花に丸い葉が付き、実は蘭のようである。これを服用すると子供ができない。」と訳すことができる。この「生育す

---

① 漢・許慎撰．清・段玉裁注『説文解字注』上海古籍出版社．1988．p．743．

② 前述した「名」と同様に、「字」の原義についても、学界では異論があり、代表的なものを挙げると、中国の近現代の学者・馬叙倫（1884～1970）は字と孚を同じ字だと見なし（『説文解字六書疏證』巻二十八）、日本の現代学者の白川静氏は字は冠礼を行って成員としての資格を得た時の祖廟に子を見えしめる儀礼のことを表しているという（白川静『説文新義 7』（白川静著作集別巻）平凡社．2003．pp．2988～2989）。

③ 晋・郭璞傳．清・郝懿行箋疏『山海経箋疏』中華書局．1965．山海経第五．p．19．

る」という本義から出発して、「字」には「増加、繁衍、延伸」といった派生義が生まれ、個人名の一種である字もその派生義を取っている。つまり、字は名の繁衍・延伸であり、名が十分に機能を果たせない状況の下にその補助役として作られたのである。名と字とのこうした関係は両者の字面にも反映され、字は名の意味を解釈したり補足したりすることが多い。一例を挙げると、唐代の詩人・白居易(772～846)の字は「楽天」であるが、「易(やす)らかに居られるのは、天命を知っていて楽天的に生きているからだ」と、字は名に対する解説である。このように、字と名とは往々にして表裏の関係にあり、よって、中国では字のことを「表字」とも言う。

以上は中国の「字」の命定の時期と意図、字と名との関係について見てきたが、次は字の機能について考えたい。その前に、中国語における「名」の概念を明らかにする必要があるが、一言で言うと、中国語の「名」と日本語の「実名」とを軽々に同一視することはできないのである。というのは、平安中期から江戸時代にかけて、日本の実名は成人の時に付与されるものであったのに対し、中国では周代から清代にかけて、名は生後三ヶ月に付与されるのが一般的であったからである。この命定時期の相違により、名と実名の果たす機能も異なってくる。中国の南北朝時代の学者・顔之推(531～590)は、その著『顔氏家訓』の中で「古者,名以正体,字以表徳。」と、名と字の機能について言及している。顔氏の言う「体」は人間の身体つまり生命のある個体を指し、「徳」は人間の社会的身分に応じた徳行・操守を指していると考えられるため、この論述から、名の機能は個人の存在を表すことにあり、字の機能は個人の社会的身分に応じた権利と義務を表すことにあると看取できよう。このように、中国においては、字が果たしたのは主に個人名の「二次的な機能」である。ところが、前述した通り、日本の実名は「個体の識別」と「交流の手段」という「一次的な機能」のほかに、「社会的分類」、「社会的整合」、「社会的分類と整合による制御と支配」、「社会的記憶の補充」といった「二次的な機能」の発揮をも求められている。つまり、成人の個人名である故に、日本の実名は中国の名と字とが分担している機能を兼ねることになるのである。なお、字は後に中国から日本にも伝来したが、実名とともに成人の時に付与されるものであったため、「二次的な機能」を果たすとは言え、あくまでも補助役として実名の役割を分担しただけである。

中国では、名と字との機能の相違は、両者の文字の使用にも影響を与え、名に比べて、字にはより多くの美字・佳字が使用されたのである。実例を挙げると、前漢の

政治家・蘇武(前140頃～前60)は「子卿」を、前漢の元帝の宮女・王嬙(前55頃～20頃)は「昭君」を、後漢の女流詩人・蔡琰(生没年未詳)は「文姫」を、三国時代の魏の詩人・徐幹(171～218)は「偉長」を、西晋の詩人・陸機(261～303)は「士衡」を、南北朝時代の宋の詩人・鮑照(405～466)は「明遠」を、唐代の宰相・杜如晦(585～630)は「克明」を、唐代の茶学者・陸羽(733～804)は「鴻漸」を、五代十国の南唐の後主・李煜(937～978)は「重光」を、北宋の政治家・蔡京(1047～1126)は「元長」を、西遼の創立者・耶律大石(1087～1143)は「重徳」を、宋末元初の文人・周密(1232～1298)は「公謹」を、明代の武将・常遇春(1330～1369)は「伯仁」を、明の政治家・厳嵩(1480～1567)は「惟中」を、清代の歌姫・董白(1624～1651)は「小婉」を、清代の詩人・袁枚(1716～1797)は「子才」を、中華民国の創立者・孫文(1866～1925)は「逸仙」を字とし、いずれも徳行・操守を表すのに相応しい美字・佳字をとっている。

美字・佳字からなる字は敬避の対象にはならないため、他人を指称する際によく用いられ、これに対し、名は自分を指称する際に用いられることが多い。例えば、前漢の歴史家で『史記』の作者として知られている司馬遷(前145頃～前86頃。名は「遷」。字は「子長」。)は、死刑囚の友人の任安に宛てた手紙『報任少卿書』の冒頭で「太使公牛馬走司馬遷、再拝言。少卿足下、曩者辱賜書、教以順於接物、推賢進士為務。」(太史公の牛馬走司馬遷、再拝して言す。少卿足下、曩者書を賜ふを辱うし、教ふるに物に接するに順に、賢を推し士を進むるを務めと爲さんことを以てす。)[①]と綴り、任安のことを字の「少卿」をもって称したが、この称呼は全篇に貫かれている。また、三国時代の魏の文帝・曹丕(187～226。名は「丕」。字は「子恒」。)は『与朝歌令呉質書』の冒頭で、「五月十六日、丕白。季重無恙。涂路雖局、官守有限。願言之懐、良不可任。」(五月十八日、丕白す。季重恙無きか。涂路局しと雖も、官守限り有り。願言の懐、良に任ふ可からず。)[②]と綴り、当時皇太子の身であったにも関わらず、自分のことを名をもって称し、臣下である呉質(177～230)のことをその字の「季重」をもって称したのである。中国人のこうした名と字との使い分けは、「自分を謙遜して他人を尊敬する」という人間が社会生活を営む際に必要な礼儀の顕れであろう。

以上は簡単ながら、命定の時期と意図、名との区別、機能、用語、使用法などの諸点にわたって中国の字について見てきたが、次は日本の個人名における字(あざな)を

---

① 小野郊一『文選』(文章編)五.全釈漢文大系30.集英社.1975.p.534.

② 同上,p.607。

考察してみたい。「字（あざな）」という日本語に対し、江戸後期に成立した谷川士清(1709～1776)編の国語辞典『倭訓栞』(前編二、阿)は次のように解釈している。

「あざな 字をよめり、交名の義なり、人に交るより呼べる名なればなり、字を阿三那(アザナ)と譯せしは、中山傳信録に見え、梵語に悪刹那といふ事、俱舎論に見ゆ、是は文字の字なり、學生入學の時、文章院の堂監が書くだす名籍にあざなを書り、よて儒者たるもの、必ずあざなつくといふ事、源氏の抄に見えたり、後世の俗、諱名をもしかいへり、宇治拾遺にも見えたり、よてあだなの義なりともいへり、」①

『倭訓栞』の解釈の主旨を以下の三点にまとめられる。

(1)「あざな」とは人付き合いの際に呼び合う個人名のことであり、字という漢字は意味からの当て字である。

(2)古代・中世において、文章生が大学寮に入学した時、文章院の堂監が名簿に字をもって記録したので、漢学を専攻する儒学者にとっては、字は必要不可欠のものであった。

(3)中世以後、虚名、渾名のことをもあざなと言うようになった。

さて、ここでは日本人名における字（あざな）の実例の分析を通して、この解釈の妥当性を検討してみたいと思う。日本人名における字の初見は第24代仁賢天皇の「嶋郎」とされ、『日本書記』の仁賢即位前紀には「億計天皇、諱大脚。字嶋郎。弘計天皇同母兄也。」②という記述がある。以後、字の用例が徐々に増え、代表的なものを表5に挙げた。

表5 日本人名における「字(あざな)」の用例

番号	字	所有者の氏・姓名	用例	出典	所有者の生存時代	出典の成立時代	用法区分
1	嶋郎	大脚③	「億計天皇、諱大脚。字嶋郎。弘計天皇同母兄也。」	『日本書記』仁賢即位前紀	大和朝廷	奈良	別名風

① 神宮司庁編『古事類苑』(姓名部).吉川弘文館.1985.p.726.

② 坂本太郎・他校注『日本書紀』(上).日本古典文学大系 67.岩波書店.1967.p.527.

③ 日本の天皇家には氏姓がないため、ここでは「諱」と記されている実名だけを挙げた。

番号	字	所有者の氏・姓名	用例	出典	所有者の生存時代	出典の成立時代	用法区分
2	馬飼	大伴長徳連	「天豊財重日足姫天皇四年庚戌、(中略)由是、軽皇子、不得固辞、昇檀即祚。于時、大伴長徳字馬飼。連、帯金靫、立於壇右。」	『日本書紀』孝徳天皇紀	飛鳥	奈良	別名風
3	櫻兒	不詳	「昔者有娘子。字日桜児也。」	『万葉集』巻十六、有由縁并雑歌	平安以前	奈良	幼名風
4	志婢麻呂	土師宿禰水通	「伝云、有大舎人土師宿禰水通、字日志婢麻呂也。於時大舎人巨勢朝臣豊人字日正月麻呂、與巨勢斐太朝臣名字忘之也。嶋村大夫之男也。両人、並此彼貌黒色焉。」	同上	平安以前	奈良	別名風
5	正月麻呂	巨勢朝臣豊人	同上	同上	平安以前	奈良	別名風
6	瞻保	未詳	「大和国添上郡有一凶人也、其名未詳、字日瞻保、是南波宮御宇天皇之代、預学生之人也、」	『日本霊異記』(上)凶人不孝養奶房母以現得悪死報縁第廿三	飛鳥	平安	字風
7	依網禪師	依網連○○	「聖武天皇御世、紀伊国伊刀郡桑原之狹屋寺尼等発願於彼寺備法事、請奈良右京薬師寺僧題恵禪師、字日依網禪師、俗姓依網連、故以為字、奉仕十一面観音悔過、時彼里有一凶人、姓文忌寸也、字云上田三郎也矣、」	『日本霊異記』(中)罵僧與邪婬得悪病而死縁第十一	奈良	平安	通称①風
8	上田三郎	文忌寸○○	同上	同上	奈良	平安	通称①風
9	宿栄	氷宿禰継麻呂	「斉衡三年四月戊戌、散位外従五位下氷宿禰継麻呂卒、継麻呂、字宿栄、左京人、」	『文徳実録』八	平安	平安	通称②風

番号	字	所有者の氏・姓名	用例	出典	所有者の生存時代	出典の成立時代	用法区分
10	連城	山田連春城	「天安二年六月己酉、大学助従五位下山田連春城卒、春城字連城、右京人也、」	『文徳実録』十	平安	平安	通称②風
11	佐太	不詳	「今昔、高階ノ為家朝臣ノ播磨守ニテ有ケル時、指セル事无キ侍在ケリ、名ハ不知ラ、字ヲバ佐太トゾ云ケル、守モ名ヲバ不呼テ、佐太トゾ呼ビ仕ヒケル、」	『今昔物語』二十四、播磨国郡司家女読和歌語五十六	平安	平安	通称②風
12	平次	平利家	「四月廿日己丑、依奉射神輿給獄所輩、平利家字平次、同家兼字平五、田使俊行字難波五郎、藤原通久字加藤田、同成直字早尾十郎、同光景字新次郎、」	『玉葉』安元三年	平安	平安	通称②風
13	平五	平家兼	同上	同上	平安	平安	通称②風
14	難波五郎	田使俊行	同上	同上	平安	平安	通称①風
15	加藤田	藤原通久	同上	同上	平安	平安	通称①風
16	早尾十郎	藤原成直	同上	同上	平安	平安	通称①風
17	新次郎	藤原光景	同上	同上	平安	平安	通称①風
18	大頭八郎房	不詳	「治承五年正月廿一日戊辰、悪僧張本戒光、字大頭八郎房、中信忠之箭、」	『吾妻鏡』二	平安	鎌倉	通称①風
19	宝寿	北条時輔	「宝治二年五月廿八日己亥、左親衛妾、幕府女房、男子平産云云、今日被授字宝寿云云、」	『吾妻鏡』三十九	鎌倉	鎌倉	幼名風

番号	字	所有者の氏・姓名	用 例	出 典	所有者の生存時代	出典の成立時代	用法区分
20	藤次郎	藤井国弘		『菅浦文書』	室町	室町	通称②風
21	又三郎	不詳		和歌山県・若一王子社宮講所蔵の「名つけ帳」	安土桃山	江戸？	通称①風
22	孟著	林愨	「去歳孟秋朔、字愨日孟著、今歳季秋朔、字戇日直民、共当其冠歳、仰慕古礼也、」	『鵞峯文集』二十二・説、字二子説癸卯季歌	江戸	江戸	字風
23	直民	林戇	同上	同上	江戸	江戸	字風
24	国義	細川綱利	「加能越侯菅君諱綱利、求字於余、綱者幕府之御賜言不容易、利者世家之通称、可以推広焉、乃以国義応焉、取諸大学伝所謂国以義為利也、利者四徳之一、而物之遂也、義者四端之一、而事之宜也、利與義共配秋、万物収成之時也、易所謂利者義之和也、事物各宜而得其文之和也、施政撫民、先斉其家、以教国人、而物遂事宜、而西成平秩、則国以義為利也、昔晋文侯字義和、為北方之伯、藩于周室、克昭其祖視其師、寧其邦用成其徳、可以景慕焉、為君所庶幾也、乙巳季冬」	『鵞峯文集』二十二・説、国義説	江戸	江戸	字風
25	斂夫	藤原肅	「藤原肅字斂夫、号惺窩、北肉山人、柴立子、廣胖窩皆其別号、播磨人、」	『先哲叢談』一	江戸	江戸	字風
26	省吾	垂水三	「伯養妻垂水氏、名三、字省吾、」	『先哲叢談』三	江戸	江戸	字風
27	伯陽	雨森東	「雨森東、字伯陽、小字東五郎、号芳洲、平安人、或曰伊勢人、仕對馬侯、」	『先哲叢談』六	江戸	江戸	字風

注：通称①→縁の地名と兄弟における順位に因んだ通称。通称②→氏姓と兄弟における順位の略称からなる通称。なお、この表の作成にあたって、『古事類苑』(姓名部)（神宮司庁編．吉川弘文館．1985）と坂田聡『苗字と名前の歴史』（吉川弘文館．2006）を参考にした。

上表に挙げた27の「字」の実例を用法別に分類すると、「別名風」、「幼名風」、「字風」、「通称①風」、「通称②風」の五つになる。ここで「○○風」という言葉を用いたのは、漢字表記は皆「字」となっているものの、構成と使用の面から分析すれば、この27の「字」は決して同質のものではなく、中国の「字」を忠実に「再現」したものもあれば、「実名以外の個人名」という「字」の本義から出発して別名・幼名・通称を字と称したものもあるからである。

1・2・4・5番は「別名風」の字であり、その用例は平安時代以前に集中している。詳述を第八章に譲るが、平安時代以前において、一人が複数の個人名で称呼されるのが一般的であり、それは幼名・実名・通称・諡の使い分けが定着したというより、文字の使用のなかった時代の人名が代々口で言い伝えられてきたため、統一した称呼にはなりにくく、別名が多く存在するからである。1・2・4・5番の中の「字」はそうした別名のことを指している。

3・19番は「幼名風」の字であり、例27の「雨森東、字伯陽、小字東五郎、」にも見られるように、幼名のことを小字とも言ったので、幼名を字と称したと考えられる。

7・8・14・15・16・17・18・21番は通称①風の字であり、この種の用例は平安・鎌倉・室町・安土桃山時代に集中している。第三章から第八章で詳述するが、平安時代は各種の個人名の概念と使い分けが定着した時代である。つまり、成人するに伴い、幼少時代の個人名が捨てられて実名が付けられたが、実名が敬避の対象となるため、直称・直書しても構わない個人名が新たに必要となり、通称が実名と共に付けられるようになったのである。『儀礼』の士冠礼に見られるように、中国では成人の時に字を付けるのは名を避諱するためであり、共に本当の名前を敬避するために成人の時に付与される個人名である故に、平安時代の日本人は字という漢字を以って日本の通称を表記したのであろう。この用法は後に継承され、安土桃山時代まで盛んであった。なお、先述したように、日本人の通称は縁の地名や兄弟の順位に由来するものが多く、ここではそうした縁の地名や兄弟の順位名をそのまま名前にしたものを通称①風の字と称している。

一方、平利家の「平次」のような氏姓と兄弟における順位の略称からなるものを通称②風の字と称し、9・10・11・12・13・20番はこの部類に入る。同様な方法によって付けられた個人名は中国にも見られるが、字ではなくてやはり通称であった。第八章の第二節で詳述するように、中国においては、「姓＋兄弟における順位」型の

通称は唐代から宋代にかけて多く行われ、この通称②風の字は中国人名の影響だと考えられよう。

6・22・23・24・25・26・27 番は中国風の字であり、その用例は江戸時代に集中しており、儒学の興隆がその直接の原因だと考えられる。当時の儒学者の間では、字を付けることは常識であり、上掲した林愨の「孟著」、林戇の「直民」、藤原粛の「斂夫」、雨森東の「伯陽」のほかに、中江原（1608～1648。号は藤樹）の「惟命」、山崎嘉（1618～1682。号は闇斎）の「敬義」、新井君美（1657～1725。号は白石）の「在中」・「済美」、太宰純（1680～1747。字は春台）の「徳夫」などもよく知られている字である。また、字を付けることは儒学以外の分野の知識人の間にも浸透し、水戸藩二代藩主・徳川光圀（1628～1700）の「子竜」、数学者・関孝和（1640 頃～1708）の「子豹」、天文暦学者・渋川都翁（1639～1715。号は春海）の「順正」、俳人・向井兼時（1651～1704。号は去来）の「元淵」、蘭方医・杉田翼（1733～1817。玄白は号）の「子鳳」、経済、農学者・佐藤信淵（1769～1850）の「元海」、教育、医学者・緒方章（1810～1863。号は洪庵）の「公裁」などの実例が見られる。さらに、表 5の24 番に、第三代肥後国熊本藩主の細川綱利（1643～1714）は、儒学者の林恕（1618～1680。号は鵞峯）に字を付けてもらうように頼み、林恕が中国の古典から語句や典故を引用して「国義」の字を選択したということが記録されているが、このように、江戸時代において、たとえ漢学の素養に欠けている者であっても、字を持つことに拘りがあったのである。ところで、この段落の冒頭で表 5の6・22・23・24・25・26・27 番を中国風の字と位置付けたが、上掲した江戸時代の字も全部この部類に入り、というのは、これらの字は中国の命字原則に従って付けられたものだからである。このことは以下の三点から伺える。

①蔡琰の「文姫」、徐幹の「偉長」、陸羽の「鴻漸」、蔡京の「元長」、厳嵩の「惟中」、袁枚の「子才」などの実例に見られるように、中国において、名は漢字一文字、字は漢字二文字からなるのが一般的である。上掲した日本の実例の中に、儒学者 8 人の中に7 人の実名は一文字から、8 人全員の字は二文字からなっており、儒学者以外の8 人の中に2 人の実名は一文字から、8 人全員の字は二文字からなっている。第三章から第八章で詳しく述べるが、平安前期の嵯峨天皇の大改革以後、日本人の実名は漢字二文字からなるのが基本であるが、上の統計から、江戸時代の儒学者の間における

個人名の漢風化の徹底ぶりが伺えよう。

②前述したように、中国の字は名の繁衍・延伸であり、名が十分に機能を果たせない状況の下にその補助役として作られた。この関係は両者の字面にも反映され、字は名の意味を解釈したり補足したりすることが多い。表5の24番に見られるように、江戸時代の儒学者は字を付ける際に、実名との対応関係をも配慮しながら漢字の取捨選択をしたのである。

③命定の意図は「徳を表す」ことにあるため、中国の字は美字・佳字からなる場合が多い。江戸時代の字に使用される漢字を見ると、抽象的でプラスの意味を持つものがほとんどである中、動物を表すものも少なくない。ただし、飛鳥・奈良時代の実名によく見られる牛、馬、犬、鳥、虫、魚などとは異なり、江戸時代の字に登場する動物の多くは竜、鳳のような神聖化されて「有徳」の動物であり、命字本来の意図を伝えるものとなっている。

ところで、ここで改めて前掲した『倭訓栞』の解釈を見てみよう。実名とは異なり、通称は直接呼んでも書いても構わない個人名であるため、人付き合いの際に使用されたのであり、日本人が字の漢字を以って日本の通称のことを表記したのは、両者は共に本当の個人名を敬避するための産物だからである。よって、主旨(1)は的を射た解釈である。また、表5に挙げた「字」の所有者の社会的身分に注目すると、天皇、貴族、学者、僧侶、武士、庶民など、実に様々である。古代・中世の儒学者の字がそれほど多く伝わっていないが、儒学が隆興した江戸時代の儒学者のほとんどが字を所有したことから、儒学者は命字の「義務」を強いられたという主旨(2)も間違いがなかろう。さらに、日本の「字」の五つの使用法を、その流行した時代の前後順に並べると、

別名風・幼名風・通称①風・通称②風・字風

となる。この中に、別名風と幼名風の字に比べ、通称②風と字風の字の中国色がより強く、この意味から、日本人名における「字」の歴史を「少しずつ字という漢語本来の意味に近付く歴史である」という一言にまとめられよう。『倭訓栞』は「字」という漢語の角度からではなく、「あざな」という大和言葉から字を解釈したため、「中世以後、『字』は虚名、渾名のことをも指す言葉となった」という主旨(3)を提示したのであろう。ここまで見てくると、『倭訓栞』の解釈には間違いはないが、江戸時代

に流行した字風の字について言及しなかった故に、「字」が「あざな」の当て字になった理由がはっきりせず、解釈として不十分であると言えよう。

「少しずつ和風のあざなから漢風の字に近付き、それに伴って字の所有者の社会的身分も限定されてくる」という点こそ、日本の「字」の最大の特徴である。

（五）別号

別号（べつごう）とは、その字面の通り、別の称号のことであるが、実名と字が基本的に他人によって決められるのに対し、別号の決定者は別号を所有する本人である場合が多い。また、字と同様に別号も中国伝来のものであり、春秋時代の中国において既に別号を付ける風習があったと思われ、越国の功臣である范蠡の「陶朱」が有名である。この風習は宋末に至ってようやく盛んになり、日本に伝来したのもその時期であり、そして、字と同様に儒学の盛行した江戸時代に発展を遂げたのである。われわれが熟知しいている「羅山（1583～1657。実名は信勝・忠）」、「益軒（1630～1714。実名は篤信）」、「徂徠（1666～1728。実名は双松）」、「白石（1657～1725。実名は君美）」、「芭蕉（1644～1694。実名は金作）」、「象山（1811～1864。実名は啓）」、「海舟（1823～1899。実名は義邦）」、「一葉（1872～1896。実名は奈津）」、「荷風（1879～1959。実名は壮吉）」などはいずれも別号であり、別号があまりにも有名となったため、その実名がかえって忘失されてしまったのである。上掲した例のほかに、徳川光圀（1628～1700）の「梅里」、西郷隆盛（1827～1877）の「南洲」、木戸孝允（1833～1877）の「松菊」、福沢諭吉（1834～1901）の「雪池」、武者小路実篤（1885～1976）の「無車」なども別号である。このように、文人ばかりでなく、武事に携わった者も別号を好み、別号がその持ち主の志向を語る場となっていた。なお、今日の言う筆名、芸名も別号にあたる。

一方、基本的に一人に一つの実名と一つの字しか持たないのに対し、複数の別号を持つのは一般的であった。江戸前期の俳人・松尾芭蕉（1644～1694）と江戸後期の劇作者・滝沢馬琴（1767～1848）は別号の大家として知られているが、芭蕉には約

20、馬琴には約34の別号があるとされている[①]。人生の節目に合わせられ、次々と自分で新しく付けていくというのは別号の特色である。

（六）法名

法名（ほうみょう）とは、仏門に入って戒を守ることを誓ってから師より授けられる名前のことであり、法号（ほうごう）、法諱（ほうき）とも言う。幾つかの実例を通して見てみよう。

第59代宇多天皇（867～931）は、寛平九（897）年七月三日に皇太子・敦仁親王（第60代醍醐天皇）に譲位した後、太上天皇の尊号を受けたが、幼少時代から仏教を篤信したため、昌泰二（899）年十月十四日に仁和寺で出家した。出家に伴い、上皇は「空理」（後に灌頂を受けて「金剛覚」と改めた）の法名が授けられ、太上天皇の尊号を辞して法皇と称したのである。

平安中期の貴族・藤原道長（966～1027）の長女の彰子（988～1074）は、第66代一条天皇に入内して敦成（第68代後一条天皇）と敦良（第69代後朱雀天皇）の両親王を生んだが、敦成親王が即位して敦良親王が太子に立てられた後の万寿三（1026）年一月に出家し、「上東門院」という女院号が奉られたほかに、「清浄覚」という法名も授けられた。

平安末期・鎌倉初期の公卿・九条兼実（1149～1207）は、源頼朝の後援によって文治二（1186）年に摂政となり、後白河院を抑えて勢力の伸長を図ったが、政敵・源通親と対立したため、ついに建久七（1196）年に廟堂を追われた。失脚後隠棲生活を送るようになった兼実は、建仁二（1202）年に出家し、「円証」と号したのである。

室町幕府の6代将軍・足利義教（1394～1441）は、応永十（1403）年六月に青蓮院へ入室し、応永十五（1408）年に得度して「義円」と称したが、正長元（1428）年一月に兄・義持が後継者を定めずに亡くなったため、将軍職の後継者に指名されて還俗して、「義宣（よしのぶ）」の実名が付けられた。しかし、義宣の訓が「世忍（よしの）ぶ」に通じるのを理由に翌永享元（1429）年三月に征夷大将軍任官の時に「義教（よしのり）」と改名された。さらに、義教は同十二（1440）年に受衣し、「道興」（後に「道恵」と改めた）の法名を授けられたのである。

---

① 丹羽基二『知ったら驚く名前の由来と祖先の秘密』廣済堂出版，1992. p. 77.

上掲した実例から伺えるように、法名は出家入道に付随する名前であり、出家に伴って出現し、還俗に伴って消滅する。序章でも述べたが、人間としての人格を捨てて仏となって永遠の仏格を得たことを表す法名は、ほかの種類の個人名と性質が異なると思われるので、本書では扱わないこととした。ここでは只簡単な紹介に留めたい。

二、死後の名前

(一)諡

諡(おくりな)とは、生前の徳をほめたたえて死後に贈る名のことであるが、江戸中期の国学者・谷川士清(1709～1776)は『倭訓栞』(前篇四十五・於)の中で「諡をよめり、死後に贈る名也。」と定義づけている[①]。この風習は中国で発生したものであり、七世紀の後半に至って日本にも採用されるようになり、すると、諡を贈ることは天皇の特権の一つとなっていた。『日本書紀』によれば、第40代天武天皇の五(676)年八月に、大三輪真上田子人君が卒したため、天皇はその生前の武勲を賞して「大三輪真上田迎君」の諡を贈ったという[②]。また、天皇家の諡は八世紀の初葉から始まり、第42代文武天皇の大宝三(703)年十一月に第41代持統天皇に「大倭根子天之広野日女尊」の諡を贈った[③]のはその最初の例とされる。この諡は日本古来の尊号より変化したものであり、いわゆる国風諡号であるが、ほかに、中国と同様な諡法によって贈られる漢風諡号もあった。漢風諡号の選進について、鎌倉末期に成立した『日本書紀』の注釈書『釈日本紀』(巻9・述義5)には「私記曰。師説。神武等諡名者。淡海御船奉勅撰也。」とあり、坂本太郎氏は、天平宝字年間における中国風官号への改定や天皇への中国風尊号の奉上などの唐風化政策の実施、また淡海御船の文部少輔という地位に着目し、「文武、聖武を除く神武から持統まで、及び元明・元正天皇の漢風諡号が、淳仁朝の762～764(天平宝字六～八)年の間に御船によって一斉に選

---

① 神宮司庁編『古事類苑』(姓名部).吉川弘文館.1985.744.
② 坂本太郎・他校注『日本書紀』(下).日本古典文学大系68.岩波書店.1965.pp.424～425.
③ 青木和夫・他校注『続日本紀』(一).新日本古典文学大系12.岩波書店.1989.p.75.

進された」と推論された①。それ以後の天皇の漢風諡号は、第62代村上天皇の頃の恒例および臨時の朝儀や作法などの事を記録した『西宮記』の巻十二に第49代光仁天皇の諡号を奉る告諡文があり、新天皇(第50代桓武)が百官へ諮問し、「以祭文告先陵、以勅書施行諸司」をしたことから、先天皇に対して現天皇が奉るものだと考えられる。ところが、平安前期になると、国風諡号は承和七(840)年に崩じた淳和天皇の「日本根子天高譲弥遠尊」を最後に姿を消し、漢風諡号は在位中に崩じた「仁明」、「文徳」、「光孝」の後、顕彰・賛美の意味が含まれない追号が奉られるようになり、平安末期・鎌倉初期の「崇徳」、「安徳」、「顕徳(後鳥羽天皇)」、「順徳」のほかに奉られることはなく、江戸後期の「光格」に至っている。なお、諡の復興を果たしたのは第120代仁孝天皇であり、彼は父である第119代天皇に「光格」の諡を贈ったのである。

他方、国家に大功のあった人にも諡が贈られた。例えば、第52代嵯峨天皇(786～842)の信任を受け、人臣として初めての太政大臣となった藤原良房(804～872)は死後に正一位を追贈され、「忠仁公」と諡された②。そのほか、藤原基経(836～891)が「昭宣公」、藤原忠平(880～949)が「貞信公」、藤原頼忠(924～989)が「廉義公」、藤原伊尹(924～972)が「謙徳公」、藤原兼通(925～977)が「忠義公」、藤原為光(942～992)が「恒徳公」、藤原公季(957～1029)が「仁義公」という諡が贈られたという。なお、古代においては、生前既に出家していた人に対して諡を贈らなかったが、中世・近世の武家社会では、「院号」が一種の諡として用いられるようになり、室町幕府初代将軍・足利尊氏(1305～1358)の「等持院」、江戸幕府2代将軍・徳川秀忠(1579～1632)の「台徳院」などがそれである。さらに、江戸時代に至ると、勅書によらない私的な諡が将軍・大名・儒者・国学者などの間で行われ、それ故、天皇より贈られたものは公諡と、民間におけるものが私諡と称されるようになった。私諡の中で有

---

① 坂本太郎「列聖漢風諡号の選進について」(『日本古代史の基礎的研究』(下・制度編)東京大学出版会．1964. pp. 232～251).

② 橘健二校注『大鏡』日本古典文学全集 20. 小学館．1974. p. 82.

名なのは、儒学者・林羅山(1583～1657)の「文敬公」、尾張徳川氏の祖・徳川義直(1600～1650)の「源敬公」、国学者・本居宣長(1730～1801)の「秋津彦美豆桜根大人」などである。

上掲した実例から伺えるように、徳をたたえるための諡は単なる美字、佳字の羅列になってしまう場合が多く、しかも、贈賜という性格を持っているため、一般庶民の名前には登場しにくかったのである。

(二)追号

追号(ついごう)とは、平安前期に諡が中絶して以来、崩御した天皇に奉った顕彰・賛美の意味が含まれない称号のことであり、諡と同様な手順によって奉られ、天皇の御在所や御陵地などに因んだ場合が多い。歴史上初めて追号を奉られたのは第51代平城天皇(774～824)であるが、「平城」という追号は、大同四(809)年四月一日に病弱の故に皇位を同母弟・神野親王(786～842。第52代嵯峨天皇)に譲って上皇となった彼が、同年の十二月に寵愛した藤原薬子(?～810)らと共に多数の官人を率いて平城旧京に移ったことに因んだものである。つまり、譲位をするというのは、これまでの御在所から別の御在所に移り住むことでもあるため、新しい御在所に因んで譲位した天皇を「〇〇院」と称するのが通例となっていったのである。「平城」のほかに、第56代天皇(850～880)の「清和」、第67代天皇(976～1017)の「三条」、第74代天皇(1103～1156)の「鳥羽」、第83代天皇(1195～1231)の「土御門」、第95代天皇(1297～1348)の「花園」、第115代天皇(1720～1750)の「桜町」なども譲位後の御在所に由来する追号である。一方、在位中に崩御した天皇は、在位中の御在所もしくは崩御後の御陵地に因んだ追号が奉られた場合が多く、第66代天皇(980～1011)の「一条」や第78代天皇(1143～1165)の「二条」などが前者の例であり、第60代天皇(885～930)の「醍醐」や第113代天皇(1675～1709)の「東山」などが後者の例である。

また、第68代天皇(1008～1036)の「後一条」、第82代天皇(1180～1239)の「後鳥羽」、第96代天皇(1288～1339)の「後醍醐」、第108代天皇(1596～1680)の「後水尾」などのように、先代の天皇の追号や別称に「後」の字を付けて追号とすることもよく行われた。「後〇〇」の追号を持つ天皇が、先代の天皇と父子関係にあったり(例えば、第68代後一条天皇は第66代一条天皇の第二皇子である。)、在位中・譲位後の御在所や崩御後の御陵地が先代の天皇と同じであったり(例えば、第74代鳥羽天皇

は譲位後鳥羽殿に移してそこで落飾されたが、第82代後鳥羽天皇も譲位後鳥羽殿に移住してそこで出家されたのである。)する場合は多いが、第96代後醍醐天皇のように、延喜・天暦の世すなわち醍醐・村上両天皇の治世を理想の時代として追慕し、「後醍醐」と自ら選定した例もある。また、第108代後水尾天皇の追号に使われる「水尾」は第56代清和天皇の別称(崩御後京都の水尾に葬られたことに由来する。)であるが、先代の天皇の追号にのみならず、別称にも後を付けて後代の天皇の追号としたのである。なお、第102代後花園天皇(1419～1470)は、はじめ「後文徳」と追号されたが、先代の天皇の漢風諡号(「文徳」は第55代天皇の諡である。)に後の字を加える追号例は曾てないとする反対が出たため、「後花園」(「花園」は第95代天皇の追号である。)と改められたのである。この例から伺えるように、諡号奉上の主旨が生前の徳を褒め称えることにあり、徳には「前」も「後」もない故に、諡に「後」の字が付け加えられるのは甚だ不都合だと見なされた。ところが、生前の徳を褒め称えるのを主旨としない追号は、在位中・譲位後の御在所や崩御後の御陵地などに由来することが多く、先代の天皇と同じ在所や山陵を持つ天皇に「後○○」の追号を奉上することはより個人の識別に資すると考えられる。「後」の含まれる追号は計28例であるが、全体(崩御した124人の天皇の中に、追号が奉上されたのは69人である。)の四割以上をも占めており、よって、「後」が付け加えられるというのは追号の構成上の特徴であると言えよう。

上掲したのは追号の主な類型であるが、そのほかに、少数ながら、二人の天皇の漢風諡号から一文字ずつ採ったり、在世中の元号をそのまま用いたりして追号とすることもある。例えば、第109代天皇(1623～1696)は「明正」の追号を奉られたが、「明」は第43代元明天皇(661～721)から、「正」は第44代元正天皇(680～748)から採ったものであり、この事例の場合、歴史上の女帝たちの諡に使われる文字を組み合わせて後代の女帝の追号としたのである。明正天皇のほかに、第101代天皇(1401～1428)の「称光」(「称」は第48代称徳天皇から、「光」は第49代光仁天皇から)と第112代天皇(1654～1732)の「霊元」(「霊」は第7代孝霊天皇から、「元」は第8代孝元天皇から)も二人の天皇の漢風諡号から一文字ずつ採ったものである。一方、明治時代に「一世一元」が法律によって定められて以来、天皇の在世中の元号をそのまま追号として用いることが行われるようになり、第122代明治天皇(1852～1912)以後の各天皇の追号は皆元号によるものである。

ところで、追号は諡号と同様に天皇の崩御後に奉られたと前述したが、第71代天皇(1034～1073)の「後三条」のように、生前より称された例もある。また、第72代天皇(1053～1129)の「白河」、第91代天皇(1267～1324)の「後宇多」、第100代天皇(1377～1433)の「後小松」、第112代天皇(1654～1732)の「霊元」などのように、天皇が遺詔によって自ら追号を定めることもよくあった。この現象について、室町時代前期の学者・一条兼良(1402～1481)はその著『後成恩寺関白諒闇記』[①]の中で、「先皇追号事。於諡号並新号者及議奏。於追号者内々有其沙汰。」と述べている。この記述から、室町時代前期において、諡号や新号に関しては議奏に及ぶが、追号であれば本人によって決められていたということが看取できる。なお、平安後期から現れ始めたこうした現象は江戸時代まで続き、一条兼良の言う「法則」も江戸時代まで守られたと考えられる。このように、諡のような生前の行跡に対する評価が含まれる号の場合、本人には決定権がないが、顕彰・賛美の意味が含まれない追号となると、自由に決めることができたのである。所有者が自ら決められるというのは追号の命定上の特徴である。

① 一条兼良の『後成恩寺関白諒闇記』は、諒闇(天皇・太皇太后・皇太后がなくなった時に・皇室及び国民が喪に服する期間)に伴う諸儀式、天皇・朝臣の喪服や諡号・追号などについて、先例を引勘しつつその作法・故実を述べた有識故実書であり、室町前期のの天皇の諒闇に関することが概ね網羅されている。



第II部

古代日本の個人名の考察

――天皇家・貴族の名前を中心として

第Ⅰ部では、人間の個人名について、主に伝える情報・果たす機能・構成要素・種類の四点に絞って考察を行ってきた。まず、伝える情報と果たす機能を扱った第一章では、名前の種類、成立・使用される時期、所有者の生存した時代、所有者の社会的身分などをあまり細かく区分せずに、日本と中国の個人名の実例を挙げながら考察を進めてきた。また、構成要素と種類を扱った第二章では、使用する材料を日本の個人名に絞って考察したが、その際に名前の種類の区分につとめたものの、成立・使用される時期や所有者の生存した時代や所有者の社会的身分などの相違に由来する名前の相違に十分な注意を払わなかった。すると、第Ⅰ部の考察を通して、日本の個人名における一部の現象(幼名・実名・通称などは皆一種の人名現象だと考えられる)の実態が見えてきても、それぞれの現象が生起・発展・衰微・中絶した要因、各現象の間の表面・内面関連性、こうした関連性のある現象からなる個人名体系の全体像ははっきりしてこない。したがって、第Ⅱ部では、第Ⅰ部での基礎的な考察を踏まえ、前掲した「歴史と人名」・「社会的身分と人名」・「中国人名との比較」という本研究の三つの視点に基づいて古代日本人[①]の個人名を考察していきたい。考察の手順は以下の通りである。

様々な現象の実態の提示

↓ ↓ ↓

各現象が生起・発展・衰微・中絶した歴史的・文化的要因の探求

↓ ↓ ↓

各現象の間の表面・内面関連性の検討

なお、以上の手順に従って考察を行う際に、日本の個人名の特質をより明瞭に浮かび上がらせるために、中国人名における類似の現象との比較検討をも試みたい。その上、この部での考察を基にして、終章では、古代日本の個人名体系の構築過程を描き出し、さらに、第Ⅰ部の第一章で提示した個人名の機能に関する説が古代日本人名に適用されるか否かについても検討していきたい。

---

① 序章で述べた通り、本書では、特別の断りがない限り、「古代日本人」という用語は天皇家・貴族・武家から構成される古代の支配者層のことを指しており、被支配者であった同時代の庶民が含まれていない。

第三章　日本の個人名史における院政時代

第一節　本研究における院政時代の定義

日本史の時代区分の一つである「院政時代」は、退位した天皇が朝政を主導する院政が国政の基本形態として確立したことを指標に設定された。その始期と終期については必ずしも共通した見解には至っておらず、争論の主な焦点は、果たして『愚管抄』の言うように後三条天皇(1034～1073)には院政開始の意図があったかどうか、鎌倉幕府の成立を守護・地頭の設置された文治元(1185)年に見立てるかそれとも源頼朝(1147～1199)が征夷大将軍となった建久三(1192)年に見立てるかなどにある。本書では、政治史の角度から院政時代の始期と終期を追及するつもりはないため、現在の歴史学界での一般的な見解に従って、院政前史とも言われる後三条・白河朝(1068～1086)から平氏政権の滅亡した1185年までの110年余を「院政時代」と呼んでいる(後述するように、人名の観点から見ても、この時代区分を採用しても差し支えないように思われる)。なお、第Ⅱ部の考察の最終目的は「古代日本の個人名体系の構築過程の描出」にあると前述したが、この部分で用いる時代区分も古代日本人名の様々な変遷を提示するためのものであり、歴史学の時代区分ほど厳密なものではなく、一つの目安として理解していただきたい。

院政時代においては、荘園公領制が確立され、国政での武家の地位が向上して、中世の秩序が確立しつつあった。この意味では、院政時代は古代の残光と中世の曙光を共に内包する日本歴史上の一大転換期であると言えよう。一方、日本の個人名の

歴史においても、院政時代は変動期であり、また集大成期でもある。次節ではいくつかの実例を通して、この時代の個人名事情を一瞥したい。

第二節　日本の個人名史における院政時代の意義

第二章の第二節では、院政時代の公卿で歌人の藤原公実(1053〜1107)とその子・孫の個人名(図3を参照)を実例として挙げ、日本人の個人名の種類を考察したが、その考察により、院政時代の支配者層の個人名は、命名の時期を基準にすれば、生前の名(幼名、実名、法名、女院号、通称、女房名)と死後の名(追号、諡、女院号、実名、通称)に大別することができ、また、使用の範囲を基準にすれば、公的な名(実名、法名、女院号、女房名、追号、諡)と私的な名(幼名、実名、法名、通称)に分けられる(図4を参照)ことが明らかになった。したがって、人生段階や社会的身分に応じて、所持する名前の種類も変化し、各種の名前の役割が明確であるというのは院政時代の天皇家・公家の個人名の第一の特徴である。

また、藤原公実とその子・孫の個人名の構成に注目すると、文字表記の面から見れば、種類に関わらず、皆漢字で表記されており、音声の面から見れば、幼名・実名は訓で、通称・女房名・院号・諡・追号・法名は音(おん)で読まれるのが基本である。既述したように、通称・女房名・院号・諡・追号・法名は縁の地名や官職名などに因む場合が多く、それらの読み方に従って音読しているのである。また、法名は、仏教とその成仏を表現できるように、漢訳経典の中から文字を選んでそのまま音読みにしている。これに対し、幼名・実名のような新たに創作された名前は訓で読まれており、したがって、漢字表記・和訓読みというのは院政時代の天皇家・公家の個人名の第二の特徴である。

さらに、ここでは正式の名である実名について考えたい。まず基本的な形式であるが、宗仁(むねひと)・瑋子(たまこ)などのように、男性名は二文字四音節、女性名は二文字三音節(しかも、二番目の文字「子」と三番目の音節「コ」が決められている)となっている。そして、文字の意味から見れば、美字・佳字が多く使用されている。これらの特徴は個々の名前を独立した存在として見る場合の特徴であるが、次は周囲の名前との関連性に注目していきたい。ただし、ここで言う周囲とはそれほど広範な概念ではな

く、父母・兄弟・姉妹・祖父母・外祖父母・配偶といったいわゆる親族に該当する者にとどめている。男性の実名に関して言えば、父祖の名前の文字や音声を継承するのが一般的で、実季(公実の父)から公実へさらに通季・実能へと「実」・「季」が継承され、そして、宗仁から顕仁・通仁・君仁・雅仁・本仁へと「仁」が継承されていくのはそれである。また、女性の実名に関して言えば、公実から実子・公子へというように、父の名の文字や音声を継承するケースもあるが、継承者は宮仕えの女性である場合が多い。このように、実名の基本形が決まっており、祖名の継承が一般的で、命名の自由度が少ないというのは院政時代の天皇家・公家の個人名の第三の特徴である。

以上は天皇家と公家の名前の特徴を挙げたが、次は武家の名前について考えたい。具体的な考察を第六章の第二節に譲ることとし、結論だけを挙げておくと、院政時代の武家の実名は、二文字四音節からなっており、その中に美字・佳字が多用され、父祖の名の文字・音声が子孫に継承されているという特徴があり、これらの特徴は天皇家・公家と共通している。また、武家の通称は天皇家・公家の通称と同様に、縁の地名や律令官職や兄弟における順位などに因んでいる。さらに、実名と通称以外にも、幼名、法名といった種類の個人名が見られ、したがって、人生段階や社会的身分に応じて、所持する名前の種類も変化し、各種の名前の役割が明確であるという特徴は武家においても言えよう。ただし、全体から見れば、武家の名前の種類は天皇家・公家より少ないのである。一方、院政時代の武士の間では、実名と通称との併称が行われ、しかも、その併称は普遍的な現象であり、自称にも他称にも使われたのである。実名と通称との併称は天皇家や公家にも見受けられるが、他称の場合が多く、自称に使われるケースが少ない。

以上は簡単ながら、院政時代の天皇家・公家・武家の個人名の特徴を提示したが、名前の構成、使用、機能などの面から総合的に考慮すれば、この時代を「古代日本個人名体系の集大成期」と位置づけることができると思う。というのは、院政時代の支配者層①の個人名には、

(1)平安時代前期以来の漢風化傾向が強まる一方、摂関時代に芽生えた「和魂漢才」の名前、つまり系字の機能をも持ち合わせた通字が付けられる名前が徐々に増

---

① ここで言う支配者層は、天皇家・公家・武家からなる階層のことを指している。

加して普及に至った。

(2)名前と社会的身分との結びつきが深まる中、幼名・実名・通称・死後名といった各種の名前の独立とそれに伴う役割分担がほぼ実現され、各種の名前の基本形も徐々に定着した。

(3)実名の役割が特に重要視され、日本古来の言霊思想[1]と中国伝来の避諱制度とが融合してできた名実一体観が成熟を迎えたことを背景に、実名の敬避が一般的となるばかりではなく、実名が特定の集団にある特定の個人の象徴から集団全体の象徴へと格上げされて、集団全体の継承されるものとなったのである。

などの動きが見られ、これらの動きはいずれも院政時代に先行する各時代に徐々に形成された各特徴を融合するような形で現れている。

(3)番目の動きを例にして見ると、日本における実名敬避の歴史は五世紀後半までに遡ることができ、現存する日本最古の歌集『万葉集』の冒頭に、「籠もよ　み籠持ち　ふくしもよ　みぶくし持ち　この岡に　菜摘ます児　家告らな　名告らさね　そらみつ　大和の国は　おしなべて　我こそ居れ　しきなべて　我こそいませ　我こそば　告らめ　家をも名をも」[2]という雄略天皇の歌が載せられている。天皇が春の野で若菜を摘んでいる乙女に求婚したと伝える歌であるが、尋ねられた乙女が実名を名乗れば、天皇の愛を受け入れたことになるのだという。この歌から、当時の女性の名前の持つ重みとその背景にある実名の敬避という考え方の存在が伺えよう。ただし、この場合の敬避は人間の自然の感情の現れで、日本古来の言霊思想に基づいた一種の習俗であったと考えられる。一方、飛鳥時代後期に、中国の避諱制度が導入され、大宝律令の制定・施行により、実名敬避の制度化が実現された。以後、実名敬避による一連の改人名・改地名例[3]が史料に見られるようになるが、敬避の対象が天皇や皇親や上層貴族に集中していること、敬避の際に自ら改名するのではなく、改名されている例がほとんどであること、それらの実例が公的な機関

---

① 言霊思想とは、言葉には不思議な霊力が宿っており、その霊力によって人間の禍福が左右されると信じる思想のことである。

② 佐竹昭広・他校注『万葉集』(一). 新日本古典文学大系 1. 岩波書店. 1999. pp. 13～14.

③ 『続日本紀』和銅七年六月十四日条・延暦四年五月三日条・延暦十八年六月十六日条、『日本後紀』大同元年七月七日条、『続日本後紀』天長十年七月八日条、『日本三代実録』元慶元年二月廿二日条、『類聚国史』大同四年九月二日条・弘仁十四年四月廿八日条など。

によって編纂された歴史書に記録されていることなどから、当時の実名敬避の制度としての性格が伺えよう（この点について第八章で詳述する）。ところが、平安中期以後、そうした強制的な敬避改名例が減少して、公家の日記などに見られるように、実名を書く代わりに敬称や通称を書いたり、敬避の実名と同字同音の言葉を他の同義の言葉で書き直したりすることが一般的に行われていた。しかも、敬避の対象は天皇・皇族・上層貴族の実名に限らず、中下層貴族の実名にも及んでいる。このような変化は、制度としての実名敬避が公家社会に浸透したことの表れであると同時に、習俗としての実名敬避が律令制度の支持を得てより繁盛したことの表れでもある。制度としての実名敬避と習俗としての実名敬避とが結合した結果、両者に共通する名実一体観がより鮮明に認識され、名前の継承はつまり名前の持ち主の人格の継承であるという考え方から出発して、祖名の継承が行われるようになったと思われる。一方、天皇家から公家、武家まで祖名の継承が一般的に行われたのは院政時代で、この意味では、院政時代は日本の実名敬避及びそこに横たわっている名実一体観の集大成期であると言えよう。

このように、日本の個人名の歴史において、院政時代は一つの画期となるが、画期に見えてくるのがあくまでも「結果」と「過程」の一部で、「過程」の全貌とそうなる「原因」を明らかにするためには、「前史」とも言うべき先行する時代に対する考察が必要である。したがって、本書では、院政時代を出発点として（といっても、この時代の個人名を日本の個人名の一つの到達点として考えているわけではない）、この時代の個人名に見られる各特徴がいつ発生し、いかなる変遷を辿ってきたかという問題点を抱きながら、日本人名の歴史を摂関時代、平安時代前期、奈良・飛鳥時代へと遡っていきたい。

第四章　院政時代における天皇家の名前

第一節　天皇の名前

一、本研究における天皇家の定義

本書では、天皇と皇親から構成される親族集団のことを天皇家と称している。日本史広辞典編集委員会が編集した『日本史広辞典』(山川出版社、1997)の注釈によれば、皇親とは天皇の親族のことであり、養老令では、四世王(天皇の玄孫)までを皇親とし、天皇の兄弟・皇子を親王、それ以外を諸王と称した。五世王は王と称することができるが、皇親に含まず、慶雲三(706)年にいったん皇親に含むよう改めたものの、延暦十七(798)年に再び令制に復したという。以上の皇親の定義に基づき、本書で言う天皇家は、天皇、天皇の兄弟姉妹・皇子皇女などの親王・内親王、二世から四世までの諸王を含め、皇親の身分を失った者(例えば臣籍降下された者)を対象外とした。さらに、天皇の配偶者で皇親の母親ともなるキサキをも天皇家の一員として見なしたのである。

二、天皇の名前

ここでは第75代崇徳天皇(1119～1164)の名前を例にして、院政時代の天皇の名

前の実態を見ていきたい。

第75代天皇のことは普通「崇徳」天皇と呼ばれる。「崇徳」というのは諡であり、この諡の奉上の経緯は、『百錬抄』八・高倉院治承元年七月廿九日条、『玉葉』安元三年七月廿九日条、『愚管抄』五・高倉天皇安元三年七月廿九日条などに記されている。それらの記事によれば、これまでの号「讃岐院」が止められ、新たに「崇徳院」という号（「崇徳」の文字は大外記・清原頼業（1122頃～1189）により『通典』から撰進された）が奉上されたのは高倉天皇（1161～1181）在位中の1177（安元三・治承元）年七月二十九日であり、奉上の理由は院の怨霊を恐れるからだという。この諡号奉上にはいくつかの問題点があると思われる。

まず、奉上の時期であるが、1177年と言えば、該天皇の没後十四年目に当たり、この時期に初めて諡号奉呈が行われたのはまさに異例のことである。というのは、第二章の第二節でも触れたが、死後に生前の行跡に基づいて諡を贈呈することはもと周の時代から始まった中国独自の風習であったが、七世紀後半に、律令制が導入されるなか日本でも採用されるようになり、国風諡号と漢風諡号という二種類の諡ができたのである。国風諡号は天皇の殯の期間中に群臣の協議のもとで選定され、誄の時に奉られるものであるのに対し、初代神武から第44代元正（680～748）までの各天皇の漢風諡号のほとんどは第47代淳仁天皇（733～765）の天平宝字六～八年（762～764）の間に淡海御船（722～785）によって一斉に選進され、それ以後の天皇の漢風諡号は先天皇に対して現天皇が奉るものとなった。ところが、平安初期になると、国風諡号は承和七（840）年に崩じた第53代淳和天皇（786～840）の「日本根子天高譲弥遠尊」を最後に姿を消し、漢風諡号は在位中に崩じた第54代天皇の「仁明」（810～850）、第55代天皇の「文徳」（827～858）、第58代天皇の「光孝」（830～887）の後、顕彰・賛美の意味が含まれない追号に取って代わられたのである。

以上は簡単ながら、日本における天皇の諡号奉上の歴史を追ってきたが、ここで明らかになったのは、諡の制度が採用された後、国風諡号の奉上時期が当該天皇が崩御してから葬儀が行われるまでの間であったということである。『西宮記』巻十二及び『日本紀略』亭子院・寛平元（889）年八月五日条などの記述によれば、天皇の漢風諡号の奉上時期は、天皇の喪中であったという。このように、奉上の時期に関して言えば、国風諡号も漢風諡号も崩御後の一定期間内（遅くても二三年以内）にあ

り、これは、先天皇の行跡を評価してそれ相応の諡を奉上する行為は、後継者となる新天皇が王権の継承を正当化する一儀式とされてきたからだと思われる。漢風諡号の成立について、榎村寛之氏は、古代天皇制において、天皇が死去・即位の間に王権が一時的に群臣に委ねられ、先天皇の評価をして諡を奉り、その後新天皇に対して王権を返上するという儀式は重要な代替わりの儀式であり、その際に奉られるのは国風諡号であったが、それに対して、漢風諡号はこうした群臣への一時的王権委任を解消し、王権継承を天皇自らに帰する政策であったと論じられている[①]。国風・漢風諡号の発生・発展・衰微・消滅の歴史から見れば、この意見は実に傾聴すべきものである。光孝天皇以後、皇位の継承は天皇家内部でスムーズに行われるようになり、漢風諡号が消滅するのもいわゆる自然の成り行きであろう[②]。ところが、崇徳天皇の場合、光孝天皇以来の288年ぶりの漢風諡号の復活となるにもかかわらず、奉上の時期が大変遅れて、しかもこれまでの追号を止めての奉上であった。

前述した通り、天皇の追号には「御在所に因んだもの」、「御陵地に因んだもの」、「加後号」、「二つの漢風諡号を合わせたもの」、「在世中の元号によるもの」の五類型があるが、崇徳天皇の追号「讃岐院」は「御在所に因んだもの」であり、保元の乱に敗れた天皇は讃岐(今の香川県)に配流されて当地で崩御したことに由来している。しかし、天皇崩御後の十四年目にあたり、崇徳天皇の後継者となる第76代近衛天皇(1139～1155)ではなく、かつて保元の乱の際の敵で諡号奉上の当時は院として権威を振るっていた後白河院(1127～1192)によって、この追号が止められ、新たに諡が奉られたのである。奉上者は崇徳天皇の諡号奉上における第二の問題点である。

さらに、ここで「崇徳」という文字に注目したいが、中国の後漢の学者・班固(32～92)の著した『漢書』の巻八十四・翟方進傳第五十四に「昔我高宗崇徳建武,克綏西域,以受白虎威勝之瑞,天地判合,乾坤序徳。」[③]とあり、『易経』の繋辞下傳第五章・巻二十三に「尺蠖之屈、以求信也。龍蛇之蟄、以存身也。精義入神、以致用也。利用安身、以崇徳也。」[④](尺蠖の屈するは、もって信びんことを求めるなり。竜蛇の蟄る

---

① 榎村寛之「諡号より見た古代王権継承意識の変化」(岡田精司編『古代祭祀の歴史と文学』塙書房. 1997)

② 潘蕾「平安時代の天皇家の名前から見る皇統意識」(北京日本学研究センター『日本学研究 16』. pp. 268～277)を参照されたい。

③ 漢・班固撰. 唐・顔師古注『漢書』中華書局. 1962. p. 3432.

④ 鈴木由次郎『易経』(下). 全釈漢文大系第十巻. 集英社. 1974. p. 390.

るは、もって身を存するなり。義を精しくし神に入るは、もって用を致すなり。用を利し身を安ずるは、もって徳を崇くするなり。)とあることから、「崇徳」とは、自分の徳をみがいて充実させることであり、死者の生前の行跡に対する評価となる諡として使われる場合、正に美諡となろう。『愚管抄』五・高倉天皇に明記されているように、この諡号奉上の理由は、讃岐に配流された院が帰郷の願いも空しく怨みを抱いて崩御した後、洛内に大火や疫病が発生して院の崇りだと噂されたことにあり、慰霊のためにわざと美諡を奉ったのである。奉上の理由は崇徳天皇の諡号奉上における第三の問題点である。なお、崇徳天皇に続き、鎌倉初期まで「安徳」(第81代天皇。1178〜1185)、「顕徳(後鳥羽)」(第82代天皇。1180〜1239)、「順徳」(第84代天皇。1197〜1242)という諡が奉られたが、この四人の天皇の共通点は皆変乱により遠国において崩御したことであり、諡には皆「徳」という字が付けられている。しかし、順徳天皇以後、諡は再び天皇家から姿を消し、江戸時代後期の「光格」(第119代天皇。1771〜1840)を待つことになる。

これまで述べてきたことを少しまとめると、崇徳天皇の諡は平安前期までの諡とは、同じ諡法によって選定されたとはいえ、奉上者から奉上の時期、奉上の理由において大きく異なり、先天皇の評価をして新天皇の正当性を訴えるという意味合いがなくなり、専ら怨霊を慰めるのに使われたのである。この意味では、院政時代は漢風諡号の一時復活期というより、漢風諡号の変革期であると言ったほうが妥当であろう。

以上は崇徳天皇の死後の名前について見てきたが、次は生前の名前を考察していきたい。院政時代の公卿・藤原宗忠(むねただ)(1062〜1141)の日記『中右記』には、崇徳天皇の命名(ここで言う名は実名のことである)事情が詳細に記されているが、元永二(1119)年六月十四日、六月十六日、六月十九日各条の記述を箇条書きにすれば、以下の通りになる。

①崇徳天皇の誕生:元永二(1119)年五月二十八日
②実名が付けられるまでの間の通称:若宮
③実名の撰申者:大学頭・藤原敦光(あつみつ)(1062〜1144)
④実名撰申の命令者:白河院(崇徳天皇の曽祖父)
⑤撰申の命令が出される形:院宣
⑥院宣の出される時期:生後まもなく(誕生の元永二(1119)年五月二十八日から

同年の六月十四日までの間)

⑦撰申の際に相談した者:藤原宗忠(むねただ)(1062～1141)

⑧相談の内容:「顕仁」、「爲仁」の二名

⑨相談を受けた者の意見:「顕仁ハ反音欣音也、頗勝也、」

⑩撰申した実名の選考者:左大臣・源俊房(としふさ)(1035～1121)

⑪撰申した実名の最終決定者:白河院

⑫選定された実名の公表時期:親王宣旨を受ける日(元永二(1119)年六月十九日)

命名当時の崇徳天皇の身分から見れば、彼は今上天皇(第74代鳥羽天皇。1103～1156)の直系男子であり、その命名事情から、同時期の親王・王の命名事情を類推できよう。崇徳天皇の命名には以下の特徴があると思われる。

1. 選定の時期について:

実名は元服の時にではなく、生後まもなく選定されたのである。

2. 選定者について:

実名の選定において、曽祖父の白河天皇以外の直系親族は直接に参画しなかった。

3. 撰申者について:

漢文の知識が豊富な儒学者・大学頭藤原敦光(1062～1144)が撰申者に選ばれた。なお、敦光の父・明衡(あきひら)(989～1066)もかつて天皇家の名前の撰申に携わり、第72代白河天皇(1053～1129)の「貞仁(さだひと)」は明衡によるものである(『江家次第』十七・当代親王宣旨事)。このことから、命名において、漢字漢文の知識が必要不可欠であったと考えられる。

4. 候補となる実名の形式について:

「顕仁」、「爲仁」のいずれも二番目の文字に「仁」をもち、しかも、選考の段階においては、この「仁」字が考慮の要素とはならなかった。というのは、元永二年六月十六日条によれば、藤原敦光の若宮御名勘文[①]に候補として挙げた二つの名前に対して解釈を付け加えたが、その内容は「顯仁爲仁也、爲ハ平聲成也、此二字之中顯仁勝也、

① 勘文(かんぶん)とは、平安時代以後、明法道、陰陽道など諸道の学者や神祇官、外記などが、朝廷や幕府の諮問に答えて、先例、日時、方角、吉凶などを調べて上申したものである。

就中反音欣也」となっており、「爲仁」に言及した際、後ろの「仁」には全く触れなかったのである。このように、この時代においては、「○仁」という形式の名前がすでに天皇家に定着し、名の撰申といっても、前の一文字の撰申に過ぎなかったのである。

5. 選考の段階で考慮される要素について：

漢字の意味だけではなく、漢字の音も考慮の対象であった。

6. 実名の公表時期について：

実名の公表は親王宣旨を受ける時に行われたのである。

第75代崇徳天皇の名前に対する考察に基づき、院政時代における天皇の名前の特徴を以下のようにまとめられよう。

(1)人生段階に応じて、幼少時代の通称、親王宣下と同時に付与される実名、死後に奉られる諡・追号といった種類の名前を持っている。

(2)幼少時代の通称は実名が付けられるまでの間の一時的な名前であり、命名という儀式のもとで付与されるのではなく、一般的慣習にしたがって出生の順序に敬称接尾語をつけたものが多い(若宮、一宮、二宮など)。

(3)実名は親王宣下の時に付与される正式の名前であり、その選定の過程に天皇の直系親族をはじめ、非親族の廷臣も多く関わり、天皇家の命名は公的な性格を持っていることを物語っている。実名に使用される文字は漢文の経典の中から選ばれたが、この時代に天皇家の男子の実名にはすでに一定の型(二文字四音節)が形成され、しかも一部の例外を除いて(次節で詳述する)後ろの文字が「仁」となっているため、好字・佳字である上に、仁字との組み合わせ(字義・字音の両面から)も配慮された。なお、「仁」字が天皇家の男子名に代々伝わる文字(＝通字)となったのは第71代後三条天皇(1034～1073)の皇子の代であり、後三条天皇は自分の実名の「尊仁(たかひと)」のうちの仁の字を三人の皇子(貞仁(さだひと)、実仁(さねひと)、輔仁(すけひと))に与え、これで、兄弟がヨコの関係で一字を共有する系字が、父子というタテの関係で一字を共有する通字に転換したのである(後掲する図21・図5を合わせて参照)。また、実名の敬避により、実名が直接に呼ばれたり、書かれたりすることはなく、史料には「○○天皇」や「○○院」、或いは単に「諱」となっている。

(4)死後に奉られる名前には追号と諡との二種類があるが、いずれも漢字二文字からなっており、しかも実名と異って音で読まれる。この時代において、死後まもなく追号を奉上するのが一般的であり、諡の奉上はむしろ例外であった。平安前期

に消滅して以来一時的な復活を果たした諡には本来の行跡の評価という機能を失い､慰霊という新たな機能を持つように至ったのである。

(5)幼少時代の通称とは別に､治世中の行跡や年号や居住する場所などに因んだ通称も見られ､第71代後三条天皇(1034～1073)の「延久聖主」(後三条天皇の年号・延久(1069.4.13～1074.8.23)に因んだもの)､第72代白河天皇(1053～1129)の「六条帝」(白河天皇の里内裏・六条院[①]に因んだもの)などはそれである。このような名前は実名､諡､追号のように命名儀式を経て付与されるものではなく､主に私的な場に使われるが､実名の敬避により､公的の場に登場することもある。

さて､上掲した特徴は果たして院政時代の天皇の名前にのみ見られるものであろうか。天皇家の他の構成員の名前の具体例の分析から､検証していきたいと思う。

第二節　親王・王の名前

本節では第74代鳥羽天皇(1103～1156)の子・孫・曽孫・玄孫を例にして､院政時代の親王・王の名前の実態を見てみたい。室町時代に成立した皇室系図・『本朝皇胤紹運録』(『群書類従』第4輯・系譜部所収)に基づいて彼らの実名を系図化すると､図5になる。そこに掲載されている8人の親王・1人の王の実名と同時代の12人の天皇の実名とを比較すれば､以下のことが言えよう。

まず､構成の角度から言うと､親王・王の実名は天皇と同様に「二文字四音節」を基本形としている。12人の天皇の中に､第82代後鳥羽天皇(1180～1239)とその三男・第84代順徳天皇(1197～1242)を除き､他の10人は皆「○仁」型の名を持っているのに対し､8人の親王・1人の王の中に､「○仁」を名としているのは5人の親王と1人の王の計6人である。天皇家の実名における「仁」の字の使用に注目した奥富敬之氏は､第71代後三条天皇(1034～1073)以後､「仁」は天皇家に代々継承される「通字」となって現代までに続くことになっているが､生まれた時から皇位に即くことが期待されていなかった者は「○仁」型の名が与えられなかったと主張されてい

---

① 六条院は平安京の左京六条四坊三・四町に所在し､承保三(1076)年に新造されて白河天皇の里内裏となり､天皇の譲位後も院の御所として用いられた。

る[①]。奥富氏の主張を踏まえて図5に掲載された者の出自を見てみよう。

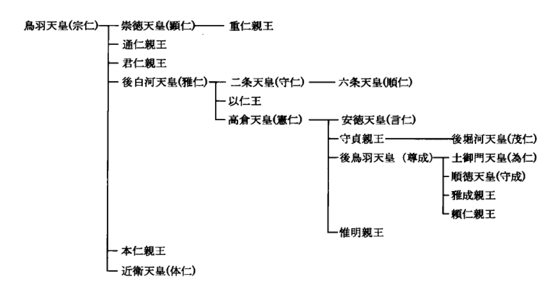


図5　鳥羽天皇の子・孫・曽孫・玄孫の実名

注：この図は、鳥羽天皇の子・孫・曽孫・玄孫の中に親王或いは王となった者の名前を掲載したものであるが、序章で述べたように、本書は法名を考察の対象から除外しているため、親王宣下を受ける前に出家した者（法親王）の名前（＝法名）を省略した。

「仁」を名に持たない第82代後鳥羽天皇・尊成（たかひら）は、第80代高倉天皇（1161～1181）の第四皇子として生まれたが、母は贈左大臣・坊門信隆（1126～1179）の娘の殖子（1157～1228。七条院）である。その同母兄の守貞（もりさだ）親王（1179～1223。第二皇子）及び異母兄の惟明（これあきら）親王（1179～1221。第三皇子。母は宮内大輔・平義範の娘の少将局である）の名にも「仁」の字が付けられていない。これに対し、高倉天皇の中宮・平徳子（1155～1213。太政大臣・平清盛（1118～1181）の娘）から生まれた第一皇子の「言仁（ときひと）」（1178～1185。第81代安徳天皇）は「○仁」型の名が付けられている。「言仁」は治承二（1178）年十一月十二日に伯父・平重盛（1138～1179）の六波羅邸で誕生し、同年の十二月八日に親王宣下を受けると同時に実名が付けられ（『玉

① 奥富敬之『日本人の名前の歴史』新人物往来社. 1999. p. 199.

葉』治承二年十二月八日条)、一週間後の十二月十五日に皇太子に立てられた。この誕生から立太子までの速さから、「言仁」は誕生当初から皇位の継承者として見なされていたことが伺えよう。ところが、治承四(1180)年四月二十二日にわずか二歳にして即位した「言仁」(＝安徳天皇)は、寿永二(1183)年七月の木曾義仲(1154〜1184)入京の際に、平氏に擁されて西海に落ちた。そうした中、当時四歳であった高倉天皇の第四皇子は、祖父・後白河法皇(1127〜1192)の詔によって寿永二(1183)年八月二十日に皇太子に立てられて即日践祚の儀が行われ、同時に「尊成」と名付けられた。そして、「尊成」は翌元暦元(1184)年七月二十八日に即位して後鳥羽天皇となり、文治六(1190)年正月三日に十一歳にして元服した。このように、「尊成」の立太子・践祚・即位は安徳天皇の西海落ちを受けての出来事であり、彼が最初から皇位の継承者として見なされたわけではない(実名が付けられたのは践祚の時であったにも関わらず、「仁」の含まないものが与えられたことについては、後に詳述する)。また、「尊成」の同母兄の「守貞」は、治承三(1179)年二月二十八日に誕生し、高倉天皇の命令によって平知盛(1152〜1185。平清盛の子)に養育されて平氏の西走に従ったが、やがて帰洛した。平治五(1189)年十一月十九日に十一歳にして親王宣下を受け、建久二(1191)年十二月二十六日に元服すると同時に三品に叙された。「尊成」の異母兄の「惟明」は、治承三(1179)年に誕生し、建久六(1195)年三月二十九日に元服すると同時に三品に叙された。

ここで注目したいのは、第四皇子の「尊成」が第二皇子の「守貞」と第三皇子の「惟明」より早く元服したことであり、天皇という社会的身分が「尊成」の元服を早めたと考えられる。史料上の天皇の実際の元服年齢の初見は、和銅七(714)年六月二十五日の首皇太子(701〜756。第45代聖武天皇)の元服であり、当時首皇太子が十四歳であった(『続日本紀』)。以来、天皇は大体十一歳から十五歳までの間に、皇太子と親王は大体十一歳から十七歳までの間に元服したのである。ところが、平安中期の第66代一条天皇(980〜1011)以後、天皇の元服年齢が低下して十一歳となり、この傾向は鎌倉時代の第91代後宇多天皇(1267〜1324)まで続いた。こうした慣例に従って、後鳥羽天皇は十一歳で元服したのであろう。上層支配者層における元服の低年齢化の現象を、家の成立の問題に結びつけて検討した服藤早苗氏は、十世紀になると、これまでの十七歳を成人年齢として官人社会への加入を許可する社会は、天皇をはじめとする上層支配者層から変質していき、元服年齢が低下し、また限定

された家格の上層貴族子息のみの元服と同時の叙爵が定着するのである。低年齢での叙爵は政治的地位の父子継承を確立し、永続的継承を原理とする家の安定的確立を早める。こうして家の成立に伴い、子供の成人儀礼としての元服も、社会的政治的地位に対応した年齢・機能の差などが成立するのではないかと述べられている①。鳥羽天皇の皇子たちの元服は服藤氏の論考を裏付ける好例となっており、後鳥羽天皇の十一歳に対し、「守貞」は十三歳の時に、「惟明」は十六歳の時に元服したのである。共に親王でありながら、元服の年齢に差が生じたのは、天皇家において、「惟明」の母・少将局の身分が「守貞」の母・藤原殖子より低かったからであろう。以上の元服年齢から守貞親王と惟明親王の天皇家における位置づけが伺え、二人とも皇位の継承者として見なされていなかったのである。ここまで見てくると、上掲した奥富氏の指摘は図星を指していると言えよう。

なお、出生当時から皇位の継承者として見なされなかった者が「仁」が付与されなかった場合のほかに、皇位継承の資格を失った者が「仁」を奪われる場合もある。例えば、第77代後白河天皇の第三皇子・以仁王(1151～1180)は、治承四(1180)年五月に臣籍に降下されるのに伴い、「源有光」と改名された(『玉葉』治承四年五月十六日条)。この改名は、王が治承四年四月九日に摂津源氏の頼政(1105～1180)を語らって、ひそかに平氏討伐の令旨を発したが、この企てが早々に漏れてしまい、同年の五月十五日に平清盛(1118～1181)が以仁王逮捕のために武士を差し向けたので、王が園城寺へ逃れたという一連の出来事を背景としている。つまり、謀反の罪を問われるようになった王に天皇家の通字を名乗られることは恐れ多いことであるゆえ、急遽別の字に替えられたのである。

ところで、異母兄の安徳天皇と異なって、第82代後鳥羽天皇となった「尊成」も「仁」という通字がもらえなかった。「尊成」も誕生当初から皇位の継承者として見なされていなかったと前述したが、この名前の場合、安徳天皇に対抗しようという命名者の意図による部分も大きい。後鳥羽天皇が即位した背景を見てみよう。保元・平治の乱の際の平清盛(1118～1181)らの活躍により、後白河院政が始まった当初は、法皇と平氏とは協調的な関係にあったが、平氏の専権化に伴って両者は次第に対立するようになり、遂に治承元年(1177)年に起こった鹿ヶ谷の事件によって関

---

①　服藤早苗「元服と家の成立過程」(前近代女性史研究会編『家族と女性の歴史 古代・中世』吉川弘文館，1989)。

係の悪化が表面化した。そして、治承三(1179)年十一月、平清盛はクーデターを敢行し、後白河法皇を鳥羽殿に幽閉して院政を停め、さらに、翌年の四月に娘・徳子の生んだ言仁親王を擁立し、これで即位したのが第81代安徳天皇である。ところが、清盛の逝去を機に後白河法皇は、院政を再開するようになり、安徳天皇が平氏と共に西海に赴くと、さっそく「尊成」の即位を企図した。その結果、「尊成」は寿永二(1183)年八月二十日に践祚して第82代後鳥羽天皇となったが、当時安徳天皇が未だに退位していないため、文治元(1185)年三月二十四日に安徳天皇が長門国壇ノ浦で平氏一門と共に入水・死亡するまでの間、安徳・後鳥羽両天皇が並び立つ情勢はしばらく続いたのである。並び立つからには、両者の異同を明示する必要があり、両天皇の実名がそれぞれの特徴を表す符号として選ばれたと考えられる。平氏の擁した安徳天皇の「○仁」型の実名に対し、後白河天皇は「尊」と「成」の文字をもって後鳥羽天皇の天皇としての正統性を強調したのであろう。というのは、院政時代初期の第71代後三条天皇(1034～1073)の皇子の代以来、「仁」の字が天皇家に代々伝わる通字となって(図5を参照)現代まで続いていると前述したが、通字が形成される前にも天皇家では祖名の継承が行われ、その際に直系先祖の実名の文字が継承の対象となっている。一例を挙げると、第71代後三条天皇の祖父・第69代後朱雀天皇(1009～1045)の実名は「敦良(あつなが)」であるが、「敦」は彼の高祖父・第60代醍醐天皇(885～930)の実名「敦仁(あつぎみ)」から、「良」は彼の七代祖・第54代仁明天皇(810～850)の実名「正良(まさら)」から受け継いだものである(後掲する図21を参照)。問題の後鳥羽天皇の実名はまさにこの方法で付けられたものであり、「尊」と「成」の文字はそれぞれ彼の六代祖・第71代後三条天皇の「尊仁(たかひと)」と十代祖・第62代村上天皇(926～967)の「成明(なりあきら)」から継承したものだからである①。

後三条天皇と言えば、「仁」の通字を天皇家に定着させた立役者であるが、第59代宇多天皇(867～931)以来170年ぶりに藤原北家(摂関家)を外戚に持たない天皇として即位した彼は、生前に直系男子の貞仁(さだひと)親王(1053～1129。第72代白河天皇。

---

① 後鳥羽天皇の同母兄・守貞親王と異母兄・惟明親王も同様な方法によって名付けられ、守貞親王は第64代円融天皇・守平と第72代白河天皇・貞仁の字を継承し、惟明親王は第62代村上天皇・成明の字を継承したのである。

母は閑院流の藤原公成の娘・茂子である。）へ譲位すると同時に、白河天皇の弟で摂関家出身の母を持たない実仁親王（1071～1085）を皇太子に立て、摂関家に対抗して皇位継承の順位を明示したのである①。自分の実名の文字を皇子たちに与えたのも彼の「直系による継承」という意識の表れであると考えられよう。一方、第七章の第一節で詳述するが、第58代光孝天皇（830～887）以後、天皇家において、皇位は光孝→宇多→醍醐→村上という順に直系によって継承された。ところが、第60代村上天皇の子の代から、摂関政治の確立に伴い、摂関家内部の摂関候補者争いに左右されて、皇位継承候補者も複数存在することとなり、皇統の分裂－迭立が見られるようになった。つまり、村上の子の憲平親王（950～1011。第63代冷泉天皇）と守平親王（959～991。第64代円融天皇）が相次いで皇位についた後、皇位の継承者が二人の子孫から交替に選ばれるようになり、冷泉→円融→花山（冷泉子・師貞）→一条（円融子・懐仁）→三条（冷泉子・居貞）という順になったのである。そして、長和五（1016）年正月二十九日に冷泉系の三条天皇（976～1017）は、日頃から不和だった藤原道長（966～1027）に眼病が重くなって政務に差し支えるようになると譲位を迫られ、自分の皇子で藤原済時の娘・娍子（971～1025）の生んだ敦明親王（994～1051）の立太子を条件に、円融系の一条天皇（980～1011）の皇子で藤原道長の娘・彰子（988～1074）の生んだ東宮・敦成親王（1008～1036。第68代後一条天皇）に譲位した。以来、皇統が円融系に定着するようになったのである。したがって、後鳥羽天皇が円融天皇の父である村上天皇の実名の文字を継承したのは、自分こそ「光孝→宇多→醍醐→村上→円融→……」と続いてきた皇統の正統の継承者であることのアピールであり、また、後三条天皇の実名の文字を継承したのもこうしたアピールを強調するためであろう。ここで働いているのは個人名の「社会的分類」の機能である。

以上は院政時代の天皇家に見られる「親王宣下を受けながらも、天皇家の通字が付与されなかった」という現象とそうなる原因について検討してきたが、図5からも伺えるように、この現象は第80代高倉天皇の子の代から現れ始めたのである。

---

① 橋本義彦「平安の宮廷と貴族」吉川弘文館，1996を参照。

それ以後の親王(法親王を除く)の名前を見ると、第82代後鳥羽天皇の皇子の代は4人中2人が、第84代順徳天皇(1197～1242)の皇子の代は2人中2人が、第88代後嵯峨天皇(1220～1272)の皇子の代は6人中4人が、第90代亀山天皇(1249～1305)の皇子の代は7人中3人が、第96代後醍醐天皇(1288～1339)の皇子の代は6人中6人が「○仁」型の実名をもっておらず、「仁」が含まれないものが同一世代の親王名に占める比率が増大する傾向にあると伺えよう。これに対し、図6が示している通り、「仁」の通字が天皇家に定着してから第80代高倉天皇の皇子の「尊成」・「守貞」・「惟明」という名前が出現するまでは、「仁」を名前に持たない親王は極まれであり、第77代後白河天皇の皇子・以仁(もちひと)王(1151～1180)のようにたとえ親王宣下を受けることがなくても、天皇家に生まれた以上、「○仁」型の実名が付与されたのである。つまり、親王宣下を受けた者に通字の含まれる実名を付与するか否かをもって、皇位継承の資格の有無を明示するというのは、院政時代末期以来の天皇家の動きであり、厳密に言えば、この動きを明くる時代の天皇家の名前の特徴に数えるべきであろう。つまり、院政時代の親王・王の実名の構成上の特徴は、基本的に二文字四音節からなっており、しかも二番目の文字に「仁」の通字が付けられているというところにある。なお、前述したように、この特徴は天皇の実名にも見られ、したがって、構成の角度から見れば、院政時代の天皇と親王・王との間には相違が存しないのである。

次は文字と音声の使用の角度から天皇と親王・王との実名を比較してみたい。天皇と同様に、親王・王の実名も儒学者などによって撰進されたが、好字・佳字なのかどうかということのほかに、通字・仁(ひと)との組み合わせ(字義・字音の両面から)も配慮された。図5を見ると、親王・王の実名には通(みち)・君(きみ)・本(もと)・重(しげ)・以(もち)・頼(より)という文字が使われており、抽象的な意味を持つ漢字が多用されている。しかも、これらの漢字は漢文から選ばれたというものの、皆訓で読まれている。したがって、抽象的な意味を持つ好字・佳字が好まれ、それらの漢字を訓読するというのは、院政時代の親王・王の実名の文字と音声使用上の特徴であると言えよう。この点においても、天皇との間に相違が見られない。

さらに、実名の使用の角度から見ると、親王・王の実名も敬避の対象となるが、その敬避は天皇の実名の敬避ほど徹底したものではなく、史料に「実名＋親王」・「実

名＋王」と記される場合が多い。例えば、白河院の院宣を受けて源俊頼(1055～1129)が撰した『金葉和歌集』では、院の指図[①]がない限り、親王は一般的に実名で記載されたのである。とはいえ、実名を敬避するために通称をもって親王・王のことを指称することもよく行われた。後白河天皇の皇子・以仁王を例にして見ると、王と同じ時代を生きてきた公卿・九条兼実(1149～1207)が書き残した日記『玉葉』(治承四年四月二十二日条、治承四年五月十五日条など)と公卿・中山忠親(1132～1195)が書き残した日記『山槐記』(治承四年五月十五日条、治承四年五月二十六日条など)においても、兼実の弟・慈円(1155～1225)が神武天皇から順徳天皇の歴史及び自分自身の歴史観を記した歴史書『愚管抄』(巻第五・高倉など)においても、また鎌倉幕府の複数の幕臣が幕府の記録や貴族の日記などを資料として編年体に綴った幕府の歴史書『吾妻鏡』(治承四年四月二十七日条、治承四年五月十五日条など)においても、さらに平安末期から鎌倉前期にかけての源平の争乱を叙事的に描いた軍記物語『平家物語』(巻第四・源氏揃い、巻第五・奈良炎上など)においても、以仁王は「三条宮」・「高倉宮」という通称で記されており、実名が登場することが極めて少ないのである。

さて、ここでは図5を利用して、院政時代の親王・王の通称を見てみよう。図5には8人の親王と1人の王の実名が挙げられているが、この9人の中に7人の通称が『本朝皇胤紹運録』に記録されている。つまり、第74代鳥羽天皇の第三皇子の君仁親王は「痿王」[②]と、第五皇子の本仁親王は「紫金台寺御室」と、第77代後白河天皇の第三皇子の以仁王は「三条宮」・「高倉宮」と、第80代高倉天皇の第二皇子の守貞親王は「持明院宮」と、第三皇子の惟明親王は「大炊御門宮」・「承安第三宮」と、第82代後鳥羽天皇の皇子の雅成親王(1200～1255)は「六条宮」・「但馬宮」と、頼仁親王(?～1247)は「冷泉宮」・「児島宮」とも称されているのである。上掲した通称の中に、君仁親王の「痿王」と本仁親王の「紫金台寺御室」以外のものは皆「○○宮」の形をとっているが、この場合の「宮」は天皇家の者に対する尊敬語である。一方、○○の部

---

① 白河院が指図した例を挙げると、異母弟の輔仁親王について、院はその実名を記載するのが忍びないとして、当時通称となっていた「三宮」で輔仁親王のことを記載させたという。

② 君仁親王の「痿王」という通称は、彼が「筋ありて骨なし」(『台記』康治二年十月条)という障害を有していたことに由来する。

分は名の所有者の兄弟における順位(承安第三[①]など)や居住する場所(三条、高倉など)などを表している。院政時代の親王・王の通称が幼少時代から用いられる場合が多く、幼名としての役割も果たしたため、改めて親王・王に幼名を付けることはあまり行われなかったのである。例えば、『玉葉』の治承四(1180)年十二月九日条と同年の十二月二十三日条に、当時四十七歳の第74代鳥羽天皇の第七皇子・覚快法親王(1134～1181)は「七宮」と記されているが、「七宮」は彼の兄弟における順位に因んだ通称(鳥羽天皇の第六皇子・道恵法親王(1132～1158)は「六宮」と称された。)であり、もう一つの通称「法性寺座主」とは異なって出家前の幼少時代から用いられたのである。この点も天皇と共通している。

天皇の場合、幼名・実名・通称のほかに、死後に諡と追号をも奉られたが、親王・王はこれらの名前を得ることはなかった。

以上述べてきたことをまとめると、院政時代の親王・王は、生前に幼名・実名・通称といった種類の名前を持ち、構成や文字・音声の使用や名の使用法などの角度から見れば、これらの名は天皇の同種類の名との間には相違が存しない。ところが、天皇が死後に諡や追称が奉られるのに対し、親王・王は死後に名前を贈られることはない。したがって、院政時代の天皇家においては、天皇とそれ以外の男子との社会的身分の相違は、名の構成や文字・音声の使用や名の使用法などに現れるのではなく、持つ名前の種類にあるのだと看取できよう。

第三節　内親王・女王の名前

次は天皇家の女性名について考えたいが、表6は院政時代の各天皇の皇女の名前をまとめたものであり、この表から院政時代の内親王・女王の名前事情を伺うことができる[②]。

---

① 承安は第80代高倉天皇の年号であり、「承安第三宮」はつまり「高倉天皇の第三皇子」という意味である。

② 院政時代において、内親王の名と女王の名との間にほぼ相違が見られないため、ここでは内親王の名前を例にして、院政時代の内親王・女王の名前の特徴を考えたい。

表6　院政時代の内親王の名前

天皇	皇女名						
後三条	聰子(としこ)内親王	俊子(としこ)内親王 （樋口）	佳子(よしこ)内親王 （富小路）	篤子(あつこ)内親王			
白河	媞子(やすこ)内親王 （郁芳門院）	善子(よしこ)内親王 （六角斎宮）	令子(よしこ)内親王	禛子(さねこ)内親王	佝子(あやこ)内親王 （樋口斎宮）	官子(きみこ)内親王 （清和院）	
堀河	悰子(やすこ)内親王 （大宮斎院）	喜子(よしこ)内親王	懐子(やすこ)内親王				
鳥羽	禧子(よしこ)内親王 （一品宮）	統子(むねこ)内親王 （上西門院）	妍子(よしこ)内親王 （吉田斎宮）	叡子(としこ)内親王	暲子(あきこ)内親王 （八条院）	姝子(よしこ)内親王 （高松院）	頌子(のぶこ)内親王 （五辻斉院）
崇徳	不在						
近衛	不在						
後白河	亮子(すけこ)内親王 （殷富門院）	式子(のりこ)内親王 （高倉宮）	好子(よしこ)内親王	休子(やすこ)内親王	惇子(あつこ)内親王 （堀川宮）	覲子(あきこ)内親王 （宣陽門院）	
二条	僐子(よしこ)内親王						
六条	不在						
高倉	範子(のりこ)内親王 （六角宮・土用宮・坊門院）	功子(いさこ)内親王	潔子(きよこ)内親王				
安徳	不在						
後鳥羽	昇子(のりこ)内親王 （春華門院）	禮子(なりこ)内親王 （嘉陽門院）	粛子(すみこ)内親王 （高辻斎宮）	熙子(ひろこ)内親王 （深草斎宮）			

注：この表の作成にあたって、『本朝皇胤紹運録』（『群書類従』第4輯・系譜部所収）と『女院小伝』（『群書類従』第4輯・系譜部所収）を参照した。

表6の各内親王の名前欄に皆二つの段が設けられているが、上の段に内親王の実名が、下の段に内親王の通称や女院号などが書かれている。まず実名に注目すると、34人全員の名前は「○子(コ)」という二文字三音節の形をとっており、しかも「○」の部分は好字・佳字である場合が多く、それらの好字・佳字が皆訓読されている。院政時代の内親王の実名は、天皇・親王の実名と同様に、内親王宣下や裳着と同時に行われる命名の儀式で儒学者などによって撰進されたが、その際に、文字と音声に対する拘りが並大抵ではなかったようである。「よしこ」と読まれる9人の内親王の実名を例にしてみれば、佳・善・好・僐の四文字に「良い」という意味が、令・妍・姝の三文字に「美しい」という意味が、喜・禧の二文字に「目出度い」という意味が含まれており、「良い」も「美しい」も「目出度い」もプラスの意味を表していることから、この9文字が共に「よし」と訓読されたと考えられる。しかも、9文字の中に3文字が女偏の漢字であるが、単にプラスの意味を持つ漢字ではなく、女性らしさが感じられる好字・佳字が選択されたと伺えよう。

また、前述したように、同時代の天皇家の男性名においても縁起の良い文字が好まれたが、男性名に使われるものに比べ、女性名に使われる好字・佳字には読んだり書いたりすることの難しいものが多い。聰(とし)、媞(やす)、禛(さね)、禧(よし)、叡(とし)、暲(あき)、姝(よし)、惇(あつ)、觀(あき)、僐(よし)といった漢字を正しく読み書きし、その上意味を理解して使用できるようにするためには相当高度な漢文の知識が必要だと思われる。今日においては、平安時代の女性名を音読する(例えば、媞子を「ていし」と読む)ことが一般的に行われているが、角田文衛氏の指摘された通り、この現象は江戸時代末から明治時代の学者が一つの名には幾通りもの訓があって明確に決定できない理由から、「○子」型の女性名を音読するという不都合な慣例を作ったことに由来している①。上掲した理由のほかに、難しい漢字が多用されているため、それらの漢字を正しく訓読することは容易ではなかったという理由も考えられる。このように、院政時代の内親王の実名は、普段あまり使われない好字・佳字が多用されているため、読み書きしにくいという特徴があり、この特徴の根底に流れているのは実名敬避の考え方であろう。つまり、実名の難読・難書は、実名の認知に支障をもたらすと同時に、敬避しやすいというメリットもあり、日常生活ではあまり使用されない文字が用いられることによって、

---

① 角田文衛『日本の女性名』(上). 教育社. 1980. p. 172.

宮廷生活を営む者の日常の読み書きにより自由な空間を与えることになるのである。

さて、ここでは内親王の実名に使われる「子」にスポットを当ててみたい。明治安田生命保険相互会社では、自社の生命保険加入者を対象に、「生まれ年別の名前調査」を実施しており、その調査結果を生まれ年別の名前ベスト10という形で公布している[1]。該社の調査によれば、かつて1921年から1956年までの間女子名のベスト10を独占してきた「〇子」型の名前は、1970年代後半から減少し始め、以後徐々に人気名前ランキングから姿を消していき、今日に至っている。そんな中、天皇家に生まれた女性は依然として「〇子」型の名前が付けられ、今上天皇の娘の「清子」や孫娘の「愛子」、「真子」、「佳子」などがその実例である。第八章の第一節で詳述するが、「〇子」型の名前が大量に天皇家の女性名に登場し始めたのは平安前期であり、以後徐々に天皇家に定着するようになり、表6で明らかになるように、院政時代において、「〇子」型の実名は内親王の間で不動の地位を保有したのである。つまり、「子」が含まれることは天皇家の女性の実名として成立するための「必要条件」であり、儒学者が実名を選進する際に、「子」の前に付く文字とその音声のみを斟酌したのである。例えば、第74代鳥羽天皇の第六皇女(1141～1176)は、久寿元(1154)年八月十八日の内親王宣下に際し、儒学者が奉った「内親王名字勘文」に「寿」の字が記されていたことに従い、「寿子」と命名された。ところが、時の左大臣の藤原頼長(1120～1156)は、中国の春秋時代の衛の宣公(?～700)の子で殺された人に寿がいるとしてこの文字の採用に反対したため、儒学者が新たに勘文を提出し、そこに「姝、擇、好」の三文字が記載されていた。すると、頼長が鳥羽法皇の仰せによって「姝」の字を選んで、同月の二十九日に寿子内親王が「姝子内親王」と改名されたのである[2]。このように、皇女の実名の選定にあたって、「子」の部分は全く触れられなかったにもかかわらず、選定された実名に必ず付いているのである。この場合、「子」は天皇家の女性の標識となっており、「個人の識別」という「一次的な機能」のほかに、「社会

① http://www.meijiyasuda.co.jp/profile/etc/ranking/を参照。

② 『台記』久寿元年八月十八日条・二十三日条・二十九日条を参照。

的分類」と「社会的整合」という「二次的な機能」をも果していると考えられよう。

学研の『古語辞典』では、「コ」という日本語は「人を親しんでいう語」と解釈されており、その用例として、『万葉集』の冒頭の雄略天皇の歌が挙げられている①。歌の中の「菜摘ます児(コ)」という一文の「コ」は春の野で若菜を摘んでいる乙女のことを指しており、この用例から、「コ」は早くて雄略天皇の生きた五世紀後半に、遅くとも『万葉集』の成立した八世紀後半に人を指称する語として使われるようになったと伺えよう。一方、「コ」の漢字表記である「子」は中国伝来のものであるが、中国の人名史においては、「子」が人名の一部分として登場する場合が多く、しかもいずれの場合も身分の標識として機能したのである。

中国においては、「子(シ)」が最初に人名に登場したのは個人名としてではなく、姓としてであった。中国の明末清初の学者・顧炎武(1613～1682)は、秦代以前の古典から22の古姓を見つけ出し、その中に「子」が入っている。彼の考証によれば、子姓は殷の滅亡後、殷王帝辛(紂王)の兄・微子啓(生没年未詳)が宋に封ぜられて以来称したものであるという(『日知録』巻二十三・姓)。『春秋左氏伝』と『史記』には、孟子(もうし)、声子(せいし)、仲子(ちゅうし)、宋華子(そうかし)、小戎子(しょうじゅうし)、宋子(そうし)、蕭桐叔子(しょうどうしゅくし)といった人名が記載されているが、これらの名前の所有者は皆女性である。先秦時代の中国人名の記述は秦代以後と大きく異なり、男性名の場合、記述の方法は多様であり、その中に「氏＋名或いは字」というのがよく用いられる方法の一つである。例えば、『離騒』の作者である戦国時代の楚国の愛国詩人は「屈原」或いは「屈平」という名前で知られているが、屈は氏で、原は字(あざな)で、平は名である(『史記』巻八十四・屈原賈誼列伝第二十四)②。一方、女性の名前は、蔡姫(さいき)、斉姜(せいきょう)、叔姜(しゅくきょう)、伯姫(はくき)という風に記載されているが、この中に、蔡と斉は出身国で、叔と伯は出生の順位で、姫と姜は姓である。つまり、先秦時

① 『万葉集』冒頭の歌の全文は次のようになっている。「籠もよ み籠持ち ふくしもよ みぶくし持ち この岡に 菜摘ます児 家告らな 名告らさね そらみつ 大和の国は おしなべて 我こそ居れ しきなべて 我こそいませ 我こそば 告らめ 家をも名をも」(佐竹昭広・他校注『万葉集』(一). 新日本古典文学大系 1. 岩波書店. 1999. pp. 13～14.)

② 屈原の姓は芈(び)であり、芈姓は五帝の一人とされる高陽帝・顓頊を祖としており、このことは.離騒.の冒頭部分にもうたわれている(『離騒』の冒頭に「帝高陽之苗裔兮」とある)。なお、中国の氏と姓との区別については、第八章第一節で詳述するので、それを参照されたい。

代において、「出身国名或いは出生順位名＋姓」という形をもって女性を記述したのであり、したがって、上掲した子の含まれる女性名の中の子の部分は皆姓だと考えられよう。

このように、「子」は殷から分かれ出た氏族が名乗る姓であり、秦代以前は主に王族の後裔であった女性たちが称したものであった。この場合、「子」は一種の身分標識としての役割を果たしているが、同様な役割を果たす「子」はほかにも見られる。春秋戦国時代に、独自の思想をかまえて専門の学説を樹立した学士が数多く現れ、彼らのことを総称して「諸子百家」と言う。諸子という言い方は、孔丘（前 551～前 479。字は仲尼）は「孔子」と、孟軻（前 372 頃～前 289 頃。字は子輿）は「孟子」と、荘周（生没年未詳。字は子休）は「荘子」と、孫武（生没年未詳）は「孫子」と称されたことに由来するが、この中の子は一種の美称・尊称だと考えられる。『論語』の為政篇に、「或謂孔子曰、子奚不為政。子曰、書云、孝乎惟孝。友于兄弟、施於有政。是亦為政。奚其為為政。」とあり、「子奚不為政」という部分を現代日本語に訳すと、「なぜあなたは朝廷に立って政をなさらないのですか」[1]となる。また、『春秋左氏伝』の僖公三十年に、鄭の文公・捷（？～前 628）は大夫の燭之武に対して、「吾不能早用子、今急而求子、是寡人之過也。」と語ったことが記されており、この中の「子」も「あなた」という意味である。つまり、これらの場合の「子」は相手の名前の直称を避けるための人称代名詞として使われ、一種の尊称とも思われる。一方、諸子百家の子もまた同様な用法であり、個人名の直称を避け、「氏＋子」という形を取っているのである。さらに、諸子以外の子の使用例を見ると、『春秋』の宣公十年に「秋、天王使王季子来聘」という部分があり、王季子について、『春秋穀梁伝』の作者は「其曰王季、王子也。其曰子、尊之也。」と、『春秋公羊伝』の作者は「王季子者何、天子之大夫也。其称王季子者何、貴也。其貴奈何、母弟也。」と解釈している。両者とも「子」を一種の尊称として見立てたのである。このように、諸子の子はある分野で一家を成すほどの業績を残した者に与えた称号で、それ以外の子も身分の高い者の名に付けられる美称・尊称であり、やはり一種の身分標識であったと言えよう。ところで、この美称・尊称としての子は何も男性名特有のものではなく、先秦時代の女性名にも見られた。一例を挙げると、春秋時代の杞桓公・姑容の夫人は「子叔姫（ししゅくき）」と記されているが

① 吉田賢抗『論語』新訳漢文大系第 1 巻．明治書院．1991．p．57．

(『春秋』文公十二年)、『春秋穀梁伝』の作者は「其曰子叔姫、貴也。公之母姉妹也。」と、『春秋公羊伝』の作者は「其称子何、貴也。其貴奈何、母弟也。」と解釈している。これらの解釈は前掲した王季子についての解釈と「瓜二つ」ではなかろうか。以上見てきたように、先秦時代において、美称・尊称としての子は男女に関わらず、人名の一部として機能したのである。

一方、中国では、子は姓でも美称・尊称でもなく、個人名の一部としても機能した。つまり、個人名の一種である字の中に、子が大量に使用されたのである。姓や美称・尊称としての子の使い方は主に先秦時代に見られるのに対して、字の中の子は、秦代以前はもちろん、秦代以後もなお中国人に愛用されてきた。例を挙げると、春秋時代の思想家・孔子の弟子の卜商(前507～前420頃)の字は子夏であり、もう一人の弟子の言偃(前506～?)の字は子游である。ほかに、漢創業の三傑の一人と讃えられる前漢の功臣・張良(?～前168)の字は子房であり、唐代の歴史家で『史通』の作者である劉知幾(661～721)の字は子玄であるなど、「子○」というのを字とした者が極めて多い。ここで注目すべきところは、夏、游、房、玄などはいずれも独立した意味を表す言葉であり、よって、字の中のもう一方の子も独立した存在と見なすべきであろう。中国の姓名研究の歴史は戦国時代までに遡ることができるが、管見の限り、これまでの研究成果の中に、字の中の子の意味について言及したものがほとんどない。換言すれば、これまでの研究では、この子を字にあるべき当たり前の存在として見なしてきたのである。このことは字の性格に深く関わっていると考えられる。第二章の第二節で述べたように、字は成人と共に付与される名前であり、その命定の意図は徳を表すことにある。それ故、名に比べて、字にはより多くの美字・佳字が使われ、それらの美字・佳字からなる字は成人した者に与えられた一種の身分標識であったとも考えられる。そんな中、孔子、孟子の子と同様に、字の中の子にも尊敬・賛美の意味が含まれていると見なされ①、字について考える場合、子の意味を改めて解釈する必要がないと思われてきたのであろう。先秦時代の字における子の性質についてなお検討の余地があると思われるが、少なくとも秦

---

① 先秦時代の字における子について言及した論考として、李学勤の「先秦人名的幾個問題」(『古文献叢論』上海遠東出版社. 1996)が挙げられるが、李氏は深入りをせずに、ただ美称であるという一言で締め括っている(p. 130)。

代以後になると、この子は字の一部として機能したことは間違いないのであろう。というのは、もし子を美称・尊称と見なすならば、子ともう一方の文字を分けて使用すること(例えば、孔子を子というように)も可能のはずであるが、管見の限り、史料にはそのような用例はないのである。とは言え、このような字(あざな)に含まれる尊敬・賛美の意図を否定することはできないのであろう。

これまで見てきた中国人名における「子」という漢字の使用をまとめてみると、使われる場所が異なるものの、いずれも身分の標識として機能し、根本的な使い方は同じであったと言えよう。一方、第九章の第二節で詳述するが、日本において、子は最初に身分の高い男性の名前に登場したのであり、やはり一種の身分標識としての役割を果たしたのである。形からすれば、中国の諸子百家の子(シ)に最も似ているが、名前の性質をも配慮すれば、字の中の子の使い方と異曲同工の妙を得ているのであろう。つまり、日本人は中国伝来の「子」という漢字と日本固有の「コ」という言葉とを結びつけ、漢魂和材の「○子(コ)」型の名前を作り出したが、その際に、単に「子」という漢字を導入したのではなく、「子」を身分の標識と見なすという中国人の考え方をも導入したと考えられる。院政時代の天皇家に見られる「○子(コ)」型の女性名はその表れの一つである。

天皇家の男子名に比べ、内親王・女王の実名のもう一つの特徴は祖名の継承がほとんど見られないことである。ほとんどというのは、第 80 代高倉天皇(実名は「憲仁(のりひと)」)の皇女の範子(のりこ)内親王(1179～1210)は外祖父・藤原成範(しげのり)(1135～1187)の「範」の字を継承したが、範の訓みは高倉天皇の「憲(のり)」と同じであるところから、父の名の継承にもなる、というような事例も見られるからである。ただし、同様な継承例はほかに確認できず、明確の意識の下で行われたかどうかは判断しかねないため、天皇家の男子の祖名継承とは異質なものだと考えられよう。

実名のほかに、院政時代の内親王・女王は幼名、通称、院号といった種類の名前をも持っていたが、親王・王と同様に、一部の通称が幼名としての機能も果たしたため、改めて幼名が付けられなかった場合も多い。例えば、第 74 代鳥羽天皇の第六皇女(1141～1176)は、十四歳の時に内親王宣下と共に「寿子」の実名が付けられたが、後に「寿」の字が縁起が悪いとして「姝子」と改名されたと前述したが、この姝子内親王は内親王宣下を受ける前に「乙姫宮」と呼ばれてきた(『台記』久寿元年八月十八日

条)。この場合、「乙姫宮」は彼女の出生順位に因んだ通称であり、出生と共に命定された幼名ではないにも関わらず、幼名として使用されたのである。また、姝子内親王の異母姉の叡子内親王(1135〜1148)は幼少時に「院若宮」と呼ばれ(『中右記』保延二年三月廿七日条)、「院若宮」も幼名の機能をも果たした通称である。こうした幼少時代から用いられ続けた通称がある一方、持ち主の官職に因んだ通称もある(表6を参照)。例を挙げると、第72代白河天皇の第六皇女・恂子内親王(1093〜1132)は「樋口斎宮」とも称されたが、この通称は彼女が天仁元(1108)年十月に伊勢斎宮に卜定されて天永元(1110)年九月に伊勢に赴いてから、保安四(1123)年正月に斎宮を退下するまで十三年間も斎宮を勤めたという経歴に由来している。また、第74代鳥羽天皇の第七皇女・頌子内親王(1145〜1208)は「五辻斎院」とも称された(『吉記』養和二年六月二十七日条など)が、この通称は彼女が承安元(1171)年六月に賀茂齋院になって同年八月に病気によって齋院を退下したという経歴に因んだものである。

表6が示している通り、院政時代の内親王の中に女院号を持つ者が少なくないが、女院号とは、天皇の生母・準母・三后・女御その他の後宮・内親王といった上皇に準じた待遇を受ける者に贈られる称号のことである。表6に挙げた34人の中に、女院号を持っているのは9人であり、この9人の中に、郁芳門院(媞子)・上西門院(統子)・高松院(姝子)・殷富門院(亮子)・坊門院(範子)・春華門院(昇子)の6人は皇后の身分で、八条院(暲子)・宣陽門院(覲子)・嘉陽門院(禮子)の3人は准三宮の身分で、女院号を宣下されたのである。女院号の宣下は、正暦二(991)年九月十六日に第66代一条天皇の生母皇太后・藤原詮子(961〜1001)が出家と共に「東三条院」の院号を宣下されたのを初例とするが、初めは后妃の中でも特に国母となった者が対象であった。ところが、承保元(1074)年六月十六日に第70代後冷泉天皇の中宮・章子内親王(1026〜1105)が「二条院」の院号を宣下されて以来、所生がいなくても尊貴な出自をもって院号を得ることができた①。また、院政時代に入ると、皇女

---

① 『隆方朝臣記』の延久六(1074)年六月十六日条に「先例なしと雖も、左府の女御を以って中宮職に転ぜらるべし、仍って件の宣旨を下さるるなり」とあるように、第70代後冷泉天皇の中宮で当時太皇太后の位にあった章子内親王が院号を宣下されたのは、同月二十日に立后が予定されていた第72代白河天皇の女御・藤原賢子(藤原師実の養女)のために、后位に空席を設けるからである。これについて、橋本義彦氏は、「そこには女院を後宮におけるもう一つの尊貴な地位としてみる意識が前面に出ており、以後この観念に基づいて宣下された女院が数多く生まれた。」と述べられている(「女院の意義と沿革」(『平安貴族』平凡社. 1996. p. 165)。

を尊称の皇后に立てる制度が確立するようになり、院号宣下の対象も尊称皇后にまで拡大された。上掲した皇后の身分をもって女院号を宣下された6人の中に、郁芳門院・上西門院・殷富門院・坊門院・春華門院の5人が尊称皇后である。さらに、応保元(1161)年十二月十六日に第74代鳥羽天皇の第五皇女・暲子内親王(1137～1211)が「八条院」の院号を宣下されてから、皇女が所領相続の前奏として院号を与えられることが増え始めた。このように、院政時代においては、女院号を与えることはつまり上皇に準じる待遇を与えたり、所領相続の権利を与えたりすることであり、その場合、女院号は一種の身分標識として、「個人の識別」という「一次的な機能」のほかに、「社会的分類」という「二次的な機能」をも果たしていると言えよう。第77代後白河天皇の第六皇女・覲子内親王(1181～1252)を例にして見てみよう。養和元(1181)年十月五日に生まれた彼女は、文治三(1187)年八月三日に著袴し、文治五(1189)年十二月五日に内親王宣下を受け、同日准三宮となり、建久二(1191)年六月二十六日に十一歳にして「宣陽門院」の女院号を宣下された。そして、建久三(1192)年、後白河法皇は死の直前に、六条殿やその内に建立した長講堂の所領七十五ヵ所を宣陽門院に譲与した。つまり、「宣陽門院」という女院号の宣下により、覲子内親王は後白河天皇の所領を相続する資格のある者の部類に分類され、女院号はその標識となったのである。

また、ここで女院号の由来に注目したいが、媞子内親王の「郁芳門院」が彼女の伝領した邸宅・大炊殿が大内裏の郁芳門に通じる大炊御門大路に面していたことに由来するように、院政時代初期までの女院号には、所有者の殿邸・御領所などの名前が用いられたのである。ところが、天治元(1124)年十一月二十四日に宣下された藤原璋子(1101～1145。鳥羽天皇の皇后)の「待賢門院」を初例として、女院号は所有者の殿邸・御領所などに関係なく宣下されるようになった。上掲した9人の女院号を分類すると、八条院・高松院・坊門院の3人は殿邸名を、郁芳門院・上西門院・殷富門院の3人は宮城門号を、宣陽門院・春華門院・嘉陽門院の3人は内裏門号を用いたのである。この9例からも伺えるように、殿邸名に比べて門号がより多く女院号に登場し①、しかも、先に宮城の門号が用いられ、その次に内裏の門号が用

---

① 第66代一条天皇の母后の「東三条院」から第121代孝明天皇の生母の「新待賢門院」まで、計107人に女院号が奉られた(「女院の意義と沿革」(『平安貴族』平凡社. 1996. pp. 144～171))が、その中に門号に因む院号は86例であり、全体の8割以上も占めている。

いられたのである[①]。一方、白河院、鳥羽院などのように、殿邸名に由来する院号は院政時代の天皇家の男性にもよく見られるが、宮城門号や内裏門号に因んだものはなく、したがって、門号の多用(しかも使用される門号は必ずしも所有者にとって縁のものだとは限らない)はこの時代の女院号の様式上の特徴だと言えよう。

以上見てきたように、院政時代の内親王・女王は幼名・実名・通称・女院号といった種類の名前を持っていたが、基本的に実名と女院号は公的な場に、幼名と通称は私的な場に使われたのである。実例を見ると、鎌倉末期の貴族が現存の諸日記をもとにして編纂した編年体通史・『百錬抄』の治承五(1181)年二月十七日条に、

「今日。行幸頼盛卿八条室町亭。件所。元是顕隆卿家。顕能相伝之。平治比為美福門院御所。二条院御在位之間。暫為皇居。而頼盛卿申請八条院[暲子]所新造也。」[②]

とある。第 81 代安徳天皇(1178～1185)が八条室町にある平頼盛(1132～1186)の家に行幸することの記録であるが、この記事から、八条室町亭が平頼盛第となるまでの経緯を伺うことができる。すなわち、平頼盛第のあるところはもともと藤原顕隆(1072～1129)が領有してその子・顕能に継承されたが、平治年間(1159～1160)に第 74 代鳥羽天皇の皇后・美福門院藤原得子(1117～1160)の御所となり、美福門院の養子・第 78 代二条天皇(1143～1165)の在位中に一時的な皇居ともなった。そして、鳥羽天皇の崩御後、美福門院から所生の皇女・八条院暲子内親王(1137～1211)に譲られ、さらに、八条院の乳母の娘・宰相局を妻とした関係から八条院と極めて近い関係にあった平頼盛の所領となり、頼盛が八条院の許可を得てから新しく造ったのである。上の記事に登場した六人の歴史人物の中に、天皇家の者が三人おり、ほかの三人が実名で記述されているのに対し、天皇家の者は皆院号で記述されている。しかも、「八条院[暲子]」のように、女院号の後に実名が付記される場合も多く、このような記述法は『百錬抄』のような公向けの記録では一般的に用いられている。ところが、当時の内親王・女王が公的な場に出る機会が比較的に少なかったことから、また、女子の実名の敬避が厳格に行われたことからも、実生活において個人の識別の機能を果たしたのは幼名・通称だと考えられる。

---

① さらに、鎌倉後期になると、八省院の門号、そして豊楽院の門号も女院号に使用されるようになった。

② 黒板勝美・国史大系編修会編『日本紀略(後篇)・百錬抄』国史大系 11. 吉川弘文館. 1965. p. 106.

第四節　天皇のキサキの名前

名前の考察に入る前に、キサキの概念を明らかにする必要があるが、本書で言うキサキとは、天皇の配偶者のことであり、皇后・中宮などの正妻のほかに、女御・更衣などの次妻も含まれる。むろん、考察する時代によっては、天皇の配偶者の称呼も変わってくるが、個別に名前を考察する際は所有者の実際の称呼に従うとし、彼女らを総称する場合は、キサキという言葉を用いるようにしている。なお、天皇のキサキの中に、天皇家出身の者もいるが、彼女らの名前の考察はすでに内親王・女王の部分で行ったため、ここでは主に非天皇家出身のキサキの名前について考えたい。表7は院政時代のキサキの個人名を挙げたものであり、この表を通して院政時代のキサキの名前の特徴を見てみよう。

表7　院政時代のキサキの名前

天皇	キサキの実名	実名以外の名前	父名及び官職	母名	キサキの位
後三条	馨子内親王		後一条天皇	藤原威子	皇后
	源基子	梅壷女御（通称）	源基平（参議侍従）	藤原良頼の女	女御
	藤原茂子	滋井女御（通称）	藤原公成（中納言）（権大納言・藤原能信養女）	藤原定佐の女	女御
	藤原昭子	承香殿女御（通称）堀河女御（通称）	藤原頼宗（右大臣）		女御
	平親子		平経国（美濃守）		侍従内侍
	藤原行子		藤原実経		典侍

天皇	キサキの実名	実名以外の名前	父名及び官職	母名	キサキの位
白河	藤原賢子（かたこ）		源顕房（右大臣） （関白・藤原師実養女）	源隆子	中宮
	藤原長子（ながこ）		藤原能長（内大臣）		
	源頼子（よりこ）		源頼綱（三河守）		典侍
	藤原道子（みちこ）	承香殿女御（通称）	藤原能長（内大臣）	源済政の女	女御
	源師子（もろこ）		源顕房（右大臣）	式部の命婦	官人
	藤原経子（つねこ）		藤原経平（大宰大弐）		典侍
		祇園女御（通称） 白河殿（通称）			
堀河	篤子（あつこ）内親王		後三条天皇	藤原茂子	皇后
	藤原苡子（しげこ）		藤原実季（大納言）	藤原睦子	女御
	藤原宗子（むねこ）		藤原隆宗（近江守）		典侍
	源仁子（ひとこ）		康資王（神祇伯）		典侍
鳥羽	藤原璋子（たまこ）	待賢門院（院号） 仁和寺女院（通称）	藤原公実（権大納言） （白河天皇猶子）	藤原光子	皇后
	藤原泰子（やすこ）	院女御（通称） 宇治の后（通称） 高陽院（院号）	藤原忠実（関白）	源師子	皇后
	藤原得子（なりこ）	美福門院（院号）	藤原長実（権中納言）	源方子	皇后
	紀家子（いえこ）	美濃局（女房名）	紀光清（石清水別当）		更衣
		三条殿（通称）	藤原家政（参議）		更衣
		春日局（女房名）	藤原実能（左大臣）		官人
		藤壺女御（通称）	橘俊綱（修理大夫）		
		土佐局（女房名）	源光保		

天皇	キサキの実名	実名以外の名前	父名及び官職	母名	キサキの位
崇徳	藤原聖子（きよこ）	関白殿女御（通称） 皇嘉門院（院号）	藤原宗通（関白）	藤原宗子	皇后
近衛	藤原多子（まさるこ）	二代の后（通称）	徳大寺公能（右大臣） （左大臣・藤原頼長養女）	藤原豪子	皇后
	藤原呈子（しめこ）	九条院（院号）	藤原伊通（太政大臣） （関白・藤原忠通養女）	藤原玄子	皇后
後白河	藤原忻子（よしこ）		徳大寺公能（右大臣）	藤原豪子	皇后
	源懿子（よしこ）		藤原経実（大納言） （左大臣・源有仁猶子）	藤原公子	女御
	平滋子（しげこ）	建春門院（院号）	平時信（兵部少輔）	藤原祐子	女御
	藤原成子（しげこ）	播磨局（女房名） 高倉三位（通称）	藤原季成（権大納言）	藤原顕頼の女	典侍
	藤原琮子（たまこ）	梅壷女御（通称）	三条公教（内大臣）	藤原清隆の女	女御
	高階栄子（よしこ）	丹後局（女房名） 浄土寺の二位（通称）	澄雲（法印）	平政子	掌侍
		三条局（女房名）	源仁操（権大僧都）		宮人
二条	姝子内親王（よしこ）	高松院（院号）	鳥羽天皇	藤原得子	皇后
	藤原多子（まさるこ）	二代の后（通称）	徳大寺公能（右大臣） （左大臣・藤原頼長養女）	藤原豪子	皇后
	藤原育子（むねこ）		藤原実能（左大臣） （関白・藤原忠通養女）	源俊子	中宮
六条	不在				
高倉	平徳子（のりこ）	院姫君（通称兼幼名） 建礼門院（院号）	平清盛（太政大臣） （後白河天皇猶子）	平時子	中宮
	藤原通子（みちこ）		近衛基実（摂政）	藤原顕輔の女	准后
	藤原殖子（たねこ）	兵衛督局（女房名） 七条院（院号）	坊門信隆（修理大夫）	藤原休子	元典侍
	平範子（のりこ）	少将内侍（女房名）	平義範（宮内少輔）		掌侍
	藤原豊子		藤原頼定（参議）		典侍
		小督局（女房名）	藤原成範（権中納言）		
	藤原公子	帥局（女房名）	藤原公重（左少将）		乳人

天皇	キサキの実名	実名以外の名前	父名及び官職	母名	キサキの位
安徳	不在				
後鳥羽	藤原任子	宜秋門院(院号)	九条兼実(関白)	藤原兼子	皇后
	源在子(ありこ)	宰相君(女房名) 承明門院(院号)	能円 (内大臣・源通親養女)	藤原範子	女御
	高階重子	二条君(通称) 修明門院(院号)	高倉範季(木工頭)	平教子	女御
		少納言典侍(女房名)			典侍
		坊門局(女房名) 西御方(通称)	坊門信清(内大臣)		
		伊賀局(女房名)			
		丹波局(女房名) 右衛門督(女房名)			
		姫法師(通称)			

注:この表の作成にあたって、『本朝皇胤紹運録』(『群書類従』第4輯・系譜部所収)、『女院小伝』(『群書類従』第4輯・系譜部所収)、関係する史料の記述及び角田文衛の『日本の女性名』(上)(教育社,1980)を参考にした。なお、この表は名前を考察するために作成したものであるため、名前未詳の者を省略した。

まず名前の種類を見ると、院政時代のキサキは幼名、実名、通称、女房名、女院号といった種類の名前を所有しており、その中に、幼名と女院号に関しては、様式も使用法も内親王・女王のそれとほぼ同じである。つまり、天皇のキサキとなる女性は皇族・貴族の出身である場合が多く、外部との接触が少ない深閨での生活を送る限りでは、大姫君・乙姫君(内親王・親王の場合は大姫宮、乙姫宮となる)といった通称だけで個人の識別ができたのである。そうした通称は幼少時代から用いられ、幼名としての機能も果たしたため、改めて幼名が付けられることが少なかった。一例を挙げると、平清盛(1118〜1181)の次女・徳子(1155〜1213)は、後白河法皇の猶子となってから、周りに「院姫君」と呼ばれるようになった①が、この通称は、彼女が承安元(1171)年十二月十四日の入内に伴って「徳子」と命名されるまで使用されたと

① 『玉葉』承安元年十二月二日条・同十四日条を参照。

いう[1]。このように、院政時代のキサキは幼少時代に通称風の幼名で呼ばれたのであり、この点は内親王・女王と共通している。

また、女院号について見れば、表6にも挙げられた姝子内親王(1141～1176)の「高松院」を含め、表7には計11の女院号が掲載されているが、内親王の女院号との間には相違が見られない。「高松院」以外の10例を分類すると、第74代鳥羽天皇の皇后・藤原璋子(1101～1165)の「待賢門院」、同じく鳥羽天皇の皇后・藤原得子(1117～1160)の「美福門院」、第75代崇徳天皇の皇后・藤原聖子(1121～1181)の「皇嘉門院」の3例は宮城門号を、鳥羽天皇の皇后・藤原泰子(1095～1155)の「高陽院」と第76代近衛天皇の皇后・藤原呈子(1131～1176)の「九条院」の2例は殿邸名を、第77代後白河天皇の女御・平滋子(1142～1176)の「建春門院」、第80代高倉天皇の皇后・平徳子(1155～1213)の「建礼門院」、第82代後鳥羽天皇の皇后・藤原任子(1173～1238)の「宜秋門院」、後鳥羽天皇の後宮・源在子(1171～1257)の「承明門院」、同じく後鳥羽天皇の後宮・藤原重子(1182～1264)の「修明門院」の5例は内裏門号を用いたのであり、門号に因んだものが圧倒的に多いことが伺える。しかも、内親王の院号と同様に、先に宮城門号が使用され、次に内裏門号が使用されたのである。

ところで、院政時代の宮城門号に因んだ女院号を宣下の時間順に並べると、「郁芳門院→待賢門院→美福門院→皇嘉門院→上西門院→殷福門院」となるが、門号の使用には一定の規則があると看取できる。図6は平安京の大内裏を囲む十四の宮城門の配置を示したものであり、この図から、宮城門は南北に各三門、東西に各四門あることが分かる。院政時代の女院号の第一号は媞子内親王の「郁芳門院」であるが、媞子内親王の前に、計四人の女性が女院号を奉られ、その中の二人が宮城門に因んだ院号を持っており、すなわち第66代一条天皇の中宮・藤原彰子(988～1074)の「上東門院」と第69代後朱雀天皇の皇后・禎子内親王(1013～1094)の「陽明門院」である。「上東門院」は藤原彰子が父・道長から譲与されて居所としていた上東門邸に由来し、「陽明門院」は禎子内親王の御領所の枇杷殿が陽明門大路に当たることに由来しているように、前期の女院号と宮城門号との間に因果関係があったが、前述した通り、藤原璋子の「待賢門院」以来、女院号は所有者の殿邸・御領所などに関係なく宣下されるようになった。すなわち、「郁芳門院」以後、宮城門号は東側最北の

---

① 『兵範記』承安元年十二月二日条を参照。

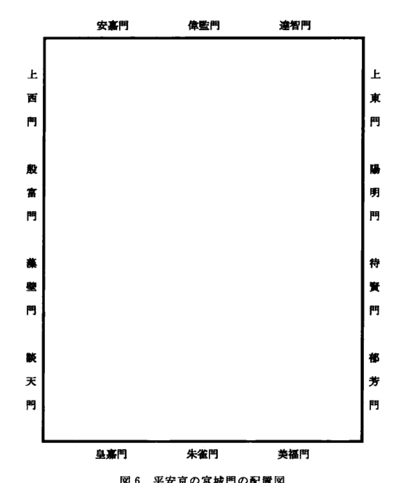


図 6　平安京の宮城門の配置図

門・上東門を起点として時計回りに使用され、南側最西の門・皇嘉門に至ると、西側最北の門・上西門に回り、そこから逆時計回りに使用されたのである。藤原璋子の「待賢門院」を例にして見てみよう。『記録部類』院号の部二所収の『朝隆卿記』、『中右記』、『師遠記』などの記述によれば、院号宣下当時三条殿を御在所とした藤原璋子は二条殿をも領有していたが、三条と二条はすでに天皇の追号と女院号に用いられたため、南三条院或いは美福門院(二条大路に面する宮城の南門の号による)などの候補が挙げられた。ところが、結局上東門院・陽明門院の佳例を追って、宮城東北第三の門・待賢門を院号とする意見が議定されたという。このように、縁のある美福門ではなく、待賢門が選ばれたのは、待賢門の位置が「上東門を起点として時

計回りに使用する」という宮城門号使用の法則に合っているからである。

なお、宣下時の身分の相違がこうした門号の順次使用に影響を与えることはなく、例えば、久安五(1149)年八月三日に藤原得子が鳥羽天皇の皇后の身分を以って「美福門院」の院号を奉られたのに続き、久安六(1150)年二月二十七日に藤原聖子が皇太后(近衛天皇の准母)の身分を以って「皇嘉門院」の院号を奉られ、さらに、平治元(1159)年二月十三日に鳥羽天皇の第二皇女・統子内親王が非妻后の尊称皇后の身分を以って「上西門院」の院号を奉られたのである。このことは、院政時代の女院号が社会的分類の機能の上に、社会的整合の機能をも働いていると物語っている。つまり、藤原得子、藤原聖子、統子内親王の三人にとっては、女院号が付与されることはつまり皇后・皇太后・尊称皇后というこれまでの身分から女院という新しい身分に切り替えられることであり、この切り替えによって三人が新しい「社会集団」に分類されたのである。『本朝世紀』久安五年八月三日条によれば、藤原得子の院号定に際し、「建春門院」も候補に挙げられたが、内裏の門である故に憚れたという。この記述は内裏門号よりも宮城門号が先に女院号に使用されたことの原因を釈明したばかりでなく、女院の性格をも提示しており、後宮におけるもう一つの尊貴な地位を有する[1]者である女院は、主に内裏を生活の空間とする後宮の他の尊貴な地位を有する者との相違を強調したのである。このように、三人の新しい所属は女院号という新しい個人名によって表されているが、女院号の様式と使用には相違が見られないことから、三人のこれまでの身分・地位上の格差が新しい「社会集団」に持ち込まれていないと考えられる。その上、順次に宮城門に因んだ院号が奉られたことのように、異なった経歴を持つ女院たちが新しい「社会集団」の中で同様な利益と権力を分配されて次第に整合されるようになったのである。

幼名と女院号において、天皇のキサキと内親王・女王との間に相違が存しないのに対し、天皇のキサキの実名と通称には内親王・女王には見られない特徴がある。

まず実名について見ると、表7に掲載された通り、キサキの実名は皆「○子(コ)」という二文字三音節からなっており、しかも賢、璋、聖、忻、懿、栄などのように、子の前に付けられる文字が美字・佳字である場合が多く、それらの美字・佳字が皆訓読されている。これは、天皇のキサキは内親王・女王と同様に、儒学者より勘文を徴して

① 橋本義彦「女院の意義と沿革」(『平安貴族』平凡社. 1996. p. 165)。

命名されたことに由来している。一例を挙げると、久安四(1148)年八月、左大臣・藤原頼長(1120～1156)は養女の入内を前にして式部権少輔・藤原成佐にその名の選定を委嘱したが、成佐が八月七日に提出した「女子名字勘文」には「荃、多、頌」の三字が出典と共に列記されていた。頼長は「多」の後ろに書かれた「后妃、子孫衆多」(『子夏詩序』)と「重夕為多」(『説文解字』)の文句が大変気に入ったため、養女に「多子(まさるこ)」と命名したのである[①]。この命名にあたって、「子(こ)」は全く検討されなかったにもかかわらず、当たり前のように選定された文字の後ろに付けられたのであり、このことから、天皇のキサキの実名において、「子」は身分の標識として用いられ、「個人の識別」という「一次的な機能」のほかに、「社会的分類」と「社会的整合」という「二次的な機能」をも果していると伺えよう。

一方、内親王・女王の実名においても、「子(こ)」は身分の標識として用いられ、天皇家に所属することを表していると前述したが、天皇のキサキの実名においては、「子(こ)」以外の部分が所属を表すこともある。つまり、内親王・女王とは異なり、院政時代の天皇のキサキの間では、父祖の実名の文字の継承が一般的に行われたのである。表7には計40人の実名が掲載されているが、その中に実父或いは養父の実名が分かる者が39人である。この39人のうちに、源基子・藤原長子・源頼子・藤原経子・藤原宗子・藤原成子・平範子・藤原公子の8人が父の実名の文字を、源師子・源仁子・藤原通子の3人が祖父(師子の祖父は源師房であり、仁子の祖父は清仁親王であり、通子の祖父は藤原忠通である。)の実名の文字を、藤原道子の1人が曽祖父(道子の曽祖父は藤原道長である。)の実名の文字を継承したのであり、父祖名を継承した者は三割以上をも占めている。これらの祖名継承を天皇家の男性の祖名継承とを比較してみれば、以下の特徴があると思われる。

①藤原道子のような曽祖父の実名を継承する例も見られるが、そうした例は普遍性を持たず、天皇のキサキの祖名継承の対象は基本的に父と祖父の実名に限られており、しかも、その継承は一回限りのものであり、キサキが父・祖から継承した文字を子孫に伝えることはなかった。

②父・祖父の実名に通字が含まれる場合、キサキが通字の文字を継承するのが一

---

① 『台記別記』久安四年八月一日条、同七日・八日条を参照。

般的である。例えば、第72代白河天皇の典侍・源頼子は三河守・源頼綱(1025～1097)の娘であり、頼綱から清和源氏に代々伝わる通字「頼」を継承したのである(図7を参照)。第80代高倉天皇の後宮・藤原通子は祖父の関白・藤原忠通(1097～1164)から「通」の字を継承したが、「通」は「実」と交替に摂関家に伝わる通字であり、忠通と通子の代において、通の通字が使われたのである(図8を参照)。

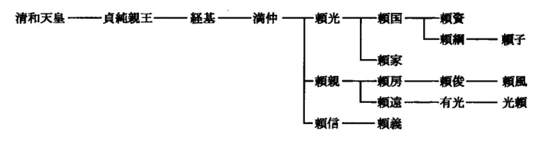


図7　源頼子の祖名継承

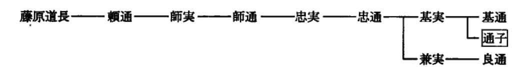


図8　藤原通子の祖名継承

③父祖の名を継承した者の出身に注目すれば、関白・藤原忠通の孫娘の「通子」と右大臣・源師房(1008～1077)の孫娘の「師子」を除き、他の11人の出身がそれほど高くないことが分かる。これに対し、好字・佳字が付けられる者の中に、出身の高い者が多い(表7を参照)。第73代堀河天皇のキサキの藤原苡子(1076～1103)と藤原宗子(1089～1155)を例にして見ると、名に美字が含まれる苡子の父・藤原実季は閑院流藤原氏の出身で大納言の官職につき、父祖の名を継承した藤原宗子の父・藤原隆宗は近江守の官職を持ち、両者の差が一目瞭然である。

以上見てきたように、院政時代のキサキの祖名継承は、先祖代々との繋がりを重視する天皇家の男性の祖名継承とは異なり、連続性のない一代限りのものであり、その主眼は父ないし祖父との一体性、言い換えると、父祖に対する帰属を表明することにあると考えられる。つまり、父祖に対する帰属を表明することによって、女性の宮廷社会進出がよりスムーズになり、それ故、出身の低い者ほど祖名の継承(し

かも特に通字の継承)に拘ったのであろう。

次は院政時代のキサキの通称について考えたい。内親王・女王がその出生の順位に因んで「大姫宮」、「乙姫宮」、「女一宮」、「女二宮」などと呼ばれるのに対し、非天皇家出身のキサキは幼少時代から「大姫君」、「乙姫君」、「大君」、「中君」、「三君」などと称されることが多いと前述したが、こうした幼名の機能をも果した通称のほかに、下掲した類型の通称もある。

①「御在所名＋後宮における位」

実例:梅壺女御(源基子)・滋井女御(藤原茂子)・承香殿女御(藤原昭子)・堀河女御(藤原昭子)・承香殿女御(藤原道子)・祇園女御(実名未詳)・仁和寺女院(藤原璋子)・宇治の后(藤原泰子)・藤壺女御(実名未詳)・梅壺女御(藤原琮子)

この類型の中に、「○○女御」が一段と目立っているが、こうした通称は院政時代において、女御に独立した殿舎を賜ることが一般的に行われ、その殿舎名に因んで女御を呼ぶのが慣習化されたことの産物だと考えられる。例えば、第71代後三条天皇の女御・源基子(1049～1134)は、延久三(1071)年三月に女御となってから凝華舎[①]に住むようになったため、「梅壺女御」という通称を得たが、第77代後白河天皇の女御・藤原琮子(？～1231)も保元二(1157)年に女御になった後に凝華舎に住んでいたため、同じ通称で称されたのである。一方、第72代白河天皇の寵姫は「祇園女御」の通称で知られているが、この通称は彼女が祇園の南東角に堂を構えたことに由来し、彼女が正式に女御に任じられた事実は確認できない。このように、院政時代において、実際の位によらずに、後宮の位名をもって天皇のキサキを称することもある。

②「御在所名＋敬称接尾語」

実例:白河殿(実名未詳)・三条殿(実名未詳)・二条君(藤原重子)

③「御在所名＋位階名」

実例:高倉三位(藤原成子)・浄土寺の二位(高階栄子)

後白河法皇の寵妃・高階栄子(？～1216)は、初めは法皇の近臣・平業房(？～1179)に嫁したが、治承三(1179)年に平清盛のクーデターによって業房が伊豆に配流されると、鳥羽殿に幽閉中の法皇に仕えるようになった。栄子が「浄土寺の二位」

① 凝華舎:内裏五舎の一つ。紫宸殿の西北、襲芳舎の南にある女官の部屋。前庭に紅梅(東側)、白梅(西側)、及び山吹、萩を植える。梅壺ともいう。

と称されるようになったのは、後白河法皇の皇女・覲子内親王（宣陽門院）の生母として従二位に叙せられた建久二(1191)年六月二十六日(『玉葉』)以後であり、彼女が東山の浄土寺に居住したことに由来している。

④「父の官職名＋後宮における位」

実例：関白殿女御（藤原聖子）

第75代崇徳天皇の皇后・藤原聖子(1121～1181)は、法性寺関白・藤原忠通(1097～1164。大治四(1129)年に関白に就任。)の娘であり、大治四(1129)年に女御として入内して以来、後宮では「関白殿女御」と呼ばれたのである。

⑤「夫の宮廷における位＋自分の後宮における位」

実例：院女御（藤原泰子）、二代の后（藤原多子）

藤原泰子(1095～1155)の父・忠実(1078～1162)は、泰子の入内の問題で白河上皇の信任を失った[①]ため、保安元(1120)年に内覧を停止され、翌年に関白を辞して宇治に引退した。ところが、大治四(1129)年七月に白河上皇が崩御して鳥羽上皇の院政が始まると、忠実は復帰を果し、長承二(1133)年六月に泰子を鳥羽上皇の女御として参院させた(『長秋記』長承二年六月二日条)。上皇のキサキである故に、泰子は「院女御」という通称を得たのである。

上掲した諸類型から分かるように、院政時代のキサキの通称は主に御在所名・後宮における位・位階名・父の官職名という四つの要素からなっているが、これらの要素は個人の識別に資する個人情報を提供している。よって、こうした通称は儒学者が知恵を絞り尽くして選進した好字・佳字からなる実名よりも個人名の一次的な機能を果したと考えられる。実際に、高階栄子が実名を以って史料に登場する機会は限られており、「浄土寺の二位」(『玉葉』建久二年六月二十六日条・『愚管抄』巻第五・安徳天皇など)や「丹後局」(『玉葉』元暦元年七月二十五日条・『愚管抄』巻第五・安徳天皇など)と記されるのが一般的であった。実名はやはり敬避の対象として棚上げされたのである。

さて、ここでは上掲した高階栄子の「丹後局」という名前に注目したいが、「丹後局」は栄子が後白河法皇に仕えるようになってから使用され始めた名前であり、彼

---

① 鳥羽天皇の践祚後、白河上皇は泰子の入内を忠実に勧めたが、忠実はこれを固辞した。しかし、鳥羽天皇が泰子の入内を求めると、忠実はこれを承知したため、上皇の気分を損じたという(『中右記』保安元年十一月十二日条・同二十三日条)。

女の女房名である。女房名とは、宮中に房すなわち部屋を与えられた上級の女官が宮仕えの間に用いる呼び名のことであり、「丹後局」のほかに、表7に掲載した「美濃局」(紀家子)、「春日局」(実名未詳)、「土佐局」(実名未詳)、「播磨局」(藤原成子)、「三条局」(実名未詳)、「兵衛督局」(藤原殖子)、「少将内侍」(平範子)、「小督局」(実名未詳)、「帥局」(藤原公子)、「宰相君」(源在子)、「少納言典侍」(実名未詳)、「坊門局」(実名未詳)、「伊賀局」(実名未詳)、「丹波局・右衛門督」(実名未詳)も女房名だと考えられる。つまり、第74代鳥羽天皇(1103～1156)との間に道恵法親王と覚快法親王を儲けた紀家子は、清水寺別当・紀光清の娘であり、初め待賢門院・藤原璋子(1101～1145)の女房として仕えたため、「美濃局」と呼ばれた①。また、鳥羽天皇との間に頌子内親王を儲けた「春日局」は、左大臣・藤原実能(1095～1157)の娘であり、初めて鳥羽天皇の皇后・美福門院(藤原得子)に仕えたため、この女房名を得た(『台記』・『山槐記』・『今鏡』)。第80代高倉天皇(1161～1181)の典侍となってその寵愛を受け、第82代後鳥羽天皇(1180～1239)を生んだ藤原殖子(1157～1228)は、修理大夫・坊門信隆(1126～1179)の娘であり、初め高倉天皇の中宮・平徳子(1155～1213)に出仕したため、後宮では「兵衛督局」と称された②。同じく内裏女房の身で高倉天皇の寵を得、ついに皇女・範子内親王を儲けた者は「小督局」という名で知られているが、「小督局」は女房名であり、彼女の実名は未だに不明である。このように、天皇のキサキの中に、初め女房として参入した者は実名のほかに女房名をも持っていたのである。

『栄花物語』に登場する乳母の系譜を切り口に当該作品を研究した新田孝子氏は、『栄花物語』の舞台となる平安の宮廷社会を描いた作品群③の中の女官名の記述法を分析し、平安時代において、女官の名称の記述には法則性があり、すなわち、初出仕の時点における父親の現職官名を略称して名とするのが根本的な法則であるが、初出仕の時点で父親が故人であったりすでに致仕したりする場合、男兄弟の現職官名を略称して名とするのが次善の法則であると論じられた④。新田氏の言う法則は院政時代のキサキの女房名にも適用され、例えば、第82代後鳥羽天皇の後宮・源

---

① 建仁四年正月二十九日付「後鳥羽院庁下文案」(『鎌倉遺文』第三巻所収)を参照。

② 『増鏡』第一・おどろのしたを参照。

③ 『栄花物語』のほかに、新田氏は、藤原道長の『御堂関白記』、源行成の『権記』、紫式部の『紫式部日記』、清少納言の『枕草子』などを取り上げ、女官名の記述法を考察した。

④ 新田孝子『栄花物語の乳母の系譜』風間書房.2003. pp. 310～311.

在子(1171～1257)は、刑部卿・高倉範季の娘の範子(？～1200)と兵部権大輔・平時信の子の法印・能円との間に生まれたが、治承四(1180)年に尊成親王(後鳥羽天皇)が誕生すると、母の範子が親王の乳母に選ばれ、能円や平氏一門の西走に同行せず、やがて源通親(1149～1202)に再嫁した。こうして、在子は通親の養女となり、鳥羽天皇の後宮に入ってから、初出仕の時点における養父・通親の官職名・参議(治承四年正月に補任)に因んで「宰相君」(宰相は参議の唐名である。――筆者注)と称したのである。

父の官職名の使用は院政時代のキサキの女房名の構成上の一つの特徴であるが、構成上のもう一つの特徴は局・君などの接尾語の多用である。「局」は元々宮中や貴人の邸宅の殿舎で女官の居室として用いられる部屋を意味し、転じて局の持ち主を指す称となった。「君」は通称にもよく使われる接尾語であるが、男女共通の敬称である。すなわち、キサキの女房名の中の「局」、「君」は、実名の中の「子」、女院号の中の「院」、通称の中の「宮」、「君」、「殿」などと同様に、所有者の所属する社会集団を明示するものであり、そして、これらの「接尾語」の前に用いられるものは所有者の所属する小集団を表し、いずれも「社会的分類」と「社会的整合」の機能を果しているのである。なお、高階栄子の「丹後局」のように、初め狭い宮廷社会にのみ使用された女房名が次第に通称化され、広く一般的に使用されるようになることも少なくない。よって、院政時代のキサキの女房名と通称との間には厳格な区別はないと言えよう。表7を参照すれば分かるように、院政時代のキサキの中に、通称しか伝わらない者は決して少数ではなく、女性の実名敬避の一端が伺えよう。

第五章　院政時代における公家の名前

第一節　院政時代の公家の構成

一、本研究における公家の定義

公家という言葉は、平安時代の中頃に始まり、もと天皇もしくは朝廷を指していた[①]が、平安後期に武士や寺社の勢力が強大になるにつれて、「朝廷(すなわち「公」)に仕える朝臣たちの家々」とその意義が拡大されるようになった。本書では平安後期以来の公家の定義を取り、京都の朝廷の政治を担当する者つまり朝臣のことを指し、中に最高の地位たる大臣・納言・参議及び三位以上の公卿と、昇殿を許された四・五位の殿上人が含まれる。

二、院政時代の公家の構成

橋本義彦氏[②]、元木泰雄氏[③]が指摘されたように、院政時代に先行する摂関時代の政治は天皇のミウチの共同政治で、天皇の外戚や皇子・源氏といったミウチが高位高官を独占した。ところが、院政時代に至ると、摂関職と外戚との分離に現れてい

---

① 例えば、平安後期成立の漢文編年体の史書『扶桑略記』には「公家、近来、九条以南の鳥羽山荘に新たに後院を建つ」とあり、ここでは公家は白河天皇のことを指している。

② 橋本義彦『平安貴族』平凡社.1986.

③ 元木泰雄『院政期政治史研究』思文閣出版.1996.

るように、朝廷における公的な官職と天皇個人との私的な関係との間には必然的なつながりがなくなった。そんな中、摂関家以外の上層貴族から新たな外戚貴族が誕生して権力を振るい、また一部の中下層貴族から専制的な上皇の手足となって活躍した「院近臣」が生まれた。これらの貴族と摂関家との大きな違いは、後者は天皇との私的な関係を別にしてもなお朝廷での高位高官を保持できるのに対し、前者は天皇との私的な関係をのみ高位高官に登るための踏み台としたことが多い。したがって、両者の貴族としての立脚点が異なり、別々に考える必要があると思われる。本章においては、摂関時代に天皇と代々重ねてきた私的な関係をたよりに公的な官職を独占してきた摂関家との比較という観点から出発し、院政時代に天皇との一時的な私的な関係をたよりに大きく躍進した者らの名前の考察を通して、院政時代の公家の個人名の特徴を明らかにしていきたい。

天皇との私的な関係に立脚する者を細分類すると、天皇と姻戚関係にある者（＝外戚貴族）、天皇と血縁関係にある者（＝賜姓皇族）、天皇と養育関係にある者（＝乳母及びその家族）、上皇の近習者（＝院近臣）の四グループになる。既述したように、古代社会は身分制社会であり、社会的身分は個人の全生活領域における行為を規定するため、個人の標識となる個人名が社会的身分の表示の役割をも果したのである。こうした個人名は身分の世襲と共に伝承されることもあるが、伝承した者の身分に変化が起こると、個人名がそれに応じて変化することが多い。この伝承による個人名の「連続性」及び変化による個人名の「独立性」を浮き彫りにするために、個人名の具体的な考察を行う際に、幾つかの典型的な集団の実例を取り上げて歴史に沿って検討していくという形を取った。一例を挙げると、院政時代の外戚貴族の名前を考察する際に、この時代に多くのキサキを出した閑院流藤原氏と師房流村上源氏の名前を取り上げ、こうしたキサキの父系親族の名前の検討を中心としながら、比較の観点から母系親族の名前にも触れてみたのである。

第二節　公家の名前

一、外戚貴族の名前

本書においては、外戚を天皇の母方の親戚を指す言葉として用い、天皇の生母の

父・兄弟・姉妹が含まれている。先述した通り、院政時代のキサキの多くは閑院流藤原氏と師房流村上源氏から出ている。前掲した表7から閑院流藤原氏出身のキサキを抽出すると、第71代後三条天皇の女御の茂子、第73代堀河天皇の女御の苡子、第74代鳥羽天皇の中宮の璋子、鳥羽天皇の後宮の春日局、第76代近衛天皇の皇后の多子、第77代後白河天皇の皇后の忻子、後白河天皇の女御の琮子、後白河天皇の後宮の成子、第78代二条天皇の中宮の育子、第80代高倉天皇の後宮の公子となる。上掲した10人のキサキの出自を図示すれば、図9になるが、この図から閑院流藤原氏の実名の特徴を伺うことができ、男女名それぞれの構成上の特徴をまとめると、次のようになる。

まず、男性名には、

①二文字四音節を基本形とし、しかも皆訓読されている。

②美字・佳字が好まれる傾向は見られるが、女性名ほど顕著なものではない。

③祖名の継承が行われ、「公」と「実」が通字となって交替に継承された。ただし、公実の子の代から、閑院流藤原氏が三条家(実行を祖とする)、西園寺家(通季を祖とする)、徳大寺家(実能を祖とする)の三家に分けたが、三家は共に「公」と「実」の継承を続けたため、閑院流内の同一世代の男性名にはおおむね同じ通字が含まれている。

といった特徴が見られる。これに対し、女性名には、

①後白河天皇の女御・琮子の姉妹で摂政・藤原基房(1144～1230)の北政所ともなった者が系図では単に「女子」となっていることが示しているように、キサキや宮仕えの女性の実名が判明されている場合が多いのに対し、それ以外の女性の実名は不明のままである場合が多い。

②判明されている実名は二文字三音節の「○子(コ)」型を基本形とし、しかも訓読されている。

③天皇のキサキになった者に比べ、キサキにならなかった者の名には美字・佳字が使用されることが少ない。

④祖名の継承が見られ、ただし、男性のような連続した継承はなく、父の名を継承した二・三の事例しか確認できず、しかも、祖名を継承した者の中に、キサキとなる者はいない。例えば、璋子・実子・公子の三人は共に権大納言・藤原公実(1053～1107)と典侍・藤原光子(1060～1121)との間に生まれた(第二章の第二節で掲載した図3を参照)が、中納言・藤原経忠の室で鳥羽天皇の乳母ともなった「実子」及び大納言・藤原

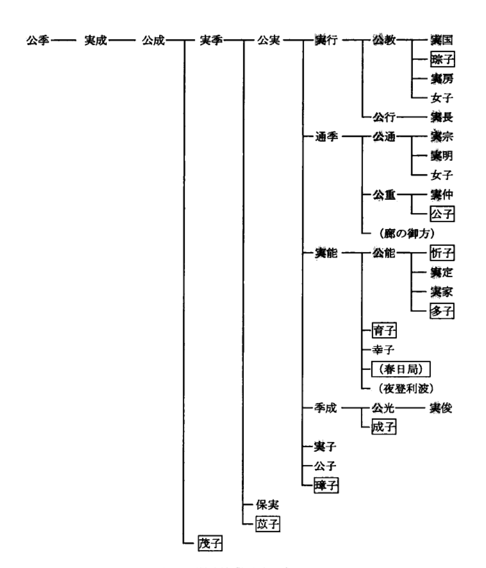


図 9　閑院流藤原氏の略系図

注：この図の作成にあたって、『尊卑分脈』（黒板勝美・国史大系編修会編．吉川弘文館）と『続群書類従』（塙保己一原編．太田藤四郎補編．続群書類従完成会）の中の閑院流藤原氏の系図及び関係史料の記述を参考にした。なお、図中に〇〇となっているのは天皇のキサキであり、（〇〇）となっているのは実名以外の名前で、◎は通字であることを表す。

経実の室である「公子」は父の実名の文字を継承したのに対し、鳥羽天皇のキサキとなった「璋子」の名には父・祖の実名の文字が含まれておらず、その代わりに、儒学者が選進した佳字「璋」[①]が付けられている。以上のような相違は、実子・公子とは異なって、璋子が白河天皇の猶子として鳥羽天皇の後宮に入ったことに由来しており、実名が命定されたのは出生後まもなくではなく、入内や宮仕えの時であると伺える。

次は他の種類の名前について考えたいが、院政時代の閑院流藤原氏の者は、実名のほかに、幼名・通称をも持っていた。例えば、藤原頼長(1120～1156)はその日記『台記』の中で、左大臣・実能(1095～1157)の娘の一人の名を「夜登利波」と記している[②]が、「夜登利波」が彼女の幼名である。また、表8は図9に掲載された外戚貴族の通称及び官歴・縁の地をまとめたものであり、この表から、官職名と縁の地名は彼らの通称の二大構成要素であると看取できる。璋子の同母兄で育子と春日局の父である実能を例にしてみると、権中納言(保安三(1122)年補任)・権大納言・大納言・内大臣・左大将・左大臣(保元元(1156)年補任)などを歴任した実能は、久安三(1147)年に京都の衣笠に徳大寺[③]を建立したため、極官の左大臣と建てた寺に因んで「徳大寺左大臣」と称されたのである。極官の名が含まれているため、この通称は実能が左大臣に任じられた後に使われ始めたと伺える。一方、男性の通称には本人が実際についた官職名が使用されたのに対し、女性の通称には父・男兄弟・夫の官職名などが使用された。例えば、公実の娘の実子(?～1146)は、父が康和二(1100)年七月十七日に大納言に補任された後に鳥羽天皇の乳母として出仕したため、「大納言乳母」(『讃岐典侍日記』下巻)と称されたのである。なお、表8にまとめた通称の中に、「後」の字が付けられたものがあるが、こうした通称の成立の背景には、「後」の付けられる者が「後」の付けられない者の直系子孫で同じ地に深い縁があるということがある。つまり、実季(1045～1091)が「後閑院贈太相」と称されたのは、彼が曽祖父・公季(957～1029)と同様に「閑院第」[④]を邸宅としたからであり、また、実定(1138～

---

① 『古漢語常用字字典』(『古漢語常用字字典』編写組編. 商務印書館. 1979. p. 318)によれば、「璋」とは、上円下方の形をしている玉器のことである。

② 『台記』久安二年四月十日条・同十二月十六日条を参照。

③ 徳大寺は京都市右京区にある臨済宗妙心寺派の竜安寺の前身である。

④ 閑院は平安初期の藤原冬嗣(807～890)に始まった邸宅であり、後に冬嗣の五世孫の兼通(925～977)の所有となってその子の朝光(951～995)に継承されたが、長保三(1001)年に公季に買得された(『権記』長保三年四月廿一日条)。

1191)の「後徳大寺左大臣」は彼の祖父・実能の「徳大寺左大臣」に対するものである。

表8　閑院流藤原氏の通称一覧表(院政時代)

実名	キサキとの関係	通称	官歴	縁の地
実季	茂子の兄弟	按察大納言 後閑院贈太相	近衛中将→蔵人頭→大納言→按察使→贈太政大臣	閑院を継承した。
実行	璋子の兄弟	八条入道相国 三条	検非違使別当→左衛門督→権大納言→按察使→右大臣→太政大臣	八条北方里小路西に邸宅があった。
通季	璋子の兄弟	大宮	近衛少将→蔵人頭→参議→権中納言→中宮権大夫→左衛門督	
実能	璋子の兄弟・育子と春日局の父	徳大寺左大臣	権中納言→権大納言→大納言→内大臣→左近衛大将→左大臣	京都の衣笠に徳大寺を建立した。
季成	璋子の兄弟・成子の父	加賀大納言	民部卿→権大納言	加賀守を務めた。
実子	璋子の姉妹	大納言乳母	典侍	
実房	琮子の兄弟	三条入道左府	皇后宮大夫→大納言→左近衛大将→左大臣	三条高倉に邸宅があった。
公重	公子の父	紀伊少将	紀伊守→左近衛少将	紀伊守を務めた。
公能	育子と春日局の兄弟・忻子と多子の父	大炊御門右府	蔵人頭→参議→権大納言→右近衛大将→右大臣	大炊御門高倉に邸宅があった。
実定	忻子と多子の兄弟	後徳大寺左大臣	右近衛佐→中納言→皇后宮大夫→内大臣→左近衛大将→左大臣	

注:この表の作成にあたって、『尊卑分脈』(黒板勝美・国史大系編修会編.吉川弘文館)、『続群書類従』(塙保己一原編.太田藤四郎補編.続群書類従完成会)、『号・別名辞典』(古代～近世.日外アソシエーツ.1990)及び関係史料を参考にした。なお、[〇〇]となっている部分は通称が由来する官職名である。

院政時代において、閑院流藤原氏のほかに、師房流村上源氏も外戚貴族として繁栄した。つまり、源師房の子・顕房(1037～1094)の娘である賢子(1057～1084)が関

白・藤原師実の養女となって入内し、第72代白河天皇の寵を得て二皇子・三皇女を次々と儲けた。第二皇子の善仁親王が応徳三(1086)年に践祚して第73代堀河天皇となると、顕房は天皇の外祖父として廟堂に重きをなし、外戚の権勢は顕房一家に集まるようになり、子孫が相次いで宮廷に進出し、一時期は源氏の公卿が藤原氏の公卿をも越える人数を誇ったのである[①]。とは言え、閑院流藤原氏に比べ、師房流村上源氏出身のキサキはそれほど多くなく、賢子のほかに、第72代白河天皇の宮人の源師子、第82代後鳥羽天皇の後宮の源在子(1171～1257)しか挙げられない。三人の出自を図示すると、図10になるが、この図から師房流村上源氏の実名の特徴を伺うことができ、それを次のようにまとめてみた。

①男性名は二文字四音節を、女性名は二文字三音節の「〇子(コ)」型を基本形とし、しかも皆訓読されている。

②男女名には共に美字・佳字が好まれる傾向が見られるが、この傾向は女性名により顕著に現れている。

③祖名の継承が行われ、男性の場合、天皇家や閑院流藤原氏のような決まった通字がないものの[②]、ほとんどの者は師房(1008～1077)以来の先祖名の文字を継承したのである。一方、女性の場合、父・祖父の名の文字の継承が一般的に行われ、ただし、天皇のキサキとなる者は基本的に父・祖父の名を継承せずに、儒学者が新たに選進した美字・佳字を名としたのである。例えば、白河天皇の中宮・賢子と宮人・師子(1070～1148)は共に右大臣・顕房の娘であるが、妹の師子が祖父・師房の「師」を継承したのに対し、姉の賢子は佳字からなる名が付けられている。こうした相違は両者の入内時の身分の相違に由来すると思われる。『愚管抄』の巻第四・後三条の記述によれば、京極殿・藤原師実(1042～1101)は土御門右府・源師房の娘の麗子を北政所とし、その姪にあたる賢子(図10を参照)を乳飲み子のうちから我が子と

---

① 村上源氏をはじめとする源氏の宮廷進出について、藤原宗忠はその日記『中右記』の中で、「左右大臣、左右大将、源氏同時相並例、未有此事。今年春日御社頻恠異、興福寺大衆乱逆、若是此徴歟。加之大納言五人之中、三人已源氏、六衛府督五人已源氏、七弁之中四人也。他門誠希有之例也。為藤氏甚有懼之故歟」(寛治七年十二月二十七日条)、「近代公卿廿四人、源氏之人過半歟、未有如此事歟、但天之令然也」(康和四年六月二十三日条)と感嘆している。

② 村上源氏に共通する通字こそ形成されなかったが、一部の系統にのみ使用される通字が見られ、例えば、雅実系統の定・通、雅兼系統の雅などはそれである。

して育て、「源氏ノ人々モヒトツニナリテヲハシマシケル」[①]ところ、これを聞いた後三条天皇が賢子を東宮・貞仁親王(1053～1129)に納れるようと師実に命じたという。一方、師子は最初上東門院・藤原彰子(988～1074)に仕えていたが、後に父の意思に従って若くして亡くなった賢子の代わりとして[②]白河天皇の後宮に入った。天皇との間に覚法法親王(1091～1153)を儲けた彼女は、妊娠後に退下して摂関家の嫡子・忠実(1078～1162)に嫁ぎ、高陽院・泰子(1095～1155)や関白・忠通(1097～1164)を生んだのである。このように、共に白河天皇の寵を得て皇子を儲けたとは言え、姉・賢子が後三条天皇の命令によって皇太子妃として摂関家から天皇家に迎えられたのに対し、ただ一女房として入内した師子は、天皇のキサキになるという期待が託されなかったため、儒学者が勘案する美字・佳字からなる実名を付与されなかったのである。そのかわりに、師子は祖父・師房の名を継承し、これで彼女の帰属が明示され、その宮仕えに便宜をもたらすことになると考えられる。

ところで、上掲した特徴を閑院流藤原氏と比較してみると、①と②は両者共通のものであり、③に関しては、継承の仕方こそ異なっているものの、祖名の継承が一般的に行われていることには変わりはない。

閑院流藤原氏と同様に、師房流村上源氏の者は実名のほかに幼名と通称をも所有した。ここでは、賢子・師子姉妹の父・兄弟・甥・甥の子を例にして師房流村上源氏の通称事情を一瞥しよう。賢子姉妹の父・顕房(1037～1094)は、六条に住居を構え、永保三(1083)年に右大臣に任じられたため、「六条右大臣」と称された。賢子姉妹の兄弟・雅実(1059～1127)は、京都の南郊久我に邸宅を有し、保安三(1122)年に源氏初の太政大臣となったため、「久我太政大臣」の通称を得た。賢子姉妹の兄弟・国信(1066～1111)は、坊城に住んで極官が正二位権中納言であったため、「坊城中納言」と呼ばれた。雅実の長男で賢子姉妹の甥に当たる顕通(1081～1122)は、父から久我の邸宅を受け継ぎ、権大納言に任じられたため、「久我大納言」と称された。雅実の次男・雅定(1094～1162)は、天仁元(1108)年十月に修理大夫・藤原顕季(1055～1123)の婿となって以来終生顕季の有した中院邸を本居とし(『兵範記』・『山槐記』などによる)、右大臣になったものの、仁平四(1154)年五月に辞官出家したため、世に「中院入道右大臣」と呼ばれた。顕通の子・雅通(1118～1175)は、父の死後に叔

---

① 岡見正雄・赤松俊秀校注『愚管抄』日本古典文学大系 86. 岩波書店. 1986. p. 197.
② 保立道久『平安王朝』岩波書店. 1996. p. 176.

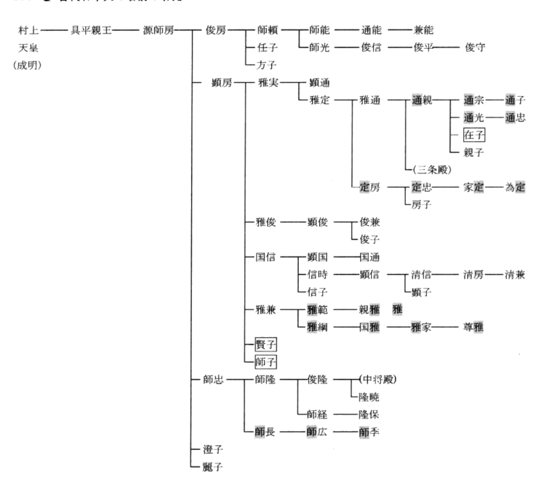


図 10　師房流村上源氏の略系図

注：この図の作成にあたって、『尊卑分脈』（黒板勝美・国史大系編修会編．吉川弘文館）と『続群書類従』（塙保己一原編．太田藤四郎補編．続群書類従完成会）の中の村上源氏の系図及び関係史料の記述を参考にした。なお、比較の観点から、この図では院政時代の外戚貴族の名のほかに、前後の時代及び外戚貴族の父系親族の名をも掲載した。また、図中に［○○］となっているのは院政時代の天皇のキサキであり、（○○）となっているのは実名以外の名前である。点線部分は養父子・女関係にあることを示し、●は通字となる文字である。

父・雅定の養子となり、久我に居住して仁安三(1168)年に内大臣に任じられたため、「後久我内大臣」の通称を得たのである。上掲した師房流村上源氏の通称を見ると、縁の地名と官職名は二大構成要素であり、「久我太政大臣・雅実――久我大納

言・顕通――後久我内大臣・雅通」というように、祖孫三代が同じ地に住居を構えたため、通称には皆「久我」が含まれ、ただ個人の官職名及び「後」という文字を以って区別したのである。こうした特徴は閑院流藤原氏と共通している。

なお、ここで注目したいのは、雅実・顕通・雅通祖孫三代の通称に用いられた「久我」が後に師房流村上源氏の嫡流の家名となったことであり、同様な現象は閑院流藤原氏にも見られ、実能・実定祖孫の通称に使われた「徳大寺」が実能を始祖とする家の名となったのである。つまり、閑院・徳大寺・久我といった地名の使用により、同じ地に縁のある者は同じ「社会的集団」に分類され、その「社会的集団」の内部で次第に整合されるようになったのである。この過程において、閑院・徳大寺・久我などは単なる地名としてではなく、人名の一部として機能し、個人名の「二次的な機能」を果したのである。前述した通り、個人名に使用される地名は個人が所有する土地を示しており、ゆえに、通称に使われる地名の追跡を通して、土地の継承関係を明らかにすることができる。このように、通称の中の地名は財産の継承の一端を目に見える形にしたのであり、閑院流藤原氏と村上源氏に関して言えば、土地は父から子へさらに子の子へ相伝されていったのである。

一方、社会的身分の継承を明示したのは実名に用いられた先祖名の文字である。例を挙げると、堀川大納言・源定房(1130～1188)は源雅兼(1079～1143)の子であるが、従兄弟にあたる中院入道右府・源雅定(1094～1162)の養子となったため、直系先祖の名前の文字が含まれない実名を付けられた。すなわち、実兄弟である雅範・雅綱が共に父・雅兼の実名の文字を継承したのに対し、定房は義兄弟である雅通と共に養父・雅定の実名の文字を継承し、その上、養父から継承した「定」の文字を直系子孫に伝わったのである(図10を参照)。中宮・賢子の同母弟・雅定の養子となったことにより、定房は外戚貴族の身分を獲得し、蔵人頭・中宮大夫・皇后宮権大夫・淳和奨学両院別当などを歴任し、ついに正二位大納言までのぼりつめたのである。この官歴は、養父・雅定(蔵人頭・検非違使別当・左兵衛督・左大将・中宮大夫・右大臣)、義兄・雅通(検非違使別当・右大将・内大臣)並みのものであり、実父・雅兼(蔵人頭・民部卿・左大弁・参議・中納言)、実兄弟・雅範(兵部権少輔・隠岐守)と雅綱(木工頭・右中弁)を凌いでいる。

ところで、通称に使われる地名が家名になるという現象は、院政時代に外戚貴族として繁栄した閑院流藤原氏と師房流村上源氏にのみ見られるものであろうか。

以下の考察で具体的に検証していきたい。

二、賜姓皇族の名前

考察に入る前に、賜姓皇族の定義を明らかにする必要があるが、本書で言う賜姓皇族とは、天皇家に生まれながら、姓を与えられて臣籍に降下された者及びその子孫のことである。平安初期から院政時代にかけて、嵯峨源氏、桓武平氏、仁明源氏・平氏、文徳源氏・平氏、清和源氏、陽成源氏、光孝源氏・平氏、宇多源氏、醍醐源氏、村上源氏、冷泉源氏、花山源氏、三条源氏、後三条源氏、後白河源氏といった源氏・平氏が現れた。第52代嵯峨天皇(786〜842)以来の臣籍降下の初衷は、賜姓皇族を皇室の藩塀とすることにあったが、実際には三代目以降も上層貴族であり続けた例が少なく、大半は受領階級として地方へ赴任しそこで土着して武士化するか、中下層貴族として細々と生き延びたのである。そんな中、院政時代に公家社会で活躍したのは雅信・重信流宇多源氏、高明流醍醐源氏、師房流村上源氏、高棟流桓武平氏などであり、前述した通り、師房流村上源氏は外戚貴族としての性格が強いため、ここでは雅信・重信流宇多源氏、高明流醍醐源氏、高棟流桓武平氏を取り上げ、この時代を生きた賜姓皇族の名前を考察していきたい。

下掲した図11、図12、図13はそれぞれ雅信・重信流宇多源氏、高明流醍醐源氏、高棟流桓武平氏の系図であり、これらの系図から院政時代の賜姓皇族の実名の構成上の特徴を看取できる。その特徴を以下のようにまとめられよう。

①男性の実名は二文字四音節を基本形とし、女性の実名は男性に比べて記録されることが少ないが、記録されたものは二文字三音節の「○子(コ)」型をとっている。

②実名の文字に具象的な意味を表すものよりも抽象的な意味を表す美字・佳字が多用され、しかも、こうした傾向には天皇家のような男女差が見られない。また、男女の実名は共に訓読されている。

③祖名の継承が一般的に行われ、ただし、継承の方法はさまざまである。男性の場合、天皇家や閑院流藤原氏のように決まった文字(通字)を代々継承するケースもあれば、師房流村上源氏のように初代先祖以来の先祖名の文字を不規則に継承するケースもある。前者の例を挙げると、雅信流宇多源氏の中に、後白河・高倉天皇に近侍した光遠・仲国父子の系統では、大蔵少輔・仲舒以来代々「仲」の文字を継承してきた(図

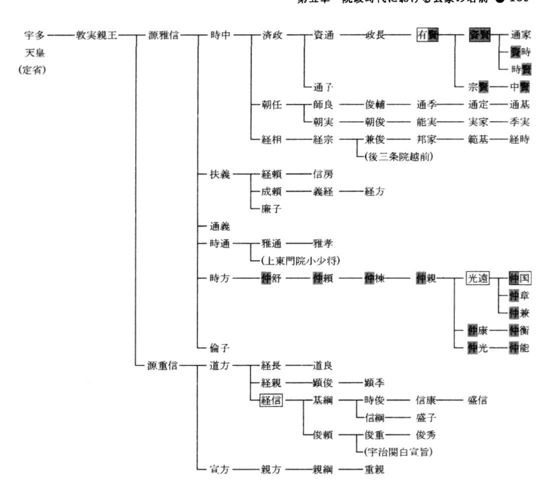


図 11　雅信・重信流宇多源氏の略系図

注：この図の作成にあたって、「尊卑分脈」(黒板勝美・国史大系編修会編. 吉川弘文館)と「続群書類従」(塙保己一原編. 太田藤四郎補編. 続群書類従完成会)の中の宇多源氏の系図及び関係史料の記述を参考にした。なお、比較の観点から、院政時代を生きた者の名のほかに、前後の時代の宇多源氏の名をも掲載した。図中に〔○○〕となっているのは院政時代の公家の実名であり、(○○)となっているのは実名以外の名前である。また、■は通字であることを示す。

11を参照)。そんな中、光遠の名には仲が含まれないが、それは彼が清和源氏の源光行(1163〜1244)の養子になったこと(「尊卑分脈」)に由来している。つまり、光遠は実父ではなく、養父の実名の文字を継承したのである。また、後者の典型例として、高明流醍醐源氏の中の宇治大納言・隆国(1004〜1077)の系統を挙げることができる。表 9は

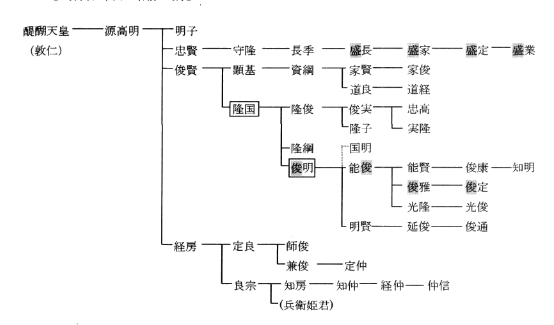


図 12　高明流醍醐源氏の略系図

注：この図の作成にあたって、『尊卑分脈』（黒板勝美・国史大系編修会編．吉川弘文館）と『続群書類従』（塙保己一原編．太田藤四郎補編．続群書類従完成会）の中の醍醐源氏の系図及び関係史料の記述を参考にした。なお、比較の観点から、院政時代を生きた者の名のほかに、前後の時代の醍醐源氏の名をも掲載した。図中に[〇〇]となっているのは院政時代の公家の実名であり、（〇〇）となっているのは実名以外の名前である。また、点線部分は養父子・女関係にあることを示し、◎は通字であることを示す。

隆国より数えて五世代の祖名継承をまとめたものであり、そこに掲載された23人の名前には計19の漢字しか使われていないのである。すなわち、権大納言・隆国の子孫の実名は、少なくとも片方の文字が（俊実・能俊など）、多いと両方の文字とも（隆俊・俊明など）直系先祖の実名から取ったのである。なお、雅信・重信流宇多源氏・高明流醍醐源氏・高棟流桓武平氏の三氏に限って見れば、決まった文字を代々継承するケースよりも、初代先祖以来の先祖名の文字を不規則に継承するケースが圧倒的に多いのである。一方、女性の場合、外戚貴族と同様に、父・祖父の名の文字だけを継承の対象とし、しかも、祖名の継承者は宮廷女房（平信子①など）や大臣の妻（源隆子②・平

① 平信子は兵部卿・信範の娘であり（図13を参照）、従姉妹にあたる建春門院・平滋子の女房を務めた。
② 源隆子は中納言・隆俊の娘であり（図12を参照）、右大臣・源顕房（1037～1094）の妻となって雅実を儲けた。

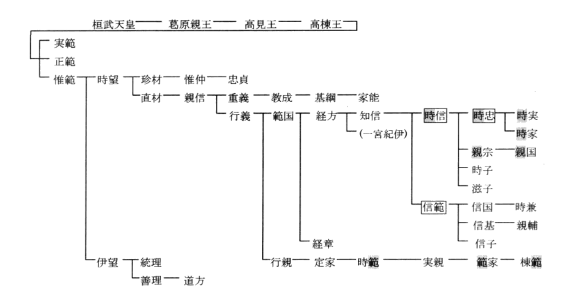


図 13　高棟流桓武平氏の略系図

注：この図の作成にあたって、『尊卑分脈』(黒板勝美・国史大系編修会編．吉川弘文館)と『続群書類従』(塙保己一原編．太田藤四郎補編．続群書類従完成会)の中の桓武平氏の系図及び関係史料の記述を参考にした。なお、比較の観点から、院政時代を生きた者の名のほかに、前後の時代の桓武平氏の名をも掲載した。また、図中に[○○]となっているのは院政時代の公家の実名であり、(○○)となっているのは実名以外の名前である。また、●は通字であることを示す。

時子[①])である場合が多い。

次は実名以外の名前の考察に移りたいが、院政時代の賜姓皇族の通称は、外戚貴族と同様に、官職名と縁の地名を二大構成要素とし、中のいずれか或いは両方に因んだものが一般的である。例を挙げると、重信流宇多源氏出身の権中納言・道方(969～1044)の子で、大納言と大宰権帥を兼ねた源経信(1016～1097。図 11を参照)は「帥大納言」と呼ばれ、彼の日記『帥記』もこの通称に由来している。高明流醍醐源氏出身の権大納言・源隆国(1004～1077)の三男として生まれ、蔵人頭から累進して大納言民部卿に昇った源俊明(1044～1114。図 12を参照)は、朱雀に邸宅があったことから、「朱雀民部卿」と称された。また、官職名と縁の地名のほかに、位階名や出家入道などの経歴が通称に使われることも多い。雅信流宇多源氏出身の源資賢(1113

① 平時子は兵部権大輔・時信の娘であり(図 13を参照)、太政大臣・平清盛の後妻となって宗盛・知盛・徳子、重衡を生んだのである。

～1188。図 11を参照)は、後白河院近臣として活躍して正二位権大納言に昇ったが、寿永元(1182)年三月二十日に出家したため、「入道大納言」の通称を得た。高棟流桓武平氏出身の兵部権大輔・平時信の娘の時子(1126～1185。図 12を参照)は、太政大臣・平清盛(1118～1181)の後妻であり、清盛との間に宗盛・知盛・徳子・重衡を儲けたが、仁平三(1168)年二月に清盛が病のために出家すると、時子も剃髪した。さらに、承安元(1171)年に娘の徳子(1155～1213)が高倉天皇の中宮となるのに伴い、従二位に叙された。以上の経歴から、時子は「二位尼」と称されたのである。

表 9　院政時代における高明流醍醐源氏の祖名継承(隆国の系統)

<table>
<tr><th>初代</th><th>二代</th><th>三代</th><th>四代</th><th>五代</th><th>六代</th><th>七代</th></tr>
<tr><td rowspan="8">高明
① ②
(1) (2)</td><td rowspan="8">俊賢
③ ④
(11) (3)</td><td rowspan="8">隆国
⑤ ⑥
(3) (0)</td><td rowspan="2">隆俊
⑤ ③</td><td rowspan="2">俊実
③ ⑦
(1)</td><td>忠高
⑩ ①</td><td></td></tr>
<tr><td>実隆
⑦ ⑤</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">俊明
③ ②</td><td rowspan="3">能俊
⑧ ③
(1)</td><td>能賢
⑧ ③</td><td>俊康
③ ⑯</td></tr>
<tr><td>俊雅
③ ⑪
(0)</td><td>俊定
③ ⑰</td></tr>
<tr><td>光隆
⑫ ⑤
(1)</td><td>光俊
⑫ ③</td></tr>
<tr><td>実明
⑦ ②
(1)</td><td>実信
⑦ ⑬
(0)</td><td>裕賢
⑱ ④</td></tr>
<tr><td>明賢
② ④</td><td>延俊
⑭ ③
(0)</td><td>俊遍
③ ⑬</td></tr>
<tr><td>憲明
⑨ ②
(0)</td><td>俊清
③ ⑮</td><td></td></tr>
</table>

注：この表は隆国から数えて五世代の実名を悉く列記したものではなく、比較的に詳細な記録が残っていてしかも院政時代を生きた者を中心に掲載した。なお、各実名の各文字の下にある①～⑱という番号は、継承関係を表すものであり、つまり、直系先祖と同じ番号を持つ者はその直系先祖の名を継承したのである。また、(○)は本表に掲載された直系子孫に継承される回数を表す。

このように、身分・地位を表す官職・位階名や私有財産を表す縁の地名のような名詞は、その顕著な識別性のゆえに、個人の通称の構成要素として重宝されたのである。地名が固有名詞であるのに対し、官職名や位階名は普通名詞であるが、普通名詞である以上、ある部類に属する個体すべてに適用しなければならない。換言すれば、官職名や位階名が通称に用いられる者は、その官職や位階に何らかの関わりを持たなければならならないのであり、そうした関わりが通称に明記されることにより、通称の所有者が再分類され、さらに、通称の使用に伴って、同じ部類に分けられた者が整合されていくのである。高棟流桓武平氏出身の平時忠(1128～1189)は、兵部権大輔・平時信の子であり、姉・時子が平清盛の妻と、妹・滋子(1142～1176)が後白河上皇の女御となった(図 13を参照)ため、官位が累進して正二位権大納言に至った。こうして権勢を振った時忠は、後世に「平関白」と呼ばれたが、この通称において、「関白」は時忠の官職名ではなく、彼が関白並みの権力を持っていたことを表すものである。つまり、「平関白」という通称は、時忠を「平氏出身の関白」という部類に分類して整合したのであり、個人名の二次的な機能を果している。

なお、所有者の経歴によらない官職名が女房名にもよく用いられる。高棟流桓武平氏出身の兵部卿・平信範(1112～1187)の娘の信子(生没年未詳。図 13を参照)は、「小宰相殿」という女房名を以って建春門院・平滋子に仕えが、新田孝子氏がまとめられた平安時代の女官名の記述法則(第四章の第二節を参照)を踏まえてこの女房名を検討すれば、信子が初出仕した時点において、その父と男兄弟の中に参議(宰相は参議の唐名である。——筆者注)の官職を持つ者がいたはずである。ところが、管見の限り、そのような記録は確認できない。この場合、「宰相」は信子の女房における地位に由来するものである。宮中の女房に上臈・小上臈・中臈・下臈[①]の四等級が明確に設定されたのは、鎌倉時代初期であり、第 84 代順徳天皇(1197～1241)が著した有職書『禁秘抄』第四十などによれば、上臈は二位・三位の典侍や大臣の娘などであり、小上臈は公卿の娘であり、中臈は掌侍・命婦で殿上人・諸大夫の娘であり、下臈は侍や神官などの娘である。上記した区別によって女房の職務に差が設けられたが、それらの区別を目に見える形にしたのは、女房たちの服装と名

---

① 「臈」は元々仏教で僧侶が受戒後安居の功を積んだ年を数える語であるが、年功を積むことから転じて、一般の身分の上下にも用いられるようになった。例えば、『源氏物語』の胡蝶巻に「勝れたる御らふどもに、かやうの事は堪へぬにやありけむ」とあり、ここでは「らふ」は身分という意味を表している。

前(＝女房名)である。すなわち、女房本人が任じられた官職とは別に、大納言・左衛門督などの官職名は上臈の、中将・少納言などの官職名は小上臈や中臈の、伊予・播磨などの国名は中臈や下臈の女房名に用いられたのである①。ところが、女房の間における地位の高下が鎌倉前期以前から存在し、摂関時代に入ってから、内裏女房たちは元来の身分に応じて上臈・中臈・下臈という言葉で三段階に分けられていた②。さらに、院政時代になると、それまで漠然とした上臈・中臈・下臈の区別が固定し、女房名にははっきりした相違が見られるようになったのである③。さて、ここで再び平信子の身分に注目すると、父・信範が兵部卿を極官とした殿上人であったため、信子は中臈女房にあたる。中臈の女房は、大納言のような上位の公卿名とは無縁ではあるものの、下位の公卿名である「宰相」を名に持つことがあり、春宮・宗仁親王(1103～1156)に仕えた藤原通子が正六位上の蔵人の身でありながら「宰相」を女房名としたのはその一例である。また、敬称接尾語の「殿」は上臈・中臈の女房名にしか用いられないものであり、こうして見てくると、信子の「小宰相殿」は彼女の身分に応じた女房名であると言えよう。この分相応の名前の使用により、すでに宮中の女房という部類に分類された彼女は、さらに中臈女房というより細分化された下位の部類に分類され、しかも、この部類の内部で整合されていくのである。

通称と女房名のほかに、「字」と称される名前も見られ、例えば、上掲した平信子の父である平信範は、保安二(1121)年に十歳で文章生となり、「平能(へいのう)」を字としたという④。第二章の第二節で述べたように、古代・中世において、文章生が大学寮に入学した時、文章院の堂監が名簿に字をもって記録したのであり、信範の字もその必要に応じて付けられたと考えられる。信範の五世祖・親信(946～1017)以来、高棟流桓武平氏は、文章道から身を起こして蔵人や弁官に進むのを官途とする家柄を形成した⑤ため、字をもつ者が少なくないが、同様な現象は文章道を家業とした雅信流宇多源氏の時方の系統にも見られる。

---

① 関根正直『禁秘抄講義』(訂正版)中. 六合館. 1927を参照。
② 『紫式部日記』寛弘五年十月十七日及び斎院と中宮御所の両条を参照。
③ 角田文衛『日本の女性名』(上)教育社. 1980. pp. 241～251.
④ 東京大学史料編纂所編『大日本史料』第4編之1・後鳥羽天皇文治三年二月十二日条を参照。
⑤ 橋本義彦『平安の宮廷と貴族』吉川弘文館. 1996. p. 241.

三、天皇の乳母及びその家族の名前

(一)乳母の身分の特殊性と院政時代の天皇の乳母の出自

院政時代において、天皇との私的な関係に基づいて活躍した公家の中に、ある特殊な部類があり、それは天皇の乳母である。乳母(めのと)とは、実母に代わって子女の養育に当たる女性のことであるが、律令によれば、親王及びその子には乳母が与えられ[①]、養君が即位すれば、乳母は位を進められるか或いは叙爵された。ところが、奈良時代の天皇の乳母がせいぜい五位止まりであったのに対し、摂関時代に入ってから、天皇の即位と共に乳母は三位を与えられ、内侍司の次官・典侍となることが増えた。さらに、院政時代になると、乳母及びその家族が目覚しい進出と活躍を見せるようになり、その背景として、第72代白河天皇の母・藤原茂子や第74代鳥羽天皇の母・藤原苡子などの早死が、結果的に白河王権の内部における「母后」の代わりの「乳母」(及びその家族)の非制度的な地位を高めた[②]ことが挙げられる。つまり、天皇の乳母はその職掌の特殊性から、養君の身内に準ずる立場を占め、親権が強化された院政時代において、天皇の養育者として母親に匹敵する力を発揮するようになった。そうした乳母の活躍に伴い、乳母の一族は特別な優遇を受け、破格の昇進をすることも多く、政治的に大きな力を振うこともあったのである。

摂関時代までは、天皇の乳母が中下層貴族から出るのが一般的であったが、養君の即位と共に従三位に叙されることが恒例化されるにつれ、高官の娘ないし妻が天皇の乳母に任じられることが現れた[③]。院政時代の天皇の乳母の出自を図示すると、図14になるが、中に○○となっている部分は乳母の名前であり、名前の後の数

---

① 天皇家の乳母を規定する根本史料は、『令義解』巻一の「後宮職員令第三」とされ、そこには「凡親王及子者。皆給乳母。親王三人。子二人。所養子年十三以上。雖乳母身死。不得更立替。」(黒板勝美・国史大系編修会編『律・令義解』国史大系22.吉川弘文館.1966.p.69)とある。

② 保立道久『平安王朝』岩波書店.1996.p.180.

③ 乳母について、歴史学の分野では、和田英松氏(「歴史上に於ける乳母の勢力」(『国史国文の研究』、雄山閣.1926))と角田文衞氏(『王朝の映像』東京堂出版.1970;『日本の後宮』学燈社.1973;『王朝の明暗』東京堂出版.1977などに収録されている)の研究、文学の分野では、吉海直人氏(『平安朝の乳母達─『源氏物語』への階梯─』世界思想社.1995)と新田孝子氏(『栄花物語の乳母の系譜』風間書房.2003)の研究は極めて詳細であり、それを参照されたい。

字は養君となる天皇の代数を表している。この図から伺えるように、摂関時代以来、天皇の乳母を輩出しているのは勧修寺流藤原氏と道隆流藤原氏であり、したがって、ここではこの両氏の名前の考察を中心として、院政時代の乳母及びその家族の個人名の特徴を考えていきたい。

（二）天皇の乳母の名前

図14に掲載した乳母の実名を見ると、二文字三音節の「○子」型を基本形とするというところは天皇家・外戚貴族・賜姓皇族の女性と共通しているが、子の前に使われる文字のほとんどは父或いは祖父の実名から取っているという大きな特徴も伺える。既述した通り、父や祖父の名の文字を継承する事例は、天皇のキサキ・外戚貴族・賜姓皇族にも確認できるが、全体に占める割合からすればやはり少数派である。ところが、乳母の場合、父・祖父名を継承した名前は他を圧倒するほど多いのである。第73代堀河天皇の発病から崩御に至るまでの状況を克明に描いた『讃岐典侍日記』によれば、堀河天皇には四人の乳母が付けられ、その四人の名前を表10にまとめてみた。この表で明らかになるのは、勧修寺流藤原氏出身の光子（1060～1121）は祖父・隆光の「光」の字を、道隆流藤原氏出身の家子（生没年未詳）は父・家房の「家」の字を、伊尹流藤原氏出身の藤原兼子（1049～1133）は祖父・兼経（1000～1043）の「兼」の字を、道綱流藤原氏出身の藤原師子（生没年未詳）は父・師仲の「師」の字をそれぞれ継承したことである。このように、父の名の継承が一般的である中、祖父の名の継承も行われており、その背景には、院政時代の上・中層貴族において、男性の実名が皆漢字二文字からなっているため、父の実名の文字を継承できる娘は二人に限られていたことがある。なお、他を圧倒するほど多いとは言え、天皇の乳母全員が祖名を継承したわけでなないという現象の一つの原因もここに求められよう。

摂関時代以来、天皇の乳母は養君の即位に伴って三位を与えられ、典侍に任じられることが一般的になったと前述したが、こうして、彼女らは内裏女房として最上の位を占め、出仕の際に専ら女房名で呼ばれたのである。乳母の女房名は「父・祖父・夫の官職名＋自分の官・位名」を基本形とし、同じく第73代堀河天皇の乳母たちを例にして見ると、讃岐守・顕綱の娘で伊予守・藤原敦家の妻である兼子は「讃岐三位」・「伊予三位」と、権左中弁・藤原隆方の娘である光子は「弁三位」と、紀伊

守・藤原師仲の娘である師子は「紀伊三位」と称されたのである。一方、藤原家子の女房名に用いられる「帥」と「大弐」はそれぞれ大宰府の長官と次官の略称であるが、家子の父・家房も夫・家範もそうした官職に任じられたことはないため、これらの通称はほかの者の官職に由来していると考えられる。前述したように、院政時代の天皇の乳母の間では祖名の継承が一般的であり、その際に、父に続いて祖父の実名の文字も継承の対象となっている。むろん、祖名継承の狙いは名の所有者の出自をあらわにすることにあり、その出自の尊卑が社会生活を営む際の権利と義務を決定付けるからである。したがって、天皇に仕える乳母たちにとって重要なのは、誰の娘・誰の孫であるかということであり、尊貴の出自がその宮廷生活に便宜をもたらすことになるからである。この意味では、父の次に、祖父との一体性を示すことは効果的であり、女房名の中の官職名も祖父に求めることができる。

『尊卑分脈』を見れば、藤原家子の祖父は隆家(979～1044)であり、隆家は関白・道隆(953～995)の子で第66代一条天皇の皇后・定子(976～1000)とも同母姉弟の関係にあるが、長和三(1014)年から寛仁三(1019)年まで及び長暦元(1037)年から長久二(1041)年まで太宰権帥に在任していた。家子にとっては、上掲した経歴を持つ隆家の孫娘であるのを明示することは自分の出自の尊さを表すことでもあり、よって、「帥三位」は祖父の官職名に由来していると考えられよう。なお、「大弐」は本来「帥」の下司であるが、女官の名称として使う場合は同義だと見なされる[①]。

ところで、家子が父ではなく、祖父の官職に因んだ女房名を持つようになったことのもう一つの原因は、姉妹に女房として出仕した者がいることにある。『讃岐典侍日記』の下巻に「常陸殿という女房」と見えるが、この記述を『中右記』の嘉保元(1094)年四月五日条にある「典侍藤房子、故常陸守家房朝臣女也、」[②]や同日記の嘉保二(1095)年正月元旦条にある「陪膳典侍藤房子、常陸」[③]と照らし合わせると、「常陸殿」は藤原家房の娘で「房子」を実名とし、堀河天皇の嘉保二年の時点で陪膳典侍として宮中に仕えていたことが分かる。つまり、房子は姉妹にあたる家子と同様に内裏女房の身であり、しかも女房名に父の官職名・常陸守の略称が冠せられたのである。ここまで見てくると、家子は房子と混同されないように祖父の官職に因んだ

① 新田孝子『栄花物語の乳母の系譜』風間書房，2003，p. 1080.
② 増補史料大成刊行会編『中右記』(一)，増補史料大成 9，臨川書店，1975，p. 142.
③ 同上，p. 223。

女房名で呼ばれるようになったと推察できよう。同様な例はほかにも見られる。例えば、堀河天皇の乳母の兼子は父の官職に因んだ「讃岐三位」と夫の官職に因んだ「伊予三位」という二つの女房名を持っていると前述したが、こうした現象の背景には、兼子の妹に「讃岐典侍」と呼ばれる内裏女房がいて「三位」と「典侍」だけでは両者を区別しきれないことがあると考えられる。この「讃岐典侍」はすなわち『讃岐典侍日記』の作者・藤原長子のことであるが、長子は姉・兼子が堀河天皇の乳母を務めた関係で康和二(1100)年に堀河天皇の後宮に出仕し、翌三年十二月三十日に典侍に任じられ(『中右記』康和四年正月一日条)、「讃岐典侍」と称されるようになった。『中右記』の記事を注意深く読めば分かるように、康和四(1102)年正月一日以後、宗忠は長子のことを専ら「伊予三位」と記したのであり①、兼子・長子姉妹を区別しようという意志の現れであると伺えよう。

一方、『讃岐典侍日記』の中で、長子は堀河天皇の他の乳母のことを父・祖父・夫の官職名に由来する女房名(弁の三位・大弐の三位)や通称(大臣殿の三位②)で記しているのに対し、姉・兼子をただ「藤三位」と称している。むろん、「藤」は藤原という氏名の略称であり、名の所有者の出自を表していることは「弁」・「大弐」・「大臣」といった父・祖・夫の官職名の略称と変わりはない。ただし、「弁の三位」も「大弐の三位」も「大臣殿の三位」も「藤三位」と称することができるように、父・祖・夫の官職名に比べ、氏名による出自表示は極めて漠然としている。つまり、「弁」・「大弐」・「大臣」は藤原氏の出身で(従)三位に叙された宮廷女房を識別するための二次的符号であり、これらの符号の使用により、名の所有者は細分類され、さらに、細分類された小集団の内部で次第に整合されていくのである。『讃岐典侍日記』の作者・藤原長子にとっては、姉である兼子は二次的符号を冠して識別する必要のない対象であるからこそ、「藤三位」の名で指称したのであろう。

これまで見てきたように、院政時代の乳母の女房名は凡そ「父・祖父・夫の官職名」と「自分の官・位名」という二つの部分から構成されているが、その中に、前半部分は不変なものであり、後半部分は変化するものである。例えば、第74代鳥羽天皇の乳母の藤原悦子は大学頭・季綱の娘であり、藤原顕隆(1072～1129)の室となって

---

① 『中右記』長治元年正月十九日条・嘉承二年七月二十四日条・同八月五日条などを参照。

② 大臣殿の三位は藤原師子の通称であり、この通称は師子の夫・源雅実(1059～1127)の官職・内大臣に由来し、雅実は「内の大臣」として、『讃岐典侍日記』に登場している。

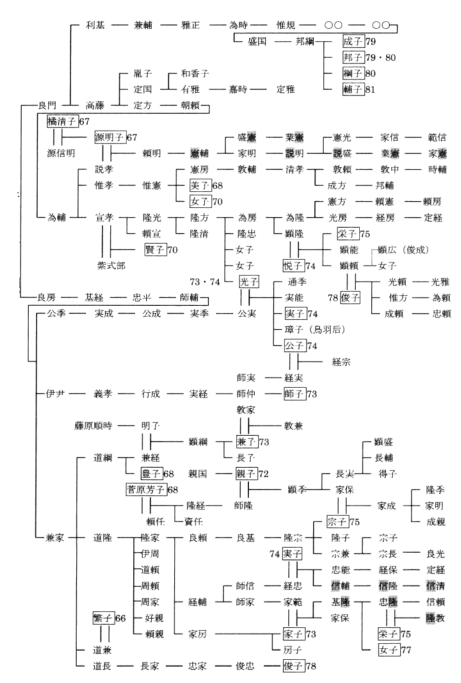


図14　摂関時代以来の天皇の乳母の系譜

注：この図の作成にあたって、『尊卑分脈』（黒板勝美・国史大系編修会編．吉川弘文館）と

『続群書類従』(塙保己一原編.太田藤四郎補編.続群書類従完成会)の中の系図や関係史料の記述及び和田英松氏(「歴史上に於ける乳母の勢力」(『国史国文の研究』雄山閣.1926))・吉海直人氏(『平安朝の乳母達—『源氏物語』への階梯—』世界思想社.1995)・新田孝子氏(『栄花物語の乳母の系譜』風間書房.2003)の研究を参考にした。なお、比較の観点から、院政時代を生きた者のほかに、前後の時代を生きた者の名をも掲載した。図中に〇〇となっているのは天皇の乳母の名前であり、後ろの数字は仕えた天皇の代数を表す。(〇〇)となっているのは実名以外の名前である。また、点線部分は養父子・女関係にあることを示し、◎は通字であることを示す。

顕頼・顕能・栄子等を儲けた(図14を参照)が、宮仕えの際に「弁典侍」①・「弁三位」②と称された。『中右記』によれば、鳥羽天皇(1103〜1156)が誕生した日(康和五(1103)年正月十六日)の翌日に悦子は天皇の乳母となり、鳥羽天皇が即位した嘉承二(1107)年十月に従五位下典侍に叙され、さらに、永久二(1114)年二月に従三位に叙されたのである③。悦子が初出仕した康和五年の時点において、夫の顕隆は左少弁(康和元年補任)に在任していたため、その略称である「弁」が悦子の女房名に用いられたと思われる。この後、顕隆が参議・権中納言と昇進していったが、悦子の女房名は夫の出世と共に変化していくことはなかった。一方、悦子が従三位に叙されるのに伴って、「弁三位」という称呼も生まれたのである。こうした現象から、乳母名の中の「父・祖父・夫の官職名」は乳母の出自の尊卑を表す部分であり、「自分の官・位名」は乳母が後宮における身分・地位を表す部分であると看取できよう。女性が宮仕えすることはつまりこれまで属した社会集団を離れて後宮という新しい社会集団に入ることであるが、新しい社会集団における権利と義務はこれまで属した社会集団(いわゆる出自)の尊卑によって決定付けられる。とは言え、後宮入りした女性はその獲得する身分・地位によってさらに細分類され、しかも細分類された小集団の内部で次第に整合されていくが、その過程において、権利と義務の決定権も出自から獲得する身分・地位にバトンタッチされるようになるのである。したがって、宮廷女房の身分を獲得した者にとっては、父・祖父・夫の官職・位階の変化は自分の後宮における権利と義務の変化に直結しなくなるため、女房名の中の当

① 『中右記』、天永三年十月十九日条及び『讃岐典侍日記』下巻を参照。
② 『讃岐典侍日記』、下巻を参照。
③ 『中右記』、康和五年正月十六日条・同十七日条・嘉承二年十月二十六日条・永久二年二月十一日条を参照。

該部分が不変なものとなったのであり、それに対し、自分の身分・地位の変化が後宮における権利・義務の変化をもたらすため、女房名の中の当該部分は変化するものとなったのであろう。この不変と変化は院政時代の乳母の女房名の一大特徴である。

以上は院政時代の天皇の乳母の女房名について見てきたが、それらの女房名の中に、第 82 代後鳥羽天皇の乳母・藤原兼子(1155～1229)の「卿局」・「卿二位」(『愚管抄』など)[①]のような、後に所有者の通称となって宮門を飛び出して広く一般的に用いられるようになったものも多く、女房名は天皇の乳母の通称の源泉ともなっていると言えよう。このほかに、所有者の出家入道などの経歴や縁の地名に因んだ通称もあり、第 78 代二条天皇の乳母の藤原俊子の「九条尼三位」はその一例である。俊子は権中納言・俊忠(1073 頃～1123 頃)の娘であり、勧修寺流藤原氏の顕頼(1094～1148)の妻として二条天皇に出仕し、従三位に叙されたが、後に出家したため、「九条尼三位」という通称を得たのである。

表 10　堀河天皇の乳母の一覧表

乳母実名	乳母の女房名・通称及びその出典	乳母の官・位	乳母父名	乳母父の官職	乳母祖父名	乳母夫名	乳母夫の官職	乳母子女名	乳母子女の極官
藤原兼子	伊予三位(『中右記』) 讃岐三位(『中右記』) 藤三位(『讃岐典侍日記』)	従三位典侍	顕綱	讃岐守→但馬守	兼経	藤原敦家	伊予守	藤原敦兼	刑部卿
藤原光子	弁三位(『中右記』・『長秋記』・『讃岐典侍日記』)	従三位典侍	隆方	備後守→右中弁→権左中弁→左中弁→但馬守	隆光	藤原公実	蔵人頭→参議→権大納言	藤原通季	権中納言
								藤原実能	左大臣
								藤原実子	従三位典侍
								藤原璋子	鳥羽中宮
								藤原公子	従三位

① 藤原兼子は従三位刑部卿・範兼(1107～1165)の娘であり、姉・範子と共に後鳥羽天皇の乳母となり、後鳥羽上皇の信任を得て院政に重きをなし、正治元(1199)年に典侍となり、従二位までのぼりつめた(『尊卑分脈』・『愚管抄』)。女房名の中の「卿」の部分は彼女が初出仕の時点における父の官職名に由来し、「二位」の部分は本人の官位に由来していると思われる。

乳母実名	乳母の女房名・通称及びその出典	乳母の官・位	乳母父名	乳母父の官職	乳母祖父名	乳母夫名	乳母夫の官職	乳母子女名	乳母子女の極官
藤原家子	帥三位(『中右記』)	従三位典侍	家房	常陸守	隆家	藤原家範	大膳大夫	藤原基隆	修理大夫
	大弐の三位(『讃岐典侍日記』)							藤原家保	中務少輔
								藤原宗隆	越中権守
藤原師子	紀伊三位(『中右記』)	従三位典侍	師仲	紀伊守→宮内卿	実経	源雅実	参議→内大臣→右大臣→太政大臣	源顕通	権大納言
	大臣殿の三位(『讃岐典侍日記』)								

注:この表の作成にあたって、『尊卑分脈』(黒板勝美・国史大系編修会編.吉川弘文館)、関係史料の記述及び新田孝子氏の『栄花物語の乳母の系譜』(風間書房.2003)を参考にした。なお、乳母の女房名と通称の由来を考察するために、乳母の父・夫の極官のみならず、歴任した官職をも挙げた。

(三)天皇の乳母の家族の名前

図14が示している通り、摂関時代以来、内大臣・藤原高藤(838～900)を始祖とする勧修寺流藤原氏と関白・藤原道隆(953～995)を始祖とする道隆流藤原氏から天皇の乳母が輩出するようになった。次はこの両氏の名前の考察を通して、院政時代の天皇の乳母の家族の名前の特徴を考えてみたい。なお、ここで言う家族とは、乳母の父母・兄弟・姉妹・夫・子女のことである。

まず実名に関して言えば、天皇家・外戚貴族・賜姓皇族と同様に、男性の実名は二文字四音節を、女性の実名は二文字三音節の「○子」型を基本形とし、しかも男女名は共に訓読されている。ただし、天皇家・外戚貴族に比べ、女性の実名が記録されることが少なく、この点は賜姓皇族と共通している。

祖名の継承が一般的であり、男性の場合、直系の先祖名の文字を不規則に継承するという方法を取るが、初代先祖(藤原高藤と藤原道隆)以来の先祖名のみならず、初代先祖の出自となる藤原氏歴代の先祖名も継承の対象となっている。第73代堀河と第74代鳥羽二代天皇の乳母の光子(隆方の娘)、第74代鳥羽天皇の乳母の悦子(顕隆の妻)、第75代崇徳天皇の乳母の栄子(顕隆の娘)、第78代二条天皇の乳母の俊子(顕頼の妻)を出した勧修寺流藤原氏を例にして見ると、男性の実名の二文字の中の少なくて片方だけ多くて両方とも先祖の実名から取っている。つまり、光子の

父の隆方(？～1078)は父・隆光と五代祖・定方からそれぞれ「隆」と「方」の字を、光子の兄の為房(1049～1115)は高祖・為輔と十二世祖・房前からそれぞれ「為」と「房」の字を、為房の子で悦子の夫の顕隆(1072～1129)は祖父・隆方から「隆」の字を、顕隆と悦子との子の顕頼(1094～1148)は父・顕隆と七世祖・朝頼からそれぞれ「顕」と「頼」の字を、顕頼と俊子との子の光頼(1124～1173)は五世祖・隆光と父・顕頼からそれぞれ「光」と「頼」の字を、もう一人の子の惟方は高祖・隆方から「方」の文字を継承したのである。しかも、このような継承は実父子の間柄に限らず、養父子にも見られ、例えば、権中納言・藤原俊忠(1071～1123)の子の俊成(1114～1204)は、幼少期に顕頼の養子となって「顕広」と称した[①]が、「顕」は養父から継承した文字だと思われる。しかし、この顕広は五十四歳の時に実家に戻り、実父の実名の中の「俊」の字を継承して「俊成」と改名したのである。この実例から、勧修寺流藤原氏の祖名継承の適用範囲ばかりでなく、祖名の継承は社会的分類の再確認でもあることも伺えよう。

一方、女性の場合、外戚貴族や賜姓皇族の女性と同じように、父・祖父の実名の文字を継承の対象とした。第 73 代堀河天皇の乳母の家子(家房の娘)、第 74 代鳥羽天皇の乳母の実子(経忠の妻)、第 75 代崇徳天皇の乳母の宗子(隆宗の娘)と栄子(忠隆の妻)、第 77 代後白河天皇の乳母の「○○」(実名未詳。基隆の妻)を出した道隆流藤原氏を例にして見ると、家子の姉妹の房子は父・家房の「房」の字を、宗子の姉妹の隆子は父・隆宗の「隆」の字を継承したのである。とは言え、父・祖父の実名の文字を継承し得たのは宮仕えをした女性のみであり、それ以外の女性は祖名を継承するどころか、実名自体が記録されていないことが多い。『尊卑分脈』によれば、第 73 代堀河・第 74 代鳥羽二代天皇の乳母の藤原光子には二人の姉妹がおり、一人は第 65 代花山天皇(968～1008)の曾孫の康資王の妻となって顕資王を儲けた女性であり、もう一人は宮内大輔・藤原仲実(1057～1118)の妻となった女性である。王の妻になるほどの女性でも実名が記録されていないことから、院政時代の公家においては、女性の実名は基本的に朝廷(すなわち「公」)に仕えるために付けられたものであったと看取できよう。

さて、ここでは乳母の子女の祖名継承に注目したいが、第 74 代鳥羽天皇の乳母と

---

① 黒板勝美・国史大系編修会編『尊卑分脈』(一). 国史大系 58. 吉川弘文館. 1966. p. 290.

なった藤原悦子は、大学頭・季綱の娘であり、勧修寺流藤原氏の顕隆(1072～1129)の室となってから、顕頼・顕能・栄子等を儲けた。既述したように、顕頼は父と七世祖からそれぞれ「顕」と「頼」の文字を継承したが、顕能も父の「顕」の字を継承したのである。また、第78代二条天皇の乳母となった藤原俊子は、道長の曾孫の権中納言・藤原俊忠(1071～1123)の娘であり、勧修寺流藤原氏の顕頼(1094～1148)に嫁いでから、光頼・惟方・成頼等を儲けた。光頼と惟方の祖名継承は前述した通りであるが、成頼も父の「頼」の字を継承したのである。このように、たとえ母親が天皇の乳母になったとしても、その子女は母親の名の文字を継承することはなく、専ら父系の直系先祖の名を継承したのである。

平安中期以後の文献においては、乳母の実子を表す語として、「乳母子(めのとご)」が用いられるようになった[①]が、西郷信綱氏が「乳母子はその主人の最も信頼できる従者であり、両人は秘密をわかちあい生死を共にする仲らいであったと見ていい。つまり、実の血縁の兄弟(姉妹)よりも強い絆がそこには存した。」[②]と解説されているように、「乳母子」を「乳兄弟」と同義の言葉として見なすのが一般的である。こうした見解に至ったことの背景には、平安中期以来の天皇家・公家社会の乳母子と平安末期以後の武家社会の乳母子とを同一レベルで論じていることがあると思われる。ところが、近年の研究により、平安末期以後の武家社会では乳母が養君を自分の家で養育したのに対し、平安中期以来の天皇家・公家社会では、乳母は養君の邸宅に出仕してその養育に携わったことが明らかになり[③]、養君が乳母一族の中で成育していったとは考えられない。このような成育環境の相違は、必然的に養君と乳母一族との関わりに差をもたらし、よって、天皇の乳母子だからと言って、天皇と実兄弟同然の関係にあって立身出世が保障されたわけではない。つまり、天皇の乳母の実子の中に、天皇との擬制的な兄弟関係を頼りに順調に昇進を遂げられたのは極一部の者のみであり、しかも、彼等は天皇(院)個人に近侍する臣という存在にとどまることが多い。

院政時代に乳母子として権勢を振った者の中に、第74代鳥羽天皇(1103～1156)

---

① 乳母子という語の初見は『延喜式』、大炊寮の親王以下の月料規定にあるとされ、そこには「幼親王乳母(日二升)。乳母子各五斗(小月亦同。七歳以後停止)。」と記されている(黒板勝美・国史大系編修会編『交替式・弘仁式・延喜式』国史大系26. 吉川弘文館. 1965. p. 804)。

② 西郷信綱『源氏物語を読むために』平凡社. 1983. p. 70.

③ 秋山喜代子「乳父について」(史学会編『史学雑誌』99—7. 1990)を参照。

の乳母の悦子の子の藤原顕頼(1094～1148)がいるが、彼は鳥羽天皇が践祚した翌年の天仁元(1108)年に従五位下蔵人に補され、以来、出雲・丹後・丹波の守を歴任する一方、左衛門権佐・右少弁・右中弁、蔵人頭などを経て、天承元(1131)年に参議に昇り、さらに権中納言に進んで太宰権帥を兼ねたが、永治元(1141)年に両官を辞し、民部卿に任ぜられ、ついで正二位に叙された。公卿在任中はもちろんのこと、公卿を辞した後も重要な議事に参与してきた顕頼の活躍ぶりについて、『夕郎故実』[①]に「白河鳥羽御代、顕隆・顕頼等令相続、致院中無弐之奉公平、」と見え、藤原宗友の『本朝新修往生伝』にも「歴顕要之官、至卿相之位、鞅掌朝務、為君之腹心、一院(＝鳥羽天皇。——筆者注)御宇、内外執権際会超人」とあり、鳥羽上皇の腹心として内外の権を執って勢威を振っていたことが伺える。さらに、顕頼が大病にかかった時、鳥羽法皇は七仏薬師の御修法を行わせ、快癒を祈らせたが、無念にも顕頼が亡くなったので、彼のために朝覲行幸の音楽を停止したという[②]。このように、たとえ公卿の列に列せられていなくても、顕頼は常に鳥羽天皇(院)の側近にいて発言権を与えられ、院近臣の一人に数えられたのである。むろん、顕頼が鳥羽天皇と実兄弟をも凌ぐ強い絆で結ばれたようになったことの背景に、乳母子という特殊な身分があるが、とは言え、この身分を過大評価して彼の活躍は専ら天皇との私的な信頼関係に由来すると見なすわけにはいかないと思われる。

顕頼の出自となる勧修寺流藤原氏は、平安中期の宇多・醍醐朝に外戚[③]として突如に宮廷社会の上層に姿を現し、醍醐天皇の外祖父・高藤が内大臣正三位までに昇進したのに続き、高藤の子の定国は大納言従三位に、定方は右大臣従二位にのぼりつめた。ところが、定国・定方の子の世代になると、天皇家との血縁の疎遠に従って宮廷における地位も低下し始め、「公卿久絶」(『中右記』天永二年正月二十四日条)と評されるほどの状態が続いた。そんな中、定方の六世孫の為房(1049～1115。図14を参照)が後三条院・白河院に近侍して正三位参議までに昇進し、「高継家門」(『中右記』同日条)するようになり、以来、勧修寺流藤原氏は公卿を輩出して近世に至るまで大いに繁栄したのである。平安中期から院政時代までの歴代の「長者」の

---

① 『夕郎故実』:職掌分類による故実集成の一つである。

② 和田英松(「歴史上に於ける乳母の勢力」(『国史国文の研究』雄山閣，1926，p. 195)。

③ 勧修寺流藤原氏の始祖・高藤の娘の胤子は、潜竜時代の宇多天皇に嫁いで一男子を儲けたが、宇多天皇の即位に伴って宮中に入って更衣から女御に進み、その所生も皇太子に立ち、さらに践祚して醍醐天皇となったのである。

経歴を手掛りに勧修寺一流の動向を検討した橋本義彦氏は、勧修寺流藤原氏の活動の主な立脚点として、弁官及びそれと密接に関連する蔵人、受領、摂関家ないし院の近臣(主として家司・院司として)の三つを挙げている。すなわち、氏は第14代為隆(1070～1130)から第25代経房(1143～1200)までの12代11人の長者の中に、11人全員が弁官や蔵人を経て公卿に列するようになったばかりでなく、受領の経歴をも持っていると指摘されたのである[①]。橋本氏の論述の中で第17代目の長者として挙げられている顕頼の経歴は上掲した通りであるが、この経歴から、顕頼の昇進は正しく勧修寺流藤原氏の昇進ルートに沿ったものであると看取できよう。

以上見てきたように、同流の他の者に比べ、顕頼の昇進は決して常軌を脱したものではなく、ただし、乳母子という特殊な身分は彼の昇進に拍車をかけ、「無弐」・「超人」と評されるほどになったのである。言い換えると、顕頼にとっては、乳母子という特殊な身分は、彼の宮廷生活における立脚点にはならず、その昇進を決定付けるのはやはり父系出自であり、天皇の乳母の子であることはその昇進の「触媒」としかならなかったのである。このことを裏付ける好例となっているのは顕頼の個人名であり、社会的分類と整合の機能を持ち合わせた彼の実名には悦子との母子関係が示されることはなく、その代わりに、父・顕隆及び七世祖・朝頼との父子・祖孫関係が明示されているのである。なお、前述した通り、道隆流藤原氏においても、天皇の乳母となる母親の名を継承するケースが見られないのであり、こうした現象は、天皇の乳母は別として、天皇の乳母子までを天皇との私的な関係に立脚する者に分類することの不適切さを物語っているのであろう。

実名のほかに、乳母の家族は通称をも持っていたが、それらの通称は官職名と縁の地名を二大構成要素とする一方、位階名や出家などの経歴に由来することも多い。勧修寺流藤原氏の例を見ると、光子の兄の為房は、四条坊門に邸宅を持ち、天永二(1111)年に参議に昇ってついでに大蔵卿をも兼ねたため、「坊城大蔵卿」と称された。為房の子の為隆(1070～1130)は従三位参議を極官とし、邸宅が四条坊門にあったため、「坊城宰相」と呼ばれ、為房の曾孫の経房(1143～1200)は正二位権大納言まで昇り、洛東神楽岡のふもと・吉田に別業を構えたため、「吉田大納言」と呼ばれた。また、悦子の夫の顕隆は、権中納言を極官とし、洛西葉室に山荘を営んだので、「葉室

---

① 橋本義彦「勧修寺流藤原氏の形成とその性格」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館. 1992. pp. 283～319)。

中納言」と称された。悦子と顕隆の子の顕頼は、九条高倉に邸宅を持ち、永治元(1141)年に権中納言を辞して民部卿に任ぜられたため、「九条民部卿」と呼ばれた。俊子と顕頼との間に生まれた光頼は、十八歳で右少弁に任じられて以来、累進して正二位大納言まで昇進したが、山城国葛野郡葉室の地に別業を営んだため、「葉室入道中納言」と呼ばれ、また、長寛二(1164)年に辞官出家して桂の里に隠棲したので「桂大納言」と称されたのである。また、道隆流藤原氏の場合、実子の子の右京大夫・信輔は、太秦に山荘があったことから「太秦大夫」と呼ばれ、信輔の子の修理大夫・信隆(1126～1179)と権中納言・親信(1127～1197)は、皆七条坊門小路沿いに邸宅を営んでいたため、それぞれ「七条修理大夫」と「坊門中納言」と称された。信隆の子の右大臣・信清(1159～1126)は七条坊門小路沿いに住み、太秦に山荘を持ったため、「太秦内府」・「坊門内府」と称された。また、宗子の兄弟の修理権大夫・宗兼の娘の宗子は、平忠盛(1096～1153)の後妻であり、宗盛が没してから落飾して京都六波羅の池殿に住んでいたため、「池禅尼」と称されたのである。

さて、ここでは通称の中の地名部分に注目したいが、父と子、祖と孫、叔と甥の通称に同じ地名が含まれることが多いと看取できよう。つまり、勧修寺流藤原氏の為房・為隆父子は共に「坊城」を、顕隆・光頼祖孫は共に「葉室」を通称に持ち、道隆流藤原氏の信輔・信清祖孫は共に「太秦」を、親信・信清叔甥は共に「坊門」を通称に持ったのである。前述した通り、通称の中の地名部分は土地の所有関係を表し、したがって、父と子、祖と孫、叔と甥の通称に同じ地名が含まれることは両者が同じ土地を所有したことを意味している。こうした現象から、両氏における土地の相伝の実態を伺え、すなわち、院政時代の勧修寺流藤原氏と道隆流藤原氏においては、土地の相伝は父から子へさらに子の子へという形を取っていたと考えられる。さらに興味深いのは、上掲した通称の中の坊城・葉室・太秦・坊門・吉田・七条の部分が後に皆両氏から分かれ出た子集団(家)の標識と化した①ことであるが、前述した通り、この現象は外戚貴族の閑院流藤原氏と師房流村上源氏にも見られるのである。

---

① 例えば、顕隆の孫・光頼(1124～1173)が山城国葛野郡の葉室の地に別業を構えて以来、葉室がその子孫の家名となった。また、坊門内府・信清以来、坊門は信清及びその弟・隆清(1168～1214)の子孫の家名となったのである。

四、院近臣及びその家族の名前

(一)院政時代における院近臣

天皇との私的な関係に立脚する公家として、院近臣も挙げられる。院近臣とは、上皇(＝院)の信任寵愛の下で、上皇の手足となって活躍した中・下層貴族出自の者のことである。白河・鳥羽院政下の、勧修寺流藤原氏の為房(1049～1115)・顕隆(1072～1129)・顕頼(1094～1148)、末茂流藤原氏の顕季(1055～1123)・長実(1075～1133)・顕盛・家保(1080～1136)・家成(1107～1154)、道隆流藤原氏の師信・経忠(1075～1138)・国明(1064～1105)・基隆(1075～1132)・忠隆、良門(つまり利基流)流藤原氏の隆時・清隆、高階氏の経敏・仲章・為家・為章(1059～1103)・宗章；そして後白河院政下の、勧修寺流藤原氏の光頼(1176～1221)・惟方(1125～?)、末茂流藤原氏の隆季(1127～1185)・成親(1138～1177)、道隆流藤原氏の信頼(1133～1159)、高階氏の泰経(1130～1201)などがそれにあたる①。その中に、勧修寺流藤原氏や道隆流藤原氏のように一流から天皇の乳母が輩出して乳母の父・兄弟・夫・子が院近臣となるケースも少なくないが、その二門流の名前はすでに乳母及びその家族の名前の部分で扱ったので、ここでは比較的に多くの院近臣が出ている高階氏を例にして、院近臣及びその家族の名前を考察していきたい。

(二)院近臣及びその家族の名前

高階氏は第45代聖武天皇の時に左大臣を務めていた長屋王(684～729)の後裔であり、王の失脚後ほとんど名を顕すことはなかったが、長屋王の八世の孫の高階成忠(923～998)の時に至ると、成忠の娘の貴子(生没年未詳)が関白・道隆に嫁して、内大臣伊周、中納言隆家及び第66代一条天皇(980～1011)の皇后・定子(976～1000)の母となったことを契機に、初めて一家の繁栄が見られた。こうして摂関時代に摂関との私的な関係をたよりに権勢を誇った高階氏は、その後も歴代の摂関と緊密な関係を保ってきたが、政権の推移に伴って、一部の者が院権力の下に馳せ参

---

① 橋本義彦「院政政権の一考察」(「平安貴族社会の研究」吉川弘文館，1992，pp. 3～33)による。

じるようになったのである。

まず、後掲した高階氏の略系図（図 15）を基にしてその実名の特徴をまとめると、天皇家・外戚貴族・賜姓皇族・乳母一族と同様に、男性の実名は二文字四音節を、女性の実名は二文字三音節の「○子」型を基本形とし、しかも男女名は共に訓読されている。ただし、天皇家・外戚貴族に比べ、女性の実名が記録されることが少なく、この点は賜姓皇族・乳母一族と共通している。

また、祖名の継承が一般的であり、男性の場合、直系の先祖名の文字を不規則に継承するという方法が一般的である中、系統ごとに通字が形成されることもある。例えば、白河院近臣の経敏が属する業敏の系統においては、業敏の代からすでに祖名の継承が行われ、以後ほぼ男性全員の実名に父系直系先祖の名の文字が含まれているが、代々継承される通字の成立は見られない。また、後白河院近臣の為家・為章・宗章が属する成章の系統においては、成章の子で為章の父である為家（1038～1106）の代から祖名の継承が行われ、為章と為遠が共に父・為家から「為」を、仲章と宗章が共に父・為章から「章」を継承したというように、兄弟で同じ父系直系先祖の名の文字を継承したが、未だに通字の成立には至っていない。さらに、後白河院の近臣の泰経が属する成経の系統においては、成経の孫で泰経の祖父である重仲の代から祖名の継承が行われ、泰経の父・泰重の代から「泰」という字が、そして、泰経の子・経仲の代から「経」という字が一部の子孫の系統では代々継承される通字となったのである。ただし、ここで「一部の子孫の系統では」と断ったのは、泰重、経仲の子孫全員が名に泰か経を持っているわけではなく、泰が一部の系統で代々継承され、経が他の一部の系統で継承され、さらに、泰をも経をも継承しない系統もあるからである。つまり、同じ通字命名法を取っていたとは言え、系統によっては継承される文字が異なっており、氏内部における分化がその背景にあると考えられる。そうした中、各系統の繁栄に貢献した者の名の文字こそ継承される回数が多く、成経流において「泰」と「経」が代々継承される通字となったのも泰経の活躍に由来しているのであろう。

一方、女性の祖名継承の場合、業子が曾祖父・業遠の「業」を、為子が父・為章（1059～1103）の「為」をそれぞれ継承したことが示しているように、継承の対象となるのは三代以内の父系直系先祖の実名であり、しかも、もし同父兄弟に父・祖の名を継承する者がいれば、できる限り彼らと同じ文字を継承するのを避けていたよう

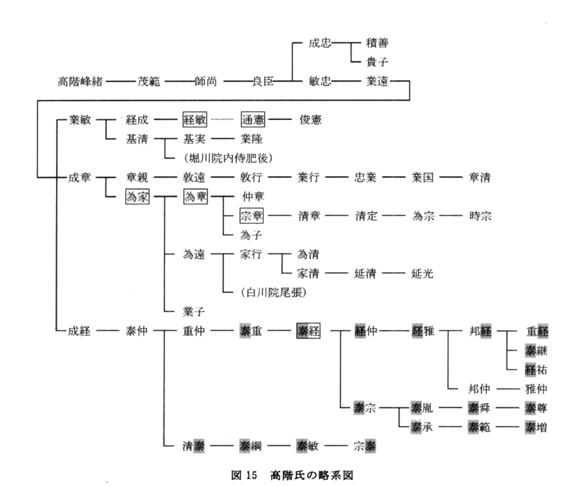


図 15　高階氏の略系図

注：この図の作成にあたって、『尊卑分脈』(黒板勝美・国史大系編修会編．吉川弘文館)と『続群書類従』(塙保己一原編．太田藤四郎補編．続群書類従完成会)の中の高階氏の系図及び関係史料の記述を参考にした。なお、比較の観点から、院政時代を生きた者の名のほかに、前後の時代の高階氏の名をも掲載した。図中に[〇〇]となっているのは院政時代の院近臣の名前であり、(〇〇)となっているのは実名以外の名前である。点線部分は養父子・女関係にあることを示し、●は通字であることを示す。

である。つまり、高階為章の娘の為子は同父兄弟の仲章・宗章とは異なり、父名の中の「章」の字ではなく、もう一方の「為」の字を継承したのである。この点は師房流村上源氏・高明流醍醐源氏などにも見られ、例えば、師房流村上源氏の通親(1149～1202)の子女の中で、子の通宗・通光が父の「通」の字を継承したのに対し、女の親子

は父の「親」の字を継承したのである(前掲した図10を参照)。

院政時代の他の公家に比べ、高階氏の名前の最も大きな特徴は実名以外の名前があまり発達していないことである。とは言え、実名以外の名前がまったくないわけではない。例えば、後白河院の近臣として活躍していた通憲(みちのり)(1106～1159)は、六位蔵人・藤原実兼の子として生まれたが、七歳の時に父が急死したため、高階経敏の養子となり、さらに高階重仲の女を娶って高階氏を称して朝廷に出仕した。彼は博学多才をもって、鳥羽・崇徳・近衛三代に仕えたが、宮仕少納言に止まることを不満として出家し、円空・信西と号した。以上の経歴から、通憲は「少納言入道」とも称されたのである。後白河天皇の即位と共に、通憲は再び権勢を得て、保元の乱後は院の近臣として活躍し、内裏の再建・朝儀の復興などにつとめたが、学才に任せて権謀をほしいままにしたため、平治の乱で信頼勢に殺された。ところで、通憲の博学多才はその名前にも映し出され、彼は上掲した実名・通称のほかに、自ら称した「民輪(みんりん)」という字(あざな)をも持っている。この名前は所謂反名(かえしな)であり、つまり実名の二文字の訓の初めの音「み」を字音の頭に持つ文字「みん(民)」と、下の文字の訓の末尾の音「り」(初めての音「の」との組み合わせも可能である)を字音の頭に持つ文字「りん(輪)」とを組み合わせたものである。

なお、反名の反は「反切」の反であると思われ、単音を示す文字を有さない中国語では、漢字の未知の字音を表すために、既知の他の二文字の音をもってするという方法を取っていた。すなわち、上の漢字(父字または音字)の音節の初めの子音(声母)と下の漢字(母字または韻字)の音節の母音を含む後の部分(韻母)とを合わせて一音を構成するものであるが、例えば、東(tong)の音を示すのに、「徳(tok)」」と「紅(hong)」の二字を用いて「徳紅切」或は「徳紅反」とし、上の「徳」から子音「t」を取り、下の「紅」から母音を含む韻「ong」を取って東の字音を示したのである。

このように、反名を付けるためには、漢字の字音・字訓に対する高度な理解を必要とし、それ故、日本の歴史上反名を称していたのはいずれも漢字・漢文の知識が豊富な学者である。通憲の「民輪」のほかに、奈良時代の歌人の大伴旅人(たびと)(665～731)の「談等(たんとう)」、平安中期の漢文学者で漢詩文集『本朝文粋』を編纂した藤原明衡(あきひら)(989～1066)の「安蘭(あんらん)」、鎌倉初期の文学者で説話集『古今著聞集』を著した橘成孝(なりすえ)(生没年未詳)の「南袁(なんえん)」などの実例も挙げられる。この意味では、通憲が歴史書『本朝世紀』

や法律書『法曹類林』を著したほどの漢字漢文力を有したからこそ、「民輪」という字が生まれたのだと言えよう。この字はこれまでの別名風・幼名風・通称風の字とは異なり、かなり中国語本来の字に近付けたものである。ただし、院政時代においては、こうした字は未だに支配者層に浸透することはできず、通憲のような一部の学者・文人の間にのみ使用されていたと考えられる。換言すれば、学問の家柄ではない高階氏にとっては、このような字(あざな)の存在はむしろ例外であり、通憲の身の上が見事にこの字に映し出されていると言っても過言ではない。

前述したように、通憲は七歳の時に生父・藤原実兼の急死によって、高階経敏の養子となったのであり、元を辿れば、藤原不比等の長男・武智麿(680～737。南家の祖)の十二世孫である。実兼の属する貞嗣(武智麻呂の孫)の系統では、貞嗣の七世孫の実範の時から、文人・学者が輩出し(図 16を参照)、通憲の生父の実兼も文章生となっていた。しかし、実兼が二十八歳の時に才智を惜しまれながら急死すると、子の通憲が養子に送り出され、そのため、「依入他家不遂儒業不経儒官」[①]として、父祖のように儒学者として生きていくことを諦めていた。とは言え、その父譲りとも考えるべき漢学素養が彼の出仕中に大いに生かされ、白河院の近臣として権勢を振い得たのもそれによるところ少なくなかったのであろう。そして、民輪という名前もそうした背景の下で生まれたと考えられよう。通憲自身も元々属していた家に懐かしんでいるようであり、少納言に抜擢された翌年に藤原の本姓に復したのがその現れの一つであるが、ほかに、養子が養父の実名の文字を継承することが一般的となっている中、高階氏の養子になったにも関わらず、養父の文字を継承することはなかったのもその現れであろう。この意味では、通憲の名前に見られる諸現象は高階氏の特徴というより、藤原氏南家の特徴と言ったほうがより妥当であろう。

一方、上述した通憲の例とは対照的に、他の高階氏から出た院近臣及びその家族の名前はバラエティーに富んでおらず、実名以外の名前はほとんど伝わっていない。前述したように、外戚貴族・賜姓皇族・天皇の乳母の一族の間で発達している通称は、実名と共に個人名の「社会的分類」と「社会的整合」の機能を果しており、すなわち、京都の朝廷にありふれている藤原氏・源氏らをその官職・位階や居住地などを以って再分類したのである。これに対し、京都の宮廷での活躍の歴史が未だに

---

① 黒板勝美・国史大系編修会編『尊卑分脈』(二). 国史大系 59. 吉川弘文館. 1966. p. 485.

短い高階氏は、その人数が少ない故に、一々通称を付けなくても、個人の識別ができたのである。

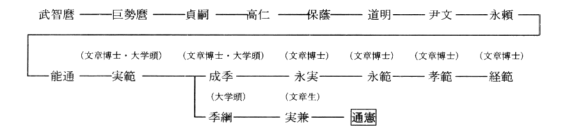


図 16　通憲の出自

注：この図の作成にあたって、『尊卑分脈』(黒板勝美・国史大系編修会編．吉川弘文館)の中の貞嗣流藤原氏の系図及び関係史料の記述を参考にした。なお、実範以来の者に関しては、その実名の上に、本人の任じられた官職名をも付記した。

院政時代の実例が見当たらないので、摂関時代の例を借用することとなるが、摂関家と姻戚関係を結ぶことによって高階氏の繁栄をもたらした高階成忠は、「高二位」とも称されているが、この通称は関白・道隆に嫁いだ娘の貴子が産んだ定子が第 66 代一条天皇に入内してその寵を得たため、成忠が従二位に進んだことに由来している。また、成忠の娘の貴子が「高内侍」とも称されたのは、彼女が初め第 64 代円融天皇の内侍になっていたためである。この二つの実例から伺えるように、高階氏の通称は「氏名＋官職または位階名」という形をとっており、当時の藤原氏の通称には官職・位階名と共に縁の地名が多用されているのに比べると、氏名の使用がその特徴だと言えよう。言い換えると、当時の京都の朝廷には藤原氏と名乗る者が多数いたため、平安京のどこに居住している藤原氏を明示することは彼らの識別に資していた。ところが、宮廷に仕える高階氏の人数が限られており、氏名の略称と官職・位階名だけで個人の識別ができたわけである。以上見てきたように、高階氏の名前に見られる諸現象はその発展の歴史と深く関わっているのである。

第六章　院政時代における武家の名前

第一節　院政と武士

一、本研究における武家の定義

院政下の中央政界で急速に台頭したもう一つの勢力は武士である。関白・藤原忠通の六男として生まれ、後に出家して天台座主を四度もつとめた僧の慈円(1155～1225)は、その著『愚管抄』の中で、「保元元年七月二日、鳥羽院ウセサセ給テ後。日本国ノ亂逆ト云コトハヲコリテ後ムサノ世ニナリニケルナリ。」[①]と記し、保元の乱を境にしてすっかりムサノ世となってしまったと感嘆している。慈円は「武士」ではなく、「ムサ」(すなわち武者)という表現を用いたが、武者も武士と同義の言葉で、武芸を職能とする集団またその構成員のことを指していると思われる。また、院政時代に武士が一種の社会的身分として定着し始めると、武士が「武家」とも称されるようになったが、その際に、「武家」は「武士の家筋」という元来の意味のほかに、天皇以下の京都朝廷に属する公家に対する「武士一般」という意味で使われることも少なくない。したがって、本書では、京都の朝廷の政治を担当する公家に対し、武門に生まれた上に武勇をもって朝廷に仕えた者のことを武家と総称している。

---

① 岡見正雄・赤松俊秀校注『愚管抄』日本古典文学大系 86. 岩波書店. 1986. p. 206.

二、武士の発生及び院政時代における武士の役割

『日本三代実録』などの正史に見える九世紀の官人の卒伝には「家業武芸」、「武芸絶倫」といった表現が散見されるが、そこでは紀・伴・坂上・小野氏などは「武芸」を「家業」とする「武芸之士」として記載されている。彼らを武士の源流と見なす見解があるが、そのほとんどは院政時代以来の武士の系譜にはつながらない。九世紀の武芸官人の武芸は賭射（のりゆみ）[1]・競馬（くらべうま）などの宮廷儀礼の「見せ物」的なものとして洗練されていたため、そのままでは武士に転進しえない。九世紀末～十世紀前半の転換期の反乱鎮圧過程で戦術革命の洗礼を受け、新戦術を我がものにして勲功をあげた者だけが、武士としての社会的認知を獲得しえたのである。院政時代以来の武士の始祖の多くは、「承平・天慶の乱」における政府軍の勲功者（藤原秀郷・源経基など）であった。彼らこそ院政時代以来の「武芸」を「家業」とする「兵の家」の創始者とされている[2]。

「延喜・天暦の治」と謳われ、後に天皇親政の理想的時代と讃えられた十世紀初めは、実は律令制の土地・人民支配の変質と崩壊がはっきりし始めた時代であった。この時代において、上層貴族による土地・人民の私的支配が進展され、彼らと結ぶ有力農民が課役免除の特権を獲得し、戸籍が実態からはなれるようになった。これらのことを背景に、調・庸が課せられる男子の数が減少し、その結果、調・庸の徴収はさらに困難をきたして中央財政を極度に悪化させた。こうした状況に直面した政府は、律令原則を維持することを放棄し、一国の統治を全面的に国司に委ねて現実的な政策をとらせ、その代わりに一定額の中央への納入物を確保する方式へと転換した。これを機に、地方政治の運営に国司の果たす役割が増大し、徴税請負人の性格を強めた彼らは、やがて課税率をある程度自由に決められるようになった。そんな中、私腹を肥やして巨利をあげる国司が現れ、その地位が利権視された。私財を出して朝廷の儀式や寺社の造営などを助け、その代償として国司などの官職を得

---

[1]　賭射：射礼の翌日の正月十八日に行う宮廷行事の一つ。天皇が弓場殿に出御し、左右の近衛府、兵衛府の舎人などの弓を射るのを御覧になって、勝方には賭物を賜い、負方には罰酒を課したという。

[2]　下向井龍彦「国衙と武士」（『岩波講座・日本通史』第6巻・古代5. 岩波書店. 1995. pp. 177～211）を参照。

ること(成功)や同じく国司に再任されること(重任)も行われるようになった。さらに、国司に任命されたにもかかわらず、任国に赴任せずに京に住み、目代を国に派遣して政務をとらせ、その俸禄のみを得る(遙任)者も増えた。その一方、一国の政務の権限が次第に任国に赴任した最上級の国司(受領)に集中するようになり、彼らは国衙の機構改革に臨んだのである。すなわち、行政機能ごとに公文所・田所・税所・調所・検非違所・船所などの受領直属分課の「所」を作り、子弟・郎党ら京下りの側近を「所」目代に任じ、その下に国衙支配下に引き戻した王臣家人や従来「雑色人」として国衙に出仕してきた富豪層を「判官代」に任じて配属し、実務を分担させた。彼らを「在庁官人」と総称するが、こうして、国司四等官制は実体を失い、受領と私的関係で結ばれていない任用国司①は俸料を受給するだけとなり、受領による国内支配体制が確立した②。

ところで、上述してきた九世紀～十世紀前半の体制転換は、それに抗議する諸勢力の反感を排除することによって初めて実現したのであり、この転換期の反乱鎮圧過程で武士は登場することとなった。つまり、地方政治が大きく変質していく中、在地有力者や一般農民による開発が進行して私地が成立したが、有力な在地豪族は買取やその他の手段でそれらの私地を集積し、それを中核として支配を拡大して在地領主化した。彼らはその開発所領を国衙から領有を認められる一方、国衙の在庁官人としての地位を保有して国衙権力につながっていたが、その実力を蓄えて所領を自衛するために武力を養う必要があった。彼らが武士の源流となったが、成長しつつある武士の力を示した最初の事件は「平将門の乱」であった。将門(？～940)は鎮守府将軍・良持の子であり、承平五(935)年以来、常陸西部に館を持つ伯父・国香、良兼、従兄弟・貞盛らと合戦を繰り返していたが、天慶二(939)年に常陸国で私領の経営を進める藤原玄明が国司・藤原維幾と対立すると、玄明を支援して常陸の国府に進入した。彼はさらに下野・上野・相模などの諸国の国衙を制圧して受領を放逐し、弟や主だった従者を伊豆及び関東諸国の国守に任じ、自ら「新皇」と称したが、同じ関東武士の平貞盛(生没年未詳)と藤原秀郷(生没年未詳)によって滅ぼ

① 任用国司:受領国司に対する言葉で、受領以外のすべての国司を指す。

② 下向井龍彦「国衙と武士」(『岩波講座・日本通史』第6巻・古代5.岩波書店.1995.pp.177～211)を参照.

されたのである。この平将門の乱とほぼ同時期に起こったのは「藤原純友の乱」であり、純友(? ～941)は大宰少弐・良範の子であり、承平六(936)年に伊予国の国司として海賊追捕の宣旨を受けてその追捕にあたったが、平将門の乱が起こると、反乱に立ちあがり、瀬戸内海の海賊と結んでその棟梁となり、伊予の日振島を本拠に公私官物を略奪し、内海に勢力を伸ばしていった。彼は天慶四(941)年五月に大宰府を占領したが、翌月に小野好古(884～968)、源経基(生没年未詳)ら追捕使によって討たれたのである。以上の二つの反乱は「承平・天慶の乱」と総称されているが、ここで重要なのは、これらの反乱の際に国衙・在地勢力のいずれにとっても、武士の力が必要であったことである。

宮廷貴族に計り知れない衝撃と恐怖を与えた「承平・天慶の乱」は、武士の政治的地位を上昇させる役割を果たし、これまで六位止まりであった武士たちが、五位に叙されるようになり、宮廷貴族社会の末端に地歩を占めるチャンスを与えられた。一方、将門や純友の惨めな末路は、武士たちに「軍事的抗議の無意味さ」を悟らせ、勲功に期待をかける「王朝国家の戦士」としての自覚を持たせた。こうして、反乱の鎮圧で勲功を立てた藤原秀郷や源経基などは院政時代以後に活躍した武家の始祖となったのである。

さらに、摂関政治が盛んであった十世紀の末頃から、京都朝廷にいる貴族たちは、地方の行政に対する関心を希薄にし、それをいわば経済的な収入源としか見なしていなかったため、地方の治安が乱れる一方であった。地方の社会的秩序を維持するために、中央貴族たちは地方にいる武士の力を利用するようになり、それに伴い、武士が本格的に中央の政界に進出することとなったのである。

そのような状況の中、源経基の孫である源頼信(968～1047)は、父・満仲や兄・頼光と共に摂関家に仕え、藤原道長(966～1027)の近習としてその後援を受けて武官・文官・諸国受領などを歴任していたが、長元四(1031)年に房総地方を荒らしていた平忠常(967～1031)を追討して一躍武名を挙げた。この後、頼信の長男・頼義(988～1075)は奥州で前九年の役を戦い、そして頼義の長男・義家(1039～1106)は「前九年の役」に従軍した後に「後三年の役」を平定した。さらに、義家の弟の義綱(? ～1132 頃)は寛治七(1093)年の出羽国における豪族の反乱を鎮定したのである。こうして頼義以来三代にわたって東国・奥羽の戦乱平定に従事した河内源氏は、その間に東国の武士との関係を深め、彼らとの強固な主従関係を形成し、強大な源氏

武士団を築き挙げたのである。ところが、その武力は体制の枠外にあって独立性を強め、院政権にとって脅威となりつつあったため、院政権はこれを抑制する一方、政権内に取り込む方策をもとったのである。例えば、白河上皇は寛治五(1091)年六月に五畿七道諸国に宣旨を発して諸国の百姓が好んで田畠の公験を義家に寄進することを禁じ(『百錬抄』)、さらに翌年五月に義家の構立した諸国の荘園を停止すべき宣旨を発した(『後二条師通記』)。特定の個人を対象とする荘園禁止令がほかに例がないところから、上皇は荘園の寄進を通じて地方の武士が義家の支配下に入ることを禁圧しようとしたと思われる[①]。その一方、白河上皇は早くから義家らの武力の掌握に努め、在位の時に積極的に義家・義綱らに行幸や宮中の護衛を命じ、さらに譲位後の承徳二(1098)年に義家に院の昇殿を許し、彼を院司機構の一端に組み入れた。このように、白河上皇は武家である義家らに有事の際の軍事力を期待するに留まらず、常時政権の軍事・警察力として専制的権力の支えとしようとしたのである

しかし、源氏の勢力は後に義家の次男・義親(?～1108)の反乱事件を契機に衰え、代わって伊賀・伊勢を地盤とする桓武平氏の一族が院の武力として急速に台頭することとなった。中でも平正盛(?～1121)は源義親の追討で武名を挙げ、正盛の子の忠盛(1096～1153)は瀬戸内海の海賊平定などで第74代鳥羽天皇(1103～1156)の信任を得て、武士としても院近臣としても重んじられるようになった。そして、その平氏の勢力を飛躍的に伸ばしたのは忠盛の長男・清盛(1118～1181)であり、保元の乱で後白河天皇(1127～1192)方に加担し、平治の乱で戦功を立てた清盛は、永暦元(1160)年に正三位・参議として公卿に列して以来、後白河上皇の信任を得て異例の昇進を遂げ、仁安二(1167)年武士として初めて太政大臣に就任した。そして、清盛の一族にも高位高官が与えられ、平氏は摂関家と同様に一族こぞって公卿・殿上人となって国政に参与できたのである。他方、30余ヵ国の知行国を一門で占め、さらに積極的に日宋貿易を行って経済的基盤を固めるなどして強大な勢力を築きあげた。これを恐れた後白河天上皇は、反平氏勢力を結集してこれを抑えようとし、治承元(1177)年に近臣らに平氏打倒の計画を進めさせた(鹿ヶ谷事件)ものの、失敗に終わってしまい、今度は清盛が治承三(1179)年に上皇を幽閉して太政大臣は

---

① 橋本義彦『平安の宮廷と貴族』吉川弘文館．1996．p．113．

じめ院近臣多数を追放するというクーデターを起こし、平氏政権の強化を図った。このように、清盛をはじめとする平氏一門は武士でありながら、その権勢と共に急速に貴族化して地方の武士の社会から遊離していった。それ故、武士の間に平氏政権への不満の声が次第に高まり、それを背景に、清和源氏から出た源頼朝(1147～1199)は治承四(1180)年に伊豆で挙兵したのである。

以上見てきたように、院政時代に入ってから、地方支配の乱れと王朝内部の激しい抗争を背景に、武士は院の政治空間に組まれて急速に成長し、国家中枢に集積してきた矛盾のすべてが武力によって解消されようにもなったのである①。この意味では、院政時代は地方にいた武士が京都にいる天皇家及び公家に近付けようとした時代であり、では、果たして彼らの名前も公家・武士に近付けたのであろうか。次節で具体的に検討していきたい。

第二節　武士及びその家族の名前

一、武士の名前

保元元(1156)年に京都に起った保元の乱の顛末を描いた軍記物語・『保元物語』上の「官軍方々手分けの事」のところに、

「清和天皇十代の皇胤、六孫王の末葉、摂津守頼光のおとゝ、大和守頼親に五代、中務丞頼治が孫、下野守親弘が嫡子、大和国の住人、宇野七郎親治と申す者なり。」②

という記述があり、武士が戦場で敵と戦う前に自分の名を声高らかに言うという名乗りの場面の描写である。その中で、名乗りをする本人・源親治(1116～1186)の名前のみならず、彼の先祖の名前も名乗られている。『続群書類聚』の第五輯上・系図部(塙保己一編.続群書類従完成会.1973)に掲載されている清和源氏の系図を参考

① 保立道久『平安王朝』岩波書店.1996.p.208.

② 永積安明・島田勇雄校注『保元物語・平家物語』日本古典文学大系 31.岩波書店.1961.p.69.

にしながら以上の名前を繋げると、図 17になる。

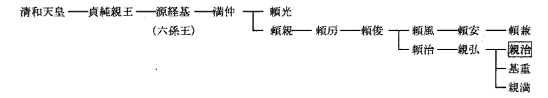


図 17　源親治とその先祖の名前

上掲した者の中に、六孫王・源経基(生没年未詳)以後の者が皆武士として活躍していたが、院政時代を生きたのは頼房(?～1076)以後の者たちである。『保元物語』の記述及び図 17から伺えるように、頼房から親治までの実名は、二文字四音節からなり、美字・佳字が多用され、父祖の名の文字・音声が子孫に継承されているという特徴があり、これらの特徴は天皇家・公家と共通している。また、以上の実名のほかに、頼房は「荒加賀」と、頼安は「法華経太郎」と、頼兼は「加賀冠者」と、頼治は「宇野冠者」と、親弘は「豊島権守」と、親治は「宇野七郎」とも称されているが、これらの通称は天皇家・公家の通称と同様に、縁の地名(加賀・宇野など)や律令官職(守)や兄弟における順位(太郎・七郎)などに因んでいる。また、上掲した名乗りの場面には登場していないが、実名と通称のほかに、院政時代の武士は幼名をも持っており、例えば、保元の乱の際に、源親治と同じく崇徳上皇・藤原頼長方に加わった源為義(1096～1156)の男子に「乙若」、「亀若」、「鶴若」、「天王」を幼名とする者がいる(『保元物語』下・義朝幼少の弟悉く失はるる事)。このように、人生段階や社会的身分に応じて、所持する名前の種類も変化し、各種の名前の役割が明確であるという天皇家・公家に共通している特徴は武家においても見られる。ただし、全体から見れば、武家の名前の種類は天皇家・公家より少ないのである。

ところで、上記した名乗りの場面では源親治が「宇野七郎親治」と実名と通称とを併称しているが、院政時代の武士の間では、実名と通称とを併称することが一般的に行われていたと思われる。というのは、保元の乱の三年後の平治元(1159)年に起こった平治の乱の顛末を叙した軍記物語・『平治物語』の「待賢門の軍」のところに、

「此の手の大将は誰人ぞ。名のれ、きかん。かう申すは清和天皇九代の皇胤、左馬頭義朝(よしとも)が嫡子、鎌倉悪源太義平(よしひら)と申す者也。生年十五のとし、武蔵国大蔵の軍の

大将として、叔父帯刀先生義賢をうちしより以来度々の合戦に一度も不覚の名をとらず、とし積って十九歳、見参せん」①

という名乗りの場面が記されており、そこにも「鎌倉悪源太義平」、「帯刀先生義賢」のように、実名と通称が併称されているからである。しかも、ここで興味深いのは、源親治の「宇野七郎親治」と源義平(1141～1160)の「鎌倉悪源太義平」が共に自称に用いられていることであり、同様な現象は天皇家・公家にはほとんど見られないのである。むろん、『玉葉』元暦二(1185)年四月四日条に見える「平大納言時忠」のように、『玉葉』の作者・九条兼実(1149～1207)が同じく公卿に列している平時忠(1128～1189)のことを、その通称「平大納言」と実名「時忠」とを合わせて称することはあるが、ただし、この場合の併称は他称であり、自称ではない。

天皇家や公家が実名と通称との併称を自称に用いることが少ないことには実名敬避の考え方が潜んでおり、そして、武士が自ら実名と通称とを併称することには家系尊重の意識が働いていると思われる。つまり、鎌倉悪源太という通称には鎌倉の領地を持つ源家の嫡男という情報が含まれ、それを名乗ることによって、頼義は自分の所属する集団と集団における地位を相手に知らせ、由緒ある武士の家柄の出であることをアピールできたのである。とは言え、武士の間では実名の敬避が行われていなかったわけではなく、「前九年の役」を主題とした軍記物語・『陸奥話記』に見える安倍頼時(？～1057)の改名話がこのことを裏付けている。「同太守名、有禁之故也」と明記されているように、陸奥国の豪族である安倍頼時が自ら実名を「頼良」から「頼時」に改めたのは、「頼良」が時の陸奥守兼鎮守府将軍・源頼義(天喜元(1053)年補任)の「頼義」と同訓だからである。武士の実名も敬避の対象であったことはほかの資料からも確認することができる。

平安末期から鎌倉初期にかけての源平争乱を描いた軍記物語・『平家物語』の巻第十一の「嗣信最期」の部分に、文治元(1185)年二月十九日の屋島の戦での名乗りの場面について克明な描写がある。海を隔てて源氏方の軍勢は平治方の軍勢に対し、まず大将軍の源義経(1158～1189)が、

「一院(＝後白河法皇。——筆者注)の御使、検非違使五位尉源義経」②

---

① 岸谷誠一校訂『平治物語』岩波書店．1934．p. 57.

② 梶原正昭・山下宏明校注『平家物語』(四)．岩波書店．1999．p. 152.

と大声で名乗り、次に伊豆の国の住民田代冠者信綱(のぶつな)が名乗り、続いて武蔵の国の住人金子十郎家忠(いえただ)、同与一親範(よいちちかのり)、伊勢三郎義盛(よしもり)(?～1186)が名乗りをあげた。その後さらに、後藤兵衛実基(さねもと)、実基の子の新兵衛基清(もときよ)、奥州の佐藤三郎兵衛嗣信(つぎのぶ)、同四郎兵衛忠信(ただのぶ)、江田源三(げんぞう)、熊井太郎、武蔵坊弁慶(?～1189)などという一騎当千の兵どもが声々に名乗った。しかし、平氏方の越中次郎兵衛盛嗣(もりつぎ)は、「名のられつるとは聞きつれども、海上はるかにへだゝって、その仮名・実名分明ならず。けふの源氏の大将軍は誰人でおはしますぞ」[①]と聞き返した。すると、今度は源義経自身ではなく、郎等の伊勢三郎義盛が:

「こともおろかや、清和天皇十代の御末、鎌倉殿の御弟、九郎大夫判官殿ぞかし」[②]

と答えたのである。以上の描写から伺えるように、従者である義盛が主人・源義経の代わりに名乗りをする場合、主人の通称・九郎大夫判官のみを称し、しかもその通称の後に「殿」という敬称接尾語をも付け加えたのである。また、主人の異母兄の源頼朝(1147～1199)に対しても、義盛は実名ではなく、頼朝の通称「鎌倉」に「殿」を付け加えて称している。したがって、院政時代の武士の実名も敬避されていたと言えよう。

一方、ここでは改めて上掲した武士たちの実名に注目したいが、図17が示している通り、源親治の高祖父・頼房の代から「頼」の字がその子孫に代々継承される通字となっていたが、親治の実名にはこの字が含まれていない。このことは彼が宇野に住して「宇野七郎」と号したことと深く関わっていると思われる。つまり、親治の祖父・頼治が大和国宇智郡宇野荘を本拠として初めて「宇野冠者」と号したが、親治の父・親弘は摂津国豊島に住して下野権守に任じられたため「豊島権守」を号とした。親治は保元の乱に際して左大臣・藤原頼長(1120～1156)の召に応じて上京し、崇徳上皇方に味方して捕らえられたが、後に許されて帰郷した。宇野荘の荘務は後に頼治から長男の親弘に譲られ、それ故、親治が宇野荘に住むこととなった。以来、「宇野」は親治の子孫が名乗る家名となり、親治は祖父・頼治と共に、基経流清和源氏から分かれ出た「宇野荘」を根拠地とする小集団の祖となったわけである。彼の実名

① 梶原正昭・山下宏明校注『平家物語』(四).岩波書店.1999. p. 154.

② 同上。

には高祖父・頼房以来代々継承されてきた頼の代わりに、祖父・頼治及び父・親弘から継承した親と治が含まれていることの原因は正にここにあり、新しくできた小集団の根拠地となる宇野荘は遠祖から伝来したものではなく、祖父・父から受け継いだものであったからであろう。こうした祖名継承の仕方は武士に多く見られ、新たに小集団ができるたびに、その集団において集団の成立に深く関わった特定の先祖の実名に用いられた文字が新たに通字として選出されることになったのである。

院政時代後期に全盛期を迎えた高望流平氏を例にしてみると、平将門の乱で戦功を立てた貞盛の子の維衡(生没年未詳)は、初め東国で活躍していたが、十世紀末に同族の致頼と伊勢国で合戦に及び、「両人は多数の郎等を率い年来、伊勢国神郡に住む」と言われ(『権記』)、同国で権力を扶植して伊勢平氏の祖とされた。伊勢平氏は伊勢国多度神宮寺を氏寺とし、嫡流は正度・正衡・正盛へと継承され、十二世紀初めの院政創始期に維衡の曾孫・正盛(生没年未詳)が白河院との結びつきを強め、また源義親(？～1108)の謀反の時に因幡守としてその追討に当たり、出雲国でこれを討滅して武名をあげた。さらに、正盛は但馬・備前・讃岐などの西国諸国の国守を歴任し、財力を得て中央における桓武平氏の基礎を固めたのである。

以上の考察を踏まえ上で、図18に挙げた高望流桓武平氏の名前を見ると、維衡以後、「正」の字が通字としてその嫡流に定着するようになったが、正盛以後、正に代って盛の字が正盛の子孫が代々継承する通字となったのである。言い換えると、高望流桓武平氏という大きな集団から別れ出た伊勢平氏という小集団の標識として、「正」という通字が選ばれたが、正盛の活躍により、その名前の中の通字ではないもう一方の文字「盛」が新たな通字に選出され、そこには正盛の業績を継承するという意識が働いていると思われる。なお、図18が示している通り、この「盛」の字が初めて高望流桓武平氏の実名に使用されたのは、平将門の乱で戦功をあげて後の平氏一門の繁栄に大きく貢献した貞盛であり、したがって、この文字の通字化は「貞盛から正盛へ」という家系への尊重の現れであると看取できよう。むろん、通字は祖名継承の一形態であるが、同時代の公家の祖名継承は父系直系先祖の実名の文字を不規則に継承するという形をとっていることが多い(師房流村上源氏・高棟流桓武平氏・道隆流藤原氏など)のに対し、この形態は天皇家と共通している。

ところで、家系尊重の意識が武士の通称にも表れている。上掲した武士の名乗りの場面に登場している通称を見れば、宇野七郎(源親治)、鎌倉悪源太(源義平)、九郎

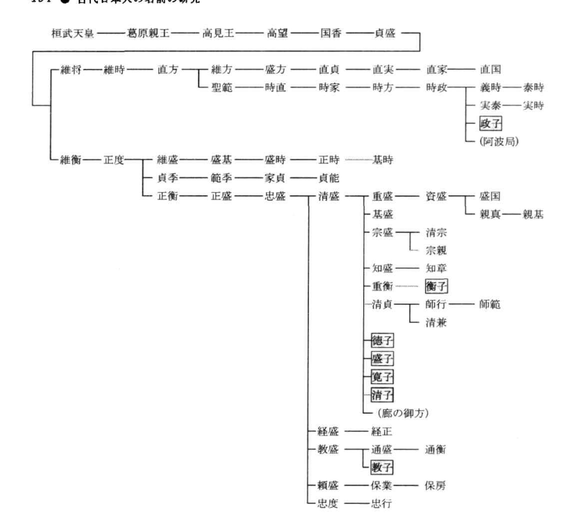


図 18　高望流桓武平氏の略系図

注：この図の作成にあたって、『尊卑分脈』（黒板勝美・国史大系編修会編．吉川弘文館）と『続群書類従』（塙保己一原編．太田藤四郎補編．続群書類従完成会）の中の桓武平氏の系図及び関係史料の記述を参考にした。なお、図中に■となっているのは女性の実名であり、（○○）となっているのは実名以外の名前である。また、点線部分は養（猶）父子・女関係にあることを示している。

大夫判官（源義経）、金子十郎（家忠）、金子与一（親範）、伊勢三郎（義盛）、佐藤三郎兵衛（嗣信）、佐藤四郎兵衛（忠信）、江田源三、熊井太郎、越中次郎兵衛（盛嗣）のように、兄弟における順位に因んだ通称は実に多い。前述した通り、同時代の天皇家・公家においても、兄弟における順位に由来する通称も多いが、それらの通称のほとんど

は主に幼少時代に使われ、幼名としての性格が強い。しかし、名乗りの場面に使われるところからすれば、武士の兄弟における順位に因んだ通称は成人後にも使われていたと伺える。このことを裏付ける資料は室町初期に成立した準軍記物語・『義経記』に見え、そこには父・義朝(1123～1160 頃)の舅の家であった熱田社で元服を迎えた源義経が、

「左馬頭殿の子ども、嫡子悪源太、二男進朝長、三男兵衛佐、四[男]蒲殿、五郎はげんじの君、六郎は卿の君、七郎は悪禅師の君、我は左馬八郎とこそ云はるべきに、保元の合戦に叔父鎮西八郎名を流し給ひし事なれば、其跡を継がん事由なし。末になるとも苦しかるまじ。我は左馬九郎と云はるべし。実名は、祖父は為義、父は義朝、兄は義平と申しける。我は義経と云はれん」[①]

と自らの実名及び通称を決めたと描かれている。この描写は、武士の命名にあたって、誰の何番目の息子ということが重要な意味を持っていたことを物語っており、強いて言えば、通称を以って兄弟における順位を明示することは武士としての「義務」であったのである。

ただし、『義経記』の伝える「義経が義朝(1123～1160)の八男であり、保元の乱の際に父と敵味方に分かれた叔父の鎮西八郎・為朝(1139～1177 頃)の名を避けて「九郎」と名乗った」という点に関しては、なお検討の余地があると思われる。というのは、『尊卑分脈』の「清和源氏系図」によれば、義朝には十一人の子がおり、義経が彼の九番目の男子として記録されているからである。すなわち、義朝の長子は鎌倉悪源太・義平、次子は中宮大夫進・朝長、その次が嫡子・頼朝、続いて早世した宮内丞左兵衛・義門、頼朝と同母の鎌田冠者・希義、さらに池田宿(静岡県豊田町)の遊女から生まれた蒲生冠者・範頼、九条院雑仕の常磐から生まれた全成(童名は「今若丸」)、圓成(童名は「乙若丸」)、そして義経(童名は「牛若丸」)であり、ほかに頼朝と同母の妹(中納言・藤原能保の室)と、さらにもう一人の女子がいたという[②](第八章の第二節で掲載する図 27(経基流清和源氏の略系図)を参照)。『尊卑分脈』の成立時期が南北朝期であることや、義経について通常の人物の場合に見られる注

① 島津久基校訂『義経記』岩波書店. 1939. pp. 34～35.

② 黒板勝美・国史大系編修会編『尊卑分脈』(第三篇). 国史大系 60(上). 吉川弘文館. 1966. pp. 290～303.

記だけでなく、摂関や大臣・大納言になった公卿の場合のみに見られる詳細な紹介記事が載っているのは、いささか問題があると思われる[①]。しかし、義経のことを記録した諸資料の中で、最も史実に即したものとされる『吾妻鏡』[②]の記述とを読み比べてみれば、義経が九郎であることはほぼ間違いないのであろう。一例を挙げると、『吾妻鏡』の義経に関する最初の記事は、治承四(1180)年十月二十一日の黄瀬川の宿の兄弟の出会いであり、頼朝が始めて義経に対面した時に「思年齢之程。奥州九郎歟。早可有御対面者。」[③]と語ったという。この記述は『尊卑分脈』と対応している。

ところで、上掲した『義経記』の義経元服についての描写は作品の性格によるところが大きいと思われる。序章でも触れた通り、室町初期に成立したこの作品は義経の一代記であり、成立当時の「判官びいき」の風潮を背景として、鎌倉時代に成立した『平家物語』や『源平盛衰記』のように義経が平家追討の大将として活躍した時期の事跡ではなく、幼少期と平家滅亡後に兄の頼朝に追われて自殺するまでの逸話が主な内容となっている。『平家物語』や『源平盛衰記』といった戦記文学の中でも、義経は勇気と仁愛に満ちた人物として描かれており、すでに美化され始めたが、『義経記』になると、その人物像がさらに美化され、理想化されたのである。この傾向を端的に示しているのは義経の容姿についての描写であり、『平家物語』では「背が小さく、色白で前歯が出ている」彼は『義経記』では「見た目かたちが類なく、唐の玄宗皇帝の楊貴妃か漢の武帝の李夫人かと疑うほどの美男子」となっている。なお、義経が誕生するよりずっと古くから、日本人は貴人が辛苦のうちに流離する話が好んで伝承してきたという。こうした主題の作品は後に「貴種流離談」と称され、例えば『源氏物語』の「須磨」の光源氏流謫話がその一例である。『義経記』もこの流れをひいた作品だと思われ、そこでは貴種に義経をすえ、流離させているのである。それ故、義経の幼少期に関する記述の中で、彼の「源氏の御曹司」という貴種性が強調され、上掲した元服についての描写もこの点を浮き彫りにする効果があると考えられる。換言すれば、作者はこの描写を通じて、義経が誰の何番目の息子ということの紹介に留まらず、義経の出自となる経基流清和源氏をも紹介しており、義経は天皇

---

① 五味文彦『源義経』岩波書店. 2004. p. 5.

② この点に関しては、序章を参照されたい。

③ 黒板勝美・国史大系編修会編『吾妻鏡』(前篇). 国史大系 32. 吉川弘文館. 1964. p. 53.

家の貴い血をも受け継いだ貴人であることを改めて強調したのである。さらに、一流の中で特に武勇の名で知られている鎮西八郎・為朝(1139～1177 頃)を以って、一流の武士としての活躍ぶりをも強調し、と同時に、義経の保元の乱の際に父・義朝の敵方にまわした勇士・為朝への意識をもあらわにしたのであろう。

以上見てきたように、『義経記』に見える「義経は義朝の八男でありながら、叔父の鎮西八郎・為朝を憚って九郎と名乗った」という記述は他の資料とは対応関係が薄く、そこには作者の創作意図が入っているため、そのまま鵜呑みにするわけにはいかない。とは言え、この記述は、「院政時代以来、武士の「〇郎」という通称とその所有者の実際の出生順位との間には必然的因果関係はなかった(例えば、前に挙げた源親治は父・親弘の長男であるにも関わらず、「宇野七郎」と号した)」ことの名残りであろう。こうした現象には多くの要素が絡んでいると思われ、義経のような忌避思想のほかに、養父子関係の存在もその要素の一つだと思われる。例えば、源義経の父・為義は源義親(？～1108)の四男として生まれ、六条堀河に住居を構え、天仁二(1109)年に左衛門衛に、そして久安二(1146)年に検非違使に任じられたため、「六条判官」と称されたが、兄弟における順位が通称に含まれていない。これに対し、為義の兄の義信・義俊・義泰はそれぞれ「対馬太郎」・「対馬次郎」・「対馬三郎」を、そして弟の義行は「対馬四郎」の通称を持っている。つまり、為義の義親の四男という順位は弟の義行に取って代わられたのである。このことの背景には、為義が父の謀反のために叔父・義忠の養子となったが、養父の没した後に源家の嫡流を継いだ(図 19を参照)ことがあると思われる。これらの例から伺えるように、武士の通称に見える兄弟の順位名はその所有者の所属する集団を明記するものであり、そこでは個人名の「社会的分類」と「社会的整合」の機能が働いていると考えられる。

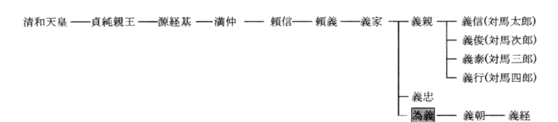


図 19　六条判官・源為義の出自

注：点線部分は養(猶)父子関係にあることを示している。

通称の中で兄弟の順位名と組み合わせている縁の地名や律令官職名なども個人名の「社会的分類」と「社会的整合」の機能を果たしているが、天皇家・公家の通称には見られない「冠者」も同様な機能を果たしていると思われる。やはり前に触れた名前から実例を挙げると、田代冠者・信綱、加賀冠者・頼兼、宇野冠者・頼治、九郎冠者・義経などがある。これらの通称は所有者が元服して冠を付けた少年であることを表しており、武芸を職能とする武士にとっては、元服して冠を付けるすなわち成人することは戦場に赴く先決条件ともなろう。つまり、冠者という通称は所有者を「戦場に赴く資格を有する武士」に分類したのであり、この意味では、武士の通称の場合、その「社会的分類」と「社会的整合」の機能がより重んじられていたと言えるのではなかろうか。

二、武士の家族の名前

むろん、武士の社会は男社会であり、ぞれ故、武士の名前の考察も男性名の考察に過ぎなかった。よって、ここでは武士の社会に生きた女性(すなわち武士の妻・娘)の名前にスポットを当てたい。同時代の天皇家・公家に比べ、武家の女性の名前の最大の特徴は、実名が記されていることが極めて少ないことである。前章で見てきたように、公家の女性は、天皇のキサキになったり、叙位・任官されたりする機会が多く、その際に実名が必要であった。しかも、実名が敬避の対象となるため、個人の識別に資する女房名や通称も発達していた。これに対し、武家の女性は基本的に公的な場に出ることは少なく、たとえ宮廷に出仕するようなことがあるとしても、キサキになるのはもちろんのこと、叙位・任官に至るのも稀であった。したがって、彼女らは必ずしも実名を必要とせず、幼名や通称だけで生活が成り立っていたのである。

例えば、源義経の母は「常盤」という名前で知られているが、『平治物語』の記述に従えば、この名前は彼女が第76代近衛天皇(1139～1155)の皇后・藤原呈子の雑仕女を務めた時から用いられ始めた。彼女は始めその美貌の故に源義朝の寵愛を受け、今若(後の阿野全成)、乙若(後の円成)、牛若(後の義経)の三人を儲けたが、平治の乱で義朝が敗死すると、子と共に大和国竜門の里に隠れた。ところが、平氏の追及にあったため、六波羅に自首し、母子の赦免を条件に清盛の愛人となって「廓の御

方」を儲けた。さらに、清盛が没した後に正四位下大蔵卿藤原長成に嫁して侍従・能成を産んだという。このように、義経の母の場合、宮仕えをしていたとは言え、雑仕女という最下級の身分しか有さなかったため、実名が記録されることはまずなく、「常盤」という通称だけで仕事場における個人の識別が実現できた。そして、彼女は生涯三人の夫に仕えたが、その中に、源義家と平清盛の二人が武家であり、もう一人の藤原長成は公家である。それぞれの夫との生活において、彼女は公的な場に出ることはなかったため、従来の通称で十分であった。また、常盤と平清盛との間にできた娘も母と同様に、初め宮仕えをしていたが、やはり雑仕女という最下級の者であったため、実名が必要ではなかったと思われる。

一方、前述した通り、院政時代の武家の中に、高望流桓武平氏は特別な存在であり、この一門は武士でありながら、貴族化の道を歩んできたのである。そうした貴族化志向が女性の名前にも現れ、他の武家に比べ、平氏の女性の中に、実名が伝わっている者が少なくない。平氏の全盛期を築き上げた清盛の娘らを例にして見れば、四人の実名が判明しており、それぞれ徳子(高倉天皇中宮)、盛子(摂政・基実室)、寛子(関白・基通室)、清子(高倉天皇乳母典侍・平宗盛室)である。第四章の第四節でも述べたが、清盛の次女・徳子(1155〜1213)は、後白河法皇の猶子となって「院姫君」と称されていたが、第80代高倉天皇への入内を目前に控えた承安元(1171)年十二月二日に、儒学者の選進した実名が付与されたのである。天皇の後宮に入った徳子とは異なり、清盛の三女の盛子と五女の寛子は共に摂関の妻となり、そして、兵部権大輔・平時信の娘で清盛の猶子となった清子(清盛妻の時子(1126〜1185)の実妹でもある)は、清盛の三男の宗盛(1147〜1185)の室として宮廷に仕え、高倉天皇の乳母となって三位典侍まで昇進したのである。

ここで興味深いのは、同時代の一部の公家と同様に、高望流桓武平氏の女性も父の実名の文字を継承し、しかも、その継承に際して、義理の娘も実の娘とほぼ同様な権利を与えられたことである。ただし、清盛の娘の場合、実娘の盛子が正盛以来桓武平氏の嫡流の通字となっている「盛」の字が与えられたのに対し、猶子の清子は養父が用い始めた「清」の字が与えられた。こうした原則は清盛の男子にも見られ、つまり、実子の重盛・基盛・宗盛・知盛などに対し、猶子の清貞(実父中原師元)は、通字ではない「清」の字を与えられた。これらのことから、武家の実名の命定にあたって、実子と猶子との区別が明確に意識されていたと伺えよう。なお、代々京都の朝

廷に仕えてきた公家の場合、父・祖の実名の文字を継承することによって、女性の帰属関係が一目瞭然となり、彼女らの宮廷社会への進出もよりスムーズになると前述したが、院政時代後期に急速に貴族化してきた高望流桓武平氏の女性の祖名継承もほぼ同様な目的のもとで行われていたと考えられる。ただし、公家の女性と武家の女性の一つの大きな違いは、前者には宮仕えの伝統があり、敢えて個人名を通じて由緒のある家の出身であることをアピール(所謂名を正すこと)しなくても、普通に昇進していくことができる。これに対し、生活の基盤を地方から都へ移してきたばかりの武家の女性たちにとっては、宮廷社会に進出すること自体は分相応のことではなく、それを正当化させるためには、帰属集団の由緒正しさを強調する上に、その中の一分子としての自分の位置づけをアピールする必要があった。主に男子によって継承されてきた通字が女子にも与えられたことの背景には上のようなことがあるのであろう。

こうした意識は後に幼少時代に用いられた幼名にも映し出されるようになり、例えば、源頼朝(1147～1199)とその正室・北条政子(1157～1225)との間に儲けた二男二女の幼名は、それぞれ大姫・幡(万)寿(頼家)、三幡、千幡(実朝)であるとされているが[①]、長女の大姫を除く三人には共に「幡」の字が付けられている。「大姫」は貴人の一番年長の娘という意味を表す普通名詞でもあるので、この名前は恐らく兄弟・姉妹における順位に因んだ通称がそのまま幼名化したものであり、厳格に言えば、他の付けられた三つの幼名とは異質の存在である。したがって、ここでは大姫を除くものを一グループとして、その特徴を考えてみたい。形からすれば、この三つの名前は共に漢字二文字からなっている上に、共通する文字・幡も含まれており、幼名でありながら実名に近い形をとっている。というのは、平維盛の「松王」や源義経の「遮那王」、そして阿野全成の「今若丸」や三浦光村の「駒若丸」などの実例が示しているように、同時代の武士の幼名の基本形は「〇〇王」もしくは「〇〇丸」であった。しかし、頼家と実朝の幼名には「王」も「丸」も含まれていない。一方、同時代の武士の実名は漢字二文字からなっており、しかも通字が与えられることが一般的であったため、兄弟同士が名に同じ文字が含まれることが多い。そうした共通の文字はさらに次代の男子らに与えられ、すると、父子・祖孫・舅甥が名に同じ字を持つよう

① 奥富敬之『苗字と名前を知る字典』東京堂出版，2007. pp. 197～198.

になる。そして、上述した実名の命名法に順応するかのように、幡寿こと源頼家(1182〜1204)の子の中に、「一幡」「千寿」を幼名とする者がいるが、「幡」も「寿」も彼らの父親の幼名に使われたものであったため、父の幼名の文字に対する継承であった。この実例から看取できるように、院政時代の後期ともなると、一部の武家では幼名の形式上の実名風化が進められ、しかも、変化し始めた当初の幼名には、実名に見られるような性別に由来する相違(例えば、男子の実名が二文字四音節からなっているのに対し、女子の実名は二文字三音節の「○子(コ)」型をとっている)はなかった。その際に、兄弟・姉妹・父子・祖孫の幼名に共通する文字は、幼名の所有者を同じ集団に分類し、さらにその集団内部で所有者を整合しようとしたのである。つまり、本来実名が有した機能が幼名に分担されることとなったのであるが、この点は院政時代の武士及びその家族の名前の一大特徴に数えられよう。

第七章　摂関時代の個人名

個人名の考察に入る前に、本研究における摂関時代の定義を明らかにしたい。推古朝の厩戸皇子(聖徳太子)や斉明朝の中大兄皇子(天武天皇)などの実例から伺えるように、奈良時代までは幼少の天皇または女帝を補佐するために、皇族出身者が摂政に任じられていた。ところが、平安時代に入ると、天皇との外戚関係を結ぶことによって政権の掌握を図った藤原氏により、人臣摂政の例が開かれ、天安二(858)年に第56代清和天皇が即位すると、外祖父の藤原良房が摂政となり、そして、良房の養子の基経は、貞観十八(876)年に清和天皇が陽成天皇に譲位するにあたって摂政となり、さらに元慶四(880)年に同天皇の関白に任じられた。しかし、この時期においては、摂関の地位は未だに定着しておらず、延長八(930)年に左大臣・藤原忠平が八歳で即位した第61代朱雀天皇の摂政となり、さらに天皇の成人後の天慶四(941)年に関白となって以来、天皇幼少時は摂政として、成人後は関白として政務を代行する政治形態が定着するようになった。そして、康保四年(967)の第63代冷泉天皇の即位に際して藤原実頼が関白となり、以後、摂関は常置の職となったのである。上述した歴史展開に基づき、本書では、藤原氏北家出身の摂政・関白が天皇に代わってあるいは天皇を補佐して政治を行った時代、すなわち、康保四(967)年に第63代冷泉天皇の践祚後まもなく藤原実頼が関白となってから、治暦四(1068)年に第71代後三条天皇が皇位につくまでの約100年間を摂関時代と呼んでいる。むろん、この時代区分は院政時代と同様に、政治史による時代区分であるが、ここでは「古代日本の個人名体系の構築過程」を描く際の一つの目安としたい。

諸先賢が指摘された通り、摂関時代の政治は天皇とそのミウチによる共同政治であり、天皇を中心に同心円的にミウチがとりまく構造を持ち、天皇の外戚や皇子・

源氏といったミウチが高位高官を独占したのである。そんな中、父院・母后・外祖父といった天皇の親権者が政治中枢を決定する大きな権威を有し、摂関はどちらかと言えば臣下の側ではなく、天皇の側に立って政務を取ったのであり、そこに天皇と摂関の一体化が要求された。その一体化に成功し、その上に立って行われた政治こそ理想的な摂関政治と見なされたのである[①]。一方、藤原氏一門が政権の最高の座にあったことから、この時代は藤原時代とも、この時代の文化は藤原文化とも称されているが、藤原文化の特徴として、国風文化という日本独自の文化が形成された点が挙げられる。すなわち、九世紀末の遣唐使廃止以後、中国文化の影響はひと通り消化され、彫刻・絵画・工芸・書道などの分野では日本の風土や嗜好に合った様式が作り出されたと考えられる。では、個人名の歴史においては、摂関時代はいかなる位置づけにあるのであろうか。各節で具体的に見ていこう。

第一節　摂関時代における天皇家の名前

一、天皇・親王・王の名前

この時代の天皇家の命名事情を伝える史料として、右大臣・藤原師輔(908～960)の日記『九暦』の部類記である『九条殿記』が挙げられ、そこには第63代冷泉天皇(950～1011)の誕生・命名に関する記事が載せられている。それらの記事によれば、天暦四(950)年五月二十四日の冷泉天皇の誕生に伴い、父なる第62代村上天皇(926～967)は七月十一日に儒臣の中納言・藤原在衡(892～970)に皇子の名字勘申を命じ、同月の十四日に陰陽師に親王宣下の日時を勘申させ、さらに翌十五日に在衡の勘申した広業・憲平の二号から憲平を勅定し、吉時午刻をもって親王宣下の儀式を挙げたのである。上述した冷泉天皇の命名過程と第四章第一節で述べた崇徳天皇の命名過程とを比較してみれば、以下のことが言えよう。

まず、実名の選定時期・選申者・決定者・公表時期に関しては、両者の間には相

---

① 黒板伸夫『摂関時代史論集』吉田弘文館.1980;橋本義彦『平安貴族』平凡社.1986;元木泰雄『院政期政治史研究』思文閣出版.1996を参照。

違が見られない。つまり、冷泉天皇の場合も崇徳天皇の場合も、生後まもなく家父長たる直系先祖（村上天皇・白河上皇）の命令によって実名の選定が始まり、その際に漢文の知識が豊富な儒学者（藤原在衡・藤原敦光）が文字・音声の選申を担当し、さらに家父長たる直系先祖が選申された候補から名前を決定し、最終的に親王宣下と共に実名が公表されたのである。また、候補として挙げられた実名の形式に関して言えば、崇徳天皇の場合、顕仁・爲仁と「○仁」型に統一されているのに対し、冷泉天皇の場合、広業・憲平と決まった型が見られない。ただし、冷泉天皇と同年に生まれた村上天皇の第一皇子（950～971）は「広平」と命名されたところから見れば、候補に挙げられた二つの名前はいずれも異母兄と共通する文字が含まれている。

さて、上掲した相違はわれわれに如何なるメッセージを伝えているのであろうか。後掲する図 20を参照しながら考えていきたいと思う。図 20を通じて摂関時代の天皇・親王・王の実名の構成上の特徴をまとめると、以下の三点となる。

（1）二文字四音節を基本形とし、表記には広・平・明・成・敦・貞・康・良・尊といった抽象的な意味を持つ漢字が用いられ、それらの漢字は皆訓読されている。この特徴は院政時代と共通している。

（2）第 62 代村上天皇の孫の代から祖名の継承が始まり、ただし、仁という通字は未だに形成されておらず、院政時代の天皇家に稀にしか見られないが院政時代の公家によく見られる直系の先祖名の文字を不規則に継承するという方法によって行われたのである。例えば、村上天皇の孫の中に、第 66 代一条天皇・懐仁（やすひと）は曽祖父・醍醐天皇（敦仁（あつぎみ））の「仁」を、敦道（あつみち）親王は曽祖父・醍醐天皇（敦仁）の「敦」をそれぞれ継承した。また、村上天皇の曾孫の中に、小一条院・敦明（あつあきら）親王は高祖父・醍醐天皇（敦仁）の「敦」と曾祖父・村上天皇（成明（なりあきら））の「明」を、第 68 代後一条天皇・敦成（あつひら）は高祖父・醍醐天皇（敦仁）の「敦」と曾祖父・村上天皇（成明）の「成」[1]をそれぞれ継承したのである。

（3）第 62 代村上天皇の皇子の「平」、第 63 代冷泉天皇の皇子の「貞」、第 66 代一条天皇及び第 67 代三条天皇の皇子の「敦」、第 69 代後朱雀天皇の皇子の「仁」のよう

---

① さらに音声の角度から見れば、敦成は「あつひら」と訓まれ、曾祖父・成明（なりあきら）と同じ「なり」ではなくて「ひら」と訓んだことの背景に、実名敬避の考え方が働いていることのほかに、祖父・守平（もりひら）の名の音声を意識しての命名であったとも考えられるのではないか。

に、同父兄弟の実名には同じ文字が用いられているが、これらの名前は系字命名法によるものだと考えられる。第八章の第一節で詳述するが、系字命名法は中国伝来のものであり、第52代嵯峨天皇の人名大改革の際に天皇家に取り入れられた。村上天皇の子・孫・曾孫・玄孫の四世代の実名に皆系字が確認できたことから、この命名法は摂関時代の天皇家の一般的な命名法だと看取できよう。冷泉天皇の実名の選定にあたって、異母兄の第一皇子の実名と共通する文字が含まれる二つの名前が候補として挙げられたことの原因は正にここにあろう。ところが、第65代花山天皇の子の名には系字が付けられていない、第63代冷泉・第67代三条天皇の皇子全員が系字を与えられたわけではないといった現象から伺えるように、この時代の系字命名法は徹底されなかったのである。

上掲した(2)と(3)の特徴を総合すれば、摂関時代を漢風の系字から和風の通字への過渡期と見なすことができよう。というのは、後漢末に芽生え、魏晋南北朝に形成され、隋唐に至って盛んになった中国の系字命名法は、兄弟が名前のうちの一字を共有し、一定の先祖あるいは親から同一の世代であることを世に示す方法であり、その最大の特徴は、同父兄弟のみならず、従兄弟や又従兄弟や又々従兄弟なども名に同じ文字や部首が付けられたことにある。一例を挙げると、『舊唐書』の巻一百六十五・列伝第一百二十五によれば、唐の憲宗・李純(778～820)は20人の子に恵まれたが、彼らの名(ここで言う名は日本の実名に相当する名前のことである)は次の通りである。

寧(惠昭太子。一時的に宙と改名)、惲(澧王。初名寛)、恆(穆宗。初名宥)、悰(深王。初名察)、忻(洋王。初名寰)、悟(絳王。初名寮)、恪(建王。初名審)、憬(鄜王)、恍(瓊王)、恂(沔王)、懌(婺王)、愔(茂王)、忱(宣宗。初名怡)、協(淄王)、憺(衡王)、恍(澶王)、惴(棣王)、愓(彭王)、憻(信王)、憒(榮王)。

さらに、この中の16人から生まれた男子の名前を列挙すると、

澧王・惲の子：漢(東陽郡王)、源(安陸郡王)、演(臨安郡王)。

穆宗・恆の子：湛(敬宗)、昂(文宗。初名涵)、炎(武宗。初名瀍)、湊(懐懿太子)、溶(安王)。

深王・悰の子：潭(河内郡王)、淑(呉興郡王)。

洋王・忻の子：沛(潁川郡王)。

絳王・悟の子：洙(新安郡王)、滂(高平郡王)。

鄜王・憬の子:溥(平陽郡王)。

瓊王・恍の子:津(河間郡王)。

沔王・恂の子:瀛(晋陵郡王)。

婺王・懌の子:清(新平郡王)。

茂王・愔の子:滮(武功郡王)。

淄王・協の子:澼(許昌郡王)、渙(馮翊郡王)。

宣宗・忱の子:漼(懿宗。初名温)、漢(靖懐太子)、涇(雅王)、灌(衛王)、滋(夔王)、沂(慶王)、澤(濮王)、潤(鄂王)、洽(懐王)、汭(昭王)、汶(康王)、澭(廣王)。

衡王・憺の子:渉(晋平郡王)。

澶王・恍の子:濘(雁門郡王)

桀王・憒の子:令平。

となる。このように、憲宗の子の代では、恵昭太子・寧を除き①、他の19人は皆「忄」偏の名を所有し、憲宗の孫の代では、桀王・憒の子の令平を除き、他の15人は皆「氵」偏の名を所有したのである。この実例から、系字命名法が盛んな唐代の皇室においては、皇帝・王という父の身分上の相違に関わらず、同一世代の者同士は名に共通の部分(系字)を持ち得たことが伺える。

一方、系字命名法が導入された後の日本の天皇家においては、系字は専ら同父または同母の兄弟に用いられ、同一世代の者同士が共通の文字を持つ例はほとんどなく、管見の限り、摂関時代に村上天皇の曾孫たちが「敦」を系字にした(図20を参照)という一例しか確認できない。つまり、居貞(第67代三条天皇)と懐仁(第66代一条天皇)はそれぞれ村上天皇の第二皇子・憲平(第63代冷泉天皇)と第五皇子・守平(第64代円融天皇)の子であり、従兄弟の関係にあるが、名には共通する文字が含まれていない。ところが、居貞の子には敦明(小一条院)・敦儀・敦平を、懐仁の子には敦康・敦成(第68代後一条天皇)・敦良(第69代後朱雀天皇)を名とした者が

---

① 『舊唐書』巻一百六十五・列伝第一百二十五によれば、憲宗の子の中に、長男・恵昭太子寧、次男・澧王惲、三男・穆宗恒、四男・深王悰、五男・洋王忻、六男・絳王悟、十男・建王恪は皆曾て「宀」偏の名を持っていたが、元和七(812)年に一斉に「忄」偏の名に改められた。この一斉改名の時点で、恵昭太子はすでに亡くなっている(元和六(811)年薨)ため、「忄」偏の名を持たなかったのであろう。なお、同書によれば、元和五(810)年六月に誕生した十三男・忱は、長慶元(821)年三月に光王に封じられると共に「怡」と命名されたが、會昌六(846)年三月に即位すると共に「忱」と改名されたという。これらのことから、長慶元年及び會昌六年の時点において、「忄」がすでに「宀」に取って代わって憲宗の子の世代の「系字」となったと伺えよう。

おり、又従兄弟の関係にあるこれらの者は共に「敦○」という実名を付与されたのである。むろん、これらの実名の中の「敦」の部分は、唐の憲宗の孫たちの名の中の「氵」の部分と同様に、名の所有者が同一世代にあることを表しているが、表していることはそれだけではないと考えられる。というのは、上の特徴(2)のところで述べたように、村上天皇の曾孫たちが生きた時代において、祖名の継承がすでに一般的となっており、「敦」は同父兄弟・又従兄弟と共有する文字であると同時に、高祖父・敦仁(第60代醍醐天皇)から継承した文字でもある。また、敦と組み合わせる文字の中に、敦儀親王の「儀」以外の文字は皆直系先祖の実名から取ったのであり、すなわち、敦明と敦成の「明」と「成」は曾祖父・成明(第62代村上天皇)から、敦平の「平」は祖父・憲平(第63代冷泉天皇)から、敦康の「康」は六世祖・時康(第58代光孝天皇)から、敦良の「良」は七世祖・正良(第54代仁明天皇)から継承したものである。言い換えると、六人の実名の中の「敦」は、直系父子・祖孫関係を示す通字の機能をも備えた系字であり、中国風の系字と日本風の通字との中間にある名前形態である。この敦は後に居貞(第67代三条天皇)の子の敦明親王(994～1051。小一条院)の系統では通字となり、親王の子(敦貞・敦元・敦昌・敦賢)と孫(敦輔)の名前に立て続け使われるようになった。これに対し、懐仁(第66代一条天皇)の子の敦良(1008～1036。第68代後一条天皇)の系統では、敦は通字となることはないが、その代わりに、敦良の孫の代から「仁」が通字となり、この「仁」こそ今日まで続いている天皇家の通字である。

ところで、ここで興味深いのは、「仁」は「敦」と同様に、初め第60代醍醐天皇の名に用いられた文字である。幾多の直系先祖の名の文字の中で、敦と仁が格別の地位を獲得したことの背景として、以下のことが考えられよう。

第58代光孝天皇(830～887)以後、皇位は光孝→宇多→醍醐→村上という順に直系によって継承されてきたが、第62代村上天皇(926～967)の子の代から、摂関政治の確立に伴い、摂関家内部に複数の摂関候補者が登場するようになり、彼らは摂関になるための「必要条件」である「外戚」の身分①を獲得するために、それぞれ娘を後

---

① 朱雀・村上天皇の摂関である忠平の子・実頼(900～970)及び実頼の子・頼忠(924～989)が外戚の身分を持たずに摂政・関白の位についたことが示しているように、天皇の外戚であることは摂関になるための十分条件とはならなかった。とは言え、摂関を天皇の政治の後見者として考える場合、外戚の身分は文句なしに摂関になるための必要条件に数えられよう。

宮に送り出して皇子を儲けさせようとした。すると、皇位継承候補者が複数存在することとなり、皇統の分裂・迭立が見られるようになった。村上天皇のキサキの中に、皇后・藤原安子(927～964)は第61代朱雀天皇の摂関・忠平(880～949)の次男・師輔(908～960)の娘であり、憲平(第63代冷泉天皇)・為平・守平(第64代円融天皇)の三親王を儲け、女御の芳子(?～967)は、忠平の五男・師尹(920～969)の娘であり、昌平・永平の二親王を儲けた。そして、もう一人の女御の述子(933～947)は、忠平の長男・実頼(900～970)の娘であるが、天皇の子を儲けることはできなかった(後掲する図21を参照)。

このように、村上天皇のキサキの中に、摂関家出身者が三人おり、彼女らから生まれた五人の皇子は皆有力な皇位継承者となる。実際に、皇后・安子の産んだ第二皇子の憲平親王(950～1011)は、大納言・藤原元方の娘・祐姫の産んだ第一皇子の広平親王(950～971)を越え、誕生した年・天暦四(950)年の七月に皇太子に立てられ、そして康保四(967)年五月に父・村上天皇が崩御すると、即位して冷泉天皇となった。冷泉天皇の即位に伴い、外祖父の兄・実頼が関白に任じられ、安子の産んだ第五皇子の守平親王(959～991)が同母兄・為平親王を越えて皇太子となり、さらに、守平親王が安和二(969)年に冷泉天皇の譲位を受けて円融天皇となった。そんな中、安子の父・師輔は二人の外孫の即位を待ちきれずに世を去ったため、摂関の座には届かなかったが、子の伊尹(924～972)・兼通(925～977)が母方の叔父の身分を以って円融天皇の摂政・関白を務める基礎を築いた。

師輔以来、摂関が彼の子孫から輩出することとなり、また、皇位継承者も冷泉・円融両天皇の子孫から交替に選ばれるようになったのである。つまり、伊尹の娘・懐子(945～975)の産んだ冷泉天皇の第一皇子・師貞親王(968～1008)は、永観二(984)年に円融天皇の譲位を受けて即位し、第65代花山天皇となった。しかし、寛和二(986)年に伊尹の同母弟・兼家(929～990)と兼家の子・道兼等の陰謀によって花山天皇が出家すると、兼家の娘・詮子(962～1001)の産んだ円融天皇の第一皇子・懐仁親王が即位して第66代一条天皇となった。一条天皇が寛和八(1011)年に病により皇位を兼家の娘・超子(?～982)の産んだ冷泉天皇の第二皇子・居貞親王に譲り、こうして即位したのは第67代三条天皇である。さらに、長和五(1016)年正月、三条天皇は日頃から不和だった兼家の子・道長(966～1027)に、眼病が重くなって政務に差し支えるようになると譲位を迫られ、自分の皇子で小一条大将・藤原済時

(941～995)の娘・娍子(971～1025)の生んだ敦明親王(小一条院)の立太子を条件に、道長の娘・彰子(988～1074)の産んだ一条天皇の第一皇子・敦成親王(第68代後一条天皇)に譲位したのである(図20を参照)。

上述した冷泉天皇から後一条天皇までの皇位継承の経緯を把握した上で、再び「敦」の字を名前に持つ者を見ると、敦明・敦儀・敦平は冷泉の孫に、敦康・敦成・敦良は円融の孫にあたり、六人そろって冷泉・円融両天皇の共同先祖の実名の文字を継承したのは、各自の皇位継承者としての正統性を強調するためであると考えられよう。むろん、ここで言う冷泉・円融両天皇の共同先祖とは、第60代醍醐天皇と第62代村上天皇のことであるが、後世に「延喜・天暦の治」と称されるように、この二代において、形の上では天皇による親政が行われ、儀式の整備や格式及び国史の編纂・地方政治の振興といった一連の政治的・文化的改革が遂行され、理想の治世として高く評価された。聖主とされる両天皇の子孫であることを強調するには一種の皇統意識が働いているのであろう。さらに、両天皇と摂関家との関係に注目すると、村上天皇と摂関家との関係は前述した通りであるが、醍醐天皇の場合、前代の摂関・藤原基経(836～891)の娘の穏子(885～954)をキサキとし、第二皇子の保明親王・第十二皇子の寛明親王(第61代朱雀天皇)・第十四皇子の成明親王(第62代村上天皇)及び第十四皇女の康子内親王を儲けた。康子内親王(920～957)は後に基経の子・師輔(908～960)に嫁ぎ、閑院流藤原氏の祖・公季(957～1029)を産んだ。このように、醍醐・村上両天皇は共に摂関家と緊密な関係にあり、治世中に摂関を置かなかったものの、醍醐朝では中宮・穏子の同母兄の時平と忠平が相次いで左大臣となり、村上朝では皇后・安子の叔父・実頼と父・師輔はそれぞれ左・右大臣に任じられ、摂関政治体制の成立に向けて大きく前進した時期でもある。

この意味では、いずれも摂関家出身の母から産まれた敦明・敦儀・敦平・敦康・敦成・敦良の六親王[①]の名に醍醐・村上両天皇との一体性を示す文字が含まれることは、摂関家にとっても好都合であろう。

ところで、冷泉系の三条天皇は自分の皇子・敦明親王の立太子を条件に円融系の

---

① 『本朝皇胤紹運録』によれば、三条天皇の皇子の敦明・敦儀・敦平三親王は、共に円融・花山二代の天皇を務めた頼忠(924～989)の子・済時(941～995)の娘・娍子(971～1025)から生まれ、また、一条天皇の皇子の中に、敦康親王は一条天皇の関白・道隆(953～995)の娘・定子(977～1000)から、敦成・敦良両親王は三条天皇の准摂政・道長の娘・彰子(988～1074)から生まれたのである。

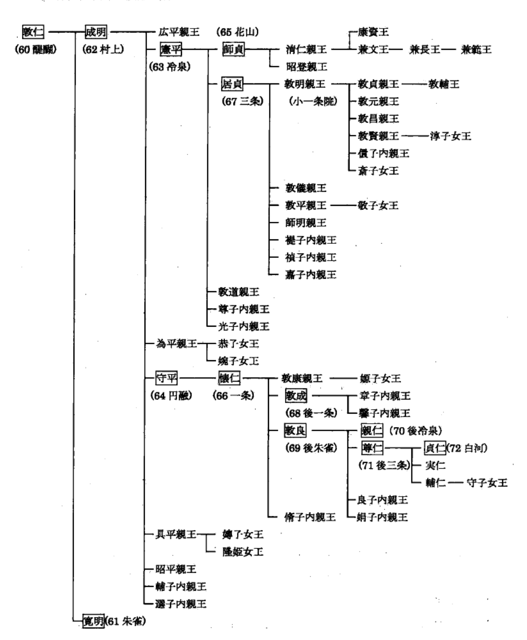


図 20 天皇家の略系図(摂関時代)

注:この図の作成にあたって,『本朝皇胤紹運録』(『群書類従』第4輯・系譜部所収)及び関係史料の記述を参考にした。[○○]となっているのは天皇の名前である。

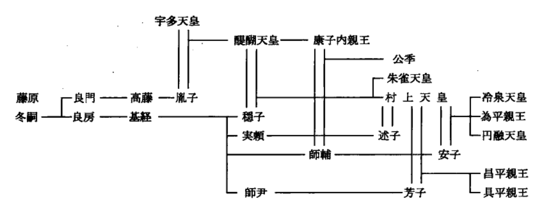


図 21　宇多・醍醐・朱雀・村上四朝における天皇家と摂関家の関係図

注：この図の作成にあたって、『本朝皇胤紹運録』(『群書類従』第 4 輯・系譜部所収)、『尊卑分脈』(黒板勝美・国史大系編修会編．吉川弘文館)及び関係史料の記述を参考にした。

敦成親王に譲位したと前述したが、この条件は一時的に守られて敦明親王が敦成親王の即位に伴って皇太子に立てられた。しかし、道長が皇太子に伝えるべき壺切の剣を渡さぬ①など圧迫を加えたため、敦明親王の地位は常に不安定な状態にあり、三条天皇の崩御した後の寛仁元(1017)年八月に敦明親王がついに皇太子を辞し、それに伴い、後一条天皇の同母弟の敦良親王(第 69 代後朱雀天皇)が道長の望み通り立太子された。これ以来、冷泉の系統から皇位につく者が現れなくなり、皇統がついに円融の系統に統一されたのである。この後、後朱雀天皇の二人の皇子に共に「仁」の含まれる実名が付けられ、そこでは名前が皇位継承の正当性を示すために利用されていると思われる。

皇統の確立や統一にあたり、皇統の正統性を訴えることが必要となり、日本の歴史上、名前がそれに利用されることが多い。一例を見ると、日本の天皇の中に、漢風諡号に「光」という文字が付けられる天皇は光仁、光孝、光格の三人である。中国の南朝・宋の范曄(398～445)が撰した『後漢書』に注を付けた章懐太子によれば、「光」は「能紹前業曰光(能く先人の事業を継ぐ)(『後漢書』巻一上光武帝紀第一上)」という意味であり、前漢の高祖・劉邦の九世の孫で、王莽の新朝を滅ぼして漢室を再興した後漢の初代皇帝・劉秀(前 6～57。後掲する図 22を参照)の諡「光武帝」にもこ

① 第 60 代醍醐天皇が皇子保明親王の立太子に際して「壺切の剣」を賜って以来、歴代皇太子を立てるにあたり、「壺切の剣」が護身の剣として授けられるようになった。

の字が使われている。わざわざ先人の事業を継ぐという意味合いを含ませたのは、劉秀が前漢の皇帝の後裔でありながら、傍系から出た者であるために、新皇統の正統性を訴える必要があったからだと思われる。同様に、日本の光仁、光孝、光格三天皇もいずれも傍系から即位した天皇であり(第八章の第一節で詳述する)、「光」の字が奉られたのは、新皇統の正当化を図ったものだと考えられる①。

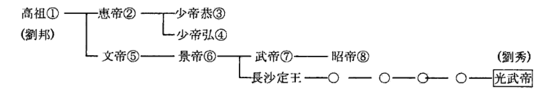


図 22　光武帝・劉秀の系図

注:この図の作成にあたって、宋・范曄撰.唐・李賢等注『後漢書』(中華書局.1965)の中の記述を参考にした。数字の①②は即位の順番を表す。

漢風諡号に光を用いることや、同一世代の者同士が共同先祖の名の文字を継承することと同じように、第 69 代後朱雀天皇の二人の皇子に共に「仁」の含まれる実名が付けられたことも、名前の所有者の皇位継承者としての正統性を訴えるためであると思われる。図 20を参照すれば分かるように、親仁(第 70 代後冷泉天皇)・尊仁(第 71 代後三条天皇)両親王の「仁」の文字は、兄弟関係を示す系字であると同時に、共に祖父・懐仁(やすひと)(第 66 代一条天皇)から継承したものでもあるが、一条天皇の「仁」も曾祖父・敦仁(あつぎみ)(第 60 代醍醐天皇)から継承したと思われる。ただし、実名の敬避により、仁は「きみ」ではなくて「ひと」と訓まれたため、後に天皇家の通字となった「仁」も「ひと」と訓まれたと考えられよう。これまで述べてきたことをまとめると、「仁」が天皇家の通字になったことの背景には、通字の立役者である後三条天皇の世代から冷泉・円融両天皇以来分裂・更迭していた皇統がようやく円融系に統一されるようになったことがあると言えよう。そこで働いているのは、ほかでもなく名前の「社会的分類」及び「社会的整合」の機能である。

次はこの時代における天皇・親王・王の実名の使用上の特徴を考えたいが、院政

---

① 潘蕾「平安時代の天皇家の名前から見る皇統意識」(北京日本学研究中心編『日本学研究』十六.学苑出版社.2006.pp.268〜277)を参照されたい。

時代と同様に、天皇・親王・王の実名の文字・音声は敬避の対象となっていた。実例を挙げると、書家として名高い藤原行成(972～1027)は、第64代円融天皇の摂政を務めた伊尹の孫であり、彼が書き残した日記『権記』が平安中期の公家社会の実相を知る好史料となっている。その日記の長保六(1004)年七月二十日条に、

「長保六年七月廿日壬寅、有陣定、改元事也、寛弘云々、初以寛仁被定、而左大弁申、仁字為当時諱、可避歟云々」

という記述があり、この記述から、長保六年七月二十日の改元にあたり、新しい年号として式部権大輔・大江匡衡(952～1012)の勘申した「寛弘」が用いられたが、「寛弘」の前に「寛仁」も候補として挙げられた。しかし、仁の字が当代の天皇・一条天皇(実名は懐仁。986～1011在位)の諱であるため、敬避されたことが伺える。上掲したのは同時代の者による敬避例であるが、この時代の天皇の名前が後の時代になっても敬避されたのである。鎌倉末期に成立した百科事典『拾芥抄』(中本・官位相当第四)の中に、

「用行守之国、若為平氏者、准相当之階、可書上也、是依先王[円融]之諱[守平]也」

とあるが、官人が署名する際の注意事項を記した文章である。すなわち、律令制においては、官人が文書に署名する時などに、その人の帯びている位階・官職・姓・名を一定の規式に従って書いたが、官と位と相当の時は官を上に位を下にし、相当しない時は位を上に官を下にして、位が高ければ「行」の字を加え、官が高ければ「守」の字を加えた。さらに、その後に姓と名を書いたが、すると、もし平氏の人で官が位より高ければ、「守平」と続くことになる。ところが、「守平」は第64代円融天皇の実名で国諱となるため、書いてはならず、この場合、官に相当する位を書いてもいいとしたのである。このように、摂関時代においては、実名の敬避が行われ、しかもその敬避は単なる習俗に留まらず、制度としての側面が強いのである。

実名のほかに、天皇・親王・王は幼名、通称、院号、追号などをも持っていたが、幼名と通称との間にははっきりした区別がないところは院政時代と共通している。第71代後三条天皇(1034～1073)が長暦二(1038)年十一月二十五日に着袴①した時の様子を記した藤原資房(1007～1057)の『春記』によれば、幼少時代の後三条天皇は

---

① 着袴：平安朝の宮廷貴族社会で行われた通過儀礼の一つで、男女とも三～七歳ぐらいの頃に初めて袴を着ける儀式のことをいう。

宮中では「若宮」や「二宮」などと呼ばれ[①]、兄弟における順位(後三条天皇は後朱雀天皇の第二皇子であり、第一皇子の後冷泉天皇に対して若宮となる)に因んだこれらの通称は幼名としての機能をも果したのである。兄弟における順位に由来する通称のほかに、院政時代と同様に、律令官職や縁の地や個人の履歴に由来する通称も多い。『栄花物語』巻第八・はつはなは、寛弘六(1009)年の藤原道長の長男・頼通(992～1074)と具平親王の王女・隆姫女王(995～1087)の結婚について、次のように描写している。

「かゝる程に、とのゝ左衛門督(＝頼通。——筆者注)を、さべき人びといみじうけしきだちきこえ給所どころあれども、まだともかうもおぼしめし定めぬ程に、六條の中つかさの宮と聞こえさするは、故村上の先帝の御七宮におはします。麗景殿の女御(＝代明親王の娘の荘子女王。——筆者注)の御腹の宮なり。北の方はやがて村上の四の宮の式部卿の宮の御中姫君なり。母上は故源帥のおとゞ(＝源高明。——筆者注)の御女の腹なり。かゝる御仲より出で給へる女宮三所、男宮二所ぞおはします。」[②]

上の文において、第62代村上天皇の第四皇子の為平親王(952～1010)と第七皇子の具平親王(964～1009)は、それぞれ「四の宮」「式部卿の宮」及び「七宮」「六条の中つかさの宮」と記されているが、これらの称呼はいずれも通称である。つまり、「四の宮」と「七宮」は後三条天皇の「若宮」・「二宮」と同じように、兄弟における順位に因んだものであり、「式部卿の宮」は為平親王の官職名・式部卿に、「六条の中つかさの宮」は為平親王の邸宅所在地・六条第及び官職名・中務卿(永延元(987)年に補任)に由来している。なお、『本朝皇胤紹運録』によれば、為平親王は「染殿式部卿」とも、具平親王は「千種殿」とも称されたというが、「染殿」は為平親王が源高明と藤原師輔の三女との間に生まれた女子と結婚した後に、妻の伝領した染殿第に居住したことによると思われ[③]、「千種殿」は具平親王が「千種殿」を別邸としたことによる。また、具平親王は「後中書王」という名前でも知られているが、この通称は第60代醍醐の皇子・兼明親王(914～987)の「前中書王」に対するものであり、具平親王の詩文に優れて当時の文壇の中心的存在であったというところばかりでなく、二品中務卿の

---

① 『春記』長暦二年十一月二十五日条を参照。
② 松村博司・山中裕校注『栄花物語』(上).日本古典文学大系75.岩波書店.1964.p.280.
③ 新田孝子『栄花物語の乳母の系譜』風間書房.2003.pp.688～691.

官位をも持っていたという経歴が兼明親王と類似しているからである。さらにほかの例を挙げると、村上天皇の第九皇子の昭平親王(954～1013)は出家後山城国愛宕郡岩倉の大雲寺に居住してそこで病没したため、「岩倉宮」や「入道九宮」と称され、第63代冷泉天皇の第四皇子の敦道親王(981～1007)は太宰帥を極官としたため、「帥宮」と呼ばれ、第66代一条天皇は治世中に摂関家と良好な関係を保ち、宮廷文化の花を咲かせたため、在位中の年号に因んで「寛弘の聖主」と称えられた。第66代一条天皇の第一皇子の敦康親王(999～1018)は太宰帥を経て式部卿に任じられたため、「帥宮」や「式部卿宮」と称されたのである。

ところで、摂関時代の天皇家の名前のもう一つの大きな特徴は、和風・漢風の諡号が全く奉られなかったことである。その一因として考えられるのは、諡号を贈る原則として、生前すでに出家していた者には諡を贈らないのがある[①]が、これに対し、摂関時代の天皇が譲位後に出家する場合が多い[②]ことである。譲位後に出家する伝統は次なる院政時代に持ち越されたため、院政時代においても、崇徳・安徳[③]以外の各天皇は諡が奉られることはなかった。なお、諡号の代わりに、摂関時代の歴代天皇は崩御後に追号が奉られたが、追号は院号から変化したものだと思われる。冷泉天皇と円融天皇が譲位後にそれぞれ冷泉院と朱雀院と称されたことが示しているように、院号は存命中に譲位して上皇になった者に奉ったものであったが、在位中に崩御した天皇に対しても院号を奉るようになると、天皇の追号は一般化した。摂関時代の追号を分類すると、御在所に因んだもの(冷泉・一条・三条)、出家した寺院に因んだもの(円融・花山)、「後」の付くもの(後一条・後朱雀・後冷泉)の三タイプになる。ここで注目したいのは、「後」のつく追号とつかない追号の所有者は必ずしも父子・祖孫の関係にあるのではなく、後冷泉・後朱雀のように、譲位後の御在所が先代の天皇と同じことによって「後○○」型の追号を奉られたこともある。こうした現象は追号の性格を端的に示しており、すなわち、追号は諡号とは異

---

① 『続日本紀』巻第十九の孝謙天皇天平勝宝八歳(＝756年)五月条に「五月乙卯、(中略)是日、太上天皇(＝第45代聖武天皇。――筆者注)崩於寝殿。(中略)壬申、(中略)是日、勅曰、太上天皇出家帰佛。更不奉諡。所司宜知。」(青木和夫・他校注『続日本紀』(三). 新日本古典文学大系 14. 岩波書店. 1992. pp. 158～160)とある。

② この時代の八代の天皇の中に、譲位後出家したのは、64代円融・65代花山・66代一条・67代三条・69代後朱雀の五人である。

③ 第四章の第一節で述べたように、崇徳と安徳の諡号は慰霊のために奉られたものである。

なり、先代の天皇を顕彰・賛美することによって皇位継承者としての正統性を強調するために奉られたものではないと考えられる。

一方、院号は存命中に譲位して上皇になった者に奉ったものであると前述したが、摂関時代においては、即位せずに院号を贈られた者もいる。既述した通り、第67代三条天皇の第一皇子の敦明親王(994～1051)は、長和五(1016)年正月二十九日に後一条天皇の皇太子に立てられたが、道長の圧力によって寛仁元(1017)年八月九日に自ら申し出て皇太子の地位から退いた。すると、同月の二十五日に親王は「小一条院」という尊号が贈られ、続いて封戸・年官・年爵・勅旨田などが次々と支給された。このように、即位できなかったとは言え、敦明親王は院号が贈られることによって上皇に準じる待遇を与えられ、政治的には無力となったものの、経済的には極めて裕福になったのである。このケースの場合、「小一条院」という院号は「社会的分類」と「社会的整合」の機能を果していると考えられよう。

二、内親王・女王の名前

まず実名について考えたいが、院政時代の内親王・女王の実名が二文字三音節の「○子《コ》」型に統一されているのに対し、摂関時代の内親王・女王の実名の中に、「○子《コ》」型ではないものもある。ただし、全体から見れば、その数は極わずかであり、しかも、第62代村上天皇の孫娘の隆姫《たかひめ》女王のように、「○子《コ》」型の実名を所有しない者は女王である場合が多い。院政時代に比べ、「○子《コ》」の社会的分類と整合の機能がより強く意識されたことの表れであろう。以上挙げたのは構成上の特徴であるが、さらに文字と音声の使用に目を向けると、尊子《たかこ》(第63代冷泉天皇女)、婉子《つやこ》(為平親王女)、隆姫《たかひめ》(具平親王女)、嘉子《よしこ》(第67代三条天皇女)、馨子《かおるこ》(第68代後一条天皇女)、娟子《よしこ》(第69代後朱雀天皇女)、淳子《あつこ》(敦賢親王女)などの例が示しているように、院政時代と同様に、好字・佳字が好まれ、しかもそれらの好字・佳字は皆訓読されている。その上、嫥子《よしこ》(具平親王女)、禔子《よしこ》(67代三条女)、儇子《としこ》(敦明親王女・第67代三条天皇養女)、嫄子《もとこ》(敦康親王女)などのような読み書きしにくいものも少なくないが、これらの名前は儒学者の苦心作であり、実名敬避の産物でもあると思わ

れる。この点も院政時代と共通している。

なお、ここでは内親王・女王の実名に使われる漢字の構成にも注目したいが、この時代においては、女・示・日が含まれる漢字が多用されていることが看取できる。この三種類の漢字が使われる名前の実例を挙げると、次のようになる。

(1)女が含まれる名前

婉子(つやこ)女王(為平親王女)、媋子(よしこ)女王(具平親王女)、隆姫(たかひめ)女王(具平親王女)、媄子(よしこ)内親王(第66代一条天皇女)、嫄子(もとこ)女王(敦康親王女)、娟子(よしこ)内親王(第69代後朱雀天皇女)。

(2)示が含まれる名前

禔子(やすこ)内親王(第67代三条天皇女)、禎子(よしこ)内親王(第67代三条天皇女)、祐子(すけこ)内親王(第69代後朱雀天皇女)、禖子(みわこ)内親王(第69代後朱雀天皇女)。

(3)日が含まれる名前

禔子(やすこ)内親王(第67代三条天皇女)、章子(あきこ)内親王(第68代後一条天皇女)、馨子(かおるこ)内親王(第68代後一条天皇女)。

ところで、ここでまず断っておきたいのは、上掲した三種類の名前にはあくまでも「女」、「示」、「日」が含まれているのであり、これらの部分は必ずしも各漢字本来の意味と何らかの関連性があるとは限りない。例えば、第66代後一条天皇の皇女・馨子内親王の名前に見える「日」は、「馨」の意味を表す「香」という文字の一部分として存在しているが、白川静氏によれば、「香」は篆文では「黍(きび)＋甘(うまい)」という二つの文字から構成される会意文字であり、黍を煮た時に、空気に乗って漂っているよいにおいのことを表しているという①。このように、香の中の「日」の部分は「甘」という文字から変化してきたものであり、「日」とは何の関係もなかったと思われる。ただし、漢字の中に形声字が大量に存在し②、意味を表す文字と音声を表す文字とを組み合わせてできたこれらの文字を目の前にする時、一定の漢学の教養のある者であれば、字面からその漢字の音声や意味を当て推量することができる(同様なことは

---

① 白川静『字統』(普及版)平凡社. 1999. p. 1497.

② 形声字の登場により、漢字の言語に対する対応力が高まったため、形符と声符を組み合わせて、大量の漢字が作り出された。現代中国語においては、90%が形声字になっているとも言われている。

他の造字法についても言える)。しかし、引申・仮借などの関係により、漢字の形旁の表意の機能が失ってしまったり、漢字の字形が変化したりすることも少なくないため、そのような漢字の意味を字面だけから推量すると、正確に意味を把握することはできない。上掲した三種類の名前の中にも、文字学的には含まれる部分と無関係のものもあるが、命名者はその視覚的な効果をねらって使用したものだと考えられる。

「女」が含まれる漢字は院政時代の内親王・女王名にも使われた[①]が、その使用は摂関時代ほど盛んではなく、摂関時代の伝統を受け継ぐ形で現れている。上掲した実例の中に、具平親王の娘の隆姫女王は他の者とは異なり、「○子(コ)」型の実名を所有しなかったが、その代わりに「姫(ヒメ)」の含まれる名前が付けられている。「姫(ヒメ)」は二文字の中の二番目の文字に用いられたところから見れば、「子(コ)」と同様に、身分の高い女性であることを示すための身分標識であると考えられる。というのは、『史記』の巻六十五・孫子呉起列伝第五に、

「孫子分為二隊、以王(=呉王・闔閭。——筆者注)之寵姫二人各為隊長,皆令持戟。」[②]と見えるように、中国語においては、「姫」は元々帝王のめかけを指す言葉であったが、転じて宮廷に仕える貴婦人をも称するようになった。帝王のめかけにしても宮廷に仕える貴婦人にしても、国の最高支配者の側近にいる身分の高い女性であることは変わりはないが、こうした用法は早くも日本にも伝わり、日本最古の官撰歴史書『日本書紀』を少しめくれば分かるように、奈良時代以前の女性の中に、「○○姫」と表記された者が多い。しかも、第九章の第一節で詳述するが、漢字が日本人に使用され始めた当初は、「姫」は広く一般的に身分の高い女性に用いられたのではなく、いくら高い社会的身分を持つからと言って、皇族或は天孫系の出身者でなければ、「姫」と称されることはなかったのである。

ところで、中国においては、「姫」は「子」と同様に、最初は姓として使用されたのであり、明末清初の学者・顧炎武(1613～1682)の挙げた秦代以前の22の古姓にも、「姫」が入っている(『日知録』巻二十三・姓)。この姓は周王室の姓としてあまねく

---

① 院政時代の実例を挙げると、媞子(やすこ)内親王(第71代後三条天皇女)、姝子(よしこ)内親王(第74代鳥羽天皇女)、妍子(よしこ)内親王(第74代鳥羽天皇女)、好子(よしこ)内親王(第77代後白河天皇女)などがある。

② 漢・司馬遷撰.宋・裴駰集解.唐・司馬貞索隠.唐・張守節正義『史記』中華書局.1959.p.2161.

知られている[1]が、周王が同族や功臣に領地とその住民を支配させて諸侯とし、諸侯を統制することによって全土の支配を図ったため、同族の諸侯が次々と封土に赴くことに伴って姫の姓も全土に広まった。王泉根氏の統計によれば、周代の諸侯国の中に、姫の姓を名乗ったのは42 国であり[2]、これらの国の王族女性は「○姫」と称されたのである。前述した通り、秦代以前の中国人名の記述は秦代以後と大きく異なり、男性名が主に「氏＋名或いは字」の形をとるのに対して、女性の名前は「出身国名或いは出生順位名＋姓」という形で記述されるのが一般的であった。『史記』に見える春秋時代の女性名の「蔡姫」[3]と「伯姫」[4]もこの方法によって記されているが、両者に共通する「姫」は彼女らの姓であり、「蔡」は蔡姫の出身国名で、「伯」は伯姫の出生順位名である。このように、「姫」という姓を名乗ることによって、蔡姫と伯姫の出自が明らかとなり、それで、両者の婚姻できる対象が限定されてきた[5]ばかりでなく、高貴な身分をも誇示できたのである。「姫」が後に帝王の側近にいる身分の高い女性を指す言葉となったのも、姫の姓が曾て周王ほどの貴い者に用いられたため、高貴の身分の標識にもなり得るからであろう。同様に、『日本書紀』の作者が日本の皇族及び天孫系の女性を「○○姫」と称したのも、また平安時代前期の第 52 代嵯峨天皇(786～842)が臣籍降下された皇女全員に「○○姫」の実名を与えた(第八章の第一節で詳述する)のも、「姫」の身分標識としての機能に注目したゆえであろう。むろん、具平親王の娘が「隆姫」と命名されたことの原因もここに求められよう。

　前掲したように、摂関時代の内親王・女王の中に、隆姫女王以外にも「女」が含ま

---

① 姫の姓の由来について諸説があるが、その中に、中国の伝説上の帝王・黄帝が姫水の近くに住んでいたため、「姫」を姓としたというのが一般的である。周王室が姫の姓を名乗ったのも黄帝の子孫であると称したからだと思われる。

② 王泉根『中国姓氏的文化解析』団結出版社. 2000. pp. 62～63. pp. 66～74.

③ 蔡姫：春秋時代の斉桓公・小白(? ～前 643)の夫人。蔡繆侯・肸の妹(『史記』巻三十二・斉太公世家第二桓公二十九年)。蔡は出身国名であり、姫は姓である。

④ 伯姫：春秋時代の衛国の大夫・孔悝の母(『史記』巻三十七・衛康叔世家第七出公十二年)。伯は出生の順位名であり、姫は姓である。

⑤ 秦代以前の「男性が氏を、女性が姓を名乗る」という現象について、従来多様に解釈されてきたが、現在最も有力視されているのは、中国には同姓不婚の原則があり、女性が姓を名乗ることによって婚姻できる対象を明示することができ、それを以って婚姻制度の規範化を図ったのだという説である。この説を裏付ける事例が『論語』の述而篇に見え、魯の昭公(姫姓)が呉の国(姫姓)から迎えた夫人のことを「呉孟子」と称したが、それは同じ姓の家から娶るのは礼で禁じられているのにそれを破ったから、「呉姫」と称するべきところを姫の姓を避けてごまかしたのだという。

れる実名が付けられた者がいるが、彼女らの名前はいずれも「○子(コ)」型をとっている。子の前に用いられる女偏の漢字に注目すると、敦康親王の娘の嫄子女王(藤原頼通の養女として第69代後朱雀天皇に入内し、中宮となった)の「嫄」も中国の古姓の一つであり、周王朝の始祖とされる后稷の母・姜嫄はこの姓を称したのである。なお、女が含まれているわけではないが、敦明親王の娘で三条天皇の養女の儇子内親王の「儇」も中国の古姓であり、この姓は中国の伝説上の帝王の黄帝が子の一人に賜ったものであると『国語』の巻十・晋語四・文公に記されている。また、同書によれば、黄帝が二十五人の子を儲け、その中の十四人が姫・酉・祁・已・滕・箴・任・荀・僖・姞・儇・依という十二の姓を賜ったという。ここで興味深いのは、この十二の姓の中に、姫・僖(第78代二条天皇女・僖子内親王)・儇・依(第59代宇多天皇女・依子内親王)が日本の平安時代の内親王・女王の名に使われた[1]ことであり、内親王・女王の名前を考える時、中国の古姓に使われたこれらの文字の身分標識としての機能を見逃してはいけないと思う。

他方、為平親王の娘の婉子女王(藤原実資の室)の「婉」が女性のしなやかさを、第69代後朱雀天皇の皇女の娟子内親王(賀茂齋院)の「娟」が女性の体の細くくびれた様子を表す漢字であるところから見れば、摂関時代の内親王・女王の実名の中の「女」という部分の最大の役割は、女性であることを示し、女性らしさをアピールするところにあると言えよう。換言すれば、「子」によって女性の中でも身分の高い者の部類に細かく分類された彼女らは、こうした女偏の文字の使用を通じて、女性という大きな部類に属していることを再確認させられ、ここでは名前の社会的整合の機能が働いていると考えられる。

以上は(1)の「女が含まれる名前」について見てきたが、次は(2)の「示の含まれる名前」と(3)の「日の含まれる名前」にも触れてみたい。(1)と同様に、(2)と(3)の種類の名前も次なる院政時代にも見られ、実例を挙げると、禛子(さねこ)(第72代白河天皇女)、禧子(よしこ)(第74代鳥羽天皇女)、礼子(のりこ)(第82代鳥羽天皇女)には「示」が含まれ、媞子(やすこ)(第72代白河天皇女)、侚子(あやこ)(第72代白河天皇女)、恂子(あやこ)(第74代鳥羽天皇女。後に統子と改名)、暲子(あきこ)(第74代鳥羽天皇女)、昇子(のりこ)(第82代後鳥羽天皇女)には「日」が

[1] ほかに、第77代後白河天皇の皇女・好子内親王の「好」も中国の最古の姓の一つである。

含まれているのである。これらの例が示しているように、「女」が含まれる名前が内親王にも女王にも見られるのに対し、「示」「日」が含まれる名前は内親王にしか見られない。こうした現象の背景には、斎宮・斎院の存在があると思われる。

古代・中世の日本においては、天皇の即位ごとに、天皇家の氏神である伊勢神宮及び産土神である賀茂神社に斎王を派遣して奉仕させた。伊勢の斎宮の制度が確立したのは七世紀後半の第40代天武天皇(?～686)の頃とされる。斎王は未婚の内親王・女王から占いで定められ、まず雅楽寮、宮内省、主殿寮といった宮内の便宜的な場所を初斎院として沐浴斎戒をし、そして翌年の八月に、宮外に新造された野宮に移って潔斎を重ねる。さらに、野宮入りの翌年の九月に、天皇と永別の建前で伊勢に向かい、近江国府・甲賀・垂水・鈴鹿・壱志の各頓宮を経て伊勢国多気郡の斎宮に入る。斎王は、天皇の代替わりや父母の喪・疾病・過失などによって退下するまで、斎宮の様々な祭祀のほかに、宮廷とほぼ同様に行われた年中行事にも参加しなければならない。斎宮の制度は鎌倉時代末期まで続き、建武元(1334)年に第96代後醍醐天皇(1288～1339)の皇女の祥子内親王が兵乱のために退下した後、斎王が選ばなくなったのである。一方、賀茂の斎院の制度は、九世紀前半の第52代嵯峨天皇(786～842)の時に成立し、斎宮の場合と同様に、占いで未婚の内親王・女王から斎王となる女性を選び、選ばれた者は宮城内に設けられた初斎院で三年間の潔斎を経てから、平安京の一条大路の北方にある斎院に入る。斎王は、賀茂祭などの年中行事で重要な任務を帯びた。斎院の制度は鎌倉前代まで続き、第82代後鳥羽天皇(1180～1239)の皇女の礼子内親王が退下した後廃絶した。

簡単ではあるが、斎宮と斎院それぞれの成立・廃絶した年代、斎王の選定方法、赴任するまでの儀礼、赴任後の職掌などについて見てきた。ここで重要なのは、斎宮も斎院も未婚の内親王・女王から斎王を卜定したことであるが、つまり、斎宮・斎院の制度が存した時代においては、皇位継承者となり得る親王の娘として生まれた者にとっては、臣籍降下されたり結婚したりしないかぎり、斎宮・斎院になる可能性があったわけである。第四章の第三節で述べた通り、院政時代の内親王・女王は、内親王宣下や着裳(一般的に十二歳から十四歳までの間に行われる)やキサキとして入内するなどの時に、言い換えると「社会的分類」を経験する時に実名を付与されたが、摂関時代(そして平安時代前期)の事情もほぼ同じである。また、摂関・院政時代の歴代の斎宮・斎院が斎王に選ばれた時の年齢を見ると、十歳未満つまり着

裳前の場合が多い[①]。これらのことから、斎王に卜定された時点では未だに実名が付与されなかった者もいたはずだと推測できる。ところが、上述した斎王の職掌を見れば分かるように、斎王として伊勢神宮や賀茂斎院に奉仕することは、「一人前の大人」として社会生活を営むことでもあり、当然なことながら、その際には実名が必要になってくる。したがって、彼女らの実名は斎王になることを契機に付けられたものだとも考えられる。さて、ここでは上掲した「日」「示」が含まれる実名の所有者の経歴を見ると、15 人[②]の中に実に半分以上の8 人もが斎王に選ばれたのである。この8 人の実名・斎王としての区分・生没年・奉仕時の天皇・出自・天皇との続柄・卜定時の年齢を、斎王となる順番にしたがって掲示すると、表 11になる。この表から、実名に「示」・「日」が含まれる斎王の中に、着裳を迎える前に斎宮となった者が多いことが伺え、よって、彼女らの実名も斎王となるのに伴って付けられた可能性が大きいと看取できよう。

一方、摂関・院政時代の内親王の実名に見える「示」と「日」は漢字の一部分として使われたが、「示」も「日」も独立した意味を表す漢字である。共に象形文字であるこの二つの漢字は、それぞれ神霊の降下してくる祭壇と太陽の姿を描いているとされ、後に漢字の偏・旁・冠・脚とも化し、それぞれ神祇や祭祀に関係することと太陽に関係することを表すようになったのである。ところで、日本の斎宮及び斎院の役割と言えば、天皇家の氏神及び産土神の祭祀であるが、天皇家の祖先神とされる天照大神は太陽神的性格の女神であることも周知の通りである。歴代の斎宮について記された『斎宮記』によれば、伝説上の初代の斎宮は第 10 代崇神天皇の皇女の豊鋤入姫命（とよすきいりひめのみこと）であり、彼女が天照大神の託宣によって大和国三輪山の麓にある笠

① 例えば、為平親王の娘の恭子女王が寛和二(986)年八月八日に第 66 代一条天皇の斎宮に選ばれた時は三歳であり(『日本紀略』後篇九・一条天皇)、第 77 代後白河天皇の皇女の休子内親王が永萬元(1165)年に第 79 代六条天皇の斎宮に選ばれた時は九歳である。また、第 63 代冷泉天皇の第二皇女の尊子内親王(966～985)が安和元(969)年七月一日に冷泉天皇の斎院に選ばれた時は四歳であり(『日本紀略』後篇五・冷泉天皇)、第 74 代鳥羽天皇の第二皇女の恂子内親王(後に統子と改名。1126～1189)が大治二(1127)年に第 75 代崇徳天皇の斎院に選ばれた時は二歳であった。

② 第 67 代三条天皇の皇女の禔子内親王(1003～1048)の名に「示」と「日」の両方が含まれているため、8 例の「示」の含まれる名前と8 例の「日」の含まれる名前の所有者の合計は15 人である。

縫邑に神籬(ひもろぎ)[①]を祀った、と記紀は言う。このことはすなわち、天照大神が自分と人との仲立ちをする巫女として豊鍬入姫命を認定したことを意味し、また、それまで目に見えなかった祖神・天照大神が神籬という神の宿る場所を持つことによって初めて人々の前に現れたことでもある。この後、第11代垂仁天皇の皇女の倭姫命は、天照大神の御魂を豊鍬入姫命から離して鎮座に適した場所を求めて流浪の旅に出たが、遂に伊勢の国に到達した。そこで彼女は天照大神の「この伊勢の国は常世の浪が寄せるよい所だから、ここにいようと思う」という内容の託宣を受け、五十鈴川のほとりに磯宮と呼ばれる社を建てた。ここに天照大神は倭姫命を介して初めて天から日本に下ったのである[②]。いわゆる斎宮の起源譚であるが、斎宮の天照大神に仕える巫女としての性格が伺えよう。つまり、政治権力者としての天皇の背後にあって、天照大神の宗教的な力を媒介することこそ斎宮の役目であり、彼女らは神威を保障するための人身御供として伊勢に送られ続けたと考えられる。ここまで見てくると、摂関・院政時代の内親王の実名に「示」や「日」の含まれる漢字が多用されていることと、斎王が未婚の内親王・女王から選定されたこととの間には何らかの因果関係があると言えよう。ただし、斎王の選定は基本的に天皇の代替わりの時に行われる、未婚の内親王・女王のみが斎王になる資格を有する、斎王の最終決定は占いによる、天皇の代替わりのほかに父母の葬や過失も斎王退下の理由になるなどのように、斎王の選定・退下には様々な確定・不確定の要素が入り混じっているため、名に「示」や「日」が含まれることと斎王になることとの間には必然的なつながりができにくいとも言えよう。

なお、巨視的な観点からすれば、内親王の名に見える「示」と「日」の部分は、内親王・女王の名に見える「女」の部分とも、またこれら三種類の名前に共通する「子」の部分とも同質なものであり、「個人の識別」という一次的な機能の上に、「社会的分類」と「社会的整合」という二次的な機能をも果しているのである。

---

①　神籬:祭りの時に神の宿る所として立てる神聖な木。上代には、神霊が宿るとされた老木・森などの周囲に常磐木を植え、玉垣をめぐらし、その地を神座とした、後には、庭上・室内には四方に小柱を立て、しめ縄をめぐらし、中央に榊(サカキ)を立てるようにした。

②　田中貴子『聖なる女——斎宮・女神・中将姫』人文書院. 1996. pp. 71～72.

表 11　実名に「示」・「日」が含まれる斎王の一覧表（摂関・院政時代）

斎王実名	区分	生没年	奉仕時の天皇	出自	天皇との続柄	ト定時年齢
馨子（かおるこ）	斎院	1029～1093	68 代後一条	68 代後一条女	娘	三歳
禖子（みわこ）	斎院	1039～1096	70 代後冷泉	69 代後朱雀女	叔母	八歳
媞子（やすこ）	斎宮	1076～1096	72 代白河	72 代白河女	娘	三歳
禛子（さねこ）	斎院	1081～1156	73 代堀河	72 代白河女	叔母	十九歳
侚子（あやこ）	斎宮	1093～1132	74 代鳥羽	72 代白河女	祖父の妹	十六歳
恂子（あやこ）	斎院	1126～1189	75 代崇徳	72 代白河女	曾祖父の妹	二歳
禧子（よしこ）	斎院	1122～1133	75 代崇徳	74 代鳥羽女	叔母	十一歳
礼子（のりこ）	斎院	1200～1273	83 代土御門	82 代鳥羽女	叔母	五歳

注：この図の作成にあたって、『本朝皇胤紹運録』（『群書類従』第 4 輯・系譜部所収）及び『日本紀略』（黒板勝美・国史大系編修会編『日本紀略（後篇）・百錬抄』国史大系 11. 吉川弘文館. 1965）の記述を参考にした。

次に実名以外の名前について考えたいが、実名のほかに、摂関時代の内親王・女王は幼名・通称をも持っていた。院政時代と同様に、摂関時代の内親王・女王には本当の意味の幼名を付けられることはなく、第 62 代村上天皇の第十皇女の選子内親王（964～1035）の「若宮」や第 67 代三条天皇の第二皇女の禔子内親王（1003～1048）の「女二宮」のような同父姉妹における順位に因んだ通称は、彼女らの幼少時代から用いられ始め、幼名としての機能をも果したのである。この種の通称のほかに、本人が実際に付いた官・位や縁の地や履歴に由来した通称も多く見られる。例えば、「若宮」と呼ばれていた選子内親王は、天延二（974）年に三品に叙されてから「三品宮」と呼ばれるようになり、さらに天延三（975）年に初めて賀茂斎院にト定された彼女は、円融・花山・一条・三条・後一条の五代にわたって奉仕したため、世に「大斎院」と称された。歌人としても秀でた彼女の家集も『大斎院御集』という名で知られている。為平親王の娘の婉子女王（972～998）は、寛和元（985）年に女御として第 65 代花山天皇に入内したため、「宮女御」との通称を得た。第 63 代冷泉天皇の第二皇女の尊子内親王（966～985）は、天元三（980）年に第 64 代円融天皇に入内したが、その翌年に内裏が炎上したため、「火宮」と呼ばれるようになった。第 66 代一条天皇の第一皇女の脩子内親王（996～1049）は、一品に叙されると「一品宮」と称され、そして出家後に「入道一品宮」という通称を得た。第 69 代後朱雀天皇の第二皇

女の娟子内親王(1032〜1103)は、前斎院の身でありながら[①]、後の左大臣・源師房(1035〜1121)と愛情をかわしたため、世に「狂斎院」と呼ばれた。後朱雀天皇の第四皇女の正子内親王(1039〜1096)は、斎院に卜定された後の住居に因んで「土御門斎院」や「押小路斎院」と称されたのである。上掲した通称の付け方は院政時代と共通している。

なお、院政時代とは異なり、この時代においては、皇女を尊称の皇后に立てる制度が未確立であるため、第 67 代三条天皇の第三皇女の禎子内親王(1013〜1094。第 69 代後朱雀天皇皇后)や第 68 代後一条天皇の第一皇女の章子内親王(1026〜1105。第 70 代冷泉天皇中宮)のように天皇のキサキにならないかぎり、内親王が女院号を贈られることはなかった(禎子内親王と章子内親王の女院号については、天皇のキサキの部分で詳述する)。

三、天皇のキサキの名前

この時代の天皇のキサキの名前には主に以下の特徴があると思われる。

まず実名に関して言うと、源計子(第 62 代村上天皇更衣)や藤原懐子(第 63 代冷泉天皇女御)や平平子(第 65 代花山天皇宮人)などのような二文字三音節の「○子」型が圧倒的多数を占める中、藤原祐姫(第 62 代村上天皇更衣)、藤原正妃(第 62 代村上天皇更衣)のような他の類型の名前も見られ、これらの名前は皆訓読されている。実名の文字には好字・佳字が用いられ、その中に媓(第 64 代円融天皇中宮・藤原媓子)、詮(第 64 代円融天皇女御・藤原詮子)、諟(第 65 代花山天皇女御・藤原諟子)のような難読・難書の文字も少なくなく、また、妍(第 67 代三条天皇中宮・藤原妍子)、威(第 68 代後一条天皇皇后・藤原威子)、嬉(第 69 代後朱雀天皇女御・藤原嬉子)のような「女」の含まれる漢字も多用されている。上述した特徴はいずれも内親王・女王と共通しており、既述した「姫」のほかに、第 65 代花山天皇の女御・藤

---

① 前斎宮や前斎院を天皇が後宮に迎えることは認められたが、臣下との交情は厳禁されていた(田中貴子『聖なる女——斎宮・女神・中将姫』人文書院. 1996を参照)。

原姚子(971～989)に使われた「姚」も中国の古姓である。この姓の起源について諸説があるが、中国の神話に見える聖天子・舜が姚墟(今の河南省範県あたり)に生まれたため、その子孫が「姚」を姓としたというのが一般的な見解であり①、伝説上の帝王にその起源を求めるというところは上記した「姫」姓の起源に関する説(黄帝の子が父から賜った)と共通している。姚子の出自を見ると、彼女は大納言・朝光(951～995)と重明親王(906～954。第60代醍醐天皇子)の五女から生まれた者であり、父と母からそれぞれ藤原氏と天皇家の高貴な血を受け継いでいる。中国の伝説上の帝王の子孫にその血筋の伝承を表すのに用いられる「姚」という文字は、彼女のこうした貴い身分を表すのに好都合なものであろう。この意味では、姚は身分の標識としての役割をも果たしていると考えられよう。

さて、ここで興味深いのは、姚子の父母の出自であるが、下掲した表12が示している通り、姚子と同様に「女」の含まれる「○子」型の実名を所有した者の中に、姚子と同様に、人臣初の摂政・藤原良房(804～872)の子孫である父親と天皇家から出た母親を持つ者が多い(8人中6人)。例えば、天禄四(973)年に第64代円融天皇に入内した藤原媓子(947～979)は、藤原良房の玄孫で前年関白に就任した兼通(925～977)の長女であり、第60代醍醐天皇の皇子・有明親王(910～961)の娘・昭子女王(?～994)を母としている。寛弘七(1010)年に東宮・居貞親王(後の第67代三条天皇)に入内した藤原妍子(994～1027)、寛仁二(1018)年に第68代後一条天皇に入内した藤原威子(999～1036)、治安元(1021)年に東宮・敦良親王(後の第69代後朱雀天皇)に入内した藤原嬉子(1007～1025)の三人は、共に道長(996～1027)の娘であるが、道長は良房の五世孫で、長徳元(995)年に内覧の宣旨を賜ってさらに長和五(1016)年に摂政に任じられた。この三人は同母姉妹でもあり、母は共に左大臣・源雅信(920～993)の娘の倫子(964～1053)である。源という氏名が示しているように、源雅信は賜姓皇族であり、彼は第59代宇多天皇(867～931)の皇子・敦実親王から生まれたのである(前掲した図11を参照)。このように、表12に掲載されたキサキの母親の中に、たとえ内親王・女王でなくても、皇室から出た者が多い。前述した通り、内親王・女王の名前にも「女」の含まれる「○子(コ)」型のものが多いのであり、よって、実名の二文字三音節の中に、子と組み合わせをする文字に「女」が含まれ

---

① 王大良『姓氏探源与取名芸術』気象出版社. 2001. pp. 165～166.

るものが多用されるというのは、平安前期以来婚姻関係を重ねてきた天皇家と良房流藤原氏に共通する特徴であると看取できよう。

表 12　摂関時代のキサキに見える「女」の含まれる「○子」型の実名

天皇	キサキの実名	父名及び官職	良房との関係	母名	キサキの位
村上	藤原安子（やすこ）	右大臣・師輔	四世孫娘	藤原盛子	中宮
円融	藤原媓子（てるこ）	関白・兼通	五世孫娘	昭子女王	中宮
花山	藤原姚子（よしこ）	大納言・朝光	六世孫娘	重明親王女	女御
三条	藤原娍子（すけこ）	大納言・済時	六世孫娘	源延光女	皇后
	藤原妍子（きよこ）	摂政・道長	六世孫娘	源倫子	中宮
	藤原綏子（やすこ）	摂政・兼家	五世孫娘	藤原国章女	女御
後一条	藤原威子（たけこ）	摂政・道長	六世孫娘	源倫子	皇后
後朱雀	藤原嬉子（よしこ）	摂政・道長	六世孫娘	源倫子	女御

注：この表の作成にあたって、『本朝皇胤紹運録』(『群書類従』第４輯・系譜部所収)、関係史料の記述及び角田文衛の『日本の女性名』(上.教育社.1980)を参考にした。

なお、日本の個人名史を総観すれば、天皇家から庶民までの女性の名前(ここで言う名前は広い意味の名前であり、実名のほかに、幼名・通称なども含まれる)に「女」が用いられることが極めて多い。一言で言うと、これらの「女」は皆女性であることを示す符号であるが、ただし、奈良時代の庶民女性の「志祁多女」(御野国味蜂間郡春部里戸籍)に含まれる「女」と、摂関時代の皇后の「威子」に含まれる「女」が伝える情報量が決して同一レベルのものではなく、前者が性別の明示に留まったのに対し、後者はその上にさらに身分を限定したのである。すなわち、「威子」の中の「威」は、「子」によって明示されたことをさらに明確化し、名の所有者を女性の中でも身分が高くて教養のある女性に、身分の高い者の中でも天皇家や摂関家出身者のような最高の身分を有する者に限定した[①]のである。この意味では、少なくとも古代日本においては、名前の伝える情報量の多さはその名前の所有者の身分の高さと正比例し

① とは言え、これまで見てきたように、名前の命定過程においては、様々な事情が絡み合って背景にある場合が多いため、それに使われる文字や音声だけを以って所有者の諸般を判断するわけにはいかない。

ていると言えよう。

また、上述した特徴のほかに、院政時代とは異なり、父・祖の実名の文字を継承した者がいないというのも摂関時代のキサキの実名の一大特徴である。

実名以外に、摂関時代のキサキには幼名、通称、女房名、女院号といった種類の名前も見られるが、同時代の内親王(天皇のキサキになった者を除く)には女院号が全く贈られなかったのに対し、天皇のキサキの中に女院号を有した者が四人いる。すなわち、第64代円融天皇の女御で第66代一条天皇の生母である藤原詮子(961～1011)が「東三条院」と、第66代一条天皇の女御で第68代後一条・第69代後朱雀両天皇の生母である藤原彰子(988～1074)が「上東門院」と、第69代後朱雀天皇の皇后で第71代後三条天皇の生母である禎子内親王(1013～1094)が「陽明門院」と、第70代後冷泉天皇の中宮である章子内親王(1026～1105)が「二条院」と称したのである。この中に、藤原詮子の「東三条院」は、日本歴史上の女院号の初例であり、彼女の女院号宣下について、『日本紀略』は次のように記述している。

「正暦二年九月十六日壬子。天皇行幸職曹司。依皇大后宮(＝藤原詮子。――筆者注)御悩也。戌刻。皇大后落飾為尼。(中略)停皇太后宮職。為東三条院。年官年爵封戸如元。」①

上の記述で分かるように、正暦二(991)年に、皇太后の詮子は病に悩まされたため、落飾して出家したが、それに伴って皇太后宮職が停止されて「東三条院」の号が贈られ、今まで通りの待遇を享受したのである。ここで注目したいのは、詮子が女院号を宣下された時期及び当時の彼女の身分である。藤原兼家(929～990)の次女として生まれた詮子は、天元元(978)年に円融天皇に入内し、二年後に東三条殿にて後の一条天皇を産み、寛和二(986)年に一条天皇の即位に伴って皇太后となった。疾病を理由に正暦二年(991)九月に内裏を退出した時点では問題はなかったが、退出した月の十六日に出家すると、出家後の彼女の処遇が問題となり、議論の結果、上皇に準じる待遇を与えるとして女院号を贈ったのである。このように、詮子の場合、女院号宣下の直接の原因は出家にあり、天皇の生母として皇太后の身分を獲得して以来享受してきた種々の権利を、出家して皇太后をやめた後も享受できるように、「東三条院」の号を贈られたのである。言い換えると、「東三条院」は出家に伴っ

---

① 黒板勝美・国史大系編修会編『日本紀略(後篇)・百錬抄』国史大系11.吉川弘文館.1965.p.172.

て身分を変えた詮子の権利を再確認するためにできたものであり、新しい身分の標識ともなっている。一方、『記録部類』院号の部一に収められている『後小記』によれば、詮子の院号宣下にあたって、蔵人頭より上卿に下された勅旨に対する公卿の僉議では、院号は御領所をもってその号と為すべきものであるという意見が出されたが、これは当時太上天皇が崩御した際に、その在所または領所による院号を以って追号としたことに倣ったものであろうと考えられる①。こうしたことから、詮子の女院号に用いられる「東三条」は、彼女が父・兼家から東三条殿という邸宅を伝領したことによるものだと伺えよう。

詮子の先例に続き、藤原彰子も所産した皇子が即位した後に、太皇太后の身でありながら出家したため、出家と共に院号を宣下された。しかし、第三例の禎子内親王になると、所産した皇子が即位した後に皇后の身で出家したものの、出家時には女院号を贈られず、二十四年後の延久元(1069)年に東宮時代の後三条天皇に入内していた馨子内親王(1029～1093)を中宮に立てようとした時に、後宮には皇后(藤原歓子)・中宮(藤原寛子)・皇太后(章子内親王)・太皇太后(禎子内親王)がいて后位に空席がなかったため、后位の転上を行い、太皇太后の禎子内親王が后位を退いて女院号を授けられた。さらに、承保元(1074)年に白河天皇の女御・藤原賢子(1057～1084)の立后を行おうとした時に、やはり后位に空席がないことを理由に、五年前にすでに出家していた太皇太后の章子内親王が女院となったが、彼女は前の三人と異なって、天皇の生母ではなかったのである。院政時代においては、天皇の母后(＝国母)で后位にある者のみならず、国母ではないが后位にある者、国母ではないが准后宣下を被っている内親王も女院号が宣下されたと前述したが、女院号の宣下に新しい道を開いたのはこの章子内親王の例であると看取できよう。上記した藤原詮子から章子内親王に至るまでの変遷から伺えるように、女院号は初め出家に付随して出家した天皇の生母の権利を明示するのに用いられたが、後に出家との関係が薄くなり、后位が満席の状況下に新たに皇后に立てられようとする者のために設けた新たな地位の象徴と化し、この過程において、女院を後宮におけるもう一つの尊貴な地位として見る意識が前面に出ており、女院号の身分の標識としての機能が高まってきたのである。後に女院の候補者の範囲が徐々に拡大されていくことも女院

① 橋本義彦「女院の意義と沿革」(『平安貴族』平凡社. 1996)pp. 146～151.

号の身分標識の機能の高まりを物語っているものであろう。

なお、東三条院以後の三人の院号の構成を見ると、藤原彰子の上東門院は、『左経記』に「御在所上東門院を以って院号と為す」と見える如く、彼女が父・道長から譲与されて居所としていた上東門邸に由来するものである。また、参議左大弁・源経頼(985～1039)が書き残した『左経記』によれば、禎子内親王の院号宣下に際し、御領所の枇杷殿によって「枇杷院」と号すべしと、同殿が陽明門大路に当たるから「陽明門院」とすべしという説が討議され、後者に決まったという。さらに、章子内親王の女院号も彼女の殿邸に由来し、このように、摂関時代の女院号にはいずれも本人にとって縁のある地名が用いられており、院政時代の女院号には本人の実際に関わらず宮城門号が順次に使用される(第四章第四節を参照)のに比べ、摂関時代の女院号は未だに一定の形式が出来ていない。とは言え、院政時代に至ると、門号が大量に女院号に登場することのルーツは、上東門院と陽明門院の二例に求められよう。

これまで述べてきた摂関時代の女院号の特徴を一言にまとめると、この時代は院政時代に盛んになった女院号の土台となる部分を築き上げたのである。

ところで、第69代後朱雀天皇の女御の藤原嬉子(1007～1025)が、寛仁三(1019)年二月二十八日に着裳する前に、父・道長に「千子」と呼ばれていた[①]事例が示しているように、摂関時代の天皇のキサキの中に、幼少時代に幼名が付けられた者もいる。しかし、こうしたことは一般的に行われたとは思えず、院政時代と同様に、姉妹における順位に因んだ通称が幼名としての機能をも果したのであり、嬉子が幼少時代に「小姫君」とも称されていたことがその明証である。幼少時代から用いられ始めた通称のほかに、御在所、後宮における位、本人が実際についた官職、父の官職、本人の経歴などに因んだ通称も見られ、中に最も一般的な類型は御在所名と後宮における位の名とを組み合わせたものである。御在所名が多用されることの背景には、摂関時代において、キサキが天皇に入内する際に、独立した殿舎を局として賜るのが一般的であったことがある。第66代一条天皇(980～1011)のキサキを例にして見ると、藤原義子(974～1053)は、長徳二(996)年七月二十日に一条天皇に入内して弘徽殿を賜り、翌八月に女御宣下されたため「弘徽殿女御」と称された。藤原元子(生没年未詳)は、長徳二(996)年十一月十四日に一条天皇に入内して承香殿を賜り、同年

---

① 『御堂関白記』寛仁元年十月二十九日条、同二年正月十五日条、同年三月十三日条等を参照。

の十二月に女御宣下されたため「承香殿女御」と呼ばれた。藤原尊子(984〜1022)は、長徳四(998)年に御匣殿別当として一条天皇に入内して二年後に女御宣下され、曹司が暗戸屋にあったため「暗戸屋女御」の通称を得た。なお、この尊子は「前御匣殿女御」とも称されたが、中の「前」は恐らく一条天皇の宮人の御匣殿(985頃〜1002。実名未詳)に対するものであろう。御匣殿は、尊子と同様に、初め御匣殿別当となったが、同母姉の定子(976〜1000。一条天皇の皇后)が長保二(1000)年十二月に難産のため没すると、定子の残した子らの母代りとして入内し、内裏で生活しているうちに一条天皇の寵愛を受けるようになった。彼女は中関白・道隆(953〜995)の第四女であり、姉妹に長姉・定子のほかに、次姉の原子(981頃〜1002)がいる。原子は「東宮女御」や「淑景舎女御」といった通称で知られているが、これらがいずれも公式の場には通用しない俗称であり、彼女が父・道隆の働きで長徳元(995)年一月に御匣殿別当として東宮・居貞親王(後の第67代三条天皇)に入内して淑景舎に入ったものの、正式に女御に任じられたことはなかった。道隆に先立ち、その父・兼家(929〜990)も、永延元(987)年に尚侍という名目で娘の綏子(974〜1004)を東宮・居貞親王に入侍させたが、綏子が「麗景殿」を局としたため、「麗景殿女御」と称された。しかし、彼女にも女御宣下の記録はなく、やはり一種の俗称だと看取できよう。上掲した藤原原子と藤原綏子の二例が示しているように、天皇のキサキの通称に見える後宮における位は必ずしも所有者の実情に即したものだとは限らないのであり、第四章の第四節で述べたように、こうした現象は院政時代にも見られたのである。

一方、本人または父の官職や本人の経歴に因んだ通称の実例を挙げると、第62代村上天皇の更衣の源計子(生没年未詳)は、広幡中納言・源庶明(903〜955)の娘であり、父の邸宅に因んだ「広幡御息所」のほかに、「宰相更衣」とも称されているが、「宰相」は源庶明が天慶四(941)年に参議従四位上に叙されたことに由来していると思われる。また、源計子と同様に村上天皇の更衣であった「弁更衣」(実名と生没年共に未詳)は、藤原有相の娘であり、「弁更衣」という通称は父・有相が参議兼左大弁の官職についていたことによる。右大臣・藤原師輔の娘で村上天皇の中宮・安子の同母妹の登子(?〜975)は、初め第60代醍醐天皇の皇子の式部卿・重明親王の継室となったが、夫・重明親王、父・師輔、姉・安子が続いて没した後、村上天皇に召されて入内し、登華殿を賜って寵愛を受けた。しかし、村上天皇が康保四(967)年に崩

御し、登子は第64代円融天皇の安和二(969)年十月に尚侍に任じられて貞観殿を局としたため、「貞観殿尚侍」と称されるようになった。関白太政大臣・藤原頼忠の長女である遵子(957〜1017)は、天元元(978)年四月に円融天皇に入内して弘徽殿を局とし、翌月に女御宣下を受けたため「弘徽殿女御」と呼ばれていたが、天皇の譲位後に、同母妹・諟子(第65代花山天皇女御)や同母弟・公任夫婦らと共に四条大路南・西洞院大路東にある父の四条第に住んでいたことから「四条宮」とも称された。この他、遵子は「素腹后」とも囁かれたと『栄花物語』巻第二・花山たづぬる中納言に見え、皇子女に恵まれなかったことによるものである。また、女院号のところで触れた通り、御堂関白・道長の長女・彰子(988〜1074)は、第66代一条天皇の中宮となり、敦成(第68代後一条天皇)・敦良(第69代後朱雀天皇)の両皇子を儲けたが、一条天皇の崩御後に出家して「上東門院」の院号を宣下された。所生の皇子が皆皇位についたため、彰子は国母として強い権限を持ち、同母弟の頼通・教通と共に、摂関政治の最盛期を生み出した。ところが、第71代後三条天皇が即位すると、摂関家の勢力に陰りが落ち、そんな中、天皇の祖母に当たる彰子は依然として重きをなし、新立の陽明門院らに対して「大女院」と称された。ほかに、彼女が晩年法成寺内に東北院を建てて住んだことから、「東北院」という通称も生まれたのである。彰子の同母妹の威子(999〜1036)は、寛仁二(1018)年三月に第68代後一条天皇に入内し、同年の十月十六日に中宮に立てられた。この立后により、道長の夢見ていた一家三后①の盛観が呈し、かの有名な「この世をばわが世とぞ思ふ望月のかけたることもなしと思へば」(『小右記』)の歌は、威子の立后を祝う公卿の宴席において、道長が自ら十六夜の月にかけて詠んだ歌である。後一条天皇がほかに女御や更衣を納れなかったため、威子は後宮を独占し、「大中宮」と称されたのである。

これまで見てきたように、院政時代に見られる天皇のキサキの名前の特徴は摂関時代にも見られ、前者が後者の名残りだと言えよう。

---

① 藤原道長は、長保元(999)年に長女・彰子を一条天皇の後宮に入れ、彰子が翌年皇后に立てられた。そして、寛弘七(1010)年に、次女・妍子を三条天皇の後宮に入れ、妍子が二年後に中宮に立てられた。さらに、寛仁二(1018)年の威子の立后に伴い、彰子が太皇太后に、妍子が皇太后にそれぞれ転上したので、道長の三人の女子が三后に並び立つことになったのである。

第二節　摂関時代における貴族の名前

一、本研究における貴族の定義及び摂関時代の貴族の構成

本書で言う貴族とは、律令官位制の規定に従い、三位以上の「貴」と四位・五位の「通貴」とを含め、朝廷の上層部を占めて各種の優遇を受けた者(いわゆる院政時代の公家の先祖にあたる者)のことを指している。諸先賢①が指摘されたように、摂関時代までの政治の特徴の一つは天皇との私的な関係と朝廷での公的な官職との間には強い結びつきがあることであり、言い換えると、摂関時代においては、外戚の身分が摂関になるための必要条件の一つともなっているのである。したがって、この節では、院政時代との比較の観点から、この時代の主役とも言うべく摂関家の名前の考察を通して、摂関時代の貴族の名前の特徴を浮き彫りにしていきたい。

二、貴族の名前

本章の冒頭で記述した通り、本書では、藤原氏北家出身の摂政・関白が天皇に代わってあるいは天皇を補佐して政治を行った時代のことを摂関時代と呼んでいるが、藤原氏北家の出身者が摂関職を独占できたことの背景には、北家の祖・房前(681〜737)以来、北家出身の女性が次々とキサキとして天皇に入内して(前掲した図21と後掲する図23を合わせて参照)皇子を産み、所生の皇子が即位すると、母たる者が国母の地位を獲得して絶大な権威を持つようになるばかりでなく、国母の父・兄弟も外祖父・伯叔父というミウチの身分を以って天皇の後見役として政治の中枢に位置できたことがある。こうしたミウチによる政治の基盤を固めたのは、房前の玄孫の良房(804〜872)である。外戚貴族の具体的な人名の考察に入る前に、ここではまず藤原氏北家が興隆に至るまでの歴史を追ってみたいと思う。

---

① 橋本義彦の「平安貴族」(平凡社,1986)や元木泰雄の「院政期政治史研究」(思文閣出版,1996)などを参照。

良房は同母妹の順子(808～871)が第54代仁明天皇の女御(後に皇后)になったことなどから、権勢が盛んとなり、そして、承和の変によって順子所生の第一皇子・道康親王を立太子させ、道康親王が即位して第55代文徳天皇になると、娘の明子(828～900)をその後宮に入れた。さらに、天安二(858)年に文徳天皇の急死によって明子所生の第四皇子・惟仁親王(第56代清和天皇)を未成年の九歳で即位させ、幼少の天皇を補佐するとして、外祖父たる良房が摂政となって万事を執行したのである。上述した良房の経歴から、彼が人臣初の摂政大臣に昇りつめたのは、娘の産んだ皇子が天皇として即位することに伴って獲得した外戚という身分によるところが極めて大きいと伺えよう。とは言え、良房の摂政就任にあたって、彼自身の婚姻関係が果たしてきた役割を見過ごすわけにはいかない。良房の父・冬嗣(775～826)は、皇太弟時代の神野親王に仕えてその信任を得、大同四(809)年に親王が即位して第52代嵯峨天皇となると、蔵人頭に任じられ、以後急速な昇進を遂げた。冬嗣に対する信任がその子の良房にも及び、正史の『日本文徳天皇実録』の伝えるところによれば、嵯峨天皇は皇女の源潔姫(810～856)[①]のために自ら婿探しをし、良房の容姿と心性の群を抜いて優れているところに目をつけて、弘仁五(814)年に良房と潔姫との結婚を勅命したという。この前例の見ない優遇により、良房は同母妹の順子が東宮・正良親王(後の第54代仁明天皇)に入内する前に既に天皇のミウチの一員となっており、そして、順子所生の道康親王の即位に伴って外戚の身分を獲得すると、この関係がより濃密且つ確実なものとなった。それ以来、良房は順調に昇進していったのである。

ところで、ここでさらに注目したいのは、良房が文徳天皇の後宮に送り出した明子は彼と源潔姫との間に儲けた娘であるということであるが、つまり、大臣の家に生まれたとは言え、明子は天皇家の血を受け継いでいる嵯峨天皇の外孫であり、彼女から生まれた皇子が他の非天皇家出身のキサキから生まれた皇子に比べ、より天皇位に近い存在であったと考えられよう。このように、自分・妹・娘の婚姻を通じて、良房は天皇家のミウチの身分を確固たるものとし、一歩一歩と摂政職に近づいていき、藤原氏北家が摂関職を独占する基礎を築き上げたのである。後に摂政・関白が御堂関白・道長の系統に定着するようになったのも、道長が良房に始まるこの

---

① 源潔姫(810～856)は女孺・当麻氏の所生であり、弘仁五(814)年五月八日付の嵯峨天皇の詔(『類聚三代格』所収)によって臣籍に降下されて、源姓を賜った。

伝統を徹底したことによるところ大であろう。実例を挙げながら見ていこう(後掲する図23を参照)。

良房の養子・基経(836～891)は、養父の没後に第56代清和天皇の摂政を引き継ぎ、そして、第59代宇多天皇の即位当初に阿衡の紛議を起こしながらも、実質的な意味での関白となり、関白の初例とされた。父と同様に、基経もまた天皇家と婚姻関係を重ねることを以って天皇のミウチとしての身分を固めることにつとめ、天皇家出身の人康親王(仁明天皇の第四皇子)の女(実名未詳)及び操子女王(嵯峨天皇の皇子・忠良親王の女)を室とし、人康親王女の産んだ頼子(?～936)・佳珠子(856頃～?)・穏子(885～954)をそれぞれ第56代清和天皇(頼子・佳珠子)と第60代醍醐天皇(穏子)に入内させ、そして、操子女王の産んだ温子(872～907)を第59代宇多天皇に入内させたのである。醍醐天皇に入内した穏子が後に三皇子一皇女を産み、寛明(923～952)と成明(926～967)の両親王がそれぞれ即位して第61代朱雀・第62代村上天皇となった。これで、基経は在世中に外孫の即位を目にすることはできなかったとは言え、死後に外戚となり、藤原氏北家が関白職を独占する基礎を築き上げたと言えよう。基経以後、その子の忠平(880～949)は源順子(875～899。第59代宇多天皇の女)・源昭子(第55代文徳天皇の子・源能有の女)を室とし、源順子との間に実頼らを、源昭子との間に師輔らを儲けた。次男の師輔(908～960)は、正妻の没した後に、第60代醍醐天皇の皇女の勤子内親王(904～938)・雅子内親王(909～954)・康子内親王(920～957)を順次継室として迎え、臣下が内親王を室家とした先例を開いた。彼はまた正妻・藤原盛子所生の娘の安子(927～964)、登子(?～975)、怤子(生没年未詳)をそれぞれ醍醐天皇の第十四皇子・成明親王(第62代村上天皇)、同天皇の第四皇子・重明親王、村上天皇の第二皇子・憲平親王(第63代冷泉天皇)と結婚させ、中の安子が冷泉・円融の両天皇を儲けたことは前述した通りである。こうして、師輔は、天皇家と藤原氏北家との関係をこれまでになく緊密なものにしたばかりでなく、摂政・関白が忠平の嫡子・実頼の系統にではなく、師輔の系統に定着させることにも大きく貢献したのである。

師輔の子の中に、伊尹(924～972)、兼通(925～977)、公季(957～1029)の三人も天皇家出身の女性を娶り、それらの女性から産まれた娘を天皇の後宮に送り出した。これに対し、もう一人の子の兼家(929～990)は天皇家出身の女性を室として迎えなかったが、その五男の道長(966～1027)は、天皇家出身の女性との結合を望んでい

た。道長は、

「男は妻(め)がらなり、いとやむごとなきあたりに参(まい)りぬべきなめり」[①]

という考え方を持っていると『栄花物語』巻第八・はつはなに見え、彼からすれば、「男は妻の家柄次第で価値が決まる」のである。したがって、道長は同母兄の道隆(953〜995)・道兼(961〜995)とは異なって、最初から妻に源倫子(964〜1053。宇多天皇の孫・源雅信の女。前掲した図 11を参照)や源明子(？〜1049。醍醐天皇の皇子・源高明の女。前掲した図 12を参照)のような天皇家出身者を迎える条件を持っていた。嫡妻の源倫子から、頼通(992〜1074)・教通(996〜1075)・彰子(988〜1074)・妍子(994〜1027)・威子(999〜1036)・嬉子(1007〜1025)の二男四女が生まれ、前述した通り、四人の女子は皆天皇に入内したのである。一方、源明子から、頼宗(993〜1065)、顕信(994〜1027)、能信(995〜1065)、長家(1005〜1064)、寛子(999〜1025)、尊子(1007〜1084)の四男二女が生まれ、中に寛子は第 67 代三条天皇の第一皇子・敦明親王(994〜1051)に嫁いだのである。そして、道長の子の代になると、倫子腹の頼通は、隆姫女王(村上天皇の第七皇子・具平親王の女)、源憲定(村上天皇の第四皇子・為平親王の子)の女(実名未詳)、源頼成(具平親王の子)の女(実名未詳)を妻とし、隆姫女王所生の寛子(1036〜1127)を第 70 代後冷泉天皇に入内させた。頼通の同母弟の教通も隆姫女王の妹の嫥子女王(1005〜?)を迎えたのである。さらに、道長は頼通になかなか子供が生まれないのを見て、万寿元(1024)年に隆姫の弟の源師房(1005〜1077)を頼通の猶子[②]とした。このように、道長の子の代は村上天皇の子孫と極めて強い絆で結ばれており、師輔→兼家→道長を経て、摂関職を独占するようになった御堂流藤原氏にとって、当時最も天皇に近い血筋の王族・村上源氏との関係が天皇家との一体化に大きな意味を持っていたからであろう。言い換えると、頼通・教通兄弟の宮廷生活の出発点は、村上源氏出身の女性らとの共同生活にあり、こうして、村上源氏の師房流は、以後の政治史の中で重要な位置を占めることとなり、第五章の第二節で述べた通り、院政時代に至って、外戚貴族として大いに活躍したのである。

これまで述べてきたように、後に「摂関家」と称された藤原氏北家の嫡流の「家格」

---

① 松村博司・他校注『栄花物語』(上). 日本古典文学大系 75. 岩波書店. 1964. p. 281.

② 猶子:兄弟、親戚、また、他人の子を自分の子としたもの。相続を目的としないで、仮に結ぶ親子関係の子の称。厳密には、養子と区別される。

の形成過程において、摂関職は天皇のミウチという身分[①]と切っても切れない密接の関係にあり、後者は前者の十分条件にはならないまでも、天皇のミウチの身分を有さない或はその身分が片方だけに偏っている[②]者の場合、摂関職を自分の系統に定着させることは難しかった。この点は次なる院政時代とは異なっており、院政時代においては、天皇のミウチという身分と摂関職との繋がりが薄く、藤原基房(1144～1230)のような外戚でも天皇の娘婿・孫娘婿や義兄・義弟といったミウチでもない者も、前代関白の子である(基房は忠通(1097～1164)の子である)ことから摂政に補任され、さらにその職を子の師家(1172～1240)にも伝えたというケースも少なくない。この意味では、院政時代は摂関職と外戚をはじめとする天皇のミウチという身分とが分離した時代であり、これに対し、摂関時代は前述した二者が未分離の時代だと言えよう。こうしたことを背景に、摂関時代のキサキの中に、藤原氏北家出身の者が圧倒的多数を占め、また、前述した通り、師輔の働きによって、天皇家と藤原氏北家との婚姻関係はこれまでになく濃密なものとなった。したがって、ここでは師輔の子孫の名前を考察の対象とし、外戚貴族の個人名の特徴を考えていきたい。なお、院政時代で扱った道隆流藤原氏と摂関政治体制を磐石なものにした道長(御堂流藤原氏の祖とされる)は共に師輔の孫であるため、比較の観点から、この二門流の名前の考察を中心としたが、道隆・道長兄弟の父・祖の世代の名前も視野に入れた。

後掲する「御堂流藤原氏の略系図」(図 23)には、摂関時代を生きた者のみならず、院政時代を生きた者の名も掲載されており、その図から、御堂流藤原氏の実名の構成上の特徴を伺うことができる。列記すると、以下のようになる。

(1)男性名は二文字四音節に、女性名は二文字三音節の「○子」型に統一されており、具象的な意味を表す文字よりも抽象的な意味を表す文字が好まれ、特に好字・佳字が多用された。こうした傾向は女性名により顕著に現れているが、前節で詳述した内親王・女王の場合と同様に、好字・佳字からなる女性名の中で「女」の含まれるものが一グループをなしている。また、男女の実名は皆訓読されている。

---

① ここで言う天皇のミウチという身分は、外戚としての身分だけではなく、自分自身や子の婚姻を通じて獲得した天皇の娘婿・孫娘婿や義兄・義弟といった身分をも指している。

② ここで言う片方だけに偏っているとは、妹や娘所生の皇子が天皇として即位するのに伴って外戚の身分を獲得したが、自分自身や子の婚姻を通じて天皇との関係を補強しなかった及びその逆のケースのことである。

(2)女性名には父・祖名の文字・音声と同じものが見当たらないのに対し、男性名には曾て父系直系先祖の名に用いられた文字・音声が登場する場合が多く、祖名の継承が一般的に行われていたと伺える。ただし、院政時代のようにほぼ全員が祖名を継承したのではなく、「実」と「通」という決まった通字を交替に継承するという方法も取っていない。実例を通して見ると、道長には倫子腹の頼通、教通、明子腹の頼宗、能信、顕信、長家、源重光女腹の長信の七人の男子がおり、この中に、頼通と教通の二人は父・道長の「みち」を、能信は六世祖・良房の「よし」を、長家は父・道長の「長」及び祖父・兼家の「家」を、長信は父・道長の「長」をそれぞれ継承した。また、頼通の子には師実、通房、俊綱、家綱、忠綱などがおり、師実は高祖父・師輔の「師」を、通房は父・頼通の「通」及び七世祖・良房の「房」を、家綱は祖父・兼家の「家」を、忠綱は五世祖の忠平の「忠」をそれぞれ継承した。能信の子には能長と有家がおり、能長は父・能信の「能」及び祖父・道長の「長」を、有家は曾祖父・兼家の「家」をそれぞれ継承したと思われる。このように、摂関時代において、御堂流藤原氏は直系先祖の実名の文字・音声を不規則に継承していたのであり、ここで重要なのは、御堂流の祖とされる道長以来の直系先祖名のみならず、道長の直系先祖に当たる者の名も継承の対象となり、その範囲は人臣初の摂政・良房までに拡大されていることである。

(3)祖名の継承を考える際に挙げた実例から伺えるように、この時代において、同父兄弟が名に同じ文字を持つケースは少なくなく、しかも、それらの文字のほとんどは直系先祖から継承したものではない。つまり、兄弟の名に共通する文字は兄弟関係を表すのに用いられた系字であり、ただし、それらの系字は道隆・道兼・道綱・道長四兄弟の「道」のように系字の原型を保っておらず、やや変形したものである。というのは、道長の子の中に、頼通と教通は「通」を、頼通と頼宗は「頼」を、能信と顕信と長信は「信」を、長家と長信は「長」を共通に持っているが、兄弟七人に四つの系字が使われているところから見れば、これらの名前は専ら中国の系字命名法の原則に基いて付けられたとは考えにくい。その上、名に同じ文字を含む者同士の関係を見ると、頼通(992〜1074)と教通(996〜1075)の二人が同母兄弟であるのを除き、他の三グループの共通点がはっきりしない。かろうじてそれぞれの共通点を挙

げると、同母兄弟ではない頼通と頼宗(993〜1065)はそれぞれ道長の長男と次男であり、出生の時期が近い。能信と顕信は同母(源明子)兄弟であるが、長信の出生順位が二人に近いため、同じ「信」が付けられたと思われる。長家と長信も異母兄弟であるが、やはり出生の時期が近い。このように、道長の子に見られる四つの系字は、明確な意識の下に使い分けられたとは思えず、同様な現象は道長の子の頼通・頼宗・能信の子らにも見られ、系字命名法が崩れかけている段階の産物だと言えよう。一方、系字の適用範囲に注目すると、同父兄弟に限られており、従兄弟、又従兄弟、又々従兄弟同士の名にはその関係を示す文字が含まれていない。前述したように、同様な特徴は天皇家にも見られるが、このほか、女性は系字を与えられなかったところも天皇家と共通している。

ところで、上記した三つの特徴はほぼそのまま道長の同母兄・道隆を祖とする門流に適用し(前掲した図14を参照)、両者にはほとんど相違が見られない。ここで「ほとんど」とことわったのは、道隆流において、女性の名前に「女」が含まれる者がいなくて、その代わりに、女性が父の名前の文字を継承する実例が見られるからである。例えば、道隆の次男・伊周(974〜1010)の娘には「周子」(上東門院女房、権中納言・藤原良望室)を名とする者がいるが、「周」は父から継承したものだと思われる。これ以外のところは御堂流と共通しているが、実例を挙げながら見ていくと、道隆には隆家、伊周、道頼、周頼、周家、好親、頼親などの男子がおり、彼らの名には直系先祖から継承したものが多い。すなわち、隆家は父・道隆と祖父・兼家から「道」と「家」を、道頼は父・道隆から「道」を、周家は祖父・兼家から「家」を、好親は六世祖・良房から「よし」をそれぞれ継承したのであり、良房以来の直系先祖の名を不規則に継承したのである。また、上掲した同父兄弟の名前の相互関係に注目すると、伊周・周頼・周家の三人は「周」を、道頼・周頼・頼親の三人は「頼」を、隆家と周家の二人は「家」を、好親と頼親の二人は「親」を共通に持っているが、七人に四つの系字が使われ、しかも、御堂流藤原氏と同様に、それらの系字が明確な意識の下に使い分けられたとは思えない。

一方、道隆・道長兄弟の祖・父の世代の場合、(1)の特徴は御堂流・道隆流と共通しているが、(2)と(3)に関しては、なお検討の余地がある。前述した通り、師輔の父・忠平は天皇家出身の源順子と源昭子を妻として迎え、二人との間に計四人の男

子を儲けた(『尊卑分脈』)が、順子腹の実頼を除き、昭子腹の師輔・師氏、師尹の三人は皆「師○」型の名前が付けられている。また、師輔は藤原盛子・藤原公葛女・雅子内親王・康子内親王などを妻として迎え、彼女らとの間に計十人の男子を儲けた(『尊卑分脈』)。中に伊尹・兼通・兼家・忠君の四人が盛子から、遠量・遠度・遠基の三人が藤原公葛女から、高光・為光の二人は雅子内親王から、公季が康子内親王から生まれたのである。さらに、師輔の異母兄の実頼は藤原時平の女を妻とし、彼女との間に敦敏・頼忠・斉敏の三子を儲け、師輔の同母弟の師尹は、藤原定方の女を妻とし、彼女との間に定時・済時兄弟を儲けた。

このように、師輔嫡男の伊尹(924～972)と後に忠平(880～949)の養子となった忠君のような一部の例外を除き、師輔と兼家の世代の実名には一定の規則が見られ、つまり、同母兄弟の名に同じ字が付けられたのである。こうした命名法は中国伝来の系字命名法を和風化したものであると思われ、「同一世代であることを世に示す」という系字本来の機能が守られながらも、同一世代の範囲が同父同母兄弟に縮小されたのである。上のような現象の背景には、当時の貴族社会において、複数の妻を持つ男性は、自分の邸宅に各妻を迎えるのではなく、各妻の邸宅に自ら出向いてそこで結婚生活を営むという形をとるのが一般的であった[①]ことがある。こうした婚姻形態は初め高群逸枝氏によって「婿取り婚」と名付けられたが、後に人類学や社会学で言う「婿取り婚」との混同[②]を避けるために、「妻方居住婚」や「妻方居住婚をへた独立居住婚」[③]と称されるようになった。いずれにしても、こうした婚姻形態の下で、子供の出産や養育が妻方で行われることが多かったことは確かであり、その副産物の一つとして、同母兄弟ごとに系字が付けられるという状況が現出したのであ

---

① 高群逸枝『招婿婚の研究』1・2(橋本憲三編『高群逸枝全集』第2・3巻.理論社.1966所収)を参照。

② 「婿取り」という言葉は平安時代の貴族の日記や『栄花物語』・『源氏物語』などに見え、そのため、平安時代の史料分析を機軸に日本の婚姻形態を検討し、その歴史的変遷体系を打ち立てた高群逸枝氏は、夫が妻の邸宅か妻の両親が提供した邸宅に住む形態を「婿取り婚」と命名されたのである。ところが、人類学や社会学で言う「婿取り婚」は、生涯にわたって夫が妻方に住み、妻の一族として生活することを指すのであり、平安時代の「婿取り」は決してそのような婚姻形態ではないため、混乱を避けるために、「妻方居住婚」や「妻方居住婚をへた独立居住婚」といった言い方が用いられるようになったのである。

③ 関口祐子「日本古代の婚姻形態について——その研究史の検討」(歴史科学協議会編『歴史評論』311.1976)を参照。

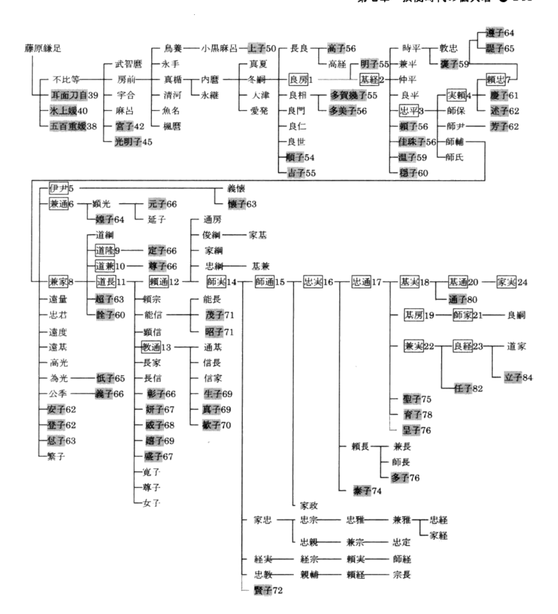


図 23　御堂流藤原氏の略系図

注：この図の作成にあたって、『尊卑分脈』（黒板勝美・国史大系編修会編．吉川弘文館）と『続群書類従』（塙保己一原編．太田藤四郎補編．続群書類従完成会）の中の藤原氏の系図及び関係史料の記述を参考にした。なお、比較の観点から、摂関時代を生きた者の名のほかに、前後の時代の藤原氏の名をも掲載した。図中に〇〇となっているのは摂関の名前であり、その後の数字はその就任順である。■■となっているのはキサキの名前であり、その後の数字は夫の即位順である。また、（〇〇）となっているのは実名以外の名前であり、点線部分は養父子・女関係にあることを示している。

ろう。上述したような系字命名法の和風化を裏付けるもう一つの現象は、同父同母兄妹・姉弟が名に同じ文字が含まれるという現象であり、例えば、師輔の嫡男の伊尹(924～972)の子の義懐(よしちか)(957～1008)と女の懐子(ちかこ)(945～975。第63代冷泉天皇女御、第65代花山天皇母)は共に第60醍醐天皇の孫娘の恵子女王(代明親王女)から生まれた者であり、「懐」という字を共有している。中国の系字は男女別々に付けるもしくは男子にのみ付けるのを原則としたのに対し、日本色の濃い現象だと看取できよう。なお、こうした変化した系字命名法の名残りは道長・道隆の子の世代にも見られ、例えば、道長と倫子との間に生まれた頼通・教通兄弟は「通」の字を共有しているが、この字は明子腹の男子には用いられていない。とは言え、明子腹の頼宗が同母弟の能信・顕信らではなく、異母兄の頼通と同じ文字を持っていることや、明子腹の長家は名に同母兄弟と共通する文字が含まれず、その代わりに、実名の二文字は共に直系先祖から継承したことから伺えるように、祖名継承の開始に伴い、和風化された系字命名法が早くも変形していったのである。

また、道隆・道長兄弟の子孫の間では、祖名の継承が一般的に行われたと前述したが、師輔・兼家の世代においては、祖名の継承は普遍性を有さず、管見の実例を全部挙げても、わずか六例しかない。すなわち、①師輔の同母弟の師尹(もろただ)は父・忠平(ただひら)から「ただ」を、②師輔の異母兄・実頼の子の頼忠(よりただ)は父・実頼(さねより)と祖父・忠平(ただひら)から「頼(より)」と「忠(ただ)」を、③実頼のもう一人の子の斉敏(ただとし)は祖父・忠平(ただひら)の「ただ」を、④実頼の養子の実資(さねすけ)は養父・実頼と祖父・師輔(もろすけ)から「実(さね)」と「すけ」を、⑤師輔の子の伊尹(これただ)は祖父・忠平(ただひら)から「ただ」を、⑥師輔の子で後に忠平の猶子となった忠君(ただきみ)は養父・忠平の「忠(ただ)」をそれぞれ継承したのである。この六例の中に、①③⑤の三例は音声のみの継承であるが、同様な事例は道隆・道長兄弟の子の代にも見られる。一方、②④⑥の三例は文字と音声の同時継承であるが、道隆・道長の孫の代からこの継承法が一般的となり、次なる院政時代において、この二門流の祖名継承はほとんど二番目の方法を取っている。この意味では、摂関時代は祖名継承の発生期及び発展期だと言えよう。

次は実名以外の名前の考察に移りたいが、摂関時代の外戚貴族は実名のほかに、幼名・通称・諡をも持っていた。この中に諡は次なる院政時代の外戚貴族にも同

時代の天皇家にも見られないため、摂関時代の外戚貴族の名前の一大特徴に数えられるが、その実例を表13にまとめてみた。

表13　摂関時代に諡号を賜った貴族の一覧表

所有者	極官	没年	諡号	国公	贈位	贈諡の時期	天皇との関係
藤原実頼	摂政	970	清慎公	尾張公	正一位	没した二日後の天禄元年五月二十日	朱雀天皇の女御・慶子及び村上天皇の女御・述子の父
藤原伊尹	摂政	972	謙徳公	三河公	正一位	没した四日後の天禄三年十一月五日	冷泉・円融両天皇の生母・安子の同母兄、花山天皇の生母・懐子の父
藤原兼通	関白	977	忠義公	遠江公	正一位	没した十二日後の貞元二年十一月二十日	冷泉・円融両天皇の生母・安子の同母兄
藤原頼忠	関白	989	廉義公	駿河公	正一位	没した一ヵ月後の永祚元年七月二十日	円融天皇の中宮・遵子及び花山天皇の女御・諟子の父
藤原為光	太政大臣	992	恒徳公	相模公	正一位	正暦三年六月十六日没した後まもなく	花山天皇の女御・忯子の父
藤原公季	太政大臣	1029	仁義公	甲斐公	正一位	没した五日後の長元二年十月二十二日	一条天皇の女御・義子の父

注：この表の作成にあたって、『古事類苑』姓名部（神宮司庁編．吉川弘文館．1985）、『日本紀略』（黒板勝美・国史大系編修会編．国史大系10・11．吉川弘文館．1965）、『大鏡』（橘健二校注．日本古典文学全集20．小学館．1974）の中の記述をもとにした。

ここで興味深いのは、この時代において、上表に挙げた六人以外に、臣下の身でありながら諡が贈られた者がいないということであるが、言い換えると、臣下の中に藤原氏北家の出身者のみ諡が贈られたのである。さらに、この六人の朝廷における地位に注目すると、実頼と伊尹の二人は摂政を、兼通と頼忠の二人は関白を、為光と公季の二人は太政大臣を極官とし、いずれも臣下としての至高位を有したのである。むろん、彼らが高位高官に登りつめたのは、天皇のミウチという身分によるところが大きく、伊尹と兼通の二人は外戚として大いに権力を振るったことは周知の通りである。一方、実頼・頼忠・為光・公季の四人は、厳格に言えば外戚には数え

られないが、外戚の子(実頼は忠平の子、為光と公季は師輔の子)・孫(頼忠は忠平の孫)である上に、天皇家から出た女性を妻として迎え、その女性との間にできた娘を天皇に入内させた①のであり、外戚貴族の一員と見なしてもよかろう。上述したことから、摂関時代において、死後に諡が贈られるためには、①藤原氏北家の出身者であること、②天皇のミウチであること、③摂政・関白・太政大臣の官職についた者であること、という三つの条件を同時に満たさなければならなかったと看取できよう。ところで、この時代を生きた者の中に、上の三条件を同時に満たした者はほかにも数少なくなく存在するが、彼らが諡を贈られなかったのは、没する前に出家したからである。一例を挙げると、第63代冷泉・第64代円融両天皇の生母・安子の同母弟で、第66代一条天皇の生母・詮子及び第67代三条天皇の生母・超子の父である兼家(929～990)は、懐仁親王が即位して一条天皇となるのに伴って、寛和二(986)年六月二十四日に摂政宣下を受け、さらに三年後の永祚元(989)年十二月二十日に太政大臣に任じられた。しかし、翌二年五月五日に彼が摂政・太政大臣を辞すると、逆に関白を宣下されたが、三日後に病を理由にこれを辞し、出家して「法実」と称した。そして、同年の七月二日に兼家が東三条邸で没したが、この兼家の経歴について、『大鏡』には次のような描写がある。

「摂政にて五年、太政大臣にて二年、世をしらせたまふ、栄えて五年ぞおはします。出家せさせたまひてしかば、後の御いみななし」②

つまり、天皇の外祖父として摂政・太政大臣・関白を歴任し、五年間も栄華を極めた兼家が諡が贈られなかったのは、生前出家したためである。したがって、出家せずに没するというのは臣下が死後に諡が贈られる第④番目の条件だと言えよう。藤原公季(957～1029)以後、臣下の諡が見られなくなったことの背景には、摂関時代後期以来、摂政・関白・太政大臣であった者も生前に出家することが増えたことがあり、本章の第一節で述べてきた通り、天皇家においても、同様な理由によって諡が一時的に消滅したのである。

さて、諡を賜る条件を明らかにした上で、摂関時代の臣下の諡の構成を考えたい

---

① 例えば、頼忠(924～989)は第60代醍醐天皇の皇子・代明親王の娘・厳子女王を妻とし、彼女との間に生まれた遵子と諟子をそれぞれ第64代円融天皇と第65代花山天皇の後宮に送り出した。しかし、二人の娘とも皇子を産むことはなかったため、頼忠自身は遂に外戚の身分を手に入れることはできなかった。

② 橘健二校注『大鏡』日本古典文学全集20.小学館.1974.p.248.

が、表13が示しているように、六人全員が「〇〇公」という型のものが贈られている。諡の発源地・中国においては、「〇〇公」型の諡は春秋時代に多く見られ、春秋五覇[1]を例にして見れば、斉の「桓公」(？～前643)、晋の「文公」(前697～前628)、秦の「穆公」(前659～前621)、宋の「襄公」(？～前637)の四人が「〇公」型の諡が贈られている。汪受寛氏は、秦代以前の中国において、「公」は諸侯に対する尊称であると指摘された[2]が、この字は周王朝が封号として諸侯に与えた爵位名にも使用されたのである。『礼記』などの儒家の経典が主張するところによれば、周王朝には公・侯・伯・子・男の五等爵がある。しかし、甲骨文・金文などの同時代の史料を用いた歴史学の実証的な研究により、周代に実在した都市国家支配者層の称号は、きれいに序列化されて整理されたものではなかったことが明らかになっている。こうした五等爵の序列は戦国時代に過去の時代のあり方をもって当時の政権に正当性を与えるために、諸子百家によって整理され、序列されたものではないかとする説が有力になってきている[3]。ここでは五等爵の序列化の時期を検討するつもりはないが、少なくとも戦国時代において、「公」は周王朝の支配者層における地位の高下を示すのに用いられたことが伺えよう。

実例を挙げると、周の文王の子で武王の弟である姫旦(生没年未詳)は、兄の武王を助けて殷王朝を滅ぼし、武王の死後に摂政となって武王の長男である成王を補佐し、制度・礼楽・冠婚葬祭の儀などを制定して周王朝の基礎を固めた。こうした功績によって姫旦は曲阜(今の山東省にある)に封ぜられたが、彼自身が封土に行かずに周に留まったため、長男の姫伯禽が初代の魯公となった。『史記』の燕召公世家に見える「成王既幼,周公摂政」[4]という文が示しているように、姫旦は一般的に「周公」と称され、周の都に留まった彼の子孫もまた「周公」と称されたのである。また、姫旦と共に周の建国に貢献した姜尚(生没年未詳)は、その功によって異姓でありながら営邱(今の山東省にある)に封じられて斉国の始祖となったが、斉国の十五代目

---

① 春秋五覇とは、中国の春秋時代の五人の覇者のことであり、五人のうち、斉の桓公と晋の文公を除いた他の三人については、例えば楚の荘王、呉王の闔閭、越王の勾践とする説、秦の穆公、楚の荘王、呉王の闔閭とする説及び秦の穆公、宋の襄公、楚の荘王とする説などがあって、必ずしも一定していない。

② 汪受寛『諡法研究』上海古籍出版社．1995．p. 120.

③ 平勢隆郎「殷周時代の王と諸侯」(『岩波講座』世界歴史3・中華の形成と東方世界．岩波書店．1998所収)。

④ 「成王既幼,周公摂政」の文は「摂政」という言葉の出典だとされている。

の君主・姜小白はすなわち春秋五覇の中の斉の桓公である。このほか、周の武王の子で成王の弟である姫叔虞は唐の地(今の山西省翼城県西にある)に封じられ、その子の姫燮が即位した後に国を晋水(今の山西省汾水流域)に遷して国号を「晋」に改めたが、その子孫の重耳はすなわち春秋五覇の中の晋の文公である。秦の襄公(実名未詳)は周の平王の時に周王室を助けたという功績によって岐山以西の地(今の陝西省にある)に封じられて周王朝下の諸侯国・秦の君主となったが、その第九代目の君主・嬴任好はすなわち春秋五覇の中の秦の穆公である。周の武王に討たれて亡国の君となった商の紂王・辛の異母兄の啓は、商の滅亡後に商の故都である商邱(今の河南省にある)に封ぜられて宋国の始祖となったが、その子孫の子茲父はすなわち春秋五覇の中の宋の襄公である。

以上の実例から看取できるように、先秦時代に「○公」と称される者は、①周王の子孫であること(周公及び周公と共に周の都に留まった彼の子孫)、②周王から封土を受けて君主としてその封土内の人民を支配していたこと(斉・晋・秦・宋各国の歴代の国君)の中のいずれかの条件または両方の条件を満たしている。言い換えると、秦代以前の中国において、「公」は周王の子孫或は周王が分封した諸侯国の君主の社会的身分・地位を示すものであり、死後の諡に見えるこの文字は、生前の行跡の善悪が明らかになるように付けられたとは思えないため、諡字そのものではない[①]。同様に、日本の摂関時代の臣下の諡に見える「公」の部分も諡字そのものではなく、所有者が生前に有した社会的身分・地位及び賜諡と共に獲得した新たな社会的地位を明示するものとなっている。表13を参照すれば分かるように、摂関時代に諡が贈られた臣下の六人は、いずれも死後まもなく諡が贈られた際に、正一位という官位及び国公という封号が同時に贈られたのである。六人全員が生前に実際についた官位に関わらず、死後に人臣としての最高位である正一位が贈られたところから見れば、贈位という行為は、人間の肉体の「消滅」に伴って「喪失」した社会的地位を再び「付与」することであり、そして、贈位と同時に行われた賜諡という行為は、生前の行跡に対する「公的な」評価を明示するのに留まらず、死後に付与された

---

① 中国語本来の意味においては、諡は諡された字のみを指し、例えば、「桓公」、「文公」の場合、諡と言えば「桓」、「文」であり、「桓公」、「文公」は諡号である。ところが、日本語の諡が「おくりな」と訓まれるところからも伺えるように、諡は諡号全体を指す場合が多いため、本論では、厳格に区分する必要がない限り、諡と諡号の両者を使い分けていない。

新たな地位を公布することでもあると言えよう。なお、諡と共に新たな社会的地位を明示しているのは国公の封号であるが、摂関時代において、生前に国公に任じられた者はいないところから、国公が死者にのみ贈る「官職」であったことが伺えよう。しかも、興味深いことに、こうした「任官」の仕方は中国の分封制と類似している。つまり、国公の封号は所有者の天皇に帰服して他の臣下を凌架するという特殊な地位を示しており(むろん、彼らが死後にこれほどの地位が与えられたのは、生前に天皇のミウチとして政治の中枢で働いたからである)、その使用により、所有者が死後も引き続き天皇を頂点とする統治体制の中に置かれることになったのである。むろん、ここでは名前の制御と支配の機能が果されているが、それと同時に、所有者が天皇から土地を分け与えられ、そこに国を建てて君主として支配していたという社会的記憶も創出されたのである。

一方、ここでは全員が共有する「公」以外の文字にも注目したいが、社会的地位の標識である「公」を除き、摂関時代の臣下の諡はいずれも諡字二文字からなっており、諸臣の諡が二字を上限とするという中国従来の諡法に合致している。二字という字数は、また奈良・平安前期・院政時代に見える天皇の漢風諡号とも共通しているが、ほかに、諡字に専ら上諡①が用いられ、中諡と下諡が全く見られないという点も天皇と共通しており、その上、徳(第 55 代文徳天皇など)・桓(第 50 代桓武天皇)・仁(第 54 代仁明天皇)の三字は天皇の諡号にも使われたものである。このように、摂関時代において、賜諡という行為の最終目的は、死者の生前の行跡の評定にあるというより、むしろ死者を顕彰・賛美することにあるのであり、しかも、そうした顕彰・賛美の背景には院政時代のような怨霊の出現(例えば、第 75 代天皇の諡・崇徳と第 81 代天皇の諡・安徳はその祟りを鎮めるために奉られたのである。第四章第一節を参照)が見られないのである。

これまで述べてきた諸点を総合すると、摂関時代の臣下の漢風諡号は、賜諡の資格規定においても、諡字の使用においても、また賜諡の時期及び方法においても、大

---

① 本書で言う上諡・中諡・下諡は、中国南宋の学者・鄭樵(1104～1162)の分類に従う。鄭樵はその著『通志』の「諡略」の部分で諡に使われる漢字を210 字集め、それらを君親・君子に使われる「上諡」(計 131 字)、閔傷・無後者に使われる「中諡」(計 14 字)、飜夷・小人に使われる「下諡」(計 65 字)の三種に分類したのである(『通志』巻第四十六・諡略第一(諡中)(宋・鄭樵著.明・陳宗夔注『通志略』(冊二).中華書局.1965.諡略第一 pp.4～5)。

陸模倣の痕跡が見え[①]、平安前期に見られる個人名の全般的な漢風化現象の名残りであると言えよう。

ところで、以上は主に構成の角度から、摂関時代の貴族の名前の特徴を見てきたが、次は名前の使用の面からも考えてみたい。この時代は院政時代と同様に、実名は敬避の対象となっていた。この時代の貴族の日記を例にして見てみよう。

ここでは『源氏物語』の作者として有名な紫式部(生没年未詳)が書いた『紫式部日記』を取り上げるが、この日記は作者が仕えた第 66 代一条天皇(980～1011)の中宮・藤原彰子(988～1074)の宮廷の日常とその間の作者の感懐を記したものである。日記の記事は寛弘五(1008)年七月頃から始まり、寛弘十(1113)年一月十五日の敦良(あつなが)親王(第 69 代後朱雀天皇)誕生 50 日の祝賀に及んでいる。筆者の統計によれば、全書に登場する人物は計 146 人であり、その中に男性が73 人で、女性が73 人である[②]。この146 人の中に、実名が記されたのはわずか29 人(うち男性 27 人、女性 2 人)であり、全体の19.7%に過ぎない。さらに、その実名の記述法を見ると、七割以上(29 例中 21 例)のものが前後に官職名や敬称が付けられており、実名が「裸」のまま記されたのは8 例のみである(表 14 参照)。ところで、『紫式部日記』の研究が進みつつある今日において、登場人物の中の79 人(うち男性 57 人、女性 22 人)の実名がすでに判明しており、このような実名記述と実名との格差は、実名がないわけではなく、作者が何らかの事情で実名の明記をしなかったことを物語っている。表 14 に挙げられている実名記述の実例からも窺えるように、官職名をもって『紫式部日記』に登場する人物が最も多く、それ以外の人物は、宗教名(院源僧都など)、兄弟における順位に因んだ通称(二の宮など)、縁の人名や地名に因んだ通称(匡衡衛門、播

---

① 中国において、時代・贈諡される者の社会的身分などによっては、諡法も異なってくるが、周以来の各朝の諡法を通観すれば、贈諡の時期は、時代や贈諡される者の社会的身分によって変化することが少なく、一部の例外(例えば本来諡が贈られる資格が有さない者の場合)を除き、ほとんどの者は死後まもなく行われた葬儀の時に諡が贈られたのである。一方、歴朝では、天子が諸臣に諡を賜う場合、諡と共に官位と封号をも一緒に賜うことが多い。例えば、『新唐書』巻二百六・列伝第一百三十一・外戚列伝の記述によれば、武三思は死後に中宗より「宣」の諡が贈られたと同時に、太尉の官職が贈られて梁王に封じられたのである。また、同書の巻一百五十三・列伝第七十八によれば、顔真卿は死後に「文忠」の諡を贈られたと同時に、司徒の官職をも贈られたという。

② 『紫式部日記』の登場人物の数についての統計は、小学館 1985 年版の『和泉式部日記・紫式部日記・更級日記・讃岐典侍日記』(藤岡忠美・他校注・訳『和泉式部日記・紫式部日記・更級日記・讃岐典侍日記』日本古典文学全集 18)の中の『紫式部日記』(中野幸一校注・訳. pp. 161～274)を根本史料として、筆者が行ったものである。

磨など)、作者による敬称(姫君など)、作者との関係を示す語(親など)などをもって登場している。作品のジャンルと内容からすれば、官職名の多用は必然のことであり、とは言え、同じ官職に就く者が複数いる場合、官職名だけでは個人の識別にはならない。この混乱を避けるために、作者は官職名の前に氏名を付けたり(源中納言など)、縁の地名を付けたり(四条の大納言など)しているが、官職名の前または後に実名を付けることにも同様な目的があったと考えられる。また、官職名以外の個人名記述法を見ると、兄弟における順位に因んだ通称にしても、縁の人名や地名に因んだ通称にしても、その識別性は実名には及ばない。これだけの不都合があるにも関わらず、作者は実名以外の個人名の使用を通したのは、実名の明記には憚りがあったからにほかならない。男性に比べ、女性の実名が記述されたケースが極端に少ない(実名が記述された29人の中に女性はわずか2人である)こともその表れの一つであり、古代日本において、女性が実名を他人に知られるのは自分の人格すべてを明け渡すのに等しいことであった[①]からである。このように、『紫式部日記』が描いた摂関時代では、少なくとも上流の貴族社会において実名の敬避が一般的であった。

表 14　『紫式部日記』の中の実名記述法

	パターン	実例	数
①	官職名＋割注の実名	宮の大夫[斉信];左の宰相の中将[経房];宰相の中将[兼隆];四位の少将[雅通];橘の三位[徳子];近江の守[高雅];蔵人の少将[道雅]。	7
②	官職名＋実名	美濃の少将[済政];頭の中将[頼定];尾張の守[ちかみつ];蔵人の弁[広業];伊勢の守[致時]の博士;信濃の守[佐光];式部の丞[資業]。	7
③	実名＋官職名	[きよい子]の命婦;[公信]の中将;[有国]の宰相。	3
④	実名＋敬称	[ちかずみ]の君;[業遠]の朝臣;[景斉]の朝臣;[惟風]の朝臣。	4
⑤	実名	[仲信];[挙周];[能宣];[元輔];[中清];[兼時];[行義];[遠理]。	8

注:この表の作成にあたって、小学館1985年版の『和泉式部日記・紫式部日記・更級日記・讃岐典侍日記』(藤岡忠美・他校注・訳.日本古典文学全集18)の中の『紫式部日記』(中野幸一校注・訳.pp.161〜274)

① 潘蕾「日本における実名敬避に関する一考察」(桜美林大学大学院国際学論集『Magis』第9号.pp.41〜42.)

を基本史料としながら、岩波書店1989年版の『土佐日記・蜻蛉日記・紫式部日記・更級日記』(長谷川政春・他校注.新日本古典文学大系24)の中の『紫式部日記』(伊藤博校注. pp. 253～324,459～468)及び岩波書店1963年版の『紫式部日記』(池田亀鑑・秋山虔校注)をも参照した。なお、■■となっている部分は実名である。

実名の代わりに、他の種類の個人名が使われ、その結果、実名が次第に忘失されてしまう場合もある。今日において、『紫式部日記』の全登場人物146人の中で、実名が判明しているのがわずか半分程度の79人であったことはその好例である。兄弟における順位や縁の地名や律令官職などに因んだ通称や死後に贈られる謚・追号などよりも、この時代の貴族の実名の認知度が低いことの根底には、こうした実名敬避の存在があろう。

前述したように、成人を迎えた者にとっては、実名が付けられることはつまり社会的に分類・整合され、さらにその分類・整合による制御と支配を受けることであり、この意味では、実名に対する敬避はつまり成人に付与される権利及び強いられる義務に対する尊重であると言えよう。古代日本において、女性が男性に個人名を告げることはすなわち結婚の承諾であったため、女性の実名を公に曝すことは恋愛・結婚に際しての女性の選択権に対する侵害にほかならない。それ故、女性である『紫式部日記』の作者は、作品の中で自分の個人名を明かすこともなく、他の女性の個人名の公称をも避けたのである。一次的な機能のほかに、二次的な機能の発揮も求められているからこそ、この時代の実名は敬避の対象となっていたのであろう。

第八章　平安時代前期の個人名

政権の所在地による日本史の時代区分法により、平安京を開いた第 50 代桓武天皇の即位した年・天応元(781)年から、平氏滅亡、守護・地頭設置、朝廷改革によって源頼朝が鎌倉政権を確立した年・文治元(1185)年までの約 400 年間を平安時代と言うが、その時期区分として、ここでは天応元(781)年から康保四(967)年に第 63 代冷泉天皇の践祚後まもなく藤原実頼が関白となるまでの180 年間余りを平安時代前期と呼ぶ。

この時代は桓武天皇の即位によって幕が開いたが、「軍事と造作」を標榜した天皇は、平安遷都に先立って延暦十三(794)年九月に諸国名神に奉幣して遷都と征夷の成功を祈念した。遷都(＝造都)は首都すなわち国家支配の中枢部の形成であり、征夷は版図すなわち支配の空間的拡大を意味し、この両者は相俟って国家の統治権の確立・強化を意図するものであったと考えられる。このように、桓武天皇は平城京に代わる新都の造営を通じて貴族勢力を結集させ、その勢力を抑えて天皇が主導権を握る政治体制を確立させたのである。こうした政治体制の下で、天皇は近親や和氏・百済王氏を重用して厚遇を与え、これによって、旧来の律令貴族よりも極めて限られた、姻戚や恩寵の関係で結びつく特権的集団が天皇のもとに形成されるようになったのである[①]。これらの者の特権は後にその子孫らによって継承されていったが、そんな中、藤原氏は天皇家との複雑な婚姻関係を通じて、他氏を排斥して次第に政治の実権を握るようになった。それを端的に示しているのは、良房が清和朝に摂政と、その子の基経が宇多朝に関白となったことであるが、しかし、当時は摂関の

① 笹山晴生『日本古代史講義』東京大学出版会. 1977. pp. 187～190.

地位が未だに定着されておらず、摂関時代に見える政治形態とはやや異なっている。とは言え、摂関政治の基礎が確立されたのはこの時代であり、この意味では、平安時代前期は摂関時代に向けて大きく邁進した時代だと考えてよかろう。

一方、文化の面では、前半は前代に続いて中国文化の摂取に努め、その結果、遣唐使などによって移入・蓄積されてきた唐文化はようやく成熟し、政治情勢の安定を背景に、延暦二十四(805)年に帰国した遣唐使のもたらした刺激によって一挙に唐風宮廷文化として開花した。弘仁元(810)年に兄・平城上皇との権力争いに勝利した第52代嵯峨天皇は、「文章経国」を唐風文治政治のスローガンとし、天皇そして上皇として承和九(842)年の崩御まで弘仁・天長・承和の30余年間の政治的安定期を現出させた。自身が詩文・書に優れた才能を発揮した嵯峨天皇のもとに、漢詩文に優れた人材が輩出し、宮廷儀式、遊宴、行幸などの場で渤海の使人を迎えて詩宴が繰り返され、その精華は『凌雲集』、『文華秀麗集』、『経国集』の三勅撰漢詩文集に結実した。そして、弘仁九(818)年には礼法、服色、宮殿・諸門の名を唐風に改め、宮廷儀式の復興・整備がなされた。ところが、後半になると、唐帝国の衰微に伴って、唐を中心とする東アジアの国際的な文化圏も解体し始め、そんな中、日本の貴族・官人層の間では、すでに大きく変貌しつつある唐の政治体制に対し、日本独自の道を歩むことへの自覚が高まり、唐との公的な交渉をもはや必要としない気運が生まれてきた。寛平六(894)年、一旦決定した菅原道真以下の遣唐使の派遣を朝廷は中止することになった。以来、日本は独自の民族文化を形成していくことになり、かな文字の出現や国風文化の成立などがその表れである。

第一節　平安時代前期における天皇家の名前

一、嵯峨天皇の大改革

この時代の天皇家の個人名を考える際に、第52代嵯峨天皇(786～842)の大改革をおいて語ることはできない。というのは、嵯峨天皇の大改革は天皇家の名前を一新させたばかりでなく、結果的に日本人全体の名前を大きく変化させたのである。

次はこの改革の背景、内容、影響などについて具体的に検討していきたいと思う。

（一）改革前の天皇家の名前

ここではまず嵯峨天皇の大改革以前の名前の様相を一瞥しよう。『本朝皇胤紹運録』をもとに、嵯峨天皇の父・桓武天皇（738～806）及び同母兄・平城天皇（774～824）の皇子女の実名を列記すると、以下のようになる。

1. 桓武天皇：皇子 17 人、皇女 19 人。

（1）皇子：安殿親王（第 51 代平城天皇）、伊豫親王、葛原親王、神野親王（第 52 代嵯峨天皇）、大伴親王（第 53 代淳和天皇）、萬多親王、明日香親王、坂本親王、佐味親王、太田親王、仲野親王、賀陽親王、大野親王、葛井親王、長岡岡成、良峰安世。

（2）皇女：朝原内親王、高志内親王、大宅内親王、高津内親王、布勢内親王、紀伊内親王、甘南備内親王、駿河内親王、滋野内親王、安濃内親王、因幡内親王、安勅内親王、大井内親王、菅原内親王、賀楽内親王、春日内親王、善原内親王、伊豆内親王、池上内親王。

2. 平城天皇：皇子 3 人、皇女 4 人。

（1）皇子：阿保親王、高丘親王、巨勢親王。

（2）皇女：上毛野内親王、石上内親王、大原内親王、叡努内親王。

上掲した実例から看取できるように、嵯峨天皇の大改革以前の天皇家の実名は基本的に漢字二文字からなっているが、明日香親王、甘南備内親王、上毛野内親王のような漢字三文字からなるものもある。しかも、これらの漢字の中に、漢字本来の意味を表しているもの（原、野、仲など）もあれば、表音文字として日本固有の言葉を表記しているもの（明・日・香、布・勢など）もある。これらの点は、院政・摂関時代の男子名が二文字四音節に、女子名が二文字三音節の「○子」型に統一され、訓読された漢字が漢字本来の意味を表しているのと大きく異なっている。漢字が単なる表音文字として使われる場合、一個一個の漢字の意味を各々考察しても、名前の表そうとする意味の解明にはつながらないため、ここでは各名前の訓みを通じてその意味を考えるしかない。すると、桓武・平城両天皇の皇子女の名前には、地名と思われるものが多用されていることが伺える。第二章の論述の中で掲載した表 4「桓武天皇の子女の実名における地名の使用」に明らかなように、桓武天皇の子女の中

に、半数以上の者の実名には地名が含まれており(伊豫[1]・春日[2]など)、同様な現象が平城天皇の子女にも見られる(巨勢[3]、上毛野[4]など)。既述した通り、院政・摂関時代においても、地名が個人名に登場することがあるが、ただし、実名にではなく、通称に用いられたのである。それに対し、上掲した桓武・平城両天皇の子女の名前は、任官・叙位といった正式の場に使用されたり、敬避の対象になったりして、いずれも実名としての機能を果したのであり[5]、よって、地名を以って実名とすることは嵯峨天皇の大改革以前の天皇家の命名法の一つだと言えよう。なお、こうした命名法は飛鳥・奈良時代にも見られ(第九章第一節で詳述する)、前代から受け継いだものだと思われる。

さらに、桓武・平城両天皇の子女名に含まれる地名の由来を考察すると、それらの地は名前の所有者の生母や乳母の出身地であったり、本人の出生地や居住地であったりして、本人にとって縁のものである場合が多いと看取できる。実例を挙げると、淳和天皇(786〜840)の「大伴」は、彼の乳母の出身地・近江国滋賀郡の「大友郷」(現在の滋賀県大津市坂本の辺りにあたる)に因んだものであり、賀陽親王の「賀陽」は、彼の邸宅名・賀陽院(平安京西洞院大路の西、大炊御門大路の北にあった)に因んだものである。ところで、ここで特に注目したいのは、皇子女の名前とその乳母の名前との関連性であるが、桓武天皇の皇子・神野親王(第52代嵯峨天皇)について、官撰の歴史書『日本文徳天皇実録』は次のように記述している。

「嘉祥三年五月壬午。(中略)天皇誕生。有乳母姓神野。先朝之制。毎皇子生。以乳母姓。為之名焉。故以神野為天皇諱。」[6]

上の記述から、嵯峨天皇に「神野」の実名が付けられたのは、乳母に神野を姓とす

---

① 伊豫:旧国名の一つ。南海道六か国の一つ。今の愛媛県に当たる。

② 春日:大和国添上郡の地。平城京の東方一帯の地域。今の奈良市の中心地区に当たる。

③ 巨勢:大和国高市郡にあった古郷。現在の奈良県御所市古瀬の一帯に当たり、巨勢山がある。

④ 上毛野:上野の古称。東山道の一国。現在の群馬県に当たる。

⑤ 例えば、桓武天皇の第三皇子の葛原親王(786〜853)が天長二(825)年に淳和天皇に上表して自分の子女に平朝臣の姓を賜るようにと請うたことに関する記事には「葛原」という名が見え(『日本紀略』)、また、淳和天皇(786〜840)の「大伴」を敬避するために、歴代の名臣大伴氏は弘仁十四(823)年四月に姓を「伴」に改めた(『類聚国史』)のである。

⑥ 黒板勝美・国史大系編集会編『日本後紀・続日本紀・日本文徳天皇実録』国史大系 3. 吉川弘文館. 1966. p. 11.

る者がいるからであり、乳母の姓(せい)(「かばね」ではない)を以って皇子の名とすることは前代から受け継いだ命名法であると伺える。こうした命名法による名前はほかにも数多く見られ、例えば、『続日本紀』によれば、嵯峨天皇の同母兄の平城天皇(774〜824)は、元々「小殿(おて)」を実名としたが、父・桓武天皇の即位後に生母・藤原乙牟漏(760〜790)の立后とほぼ同時に嘉字をとって「安殿(あて)」に改めた(延暦二(783)年四月十四日条)。天皇には「従五位錦部連姉継・無位安倍小殿朝臣堺・無位武生連朔」という三名の乳母がおり(延暦七(788)年二月条)、よって、「小殿」という初名は安倍小殿朝臣堺の姓に由来していると考えられよう。また、延暦十三(794)年十二月二日紀(『類聚国史』所引)によれば、平城天皇の異母妹で後にその妃となった朝原(あさはら)内親王(779〜817)には、朝原朝臣忌寸大刀自という乳母がおり、「朝原」という名もその乳母に由来するものであろう。このように、嵯峨天皇の大改革以前は、乳母の姓を以って皇子女の実名とすることが一般的に行われたのである。

以上は桓武・平城両天皇の皇子女を例にして、嵯峨天皇の大改革以前の天皇家の実名の特徴を見てきたが、ここで考察の対象を実名に絞ったのは、嵯峨天皇の改革により、最も変化したのが実名だからである。

（二）改革の背景

前述したように、嵯峨天皇は父・桓武天皇の薫陶を受けて漢土の文物の摂取に極めて熱心であり、即位後に遣唐判官として入唐した経歴を持つ文章博士・菅原清公(770〜842)を重用し、一連の唐風化政策を実施した。『続日本後紀』の承和九(842)年十月十七日条に見える文章博士従三位菅原朝臣清公の薨伝によれば、嵯峨天皇は弘仁九(818)年に詔を下し、天下の儀式や男女の衣服を唐風に改めると共に、五位以上の位記をも改めて漢式とし、さらに、諸宮殿・院堂・門閣などに皆新しい扁額を掲げたという。この中に、朝会の礼や男女の常服を唐風に改めることを命じた詔は『日本紀略』の弘仁九(818)年三月二十三日条に掲載されており、その内容は、

「丙午。詔曰。云々。其朝会之礼及常所服者。又卑逢貴而跪等。不論男女。改依唐法。但五位已上礼服。諸朝服之色。衛杖之服。皆縁旧例不可改張。」①

---

① 黒板勝美・国史大系編修会編『日本紀略』(前篇)国史大系 10. 吉川弘文館. 1965. p. 306.

となっている。また、同書の弘仁九(818)年四月二十七日条には、

「庚辰。(中略)是日。有制。改殿閣及諸門之号。皆題額之。」[1]

とあり、天皇が諸宮殿・院堂・門閣などに新しい扁額を掲げるように命じたのは、それらの名を唐風に改めたからだと看取できる。なお、平安末期に作られた『夜鶴庭訓抄』は書道の秘伝書であるが、そこには平安京の諸門や殿舎の名が挙げられているばかりでなく、掲げられた扁額を書いた者の名前も記されている。それによると、宮城の諸門の名称及びその筆者の名前は以下の通りである。

南　美福(びふく)　朱雀(すざく)　皇嘉(こうか)門　已上弘法太師

西　談天(だんてん)　藻壁(そうへき)　殷富(いんぷ)門　已上小野美材

北　安嘉(あんか)　偉鑒(いかん)　達智(たっち)門　已上橘逸勢

東　陽明(ようめい)　待賢(たいけん)　郁芳(いくほう)門　已上嵯峨天皇

したがって、弘仁九年に唐風に改められたという宮城門の名号は上の十二号であると考えられよう[2]。嵯峨天皇の改名による宮城門号の変化を明らかにするために、上掲した十二の宮城門の新・旧名及び旧名の由来を表15にまとめてみた。この表から伺えるように、改名前の宮城門号はいずれも門を造った氏の名に由来し、例えば、西面中央の門が「佐伯門」と称されていたのは、代々朝廷の警衛にあたっていた佐伯氏がこの門の造営に携わったからである。また、新名と旧名の読み方に注目すると、「だんてん」と「たまて」、「いかん」と「いかい」、「たっち」と「たじひ」、「たいけん」と「たけべ」、「いくほう」と「いくは」のように、使われる漢字が全く異なっている上に、新名が音読みされ、旧名が訓読みされているにもかかわらず、新名と旧名の発音が似ているケースが多いことが分かる。嵯峨天皇が宮城名号を唐風に改める際に、元々の音に基いて漢字の選択をしたと考えられる。このように、唐風に改めたとは言え、本来の名前の特徴を生かしての改新であり、こうしてできた新しい門号は、いかにも桓武天皇以来唐風に整備されつつあった平安京に相応しいものであろう。なお、院政・摂関時代の女院号には門号が多用されていると前述したが、宮城門号が文字にも音声にも統一性の見られない旧い姿から、二つの音読みされる美

---

① 黒板勝美・国史大系編修会編『日本紀略』(前篇)国史大系 10. 吉川弘文館. 1965. p. 307.

② 橋本義彦編『古文書の語る日本史』2・平安. 筑摩書房. 1991. pp. 150～151を参照。

字・佳字からなる新しい姿に変貌したからこそ、本人の実情に関係なく、歴代の女院号に順次に用いられた(第四章の第四節を参照)のであろう。この意味では、嵯峨天皇が宮城門号(ここでは詳述しないが、他の門号に関しても同じである)が女院号の一部として使われることの土台を築いたと言えよう。

表 15　嵯峨天皇の唐風化政策による平安京の宮城門号の変化

位置		新名	旧名	旧名の由来
南面	東	美福(びふく)門	壬生(みぶ)門	越前国(岩井県)の壬生氏が造ったため。
	中	朱雀(すざく)門	大伴(おおとも)門	大伴氏が造ったため。なお、朱雀門は弘仁九年以前から使用された。
	西	皇嘉(こうか)門	若犬養(わかいぬかい)門	若犬養氏が造ったため。
西面	東	談天(だんてん)門	玉手(たまて)門	阿波国(徳島県)の玉手氏が造ったため。
	中	藻壁(そうへき)門	佐伯(さえき)門	但馬国(兵庫県)の佐伯氏が造ったため。
	西	殷富(いんぷ)門	伊福部(いふくべ)門	尾張(愛知県)・美濃(岐阜県)の二国の伊福部氏が造ったため。
北面	東	安嘉(あんか)門	海犬養(うみいぬかい)門	若狭(福井県)・越中(富山県)の二国の海犬養氏が造ったため。
	中	偉鑒(いかん)門	猪養(いかい)門	丹波国(京都・兵庫県)の猪養氏が造ったため。
	西	達智(たっち)門	多治比(たじひ)門	備中(岡山県)・備後(広島県)の二国の丹治比氏が造ったため。
東面	東	陽明(ようめい)門	山(やま)門	備前国(岡山県)の山氏が造ったため。
	中	待賢(たいけん)門	建部(たけべ)門	播磨国(兵庫県)の建部氏が造ったため。
	西	郁芳(いくほう)門	的(いくは)門	伊予国(愛媛県)の的氏が造ったため。

このように、嵯峨天皇は朝廷の諸事を唐風一色に塗りつぶそうとし、名前の大改革もそうした唐風化政策の重要な一環であったと思われる。一方、嵯峨天皇の後宮も中国の皇帝並に盛大を極め、『本朝皇胤紹運録』の伝えるところによれば、天皇は計 50 人の皇子女に恵まれたが、弘仁五(814)年に信、弘、常、明、潔姫などの8 人に「源」の姓を賜ったのをはじめとして、生母の実家の身分がそれほど高くない32 人に源姓を賜って臣下としたのである。いわゆる臣籍降下であるが、これまでの臣籍降下が三世、四世皇親を対象としてきたのに対し、皇子女という一世皇親を対象と

したのは嵯峨天皇の時の臣籍降下の特徴である。一部の皇子女を臣籍に降下させたことの目的について、嵯峨天皇は弘仁五年の最初の賜姓に際して下した勅書では、すべての皇子女を親王・内親王として待遇して国費を費やすのに忍びないからだ(言い換えると皇室経済の負担を軽減するためだ)と述べているが、このほか、朝廷における皇親勢力を構成するのもその一つの目的であると考えられる[①]。実際に、信(810～868)、常(812～854)、融(822～859)などが臣籍に降下された後、官人としての道を歩み、ついに高官に昇って一時朝政で重きをなしたのである。

ところで、この第二の目的は嵯峨天皇が臣籍降下させた皇子女に与えた姓にも見られる。「源」という姓は中国の『魏書』の「源賀伝」によるものだと思われ、「秉燭譚」(『古事類苑』(姓名部)所引)に見える「北魏ノ時、源賀ニ始テ源姓ヲ賜フ、源賀ハ本魏ノ皇族ニテ、源ヲ同フスルニ因テ、始テ源姓ヲ賜フコト、源賀ガ伝ニ在リ、本朝ニテ源氏ハ、皆皇族ヨリ出ヅ、同一義ナリ」という部分は、まさしく源姓と『魏書』の源賀伝との関係についての論述である。盲従を避けるためにここで改めて『魏書』巻四十一・列伝第二十九の「源賀伝」を見ると、源賀(元の名は禿髪破羌である)は河西王・禿髪今檀の子で、父の敗戦によって魏の世祖・拓跋燾(424～452 在位)のもとに来た時、「卿與朕源同，因事分姓，今可爲源氏。(郷と朕とは、源を同じうす。事に因りて姓を分かつ。今より源を氏とすべし。)」[②]として「源」の姓を賜ったという。第一章の第二節で触れた通り、源賀の属する禿髪部と魏の世祖の属する拓跋部は共に鮮卑族から出た部族であるが、それぞれ南涼政権と北魏政権を建てたため、別々の姓を名乗ることになった。ところが、南涼政権が滅ぼされると、禿髪破羌は北魏政権下の一員になろうとして世祖のもとに走り、この同じ先祖から出た「遠い遠い親戚」に対し、世祖は真っ先に北魏皇室との遠戚関係を掲げた「源」の姓を賜って、その名分を明らかにしたのである。この賜姓により、禿髪破羌の「北魏皇室の同族」という身分が正式に承認されたばかりでなく、当時の北魏政権の最高支配者である世祖に臣従する立場も確認されたのである。こうして、世祖と源賀との間に主従関係が確立されたが、姓によって明示された「北魏皇室の同族」という身分は、後の源賀の政治活動に大いに便宜を図ったと同時に、結果的に源賀が北魏政権に忠誠を尽くしたことをももたらしたのである。

---

① 林陸朗「嵯峨源氏の研究」(『上代政治社会の研究』吉川弘文館. 1969. pp. 222～248).

② 北斉・魏収撰『魏書』中華書局. 1974. p. 919.

既述した通り、嵯峨天皇は「文章経国」を自分の唐風文治政治のスローガンとし、自分自身の漢文教養も深い。こうしたことから、天皇は『魏書』(554年成立)のような中国の正史を熟読してその中の紀伝をよく理解し、弘仁五年に初めて皇子女を臣籍に降下した際に、『魏書』に記されている源賀の物語が念頭にあったことも推測できよう。源賀が北魏皇室の同族として北魏政権に忠誠を尽くしたのと同じように、嵯峨天皇は、経済的な原因で天皇家を離れた自分の皇子女が天皇家の出身者として朝政で重きをなすことを期待し、「源」の姓を与えたのであろう。上述した二つの目的のもとで、嵯峨天皇の皇子女が次々と臣籍に降下されていったが、天皇家の出身だとは言うものの、彼らはもはや天皇家の一員ではなくなり、皇族として天皇家に残った者との間には大きな相違が生じてくる。一例を挙げると、皇族として天皇家に残った皇子は皇位継承権が付与されたのに対し、臣籍に降下された皇子は皇位継承権から排除され、その代わりに、それまで皇子女に閉ざされていた官僚社会へ進出する権利が与えられたのである。むろん、臣籍降下された者が賜った「源」という姓は、彼らと嵯峨天皇及び皇族として天皇家に残った兄弟姉妹との「血縁関係」を示しているが、ただし、こうした「同」を示す前に、この姓は皇族として天皇家に残った者との「異」を示したのである。というのは、当時において、姓を持つこと自体は臣下であることの表れだからであり、これで、彼らの名分が規定されたのである。そうした中、唐文化に心酔していた嵯峨天皇は、さらに実名を通じて自分の皇子女らの名分を規定しようとし、名前の大改革に臨んだのである。

(三)改革の内容

嵯峨天皇の50人の子女の実名を分類整理すると、表16になるが、この表から天皇の名前の大改革の様子を伺うことができ、改革は以下の五点を内容としたと考えられる。

(1)皇族として天皇家に残された皇子女と臣籍に降下された皇子女との実名の付け方を区別し、皇族として天皇家に残された皇子・女に漢字二字(有智子内親王除く)の名前を与え、臣籍に降下された皇子に漢字一字名を、皇女に漢字二字名を与えた。

(2)名前を付ける際に、表記となる漢字本来の意味を第一義に考え、できる限り美字・佳字から名前の文字を選出した。

(3)美字・佳字の使用に拘る中、皇族として天皇家に残された皇子全員に「良」の

字を、皇女全員に「子」の字を与え、さらに臣籍に降下された皇女全員に「姫」の字を与えた。

(4)同母兄妹・姉弟に同じ字を与えた。

(5)音声を第二義に考えながらも、淳王という一例を除き、皇子女の名前を訓読させた。

上掲した五点の中に、(2)と(5)は表16を見れば一目瞭然なので、多言を要さないが、(1)、(3)、(4)について少し補足説明を付け加えたい。

改革の背景のところで述べたように、この改革の一つの狙いは「名」を通じて各皇子女の「分」を規定することであり、天皇が皇族として天皇家に残された者と臣籍に降下された者との名付け方を区別したのは、両者の間に明確な一線を画し、皇室の「他の一切を凌駕する」という地位を改めて世に認識させるためであろう。こうした意図がまず皇子女の名前の構成に表れている。

表16 嵯峨天皇の子女の名前

類型	「○良」型	「○子」型	「○」型	「○姫」型	その他
名前	正良(まさら)親王 秀良(ひでよし)親王 業良(なりよし)親王 基良(もとよし)親王 忠良(ただよし)親王	正子(まさこ)内親王 秀子(ひでこ)内親王 俊子(としこ)内親王 芳子(よしこ)内親王 繁子(しげこ)内親王 業子(なりこ)内親王 基子(もとこ)内親王 宗子(むねこ)内親王 有智子(うちこ)内親王 仁子(よしこ)内親王 純子(すみこ)内親王 斉子(ただこ)内親王	源信(まこと) 源弘(ひろし) 源常(ときわ) 源寛(ひろし) 源明(あきら) 源定(さだむ) 源鎮(しずむ) 源生(いける) 源澄(すめる) 源安(やすし) 源清(きよし) 源融(とおる) 源勤(つとむ) 源勝(まさる) 源啓(ひらく) 源賢(ただし) 源継(つぐ)	源貞姫(さだひめ) 源潔姫(きよひめ) 源全姫(またひめ) 源善姫(よしひめ) 源更姫(さらひめ) 源若姫(わかひめ) 源神姫(かみひめ) 源盈姫(みつひめ) 源声姫(おとひめ) 源容姫(かたひめ) 源端姫(ただひめ) 源吾姫(われひめ) 源蜜姫(みつひめ) 源良姫(よしひめ) 源年姫(かずひめ)	淳王

注:この表は『本朝皇胤紹運録』(『群書類従』第4輯・系譜部所収)と『続群書類従』(第5輯上・系図部)の中の「皇胤系図」及び関係史料の記述を参考にした上、筆者が作成したものである。

中国大陸では、七世紀初葉に唐という統一した中央集権国家が出現して以来、社会の安定と繁栄が人口の増大をもたらしたため、それまで主流であった一字名(ここで言う名とは、諱すなわち実名のことである)の重複しやすいという短所がますます目立つようになった。これを受けて、唐の時代からは、二字名が好まれるようになり、三世紀頃に中国大陸で鼎立していた魏・蜀・呉三国の歴史を記述した『三国志』には曹操(155～220)、劉備(161～223)、関羽(?～219)、張飛(?～221)、諸葛亮(181～234。「諸葛」は姓)、孫権(182～252)、周瑜(175～210)と九割以上の名前が一字名であるのに対し、唐の歴史を記述した『唐書』には閻立本(?～673)、張九齢(673～740)、李隆基(685～762)、楊玉環(719～756)、白居易(772～846)、柳宗元(773～819)、李商隠(812頃～858)と六割弱もの名前が二字名である[1]ことがその傾向を物語っている。一字名に比べ、二字名は重複しにくいという長所があるばかりでなく、兄弟関係を示す系字の使用にも好都合である。というのは、一字名が主流であった時代において、一定の先祖あるいは親から同一の世代であることを世に示すために、同じ部首の字を名(＝実名)とするか、字(あざな)に同じ字を付けるかという二つの方法をとっていた。例えば、後漢末の群雄の一人である劉表(?～208)は、二人の息子をそれぞれ劉琦と劉琮と名づけ、共通する部首「王」を以って両者の関係を表した。また、三国魏の将軍司馬懿(179～251。「司馬」は姓)は、八人兄弟の次兄であり、仲達を字(あざな)とした。彼の七人の兄弟の字(あざな)はそれぞれ伯達、叔達、季達、顕達、恵達、雅達、幼達であり、共通する「達」によって八人の関係が示された。

ところで、上掲した実例からも伺えるように、漢字の発祥地・中国においては、名前に使われる漢字の意味が特に重要視され、美字・佳字が好まれた。その上、周の時代から始まった避諱制度により、国の最高支配者たる天子及びその親族の名前に使われている文字の使用が制限され、臣下がそれらの文字を言ったり書いたりしてはならず、当然なことながら、自分や他人の名前を定める際にもそれらの文字を避けなければならなかった。このように、古代の中国人にとっては、名前の文字の選択範囲がさほど広くはなく、その中からさらに同じ部首の文字を幾つも選出することはいわゆる至難のわざであろう。第七章の第一節で考察した通り、唐の憲宗・李純(778～820)の子は皆「忄」偏の名を所有し、憲宗の孫は皆「氵」偏の名を所有した

① 王泉根『中国人名文化』団結出版社. 2000. pp. 94～95.

が、それらの名の中に、憺(衡王)、漼(懿宗)のような難読・難書のものもあり、同部首の字を選出する際の苦労が伝わってきている。むろん、皇帝の子・孫の名だからこそ、なおさら徹底する必要があり、もしも該当する文字が見つからなければ、新しい文字を作り出すことさえ可能であった。しかし、このような特権は皇室の者にしかなく、他の者はひたすら皇帝の定めた範囲の中から人名用漢字を選ぶしかなかった①。そんな中、同じ部首の字を名にするという一番目の方法は、早くも兄弟関係を示すという需要には応えられなくなり、第二の方法が次第に主流となった。

しかし、既述した通り、字(あざな)は成人した者の社会的身分に応じた権利と義務を表すために付けられた名前であり、それに対し、個体としての存在を示すために付けられたのは名であった(第二章第二節を参照)。言い換えると、兄弟といった生得の関係を示すことは元々名の役割であり、それ故、南北朝時代以来の二字名の増加に伴い、共通の字が兄弟の名に付けられることが増え始めたのである。例えば、南朝宋の武帝・劉裕(363〜422)の七人の子の名はそれぞれ義符(少帝)、義隆(文帝)、義真、義康、義恭、義宣、義孝であり、共に「義」が含まれている。さらに、唐の時代に入って二字名が普及するようになると、一定の先祖あるいは親から生まれた者同士に同じ字の含まれる名を与えることも一般的に行われるようになった。例を挙げると、唐の高祖・李淵(566〜635)から計 22 人の男子が生まれたが、その中に、元吉、元亨、元景、元昌、元嘉、元裕、元祥、元名、元禮、元慶、元軌、元懿、元嬰、元則、元曉、元方の16 人は「元○」という名が付けられ②、共通する文字が彼らの関係を示している。また、唐の忠臣で書家の顔真卿(709〜785)の従兄弟には顔杲卿、顔耀卿、顔春卿などを名とする者がおり、「卿」の字を共有したのである。

一方、唐文化に心酔していた嵯峨天皇の周囲には、空海(774〜835)、菅原清公(770

---

① 避諱制度と異なる側面から中国の皇室の人名用字に対する特権を示しているのは、唐の高宗・李治の皇后の武氏(624〜705)の名である。彼女は高宗の死後に子の中宗・睿宗を次々に帝位につけたが、天授元(690)年に国号を周と改めて自ら聖神皇帝と称し、中国史上唯一の女帝となった。こうして国の最高支配者の座についた彼女は、自分の名についても、相当な拘りを持ち、「照」の字をもとに「曌」という新しい文字を作り出し、それを自分の名(＝諱)にしたのである。むろん、「曌」という字は臣下と無縁のものである。

② 『舊唐書』によれば、高祖の子の中に、長男・建成、次男・世民(太宗)、三男・玄霸、五男・智雲、十五男・鳳、十九男・靈夔の6 人は、「元○」型の名を称さなかったが、四男・元吉以前の3 人の名には他の兄弟との関連性が全く見られないのに対し、四男・元吉以来の19 人中の16 人もが「元」の字が与えられたことからすれば、「元」が系字となったのは元吉以後だと考えられよう。一方、元吉以後の者が「元○」の名を称さなかったことの一因として考えられるのは出家であり、五男・智雲がその一例である。

～842)、橘逸勢(？～842)といった入唐経験を持つ学者が集まっていたことからすれば、天皇が唐代人の名前を目にしたり耳にしたりする機会が多かったと伺え、よって、名前の大改革に際し、唐代人の名前が大いに参考になっていたと考えられよう。その結果、天皇は唐代人の心性が具現されている系字の含まれる漢字二字の実名を、皇族として天皇家に残された皇子に与え、皇室の象徴としたのである。それに対し、唐代以前主流であった漢字一字の名前を、臣籍に降下された皇子に与えたのである。ここで興味深いのは、臣籍に降下された皇子の一字名には同じ部首が含まれていないことであるが、すなわち、天皇は「源」の姓を以って彼らの出自を明らかにした以外に、改めて実名を通じて彼らの兄弟関係を示そうとしなったのである。皇族と臣下との相違を意識しての行動ではなかろうか。このほか、「源」姓の典故となった『魏書』の「源賀伝」の主人公・源賀が世祖から一字名を賜ったことも、嵯峨天皇が臣籍降下された皇子に一字名を与えたことの一因だと考えられる。『魏書』の「源賀伝」によれば、禿髪破羌(＝源賀)は世祖から源の姓を賜った後、一連の役で手柄を立てたため、世祖は「人之立名，宜其得實，何可濫也。」[①]として、さらに彼に「賀」の名を賜ったという。こうして、姓・名共々世祖から賜った源賀は、完全に北魏政権下の一員となり、彼自身のみならず、その子孫までも北魏皇室に忠誠を尽くしたのである。なお、第一章の第一節で掲載した図1(禿髪部と源賀一族の系図)が示しているように、源賀に始まったこの漢字一字の名前が後にその一族の名前の基本形となり、図1に見える源賀の子孫の18人の中で12人もが一字名を有したのである。

これまで述べてきたことをまとめると、嵯峨天皇は構成の異なる系字の含まれる漢字二字名と系字の含まれない漢字一字名を、それぞれ皇族として天皇家に残された皇子と臣籍に降下された皇子に与え、両者の間に明確な一線を画すことを以ってそれぞれの「分」の相違を明らかにしようとしたのである。ところで、このような意図は皇女の名前にも見られるのであろうか。具体的に見ていこう。嵯峨天皇の皇女の実名を大別すると、「○子」型と「○姫」型とがあるが、その分かれ目はやはり皇族として天皇家に残されたかそれとも臣籍に降下されたかであった。つまり、皇族として天皇家に残された皇女は「○子」型の名前が、臣籍に降下された皇女は「○姫」型の名前が付けられたのである。第四章の第三節と第七章の第一節でそれぞれ詳

---

① 北斉・魏収撰『魏書』中華書局．1974．p.920．

述した通り、日本人の名前における「子」及び「姫」という漢字の使用は、中国からの影響であり、中国では、「子」も「姫」も古くから人名の一部として使われ、しかも、常に身分の標識として機能していたのである。ここで重要なのは、子と姫は共に中国の古姓として使われたことであるが、すなわち、「子」姓は殷王室の血を引く者が、「姫」姓は周王室の血を引く者が称したのである。そして、もう一つ重要なのは、秦代以前の中国において、男性に比べ、女性がこれらの姓を称することが多かったことである。既述したように、秦代以前の中国人名の記述方法は秦代以後と大きく異なり、男性名の場合、「氏＋名或いは字」という方法がよく用いられ、女性名の場合、「出身国名或いは出生順位名＋姓」という記述法が一般的であった。ところが、秦の時代に入ってから、女性の名前の記述も「姓氏＋名或いは字」という方法へと一本化されていき、こうした記述法の変化は秦代以来の姓氏混同の動きによるものだと思われる。

秦代以前の中国において、姓と氏との間にははっきりした区別があり、『左伝』隠公八年のところに、春秋時代の魯国の大夫・衆仲が姓と氏それぞれの由来及び両者の関係について、「天子建德、因生以賜姓。胙之土而命之氏。（天子は徳を建て、生に因りて以て姓を賜ふ。之に土を胙いて之に氏を命ず。）」と述べたことが記されている。この中に、「因生以賜姓」という一文は、従来「天子が有徳者に姓を賜る」と解釈されてきている（西晋の杜預の注・唐の孔穎達の疏など）が、筆者の考えでは、この解釈にはなお検討の余地がある。ここでは、天子が姓を賜るのではなく、出生によって自然に獲得した姓を公称するためには天子の承認が必要であったという意味ではなかろうか。また、「胙之土而命之氏」については、天子が有徳者に土地を与え、同時にその土地に因んで氏名をも賜ったと解釈すべきであろう。つまり、姓の「自然発生」的な性格に対し、氏は土地つまり財産及び政治権力の付与に伴って人為的に新たに作られたものであった。もし上の解釈が成立するならば、先秦時代において、男性が氏を称し、女性が姓を称していたのは、同じ血縁団体に生まれたものの、女性には土地つまり財産及び政治権力を付与されなかったことに由来していると言えよう。これはまさしく南宋の学者・鄭樵が述べている「三代之前、姓氏分而爲二、男子称氏、婦人称姓。氏所以別貴賤、貴者有氏、賤者有名無氏。（『通志』卷第二十五・氏族略第一）」ということであろう。

このように、中国では「子」と「姫」が名前に（姓としてではあるが）使われる場合、

財産及び政治権力の象徴にはならないものの、皇室から出たという高貴な身分を十分に示すことができたのである。「子」と「姫」のこうした性質こそ、嵯峨天皇が自分の皇女に「○子」型と「○姫」型の実名を付与したことの着眼点であろう。言い換えると、皇位の継承に程遠い存在であった彼女らに対し、天皇は皇子の命名のように、皇族として天皇家に残された者と臣籍に降下された者との間に明確な一線を画したことはなく、共に皇室の高貴な血を引いていることが示せる文字を与え、ただ「子」と「姫」という異なる文字を以って両者を区別したのである。つまり、天皇は皇族として天皇家に残された皇女と臣籍に降下された皇女との分の相違を、実名を以って改めて強調しようとはしなかったと言えよう。ただし、中国の人名ではより頻繁に身分の標識として用いられた「子」を、皇族として天皇家に残された皇女に与え、皇室の優位をアピールしたのである。

ところで、ここで問題となるのは、子・姫が姓として使われたのは秦代以前であり、唐の時代を生きた嵯峨天皇が果してどれだけこの二文字の機能を理解していたかということである。北京大学の厳紹璗教授が指摘されたように、七世紀初頭の政治家・聖徳太子(？～622)が制定したとされる日本最初の成文法『十七条憲法』の中に、計十三条二十一項の文字が漢籍の『周易』・『尚書』・『左伝』・『論語』・『詩経』・『孝経』・『韓詩外伝』(漢・韓嬰撰。——筆者注)・『礼記』・『荘子』・『韓非子』・『史記』・『説苑』(前漢の劉向が編纂した説話集。——筆者注)や『昭明文選』などから取っている。これらは、七世紀初頭には、中国文献の主要な典籍がすでに日本に入っていたことを示しており、その主な内容は日本の当時の政治家によってすでに把握されていたのである①。夏応元氏も同様な分析をしている②。また、約半世紀後の神護景雲三(769)年に、大宰府は府庫に但だ五経を蓄えるだけで、まだ三史の正本がないので、歴代の諸史各一本を支給してほしいと乞うた。そこで詔して、『史記』、『漢書』、『後漢書』、『三国志』、『晋書』各一部を下賜したということが『続日本紀』巻三十の称徳天皇神護景雲三年十月十日条に記されている。この記述は、八世紀後半の時点では、儒家の経典のみならず、中国歴代の官修歴史書も数少なくなく日本に伝

---

① 厳紹璗「日本における中国典籍」(蔡毅編『日本における中国伝統文化』勉誠出版．2002．pp．113～114)。

② 夏氏によれば、十七条憲法の各条の中に、『礼記』儒行篇・中庸篇・曾子問篇、『論語』学而篇、『孝経』開宗明義章、『管子』明法解篇・九守篇、『左伝』宣公四年・成公十四年、『韓非子』主道篇、『詩経』小雅・北山からきたものがあるという(大庭脩・王暁秋編．『日中文化交流史叢書(第１巻)歴史』大修館書店．1995．pp．113～114)。

来したことを物語っている。正史と呼ばれる中国の官修歴史書は紀伝体という体載をとっているため、人間の名前についての記述は経書より詳細である。以上の諸点から、遅くとも奈良時代までに、中国人名における「子」、「姫」といった漢字の使い方が日本にも伝わってきたことは十分可能であると言えよう。

なお、ここで強調したいのは、皇女の名に共通する「子」と「姫」という部分は彼女らの姉妹関係を世に示すためのものだというより、彼女らの出自の貴さを誇示するためのものであり、系字としての用法が見られないことである。この点は皇族として天皇家に残された皇子の名に見える「良」とは大きく異なっているが、とは言え、皇女の名には全く系字が見られないわけでもない。というのは、改革の第(4)の内容としてまとめてあるように、嵯峨天皇の皇族として天皇家に残された皇子女の中に、同母兄弟・姉妹は名に同じ字を有したのである。皇族として天皇家に残された18人の同母兄弟・姉妹であることと名に同じ字を持つこととの関係を示すと、後掲した図24になる。この図から伺えるように、正良親王(810～850。第54代仁明天皇)と正子内親王(810～879)、秀良親王(817～895)と秀子内親王(?～850)の四人は共に皇后・橘嘉智子(786～850)から、業良親王(?～868)と業子内親王(?～815)の二人は共に妃・高津内親王(?～841)から、基良親王(?～831)と基子内親王(?～831)は共に女御・百済慶命から生まれたのであり、共通する「正」、「秀」、「業」、「基」といった文字は彼らの関係を示している。第七章の第二節で考察した通り、同母兄妹・姉弟が名に同じ字を持つ現象は摂関時代の藤原氏にも見られ、中国の系字命名法が男女別々に系字を付けるもしくは男子にのみ系字を付けるのを原則としたのに比べると、日本色の濃い現象である。このような現象は嵯峨天皇の改革後に初めて現れたものではなく[①]、改革によって唐風一色に塗りつぶされた皇子女名のために残された一抹の和風の色であった。言い換えると、改革を通して皇子女名の唐風化を目指した嵯峨天皇は、決して中国人名の諸要素をそのまま移入したのではなく、日本の国情に即して取捨選択をした上、中国の名前を日本風にアレンジしたのである。すなわち、天皇は中国伝来の命名法と日本固有の命名法とを融合し、日本独特の系字命名法を作り出したのである。なお、その際に日本固有の命名法に拘

---

① 同母兄妹・姉弟の名に共通の部分が含まれるという現象は、系字が導入される以前の天皇家にすでに見られ、例えば、第19代允恭天皇(生没年未詳)の皇子・木梨軽皇子と皇女・軽大娘皇女は同じ母から生まれたが、両者の関係が「軽」によって示されている。

ったのは、そのような名前が家族生活の中で重要な役割を果しているからであろう。中国とは違い、古代の日本においては、父系近親婚が許されたが、ただし、同母兄妹・姉弟の結婚はタブーとされていた①。同母兄妹・姉弟の名前に見られる関連性は、このような結婚禁忌を背景としているのではなかろうか。

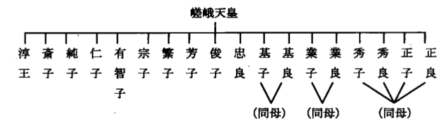


図 24　皇族として天皇家に残された嵯峨天皇の皇子女の実名とその出自との関係
注:この図の作成にあたって、「本朝皇胤紹運録」(『群書類従』第 4 輯・系譜部所収)と『続群書類従』(第 5 輯上・系図部)の中の「皇胤系図」及び関係史料の記述を参考にした。

二、嵯峨天皇の大改革の影響及びその後の変遷

嵯峨天皇の名前の大改革(正確に言えば、実名の大改革ではあるが)は、後の天皇家ひいては天皇家を頂点とする支配者層全体の名前に多大な影響を与えることとなったが、まず天皇家に与えた影響を見ると、改革後、男子の父系親族関係を示す部分が含まれる漢字二字名、女子の「○子」型の漢字二字名が実名の基本形として天皇家に定着するようになり、今日まで続いている。ただし、父系親族関係を示すものとして、平安前期までは嵯峨天皇の導入した系字が用いられていたが、摂関時代に入ってから、そうした系字は徐々に和風化され、そして、院政時代になると、遂に通字へと変身したのである。さて、ここでは系字から通字へと変身した過程を追ってみよう。嵯峨天皇の後を継いで皇位についた淳和天皇(786～840)は嵯峨天皇の異母弟であり、彼の五人の皇子はそれぞれ恒世(806～826)、恒貞(825～884)、恒統(830～842)、基貞(?～869)、良貞(?～848)と命名され、「恒」及び「貞」の文字は彼らの同

---

① 西野悠紀子「律令制下の氏族と近親婚」(女性史総合研究会編『日本女性史』1. 東京大学出版会. 1982. p. 117)。

第Ⅰ部

個人名の基礎的考察

(宇多天皇の父)の即位は予定されていなかった。しかし、元慶八(884)年二月二十三日に時の摂政・藤原基経の計らいによって時康親王が即位して第58代光孝天皇となると、彼から生まれた男子も皇位継承の有力な候補者となった。そんな中、天皇は即位後直ちに賜姓の勅を発し、斎宮(繁子内親王)・斎院(穆子内親王)の二皇女を除く男女全員に改めて源朝臣の姓を賜って臣籍に降下させ(『日本三代実録』元慶八年四月十三日条)、自分の皇子を皇位継承の候補から除外したのである。これで、後に宇多天皇となった第七皇子の定省も臣籍に降下されたが、しばらく官人として活躍していた彼は、仁和三(887)年八月に危篤状態に陥っている光孝天皇の意を察した藤原基経(863～891)の推挙を受け、親王に復されて皇太子となり、さらに同月に父天皇が崩御すると、即位して天皇となった。宇多天皇の即位に伴い、彼の皇子らも皇位継承の候補者となり、宇多天皇は父天皇とは異なって十一人の皇子全員を皇族として天皇家に残し、皇子から皇位継承者が出ることを望んだのである。一方、皇位継承者を決定する際に重要な意味を持っていたのは生母の出自であり、この意味では、宇多天皇の皇子が生母ごとに系字が付けられたのは、皇位の継承を強く意識した結果であったと言えるのではなかろうか。

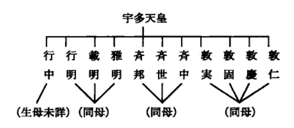


図25　宇多天皇の皇子の実名とその出自との関係

注：この図の作成にあたって、『本朝皇胤紹運録』(『群書類従』第4輯・系譜部所収)と『続群書類従』(第5輯上・系図部)の中の「皇胤系図」及び関係史料の記述を参考にした。

ところで、上述した天皇家の実名に見られる新たな動きは一時的なものに過ぎず、宇多天皇の第一皇子・第60代醍醐天皇の子の代になると、皇子として天皇家に残された者のみならず、臣籍に降下された者まで同じ系字が与えられたのである。『本朝皇胤紹運録』によれば、醍醐天皇は計18人の皇子に恵まれ、その中の12人が親王宣下を受け、残りの6人が臣籍に降下された。この18人の実名を列記すると、表17になるが、この表が示している通り、醍醐天皇の皇子として生まれた者全員は

「明」という系字を名に持っている。この系字の定着を裏付ける史料は『日本紀略』に見え、すなわち、延喜十一(911)年十一月にそれまで将須・崇象・将観・将保・将明であった名が、それぞれ克明・保明・代明・重明・常明と改められたのである。また、同書によれば、上掲した五人の生年はそれぞれ903・903・904・906・906年であり、醍醐天皇の皇子の中で最も年長の五人であることが分かる。さらに、林陸朗氏の考察によれば、彼らが親王宣下を受けたのはそれぞれ904・904・(未詳)・908・908年であり、そして彼らに続いて年長の式明(907年生)・有明(910年生)が親王宣下を受けたのは911年である①といい、以上の諸点を総合すれば、延喜十一(911)年を境に、それまで模索段階にあった醍醐天皇の皇子の系字は、遂に「明」と明確に規定されたのだと言えよう。言い換えると、醍醐天皇の皇子の名は意図的に「○明」という形に統一されたのであり、それで、系字の示す内容は、父系出自・母系出自・社会的身分(皇族または臣下)などから、父系出自へと一本化されたのである。なお、ここで強調したいのは、醍醐天皇の時に系字の示す内容が父系出自へと一本化されたとは言え、あくまでも同父兄弟関係を示すのに留まり、決して中国の系字のように従兄弟・又従兄弟・又々従兄弟……といった同一の遠祖からの同一世代であることを世に示せるほどの広さを有さない。醍醐天皇の孫を例にして見ると、第三皇子・代明親王(904～937)から生まれた四人の男子(源重光・源保光・源延光・源遠光)は「光」を、第四皇子・重明親王(906～954)から生まれた三人の男子(源邦正・源行正・源信正)は「正」を、第十二皇子・成明親王(第62代村上天皇)から生まれた九人の男子(広平親王・憲平親王(第63代冷泉天皇)・致平親王・為平親王・昭平親王・昌平親王・守平親王(第64代円融天皇)・具平親王・永平親王)は「平」を系字とし、従兄弟関係を表す文字を名に持っていない。つまり、嵯峨天皇の定めた賜姓皇族の一字名の原則はその子・仁明天皇によって守られたものの、孫の文徳天皇の代になると早くも破られ、文徳天皇の皇子の中に、皇族として天皇家に残された五人は皆「惟」の字が付けられたのに対し、臣籍に降下された八人(毎有・能有・時有・本有・定有・行有・載有・富有)は皆「有」の字が付けられ、系字が天皇家の「特権」ではなくなった。以後、系字の含まれる漢字二字名が賜姓源氏の実名の基本形となり、臣籍降下された者の名前までも唐風化された。ただし、天皇

---

① 林陸朗「賜姓源氏の成立事情」(『上代政治社会の研究』吉川弘文館, 1978, pp. 309～321)。

家の系字と同様に、賜姓皇族の系字にも和色が残されており、こうして系字から通字への変身の基礎が次第に築き上げられていったのである。

表 17　醍醐天皇の皇子の実名

親王の名前	賜姓源氏の名前
克明親王 保明親王 代明親王 重明親王 常明親王 式明親王 有明親王 時明親王 長明親王 寛明親王(61 代朱雀) 章明親王 成明親王(62 代村上)	源高明 源兼明(後に親王に復した) 源自明 源允明 源為明 源盛明(後に親王に復した)

注：この表の作成にあたって、『本朝皇胤紹運録』(『群書類従』第 4 輯・系譜部所収)と『日本紀略』前篇(黒板勝美・国史大系編修会編. 国史大系 10. 吉川弘文館. 1965)及び関係史料の記述を参考にした。

なお、ここでは天皇の諡にも少し注目したいが、この時代の天皇の漢風諡号の一つの特徴は、「光」という漢字の使用である。日本の歴史上、漢風諡号に「光」という文字が付けられる天皇は光仁、光孝、光格の三人である。南朝の宋の范曄が撰した『後漢書』に注を付けた章懐太子によれば、「光」は「能紹前業曰光(能く先人の事業を継ぐ)(『後漢書』巻一上・光武帝紀第一上)」という意味であり、前漢の高祖・劉邦(前 247または前 256～前 195)の九世の孫で、王莽の新朝を滅ぼして漢室を再興した後漢の初代皇帝・劉秀の諡号「光武帝」にもこの字が使われている(第七章第一節で掲載した図 22を参照)。わざわざ先人の事業を継ぐという意味合いを含ませたのは、劉秀が前漢の皇帝の後裔でありながら、傍系から出た者であるために、新皇統の正統性を訴える必要があったからだと思われる。同様に、日本の光仁、光孝、光格三天皇もいずれも傍系から即位した天皇であり、「光」の字が奉られたのは、新皇統の正統化を図ったものだと考えられよう。

第二節　平安時代前期における貴族の名前

第三章で述べた通り、第Ⅱ部の各章・節における考察の目的は、院政時代の個人名に見られる各特徴がいつ発生し、如何なる変遷を辿ってきたかを明らかにするこ

とにある。第五章と第七章の第二節では、特定の氏・門流の貴族の名前に対する考察を通して、院政時代と摂関時代の貴族の名前の特徴を明らかにしてきたため、本節ではそれぞれの特徴が平安時代前期における形態について考えたい。

一、幼名の開始と系字の導入

院政・摂関時代の貴族の間では、兄弟・姉妹における順位に因んだ通称風の幼名の使用がある一方、出生と共に改めて幼名を付けることも行われていたと前述したが、日本人が成人後の名前との区別を明確に認識した上に、幼名を付けるようになったのはこの平安時代前期であろう。飯沼賢司氏と奥富敬之氏は『梅城録』に出ている菅原道真(845～903)の「阿呼」を日本最初の幼名と見なされている①。「阿呼」以後の実例を見ると、『尊卑分脈』に出ている紀貫之(868頃～945)の「阿古久曾」;『菅家文草』に出ている菅原高視(876～913)の「阿視」、菅原寧茂(876～?)の「阿満」;『大鏡』に出ている藤原隆家(979～1044)の「阿古君」などのように、「阿」というのは日本人の幼名によく登場する言葉である。この阿の用法は中国人名の影響だと思われる。

中国においては、本当の意味の幼名(つまり成人後の名前との区別を明確に認識した上に付けた幼名)は漢代以後に成立したと思われ、漢から隋にかけて「阿」が含まれる幼名がよく用いられた。例を挙げると、前漢の武帝・劉徹(前156～前87)の陳皇后の「阿嬌②」、三国の魏の始祖・曹操(155～220)の「阿瞞」、三国の蜀の後主・劉禅(207～271)の「阿斗」、西晋の武将・王濬(206～287)の「阿童③」、東晋の武将・劉敬宣(371～415)の「阿寿」、南朝の宋の武将・王蘊(?～477)の「阿益」、南朝の斉の高帝・蕭道成(427～482)の子・蕭曄の「阿五」、隋の文帝・楊堅(541～604)の弟・楊

---

① 飯沼賢司「人名小考——中世の身分・イエ・社会をめぐって」(竹内理三先生喜寿記念論文刊行会編『荘園制と中世社会』竹内理三先生喜寿記念論文集(下巻). 東京堂. 1984). pp. 329～330;奥富敬之『苗字と名前を知る事典』東京堂出版. 2007. p. 195.

② 唐代の詩人・李商隠(812～858)は作品の中でよく幼名を以って歴史人物を指称し、『茂陵』という詩では「漢家天馬出蒲梢,苜蓿榴花遍近郊。内苑只知含鳳觜,屬車無復挿鷄翹。玉桃偸得憐方朔,金屋修成貯阿嬌。誰料蘇卿老帰国,茂陵松柏雨蕭蕭!」と綴り、中の「阿嬌」は陳皇后のことを指している。

③ 李商隠の詩『無題』は「萬里風波一葉舟,憶帰初罷更夷猶。碧江地没元相引,黄鶴沙辺亦少留。益徳冤魂終報主,阿童高義鎮横秋。人生豈得長無謂,懐故思郷更白頭。」の八句からなっており、中の「阿童」は王濬のことを指している。

瓚の「阿三」、唐の玄宗・李隆基(685〜762)の「阿瞞」などがある。東晋末の詩人・陶潜(365〜427)は自分の息子たちの不肖に心を痛み、四十二歳の時に『責子』という詩を作り、詩の全文は以下の通りである。

「白髪被両鬢,肌膚不復實。雖有五男児,総不好紙筆。阿舒已二八,懶惰故無匹。阿宣行志学,而不愛文術。雍端年十三,不識六與七。通子垂九齢,但覓梨與栗。天運苟如此,且進杯中物。」[①]

引用文の中の下線は上海古籍出版社版の『陶淵明集校箋』に従ったものであるが、龔斌氏によれば、「阿舒」、「阿宣」、「雍」、「端」、「通」はそれぞれ陶潜の五人の男子「陶儼」、「陶俟」、「陶份」、「陶佚」、「陶佟」の幼名であるという[②]。五人の中の二人の幼名に阿が付いていることだけを見ても、阿の使用の頻度の高さが窺えるが、残りの三人の幼名はいずれも一文字からなっていること、雍と端が詩の同じ句に出ていることなどから、「雍」、「端」、「通」にも元々阿が付いていて、作詩の際の字数の制限で阿が省略された可能性が全くないわけでもないと考えられよう。このように、中国では秦から隋にかけて「阿〇」は普遍性のある幼名であった。

さて、ここでは再び日本最初の「阿〇」型幼名の所有者の出身に注目しよう。菅原氏は、天応元(781)年に居住地の大和国添下郡菅原の地名によって菅原宿禰の姓を賜った菅原古人を祖とし、以来、古人の子の清公と孫の是善をはじめ、子孫は代々文章道を家業として朝廷に仕えた。儒家として菅原氏の基礎を確立した清公(770〜842)は、幼少より経史に通じ、二十歳で文章生、二十九歳で大学少丞となった。延暦二十三(804)年に遣唐判官として入唐し、翌年帰朝して従五位下大学助となった。以後、尾張介・大学頭・左少弁・式部少輔などを歴任し、弘仁九(818)年に彼の献策を取り入れた嵯峨天皇(786〜842)は儀式や衣服などを唐風に改める詔を下した。さらに、清公は翌年文章博士を兼ねて『文選』を講じ、続いて式部大輔・左中弁・右京大夫・弾正大弼などに任じ、承和六(839)年に従三位に叙されたのである。また、清公の子の是善(812〜880)は、幼時から学才に優れ、二十二歳で文章得業生となった。以後、文章博士・東宮学士・大学頭・式部大輔を経て、貞観十四(872)年に参議となり、元慶三(879)年に従三位に進んだ。当時第一の文人として声望が高く、門人も多かった。このように、清公・是善父子は共に漢文の造詣の深い学者であり、子

① 晋・陶潜著.龔斌校箋『陶淵明集校箋』中国古典文学叢書.上海古籍出版社.1999. p. 262.
② 同上,pp. 262〜264.

孫の命名にあたっても、漢風化を進めた。前節で見てきた通り、第52代嵯峨天皇の大改革に当たって、系字命名法は天皇家に取り入れられたが、天皇家よりも早く系字命名法を取り入れたのは菅原氏である。菅原氏の系字はすでに古人の代に見られ、すなわち、古人・守人の二人は「人」を、道長・道久・道時の三人は「道」を共通に持っていたのである。しかし、兄弟五人で二つの系字が使われたところからすれば、この時の系字使用は未だに模索段階にあったと考えられ、この命名法は古人の子の代から菅原氏に定着するようになったのである。つまり、古人の子の代は「清」(清貞、清岡、清枝、清公、清人)を、孫の代は「善」(善主、興善、是善)を、曾孫の代は「道」(道善、道仲、道真)を、玄孫の代は「茂」(寧茂、淳茂、弘茂、兼茂、宣茂、淑茂)を同父兄弟関係であることを示す系字としたのである(図26を参照)。その上、漢字の選択においても、古人以前の名前に比べ、抽象的な意味も持つ字(清、貞、善、道、真、寧、茂、淳、弘、兼、宣、淑など)が圧倒的に多く用いられている。

系字命名法の導入は実名に見られる漢風化現象であるが、他の種類の個人名においても同様な現象が確認できる。例えば、菅原道真は「菅三」、「菅丞相」とも呼ばれているが、「菅三」は彼が是善の三男であることに因んだ通称であり、「菅丞相」は彼が一時右大臣に任ぜられた(899〜901)ことに因んだ通称である[①]。また、日本では菅原道真以前にも通称の使用が見られるが、「氏姓の略称+兄弟における順位の略称」という型のものがほとんどであり(例えば、在原業平(825〜880)の「在五」はその一例である)、「氏名+官職名」という型のものが稀であった。管見の限り、こうした通称は極一部の漢学者の間で使用され、しかもその官職名が唐名である場合が多い。上掲した菅原道真の「菅丞相」のほかに、大江音人(811〜877)がその官職・参議の唐名によって「江相公」と称され、同じく参議に任じられた音人の孫の朝綱(886〜975)が祖父に対して「後江相公」と称されたこともよく知られている。一方、中国においては、「氏名+官職名」という型の通称が一般的であり、唐代までの実例を挙げると、後漢の歴史家・班固(32〜92)の「班蘭台」(蘭台令史);三国の魏の詩人・阮籍(210〜263)の「阮歩兵」(歩兵校尉);東晋の書家・王羲之(307頃〜365頃)の「王右軍」(右軍将軍);東晋の詩人・陶潜(365〜427)の「陶令」(彭澤県令);唐代の詩人・王維(699〜761)の「王右丞」(尚書右丞);唐代の詩人・杜甫(712〜770)の「杜拾遺」(左

---

① 丞相とは、旧中国において天子を補佐する最高の官である宰相の異称であり、日本では大臣の別名として用いられた。

拾遺)・「杜工部」(工部員外郎)などがある。こうして見てくると、「菅丞相」という通称は中国の影響を受けたものであると考えられよう。同様に、中国の幼名と似通っている「阿〇」型の幼名も漢風化したものであろう。菅原道真はさらに自分の息子たちに「阿視」、「阿満」の幼名を付け、「阿〇」型の幼名の流行に拍車をかけることになった。

二、系字から祖名の継承へ

ここでは後掲した菅原氏の系図(図 26)と第七章の第二節で掲載した御堂流藤原氏の系図(図 24)及び後掲する経基流清和源氏の系図(図 27)を利用して、平安時代前期の貴族の名前における系字使用の歴史を少し追っていきたい。

三系図を比較してみれば分かるように、三氏の中で、最も早く中国伝来の系字命名法を取り入れたのは菅原氏であり、前述したように、菅原氏の系字使用は奈良時代を生きた古人の代から既に始まり、天皇家より半世紀以上も早くこの方法を取り入れたのは、この氏出身者の深い漢学の教養によるところが大きいと思われる。以来、古人の子の世代は「清」を、孫の世代は「善」を、曾孫の世代は「道」を、玄孫の世代は「茂」を系字としてきたが、古人の五世孫の代になると、新たな動きが現れ、その一つは同父兄弟のみならず、従兄弟の名にも共通の文字が付けられるようになったことである。つまり、図 26に掲載された古人の五世孫の中に、名に「時」の文字を持つ者が五人おり、中の近時と致時の二人は共に宣茂の子であり、そして文時(899〜981)・弘時・時業の三人はそれぞれ高視・寧茂・旧風の子であるため、五人は従兄弟の関係にある。このように、五世代の発展を経た菅原氏の系字命名法は、本番の中国のようにその命名の範囲を従兄弟までに拡大しようとしたが、この動きは早くもほぼ同時期に現れたもう一つの動きの波に押し流されたのである。そのもう一つの動きとは父系先祖の名前の文字を継承することであり、古人の五世孫の中で、是成は曾祖父・是善から「是」を、清鑑は高祖父・清公と父・景鑑からそれぞれ「清」と「鑑」を、淳祐は父・淳茂から「淳」を、善隣は曾祖父・是善から「善」を、是兼は曾祖父・是善と父・兼茂からそれぞれ「是」と「兼」を継承したのである。是兼の子の家兼、家兼の子の為家の例からも少し伺えるように、こうした祖名の継承は後に徐々に増えてついに系字命名法に取って代わって菅原氏の主な命名法となったのであ

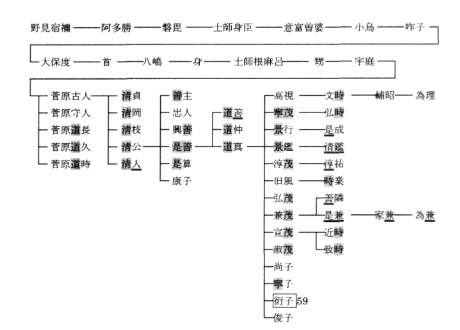


図 26　菅原氏の略系図

注：この図の作成にあたって、『尊卑分脈』(黒板勝美・国史大系編修会編，吉川弘文館)の中の菅原氏の系図及び関係史料の記述を参考にした。なお、比較の観点から、平安時代前期を生きた者の名のほかに、前後の時代の菅原氏の名をも掲載した。図中に◯◯となっているのは天皇のキサキの名前であり、その後の数字は夫の即位順である。また、■となっているのは系字であり、◯となっているのは父系直系先祖から継承した文字である。

る。ただし、平安時代前期の段階では、菅原氏の各門流には未だに代々継承される通字が形成されておらず、通字が見られるようになったのは院政時代に入ってからであり、是綱流の「長」や在良流の「在」などはそれである。

菅原氏に続いて系字命名法を採用したのは藤原氏北家であり、北家の祖・房前(681～737)の孫である内麿(756～812)の子の名前がそれぞれ真夏・冬嗣・大津・愛発であるのに対し、冬嗣(775～826)の子はそれぞれ長良・良房(804～872)・良相(813～867)・良門・良仁・良世を実名とし、共通する「良」の字は彼らの関係を世に示している。また、前述したように、良房の後を受けて氏長者となった基経(836～891)は良房の養子であり、良房の兄・長良の三男として生まれた彼の名に見える「経」という字はその実兄弟(国経・遠経・清経・高経)と共有するものである(図24を参照)。さらに、基経の子の時平・兼平・仲平・良平・忠平は「平」を、忠平(880

～949)の子の師保・師尹・師輔・師氏は「師」を系字としたが、師輔(908～960)の子の代になると、同父兄弟でありながら異なる文字を系字とする現象が生起したのである。この現象についての考察はすでに第七章の第二節で行ったので繰り返さないが、結論だけあげると、師輔の十人の男子は生母ごとに系字を付けられたのであり、系字の適用範囲が菅原氏のように従兄弟に拡大するどころか、かえって同父同母兄弟に縮小されたのである。一方、同父同母の関係を示す文字は男性名にのみならず、女性名にも見られる。例えば、第56代清和天皇の女御となった藤原高子(842～910)は藤原長良と藤原乙春(紀伊守・藤原総継の女)との間に生まれたのであり、彼女の実名に使われる「高」という漢字は同父同母の兄弟・高経の実名にも見える。また、師輔の長男・伊尹と恵子女王との間に生まれた懐子(945～975)は第63代冷泉天皇の女御となって師貞親王(65代花山)をも出産したが、彼女の実名の中の「懐」の部分は同父同母の兄弟・義懐との関係を示している。なお、前述したように、摂関時代に入ってから、父系直系先祖の名前の文字・音声を継承することが一般的となり、そんな中、同父または同父同母関係を示す系字も徐々に姿を消していったのである。

天皇家から分かれ出た清和源氏は、天皇家の影響を受けて成立当初から系字命名法を取り入れ、経基流の祖である源経基(生没年未詳)の「経」もその兄弟・源経生と共有するものである。ただし、経基の世代において、経基・経生兄弟の「経」、貞元親王の子の源兼忠・源兼信の「兼」、貞真親王の子の源蕃基・源蕃平・源蕃固の「蕃」、源長猷の子の嘉樹・嘉生・嘉実の「嘉」のように、同父兄弟ごとに系字を付けることを基本としながら、源経基・貞保親王の子の源基淵・貞真親王の子の源蕃基や、貞元親王の子の源兼忠・貞保親王の子の源国忠・源長頼の子の有忠などのように、従兄弟同士の名に同じ字を付けることも行われた(図27を参照)。蕃基という名前を例にして見ると、「蕃」の部分がその同父兄弟と共有するものであるため、厳格に言えば、「基」の部分は中国の従兄弟関係を示す系字そのものではなく、日本風にアレンジしたものだと看取できよう。ところが、こうした日本風の系字命名法は次の世代になると早くも使用されなくなり、系字の使用範囲は再び同父兄弟に縮小された(兼忠の子の「能」、経基の子の「満」、嘉樹の子の「清」)のである。さらに、経基の子の満仲(?～997)が子に「頼」の系字を与えた(頼光・頼親・頼信)が、満仲の孫の代になると、「頼」の字がそれぞれ頼光(948～1021)・頼親(生没年未詳)・頼信(968～

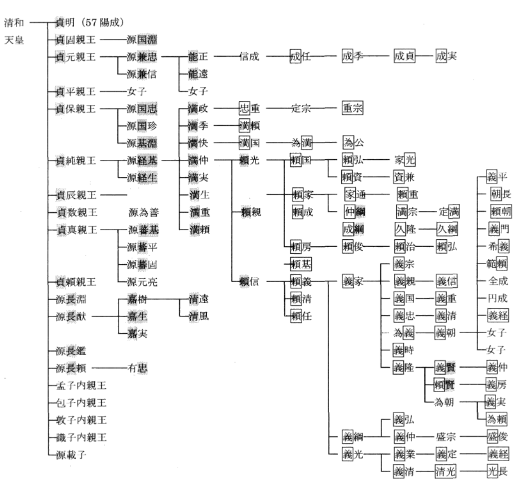


図 27　経基流清和源氏の略系図

注：この図の作成にあたって、『本朝皇胤紹運録』（『群書類従』第4輯・系譜部所収）、『尊卑分脈』（黒板勝美・国史大系編修会編．吉川弘文館）、『続群書類従』（塙保己一原編．太田藤四郎補編．続群書類従完成会）の中の皇室・清和源氏の系図及び関係史料の記述を参考にした。図中に■の部分は兄弟関係を示す系字であることを表し、◻の部分は父祖から継承した文字であることを表す。

1048）の子に継承され、これでこの字が系字から通字へと変身を遂げたのである。ここで注目したいのは、この変身は菅原氏・藤原氏北家そして天皇家よりも一世紀早いことである。前述した通り、菅原氏・藤原氏北家とは異なり、経基流清和源氏は武家として成長していくことになるが、よって、天皇家・公家・武家の中で、一番

先に系字命名法から通字命名法への転換を完成させたのは武家であると言えよう。

三、兄弟における順位及び縁の地名に因んだ通称の普及

前にも少し触れたように、平安時代初期の貴族の間では、兄弟における順位を表す語が氏姓の略称の後ろに付けて通称とすることも一般的に行われた。例えば、学者の滋野貞主(785～852)は滋野家訳の次男であるため「滋二」と、歌人の在原業平(825～880)は第51代平城天皇の皇子・阿保親王(792～842)の五男であるため「在五」(『伊勢物語』)と、学者で政治家の菅原道真(845～903)は菅原是善(812～880)の三男として生まれたため「菅三」と呼ばれたのである。この通称の付け方も中国人名の影響だと思われ、中国では、「姓＋兄弟における順位」型の通称は唐代から宋代にかけて特に知識人の間で流行したのである。よく知られている例を挙げると、唐の玄宗・李隆基(685～762)の「李三郎」、盛唐の詩人・孟浩然(689～740)の「孟六」、中唐の文学者・政治家の韓愈(768～824)の「韓十八」、中唐の宰相・牛僧孺(779～847)の「牛二」、晩唐の文学者・李商隠(812～858)の「李十六」、北宋の文学者・歴史家・政治家の欧陽修(1007～1072)の「欧九」、北宋の文人官僚・秦観(1049～1100)の「秦七」、北宋の詩人・書家の黄庭堅(1045～1105)の「黄九」などがある。中国人のこうした通称は日本の文献にも残っており、第54代仁明天皇(810～850)の承和五(838)年に遣唐使の船に乗って入唐した天台宗の僧・円仁(794～864)は、その旅行記・『入唐求法巡礼行記』の中で「董二十一郎」(揚州監軍院要籍)、「阮十三郎」(京兆万年県李侍御の甥)といった中国人名を記録している。前述したように、平安時代前期は日本の個人名全般が漢風化された時期であり、そんな中、中国の知識人の間における「流行」も日本人に取り入れられたのであろう。

一方、院政・摂関時代において、兄弟における順位・律令官職名のほかに、縁の地名もよく貴族の通称に登場するものであると前述したが、兄弟における順位と同様に、縁の地名が貴族の通称の一分子として普及し始めたのもこの平安時代前期だと思われる。しかも、実父と実子(女)・養父と養子(女)、祖と孫・叔父と甥・舅と婿などの通称に同じ地に因んだものが含まれる場合も多く、例えば、小野宮流藤原氏の実資(957～1046)は「後小野宮」とも称されているが、この通称は彼の養父・実頼(900～970)の通称「小野宮殿」に対するものである。この二つの通称の背景には、実

資が養父から「小野宮」の邸宅を伝領したことがあると思われる。もう一例を見てみよう。

源雅信(920～993)は第59代宇多天皇(867～931)の子・敦実親王の三男であり(第五章の第二節で掲載した図11を参照)、賜姓皇族として朝廷に重みをなした彼は、土御門大路(現在の上長者町通)に面した土御門第を邸宅とし左大臣の官職を有したことから、「土御門左大臣」という通称を得たのである。そして、雅信と藤原穆子(中納言・藤原朝忠女)との間に生まれた女の倫子(964～1053)は藤原道長(966～1027)と結婚し、それに伴って倫子の住む土御門第に道長が同居することとなり、道長の地位・権勢の上昇とともにその本邸として重要な位置を占めるようになった。さらに、土御門第で生まれた倫子と道長の長女の彰子(988～1074)は後に第66代一条天皇(980～1011)の皇后となってここを里御所とし、ここで「敦成(第68代後一条天皇)」と「敦良」(第69代後朱雀天皇)の両皇子を出産したのである。こうした経緯から、万寿三(1026)年に出家した彰子は土御門第の別名である「上東門第」に因んで「上東門院」の女院号を宣下されたのである。以上見てきたように、土御門第は雅信から女の倫子へそして倫子の夫の道長へさらに倫子と道長の女の彰子へと伝領されていったからこそ、外祖父の源雅信と外孫娘の藤原彰子の通称に同じ地に因んだものが含まれたのである。なお、ここで興味深いのは、邸宅という財産の継承には、養子や女が除外されていなかったことである。

第九章　飛鳥・奈良時代の個人名

政権の所在地による日本史の時代区分法により、第33代推古天皇が豊浦宮で即位した592年から、第43代元明天皇の和銅三(710)年に平城京に遷都するまでの100余年間を「飛鳥時代」といい、そして、平城京に遷都してから第50代桓武天皇の延暦三(784)年に長岡京に遷都するまでの70余年間を「奈良時代」という。飛鳥時代の前半は、大王一族と蘇我氏の共同体制により、朝鮮三国の制度・文化の受容を重視した時代であり、後半は大化の改新を経て確立した大王家中心の政治体制の下で、唐の制度を直接導入して国家建設を本格化させた時代であり、大宝律令の制定施行が成果として現れたのである。一方、奈良時代は、飛鳥時代末期に確立した律令制度が日本的な律令制度に変容し定着し始めた時代であり、その過程において、養老元(717)年から宝亀十(779)年まで前後六回にわたって派遣された遣唐使が大きな役割を果たし、彼らは盛唐の制度ばかりでなく、文物をも日本に輸入し、天平文化の開花に大きく貢献したのである。また、奈良時代はまた政治的に動揺の激しい時代でもあり、皇位継承の不安定がそのことを端的に示している①。ところが、政治・文化史に見られる変遷とは対照的に、古代日本の個人名の歴史においては、飛鳥・奈良時代の間には大きな前後差が見られず、したがって、ここではこの二つの時代を合わせて考察することにした。

---

① 直木孝次郎『飛鳥奈良時代の研究』塙書房. 1975.

第一節　飛鳥・奈良時代における天皇家の名前

一、天皇の名前

飛鳥・奈良時代と後の平安前期・摂関・院政時代と大きく異なっている点は、女性も天皇になっていたことであるが、飛鳥時代の初めての天皇・第33代推古天皇(554～628)も女性である。彼女は第29代欽明天皇(510～571)とその妃・蘇我堅塩媛との間に生まれ、571年に当時皇太子であった異母兄の第30代敏達天皇(538～585)の妃となり、五年後にその皇后に立てられた。そして、585年に夫と死別し、その二年後に同母兄の第31代用明天皇が没し、さらに592年に異母弟の崇峻天皇が暗殺されると、叔父の蘇我馬子に推されて日本初の女性天皇となった。推古天皇の名前は『古事記』では「豊御食炊屋比賣命」(『古事記』下巻)と、『日本書紀』では「豊御食炊屋姫天皇」(『日本書紀』推古即位前紀)と記されており、また、聖徳太子関係の伝記資料の集成である『上宮聖徳法王帝説』に見える「止余美気加志支夜比売」と奈良時代に建立された元興寺の由来を説いた『元興寺伽藍縁起』に見える「等与弥気賀斯岐夜比売」も彼女のことを指していると思われる。このように、文字表記こそ異なるものの、四種の史料に登場する推古天皇の名前は共に「トヨミケカシキヤヒメ」と訓まれ、この名前は最初に音声しか持たず、文字は後に記録のためにあてられたものであると看取できる。このような現象は、漢字の意味に対する理解が未だに浅く、その表語文字としての特長が十分に生かされなかった時代の産物であり、第26代武烈天皇の「小長谷若雀命」(『古事記』)と「小泊瀬稚鷦鷯天皇」(『日本書紀』)のように、推古天皇以前の歴代天皇の名前はほとんど二通り以上の表記がある。こうした名前における音声と文字表記との「主従」関係は、中国側の史料にも映し出されている。

『古事記』・『日本書紀』より先に成立した中国の歴史書『隋書』の巻八十一・列伝

第四十六・東夷・倭国[①]には、「開皇(隋の高祖・文帝の年号。——筆者注)二十年，倭王姓阿毎，字多利思比孤[②]，號阿輩雞彌，遣使詣闕。(中略)名太子為利歌彌多弗利。」[③]という記述がある。この記事は日本側に伝聞のないものであるが、開皇二十年が推古天皇八(600)年にあたることや、同じく『隋書』倭国伝の大業三(607)年条に「大業三年，其王多利思比孤遣使朝貢。」[④]という記事があって、同様な内容が『日本書紀』の推古天皇十五(607)年七月条にも見られることなどから、この遣使は第33代推古天皇(554〜628)の時に行われたと考えられる。ところが、『隋書』・『古事記』・『日本書紀』より遅れて成立した中国側の史料『新唐書』(1060年成立。巻二百二十・東夷伝・倭国条)では、「多利思比孤」は第31代用明天皇(？〜587)の名前として記録されている。さらに、『隋書』倭国伝の中では「多利思比孤」は妻がいる男性の天皇として描かれていること[⑤]や、当時の使節とされる小野妹子は天押帯日子(アメオシタラシヒコ)の子孫である(『古事記』孝昭天皇段)こと[⑥]などから、「多利思比孤」という名前の持ち主は未だに特定できていないのである。このほか、王の号の「阿輩雞彌」と太子の名の「利歌彌多弗利」には固有名詞としての要素が欠如していることから出発して、この「多利思比孤」をも一般名詞として見なす研究者(山尾幸久氏、石原道博氏など)も少なくない。

ここでは、「多利思比孤」の持ち主を特定するよりも、この名前の性質を考えてみたい。『隋書』の作者は、自国の習慣に従い、倭国王という外国人の名前に対しても、

---

① 「倭国」は元々「俀国」と記されたが、古代において「妥」の字が「委」の字に通じたことから、俀は倭の別体とされる。本研究で使用する中華書局出版の『隋書』では「倭」の字が用いられているため、引用する部分もそれに従った。

② 多利思比孤の「比」は元々「北」であったが、『北史』倭国伝、『通典』百八十五.『資治通鑑』大業四年条によって「比」に改められた。

③ 唐・魏徴・令孤徳棻撰『隋書』中華書局. 1973. p. 1826.

④ 同上，p. 1827。

⑤ 古田武彦氏は『日本書紀』で推古女帝の治世にあたる時代に『隋書』では倭国王は男性として描かれているという矛盾点に着目し、それを氏の「当時は女性の推古の治した近畿王朝(＝日本)とは別に、男性の「多利思比孤」が治した九州王朝(＝倭国)も同時に存在していた」という「九州王朝説」の一つの論点とされたのである。(古田武彦『古代は輝いていたⅢ——法隆寺の中の九州王朝』朝日新聞社. 1985. pp. 158〜165。)

⑥ 小野妹子について、『新選姓氏録』の左京皇別に「小野朝臣。大春日朝臣(大春日臣について、姓氏録左京皇別に「大春日臣。出自孝昭天皇皇子、天帯彦国押人命也。」とある。——筆者注)同祖。(中略)大徳小野臣妹子、家于近江滋賀郡小野村。因以為氏。」とあり、また、『古事記』の孝昭天皇段によれば、小野臣の祖は天押帯日子命(アメオシタラシヒコノミコト)である。アメ・タラシヒコと阿毎・多利思比孤との類似性から、『隋書』倭国伝の記述の中に小野氏の祖先の情報が混入された可能性があると考えられる。

「姓〇〇,字〇〇。」という中国の一般的な人名記述法[①]を取っている。この記述はしばしば、「阿毎」は「アメ」で、多利思比孤は「タラシヒコ」であり、二者が合わせてはじめて倭国王の称号となり、しかもこの称号は固有名詞というより、倭国王に対する一般的な称呼であると解釈されている[②]。表 18は日本の歴代天皇の名前における「アメ」、「タラシ」、「ヒコ」の使用状況をまとめたものであるが、そこから「アメ」も「タラシヒコ」も天皇の名前によく使われる言葉であることが伺える。中に、「アメ」は「天」のことを指し、記紀の神話に高天原から皇祖神が下って、地上すなわち「国」を統一したとある。また、「タラシ」は「垂らす」の名詞形であり、「ヒコ」のヒはムスヒ(産霊)・ヒモロキ(神籬)のヒと同じで日・太陽のことを指し、コは男子のことを指すため、「ヒコ」は太陽の子或いは太陽の神秘的な力を受けた子の意味であると考えられる。よって、「アメタラシヒコ」を、「太陽の神秘的な力を受けて天から垂下した太陽の子」と理解すべきであろう。表 18の統計に従えば、歴代の天皇の中に、名前に「アメ」が使用されたのは13 代 12 人であり、「タラシ」が使用されたのは8 代 7 人であり、「ヒコ」が使用されたのは15 人である。これほど頻繁に名前に登場する言葉であるがゆえに、「アメ」「タラシ」「ヒコ」は天皇の一般的な称号と見なされたのであろう。

表 18　天皇の名前における「アメ」、「タラシ」、「ヒコ」の使用状況

使用される言葉	使用者	使用人数
アメ	29 代欽明;35 代皇極・37 代斉明;36 代孝徳;38 代天智;40 代天武;42 代文武;43 代元明;45 代聖武;49 代光仁;50 代桓武;51 台平城;53 代淳和。	13 代 12 人
タラシ	6 代孝安;12 代景行;13 代成務;14 代仲哀;34 代舒明;35 代皇極・37 代斉明;44 代元正。	8 代 7 人
ヒコ	初代神武;3 代安寧;4 代懿徳;5 代孝昭;6 代孝安;7 代孝霊;8 代孝元;9 代開化;10 代崇神;11 代垂仁;12 代景行;13 代成務;14 代仲哀;45 代聖武;51 代平城。	15 人

① 例えば,『隋書』の巻一・帝紀第一・高祖(上)に「高祖文皇帝姓楊氏,諱堅,弘農郡華陰人也。」とあり、巻四十四・列伝第九・滕穆王楊瓚に「滕穆王瓚字桓生,一名慧,高祖異母弟也。」とあり、巻六十七・列伝第三十二・虞世基に「虞世基字茂世,会稽餘姚人也」とある。

② 井上秀雄・他訳注『東アジア民族史 1 ——正史東夷伝』[全二巻]. 平凡社. 1974. p. 322;石原道博編訳『新訂魏志倭人伝・他三篇』岩波書店. 1985. p. 67など。

ところが、筆者は以上のような見解には同感を覚えることはできない。その理由は主に以下の二点にある。

まず、上掲した『隋書』倭国伝が示しているように、本研究で使用する中華書局の出版した『隋書』では固有名詞に皆傍線を引いてあるが、そんな中、倭王の号の「阿輩雞彌」と太子の名の「利歌彌多弗利」とは対照的に、倭王の姓の「阿毎」と字の「多利思比孤」には傍線が引かれている。さらに、『隋書』の全編を通読すれば、字(あざな)の後は例外なく個人名となっていることが分かる。以上のことから、「阿毎」と「多利思比孤」は固有名詞として『隋書』に書かれたことが伺えよう。

次に、『隋書』と『新唐書』のほかに、「多利思比孤」という名前は801年に成立した『通典』にも登場しており、『通典』の第百八十五・邊防第一・倭には「隋文帝開皇二十年、倭王姓阿毎,名自多利思比孤,其國號阿輩雞彌,華言天児也,遣使詣闕。」という記述がある。この記述と『隋書』倭国伝の記述とを比較すれば、『通典』では「多利思比孤」の前に「自」という字が、「號阿輩雞彌」の前に「其国」という字が、「號阿輩雞彌」の後に「華言天児也」という短文がそれぞれ付け加えられていることが分かる。井上秀雄氏はこの「自」をも倭王名の一部分として解釈された[①]が、筆者は「自」を「～以来」という意味の前置詞と考えている。つまり、「姓阿毎,名自多利思比孤,其國號阿輩雞彌,華言天児也」という部分は当時遣使した倭王についての紹介であり、「姓は『阿毎』であり、名は『多利思比孤』以来『阿輩雞彌』と号し、『阿輩雞彌』を中国の言葉に訳すと『天児』という意味である者」と解釈すべきだと思う。この解釈に従えば、「多利思比孤」は倭王の一般的な称号ではなく、固有名詞つまりある倭王の個人名であると言えよう。

前述したように、倭王の名前を「姓○○,字○○。」と記述したのは中国の習慣に従う書き方であり、「阿毎」と「多利思比孤」とを分けて考える必要はない。よって、中国の複数の歴史書に書かれたこの七文字が古代日本のある人物の個人名であることはほぼ確定できよう。しかし、同じ漢字表記の名前は日本の歴史書には登場していないことや、漢字の発音が類似する名前は日本の歴史書にも確認できることから、中国史書に使われる漢字は古代日本の人名を音写したものであると考えられる。この場合、「阿毎多利思比孤」という七つの文字はただ「アメタラシヒコ」という

---

① 井上秀雄・他訳注『東アジア民族史 2 ——正史東夷伝』[全二巻]. 平凡社. 1976. p. 405.

古代日本語の七つの音を表しているだけであり、漢字の字面から名前の意味を読み取ることはできない。このことから、「阿毎多利思比孤」の生きた時代(飛鳥時代初期に比定される)において、名前の構成要素は音声のみであり、文字表記はその副産物に過ぎなかったと看取できよう。

ところで、飛鳥時代に入ってから、漢字使用の向上に伴い、名前の文字表記も徐々に統一されるようになり、その上、表記用の文字の選択に際し、漢字本来の意味がより重要視されるようになった。上掲した推古天皇の名前は正にそうした変化を示す好例であり、『上宮聖徳法王帝説』と『元興寺伽藍縁起』の表記に比べ、記紀の表記はより音声が表している大和言葉本来の意味に近いのである。というのは、「トヨミケカシキヤヒメ」の中の「トヨ」はトヨム(動・鳴響)のトヨと同じで、鳴り響く音を指したが、転じて豪壮の意から農作の豊穣をも言うようになった。一方、中国語の豊という漢字は山もりに△型をなすように穀物を盛ったことを表す会意字であり、よって、記紀が用いる「豊」は「トヨ」の音声ではなく、意味を表していると思われる。同様に、記紀の御食・炊屋という表記もミケ・カシキヤの御食事・炊き屋という意味を表すものである。しかし、トヨ・ミケ・カシキヤの表記に統一性が見られるのに対し、ヒメという部分に関しては、記紀の表記が異なり、「日賣」と「姫」という両様な漢字が用いられている。前述した通り、「ヒコ」の中のヒはムスヒ(産霊)・ヒモロキ(神籬)のヒと同じで日・太陽のことを指すものであり、「ヒメ」の中のヒも同じ意味であると思われる。また、メは女性のことを指しているため、「ヒメ」は太陽の女或いは太陽の神秘的な力を受けた女という意味になる。『古事記』に見える「日賣」の中の「日」という漢字は「ヒ」の意味を表しているが、「賣」という漢字が女の意味を有さないため、この部分はやはり漢字を表音文字として用いたのである。これに対し、『日本書紀』に見える「姫」という表記は完全に意味を表すものである。

第七章の第一節でも少し触れたが、中国語においては、「姫」は元々帝王のめかけを指す言葉であり、転じて宮廷に仕える貴婦人をも称することとなった。帝王のめかけにしても宮廷に仕える貴婦人にしても、国の最高支配者の側近にいる身分の高い女性であることには変わりはないが、こうした用法は早くも日本にも伝わり、『日本書紀』に登場する奈良時代以前の女性の中に、「○○姫」と表記された者が少なくない。その中から幾つかの実例を抽出して羅列すると、次のようになる。なお、後に詳述するが、記紀の中の第14代仲哀天皇までの記述については未だに疑問の点

が多く、史実をそのまま記録しているとは言えないが、少なくとも記紀が編纂された時代の日本人名の一端を映し出していると思われるので、飛鳥・奈良時代の人名を考察する際に、必要に応じて飛鳥時代以前の名前例を引用する場合もある。

①播磨稲日大郎姫（景行紀）：

播磨の印南野に居を構える豪族・吉備津彦の長女（生没年未詳）であり、第 12 代とされる景行天皇の皇后となって大碓皇子と小碓尊（日本武尊）を儲けた。

②気長足姫尊（仲哀紀）：

第 9 代とされる開化天皇の玄孫・息長宿禰王の娘（生没年未詳）であり、第 14 代とされる仲哀天皇の妃となって誉田別尊（第 15 代応神天皇）、忍熊皇子などを儲けた。仲哀天皇の西征にも同行し、天皇が陣没した後に神託を得て新羅を討ったという。神功皇后とも称される。

③糠手姫皇女（舒明紀）：

第 30 代敏達天皇の皇女であり、異母兄の押坂彦人大兄皇子の妃となってから、田村皇子（第 34 代舒明天皇）を儲けた。

ここでは上掲した三人の女性及び推古天皇の社会的身分に注目してみよう。天皇の娘（豊御食炊屋姫天皇・糠手姫皇女）や王の娘（気長足姫尊）であったり、地方豪族の娘（播磨稲日大郎姫）であったりして、高貴な血筋を受け継いでいるばかりでなく、いずれも天皇のキサキとなって更なる高位につき、中には次代の天皇の生母（気長足姫尊・糠手姫皇女）となったり、自ら天皇として即位（豊御食炊屋姫天皇）したりして天皇家の女性として至上の地位を獲得した者までいる。このように、少なくとも『日本書紀』の成立した奈良時代前期においては、漢字の「姫」は身分の高い女性に対する敬称（ヒコと同様に、これらの「姫」が表す「ヒメ」を個人名の一部として見なすことができる）として使われたのである。『日本書紀』における「姫」の使用について、角田文衛氏は、「『日本書紀』は天孫系および皇族の女性については、「姫」、「尊」を用い、それ以外の女性の「媛」、「命」と区別している。」と指摘された①。角田氏の指摘を踏まえて再び上掲した四人の名前を見る

① 角田文衛『日本の女性名』(上). 教育社. 1980. p. 65.

と、気長足姫尊（おきながたらしひめのみこと）・豊御食炊屋姫天皇（とよみけかしきやひめすめらみこと）・糠手姫皇女（ぬかてひめのおうじょ）の三人は天皇家の出身だと明記されているので角田氏の言う用字原則をそのまま裏付けているが、播磨稲日大郎姫（はりまのいなびのおほいらつめ）についてはなお検討の余地がある。しかし、『日本書紀』よりやや早く成立した『古事記』には、播磨稲日大郎姫（はりまのいなびのおほいらつめ）（『古事記』では「針間之伊那毘能大郎女（はりまのいなびのおほいらつめ）」）の父・吉備津彦（きびつひこ）（『古事記』では「若建吉備津日子命（わかたけきびつひこのみこと）」と記されている）は第7代孝霊天皇の第三皇子として登場しているところから見れば、皇族に数えられるどうかは別として、播磨稲日大郎姫（はりまのいなびのおほいらつめ）を天孫系の女性と見なしてほぼ問題なさそうである。ここまで見てくると、漢字の表語文字としての特性が生かされるようになった当初は、「姫」は広く一般的に身分の高い女性に用いられたのではなく、いくら高い社会的身分を持つからと言って、皇族或は天孫系の出身者ではない限り、「姫」と称されることはなかったと言えよう。むろん、皇族或は天孫系の出身者であることはすなわち天照大神の子孫であることであり、よって、推古天皇の名前に見える「姫」という漢字は「太陽の女或いは太陽の神秘的な力を受けた女」という「ヒメ」の意味を表すものであると考えられよう。このように、やや先に成立した『古事記』に比べ、『日本書紀』の名前表記にはより高度な漢字使用の技術が駆使されているのである。

さて、ここでは改めて「トヨミケカシキヤヒメ」という名前の性質に注目してみよう。この名前はしばしば国風諡号視されてきたが、第41代持統天皇の国風諡号の「大倭根子天之広野日女尊」が彼女の殯の期間中に群臣の協議のもとで選定され、誄の時に正式に奉られた①というところから見れば、同様な手順を踏まえていないこの名前を諡と称することはではない。国風諡号視されてきたことの理由として、トヨ・ミ・ヒメなどのように、この名前に用いられている言葉には尊敬・賛美の意味を表すものが多く、中国の諡に見える徳を褒め称えるための美字・佳字と共通しているところがあることが挙げられるが、尊敬・賛美の言葉を以って個人を指称することは日本古来の風習であり、そこに働いているのは言霊思想である。言霊思想とは、言葉には不思議な霊力が宿っており、その霊力によって人間の禍福が左右されると信じる思想のことであり、『万葉集』の中に「言霊」という語が三例ある。つま

① 青木和夫・他校注『続日本紀』(一).新日本古典文学大系 12.岩波書店.1989.p.75.

り、奈良時代の歌人の山上憶良(660～733)の長歌には、

「そらみつ倭の国は皇神の厳しき国言霊の幸はふ国と語り継ぎ言ひ継がひけり」＜八九四＞[1]

と歌われ、また、41 代持統・42 代文武両朝の宮廷歌人の柿本人麻呂(生没年未詳)の歌には、

「言霊の八十の衢に夕占問ふ占正に告る妹はあひ寄らむ」＜二五〇六＞[2]

「磯城島の日本の国は言霊の幸はふ国ぞま幸くありこそ」＜三二五四＞[3]

と歌われている。これらの歌から、日本の国は言霊が働いて幸いをもたらす国だという観念が一般的であったことが伺えよう。「言」と「事」とが同訓であることにも示されているように、古代の日本社会においては、事物を表す言葉と事物自身との区別が薄く、「言」はつまり「事」であり、発せられる言葉がそのまま事実となると信じられていた。そして、言葉の内容を事実にしたのは言葉に宿る精霊であり、その不思議な力によって、言葉を発する人と発せられる人の運命も左右されると考えられていた。言葉に霊力が宿っていると信じる以上、言葉を気のままに使うわけにはいかない。その使用に際して、言葉を積極的に使って言霊を働かせようとする考え方と言葉の使用を慎んだり避けたりする考え方の二つに分かれるが、言葉の一種である人間の名前の使用において、美称・尊称を以って個人を指称することは前者に属し、個人の実名を敬避することは後者に属する。日本の最高支配者ともなった推古天皇の名前に尊敬・賛美の意味を表す言葉が多用されていることの一因は正にここにあり、トヨ・ヒといった「言」に宿っている精霊の働きによって、日本国の豊穣や太陽の神秘的な力が授かるといった「事」が実現され、その上、言(すなわち名前)に託された人間の尊敬・賛美の心情が事(すなわち名前の所有者)の幸運をもたらすように、この名前が作られたと考えられる。

言霊思想の存在により、古墳時代に続いて[4]飛鳥時代の天皇名にも美称・尊称が

---

[1] 佐竹昭広・他校注『万葉集』(一). 新日本古典文学大系 1. 岩波書店. 1999. p. 504.

[2] 佐竹昭広・他校注『万葉集』(三). 新日本古典文学大系 3. 岩波書店. 2002. p. 41.

[3] 同上, p. 243。

[4] 例えば、第 29 代欽明天皇(510～571)の名前・アメクニオシハラキヒロニハの中に、アメは天を、クニは地を、オシは一つの面に向かって力を持続的に加えることから転じて威力あることを示し、ハラキはハルキと同義で、閉じているものや塞がっているものを広々とさせる意味を表し、ヒロニハは広々とした庭を指し、個々の言葉に尊敬・賛美の意味が含まれている。

多用され、推古天皇の名前に見えるトヨ(第35代皇極天皇・第36代孝徳天皇・第37代斉明天皇の名にも見える)・ミ・ヒメ(第35代皇極天皇・第37代斉明天皇の名にも見える)、『隋書』に記されている倭国王の名前に見えるアメ(第35代皇極天皇・第36代孝徳天皇・第37代斉明天皇・第38代天智天皇・第40代天武天皇の名にも見える)・タラシ(第34代舒明天皇・第35代皇極天皇・第37代斉明天皇の名にも見える)・ヒコのほかに、イカシ(第35代皇極天皇・第37代斉明天皇の名に見える)・ヨロヅ(第36代孝徳天皇の名に見える)・ミコト(第38代天智天皇の名に見える)・ヒラカス(第38代天智天皇の名に見える)・ワケ(第38代天智天皇の名に見える)・オキ(第40代天武天皇の名に見える)・マヒト(第40代天武天皇の名に見える)なども美称・尊称だと思われる。ただし、第38代天智天皇(626～671)の「天命開別(あめみことひらかすわけ)」が天命を受けて皇運を開いたという意味を表している[①]ところからすれば、この名前は明らかに日本の最高統治者としての天皇の徳を褒め称えるものであり、後世の言う実名そのものではない。ほかの名前に関しても、同様なことが言える。

なお、この時代においては、各種の名前の区別は平安前期以後ほど厳格ではなく、したがって、平安前期に定着した日本人名の分類法に基いて『日本書紀』に記されている葛城皇子・中大兄皇子・天命開別天皇・近江大津宮天皇という天智天皇の複数の名前の中の、どれが実名にあたり、どれが幼名にあたり、またどれが通称にあたり、どれが諡にあたるのをいろいろと考え巡らすことは大変気力の要する作業であるが、必ずしも期待通りの結果が得られるとは限らない。むろん、これらの名前は記紀の編纂された奈良時代初期に記されたものであり、それ以前を生きた者に関しては、彼らの名前をありのままに記録することは甚だ困難である。すなわち、『古事記』の編纂者は稗田阿礼の暗誦した神代から推古天皇までの皇室の歴史(帝紀)及び民間に伝わる伝説(旧辞)を、そして『日本書紀』の編纂者はそうした帝紀・旧辞のほかに、帝紀・旧辞の異伝、諸氏・地方の伝承、寺院の縁起、朝鮮・中国の歴史書などを参照しながら、それまで主に人々の口と耳によって伝えられてきた個人名を、編纂者自身が有する名前の「知識」に基いて記録したのである。言い換えると、同じ人物が複数の名前で記されていることは、その人物が平安前期以後の日本人のように

① 坂本太郎・他校注『日本書紀』(下). 日本古典文学大系 68. 岩波書店. 1965. p. 352.

生涯幾つもの名前を与えられ、それらの名前を使い分けていたことを示しているというより、その人物の名前に関する異伝が多かったことを示している場合が多い。したがって、たとえ幼名・諱・字・号・謚といった名前の種類を表す言葉の使用があるとしても、それぞれを軽々に平安前期以後の幼名・諱・字・号・謚と同一視するわけにはいかない。一例を挙げると、明治三(1870)年に正式に天皇の列に加えられた天智天皇の第一皇子(648〜672)は、『日本書紀』の天智天皇七(668)年二月条に、

「又有伊賀采女宅子娘、生伊賀皇子。後字曰大友皇子。」①

と見え、この記事では「伊賀」が皇子の名として、「大友」が皇子の字として扱われている。しかし、同書の天智天皇十(671)年正月条に次のような記述がある。

「癸卯、大錦上中臣金連、命宣神事。是日、以大友皇子、拜太政大臣。以蘇我赤兄臣、為左大臣。以中臣金連、為右大臣。以蘇我果安臣・巨勢人臣・紀大人臣、為御史大夫。」②

上の記述から、「大友」は実名並みの機能を果していることが伺えよう。というのは、皇子と共に任官された者の名前記述を見ると、いずれも天智三(664)年に制定された冠位二十六階③制下の正式な名乗り方(すなわち「大錦上中臣金連」のように「冠位＋氏＋名＋姓(かばね)」という順に名乗ること)に従ったものではなく、位階名が省略されて、「氏＋名＋姓(かばね)」という形になっている。このような記述法は、推古十一(603)年に制定された冠位十二階制下でも、また天武十四(685)年に制定された爵位六十階制下でも使用され、つまり、孝徳天皇即位前紀に「是日(皇極天皇四(645)年六月十四日。——筆者注)、(中略)以阿部内摩呂臣、為左大臣。蘇我倉山田石川麻呂臣、為右大臣。(後略)」④と、また持統天皇四(690)年七月条に「庚辰、以皇子高市、為太政大臣。以正広参、授丹比嶋真人、為右大臣。(後略)」⑤と見え、任官に関する記事の中で皇子以外の者は皆冠位名が省略された「氏＋名＋姓」という

---

① 同上，p. 369。

② 同上，p. 375。

③ 冠位二十六階とは、聖徳太子が制定した冠位十二階より幾度かの改定(七色十三階制・七色十九階制)を経てできた位階制のことであり、大織冠・小織冠・大縫冠・小縫冠・大紫冠・小紫冠・大錦上冠・大錦中冠・大錦下冠・小錦上冠・小錦中冠・小錦下冠・大山上冠・大山中冠・大山下冠・小山上冠・小山中冠・小山下冠・大乙上冠・大乙中冠・大乙下冠・小乙上冠・小乙中冠・小乙下冠・大建・小建からなっている(.日本書紀. 天智三年二月九日条及び奥富敬之. 苗字と名前を知る事典. 東京堂出版. 2007. pp. 36〜40を参照)。

④ 坂本太郎・他校注『日本書紀』(下). 日本古典文学大系 68. 岩波書店. 1965. p. 271.

⑤ 同上，p. 503。

形で名前を記されている。言い換えると、飛鳥時代においては、任官のような公的な場に当たって、後世の言う実名に相当する名前が用いられるのが原則であり、この意味では、後世の言う通称に相当する字(平安前期以後の字の用法については、第二章第二節に参照されたい)が用いられるのは甚だ不自然であると言わざるを得ない。一方、「大友」という名前は他の公式の場にも使用され、例えば、天智十年正月に任官された六人は、天智天皇に忠誠を誓うために、同年の十一月に内裏の西殿の織の仏像の前で宣誓の儀式を行い、そのことに関する記録にも、「大友皇子」という名前記述が見える。

上述してきたことをまとめると、天智天皇の第一皇子の名前として伝えている「伊賀」と「大友」は、『日本書紀』の言うように名と字の関係にあったとは考えにくく、むしろ伝承ルートの相違によるものだと見なしたほうが妥当であろう。換言すれば、飛鳥時代の天皇家においては、平安前期・摂関・院政時代のように、名前の所有者の社会的身分の変化に応じて、種類の異なる名前を使い分けることは未だに定着していなかった。奈良時代に入ってから、こうした状況には改善の兆しが見え始めたものの、各種の名前は完全に分離しておらず、平安前期の嵯峨天皇の名前の大改革を待つこととなった。

ところで、記紀の編纂者はそれまで主に人々の口と耳によって伝えられてきた個人名を、編纂者自身が有する名前の「知識」に基いて記録したと前述したが、この過程において、記紀の編纂意図も個人名に移植されたと考えられる。『古事記』の序文から伺えるように、この現存する日本最古の歴史書は、諸氏族中の一氏に過ぎなかった天皇家が、古代日本の支配者となった時に、自己及び諸氏族が持ち伝えた神話や系譜伝承を天皇家の立場から整理し直し、その地位を確認させるために神話としてまとめ上げたものである。一方、『古事記』より八年遅れて成立した『日本書紀』は日本最古の官撰歴史書であるが、『古事記』が変体の漢文訓読を用いて口誦をそのまま表現しようとしたのに対し、中国古典の語句を豊富に引用して本格的な漢文で記述し、中国史書の体裁に習って編年体をとっている。そして、『日本書紀』も『古事記』と同様に、天皇家の系譜を中心に記述しており、その編纂意図はやはり天皇家の地位を確認させることにあったと考えられる。こうした編纂意図はさらに『日本書紀』以下の各官撰歴史書にも継承されたのである。

『古事記』・『日本書紀』・『続日本紀』などを注意深く読めば分かるように、初代神

武天皇から第14代仲哀天皇までの天皇の名前と、記紀が編纂された時代の天皇(第40代天武天皇から第44代元正天皇まで)の名前とは、形・音・意において酷似しており、つまり、形から言うと、使う文字の数が一定せず、音声から言うと、訓で読み、意味から言うと、美称・尊称が幾重も付けられているのである[①]。このことは第14代仲哀天皇までの各天皇の名前の創作性を裏付けていると思われる。というのは、飛鳥・奈良時代の天皇名には美称・尊称が大量に登場していることの背景には、言霊思想の存在があると前述したが、そればかりでなく、皇祖たる天照大神の子孫であること(日子、日女など)を示したり、日本国を支配する君主の権威を称え奉ったりして、それを通して天皇統治の正当性を訴えようとしたこともその背景にあると考えられる。ただし、記紀編纂時の各天皇の場合、こうした美称・尊称からなる尊号のほかに、後世の言う幼名や実名や通称に相当するものも伝わっているが、第14代仲哀天皇までの各天皇の場合、一部の例外を除き、尊号以外のものが伝わっていない。

以上の諸点を総合的に考慮すれば、初代神武天皇から第14代仲哀天皇までの各天皇の名前は記紀編纂時に意図的に創作された可能性が極めて大きいと言えよう。さらに、こうした名前の創作性から出発して、仲哀までの14代の天皇の実在を疑問視する声が上がり、水野祐氏を代表とする「王朝交替説」や井上光貞氏を代表とする「応神天皇起源説」などの諸説においては、記紀などに記載されている人名が日本国家の起源を証明する一次史料として引用され検討されている。江上波夫氏によって体系化された「騎馬民族征服王朝説」より一歩前進した「王朝交替説」は、神武から開化に至る9代の天皇の実在を否定し、第10代と記されている崇神こそ初代の天皇だと提唱した。これに対し、井上光貞氏は第15代応神天皇以後を実在と見なされたが、今日においては、井上説がより多くの支持を得ている[②]。井上光貞氏は水野祐氏と同様に、記紀編纂時までの各天皇の名前を歴史時期に沿ってグループ分けしてから分析を施し、例えば、第12代景行から第14代仲哀までの名を一つのグループとして、そこに共通する「タラシヒコ」の部分に注目し、七世紀初頭のことを伝

---

① 潘蕾「古代日本天皇家の名前に関する一考察——美称・尊称の多用から通字の形成まで」(国際アジア文化学会研究紀要『アジア文化研究』第十二号. 2005年6月. p.71)。

② 江上波夫『騎馬民族国家』中央公論新社. 1991;水野祐『日本古代王朝史論序説』(新版). 水野祐著作集一. 早稲田大学出版部. 1992;井上光貞『日本国家の起源』岩波書店. 1960。

える中国側の史書『隋書』では日本の天皇のことが「タラシヒコ」と称されていることや、七世紀初頭の第34代舒明天皇と第35代皇極（＝第37代斉明）天皇の名にも同じ要素が含まれることなどを論拠に、このグループの名前は帝紀が作られた時期（すなわち六世紀の中葉）にはまだ決まっていなかった、または全くなかったと論じられた①。この論証は最後に「12代景行から14代仲哀までの天皇の存在は確実ではなかった」としてまとめられたのである。

一方、上述した人名現象と類似しているものが中国側の歴史書にも見られ、第一章第二節の論述の中で実例として挙げた南北朝時代の北魏政権の皇帝らの諱・諡の中にも創作の跡が強く残っているものがある（表1を参照）。その場合、個人名は社会的記憶を創出する手段として利用されていたが、日本の初代神武天皇から第14代仲哀天皇の名前もほぼ同様な目的の下で付けられたと考えられる。むろん、政権の最高支配者が名前を通じてその先祖に関する何らかの社会的記憶を創出することの最終目的は、自らの王位継承者としての正統性を訴え、それを以って自らの統治を強化することにあるが、飛鳥・奈良時代においては、人名はしばしば天皇統治の強化に用いられ、最も典型的なのは諡号奉上と実名敬避である。

まず諡号奉上について見ると、天皇の諡は第41代持統天皇（645～702）の「大倭（おほやまと）根子天之広野日女尊（ねこあまのひろのひめのみこと）」を初例とし、それに関する記録は『続日本紀』の大宝三（703）年十二月条に見え、すなわち、前年の十二月二十二日に崩じた天皇に対し、

「従四位上当麻真人智徳、率諸王・諸臣、奉誄太上天皇。諡曰大倭根子天之広野日女尊。是日、火葬於飛鳥岡。」②

と記している。この際に奉上されたのは、日本古来の尊号より変化した国風諡号であるが、天皇の殯（もがり）の期間中に群臣の協議のもとで選定され、誄③の時に奉られるという手順を踏まえていたのである。

一方、中国と同様な諡法によって奉られた漢風諡号の選進について、鎌倉末期に成立した『日本書紀』の注釈書『釈日本紀』（巻九・述義五）には、

「私記曰。師説。神武等謚名者。淡海御船奉勅撰也。」

---

① 井上光貞『日本国家の起源』岩波書店．1960．pp．120～121．

② 青木和夫・他校注『続日本紀』（一）．新日本古典文学大系 12．岩波書店．1989．p．75．

③ 誄（しのびごと）：殯宮において死者を慕い、その霊に向かって述べる言葉。

とあり、坂本太郎氏は、天平宝字年間における中国風官号への改定や天皇への中国風尊号の奉上などの唐風化政策の実施、また淡海御船(722〜785)の文部少輔という地位に着目し、「文武・聖武を除く神武から持統まで、及び元明・元正天皇の漢風諡号が、淳仁朝の762〜764(天平宝字 6〜8)年の間に御船によって一斉に選進された」と推論された[1]。それ以後の天皇の漢風諡号は、第 62 代村上[むらかみ]天皇の頃の恒例および臨時の朝儀や作法などの事を記録した『西宮記』の巻十二に第 49 代光仁[こうにん]天皇の諡号を奉る告諡文[2]があり、新天皇(桓武[かんむ])が百官へ諮問し、「以祭文告先陵、以勅書施行諸司」をしたことからすれば、先天皇に対して現天皇が奉るものであったと考えられる。漢風諡号の奉上時期に関しては、歴史書の記載が見られないが、前掲した『西宮記』の告諡文に奉上者のことが「哀子」つまり父母の喪に服している子と表現されていることから、奉上の時期は喪中であったと考えられよう。また、『日本紀略』の寛平元(889)年八月五日条に、仁和三(887)年八月二十六日に崩じた第 58 代天皇について、「先皇諡日光孝天皇、於西寺修其齋忌。」という記録があり、これと、『西宮記』の記述が寛平元年八月例として挙げられていることとを考え合わせると、光孝天皇の諡は寛平元年八月の国忌にあたって奉られた可能性が大きいと言えよう。このように、漢風諡号は、先天皇が崩じて新天皇が即位した後の一定期間内(喪中)に新天皇の勅書によって奉られるものであった。

ところが、第四章第一節と第八章第一節でそれぞれ見てきたように、平安前期になると、国風諡号は承和七(840)年に崩じた淳和[じゅんな]天皇の「日本根子天高譲弥遠尊[やまとねこあめたかゆずるいやとおのみこと]」を最後に姿を消し、漢風諡号は在位中に崩じた「仁明[にんみょう]」、「文徳[もんとく]」、「光孝[こうこう]」の後、顕彰・賛美の意味が含まれない追号が奉られるようになり、平安末期(＝院政時代)・鎌倉初期の「崇徳[すとく]」、「安徳[あんとく]」、「顕徳[けんとく](後鳥羽天皇)」、「順徳[じゅんとく]」のほかに奉られることはなく、江戸後期の「光格[こうかく]」に至っている。

---

① 坂本太郎「列聖漢風諡号の選進について」(『日本古代史の基礎的研究(下)制度編』東京大学出版会. 1964. pp. 232〜251)。

② 『西宮記』巻十二「一、定先帝諡号事」(寛平元年八月例)に、「公式云、天皇諡、義解云、謂諡者、累生時之行迹、為死後之稱號、即経緯天地為文、撥乱反正為武之類也、告諡文體、哀子制、天皇諱、伏惟、大行皇帝云々、考諸六籍、諮于百寮、易之大名、用遵典冊、暉煥二儀曰光、撫愛八紘曰仁、自然覆育曰天、明一合道曰皇、謹上尊諡曰光仁天皇、爰合人祇、寔諧典故、明神降鑒、臨茲邈誠、嗚呼哀哉、以祭文告先陵、以勅書施行諸司云云、」とある。

漢風諡号の成立について、榎村寛之氏は、古代天皇制において、天皇が死去・即位の間に王権が一時的に群臣に委ねられ、先天皇の評価をして諡を奉り、その後新天皇に対して王権を返上するという儀式は重要な代替わりの儀式であり、その際に奉られるのは国風諡号であったが、それに対して、漢風諡号はこうした群臣への一時的王権委任を解消し、王権継承を天皇自らに帰する政策であったと論じられている[①]。天皇家の国風・漢風諡号の発生・発展・衰微・中絶の歴史とその間における皇位継承の事情とを考え合わせると、この意見は実に傾聴すべきものである。というのは、淳仁朝に淡海御船によって一斉に選進されたものを除き、諡が採用されてから中絶されるまでの約二百年の間に、文武・聖武・光仁・桓武・仁明・文徳・光孝という七つの漢風諡号はそれぞれ各天皇の崩御後の一定期間内に後継者によって奉られた。この7人の天皇の中に、文武・桓武・仁明・文徳・光孝の5人は在位中に崩じたのである。一方、光孝までの58代の天皇の中に、漢風諡号が奉られなかったのは、孝謙・淳仁・称徳(孝謙重祚)・平城・嵯峨・淳和・清和・陽成の8代7人である。中に中継ぎとして即位したとされる女帝の孝謙・称徳を除き、他の6人は皆譲位後に上皇として崩じたのである。上の考察から、光孝天皇までの天皇家においては、崩御時の身分は漢風諡号の奉上と深く関わっていたことが伺えよう。上皇が崩じた時の現天皇にとっては、皇位の継承が既に事実となっているため、その皇位も安定した状態にある。これに対し、天皇の崩御は同時に皇位継承の問題をもたらし、皇位の継承者にとっては、崩じたばかりの先天皇の行跡を評価して位置づけることは、同時に即位したばかりの現天皇の自分を位置づけることでもあり、皇位を安定させる手段の一つである。言い換えると、漢風諡号を奉ることは、先天皇からの王権の継承を後継者となる現天皇が正当化する政治的行為でもあったのである。このように、飛鳥時代から平安時代前期にかけて、諡を奉ること自体に重要な意味を持ち、諡に使われる文字の意味が二の次になっていたのである。この点は中国の諡と大きく異なっている。

同時代の中国の贈諡事情を見ると、唐の高宗・李治の上元元(694)年から加諡すなわち先代の皇帝の諡に新たな諡字を付け加えてより賛美の意を高めることが頻

① 榎村寛之「諡号より見た古代王権継承意識の変化」(岡田精司編『古代祭祀の歴史と文学』塙書房, pp. 65～93)。

繁に行われるようになった。『舊唐書』巻五・本紀第五・高宗下によれば、上元元年八月に、高宗は自分の計四代の先祖(父・李世民、祖父・李淵、五世祖・李天錫、六世祖・李熙)を追尊して、元の諡に新たな一文字か二文字を付け加えたのである。さらに、『新唐書』巻一～三本紀第一～三によれば、天宝八(749)年に玄宗・李隆基は自分の計三代の先祖(祖父・李治、曽祖父・李世民、高祖父・李淵)を追尊して、元の諡に新たな一文字か二文字を付け加えたのである。このような加諡は五年後の天宝十三(754)年にまた行われ、これで、高祖・李淵の諡号が「神堯大聖大光孝皇帝」と、太宗・李世民の諡号が「文武大聖大廣孝皇帝」と、高宗・李治の諡号が「天皇大聖大弘孝皇帝」と、中宗・李顕の諡号が「中宗太和大聖大昭孝皇帝」と、睿宗・李旦の諡が「玄真大聖大興孝皇帝」となったのである(『舊唐書』巻九・本紀第九・玄宗下による)。このように、贈諡の制度が既に成熟期を迎えた唐代においては、諡号を奉上するという行為自体よりも、皇帝の諡に使われる文字の数及び意味がより重要視されていた。ところが、唐の制度・文化を大量に日本に移入した飛鳥・奈良・平安前期の日本の支配者層は、唐の加諡の制度を導入せず、ただ諡の「社会的分類」及び「社会的整合」の機能に注目して、崩御した天皇への諡号奉上を皇位継承を正当化する手段としたのである。この意味では、日本古来の尊号より変化したものに対して、中国と同様な諡法によって奉られた諡のことは漢風諡号と称されてはいるが、その実際は日本の国情に応じて日本風にアレンジされたものであったと言えよう。

次に実名敬避について見ると、摂関・院政時代の実名敬避が習俗としての性格が強いのに対し、飛鳥・奈良時代の実名敬避は平安時代前期と同様に、制度としての性格が強かったのである。その背景には、唐代の避諱制度の導入及びそれに伴う日本の実名敬避の制度の確立があると思われる。日本の実名敬避の制度化は第42代文武天皇の大宝元(701)年の大宝律令によるものだと思われ、『令義解』の職員令に、

「治部省。卿一人。掌本姓(諱。謂。諱避也。言皇祖以下名号。諱而避之也)。」①

とあり、養老令の注釈書『令集解』の治部省の条にこれを、

「皇祖以下御名避。古記同之。伴案。仮令。名有春日王者。春日山者称東山耳。跡云。諱者。不限死生。時有可諱之事者。此司申発令諱耳。諱避也。隠也。忌也。」②

---

① 黒板勝美・国史大系編修会編『律・令義解』国史大系 22. 吉川弘文館. 1966. pp. 39～40.

② 黒板勝美・国史大系編修会編『令集解』(前篇). 国史大系 23. 吉川弘文館. 1966. p. 87.

と注釈している。

さらに、半世紀後の第46代孝謙天皇の天平勝宝九(757)年に、太政官符として、

「勅。頃者百姓之間曽不知礼。以御宇天皇及后等御名有著姓名者。自今以後不得更然。所司或不改正。依法科罪。主者施行。」①

という「避諱令」が出され、これで、敬避の対象・方法・違反者に対する処罰などが規定された。つまり、敬避の対象は歴代の天皇と皇后の実名であり、敬避の方法は実名の直称・直書を避け、敬避の実名と同字同訓のものを改めるというものであった。そして、詳細は明らかではないが、実名の敬避をしない者に対して所定の刑罰を加えることになっていたのである。

こうした一連の法令の下に、様々な敬避例が現れることとなった。和銅七(714)年六月に、若帯日子の姓が国造人姓に改められたが、その原因について『続日本紀』は「国諱(第13代成務天皇の「若帯日子(わかたらしひこ)」である。――筆者注)に触るるが為に」と明記しており②、これは実名敬避の制度化に伴う最初の敬避例だと見なされている。また、宝亀元(770)年九月に、第45代聖武天皇(701～756)の名・「首(おびと)」を敬避するために首姓は比登姓に改められた(『続日本紀』)。さらに、延暦四(785)年五月に、第49代光仁天皇(709～781)の名・「白壁(しらかべ)」を敬避するために白髪部は真髪部に、第50代桓武天皇(737～806)の名・「山部(やまべ)」を敬避するために山部姓が山姓に改められた(『続日本紀』)。これらの敬避例に共通しているのは天皇の詔を介して敬避が実現されたことである。

上掲した実名敬避に関する諸法令の中に、実名のことが度々「諱」と表現されたが、この諱の用法は明らかに中国の避諱制度の導入によるものである。本来の中国語では、生前の名をその人の死後に勝手に口にしてはならないという意味合いで諱と称したが、早くから用法の乱れが現れ、生前の名をも言うようになった。そうした変化は避諱の対象の変化に由来しており、つまり、中国では早い段階から死者の名のみならず、生者の名も避諱の対象となっていたからである。それ故、『令集解』の解釈には「諱者。不限死生」という一文があると思われる。このように、飛鳥時代

① 黒板勝美・国史大系編修会編『類聚三代格・弘仁格抄』国史大系25.吉川弘文館.1965.p.510.
② 青木和夫・他校注『続日本紀』(一).新日本古典文学大系12.岩波書店.1989.p.213.

の末期に成立した実名敬避の制度は中国の唐の避諱制度を元にしているのであり、とは言え、唐の制度の丸写しではなかった。この点を明らかにするために、ここでは少し中国の避諱制度の実態を見てみよう。

中国の避諱制度は周に始まり、秦に成り、隋唐になると繁盛を極め、中華民国が成立するまで威力を発揮し続けてきた。前漢の学者・戴聖が編纂した『礼記』の曲礼上第一では、避諱のことが極めて詳細に記述されている。

「卒哭すれば乃ち諱む。礼は嫌名を諱まず、二名は偏諱せず、父母に事ふるに逮べば、則ち王父母を諱む。父母に事ふるに逮ばざれば、則ち王父母を諱まず。君の所には私諱無く、大夫のところには公諱あり。詩書には諱まず、文に臨んでは諱まず、廟中には諱まず。」①

ここで述べていることを少し整理すると、以下のようになる。

(1)避諱の対象は亡くなった直系尊属・主君・上官の実名である。

(2)避諱には順番があり、主君・上官・父母の順で行う。

(3)避諱には例外もある。つまり、避諱の名に紛らわしい名を諱まない。二字からなる名であれば、一字ずつ諱むことはしない。詩書を読むまたは文書の読み書きをする時は名を諱む必要はない。祖の廟で祭りを行う時は名を諱まない。

この『礼記』の記述は中国の避諱制度の本元であり、歴代の避諱は主にこれに基いて行われたが、敬避の原則や方法などが時代と共に少しずつ変化してきた。日本の実名敬避の制度に最も強い影響を与えたと思われる唐代の避諱制度の場合、初めは皇帝の諱に対して「二名は偏諱せず」というのを原則としていたが、高宗の代に入ってから早くも破られた。つまり、唐の太宗・李世民(598～649)は、武徳九(626)年六月に、

「依礼，二名不偏諱。近代以来，二字兼避，廃闕已多，率意而行，有違経典。其官号人名及公私文籍，有世民二字不連続者，並不須諱。」(『舊唐書』太宗紀)

という令を出して、前代以来盛んになっていた皇帝の二名の偏諱を禁じたが、二十三年後の貞観二十三(649)年六月になると、太宗の子の高宗・李治(628～683)は太宗(598～649)の諱・世民を避けるために、民部尚書という官名を戸部尚書に改め、これで、唐代の皇帝の二名は再び偏諱されることとなった。実例を挙げると、武将

① 竹内照夫『礼記』(上).新釈漢文大系 27.明治書院.1971.pp.47～48.

の李世勣(？～669)が高宗の永徽年間(650～655)に太宗の諱を避けて李勣と改名した(『舊唐書』李勣伝)や、睿宗の第四皇子の惠文太子・李隆範が異母兄の玄宗(685～762)の即位後にその諱・隆基を避けて李隆と改名した(『舊唐書』睿宗諸子伝)のである。また、「文に臨んでは諱まず」という原則も初め守られ、盛唐の詩人・李白(701～762)の「世間行楽亦如此」・「人生在世不称意」や杜甫(712～770)の「世上未有如公貧」などのように、詩句における皇帝諱の文字(世)の使用が許されていた。ところが、中唐の文学者の柳宗元(773～819)がその著『捕蛇者説』の中で「民風」と書くべきところを「人風」と書いて太宗の諱を避けたことが示しているように、唐の中期以後、「文に臨んでは諱まず」という原則も破られたのである。以上見てきた通り、唐代の皇帝に対する避諱は寛大から厳格への道を歩んだのである。

一方、飛鳥時代から奈良時代にかけて、日本の天皇名の敬避もほぼ同様な道を歩んだ。というのは、『日本書紀』に掲載されている大化二(646)年八月の第36代孝徳天皇の詔には「而以王名、軽掛川野、呼名百姓、誠可畏焉。」[①]という記述があり、この記述は大宝元(701)年に実名敬避が正式に制度として打ち出される半世紀前に、既に王名に対する敬避の思想があったことを物語っており、その支えの一つとなっているのが言霊思想であるが、そして、中央集権国家への強い憧憬がそのもう一つの支えであると思われる。ここで重要なのは孝徳天皇の詔が公布された時期であり、大化二(646)年八月は大化改新の真最中である。

大化改新の経緯を見ると、628年に第33代推古天皇が崩御すると、大臣蘇我蝦夷(？～645)は反対派を制圧して舒明天皇(593～641)を立てた。しかし、舒明の崩御後に問題が再燃して、舒明天皇の皇后・皇極が暫く立てられたが、その間に蝦夷の子の入鹿(？～645)は自らの手に権力を集中しようとして、皇極二(643)年に聖徳太子(？～622)の子で有力な皇位継承者の一人であった山背大兄王を襲って自殺させ、朝廷内部の緊張が一段と高まったのである。一方、618年に隣国の中国では隋が滅び、唐が興った。唐は北朝から隋の時代にかけて発展してきた均田制・租庸調制を中心に、律令法に基づく中央集権的な国家体制を図り、七世紀前半には「貞観の治」と呼ばれる国力の盛んな時代に入っていた。唐の発展は朝鮮半島にも影響を及ぼし、高句麗・百済・新羅の三国はそれぞれ中央集権を目指して政変を起こすと共

---

① 坂本太郎・他校注『日本書紀』(下).日本古典文学大系68.岩波書店.1965.p.299.

に、朝鮮半島の政治の主導権を握ろうとして互いに争っていた。そして、645年に唐が高句麗への攻撃を始めると、緊張がさらに高まったのである。

こうした内外情勢に置かれ、日本の皇族や貴族の間では、豪族がそれぞれに私地・私民を支配して朝廷の職務を世襲するというこれまでの体制を改め、唐に倣って官僚制的な中央集権国家体制を打ちたてようとする動きが高まった。645年、中大兄皇子(626〜671。後の第38代天智天皇)は中臣鎌足(614〜669)と計り、蘇我蝦夷・入鹿父子を滅ぼした。そして、中大兄皇子は新たに即位した第36代孝徳天皇(597〜645)のもとで皇太子となり、新しい政府を作って、国政の改革に乗り出した。大化二(646)年一月に新政府は、①土地・人民を公有とする、②地方の行政区画を定め、中央集権的な政治の体制を作る、③戸籍・計帳を造り、班田収授法を行う、④新しい統一的な税制を施行する、という四項目からなる「改新の詔」(『日本書紀』孝徳紀)を公布し、この後、さらに世襲職の品部を廃止して、新しい官職や位階の制度を定めるなどの改革を進めた。これら一連の改革(大化改新)により、天皇の地位が高められ、日本は天皇制中央集権国家として新たに発足したこととなったのである。王名の敬避を志向する詔がこの時期に公布されたのは、王名の敬避が中央集権国家の建設にも資することが日本の支配者層に認識され始めたからではなかろうか。

なお、これまでの習俗としての実名敬避は別として、新たに制度として実名敬避を打ち立てるためには、その原理を説く思想の移入が必要となってくるが、すると、中国の避諱制度の指導思想である儒家の正名思想が日本に導入されたのである。

儒家の中心経典である『論語』が第15代応神天皇の時にすでに日本に伝わってきたと言われるが、その思想が実際に日本の政治に応用されたのは第33代推古天皇の時であり、つまり、聖徳太子が儒家の精神を中核として「十七条憲法」を制定したのである。儒家は国家秩序の維持に重大な関心を持っており、貴賤親疎の差別が確定することによって国家の秩序が維持されると主張した。その貴賤親疎の差別が地位を表す名称によって明確にされるから、「名を正す」ことが政治の基本となったわけである。『論語』の子路篇に、

「名正しからざれば・則ち言順わず。言順わざれば・則ち事成らず。事成らざれば・則ち礼楽興らず。礼楽興らざれば・則ち刑罰中らず。刑罰中らざれば・則ち

民手足を措く所無し。」[1]
とあり、この記述から、名称を正せば、事実が正しく認識され判断され、それによって政治がすべて正しくなるという孔子の基本的な政治観点が読み取れる。ただし、ここで言う「名」は、君・臣・父・子といった普通名詞を指していると思われ、『論語』の顔淵篇に、

「君君たり。臣臣たり。父父たり。子子たり。」[2]

という孔子の言葉も見られる。つまり、君・臣・父・子といった名称を是正すれば初めてそれらの名称に相応する職分が見えてくるので、為政者がそれによって「礼」を定めることができる。各人がそれぞれの職分を遂行し、

「礼に非ざれば視ること勿かれ。礼に非ざれば聴くこと勿かれ。礼に非ざれば言うこと勿かれ。礼に非ざれば動くこと勿かれ。」[3]

というふうに社会生活を営めば、国家の秩序は正しく維持されるというのである。

ところで、儒家の正名思想の中の普通名詞としての名と避諱の中の固有名詞としての名とは異質の存在であると見なされることもあるが、筆者はそうした見解に同感を覚えることはできない。正名の思想において、儒家が求めているのは単なる名称の是正ではなく、名称と職分との一致、言い換えれば「名」と「実」との一致であり、すなわち、君という名の持ち主には国家を統治するという実がなければならない。同様に、劉邦(漢の高祖)・李世民(唐の太宗)というのが君の名である以上、臣民を統治する力が備わるという実がなければならず、その結果、自然の流れとして、君名の敬避が求められたわけである。君権を強化するたびに、君名の避諱をも強化するという唐代の避諱史も、中国の避諱制度が儒家の正名思想に基いていることを物語っている。

以上見てきたように、正名思想の着眼点は国家秩序の維持にあり、内憂外患に悩まされていた大化改新当時の日本の支配者層にとっては、正に国政に合致する思想であった。したがって、彼らはさっそくこの思想を導入し、国政の改革に努め、その結果の一つとして、実名敬避の制度化が見られる。そして、実名敬避が制度化された後、先に天皇の御名が(『令義解』)、次に皇后の御名も(『類聚三代格』)敬避の対象

---

① 吉川幸次郎『論語』(下).新訂中国古典選第3巻.朝日新聞社.1966.p.107.
② 同上,p.86。
③ 同上,p.65。

となり、さらに、第49代光仁天皇の「白壁（しらかべ）」を敬避して白髪部を真髪部に改めたことが示しているように、「二名を偏諱せず」という原則も早くから破られ、敬避が厳しくなる一方であった。これらの一連の動きは、飛鳥・奈良時代において、実名の敬避は諡号の奉上と同様に、天皇の統治を正当化する政治的行為でもあったことを示している。なお、諡号の奉上も実名の敬避も、個人名の「社会的分類」と「社会的整合」及び「社会的分類と整合による制御と支配」といった個人名の二次的な機能の発揮に着眼していると考えられる。このように、中国の人名に関する諸制度及び制度の支えとなる思想の導入により、飛鳥・奈良時代の日本人は、中国人が個人名に付与した機能を徐々に認識するようになり、その機能を自国の政治にも利用しようと試みたのである。ただし、その試みには日本風のアレンジ（例えば、追諡をしたが、加諡をしなかった）も見られるものの、基本的に中国人名の模倣であり、当時の日本人は未だに中日両国それぞれの人名現象の支えとなる思想の共通点（例えば正名思想と言霊思想に共通している名実一体観）を明確に認識することはできず、それ故、個人名の二次的な機能を利用する際に、詔を介して天皇名の敬避を実現させたことのように、度々法律という強制的な手段をとっていたのである。平安時代前期以後に比べ、官撰歴史書の記録の中に、飛鳥・奈良時代の天皇の個人名に関する発言がとりわけ多いことの一因もここに求められよう。

二、皇・王子女の名前

飛鳥・奈良時代の皇・王子女の名前は、同時代の天皇の名前と同様に、性別による相違はほとんど見られないのである。むろん、男子・女子それぞれの名前にはヒメ・ヒコのような性別を示す部分が含まれているが、それ以外の部分はほぼ同様に付けられている。この時代の皇・王子女名の特徴を挙げると、以下のようになる。

（1）記載する書物により、名前の文字表記が異なってくるが、音声は統一されている。

例えば、第29代欽明天皇（510～571）とその妃・蘇我堅塩姫との間に生まれた長女は『古事記』では「石垧（いはくま）王」と、『日本書紀』では「磐隈（いはくま）皇女」と記されているが、両表記は共に「イハクマ」と訓まれている。また、第32代崇峻天皇（？～592）とその妃・大伴小手子との間に生まれた長男は『上宮記』では「波知乃古（はちのこ）王」と、『日本書紀』

では「蜂子皇子」と記されているが、両表記は共に「ハチノコ」と訓まれている。

(2)尊敬・賛美の意味を示す言葉が多用されている。

聖徳太子(？～622)の「厩戸豊聡耳皇子」を例にして説明すると、「トヨ」は第33代推古天皇の名に見える「トヨ」と同様に、鳴り響く音を指したが、転じて豪壮の意から農作の豊穣をも言うようになった。「ト」は鋭の意味であり、耳が聡い意味を表している。

(3)飛鳥時代前半に兄弟における順位を示すものが多い。

(4)生母の出身地や名前に因んだものが多い。

(5)乳母の姓に因んだものが多い。

上掲した特徴の中に、(1)と(2)の特徴はすでに天皇の名前の部分で述べたので、実例を挙げるのに留まって詳述しないこととするが、(3)～(5)の特徴について具体的に見ていきたい。まず(3)の「飛鳥時代前半に兄弟における順位を示すものが多い」という点であるが、最も典型的なのは「大兄」の含まれる名前の使用である。大兄の含まれる名前は『古事記』の景行記に既に現れ、第12代とされる景行天皇と伊那毘能若郎女との間に生まれた第二子は「日子人之大兄王」(『日本書紀』では同訓の「彦人之大兄王」である)と記されている。この後、『日本書紀』の仁徳紀に、第16代仁徳天皇と皇后・盤之媛との間に生まれた第一子は「大兄去来穂別尊」(第17代履中天皇。『古事記』では同訓の「大江伊邪本和気命」である)という名前で記されている。ところが、大兄が頻繁に使用されるようになったのは第27代安閑天皇の「勾大兄皇子」以後であり、それ以来の大兄の含まれる名前をまとめると、表19になる。この表から伺えるように、聖徳太子の第一子の山背大兄王を除き、名前に「大兄」が含まれる者はいずれも天皇の子であり、しかも、中に勾大兄皇子・箭田珠勝大兄皇子・中大兄皇子の三人はそれぞれ第27代安閑天皇・第31代用明天皇・第38代天智天皇になったのである。このことは、大兄と皇位継承との関連性を示しているが、「大兄」について、江戸後期の国学者・伴信友(1773～1846)は、

「皇子たちのなかにて、品格にゆゑづきて愛寵てかしづき給ふを申御名なりしなるべし」

と解釈している[①]。また、「大兄」を名に持つ皇子は皇后もしくは正妃所生の男子であることや、彼らが必ずしも天皇の長男ではないことから、「大兄」は単なる「同母兄弟間から見た最年長者の敬称[②]」というより、「母を異にする『単位集団』の長[③]」であり、皇位継承の資格を持つ皇子に与えられた称号であったと看取できよう。このように、飛鳥時代の天皇家においては、兄弟における順位は単なる出生の順番ではなく、同世代における兄弟の序列をも示しており、こうした序列は所有者が天皇家での生活を営む際の権利と義務を決めるのに重要な意味を持っていた。つまり、個人の名前はそうした権利と義務を決める際の一つの目安となっていたのである。

表19　大兄の含まれる名前

「大兄」の含まれる名前	同父兄弟における順位	同父同母兄弟における順位
勾大兄皇子（まがりのおほえ）(27代安閑)	26代継体の第一子	妃・尾張目子媛（めのこひめ）所生の第一子
箭田珠勝大兄皇子（やたのたまかつのおほえ）	29代欽明の第一子	皇后・石姫（いしひめ）皇女所生の第一子
大兄皇子（おほえ）(31代用明)	29代欽明の第四子	妃・蘇我堅塩媛（きたしひめ）所生の第一子
押坂彦人大兄皇子（おしさかひこひとおほえ）	30代敏達の第一子	皇后・広姫（ひろひめ）所生第一子
古人大兄皇子（ふるひとのおほえの）	34代舒明の第一子	夫人・蘇我法提郎媛（ほほてのいらつめ）所生の第一子
中大兄皇子（なかのおほえ）(38代天智)	34代舒明の第二子	皇后・宝（たから）皇女所生の第一子
山背大兄王（やましろのおほえ）	聖徳太子の第一子	妃・蘇我刀自古郎女（とじのこのいらつめ）所生の第一子

注：この表の作成にあたって、『古事記』『日本書紀』の記述及び荒木敏夫氏の『日本古代の皇太子』(吉川弘文館.1985)と田中嗣人氏の『聖徳太子信仰の成立』(吉川弘文館.1986)を参考した。

---

① 坂本太郎・他校注『日本書紀』(下).日本古典文学大系68.1965.岩波書店.p.544.
② 田中嗣人『聖徳太子信仰の成立』吉川弘文館.1986.
③ 荒木敏夫『日本古代の皇太子』吉川弘文館.1985.p.205.

次に(4)の「生母の出身地や名前に因んだものが多い」について見ると、天皇名の考察で触れた伊賀皇子(648〜672。大友皇子とも)の「伊賀」は、彼の生母・伊賀采女の宅子娘(『日本書紀』天智天皇七年二月条)に由来している。このほか、忍坂彦人大兄皇子(第30代敏達天皇子)とその妃・糠手姫皇女との間に生まれた田村皇子(593〜461。第34代舒明天皇)の名は彼の生母・糠手姫皇女の別名・田村に因んだものであり(『日本書紀』舒明即位前紀・敏達天皇四年正月条)、第34代舒明天皇と蚊屋采女との間に生まれた蚊屋皇子の名はその生母に由来している(『日本書紀』舒明天皇二年正月条)。こうした現象の背景には、古代の日本において、子の命名権が母にあったことがあると思われる。『古事記』の垂仁天皇記に次のような記述がある。第11代とされる垂仁天皇の皇后・沙本毘売はその兄の沙本毘古王の王位簒奪策に従い、天皇を殺そうとしたが、果せずに企てが露見してしまったため、天皇が沙本毘古王討伐の軍を起こし、稲城を造って戦争に備えた。しかし、その間に沙本毘売が天皇の子を身ごもっていることが発覚し、皇后を愛する天皇は暫く攻めを緩め、皇子の誕生を待つことにした。そして、皇子が生まれると、皇后は皇子を天皇に送り届けたが、天皇が「凡子名、必母名、」[1]として皇后に皇子の命名を求めたため、稲城を焼く戦火の中に生を享けたという意味で、沙本毘売は所生の子に「本牟智和氣」という名前を与えたという。ここで重要なのは、皇子の名前が出生時の出来事に因んでいることであるが、このような名前は「個人の識別」という個人名の一次的な機能をよく果すため、最も原始的な名前の一種となっている[2]。このことから、たとえ『古事記』に見える垂仁天皇の話が記紀編纂時にできたものであるにしても、

---

① 倉野憲司・武田祐吉校注『古事記・祝詞』日本古典文学大系 1. 岩波書店. 1958. p. 194.

② 出生の事実を記した名前は古代の日本にのみならず、古代の中国にも多く見られる原始的な名前の一種である。日本の他の例を挙げると、第12代とされる景行天皇の皇子には大碓命(オホウスノミコト)と小碓命(ヲウスノミコト)(記紀とも)を名とする者がいるが、これは、古代日本において難産の時に夫が臼を背負って家を廻る風習があり、両皇子が双子で難産だったので、景行天皇も臼を背負って家を廻ったという出来事に因んだものであるという。また、中国の例を挙げると、春秋時代の思想家・孔丘(前551〜前479)の息子が出生した時に、魯の昭公が使を遣わして鯉を送ってきたので、孔丘は息子に「鯉」と命名した。秦の始皇帝・嬴政(前259〜前210)は正月に生まれたため、「正」と同音の「政」と名付けられた。東晋の政治家・桓温(312〜373)は出生した時に、父の友人・温嶠が来訪したため、その姓に因んで「温」と命名されたのである。

皇子の命名に関する記述は事実無根に創作されたのではなく、記紀編纂当時の風習或はそれ以前の命名に関する何らかの伝承に基いていると考えられよう。したがって、われわれは飛鳥時代の天皇家では、子女の命名にあたって生母の発言権が強かったと推測できよう。このことは子女とその生母との繋がりの強さを物語っており、生母の出身地や名前に因んだ名前が多数確認できるのもその強い繋がりの反映であろう。

一方、生母に由来する名前のほかに、養育に当たった乳母の姓に因んだ皇子女名も多い。第八章の第一節で述べた通り、この種類の名前は平安前期の嵯峨天皇の大改革まで続いたが、命名の法則が成立したのは飛鳥時代の後半であったと思われる。飛鳥・奈良時代の乳母の姓に由来する皇子女の名前をまとめると、表 20になる。この表から伺えるように、摂関時代に入ってから皇子女の乳母が一部の門流(勧修寺流藤原氏・道隆流藤原氏など)に定着し始めたのとは異なり、飛鳥・奈良時代では平安時代前期と同様に、皇子女の乳母と特定の氏・門流との間には必然的な繋がりはなかった。天皇家の乳母を規定する根本資料は『令義解』巻一の「後宮職員令第三」とされ、そこには、

「凡親王及子者。皆給乳母。親王三人。子二人。所養子年十三以上。雖乳母身死。不得更立替。」[①]

とある。親王と二世王には法律で乳母支給が定められていたわけであるが、内親王・二世女王に関しても、ほぼ同様な規定があったと考えられる。『続日本紀』の天平勝宝元(749)年七月三日条によれば、第 46 代孝謙天皇(718～770)の即位に際し、彼女の乳母の阿倍朝臣石井・山田史日女嶋・竹首乙女が一斉に昇叙した。この記録から、孝謙天皇には三人の乳母がいたことが伺えるが、彼女が誕生した養老二(718)年に父の第 45 代聖武天皇(701～756)は未だに即位していなかったとは言え、既に皇太子に立てられていたため、孝謙天皇は皇太子の女として二世女王よりも内親王扱いされて、三名の乳母が支給されたのであろう。

このように、遅くとも奈良時代初期に至ると、皇子女らには無条件に乳母が支給されることとなったのである。こうした令制下の乳母の最初の有り方は、「皇子女の生誕と成長に際して、たまたま、境遇的、身体的の条件の整っていた者のみが、そ

---

① 黒板勝美・国史大系編修会編『律・令義解』国史大系 22. 吉川弘文館. 1966. p. 69.

の乳母として選任される機会を持つ。」[①]というものであったと思われ、そして、先に触れた『続日本紀』の女叙位の記事から伺えるように、皇子女の乳母となった者が、養君の即位または立后に伴って出世を遂げることもできたのである。ただし、平安前期以前の乳母の出世と摂関時代以来の乳母の出世とは同日に論じることはできず、摂関時代以来の乳母が二位や三位に叙された(第68代後一条天皇の乳母・藤原美子の従二位典侍、第73代堀河天皇の乳母・藤原家子の従三位典侍など)のに対し、平安前期の乳母が五位に叙されるのが一般的であった。例えば、上掲した孝謙天皇の乳母は共に従五位下に叙され、また、第50代平城天皇(772〜824)の三人の乳母(錦部連姉継・安倍小殿朝臣堺・武生連朔)も天皇の立太子によって延暦七(788)年に従五位下に叙された(『続日本紀』延暦七年二月三日条)のである。つまり、律令制度の確立に伴い、皇子女の乳母はその特殊の社会的身分の故に、法律によって特殊の権利が与えられることとなったが、平安前期まではその権利は他の女官に抜きん出るほどのものではなかった。その上、天皇家の皇子女として生まれることは、将来天皇になるための必要条件ではあるが、十分条件にはならなかった。皇太子の廃立が頻繁であったことにも示されているように、奈良・平安時代前期は、後の摂関・院政時代に比べ、皇位の継承には不確定の要素がより多く含まれており、よって、皇子女の乳母となることと天皇の乳母になることとの間には必然の繋がりはなかった。この意味では、平安時代前期までは、受動的に皇子女の乳母になることはあっても、意図的に天皇の乳母になることはほぼなかったと言えよう。乳母が未だに特定の氏・門流に定着しなかったことの一因もここに求められるのではなかろうか。

一方、摂関・院政時代の乳母のように高い社会的地位を獲得して宮廷で重きをなすほどにはならなかったとは言え、平安前期までの乳母は皇子女の養育に当たって重要な役割を果し、その地位は決して卑しいものではなく、ほとんど生母の如く重んじられていたと思われる。萩谷朴氏によれば、後宮の女性は出産後少しでも早く体力を回復し、再び妊娠可能な身体に戻すためには、我が子に授乳することさえ許されなかったという[②]。このことから、皇子女の養育には乳母が必要不可欠であり、時には生母よりも強い絆で皇子女と結ばれることもあるとも推測できよう。飛鳥

① 新田孝子『栄花物語の乳母の系譜』風間書房.2003.p.7.

② 萩谷朴『枕草子解環』(四).同朋社.1981.p.154.

時代後期に入ってから、生母の出身地や名前に因んだ皇子女名が減少し、その代わりに乳母の姓に因んだものが増加したことはその現れであるが、こうした人名現象について、吉海直人氏はさらに皇室経済の角度から解釈し、「養君の養料を乳母が代理で受け取るという経済的な背景も絡んでいた」[①]と述べられている。つまり、皇子女の名前を見れば、その養育関係が一目瞭然となるように付けられたのである。乳母の姓を以って皇子女の名とすることの本当の狙いはともかくとして、たとえ高位につかなくても、当時の乳母は、皇子女の生父母に代ってその養育に携わり、母方の親族に準ずる者として発言権を保持していたと伺えよう。

表 20　乳母の姓に由来する皇子女名（飛鳥・奈良時代）

皇子女名	父	生母	乳母姓
長谷部若雀命（32 代崇峻）	29 代欽明	妃・蘇我小姉君	長谷部
葛城皇子（38 代天智）	34 代舒明	皇后・宝皇女（35 代皇極・37 代斉明）	葛城
大海人皇子（40 代天武）	34 代舒明	皇后・宝皇女（35 代皇極・37 代斉明）	大海人
間人皇女（36 代孝徳の皇后）	34 代舒明	皇后・宝皇女（35 代皇極・37 代斉明）	間人
阿陪皇女（43 代元明）	38 代天智	嬪・蘇我姪娘	阿倍
新田部皇女（40 代天武の妃）	38 代天智	嬪・阿倍橘娘	新田部
新家皇女（44 代元正）	草壁皇子	妃・阿陪皇女（43 代元明）	新家
阿倍皇女（46 代孝謙・48 代称徳）	45 代聖武	皇后・藤原安宿媛	阿倍

注：この表の作成にあたって、『古事記』『日本書紀』『続日本紀』の記述及び本居宣長の『古事記伝』（大野晋編『本居宣長全集』所収．筑摩書房．1976）、飯田武郷の『日本書紀通釈』（内外書籍．1930）の考証を参考にした。

---

① 吉海正人『平安朝の乳母達――『源氏物語』への階梯』世界思想社．1995．p. 52．

なお、上の考察から、飛鳥・奈良時代の天皇家において、皇子女とその母方親族との絆は極めて強かったことが伺えるが、当時の母方親族の範囲は生母及び生母に準ずる地位を有した乳母にとどまらず、生父の母にも及んでいたようである。というのは、生母の名前に因んで田村皇子と呼ばれていた第34代舒明天皇(593～641)は、天皇となった後に「息長足日広額天皇」と称されるようになったが、この名前の中の息長という部分について、幕末・明治時代の国学者の飯田武郷(1827～1900)は、

「息長は近江地名。天皇の御祖母は。息長真手王の女なれは。御母広姫も始息長に坐しけん。故御母方の名を以。此天皇の御号とも為しならん。」①

と解釈している。この解釈から、息長(近江国坂本郡にある)は天皇の父方の祖母・広姫の居住地であったことが伺え、つまり、祖母に縁の地名が孫の名前に登場したわけである。このような現象は(4)の「生母の出身地や名前に因んだものが多い」及び(5)の「乳母の姓に因んだものが多い」と同様に、後の摂関・院政時代には見られないものであり、しかも、摂関・院政時代の「直系父系先祖の名前を継承したものが多い」という現象もこの時代には見られない。したがって、母方の親族との関係が名前に明記されていることは飛鳥・奈良時代の皇子女名の一大特徴だと言えよう。

第二節　飛鳥・奈良時代における貴族の名前

一、「○子」型の名前の出現と変遷

飛鳥・奈良時代の貴族の名前の一つの大きな動きは、元々男性名に使われていた「子」が女性名にも用いられるようになったことである。

「○子」型の名前は女性特有のものだというのは、現代日本人の一般常識となっているが、実は日本において最初に「○子」を名前としたのは男性たちであった。その歴史は大和時代に遡ることができ、『日本書紀』を見れば、仁徳天皇十一(393)年十月

---

① 飯田武郷『日本書紀通釈』内外書籍. 1930. p. 3052.

紀に登場した河内人の「茨田連衫子」、履中天皇即位前紀に登場した淡路の海人の「阿雲連浜子」、雄略天皇八年二月紀に登場した任那日本府より新羅救援に出撃して高麗の軍を破った「難波吉士赤目子」などは皆男性であり、「○子」という名前を持っている。この命名法は奈良時代中期までに続いたが、敏達・用明・崇峻・推古の四代にわたって大臣を勤めて、絶大の権力を誇ってきた「蘇我馬子宿禰（敏達元年四月紀）」、飛鳥時代の官人で遣隋使として名を馳せた「小野臣妹子（推古十五年七月紀）」、大化改新で大功をたてた「中臣鎌子連（後の藤原鎌足。皇極三年正月紀）」といった実例が挙げられる。

さて、ここでは上に挙げた名前を分析してみよう。茨田連、阿雲連、難波吉士、小野臣、蘇我宿禰、中臣連といった部分は姓氏で、それ以外の部分は個人の名前となるが、衫、浜、赤目、妹、馬、鎌などはいずれも独立した意味を表す言葉で、その後ろに更に子を付けるというのは、名前の持ち主の何らかの情報を伝えるためだと考えられる。同時代の他の貴族の名前を見ると、男性に「ヒコ（比古・彦などと表記される）」などを、女性に「ヒメ（比売・媛・姫などと表記される）」などを付けて性別を表す伝統があり、この「○子」も性別を表すためのものだと想定できよう。さらに、名前の持ち主の社会地位にも注目したいが、皆身分の高い者で、したがって、「○子」型の名前は最初は身分の高い男性に付けられるものであったと考えられる。

前述した通り、「子」という漢字の使い方は中国の影響だと思われる。記紀には、四世紀末の応神天皇の時に、王仁博士は『論語』十巻、『千字文』一巻を携えて朝鮮半島の百済国から渡来し、太子・菟道稚郎子に学問を教えたこと（応神記・応神十六年二月紀）が記されている。この記述について、『論語』の巻数が多すぎること、そして『千字文』は南朝の梁（六世紀前半）の時に作られたもので、王仁の渡来時期より遅れていることなどから、後世の造作・付会であると考えられている。ところが、中国側の史料（『宋書』、『梁書』などの南朝の歴史書）には、倭の五王時代から大和朝廷は中国の王朝との公式な交渉を始めたことが記されていること、さらに、日本の考古学の研究成果を援用すれば、熊本県江田船山古墳出土の大刀、埼玉県稲荷山古墳出土の鉄剣、和歌山県隅田八幡宮所蔵の人物画像鏡の上に皆漢字の銘文があり、

これらのものがすべて五世紀の遺物であると証明されていることなどから、大和時代になると、漢字・漢文の知識が徐々に日本に入り始めたことが分かる。

第四章の第三節及び第七章の第一節での考察で明らかになったように、中国語においては、「子」はかつて一種の身分標識としての役割を果たしていた。例えば、春秋戦国時代に、独自の思想をかまえて専門の学説を樹立した学士が数多く現れ、彼らのことを総称して「諸子百家」と言っている。諸子という言い方は、孔丘(字は仲尼)は「孔子」と、孟軻(字は子輿)は「孟子」と、荘周(字は子休)は「荘子」と、孫武は「孫子」と称されたことに由来するが、この中の子は一種の美称・尊称であるとされている。また、子は個人名の一部としても使われ、つまり、個人名の一種である字(あざな)の中に、子が大量に使われたのである。中国の学者の楊揚氏は『史記』仲尼弟子列伝の記述を基にし、『孔子家語』及び顧樹森氏が編集した『中国古代教育家語録類編』(上冊、上海教育出版社、1961)のpp. 89～93に掲載された「孔子弟子の名簿」をも参照した上に、孔子の弟子計 80 人の名・字・出身地を列挙された。この80 人の中に、『史記』と『孔子家語』の両方に記載された者は70 人で、『史記』にのみ記載された者は4 人で、そして、『孔子家語』にのみ記載された者が6 人である[①]。楊揚氏の列挙された孔子の弟子の名前を分析すると、以下の統計結果が得られる。

(1)楊氏の列挙された80 人の中で、「○子」を字とした者が73 人であり、全体の9割強を占めている。

(2)「○子」を字とした者の中で、その字に関して異説のある者が24 人であり、弟子全体の30%を占めている。ただし、この24 例の中に、異説の字も「子○」型のものが8 例、子を取って「○」の部分のみを字とするものが13 例、その他が3 例である。(図 28を参照)

(3)孔子の弟子の出身地を例挙すると、表 21になる。この表から、「子○」を字とした者が各諸侯国から来ていることが分かる。

以上の統計結果を分析すれば、以下のことが考えられよう。

①孔子の弟子の間では、「子○」を字の基本形としている。

②字の記述の際に、子が省略されたこともある(73 例中 13 例)ということから、子と後ろの漢字との結合が弱く、個人の識別にとって必要不可欠のものではないと

---

① 楊揚『漢語人名文化放談』新華出版社. 2004. pp. 39～42.

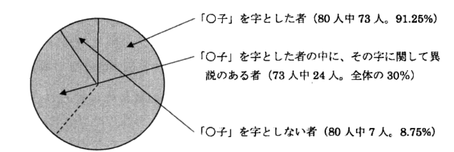


図28　孔子の弟子の中に「○子」を字とした者の比率

看取できる。つまり、この場合の「子」を個人の標識としてより、個人の所属する集団の標識として見なしたほうが妥当であると思われる。

③「子○」を字とした者が各諸侯国から来ていることから、「子○」型の字には地域性がないと見受けられる。したがって、「子」は出身地という先天的な所属ではなく、「孔子の弟子」という後天的な所属を表していると考えられよう。

表21　孔子の弟子80人の出身地

	魯	衛	斉	陳	楚	宋	秦	南武城	武城	鄭	蔡	呉	卞	出身地不明	合計
総数	35	7	6	3	3	2	2	2	1	1	1	1	1	15	80
字に子が含まれる者	32	7	4	3	3	2	2	2	1	1	1	1	1	13	73

古代中国語では、「子」は相手の名前の直称を避けるための人称代名詞としても使われていたと前述したが（第四章第三節を参照）、孔子の弟子らが「子○」を字としたことの着眼点もそこにあろう。いずれにしても、この場合の子は男子の美称として使われているのであり、飛鳥・奈良時代の男性名に登場する「○子」の用法もこれによるものだと思われる。

つまり、日本人は中国伝来の表記としての「子」という漢字と日本固有の「コ」という言葉とを結びつけ、漢魂和材の「○子（コ）」型の名前を作り出したのである。そして、この新しい名づけ方は早くも女性名にも影響を及ぼし、五、六世紀になると、「コ」の入る女性名も現れるようになった。

『古事記』には、雄略天皇は川で洗濯していた美しい娘に名前を聞いて、返事を得たものの、宮廷に帰ると、それきり召し出す約束を忘れてしまい、かわいそうにその乙女はそれから80年も空しく待たされてしまったという伝説的な話が載っている。この悲劇の女主人公の名前は「赤猪子」であり、名前の最後に付けられ、「コ」と読み、「子」という漢字で表記されていることから見れば、男性のそれとまったく同じ付け方をしていることが分かる。しかし、この例からは「○コ」型の女性名の由緒を探ることはできず、実は女性の「○コ」という名前は、「ヒメ」、「イラツメ」といった性別を表す接尾語を省略した結果できたものである。例えば、飛鳥時代以前の「尾張連目子媛(第26代継体天皇の妃。継体元(507)年三月紀)」、「大河内稚子媛(第28代宣化天皇の妃。宣化元(536)年三月紀)」;飛鳥時代の「美濃津子娘(第38代天智天皇の嬪・蘇我遠智娘の他伝の名。天智七(668)年二月紀)」、「伊賀采女宅子娘(天智天皇の釆女。天智七年二月紀)」、「忍海造色夫古娘(天智天皇の宮人。天智七年二月紀)」、「胸形君尼子娘(第40代天武天皇の宮人。天武二(674)年正月紀)」といった名前は「○コ」型の女性名の前身だと思われる。この変遷を最もよく表している例は、第42代文武天皇(683〜707)の夫人で第45代聖武天皇(?〜754)の生母となった藤原不比等(659〜720)の娘の名前であるが、文武元(697)年八月二十日紀に「藤原朝臣宮子娘」であった彼女は、いつの間にか娘の字が脱落して「夫人藤原朝臣宮子(養老七(723)年正月十日紀)」と記されるようになったのである。

このように、男性の「○子」型の名前に遅れ、五、六世紀ごろから登場し始めた「コ」の含まれる女性名は、奈良時代に入ると、上流社会の女性の間で起こった名の語尾の文字を省略する風潮の中、「○コ」という形で現れたのである。以後、「大田部君若子(天平九(737)年二月十四日紀)」、「槻本連若子(天平十七(745)年正月七日紀)」、「粟凡直若子(天平十七年正月七日紀)」、「藤原恵美朝臣東子(藤原仲麻呂の娘。天平宝字五(761)年正月二日紀)」、「長谷部公真子(天平神護元(765)年正月七日紀)」、「紀朝臣宮子(第49代光仁天皇の妃。宝亀七(776)年正月七日

紀)」、「藤原朝臣今児(宝亀七年正月七日紀)」などのように、「〇コ」型の名前が増え始めたのである。なお、ここでは「若子」の読み方に注目したいが、後世一般的の「ワカコ」ではなく、「ワクゴ」と読まれ、前掲した「大河内稚子媛」の「稚子」と同じ使い方であると思われる。学研の『全訳用例古語辞典』(1996 年刊)によれば、「ワクゴ」というのは、年若い男子または若者をほめていう語であり、この解釈から、「ワクゴ」は主に男性に使われていたものだと看取できよう。そのため、女性に使う場合、「ヒメ」や「イラツメ」といった女性名専用の接尾語を付けないと不自然であり、こうして考えてくると、大田部君若子、槻本連若子、粟凡直若子といった名前も最初は「〇若子〇」という形であったはずである。

ところで、ここでは改めて上掲した名前の持ち主の社会的地位に目を向けよう。天皇の配偶であったり、重臣の娘であったりして、皆社会の上流におり、したがって、女性の「〇コ」型の名前は上流社会から始まったのだと考えられよう。ただし、ここで言う上流社会の女性には皇女が含まれていなく、平安初期までは、名に「コ」が含まれる皇女は稀であった。「〇子」型の名前が皇女の間に定着するようになったのは第 52 代嵯峨天皇の大改革以後であった。

二、制度による実名敬避及び臣謚の開始

前述したように、飛鳥・奈良時代は天皇を中心とする支配者層が日本人の名前の規範化を図った時代であり、実名敬避の制度化が実現され、贈謚の制度も導入された。実名の敬避と謚号の贈呈は貴族にも及んでいた。

前掲した天平勝宝九(757)年に公布された避諱令では、敬避の対象が天皇と皇后の実名に限定されたが、実際には、その対象が早くも貴族にも及んだ。つまり、天平宝字二(758)年六月、桑原史、大友桑原史、大友史、大友部史、桑原史戸、史戸の六氏は同時に桑原直、船史、船直の姓を賜ったが、『続日本紀』では「太政大臣[鎌足子史]之名、不得称者」とその原因を記している[①]。また、時代がやや下るが、『続日本後紀』によれば、承和二(835)年正月に左京人の右馬寮権大允清友宿禰真岡と無位清友宿

---

① 青木和夫・他校注『続日本紀』(三). 新日本古典文学大系 14. 岩波書店. 1992. p. 254.

禰魚引は共に「笠品宿禰」の姓を賜ったが、それは時の天皇（第54代仁明天皇）の外祖父・贈太政大臣橘清友(758～789)の名前を避けるためだったという。

一方、臣下に諡を贈ることも行われた。『日本書紀』によると、天武天皇五(676)年八月に、大三輪真上田子人君（おほみわのまかむだのこびとのきみ）が卒したので、天皇はその生前の武勲を賞して、内小紫位を贈ったと共に、「大三輪真上田迎君（おほみわのまかむだのむかえきみ）」の諡号を贈った[1]という。大三輪真上田子人君が、壬申の乱に伊勢介として大海人皇子を鈴鹿郡に迎え、後に伊勢から大和へ進攻した人物であり、迎君の諡は天皇を鈴鹿郡に迎えたことを称えたものだと思われる。また、大宝律令撰修に参画して養老律令を完成させ、平城京遷都をも主唱し、藤原氏の繁栄の基礎を作った不比等(659～720)は、養老四(720)年八月に病没した二ヶ月後に太政大臣正一位を贈られ、さらに、天平宝字四(760)年八月に淡海公の封号と「文忠公」の諡号が贈られた。これらの実例から看取できるように、飛鳥・奈良時代において、一部の功臣は死後に諡が贈られ、しかも、藤原不比等の諡とその子孫の諡（第七章の第二節で掲載した表13を参照）とを比較してみれば分かるように、共に二つの諡字に「公」を付け加えた形をとっており、よって、平安時代前期以来の藤原氏北家の諡の基本形はこの不比等の時にできたものであると伺えよう。ただし、この時は、臣諡と特定の氏・門流との間には未だに必然的な繋がりはなかったのである。

---

① 坂本太郎・他校注『日本書紀』(下). 日本古典文学大系 68. 1965. 岩波書店. p. 425.

終 章

現代の日本社会において、人間は産声を上げてこの世に生まれる時から、他人と区別されるように名前が与えられ、そして、成長するとその名前を以って社会に入り、社会生活を営んでいくことになるが、社会生活の中で、人の名前は主に個人の識別という一次的な機能を果しているため、その「価値」が単に「符号」という一言にまとめられることが多い。ところが、本論の中で具体的に見てきたように、古代の日本社会において、個人の名前は決して単なる符号として見なされたのではなく、その命定・使用が大和民族の物質及び精神生活の欠かせない一部分となっており、政治・経済・文化といった面で重要な役割を果してきた。こうした個人名は単なる人間を指す符号どころか、もはや一種の「文化」ともなっているのではないかと筆者は考えている。

「文化」という言葉はこれまで様々に解釈されてきた。まず中国語本来の意味において、「文化」は元々武力や刑罰などの権力を用いずに・学問・教育によって人民を導くという意味を表し(前漢・劉向『説苑』指武)、後に一般的に文学、芸術、儀礼、風習といった人類の精神活動の産物を指すようになった。これに対し、西洋の「文化(culture)」という概念はより広い意味を持ち、すなわち、イギリスの人類学者・E. B. タイガーが、その著『原始文化』(1871)の冒頭で「文化または文明とは、知識、信仰、芸術、道徳、法律、慣習その他、社会の成員としての人間によって獲得されたあらゆる能力や慣習の複合総体である」と文化を定義して以来、研究の深まりに伴って文化が様々な角度から定義されるようになった。その結果、今日において、文化に

関する定義が数百種にも及んでいると言われるが[①]、それらの定義に共通しているのは、文化を人類が社会実践の過程で創造してきた物質文明と精神文明の総和と見なすところである。一方、日本語の中の「文化」という語は、西洋の概念に由来するものであり、「世の中が開けて生活水準が高まっている状態」や「人類の理想を実現していく精神の活動」を意味する場合と、「弥生文化」というように「生活様式」を総称する場合とがある。

上述したような文化の定義を踏まえ、名前を文化と称することの妥当性を考えると、古代日本人の名前は人間の精神の働きによって作り出され、その使用によって人間生活を高めてゆく上での新しい価値が生み出されたため、「文化」としての要素を備えており、「個人名文化」という言い方が十分に成立すると言えよう。ところで、文化がいずれに定義されても、人間が常に文化の中心にいることは争われぬ事実であり、言い換えると、人間は文化の創造者であると同時に、文化の享受者でもあり、時に自ら創造した文化に束縛されることもあるとは言え、常に主動的な立場にあって文化を改造していくのである。この意味では、文化を研究することはすなわち人間の思想・行動の様式を研究することであり、したがって、古代日本の「個人名文化」を研究することにより、古代日本人の思想・行動の様式の一端を窺い知ることができると思われる。実際に、本論の二部にわたる考察を通じて、古代日本個人名体系の構築過程を次のようにまとめられるが、そこに映し出されている日本人の思想・行動の様式の中に、日本色の濃いものも少なくない。

一、古代日本個人名体系の構築過程

I.飛鳥・奈良時代——古代日本個人名体系の萌芽期

飛鳥・奈良時代は古代日本個人名体系の「萌芽期」であり、この時代において、それまでに「一人歩き」してきた日本の個人名は、国家の統一を背景に、周辺諸国との交渉という需要に応じて、交流の手段となり得るように変身させられたのである。具体的に言うと、まず五世紀以来の言葉を聴覚から視覚へと転換する技術の習得(すなわち漢字の使用)により、名前には文字という新たな構成要素が加えられ、こ

① 程裕禎『中国文化要略』外語教学与研究出版社. 1998. p. 2.

れで、日本人の名前は単なる称呼されるものから称呼かつ記録されるものとなった。ただし、名前が記録されるまでの過程は極めて複雑であり、当時の日本人の間では「名前」という明確な概念が未だに形成されていないため、作業はそれまでに個人を識別する符号として使用されてきた様々な称呼を集めることから始まり、集めた同一人物の称呼をただ横一線に並べたものが最初の名前記録となったと思われる。しかも、その際の漢字使用が漢字の音を借りて大和言葉を表記する段階に留まったため、基本的に一字が一音しか表せず、名前に用いられる文字数も必然的に多くなり、長たらしい名前がこの時代に多く見られることの原因はこの二点に求められる。

そして、七世紀初葉になると、周辺諸国と対等の外交関係を築こうとした統一国家の支配者は、野蛮の国だと見なされるのを恐れ、当時既に日本に伝来していた中国の典籍に見える中国人の名前をモデルに自国の名前を改造し、人名の系統化を目指した。しかし、この改造は日本人名の正常な発展段階を踏まずに急速に進められ、その上典籍を通じての模倣であったため、中国人名に見える種々の現象の真髄を十分に理解できないままただ盲従するところが多かった。それ故、当時の支配者層が目指した人名の体系化が形式上のものに終わってしまい、このことは、名・字・号といった名前の種類を表す言葉の使用があったものの、その実質が最初にただ横一線に並べられた名前記録に対する適当な分解に過ぎなかった(『隋書』倭国伝に見える倭王の名など)ことによって端的に示されている。

さらに、七世紀中葉になると、中国大陸に唐という中央集権的大統一国家が出現したことに伴う国際環境の変化及び日本の朝廷内部における皇位継承をめぐる権力闘争の勃発という内外情勢におかれた日本の皇族や貴族の間では、豪族がそれぞれに私地・私民を支配して朝廷の職務を世襲するというこれまでの体制を改め、唐に倣って官僚制的な中央集権国家体制を打ちたてようとする動きが高まり、大化改新と称される一連の政治改革が試みられた。改新後、日本は天皇制中央集権国家として新たに発足し、中央集権の国家体制を構築していくために、唐代の制度を模倣しながら、自国の国情にも合わせて律令を制定した。そんな中、天皇をはじめとする支配者の権威を高めるのに資するため、唐代の避諱や贈諡に関する制度も日本に導入され、これらの制度の導入は、日本の支配者層が人名の果す機能を再認識するきっかけとなり、それで「個人の識別」、「交流の手段」という一次的な機能のほかに、

「社会的分類」、「社会的整合」、「社会的分類と整合による制御と支配」、「社会的記憶の創出と補充」という二次的な機能も注目されることとなった。その上、ただ盲従した一世紀前とは異なり、中国伝来の典籍に対する理解の深まり及び現実の唐を目にしてきた者(遣唐使など)の大量出現を背景に、日本の支配者層は、唐の人名に関する諸制度が自国の政治・経済・社会・文化の発展に順応して次第に形成されたものであることを意識し始めたため、それらの制度を導入する際に、日本社会に適用させるように日本風にアレンジしたのである。このようなアレンジは大変意欲的なものであり、古代日本の個人名体系の構築にとって重要な意味を持っている。

例えば、唐の避諱制度の中で、父祖の名は君主の名に継いで敬避すべき対象となっており、子孫の任じられる官職名にもし父祖の名と同じ文字が含まれていれば、その官職についてはならないと法律によって決められている。しかし、同様な内容は日本の避諱制度には見られず、その一因として、日本は大化改新を経て天皇制中央集権国家として新たに発足したとは言え、唐の科挙制を取り入れずに引き続き従来の氏すなわち豪族から官吏を任命し、それらの氏が官職名を氏の名とした(物部氏・中臣氏・膳氏など)ばかりでなく、個人の名(藤原史・大伴首など)にも用いたことが挙げられる。つまり、中国の避諱制度は周の時代から始まり、長年の経験の積み重ねによって、官職名が早くも名に適さないものとされてきた(『左伝』桓公六年条に見える命名の際の「五法六忌」[①]など)ため、子孫の任じられる官職名に父祖の名と同じ文字が含まれるというようなことは頻繁に起こりはしない。これに対し、日本には官職名を名前とする伝統があり、もしそのまま唐律を日本に持ち込めば、各氏の官職の世襲に大きな支障をもたらすに違いない。自国の国情に即して『唐律』の条文をそのまま移入しなかったからこそ、氏の特権が保障され、これで、大和国家の発展に伴って出現した氏姓制度と実名の敬避とが融合することとなったのである。なお、氏姓制度とは、基本的に血縁原理で結ばれた氏を姓で系列づけて統治する政治制度のことであるが、国家政治上に占める地位のみならず、社会における身分の尊卑も系列づける際の基準となるため、氏姓制度を一種の身分制度と見なせよう。こうした身分制度は社会の発展に伴って形式こそ変化したものの、少な

---

① 「五法六忌」の中の「六忌」とは、①本国の国名を名としてはならない。②本国の官職名を名としてはならない。③本国の山・川の名を名としてはならない。④疾患の名を名としてはならない。⑤家畜の名を名としてはならない。⑥礼器や貨幣の名を名としてはならない。である。

くとも江戸時代末期まで日本に生き続け、日本の個人名文化もこの身分制度の下で次第に形成されてきたのである。言い換えると、中国の身分制度は春秋時代の社会大変革の中で早くも崩壊して個人名の性格を決定づける要素とはならなくなったのに対し、終始日本の個人名の性格を決定づけたのは、氏姓制度に始まるこの身分制度である。

一方、日本の個人名の性格を決定づけるもう一つの要素は、その家族制度であるが、身分制度と同様に、日本の家族制度も飛鳥・奈良時代に中国文化の洗礼を受ける中、日本の個人名と融合したのである。つまり、遅くとも紀元前二十一世紀に既に父系制社会に入った中国に対し、日本は平安時代後期に父系制社会に入るまで長い双系制社会の時期を経た①のであり、双系制の途上にあった飛鳥時代の支配者層は、中国の人名文化を移入した際に、双系制の伝統に合致するように日本風にアレンジしたのである。その典型例は天皇家に見え、第29代欽明天皇の子の箭田珠勝大兄皇子(母は皇后・石姫皇女)と大兄皇子(母は妃・蘇我堅塩媛)、第34代舒明天皇の子の古人大兄皇子(母は妃・蘇我法提郎媛)と中大兄皇子(母は皇后・宝皇女)のように、六・七世紀の日本において、天皇と特定のキサキから生まれた第一子に「大兄」の称呼が与えられ、兄弟の順位は父・母の双系によるものであり、同様な現象が皇女名にも見られる②。一方、中国の人名に見える兄弟姉妹の順位すなわち排行は専ら父系によるものであり、例えば、唐の玄宗・李隆基は「李三郎」とも称されていたが、この通称は彼が睿宗・李旦の第三子であることに由来し、玄宗には二人の異母兄がいる。また、こうした排行名は従兄弟・又従兄弟・又々従兄弟にも及び、孟浩然(689～740)の「孟六」、王維(701頃～761)の「王十三」などがその例である。

このように、日本の支配者層が中国の制度・文化の移入に夢中になっていた七・八世紀において、中国人は出生と共にどの父系の血縁団体に属するかが決定され、そしてその所属が明らかになるように、姓(李・孟・王など)のほかに、排行名(三・六・十三)をも与えられたのである。ここで興味深いのは、七世紀中葉に至ると、日本

---

① 李卓『中日家族制度比較研究』人民出版社. 2004. pp. 341～349.

② 例えば、第28代宣化天皇の皇女の中に、皇后・橘仲皇女から生まれた三人はそれぞれ石姫皇女、小石姫皇女、倉稚綾姫皇女と命名され、小・稚といった部分が彼女らの同父同母姉妹関係を示している。これに対し、妃・大河内稚子媛から生まれた日影皇女には同母姉妹がいないため、名に彼女の出生順位を示す部分が含まれていない。

の天皇家に生まれた者の出生順位も父系一系で数えられるようになったが、と同時に、生母の出身地に因んだ名(第34代舒明天皇の子の「蚊屋」・第39代弘文天皇の「伊賀」など)、乳母の姓に因んだ名(第38代天智天皇の葛城・第43代元明天皇の阿部・第50代桓武天皇の山部など)が増え始めたことである。これらの現象は、当時の天皇家において、大和国家の発展に伴って父系制が出現したものの、未だに双系制に取って代わるほど成長しておらず、母方居住・父系継承の家族形態を取っていたことを物語っている。言い換えると、皇子女名に見える出生順位名は彼らの継承関係を示すためのものであり、生母の出身地や乳母の姓は彼らの居住形態を示すためのものでもある。こうして、日本の支配者層は中国の人名文化と日本の家族制度とを融合したが、同父兄弟における順位や生母の出身地や乳母の姓といった部分は個人名の一次的な機能のほかに、社会的分類という二次的な機能をも果していると思われる。ここから日本人の名前に対する認識の変化が伺えるが、飛鳥・奈良時代を古代日本個人名体系の「萌芽期」と位置づけたのも、この時代において、日本人は個人名の二次的な機能を意識し始めたからである。なお、生母のみならず乳母との関連性までが名によって示されたのは、乳母の地位が決して卑しいものではなく、ほとんど生母の如く重んじられていたことの反映であり、したがって、当時の天皇家は天皇との婚姻・血縁関係によって結ばれた一つの大きな集団というより、母と所生の皇子女そして皇子女の乳母からなる複数の小集団の集合体であったと看取できよう。このような家族形態の下では、女性の地位が相対的に高く、それ故、古代日本の女性名は中国の女性名には見えない光彩を放っている。

以上見てきたように、飛鳥・奈良時代の日本人は、中国の成熟した人名文化の刺激を受け、自国の個人名の伝統にも配慮しながら、中国の人名文化の移入に臨んだが、その際に最も力を入れたのは、中国の人名文化と日本従来の身分制度及び家族制度との融合であった。ただし、自国人名本来の発展段階からはずれたため、それらの融合には牽強付会のところ(特に実名の敬避や諡号の贈呈に多く見られる)も少なくなく、それらの部分に関しては、法律という強制的な手段を通して一時的に実現させることはできたものの、浸透させることは到底できなかった。それらの牽強付会のところは後の日本人名の発展に伴って徐々に改善されていき、結果的に古代日本の個人名体系が形成されたのである。

Ⅱ.平安時代前期——古代日本個人名体系の発生期

平安時代前期は古代日本個人名体系の「発生期」であり、この時代において、前代以来の人的交流によって移入されてきた中国の人名文化の精髄が次第に消化・吸収され、日本の個人名は、中国人名の種々の概念・法則を移植する、そしてそれらの法則と日本従来の諸制度とを融合させる段階から、中国人名の法則を借用して従来の日本人名の諸概念を中国風に変える段階に入ったのである。前代と同様に、古代日本個人名体系の構築に当たって、天皇を頂点とする支配者層が先駆的な役割を果したが、その中に第52代嵯峨天皇の名前の大改革が特書すべき出来事である。この改革により、これまで極一部の漢学者(菅原古人・橘清友など)にしか用いられなかった中国の系字命名法が日本の支配者層に広まり、その上、訓読みの二文字四音節の男性名と二文字三音節の「○子」型の女性名が日本人の実名の基本形となり、今日まで続くことになる。嵯峨天皇の改革の評価すべき点は、日本の身分制度と家族制度の要素を巧妙に個人名に取り入れたことであり、すなわち、それぞれ二字名・一字名・「○子」型名・「○姫」型名を以って、皇族として天皇家に残された皇子、臣籍に降下された皇子、皇族として天皇家に残された皇女、臣籍に降下された皇女の身分を示し、さらに、皇族として天皇家に残された皇子女の出自が明らかになるように、同母兄妹・姉弟に同じ文字を与えたのである。ここで重要なのは、嵯峨天皇は飛鳥・奈良時代の天皇と同様に、「兄弟」の範囲を従兄弟・又従兄弟・又々従兄弟までに拡大せずに、同じ身分を有する同父兄弟または同父同母兄妹・姉弟に限定したことであるが、この時代の中日両国の系字使用を比較すれば、中国の「家」が拡大志向にあった①のに対し、日本の天皇家は縮小志向にあったと言えよう。このような縮小志向は賜姓皇族・貴族の家にも見られ、系字は同じ身分を有した同父兄弟(一世文徳源氏の「有」・大江千古の子の「維」など)または同父同母の兄妹・姉弟が共有するもの(藤原長良と藤原総継女の子・女の「高」など)であった。なお、同父同母の兄妹・姉弟が実名に同じ文字が与えられたことのもう一つの原因は、古代の日本社会では父系近親婚が許されたが、ただし、同母兄妹・姉弟の結婚がタブーとされていたことにあったと思われる。つまり、「同姓不婚」を原則とした中国では、「姓」には婚姻秩序を規制する機能があったが、日本人は同様な機能を個人名に付与

---

① こうした志向は『唐律』の「凡祖父母、父母,而子孫別籍異財者,徒三年」という規定や『唐書』の中の累世同居の大家族に対する賛美などからも伺える。

したのである。

ところで、嵯峨天皇の改革後に支配者層の間に広まった系字命名法は、約一世紀の発展を経てから、新たな命名法に変身し始め、その結果、実名の中の兄弟姉妹という横の関係を示す系字が父子・祖孫という縦の関係を示す通字に取って代わられたのである。この変遷の過程において、先駆的な役割を果したのは、高望流桓武平氏・経基流清和源氏・小野宮流藤原氏・高明流醍醐源氏などであるが、これらの門流の子女は早い段階から直系父系先祖の実名の文字を継承し、特定の先祖との関係を世に示したのである。一方、こうした人名現象と並行して現出したもう一つの現象は、高望流桓武平氏と経基流清和源氏の武芸、小野宮藤原氏と高明流醍醐源氏の有職故実のように、それらの系統では一定の技能が父子・父女によって継承されるようになったことである。したがって、両者の間に何らかな関係があると思われ、その関係を裏付ける好資料はやはり個人名に求めることができる。つまり、平安遷都以来、平安京の地名が頻繁に天皇家・貴族の通称に登場するようになり、それらの地名の多くは所有者の居住地に因んだものである。その中に、藤原実頼の「小野宮殿」とその養子の藤原実資の「後小野宮」のように、父と子(養子も含まれる)・祖と孫などの通称に関連性が見られることも多く、そうした関連性は時に財産の継承関係の反映ともなる。また、同様な原理から出発して、父と子・祖と孫の実名に見られる関連性は特定の技能の継承関係の反映であると言えよう。実際に、実資が実頼の確立した小野宮流の有職を受け継ぎ、小野宮流の年中行事の儀式作法を説明するために『小野宮年中行事』を著したのがその明証である。

このように、十世紀の日本社会においては、系字命名法の普及に伴い、個人名の社会的分類及び社会的整合の機能に対する理解も深まっていった。そんな中、一部の者は実際の需要に応じて、自分と同じ部類に分類された者の中から特に整合すべき対象を父子や祖孫の継承に選出し、彼らに自分の名に用いられた文字と同じものを与え、それを以って彼らを整合しようとしたのである。こうした命名法の導入は、中国伝来の系字命名法に対する第二次改造であるが、その際に、父系直系子孫(女も含まれる)が整合の対象とされたのである。むろん、この改造も嵯峨天皇による第一次改造と同様に、個人名を家族制度に適応させるという目的の下で行われたのであり、当時の日本は未だに双系制社会であったとは言え、一部の「家」では父系的要素が顕著に現れ、特に父系による継承が強く志向された。しかも、上掲した藤原実

資の例が示しているように、継承の内容には土地・家屋といった財産ばかりでなく、技能そしてその技能が生かされる職業も含まれているが、職業・技能を継承する場合、継承者自身の資質・能力が継承の成り行きを左右することが多い。よって、職業・技能の継承者を選定する際に、血縁の親疎が必ずしも第一義に考慮されたのではなく、実子でも能力に欠けていれば、継承者から除外されることもあり、その一方、有能の養子が「家」の職業・技能を継承する事例も少なくなく、実資が正にその一例である。言い換えると、血縁関係によって形成された中国の「家」では、体の中に父系直系先祖の血が流れているならば、家族の一員として認められ、そうした資格は才能・地位・財産の変化に伴って変化することはない。これに対し、古代日本の「家」では、「家業」の継承という観点から本人の能力が重んじられ、血縁関係があるからといって、必ずしも家族の一員としての資格を与えられたわけではない。それゆえ、古代の日本人は「家」に所属しようとする場合、まず資格の認定を受けなければならず、その認定の結果は個人名によって世に示されたのである。実資の実名に見える「実」も実頼の「家」の一員として認められたことの現れであろう。なお、この系字命名法に対する第二次改造のもう一つの内容は、系字を以って個人の世代関係を明示するのを取りやめたことであるが、血縁による世代区分が「家」の構成員の資格認定及び資格認定に伴う権利の付与に必ずしも重要な意味を持っていなかったという日本の一部の「家」の現状に適応させるための行為であろう。というのは、非血縁者に対して閉鎖的であった中国の「家」は、「異姓不養」を原則とし、養子を選定する際も血縁者を対象とした。その上、同姓者であっても、世代の合わない者を養子にすることが禁止され、よって、中国の系字は養子の選定にとっても重要な意味を持っていた。しかし、実資が祖父・実頼の養子になったことからも伺えるように、日本ではたとえ世代が合わない者でも養子に選定されることが可能であった。

上述したことをまとめると、中国の系字命名法は、九世紀初葉に中国文化に心酔していた日本の支配者によって日本に移入され、移入された当初は本来の兄弟・姉妹関係を示すという機能が生かされたが、十世紀に入ってから、一部の「家」では兄弟・姉妹といった横の関係を明示する意味が薄れてくると、系字命名の法則を借用した祖名の継承が行われるようになり、それによって、父子・祖孫といった縦の関係が明示されることとなったのである。ただし、この時代において、祖名の継承は

極一部の「家」にしか見られない稀な現象であり、代々継承される通字も形成されていない。祖名の継承が普及したのは次なる摂関時代であり、天皇・貴族の間では系字がほぼ付けられなくなったのに対し、ほとんどの男子及び一部の女子が祖先の実名の文字を継承し、一部の「家」では通字も形成された。さらに、院政時代に入ると、支配者層の大多数の「家」が通字を持つようになり、通字命名法は支配者層の実名の最も基本的な命名法となった。通字命名法は中国の系字命名法を日本風にアレンジした結果できた日本独特の命名法であり、日本従来の諸制度に合致しているため、現代に至っても、なお日本人に愛用されている。この意味では、平安時代前期を古代日本個人名体系の「発生期」と位置づけられよう。他方、平安時代前期の個人名には、飛鳥・奈良時代の個人名に見えるような名称と実体との乖離現象(すなわち名・字・号といった言葉の使い分けがあったものの、それぞれの名称が示す実体は必ずしも種類の異なるものではないという現象)がほぼ見られないが、このことから日本人の個人名認識の変化が伺え、つまり、名前と名前の示す実体との一体性が求められるようになり、種類の異なる名前の使い分けによって、人間の社会的身分の変化が明示されたのである。このような個人名認識は後に摂関・院政時代の者に継承されて日本人の基本的な個人名認識となったが、この意味においても、平安時代前期は古代日本個人名体系の「発生期」であると言えよう。

Ⅲ.摂関時代——古代日本個人名体系の発展期

摂関時代は古代日本個人名体系の「発展期」であり、この時代において、中国との人的交流が減少しはじめたため、中国の新しい人名文化を摂取するためには、典籍を頼りにするしかなかった。ただし、摂関時代は中国の宋代に当たり、周知の通り、西夏や遼と対峙して対外政策に苦慮していた宋王朝は、国内事情の漏洩を恐れて、正史・実録といった書物の国外輸出を厳しく禁じていた(いわゆる「書禁」である)。こうしたことを背景に、日本人が宋代の人名文化に触れる機会が少なく、それ故、日本の個人名は独自に発展する段階に入ったのである。このことを端的に示しているのは、平安時代前期までに制度としての性格が強かった実名敬避に、日本古来の習俗としての実名敬避の要素が加えられ、それによって、少なくとも支配者層の間では実名の敬避は受動的な行為から自発的な行為に変化したことである。その変化の過程において、制度としての実名敬避の支えとなる正名思想と習俗としての実

名敬避の支えとなる言霊思想との融合が決定的な役割を果した。

「言」と「事」とが同訓であることに示されているように、古代の日本社会においては、事物を表す言葉と事物自身との区別が薄く、「言」はつまり「事」であり、発せられる言葉がそのまま事実となると信じられていた。そして、言葉の内容を事実にしたのは言葉に宿る精霊であり、その不思議な力によって、言葉を発する人と発せられる人の運命も左右されると考えられていた。こうした言霊思想の下で、言葉の一種である人間の名前(＝実名)も、人間の魂が宿っている実体そのものと見なされ、自由気ままに使用することのできないものとなっていた。つまり、実名の敬避は何も中国の人名文化が大量に移入された七世紀に始めて日本に現れたものではなく、大宝律令の施行に伴って制度として確立されるまでは、日本古来の言霊思想に支えられて一種の習俗として存在していたのである。なお、制度としての実名敬避は中国の避諱制度を基とし、儒家の正名思想が支えとなっているが、大化改新の際に、正名思想も避諱制度と共に日本に伝来された。とは言え、飛鳥・奈良時代においては、正名思想と言霊思想との共通点が明確に認識されておらず、当時の支配者が法律を通じて天皇・皇后等の実名の避称・避書を強要する一方、天皇・皇后等のことを識別性の相対的に弱い美称・尊称からなる通称を以って指称し、実体を表す名前をできる限り隠していた(実名を秘密にするというのは習俗としての実名敬避の主な方法である)。これらのことが示しているように、飛鳥・奈良時代の制度としての実名敬避と習俗としての実名敬避は未だに平行線のままにあったのである。ところが、平安時代前期に至ると、日本人の儒家思想に対する理解の深化に伴い、正名思想と言霊思想に共通している「名実一体観」は、少なくとも支配者層の間では明確に認識されるようになり、それで、制度としての実名敬避と習俗としての実名敬避が一体化したのである。ただし、平安時代前期の実名敬避は受動的な性格が未だに強く、摂関時代に入ってから、その自発的な性格が徐々に強く顕在化したのである。こうした性格の変化は貴族の日記などに現れており、『紫式部日記』に登場した146人(うち男性73人・女性73人)の中に、わずか8人(全員男性である)が単に実名で称されているのがその典型的な例である。

ところで、『紫式部日記』の作者はその作品を通してわれわれにもう一つの重要なことをアピールした。つまり、作者は女性らの実名を日記に書き留めなかったものの、彼女らを指称する際に、本人が実際に有した官職や位階に因んだ通称を用いる

ことが多かった。われわれはそれらの官職・位階名から、摂関時代の宮廷社会における女性の活躍ぶりの一端を伺うことができる。紫式部本人のように、摂関時代の支配者層の女性の中に、実名は未詳で通称のみが後世に伝わっている者が多いが、その反面、実名の記された者も決して少数ではなかった。しかも、同時代の男性の実名に比べ、女性の実名には難読・難書の好字・佳字がより多く用いられ、むろん、それらの文字の使用は実名の敬避の需要に応じたものであるが、その上、当時の女性が単なる男性の付属物ではなく、独立した人格を有した者として見なされたことの反映ともなろう。というのは、同時代の中国の支配者層の女性を見てみると、皇室に生まれた者(公主)でも、臣下の家に生まれて皇室に嫁いだ者(后・妃など)でも、臣下の家に生まれて他の臣下の家に嫁いだ者でも、実名が宋代の正史・『宋史』に登場することはなく、「崔氏[①]」、「謝枋得妻李氏[②]」などのように、基本的に彼女らの所属する集団及びその集団内部における地位を示す称号で記されている。なお、「太宗淑徳尹皇后[③]」、「秦・魯国賢穆明懿大長公主[④]」などのように、諡が贈られた者であれば、諡もその称呼の中に入れられる場合も多いが、とは言え、宋代では、諡が贈られる資格を有した女性は、皇室の者か、皇室には属さないが孝女・貞婦・賢母の誉の高い者かのいずれかであった[⑤]。しかも、皇室の者でもそれ以外の者でも、その諡には女性の道徳規範ともなる文字(淑・懿など)が多用され、それらの文字に示されている忍従・温和・慈愛といった道徳は、皆男性に対するものであった。他方、摂関時代の日本の女性の実名にも女性の道徳規範となるような文字が使われているが、ただし、男性に順従すべきだという点がさほど強調されていない。その上、未だに一般的な現象にはなっていないが、この時代の貴族女性の中に、父・祖の実名の文字を継承した者がおり、継承する方式に関して言えば、彼女らの同父兄弟との間に相違が見られない。以上のような人名現象は摂関時代の支配者層の女性生

---

① 「崔氏」は枢密副使・包拯(999～1062)の子・包綖の妻であり、崔は彼女の姓である。

② 「謝枋得妻李氏」という称呼の中に、謝枋得(1226～1289。南宋末期の詩人・忠臣)はその夫の姓名で、妻は彼女が夫の家における地位で、李は彼女の姓である。

③ 「太宗淑徳尹皇后」という称呼の中に、太宗はその夫・趙光義(939～997)の廟号で、淑徳は彼女の諡で、尹は彼女の姓で、皇后は彼女の夫の家における地位である。

④ 「秦・魯国賢穆明懿大長公主」は宋の仁宗・趙禎(1010～1063)の第十女であり、この称呼の中に、秦・魯国は彼女の生前の封国で、賢穆・明懿は彼女の死後の諡で、大長公主は彼女の皇室における地位を表している。

⑤ 汪受寛『諡法研究』上海古籍出版社.1995.pp.192～195.

活のある側面を提示しているのであり、そこから当時の女性はほぼ男性と対等な関係を持っていたことが看取できよう。

一方、女性と同様に、摂関時代の男性の通称にも本人が実際についた官職名が多用され、しかも、常にその官職名とペアを組んでいるのは本人にとって縁の地名である。それらの地名は本人が実際に有した邸宅に由来する場合が多いが、通称のほかに、天皇の追号に使用されることもある。なお、ここで興味深いのは、父子(女)・母子(女)・祖孫・兄弟・舅婿の通称に同じ地名が含まれていることであり、一例を挙げると、「東三条殿」と称された関白・藤原兼家は、娘の詮子を円融天皇の後宮に送ったが、詮子は出家と共に「東三条院」の院号を贈られ、さらに、詮子から生まれた居貞親王は第67代天皇となって崩御後に「三条院」の追号を奉られた。祖孫三代の名前に皆「三条」が含まれているのは、三人とも「東三条殿」に居住していたからであり、このことから当時の支配者層における財産の継承の一端が伺えよう。つまり、男女共に親から財産を継承する権利を有し、このことは男女共に先祖の実名の文字を継承していたことと並行しており、双系制の社会が未だに存続していることの表れであろう。ところが、こうした現象とは対照的に、平安時代前期の祖名継承が父系直系先祖の実名のほかに、母系直系先祖の実名をも継承の対象としたのに対し、摂関時代の祖名継承は、継承の対象を父系直系先祖の実名に限定したのである。その結果、閑院流藤原氏・道隆流藤原氏・小野宮流藤原氏・高明流醍醐源氏・経基流清和源氏といった門流の中の一部の支流では、代々継承される通字が形成された。これは飛鳥・奈良時代に既に芽生えた日本人の父系による継承という志向が一段と強まったことの現れであろう。こうして、日本人は実名を自らの父系制志向を表す場としたが、名前と実体とを一体視する「名実一体観」の定着がその背景にあることを見過ごすわけにはいかない。

中国人名の「洪水」から少し離れたからこそ、日本人はようやく様々な人名現象に潜んでいる人間の思想を冷静に分析することができるようになり、その結果、それらの思想の原点とも言うべきもの(つまり「名実一体観」)が明確に認識され、新たに個人名を生産する際に、その原点に立ち返って考えるという習慣を身につけることとなったのである。こうした習慣の形成を背景に、日本の個人名は再び一人歩きするようになり、家族制度や身分制度の発展に順応した結果、中国人名には見えない諸現象が現出したのである。それらの現象では、個人名の一次的機能はもちろんの

こと、二次的な機能の中の社会的分類と整合の機能も果されており、この意味では、摂関時代は古代日本個人名体系の「発展期」だと言えよう。

Ⅳ. 院政時代——古代日本個人名体系の集大成期

院政時代は古代日本個人名体系の「集大成期」であり、この時代において、個人名のことを「名実一体観」という原点に立ち返って考える習慣を身につけた日本人は、先行する三つの時代に現出した様々な人名現象を融合させ、それによって、中国とは異なる個人名の体系が遂に形成されたのである。このことを端的に示しているのは、一部の個人名が特定の集団に属する特定の個人の象徴から集団全体の象徴へと格上げされて、集団全体の継承されるものとなったことである。むろん、通字命名法が天皇を頂点とする支配者層全体に浸透したことがその典型例であるが、ほかに、特定の先祖の通称に用いられた本人縁の地名が「家」の名となったことも挙げられよう。例えば、師房流村上源氏の中に雅実(久我太政大臣)・顕通(久我大納言)・雅通(後久我内大臣)の三人の通称に用いられた「久我」は、後に三人の直系子孫からなる集団の者全員に与えられるようになったが、その際に、京都南郊の久我の地にある邸宅がその集団の象徴となっている。ここで重要なのは、共に久我の地に住居を構えた雅実・顕通・雅通の三人が祖・父・子の関係にあることであり、すなわち、この場合、住居という財産が父系直系によって継承され、個々人の財産が集団全体の財産となったのである。こうした現象から、院政時代に入って、財産の継承が父母双系によるものから父系一系によるものに変化し始めたと伺えよう。

さらに、通称に用いられる官職名に注目すると、閑院流藤原氏の実能(徳大寺左大臣)・実房(三条入道左府)・実定(後徳大寺左大臣)のように、祖・父・子が同じ官職名を持つことも少なくない。このことは官職の父系による継承そのものを意味しないものの、同じ集団に属する者のつける最高の官職(いわゆる極官)が最初からある程度決められていることの反映となろう。言い換えると、院政時代において、従事する職業が所属する血縁集団によって決められていたが、その支えとなるのは飛鳥時代以前に既に形成された日本の身分制度である。ただし、最初の身分制度である氏姓制度の下にある氏という集団は、基本的に父系血縁関係によって結ばれていたが、母系血縁関係が父系血縁関係に加えられたり、非血縁関係(秦氏・漢氏など)によって結ばれたりすることもあるため、官職は父子・母女・兄弟・姉妹・叔

甥・舅婿・非血縁者などの間で多様に継承されていたのである。それ故、官職の世襲が実現されたとは言え、氏という大きな枠組みの中で行われたのであり、特定の官職が特定の門流に定着することは難しかった。しかし、院政時代において、御堂関白流藤原氏の摂政・関白、閑院流藤原氏と師房流村上源氏の左・右大臣、勧修寺流藤原氏と高棟流桓武平氏の大納言などのように、父系血縁関係によって結ばれた特定の門流に属することはすなわち特定の官職につく資格を与えられることであり、少なくとも支配者層の間では、職業の父系一系による継承がほぼ実現されたのである。上述してきたように、院政時代に至ると、一部の門流では固定の財産や特定の官職が父系の直系子孫によって継承され、平安時代前期以来の個人名に現れた日本人の父系制志向が遂にその実が伴うようになったのである。つまり、この時代において、実名と通称は個人に関する情報のほかに、個人が属する集団に関する情報をも示しており、その「社会的分類」と「社会的整合」の機能が一層強まったのである。

一方、実名と通称以外の名前を見ると、三宮(天皇家)・大君(公家)・九郎(武家)などのように、幼少時代に用いられた通称風の幼名には、同父兄弟・姉妹における順位が示されることが多く、また、天皇家の者にしか贈らなかった追号・諡号・女院号の場合、追号に後の字が付けられたり、諡号に同じ字(徳)が奉られたり、女院号に門号が順次に用いられたりしている。上掲した諸現象から、院政時代において、実名と通称以外の個人名も「社会的分類」及び「社会的整合」の機能を果していたと伺えよう。なお、こうした個人名による「社会的分類」と「社会的整合」は層をなしており、所有者の実の変化に対応するものであった。平清盛の次女(1155～1213)を例にして説明すると、彼女は幼少時代に「院姫君」と称され、この通称風の幼名の中の姫君という部分は、彼女が出生後に配属された集団(高望流桓武平氏)及びその配属によって獲得した社会的身分(貴族女性)を示し、院という部分は、彼女が擬制的な血縁関係を通じて獲得した新たな社会的身分(後白河院の猶女)を示している。そして、姫君は第80代高倉天皇に入内する直前に、「徳子(のりこ)」という実名が付けられたが、二文字三音節からなるこの実名は彼女が成人後の社会的身分(皇族女性)のほかに、彼女が実父の属する高望流桓武平氏ではなく、養父及び夫の属する天皇家に再分類されたことをも示している。というのは、院政時代の公家・武家の間では、出自が明らかになるように、女子の実名には父または祖父の実名の文字が与えられる

ことが多く、徳子の姉・盛子の名もその命名法によるものである。これに対し、徳子という名は儒学者・藤原永範が選進したものであり、皇族女性の命名法に従っているからである。さらに、徳子は所生の皇子・言仁親王(第81代安徳天皇)が即位した後に「建礼門院」の女院号を奉られ、この女院号は彼女が入内後に獲得した複数の社会的身分(中宮・国母・準上皇)を示しており、その使用によって、彼女の有する権利が明らかになるばかりでなく、実名の敬避の目的も達せられたと思われる。

上の実例から伺えるように、院政時代の支配者層にとっては、命名という行動は単に符号を与えることではなく、符号を与えることを通じて変化し続ける個人の社会的身分を明示し、それを以って個人を分類してさらに分類した個人を整合していったのである。なお、個人を細かく分類してさらに分類した個人を整合していくことの最終目的は、社会的制御と支配にあったと考えられる。言い換えると、院政時代の個々の人名は決してバラバラの砂のように存在していたわけではなく、縦(個人の種々の名前)においても横(複数の個人の同種の名前)においても互いに密接に関連・影響し合っており、有機的な統一体となっている。この有機体は飛鳥・奈良・平安前期・摂関時代・院政時代という長い歴史変遷の中で徐々に形成されてきたものであり、そして、人名と共に変化し続けてきた日本の身分制度及び家族制度は、この有機体を支える柱の中の二本となっていると言えよう。

一方、この時代の末期に至ると、新たな人名現象が現れ、天皇の皇子の中に、生まれた時から皇位につくことが期待されていなかった者には通字の「仁」が与えられなかったことや、一部の武士の「家」では幼名にも通字が付けられるようになった(源頼朝の子・孫に見える「幡」など)こと、女性の実名に関する記録が減少し始めたことなどはそれである。これらの現象もやはり日本の身分制度及び家族制度の変化に順応するものであり、中世以来の個人名体系の中の重要な一環となっている。この意味では、院政時代は中世日本個人名体系の「萌芽期」と位置づけられるが、その前に、この時代はまず古代日本個人名体系の「集大成期」であり、これこそ筆者が本書を通じて強調したいところである。

二、古代日本の個人名の特徴

以上は古代日本個人名体系の構築過程を描いてきたが、その過程において、日本

人は中国の人名文化を大量に移入し、しかも、かなり早い時期(飛鳥後期)から盲従の段階を脱して、自国の国情に合致するように、中国人名文化の諸要素を日本風にアレンジしてきた。その結果、古代日本の個人名には、中国の個人名にはないいくつかの特徴が現れ、それらの特徴を列記すると、以下のようになる。

(1)男女の差があまりない

ここで言う男女の差とは、名前に使われる言葉の意味上の差という狭義的なものではなく、名前の命定・構成・使用などの面を総合的に考慮する際に見られる差のことであり、つまり、各種の名前の命定の時期・命名者・命名の際に考慮される要素にしても、各種の名前の構成(実名の漢字表記・和訓読み、通称における官職・位階名や縁の地名の使用など)にしても、また各種の名前の使用者・使用の時期・場所(実名が共に敬避される)にしても、男性と女性との間には相違がほとんど見られないということである。この点は同時代の中国の個人名(例えば、宋代において、皇室の男性の諱が皆堂々と正史に登場しているのに対し、后妃・公主の諱が正史に記されることはなかった)にも、また中世以後の日本の個人名(例えば、室町時代に入ってから、男性の名が依然として漢字で表記されていたのに対し、一部の女性の名が仮名で表記されるようになった)にも見られないものである。

(2)社会的身分との結びつきが強い

古代の日本人は生涯に幾種類の名前をも所有していたが、それらの名前を命定・使用する際の基準となるのは所有者の社会的身分である。つまり、名前の変化は社会的身分の変化に由来し、身分に相応しない名前は好まれず、「名実一体観」が徹底されたのである。

(3)体を現す実名の発達と志を表す字・号の未発達

飛鳥・奈良時代に中国の人名文化が大量に移入される中、名(諱)・字・号といった名称も日本に伝来したが、古代において、三者が並行して発展したわけではなく、その中に、名すなわち実名は非常に発達し、中国の字の果している「社会的分類」と「社会的整合」などの機能をも担うこととなったのである。一方、字と号は古代・中世にかけて大した発展はなく、江戸時代に儒学が盛んになると、ようやく儒学者の間で流行し始めたのである。なお、中国においては、古くから字と号は共に本人または命名者が志を表す場となっており、その際に、憧憬する対象の名前にあやかって字・号を付けることもしばしば行われた。例えば、『顔氏家訓』の作者として知ら

れている南北朝時代の学者・顔之推(531～590頃)は、春秋時代の晋の文公の功臣である介之推の節操を敬慕して、その名前に因んで自らの名を「之推」にし、字を「介」にしたのである。一方、古代日本においても、先人の名前にあやかって名前とすることがあるが、極一部の例外(例えば藤原伊尹の伊尹は中国の商代の宰相・伊尹に由来すると思われる)を除き、そのあやかる対象は先祖の名前である。「名実一体観」により、先祖の名前の文字を継承することはすなわち先祖の魂が宿っている実体を継承することであると思われ、この意味では、古代の日本人は、名前の志を表す側面よりも体を表す側面を重視していたと伺えよう。

(4)形式よりも実用性が重んじられる

院政時代に至ると、個々の個人名は有機的な統一体をなすこととなったが、とは言え、そうした関連性は名前に使われる言葉自体に表されることは少ない。つまり、各種の名前はある纏まりの中の一分子として付けられたのではなく、形式上バラバラになっている。これに対し、同時代の中国人の各種の名前に使われる言葉には関連性があり、そうした関連性は特に名・字・号の間に現れている。一例を挙げると、南宋の思想家・朱熹(1130～1200)は、「元晦」を字と、「晦庵」「晦翁」などを号としたが、名に使われる「熹」が明るい意味を持つのに対し、字に使われる「晦」は暗い意味を表しており、また、号に見える「晦」の部分は明らかに彼の字に由来している。古代日本において、字・号は未だに発達していないと前述したが、中国の字の果した機能を分担していたの実名と通称である。ところが、実名と通称との間には上のような形式上の統一が見られず、とは言え、両者はその用法において互いに密接に関連・影響し合っており、このことは古代の日本人は名前の形式よりも実用性を重んじていたことの反映となろう。

(5)時代思潮が字面に映されることが少ない

本書の第Ⅱ部では、古代日本人の名前を時代別に考察し、その結果、日本の個人名は時代の変遷と共に変化し続けてきたことが明らかになった。とは言え、それらの歴史変遷に伴う思潮の変化が個人名の字面に映されることは少なく、この点は中国と異なっている。本書で言う古代と平行する隋・唐・五代・宋を例にして説明すると、隋・唐時代は儒学・仏教・道教が共に大きく発展した時代であり、それぞれの教説を反映する用語が大量に人名に登場し、薛仁貴、李義府、杜如晦(以上儒学用語)、宇文畠の字・婆羅門、高力士、王維の字・摩詰(以上仏教用語)、劉知幾の字・子

玄、賀知章の字・季真、李元素の名及び字・太朴(以上道教用語)などはその実例である。また、五代十国の時代に至ると、知識者の間では南北朝時代の士族の文化教養に憧れる気運が生じ、南朝の士族の間に流行していた「彦」[①]は再び人気を博し、清代の学者・趙翼の統計によれば、『旧五代史』に記載されている人名の中に、「彦」の含まれる名前は145 個もあるという(『廿二史箚記』巻二十二)。さらに、宋代に入ってから、唐末以来の戦乱に苦しんでいた中国人は、安穏に暮らして天寿を全うすることを望み、「老」(蘇元老、孫道の字・純老など)、「叟」(徐栄叟、欧陽通の字・文叟など)、「翁」(南安翁、楊炎正の字・済翁など)といった文字を通じてその願望をあらわにしたのである。一方、飛鳥・奈良時代に隋・唐の文化が大量に移入される中、儒学・仏教・道教も日本に伝来され、後の漢字に対する理解の深化に伴って、それぞれの教説に使われる文字も日本の個人名に用いられるようになった。とは言え、儒学・仏教・道教は並行に発展したわけではなく、時代の変化と共に影響力の消長があったものの、個人名の字面からその消長を伺い知ることは難しい。このことは、古代日本人の命名が自由気ままに行えたものではなく、常に目に見えない何かに指揮されていることを物語っており、筆者の考えでは、その目に見えない何かとは、日本の身分制度ではないかと思われる。つまり、各身分の者がいくら個人名を変化させようとしても、その身分の者が有した伝統を守った上で行わなければならず、一例を挙げれば、平安時代前期の嵯峨天皇の大改革まで、奈良時代以来の乳母の姓を以って名とするという伝統があり、儒学・仏教・道教の用語が皇子・女の実名には登場しなかった。この意味では、古代日本人の名前は歴史の変遷と共に時々変化するものであると同時に、古来の伝統を確実に受け継いできた不変のものでもあると言えよう。

三、今後の展望

筆者は個人名に対する研究は二段階あると考えている。第一段階の研究は、名前

---

① 南北朝時代の南朝においては、魏・晋以来の伝統をもつ門閥貴族が社会の担い手となり、その高い教養から華やかな貴族文化を作り出した。彼らは儒家の言う「士」を自任し、命名する際にも「士」の字を好んでいた(吾彦の字・士則、袁湛の字・士深など)。そして、士の美称である「彦」(『爾雅』釈訓に「美士為彦」と見える)も名前に多用され、陸澄の字・彦淵、裴秀の字・季彦などはその実例である。

に使われる言葉の意味の考証、名前の種類・構成・使用法の考察、各種の名前の発生・発展・衰微・消滅の歴史に対する考察などからなっている。そして、第二段階の研究は、個人名を一種の文化現象として位置づけ、それと社会・時代との関係を考証することにある。本書では、筆者は第一段階の研究に努め、そして、浅学菲才の身でありながら、第二段階の研究にも足を踏み入れ、それを通して、古代日本の個人名に映し出されている古代日本社会の幾つかの側面を提示してみた。とは言え、考察の対象を天皇家・貴族に限定したため、提示できたのはあくまでも一部の特権階級の生活風景であり、それ以外の者の生活風景を窺い知るためには、更なる研究をしなければならず、それを今後の課題としたい。

ところで、本研究で明らかになったように、個人名の研究は学際的なものであり、歴史学・言語学・社会学などの研究分野の研究方法や研究成果を援用することが必要不可欠である。ただし、同じ研究方法を使用したとはいえ、同じ成果が得られると過大な期待を持つわけにはいかない。例えば、個人名の研究と最も「親密」の関係にある歴史学では、社会全体の変遷を描くのが最終目的であり、同様な成果をそのまま個人名の研究に求めることはできない。というのは、個人名は歴史・文化を映し出す鏡とはなっているものの、そこに映し出されているのは人類社会の歴史変遷の一側面にすぎないからである。また、個人名の研究にとって、言語学の語彙の分析や語源の考証といった研究方法が大いに参考になる。しかし、言語学の研究対象である言語は人類思考の外部表象であり、意思伝達の確実性が求められ、社会的身分に由来する差があまり見られない。これに対し、名前はその発生・発展の歴史において、政治・経済・文化などの諸方面から影響を受け、階級性を帯びてくるのも所謂当然のことである。したがって、今後はこれらの点を十分に留意しながら、個人名の研究を進めていきたい。

最後に、この場を借りて今後の日本の個人名研究について、一つの提言をしてみたい。つまり、本書の執筆にあたって、『尊卑分脈』をはじめとする系図を活用したが、いずれの系図も実名を中心に書かれているため、実名未詳の者(その中に女性が圧倒的に多い)の名前の研究には向かない資料である。しかし、古代日本人の名前は実名という一種類しかないのではなく、同一集団の同一種類の名前を線で繋げてみれば、きっと興味深い何かが見えてくるのであろう。実際に、奥富敬之氏は、北条氏・足利氏・細川氏・佐竹家・徳川家などの武家の幼名を系図化し、それによっ

て、院政時代末期以来、武家では幼名にも通字が付けられるようになったことが明らかになったのである[①]。このような方法は今後の日本の個人名研究に大いに生かされるべきだと思われる。

① 奥富敬之『苗字と名前を知る字典』東京堂出版, 2007, pp. 197～201.

参考文献

〈日本語文献〉

☆一次資料

・倉野憲司・武田祐吉校注「古事記・祝詞」日本古典文学大系 1.岩波書店.1958
・秋本吉郎校注「風土記」日本古典文学大系 2.岩波書店.1958
・坂本太郎・他校注「日本書紀」(上・下).日本古典文学大系 67・68.岩波書店.1967・1965
・青木和夫・他校注「続日本紀」(1～5).新日本古典文学大系 12～16.岩波書店.1989～1998
・黒板勝美・国史大系編修会編「日本後紀・続日本後紀・日本文徳天皇実録」国史大系 3.吉川弘文館.1966
・黒板勝美・国史大系編修会編「日本三代実録」国史大系 4、吉川弘文館、1966
・黒板勝美・国史大系編修会編「類聚国史」(前篇・後篇).国史大系 5・6.吉川弘文館.1965
・黒板勝美・国史大系編修会編「本朝世紀」国史大系 9.吉川弘文館.1965
・黒板勝美・国史大系編修会編「日本紀略」(前篇).国史大系 10.吉川弘文館.1965
・黒板勝美・国史大系編修会編「日本紀略(後篇)・百錬抄」国史大系 11.吉川弘文館.1965
・黒板勝美・国史大系編修会編「扶桑略記・帝王編年記」国史大系 12.吉川弘文館.1965
・黒板勝美・国史大系編修会編「今鏡・増鏡」国史大系 21 下.吉川弘文館.1965
・黒板勝美・国史大系編修会編「律・令義解」国史大系 22.吉川弘文館.1966
・黒板勝美・国史大系編修会編「令集解」(前篇・後篇).国史大系 23・24.吉川弘文館.1966
・黒板勝美・国史大系編修会編「類聚三代格・弘仁格抄」国史大系 25.吉川弘文館.1965
・黒板勝美・国史大系編修会編「交替式・弘仁式・延喜式」国史大系 26.吉川弘文館.1965
・黒板勝美・国史大系編修会編「吾妻鏡」(前篇・後篇).国史大系 32・33.吉川弘文館.1964・1965
・黒板勝美・国史大系編修会編「尊卑分脈」(1～4).国史大系 58～60(下).吉川弘文館.1966～1967

- 佐竹昭広・他校注『万葉集』(1～3). 新日本古典文学大系 1～3. 岩波書店. 1999～2002
- 黒板勝美・国史大系編修会編『公卿補任』(1～5). 国史大系 53～57. 吉川弘文館. 1964～1965
- 橘健二校注『大鏡』日本古典文学全集 20. 小学館. 1974
- 藤岡忠美・他校注『和泉式部日記・紫式部日記・更級日記・讃岐典侍日記』日本古典文学全集 18. 小学館. 1971
- 長谷川政春・他校注『土佐日記・蜻蛉日記・紫式部日記・更級日記』新日本古典文学大系 24. 岩波書店. 1989
- 佐竹昭広・久保田淳校注『方丈記・徒然草』新日本古典文学大系 39. 岩波書店. 1989
- 永積安明・島田勇雄校注『保元物語・平治物語』日本古典文学大系 31. 岩波書店. 1961
- 松村博司・山中裕校注『栄花物語』(上・下). 日本古典文学大系 75・76. 岩波書店. 1964・1965
- 岡見正雄・赤松俊秀校注『愚管抄』日本古典文学大系 86. 岩波書店. 1986
- 東京大学史料編纂所編『大日本古文書』(編年之一). 東京大学出版会. 1901
- 竹内理三編『平安遺文』(古文書編 1～11). 東京堂出版. 1963～1964
- 東京大学史料編纂所編『御堂関白記』(上・中・下). 大日本古記録第 1. 岩波書店. 1953
- 東京大学史料編纂所編『九暦』大日本古記録第 9. 岩波書店. 1958
- 増補史料大成刊行会編『小右記』(1～3). 増補史料大成別巻 1～3. 臨川書店. 1975
- 増補史料大成刊行会編『権記』(1・2). 増補史料大成 4・5. 臨川書店. 1965
- 増補史料大成刊行会編『左経記』増補史料大成 6. 臨川書店. 1965
- 増補史料大成刊行会編『春記・春記脱漏及補遺』増補史料大成 7. 臨川書店. 1965
- 増補史料大成刊行会編『水左記』増補史料大成 8. 臨川書店. 1965
- 増補史料大成刊行会編『中右記』(1～7). 増補史料大成 9～15. 臨川書店. 1965
- 増補史料大成刊行会編『長秋記』(1・2). 増補史料大成 16・17. 臨川書店. 1965
- 増補史料大成刊行会編『兵範記』(1～5). 増補史料大成 18～22. 臨川書店. 1965
- 増補史料大成刊行会編『台記』(1・2). 増補史料大成 23・24. 臨川書店. 1965
- 増補史料大成刊行会編『台記別記』増補史料大成 25. 臨川書店. 1965
- 増補史料大成刊行会編『山槐記』(1～3). 増補史料大成 26～28. 臨川書店. 1965
- 増補史料大成刊行会編『吉記』(1・2). 増補史料大成 29・30. 臨川書店. 1965
- 九条兼実著『玉葉』名著刊行会. 1984
- 岸谷誠一校訂『平治物語』岩波書店. 1934
- 梶原正昭・山下宏明校訂『平家物語』(四). 岩波書店. 1999
- 島津久基校訂『義経記』岩波書店. 1939
- 塙保己一編『群書類従』(第 2 輯・帝王部;第 4 輯・系譜部). 経済雑誌社. 1898
- 塙保己一原編;太田藤四郎補編『続群書類従』(第 5 輯上～第 7 輯下). 続群書類従完成会. 1957～

1959
・本居宣長『古事記伝』(大野晋編『本居宣長全集』(第九巻～第十二巻). 筑摩書房. 1976)
・飯田武郷『日本書紀通釈』(第1～第5). 内外書籍. 1930
・神宮司庁編『古事類苑』姓名部. 吉川弘文館. 1985
・帝国学士院編『帝室制度史』(第六巻). 帝国学士院. 1945
・吉田賢抗『論語』新訳漢文大系1. 明治書院. 1991
・竹内照夫『礼記』(上). 新釈漢文大系27. 明治書院. 1971
・鈴木由次郎『易経』(下). 全釈漢文大系10. 集英社. 1974
・井上秀雄・他訳注『東アジア民族史1——正史東夷伝』(全二巻). 平凡社. 1974
・石原道博編訳『新訂魏志倭人伝・他三篇』岩波書店. 1985
・小野郊一『文選』(文章編). 五. 全釈漢文大系30. 集英社. 1975
・施耐庵作・駒田信二訳『水滸伝』(上). 中国古典文学大系第28巻. 平凡社. 1967
・笑笑生作;小野忍・千田九一訳『金瓶梅』(上). 中国古典文学大系第33巻. 平凡社. 1967
・曹霑作・伊藤漱平訳『紅楼夢』(上). 中国古典文学大系第44巻. 平凡社. 1969
・趙翼著・長澤規矩也編『廿二史箚記』和刻本正史別巻之八. 古典研究会. 1973

☆単行本
・穂積陳重『実名敬避俗研究』刀江書院. 1926
・渡辺三男『日本人の名まえ』北辰堂. 1958
・渡辺三男『日本の人名』毎日新聞社. 1967
・渡辺三男『日本人の姓名』ぎょうせい. 1982
・阿部武彦『氏姓』至文堂. 1960
・角田文衛『王朝の映像』東京堂出版. 1970
・角田文衛『日本の女性名』(上). 教育社. 1980
・森三樹三郎『「名」と「恥」の文化』講談社. 1971
・高梨公之『名前のはなし』東京書籍. 1981
・黒木三郎・村武精一・瀬野精一郎『家の名・族の名・人の名——氏』三省堂. 1988
・豊田国夫『日本人の言霊思想』講談社. 1980
・豊田国夫『名前の禁忌習俗』講談社. 1988
・寿岳章子『日本人の名前』大修館書店. 1990
・丹羽基二『知ったら驚く名前の由来と祖先の秘密』. 廣済堂出版. 1992
・鈴木棠三『言葉と名前』秋山書店. 1992
・田中克彦『名前と人間』岩波書店. 1996

・奥富敬之『日本人の名前の歴史』新人物往来社. 1999
・奥富敬之『名字の歴史学』角川書店. 2004
・奥富敬之『苗字と名前を知る字典』東京堂出版. 2007
・上野和男・森謙二編『名前と社会——名付けの家族史』早稲田大学出版部. 1999
・星田晋五『名前の研究』近代文芸社. 2002
・坂田聡『苗字と名前の歴史』吉川弘文館. 2006
・日置昌一編『日本系譜綜覧』講談社. 1990
・日置昌一編『日本歴史人名辞典』講談社. 1990
・米田雄介編『歴代天皇・年号事典』吉川弘文館. 2003
・島村修治『外国人の姓名』帝国地方行政学会. 1971
・21 世紀研究会編『人名の世界地図』文藝春秋. 2001
・松本脩作・大岩川嫩『第三世界の姓名——人の名前と文化』明石書店. 1994
・クロード・レヴィ＝ストロース著・大橋保夫訳『野生の思考』みすず書房. 1976
・フレーザー著;永橋卓介訳『金枝篇』(二). 岩波書店. 1996
・児玉幸多『日本史小百科＜天皇＞』東京堂出版. 1993
・高橋富雄『義経伝説』中央公論社. 1966
・渡辺保『源義経』人物叢書(新装版). 吉川弘文館. 1986
・五味文彦『源義経』岩波書店. 2004
・藤堂保明『漢字の起源』現代出版. 1983
・関根正直『禁秘抄講義』(訂正版). 中. 六合館. 1927
・仁井田陞『中国法制史』岩波書店. 1952
・中田薫『法制史論集』(一巻). 岩波書店. 1956
・原田敏明『宗教と民俗』東海大学出版社. 1970
・加地伸行『沈黙の宗教——儒教』筑摩書房. 1994
・村井章介・佐藤信・吉田伸之編『境界の日本史』山川出版社. 1997
・石井進・他著『詳説日本史』山川出版社. 2003
・渡部正一『日本古代・中世の思想と文化』大明堂. 1980
・古田武彦『古代は輝いていたⅢ——法隆寺の中の九州王朝』朝日新聞社. 1985
・江上波夫『騎馬民族国家』中央公論新社. 1991
・水野祐『日本古代王朝史論序説』(新版). 水野祐著作集一. 早稲田大学出版部. 1992
・井上光貞『日本国家の起源』岩波書店. 1960
・井上光貞『日本古代国家の研究』岩波書店. 1965
・林陸朗『上代政治社会の研究』吉川弘文館. 1969

・山田英雄『日本古代史攷』岩波書店. 1987
・直木孝次郎『奈良時代史の諸問題』塙書房. 1968
・直木孝次郎『飛鳥奈良時代の研究』塙書房. 1975
・吉田孝『律令国家と古代の社会』岩波書店. 1983
・赤木志津子『平安貴族の生活と文化』講談社. 1964
・橋本義彦『平安貴族社会の研究』吉川弘文館. 1976
・橋本義彦編『古文書の語る日本史』2・平安. 筑摩書房. 1991
・橋本義彦『平安貴族』平凡社. 1996
・橋本義彦『平安の宮廷と貴族』吉川弘文館. 1996
・河野房雄『平安末期政治史研究』東京堂出版. 1979
・藤木邦彦『平安王朝の政治と制度』吉川弘文館. 1991
・保立道久『平安王朝』岩波書店. 1996
・黒板伸夫『摂関時代史論集』吉田弘文館. 1980
・五味文彦『院政期社会の研究』山川出版社. 1984
・元木泰雄『院政期政治史研究』思文閣出版. 1996
・元木泰雄編『院政の展開と内乱』日本の時代史 7. 吉川弘文館. 2002
・佐藤進一『日本の中世国家』岩波書店. 1983
・溝口睦子『古代氏族の系譜』吉川弘文館. 1987
・荒木敏夫『日本古代の皇太子』吉川弘文館. 1985
・田中嗣人『聖徳太子信仰の成立』吉川弘文館. 1986
・田中貴子『聖なる女――斎宮・女神・中将姫』人文書院. 1996
・西郷信綱『源氏物語を読むために』平凡社. 1983
・高群逸枝『招婿婚の研究』1・2(橋本憲三編『高群逸枝全集』第 2・3 巻. 理論社. 1966 所収)
・服藤早苗『家成立史の研究――祖先祭祀・女・子ども』校倉書房. 1991
・服藤早苗『平安王朝社会のジェンダー』校倉書房. 2005
・吉海正人『平安朝の乳母達――『源氏物語』への階梯』世界思想社. 1995
・新田孝子『栄花物語の乳母の系譜』風間書房. 2003
・田端孝子『乳母の力――歴史を支えた女たち』吉川弘文館. 2005
・高橋崇『藤原氏物語』――栄華の謎を解く. 新人物往来社. 1998
・萩谷朴『枕草子解環』(四). 同朋社. 1981
・高橋秀樹『中世の家と親族』吉川弘文館. 1996
・成清弘和『日本古代の王位継承と親族』岩田書院. 1999
・成清弘和『日本古代の家族・親族――中国との比較を中心として』岩田書院. 2001

- 竹内誠監修『世襲について——芸術・芸能篇』日本実業出版社.2002
- 専修大学・西北大学共同プロジェクト『遣唐使の見た中国と日本——新発見「井成真墓誌」から何がわかるか』朝日新聞社.2005
- 金丸邦三主編『日中ことわざ対照集』燎原書店.1983
- 馮驥才作・納村公子訳『三寸金蓮』亜紀書房.1988

☆論文

- 栗田寛「古人名称考」(『栗里先生雑著』(三).現代思潮社.1980)
- 前田太郎「動物名に因んだ古代の人名」(日本歴史地理研究会編『歴史地理』29－4.1917)
- 喜田貞吉「「あぐり」といふ名.「あぐり」といふ姓」(日本学術普及会編『民族と歴史』2－2.1919)
- 稲垣光晴「朝鮮童名考」(上・下).(日本学術普及会編『民族と歴史』8－6.『社会史研究』9－1.1922・1923)
- 喜田貞吉「マロといふ名の変遷」(上・下).(日本学術普及会編『社会史研究』10－2・3.1923)
- 南方熊楠「トーテムと「命名」」(『南方熊楠全集』(第七巻).乾元社.1952)
- 坂本太郎「列聖漢風諡号の選進について」(『日本古代史の基礎的研究(下).制度編』東京大学出版会.1964)
- 和田萃「殯の基礎的考察」(史学研究会編『史林』52－5.1969)
- 直木孝次郎「古代における皇族名と国郡名との関係」(日本歴史学会編『日本歴史』284.1972)
- 田村竹二「禅僧の法諱に就て」(『日本禅宗史論集』(巻上).思文閣.1976)
- 森岡健二「日本人の名前」(『言語』58.大修館書店.1977)
- 吉田孝「祖名について」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』(上巻).吉川弘文館.1984)
- 飯沼賢司「人名小考——中世の身分・イエ・社会をめぐって」(竹内理三先生喜寿記念論文刊行会編『荘園制と中世社会』竹内理三先生喜寿記念論文集(下巻).東京堂.1984)
- 飯沼賢司「『職』と家の成立」(『歴史学研究』五三四.1984)
- 遠藤好英「命名と漢字・仮名」(『漢字講座』4.明治書院.1989)
- 土田直鎮「平安中期に於ける記録の人名表記法」(『奈良平安時代史研究』吉川弘文館.1992)
- 榎村寛之「諡号より見た古代王権継承意識の変化」(岡田精司編『古代祭祀の歴史と文学』塙書房.1997)
- 片岡直樹「持統天皇の呼称に関する一考察」(日本宗教文化史学会編『日本宗教文化史研究』3－1.1999)
- 中山千尋「天皇の諡号と皇統意識——漢風諡号の成立をめぐって」(日本歴史学会編『日本歴史』622.2000)

・土岐陽美「中大兄皇子の「中」に関する一考察」(日本歴史学会編『日本歴史』623. 2000)
・松木俊暁「「祖名」と部民制——大和政権における人格的支配の構造」(史学会編『史学雑誌』111－3. 2002)
・義江明子「推古天皇の讃え名"トヨミケカシキヤヒメ"をめぐる一考察」(帝京大学文学部史学科編『帝京史学』17. 2002)
・堀田幸義「近世武家社会における実名敬避俗と禁字法令——仙台藩を事例に」(史学会編『史学雑誌』112－10. 2003)
・富田正弘「中世史料論」(『岩波講座日本通史』(別巻 3). 岩波書店. 1995)
・村井章介「中世史料論」(『古文書研究』(五十). 1999)
・布村一夫「家族共同体論——「籍帳」における父系的兄弟的家族共同体のために」(佐々木潤之介編『家族史の方法』日本家族史論集 1. 吉川弘文館. 2002)
・吉岡眞之「古代人の通過儀礼」(『岩波講座・日本通史 6』古代 5. 岩波書店. 1995)
・服藤早苗「元服と家の成立過程」(前近代女性史研究会編『家族と女性の歴史 古代・中世』吉川弘文館. 1989)
・堀裕「天皇の死の歴史的位置——「如在之儀」を中心に」(史学研究会編『史林』81－1. 1998)
・佐藤長門「古代天皇制の構造とその展開」(歴史学研究会編『歴史学研究』755. 2001)
・山本一也「日本古代の近親婚と皇位継承——異母兄妹婚を素材として」(上・下). (古代学協会編『古代文化』53－8・9. 2001)
・官文娜「日本古代社会における王位継承と血縁集団の構造——中国との比較において」(国際日本文化研究センター編『日本研究』28. 2004)
・冨田節子「平安時代中期に於ける立后事情と外戚関係——特に道長の場合を中心として」(論集日本史刊行会・林睦朗編『平安王朝』有精堂出版株式会社. 1976)
・梅村恵子「天皇家における皇后の位置——中国と日本との比較」(伊東聖子・河野信子編『女と男の時空——日本女性史再考＜Ⅱおんなとおとこの誕生——古代から中世へ＞』藤原書店. 1996)
・吉川真司「天皇家と藤原氏」(『岩波講座・日本通史 5』古代 4. 岩波書店. 1995)
・下向井龍彦「国衙と武士」(『岩波講座・日本通史』第 6 巻・古代 5. 岩波書店. 1995)
・五味文彦「院政と天皇」(『岩波講座・日本通史』第 7 巻・中世 1. 岩波書店. 1993)
・石丸熙「院政の構造的特質について——十二世紀受領層の動向を中心に」(論集日本史刊行会・林睦朗編『平安王朝』有精堂出版株式会社. 1976)
・和田英松「歴史上に於ける乳母の勢力」(『国史国文の研究』雄山閣. 1926)
・秋山喜代子「乳父について」(史学会編『史学雑誌』99－7. 1990)
・秋山喜代子「養君にみる子どもの養育と後見」(片倉比佐子編『教育と扶養』日本家族史論集 10.

吉川弘文館．2003）
・西谷正浩「摂関家にみる中世的『家』の展開」（九州史学研究会編『九州史学』99・101．1991）
・梅村恵子「摂関家の正妻」（義江明子編『婚姻と家族・親族』日本家族史論集 8．吉川弘文館．2002）
・西野悠紀子「律令制下の氏族と近親婚」（女性史総合研究会編『日本女性史』1．東京大学出版会．1982）
・義江明子「古系譜にみる「オヤ—コ」観と祖先祭祀——「家」の非血縁原理の原型を求めて」（義江明子編『親族と祖先』日本家族史論集 7．吉川弘文館．2002）
・江守五夫「母系制と妻訪婚——社会人類学の立場から」（義江明子編『婚姻と家族・親族』日本家族史論集 8．吉川弘文館．2002）
・関口祐子「日本古代の婚姻形態について——その研究史の検討」（歴史科学協議会編『歴史評論』311．1976
・関口裕子「日本の婚姻」（義江明子編『婚姻と家族・親族』日本家族史論集 8．吉川弘文館．2002）
・久留島典子「婚姻と女性の財産権」（義江明子編『婚姻と家族・親族』日本家族史論集 8．吉川弘文館．2002）
・栗原弘「古代の離婚における女性の地位について」（義江明子編『婚姻と家族・親族』日本家族史論集 8．吉川弘文館．2002）
・明石一紀「古代・中世の家族と親族」（大日方純夫編『家族史の展望』日本家族史論集 2．吉川弘文館．2002）
・明石一紀「鎌倉武士の「家」——父系集団から単独的イエへ」（伊東聖子・河野信子編『女と男の時空——日本女性史再考＜Ⅱおんなとおとこの誕生——古代から中世へ＞』藤原書店．1996）
・杉本一樹「日本古代家族研究の現状と課題——関口裕子・吉田孝・明石一紀説を中心に」（大日方純夫編『家族史の展望』日本家族史論集 2．吉川弘文館．2002）
・五味文彦「中世の家と家父長制」（『家と家父長制』＜シリーズ比較家族 1＞早稲田大学出版部．1992
・瀬地山角「家父長制をめぐって」（佐々木潤之介編『家族史の方法』日本家族史論集 1．吉川弘文館．2002）
・榎本淳一「『国風文化』と中国文化——文化移入における朝貢と貿易」（池田温編『古代を考える・唐と日本』吉川弘文館．1992）
・崔世広「日本文化研究方法論」（『日本学刊』1998－3 期）
・平勢隆郎「殷周時代の王と諸侯」（『岩波講座』世界歴史 3・中華の形成と東方世界．岩波書店．1998 所収）

あり、つまり、人的交流の第一歩は姓名の認知からである。この交流は一方的なものではなく、許慎が言うように、人間の名付けという行動は人的交流を想定した上のものである。

寿章岳子氏は名前の機能として、見出し機能と表情機能とを挙げられているが、これらを交流の手段にまとめられることができよう。見出し機能について、寿章氏は、一個の名前が何某の存在を表現するに留まらず、他に予想外に幅広いことを自ずと示している。時代、性別、地域、年齢などを名前のあり方が表すことができ、表そうとしなくても自ずと現れることが多いと述べられている[①]。命名者の意識に関わらず、名前が自ずと情報を伝えることができたのは、名前の認知は単なる個体の識別ではなく、人的交流の一環ともされたためであろう。また、表情機能[②]という言い方も名前の表象としての役割に注目したものであり、やはり交流の手段の類に入るのであろう。

ほかに、王泉根氏が言う名前の「心理意義」とは、符号としての名前が人間の感覚器官（視覚・聴覚）に作用すると、人間はその人名の音声・形式・意味について連想をし、その結果、心理的暗示が与えられるということである[③]。これも名前の表象としての役割に注目した言い方だと言えよう。

以上は個人名の「一次的な機能」を見てきたが、次は個人名の「二次的な機能」について考えたい。

二、派生機能（二次的な機能）

（一）社会的分類

個人名の二次的な機能の中に、最も顕在化しているのは「社会的分類」の機能である。構造人類学の立場から命名や名前と親族組織に注目したフランスのクロード・レヴィ＝ストロース氏は、名前にはその人間の集団帰属を確認する「身分規定の認識としての名前」と、命名者自身の主観的状態を表現する「自由な創造物として

---

① 寿岳章子『日本人の名前』大修館書店, 1990. p. 104.
② 同上, pp. 104～106。
③ 王泉根『中国人名文化』団結出版社, 2000. pp. 16～19.

- 王泉根『中国人名文化』団結出版社. 2000
- 郭得山『説姓道名』杭州出版社. 2001
- 完顔紹元『中国姓名文化』上海古籍出版社. 2001
- 何暁明『姓名与中国文化』人民出版社. 2001
- 王大良『姓氏探源与取名芸術』気象出版社. 2001
- 汪澤樹『姓氏・名号・別称——中国人物命名習俗』四川人民出版社. 2003
- 楊寛『古史新探』中華書局. 1965
- 林耀華『原始社会史』中華書局. 1984
- 何星亮『中国図騰文化』中国社会科学出版社. 1992
- 王玉波『中国古代的家』商務印書館国際有限公司. 1995
- 顧鑒塘・顧鳴塘『中国歴代婚姻与家庭』商務印書館. 1996
- 李衡眉『昭穆制度研究』斉魯書社. 1996
- 銭杭『血縁与地縁之間——中国歴史上的聯宗与聯宗組織』上海社会科学院出版社. 2001
- 王勇主編『中日関係史料与研究』(第一輯). 北京図書館出版社. 2002
- 王勇・他著『中日「書籍之路」研究』北京図書館出版社. 2003
- 李卓『中日家族制度比較研究』人民出版社. 2004
- 楊柳『李商隠評傳——詩人的生死愛恨及其創作藝術』木鐸出版社. 1985
- 李時人『金瓶梅新論』学林出版社. 1991
- 程裕禎『中国文化要略』外語教学与研究出版社. 1998

☆論文

- 范玉梅「我国少数民族的人名」(『民族研究』1981(5))
- 楊希枚「論先秦所謂姓及其相関問題」(『中国史研究』1984 年第 3 期)
- 楊希枚「論久被忽略的『左伝』諸侯以字為諡之制」(『中国史研究』1987 年第 4 期)
- 張德鑫「生肖文化探」(耿龍明・何審主編『中国文化与世界』(論文集). 上海外语教育出版社. 1992)
- 馬馳「試論蕃人仕唐之盛及其姓名之漢化」(鄭学檬・冷敏述主編『唐文化研究論文集』上海人民出版社. 1994)
- 李学勤「先秦人名的幾個問題」(『古文献叢論』上海遠東出版社. 1996)
- 厳紹璗「日本における中国典籍」(蔡毅編『日本における中国伝統文化』勉誠出版. 2002)